令和 ８ 年 ６ 月

市川市議会定例会会議録

令和 8年　6月　5日　　開会
令和 8年　6月 29日　　閉会

市 川 市 議 会

目　　次

第１日　６月５日（金曜日）

○議事日程（第１号）……　1
○会議に付した事件（28件）……　1
○出席議員（41名）……　2
○欠席議員（なし）……　3
○説明のため出席した者の職氏名……　3
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……　4
○開会・開議……　6
○議長報告
・執行機関に対する出席要求……　6
○会議録署名議員指名……　6
○議長報告
・議会運営委員の辞任及び選任……　6
・議会改革特別委員の辞任及び選任……　6
○日程第１　会期の件……　6
○日程第２　市川市環境審議会委員の推薦について……　6
○日程第３　市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員の推薦について……　6
○日程第４　市長の所信表明
市　　長　　田　　中　　甲……　6
○日程第５　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第７　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
日程第８　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第９　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第10　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第８号　市道路線の廃止について
日程第13　議案第９号　市道路線の認定について
日程第14　議案第10号　市道路線の認定について
日程第15　議案第11号　副市長の選任について
日程第16　議案第12号　農業委員会委員の任命について
日程第17　議案第13号　農業委員会委員の任命について
日程第18　議案第14号　農業委員会委員の任命について
日程第19　議案第15号　農業委員会委員の任命について
日程第20　議案第16号　農業委員会委員の任命について

日程第21　議案第17号　農業委員会委員の任命について
日程第22　議案第18号　農業委員会委員の任命について
日程第23　議案第19号　農業委員会委員の任命について
日程第24　議案第20号　農業委員会委員の任命について
日程第25　議案第21号　農業委員会委員の任命について
日程第26　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第27　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
（一括議題）
・提案説明
副　市　長　松　丸　多　一……１４
副　市　長　本　間　和　義……１５
○議長不信任の動議
越　川　雅　史……１６
○休　憩……１６
○開　議……１６
○日程追加　発議第１号　議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議について
・討論
加　藤　圭　一（賛成）……１７
・否決……１８
○散　会……１８

第２日　６月15日（月曜日）

○議事日程（第２号）……１９
○会議に付した事件（43件）……２０
○出席議員（40名）……２１
○欠席議員（１名）……２２
○説明のため出席した者の職氏名……２２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２３
○開　議……２４
○日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について
日程第９　議案第９号　市道路線の認定について
日程第10　議案第10号　市道路線の認定について
日程第11　議案第11号　副市長の選任について
日程第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について
日程第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について
日程第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について
日程第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について
日程第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について
日程第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について
日程第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について
日程第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について
日程第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について
日程第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について
日程第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
日程第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
日程第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第31　報告第８号　専決処分の報告について
日程第32　報告第９号　専決処分の報告について
日程第33　報告第10号　専決処分の報告について
日程第34　報告第11号　専決処分の報告について
日程第35　報告第12号　専決処分の報告について
日程第36　報告第13号　専決処分の報告について
日程第37　報告第14号　専決処分の報告について
日程第38　報告第15号　専決処分の報告について
日程第39　報告第16号　専決処分の報告について
日程第40　報告第17号　専決処分の報告について
日程第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・代表質問
１．公　明　党　浅　野　さ　ち……２４
（補足質問者）　西　村　敦
企画部長　西　村　直
こども家庭部長　山　室　繁　央
福祉部長　寺　島　崇
保健部長　横　山　京　子
市民部長　山　影　聡　香
環境部長　湯　本　明　男
経済観光部長　高　橋　一　三
文化国際部長　日　暮　真　司
学校教育部長　小　林　義　行
教育振興部長　根　本　泰　雄
○休　憩……４４
○開　議……４４
西　村　敦……４５
市民部長　山　影　聡　香
文化国際部長　日　暮　真　司
企画部長　西　村　直
学校教育部長　小　林　義　行
教育振興部長　根　本　泰　雄
教育長　高　木　秀　人
２．創生市川・自民党　石　原　み　さ　子……５４
こども家庭部長　山　室　繁　央
学校教育部長　小　林　義　行
教育振興部長　根　本　泰　雄
福祉部長　寺　島　崇
道路交通部長　磯　部　高　志
経済観光部長　高　橋　一　三
スポーツ部長　小　島　信　也
企画部長　西　村　直
○休　憩……６６
○開　議……６６
石　原　み　さ　子（再）……６６
こども家庭部長　山　室　繁　央
学校教育部長　小　林　義　行
教育振興部長　根　本　泰　雄
福祉部長　寺　島　崇
道路交通部長　磯　部　高　志

経 済 観 光 部 長　　高　　橋　　一　　三
ス ポ ー ツ 部 長　　小　　島　　信　　也
○散　会 …… ７５

第３日　６月16日（火曜日）

○議事日程（第３号） …… ７７
○会議に付した事件（43件） …… ７８
○出席議員（40名） …… ７９
○欠席議員（１名） …… ８０
○説明のため出席した者の職氏名 …… ８０
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ８１
○開　議 …… ８３
○日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について
日程第９　議案第９号　市道路線の認定について
日程第10　議案第10号　市道路線の認定について
日程第11　議案第11号　副市長の選任について
日程第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について
日程第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について
日程第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について
日程第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について
日程第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について
日程第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について
日程第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について
日程第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について
日程第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について
日程第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について
日程第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて

日程第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて

日程第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて

日程第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて

日程第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて

日程第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて

日程第31　報告第８号　専決処分の報告について

日程第32　報告第９号　専決処分の報告について

日程第33　報告第10号　専決処分の報告について

日程第34　報告第11号　専決処分の報告について

日程第35　報告第12号　専決処分の報告について

日程第36　報告第13号　専決処分の報告について

日程第37　報告第14号　専決処分の報告について

日程第38　報告第15号　専決処分の報告について

日程第39　報告第16号　専決処分の報告について

日程第40　報告第17号　専決処分の報告について

日程第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

日程第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

日程第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・代表質問

３．新　しい　流れ　　石　原　よしのり……　８３

保　健　部　長　　横　山　京　子

こども家庭部長　　山　室　繁　央

学校教育部長　　小　林　義　行

教育振興部長　　根　本　泰　雄

文化国際部長　　日　暮　真　司

スポーツ部長　　小　島　信　也

企　画　部　長　　西　村　　直

危機管理監　　今　井　　隆

街づくり部長　　小　林　英　樹

４．自由民主の会　　加　藤　圭　一……　１０２

（補足質問者）　　細　田　伸　一

○休　憩……　１０３

○開　議……　１０３

○発言の訂正（教育振興部長）……　１０３

・答弁

財　政　部　長　　田　中　雅　之

こども家庭部長　山室　繁央
福祉部長　寺島　崇
街づくり部長　小林　英樹
総務部長　吉田　一弘
学校教育部長　小林　義行
文化国際部長　日暮　真司
保健部長　横山　京子
経済観光部長　高橋　一三
加藤　圭一（再）……１０７
財政部長　田中　雅之
こども家庭部長　山室　繁央
福祉部長　寺島　崇
街づくり部長　小林　英樹
保健部長　横山　京子
経済観光部長　高橋　一三
細田　伸一……１１５
街づくり部長　小林　英樹
福祉部長　寺島　崇
学校教育部長　小林　義行
総務部長　吉田　一弘
文化国際部長　日暮　真司
５．未来市川　竹内　清海……１２１
経済観光部長　高橋　一三
こども家庭部長　山室　繁央
スポーツ部長　小島　信也
保健部長　横山　京子
下水道部長　仙波　俊郎
道路交通部長　磯部　高志
○休　憩……１２７
○開　議……１２７
竹内　清海（再）……１２７
経済観光部長　高橋　一三
こども家庭部長　山室　繁央
スポーツ部長　小島　信也
保健部長　横山　京子
下水道部長　仙波　俊郎
道路交通部長　磯部　高志
○議事進行に関する発言
とくたけ　純平……１３７

○散　会 …… １３７

第４日　６月17日（水曜日）

○議事日程（第４号） …… １３９
○会議に付した事件（43件） …… １４０
○出席議員（40名） …… １４１
○欠席議員（１名） …… １４２
○説明のため出席した者の職氏名 …… １４２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… １４３
○開　議 …… １４５
○日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について
日程第９　議案第９号　市道路線の認定について
日程第10　議案第10号　市道路線の認定について
日程第11　議案第11号　副市長の選任について
日程第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について
日程第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について
日程第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について
日程第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について
日程第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について
日程第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について
日程第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について
日程第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について
日程第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について
日程第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について
日程第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
日程第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて

日程第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
日程第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第31　報告第８号　専決処分の報告について
日程第32　報告第９号　専決処分の報告について
日程第33　報告第10号　専決処分の報告について
日程第34　報告第11号　専決処分の報告について
日程第35　報告第12号　専決処分の報告について
日程第36　報告第13号　専決処分の報告について
日程第37　報告第14号　専決処分の報告について
日程第38　報告第15号　専決処分の報告について
日程第39　報告第16号　専決処分の報告について
日程第40　報告第17号　専決処分の報告について
日程第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・代表質問

６．いちかわ市民クラブ　つ　ち　や　正　順…… １４５
街づくり部長　小　林　英　樹
環境部長　湯　本　明　男
文化国際部長　日　暮　真　司
福祉部長　寺　島　崇

７．地域政党チームいちかわ　丸　金　ゆ　き　こ…… １５８
危機管理監　今　井　隆
街づくり部長　小　林　英　樹
環境部長　湯　本　明　男
スポーツ部長　小　島　信　也
総務部長　吉　田　一　弘
学校教育部長　小　林　義　行
文化国際部長　日　暮　真　司

○休　憩…… １６６
○開　議…… １６６
丸　金　ゆ　き　こ（再）…… １６６
危機管理監　今　井　隆
環境部長　湯　本　明　男
総務部長　吉　田　一　弘

文化国際部長　日暮真司
街づくり部長　小林英樹
８．日本共産党　清水みな子……１７２
保健部長　横山京子
教育振興部長　根本泰雄
総務部長　吉田一弘
街づくり部長　小林英樹
経済観光部長　高橋一三
学校教育部長　小林義行
選挙管理委員会事務局長　荒井義光
○委員会付託（議案第１～10号）……１８５
○採決（議案第11～22号）
・各同意……１８５
○採決（諮問第１号）
・異議ない旨答申……１８６
○採決（報告第１～３号）
・各承認……１８７
○散　会……１８７

第５日　６月23日（火曜日）

○議事日程（第５号）……１８９
○会議に付した事件（12件）……１８９
○出席議員（40名）……１８９
○欠席議員（１名）……１９０
○説明のため出席した者の職氏名……１９１
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……１９１
○開　議……１９３
○議長報告
・健康福祉委員長互選結果……１９３
○日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について

日程第９　議案第９号　市道路線の認定について
日程第10　議案第10号　市道路線の認定について
（一括議題）
・委員長報告
健康福祉委員長　つちや　正順……１９３
環境文教委員長　石原　よしのり……１９５
建設経済委員長　中村　よしお……１９６
総務委員長　浅野　さち……１９８
・討論
やなぎ　美智子（議案第６号に反対）……２００
越川　雅史（議案第６号に反対）……２０１
・各可決……２０１
○日程第11　請願第８－１号　ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願
・委員長報告
建設経済委員長　中村　よしお……２０３
・不採択……２０３
○日程第12　一般質問
１．国松　ひろき……２０３
⑴たばこ及びたばこ税に関する本市の認識並びに課題について
⑵市公式ウェブサイトのリニューアルについて
⑶市川市道ネーミングライツ事業について
財政部長　田中　雅之
管財部長　松丸　宏
総務部長　吉田　一弘
市民部長　山影　聡香
市長公室長　後藤　貴志
道路交通部長　磯部　高志
○休　憩……２１７
○開　議……２１７
２．野口　じゅん……２１７
⑴本市の情報発信及び広報戦略について
⑵文化都市の実現について
⑶中山参道活性化事業について
経済観光部長　高橋　一三
市長公室長　後藤　貴志
文化国際部長　日暮　真司
○休　憩……２２８
○開　議……２２８
３．つかこし　たかのり……２２８

⑴広報キャラクターの活用について
⑵ペットボトルの分別収集について
⑶市川市市民プールについて
⑷子どもに関わる政策（指定学校変更の制限変更、学校の安全対策、小児救急医療体制、児童精神科への受診、子ども医療費の窓口負担）について
市長公室長　後藤貴志
環境部長　湯本明男
スポーツ部長　小島信也
学校教育部長　小林義行
消防局長　吉村和弘
保健部長　横山京子
こども家庭部長　山室繁央
○散　会 …… ２３９

第６日　６月 24 日（水曜日）

○議事日程（第６号） …… ２４１
○会議に付した事件（１件） …… ２４１
○出席議員（40名） …… ２４１
○欠席議員（１名） …… ２４２
○説明のため出席した者の職氏名 …… ２４２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ２４３
○開　議 …… ２４４
○日程第１　一般質問
４．宮本　均 …… ２４４
⑴第42回市川市民納涼花火大会について
⑵中核市への移行について
⑶新たな公共施設等総合管理計画の策定について
経済観光部長　高橋一三
企画部長　西村直
財政部長　田中雅之
管財部長　松丸宏
５．川畑いつこ …… ２５２
⑴訪問看護事業者における車両駐車環境の現状と課題について
⑵制度の狭間にいる方への就労支援について
⑶コンビニ型コミュニティパントリー導入について
福祉部長　寺島崇
経済観光部長　高橋一三
環境部長　湯本明男
○休　憩 …… ２６２

○開　議 …… ２６２
６．廣　　田　　徳　　子 …… ２６２
⑴プラスチックの資源化に向けた取組について
⑵中核市へ移行する考えについて
⑶保育行政（民間保育職員の退職金制度、今後の方針）及び児童発達支援について
⑷新湾岸道路の整備について
環　境　部　長　　湯　本　明　男
企　画　部　長　　西　村　　直
こども家庭部長　　山　室　繁　央
道路交通部長　　磯　部　高　志
○休　憩 …… ２７４
○開　議 …… ２７４
７．沢　　田　　あきひと …… ２７４
⑴高齢者のＩＴリテラシーの向上について
⑵福祉行政（介護保険の運営方針及び取組、介護保険利用者等からの苦情への対応、本市職員のリテラシー）について
福　祉　部　長　　寺　島　　崇
危機管理監　　今　井　　隆
総　務　部　長　　吉　田　一　弘
副　　市　　長　　松　丸　多　一
○休　憩 …… ２８６
○開　議 …… ２８６
８．やなぎ　　美智子 …… ２８６
⑴政策決定プロセス及び市長の権限について
⑵下水道行政（下水道管路の特別重点調査、下水道法改正に係る認識及び今後の下水道事業、ウォーターＰＰＰに対する認識及び下水道事業における本市の責任）について
⑶ＪＲ下総中山駅の「南北通路」に対する本市の認識及び働きかけについて
企　画　部　長　　西　村　　直
財　政　部　長　　田　中　雅　之
下水道部長　　仙　波　俊　郎
道路交通部長　　磯　部　高　志
○散　会 …… ２９７

第７日　６月25日（木曜日）

○議事日程（第７号） …… ２９９
○会議に付した事件（１件） …… ２９９
○出席議員（40名） …… ２９９
○欠席議員（１名） …… ３００
○説明のため出席した者の職氏名 …… ３００

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ３０１
○開　議 …… ３０２
○日程第１　一般質問
９．石　　崎　　ひでゆき …… ３０２
⑴救急需要の高止まりと災害対応力強化を踏まえた消防職員体制について
⑵中東情勢等に伴う建設資材の不足・価格高騰と市内事業者支援について
⑶ｅスポーツ等を活用したデジタル人材育成について
消　防　局　長　　吉　村　和　弘
経済観光部長　　高　橋　一　三
管　財　部　長　　松　丸　　宏
スポーツ部長　　小　島　信　也
福　祉　部　長　　寺　島　　崇
こども家庭部長　　山　室　繁　央
学校教育部長　　小　林　義　行
10．小山田　　なおと …… ３１３
⑴就労支援について
⑵自治体情報システムの標準化について
⑶消防行政（火災出動の現状及び推移、消防署等の配置及び設置基準、北西部における消防体制の強化）について
福　祉　部　長　　寺　島　　崇
情報管理部長　　佐久間　　剛
企　画　部　長　　西　村　　直
消　防　局　長　　吉　村　和　弘
○休　憩 …… ３２７
○開　議 …… ３２７
11．堀　　内　　しんご …… ３２７
⑴デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて
⑵（仮称）押切・湊橋の整備に伴う周辺の交通対策及び地域経済の活性化について
⑶子育て施策における公園の位置づけと今後の整備計画について
⑷市川市のキャラクター「いっち」と「かっち」について
経済観光部長　　高　橋　一　三
道路交通部長　　磯　部　高　志
街づくり部長　　小　林　英　樹
こども家庭部長　　山　室　繁　央
市長公室長　　後　藤　貴　志
○休　憩 …… ３３６
○開　議 …… ３３６
12．中　　町　　け　　い …… ３３６
⑴飲料水及び給水機の確保について

⑵幼保行政（人材確保に向けた修学資金制度の創設、幼保人材支援センター創設）について
⑶本市職員の休暇制度を取り巻く状況について
⑷ゼロ歳から２歳までの児童発達支援等の無償化について
危機管理監　今井　隆
環境部長　湯本明男
学校教育部長　小林義行
こども家庭部長　山室繁央
総務部長　吉田一弘
消防局長　吉村和弘
福祉部長　寺島崇
○休　憩 …… ３４８
○開　議 …… ３４８
13. 久保川　隆志 …… ３４８
⑴道路行政（税務署通りの歩道のバリアフリー化、木下街道の整備状況と安全対策、木下街道と接続する道路の安全対策）について
⑵福祉行政（居住支援、単身高齢者支援、権利擁護支援）について
⑶動物愛護について
道路交通部長　磯部高志
福祉部長　寺島崇
環境部長　湯本明男
○散　会 …… ３６０

第８日　６月26日（金曜日）

○議事日程（第８号） …… ３６１
○会議に付した事件（１件） …… ３６１
○出席議員（39名） …… ３６１
○欠席議員（２名） …… ３６２
○説明のため出席した者の職氏名 …… ３６２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ３６３
○開　議 …… ３６４
○日程第１　一般質問
14. 冨家薫 …… ３６４
⑴災害時における要配慮者の避難について
⑵特別支援教育について
⑶市川漁港及び前面道路の整備・活用について
福祉部長　寺島崇
危機管理監　今井　隆
学校教育部長　小林義行
行徳支所長　小川広行

15. 稲　　葉　　健　　二 …… ３７４
⑴市民に貸出しをしている公共施設について
⑵保育士の支援について
⑶自治会との情報共有について
情報管理部長　　佐久間　　剛
管財部長　　松丸　　宏
教育振興部長　　根本　泰雄
企画部長　　西村　　直
福祉部長　　寺島　　崇
こども家庭部長　　山室　繁央
市民部長　　山影　聡香
○休　憩 …… ３８６
○開　議 …… ３８６
16. 石　　原　　たかゆき …… ３８７
⑴市内施設の暑さ対策について
⑵部活動の地域展開について
⑶「教育振興大綱具体化パッケージ」の見直しについて
道路交通部長　　磯部　高志
スポーツ部長　　小島　信也
教育振興部長　　根本　泰雄
学校教育部長　　小林　義行
企画部長　　西村　　直
○休　憩 …… ３９９
○開　議 …… ４００
17. 大　　場　　論 …… ４００
⑴市民サービスの提供に伴う業務委託の現状と今後のガバナンス強化について
⑵市川市の官公需における価格転嫁と公共調達の適正化について
⑶市内企業における社員の心のケアと人材定着支援について
管財部長　　松丸　　宏
経済観光部長　　高橋　一三
福祉部長　　寺島　　崇
保健部長　　横山　京子
○休　憩 …… ４１１
○開　議 …… ４１１
18. 中　　村　　よしお …… ４１１
⑴カラス被害防止について
⑵都市公園政策について
環境部長　　湯本　明男
街づくり部長　　小林　英樹

○散　会 …… ４２３

第９日　６月29日（月曜日）

○議事日程（第９号） …… ４２５
○会議に付した事件（10件） …… ４２５
○出席議員（40名） …… ４２５
○欠席議員（１名） …… ４２６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ４２６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ４２７
○開　議 …… ４２９
○６月16日のとくたけ純平議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　　長　　大久保　　たかし …… ４２９
とくたけ　　純　　平 …… ４２９

○日程第１　一般質問
19. 門　　田　　直　　人 …… ４２９
⑴子どもたちのＳＮＳ利用や規制について
⑵児童福祉法の改正等を踏まえた児童相談所の業務に係る本市の認識について
⑶いわゆる国保逃れへの対策について
⑷違法建築について
学校教育部長　　小　　林　　義　　行
こども家庭部長　　山　　室　　繁　　央
保　健　部　長　　横　　山　　京　　子
街づくり部長　　小　　林　　英　　樹
財　政　部　長　　田　　中　　雅　　之
・発言取消勧告
議　　長　　大久保　　たかし …… ４３７
門　　田　　直　　人 …… ４３７
・発言取消し留保
議　　長　　大久保　　たかし …… ４３８
・答弁
市　　長　　田　　中　　甲 …… ４３８
門　　田　　直　　人（再） …… ４３８
20. とくたけ　　純　　平 …… ４３８
⑴医療的ケア児の保育施設等利用までの流れについて
⑵環境行政（大柏川第一調節池緑地、市民プール解体とその後の整備計画に伴う生物多様性への配慮と対策）について
⑶市川市動植物園について
⑷市立学校におけるウサギの飼育について

⑸多文化共生の考え方について
⑹公の施設の利用制限に関する法務上の認識について
⑺都市公園制限行為許可申請への対応と考え方について
こども家庭部長　山室　繁央
環境部長　湯本　明男
スポーツ部長　小島　信也
経済観光部長　高橋　一三
総務部長　吉田　一弘
街づくり部長　小林　英樹
副市長　本間　和義
○議事進行に関する発言
越川　雅史……４５５
議長　大久保　たかし……４５５
○休　憩……４５５
○開　議……４５５
21. 越川　雅史……４５５
⑴仕様書から逸脱した業務運営が複数年継続されていた放課後子ども教室運営事業に関する市長及び教育長の総括並びに入札業務の適正性及び業務運営の適切性の確保に関する理事者の見解について
⑵昨今の気象状況に鑑み、バス停留所への必要な設備を整備することに対する市長の見解について
⑶学校運動場の継続的なメンテナンス及び現状の課題の解消に関する市長及び教育長の認識について
⑷教育施設周辺の河川等における劣悪な現状に関する認識並びに学校に相応しい環境の維持及び安全・防犯対策の観点から講じていくべき具体的措置に関する市長及び教育長の見解について
⑸執行機関の長としての発言の在り方に関する市長の認識及び市長の発言に関する理事者の認識について
学校教育部長　小林　義行
道路交通部長　磯部　高志
教育振興部長　根本　泰雄
下水道部長　仙波　俊郎
市長公室長　後藤　貴志
環境部長　湯本　明男
スポーツ部長　小島　信也
○休　憩……４６５
○開　議……４６５
22. にしむた　勲……４６５
⑴放課後子ども教室の運営について
⑵南沖公園における公園使用許可の問題について
⑶所信表明（民間からの校長登用、スポーツ指導者の招聘、太陽光パネル設置の推進、中核市移行）について
⑷市政運営におけるチェーン化、トークン化について

学校教育部長　小林義行
街づくり部長　小林英樹
・答弁
企画部長　西村直
環境部長　湯本明男
財政部長　田中雅之
経済観光部長　高橋一三
○休　憩 …… ４７８
○開　議 …… ４７８
○日程第２　発議第２号　核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について
日程第３　発議第３号　住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書の提出について
日程第４　発議第４号　全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出について
（一括議題）
・各可決 …… ４７９
○日程第５　発議第５号　国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議について
・否決 …… ４８０
○日程第６　発議第６号　いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議について
・討論
越川雅史（賛成） …… ４８０
・否決 …… ４８１
○日程第７　発議第７号　太田丈之議員に対する問責決議について
・質疑
加藤圭一 …… ４８２
竹内清海 …… ４８２
・可決 …… ４８３
○日程追加　発議第８号　いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議について
・否決 …… ４８３
○日程第８　委員会の閉会中継続審査の件 …… ４８４
○日程第９　委員会の閉会中継続調査の件 …… ４８４
○閉議・閉会 …… ４８４
――――――――――・――――――――――
○委員会審査報告書 …… ４８５
○閉会中継続審査申出書 …… ４８９
○閉会中継続調査申出書 …… ４９０
○会議録署名議員 …… ４９１
○令和７年12月市川市議会定例会会議録正誤表 …… ４９２

○令和８年２月市川市議会定例会会議録正誤表 ・・・

第　　１　　日

令和８年６月５日（金曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第１号）

令和８年６月５日（金曜日）午前10時開議

第１　会期の件
第２　市川市環境審議会委員の推薦について
第３　市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員の推薦について
第４　市長の所信表明
第５　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第６　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
第７　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
第８　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
第９　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
第10　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第11　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第12　議案第８号　市道路線の廃止について
第13　議案第９号　市道路線の認定について
第14　議案第10号　市道路線の認定について
第15　議案第11号　副市長の選任について
第16　議案第12号　農業委員会委員の任命について
第17　議案第13号　農業委員会委員の任命について
第18　議案第14号　農業委員会委員の任命について
第19　議案第15号　農業委員会委員の任命について
第20　議案第16号　農業委員会委員の任命について
第21　議案第17号　農業委員会委員の任命について
第22　議案第18号　農業委員会委員の任命について
第23　議案第19号　農業委員会委員の任命について
第24　議案第20号　農業委員会委員の任命について
第25　議案第21号　農業委員会委員の任命について
第26　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第27　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第１　会期の件
日程第２　市川市環境審議会委員の推薦について
日程第３　市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員の推薦について
日程第４　市長の所信表明
日程第５　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第６　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第７　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
日程第８　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第９　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第10　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第８号　市道路線の廃止について
日程第13　議案第９号　市道路線の認定について
日程第14　議案第10号　市道路線の認定について
日程第15　議案第11号　副市長の選任について
日程第16　議案第12号　農業委員会委員の任命について
日程第17　議案第13号　農業委員会委員の任命について
日程第18　議案第14号　農業委員会委員の任命について
日程第19　議案第15号　農業委員会委員の任命について
日程第20　議案第16号　農業委員会委員の任命について
日程第21　議案第17号　農業委員会委員の任命について
日程第22　議案第18号　農業委員会委員の任命について
日程第23　議案第19号　農業委員会委員の任命について
日程第24　議案第20号　農業委員会委員の任命について
日程第25　議案第21号　農業委員会委員の任命について
日程第26　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第27　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程追加　発議第１号　議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議について

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中　町	けい
つちや	正順

つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志

総務部長	吉田一弘
企画部長	西村直
財政部長	田中雅之
管財部長	松丸宏
情報管理部長	佐久間剛
文化国際部長	日暮真司
スポーツ部長	小島信也
市民部長	山影聡香
経済観光部長	高橋一三
こども家庭部長	山室繁央
福祉部長	寺島崇
保健部長	横山京子
環境部長	湯本明男
街づくり部長	小林英樹
道路交通部長	磯部高志
下水道部長	仙波俊郎
行徳支所長	小川広行
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	小林義行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内徹
事務局次長	米津孝成
議事課長	野村憲一
（議事担当）	
主幹	金子貴一
副主幹	神谷尊正
主査	大場辰磨
主任	北川陽介
主任	三澤啓成
（調査担当）	
主幹	金谷健史
主査	青木聖也
主任	菅野裕樹

主	任	荒	木	智	貴
主	任	伊	藤	祥	太
書	記	古	木	直	子

会　　議

午前10時７分開会・開議

○大久保たかし議長　ただいまから令和８年６月市川市議会定例会を開会いたします。

○大久保たかし議長　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○大久保たかし議長　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、加藤圭一議員及び石崎ひでゆき議員を指名いたします。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。去る３月12日、増田好秀議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに沢田あきひと議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

続いて、御報告申し上げます。去る４月12日の公職選挙法第90条の規定による議員の辞職に伴い、議会改革特別委員に１名の欠員が生じました。これに伴い、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに堀内しんご議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○大久保たかし議長　日程第１会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月30日までの26日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって会期は26日間と決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第２市川市環境審議会委員の推薦についてを議題といたします。

市川市環境審議会委員には堀内しんご議員を推薦いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって市川市環境審議会委員に堀内しんご議員を推薦することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第３市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員の推薦についてを議題といたします。

市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員については、竹内清海議員を推薦いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって市川市大町レクリエーションゾーン協議会委員に竹内清海議員を推薦することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第４市長の所信表明を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　皆さん、今定例会もどうぞよろしくお願いいたします。

本年４月の選挙において再選を果たすことができましたのは、市議会議員の皆様、また、市役所の職員に協力いただいた４年間の市政運営のおかげと心から感謝を申し上げます。

今議会は、２期目の最初の市議会定例会となります。開会に際し、市長として、今後の市政運営について所信の一端を述べさせていただきます。

ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナなどの紛争の終息が見えない中、新たに核を持つ国が核の脅威におびえ、武力を発動させ、世界経済に混乱を起こしています。既にエネルギー価格に対しては政府の対応が進められていますが、連動する物価高騰は日々の生活や経済活動に影響を及ぼし、市民生活を逼迫させ、様々な格差を拡大させていることを深刻に受け止めなければなりません。

また、経済的な格差は教育の格差にもつながります。子どもは自ら生まれ育つ環境を選択することはできません。その違いが教育の質や量に差を生じさせ、子どもたちの人生までも左右します。全ての子どもたちは無限の可能性を持っています。生まれ育った環境に関係なく、自らが希望する道を選択できる機会の平等を与えてあげなければなりません。

私は前期の４年間、市政に対する信頼の回復を最優先に市民目線、現場主義を掲げ、市政運営に取り組んでまいりました。その中で子育て支援の充実、地域経済の活性化、健康寿命の延伸、防犯・減災対策の強化などを含め、１期４年の公約を96.9％達成することができました。

市制施行から92年で人口50万都市となった今、本市が抱える課題は、より広範かつ複雑になってくると思われます。本市は、市民に最も近い基礎自治体として、弱い人やハンディキャップがある人の声にも耳を傾け、必要な支援を届けていかなければなりません。これからは50万都市にふさわしい行政サービスと都市の在り方を考え、従来の枠組みや目に見えない壁に惑わされることなく、住民のためにどうあるべきか、子どもの未来のためにどうあるべきかを基本に、柔軟な発想とスピード感を持って、本市を新たなステージに乗せていく決意でいます。

本市は健康寿命日本一をスローガンに掲げています。今後も健康寿命の延伸をさらに加速させるため、健康ポイントＡｒｕｃｏやゴールドシニアを対象とした施策を推進していくとともに、健康診断や各種がん検診の受診率を向上させるほか、予防接種や健康相談を実施するなど、病気の予防と早期発見に努めてまいります。

医療・介護需要が増大する中、健康維持に不可欠な医療体制に不安を抱える声が届いています。本市の南部では近隣市も含め高度医療機関へのアクセスが可能となりましたが、中部では中核的な医療機関の体制に変化があり、これを契機に３次救急を目指していかなければなりません。北部においては、基幹病院と呼べる規模の医療機関が不足しているなど、地域格差が顕在化しています。そこで、市全体を俯瞰した上で持続可能な医療体制を構築していくため、本年１月に市川市基幹病院会議を開催し、市内医療機関の皆さんと現状や課題を共有いたしました。これを足がかりとして、市民の皆さんが適切な医療を受けられるよう、医師会や医療機関との連携強化を図ってまいります。

本市では、これまで国に先んじて学校給食の無償化や第２子以降の保育料の無償化、また子ども医療費助成の拡大など、子育て家庭の経済的な負担を軽減する施策を進めてまいりました。さらに、より多くの家庭が安心して子どもを育てられる環境を整えるため、新たに第１子の保育料を無償化したいと考えています。あわせて、幼稚園・保育園施設に入る前の子どもを家庭で育てている世帯に対し、月額１万5,000円を支給する市川こども手当も創設し、幼保の共存を図りつつ、家庭での子育ても選択肢とすることで、多様な子育てスタイルを社会全体

でしっかりと支援してまいりたいと思います。また、新婚生活住まい応援補助金を引き続き実施するなど、若い世代の結婚と定住を促進してまいります。

子育てをしたい町を考える上で大切なのは教育です。令和８年度は教育改革元年と位置づけ、５つの重点方針を掲げ、教育委員会とともに推進することで子どもたちの育成に取り組みます。その一環として（仮称）言語探究科を新設し、探究的な学びを通じた読解力とコミュニケーション能力を高めつつ、英語教育のモデルを構築してまいります。

学校施設の老朽化が問題となっております。宮田小学校をはじめとした校舎の建て替え計画を進めるとともに、エアコンの設置、トイレの洋式化など、スピード感を持って整備してまいります。

教育改革元年は、新たな選択肢と目標を創出することで、本市の公教育を次の段階へ進めていくものです。少子化が進む時代だからこそ、より丁寧に子どもたち一人一人に寄り添い、個性や可能性を伸ばす特色ある学校づくりを本市が本腰を入れて考えていかなければなりません。

そこで子どもたちの新たな目標として、魅力ある市立高等学校の創設を県教育委員会と協議の上、考えていきたいと思います。その学校では、国際的な教育プログラムであるインターナショナル・バカロレア認定校として、知識の習得にとどまらず、自ら考え、表現し、世界の大学へ進学する資格の取得を後押ししていきたいと考えております。また、民間からの校長登用やスポーツ分野における優秀な指導者の招聘など、志を持って挑戦できる環境を整え、子どもたちの能力を大切に育てる教育の実現を目指したいと思うのです。また、支援が必要な児童生徒の増加に対応するため特別支援学校を増設してまいります。

教育は国の将来そのものであり、市川で育った子どもたちの選択肢を広げることは市川の未来の可能性を広げることにつながります。引き続き教育長とともに、魅力ある新たな教育環境の実現に向け、着実に歩みを進めてまいります。

人生100年時代、より豊かな人生を送るためにいちかわ市民アカデミー講座など、生涯を通じ学び続けられる仕組みを整えるとともに、民間企業や大学コンソーシアム市川と産官学連携を深めることで地域コミュニティーを活性化させ、活力あふれるまちづくりへつなげてまいります。

人と人とのつながりが希薄化する中、誰もが社会から孤立することなく、つながり支え合う地域共生社会の大切さが再認識されています。

児童虐待やヤングケアラー、ダブルケア、8050問題、地域からの孤立やひきこもりなど、従来の制度や分野の枠に当てはまらない制度のはざまにある課題にも対応するため、福祉よりそい相談窓口をはじめとする包括的な相談・支援体制を充実させ、社会参加につなげてまいります。

ゴールドシニアの皆さんには、引き続きチケット75による外出支援や、リハビリテーション専門職が指導するいちかわプログラムによるフレイル予防など、健康づくりに取り組めるよう後押しをしてまいります。

障がい福祉サービスの利用者は年々増加し続けています。本市では、医療的ケアを必要とする方の受入れ可能な施設が不足しているため、行徳地域に新たな生活介護施設を整備してまいります。

生活困窮世帯が抱える複合的な課題に寄り添う相談機関や、いちカレやフードリボン、子ども食堂、フードバンクなどの関係団体との連携を深め、孤立を防ぎながら、誰もが安心して暮らし続けられるよう、社会保障と生活支援の充実を図ってまいります。

また、地域福祉を支える基盤として、民生委員、児童委員、保護司、さらには社会福祉協議会の皆さんがそれぞれの立場から重要な役割を担っていただいております。今後も、これら関係団体との連携を一層強化し、情報共有や支援体制の充実を図りながら、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進してまいります。

本市はこれまで、国に先駆けて多様性を尊重する社会を推進するための指針を発表し、パートナーシップ・フ

ファミリーシップ届出制度の導入や、性の多様性への理解を深める教育環境の整備、ジェンダーレス制服の普及などに取り組んでまいりました。男女共同参画社会の実現に向け、女性の地位向上や男性の家庭参画の推進に取り組み、男女の不平等感や性別による役割分担意識の解消に努めます。引き続き人権をテーマとしたヒューマンフェスタの開催や、適正な時期にＬＧＢＴＱ＋の理解促進に向けた講座など、多様な価値観を認め合いながら、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて歩んでまいります。

本市の外国人住民は112か国、２万5,000人を超え、近年、さらに増加が進んでいます。多文化共生社会の実現には国籍や文化の違いを超え、たとえ時間をかけてでもお互いに理解、尊重し合う社会にしていかなければなりません。まずは、日本での生活ルールやマナーへの理解を深めてもらうように、やさしい日本語で作成したチラシ配布などを通じた情報発信を充実させてまいります。

本市は、姉妹・友好都市やパートナーシティであるアメリカ合衆国・ガーデナ市、中華人民共和国の楽山市、インドネシア共和国のメダン市、ドイツ連邦共和国のローゼンハイム市、フランス共和国のイッシー・レ・ムリノー市と様々な分野で交流を進めてきました。今後も市川市国際交流協会などと連携しながら、友好な交流を通じ相互理解と信頼醸成を図り、国際平和実現の一助としてまいります。

地震大国である我が国では、市民一人一人の防災意識を醸成するとともに、地域防災の核となるリーダーや消防団員、女性消防クラブ員の確保、育成に努め、人を育てる防災を推進してまいります。

避難所では、精神的、身体的に大きな負担がかかります。せっかく助かった命が間違っても避難所生活で失われることがないよう、避難所環境のハード面の整備に加え、民間企業や他自治体との災害協定などにより、ソフト面においても災害時の支援体制を強固なものにしてまいります。また、防災ＤＸを推進することで、現場の情報を正確かつ迅速に災害対策本部へ伝達し、的確な判断を下すことを可能にしてまいります。

火災や災害などから市民の生命と暮らしを守る消防行政は、地域社会の安全と安心の礎となるものです。行徳地域を管轄とする南消防署は老朽化が進んでいます。住民と話合いの上、南消防署を新浜幼稚園跡地へ移転し、これまでの消防機能に加え、救急搬送、また災害時の拠点として十分な規模を有する施設を整備してまいります。

令和７年には、過去５年間で最多となる2,900件もの犯罪が市内で発生いたしました。多発している犯罪を未然に防止し、市民の皆さんが不安を感じることのない安全で安心な町をつくらなければなりません。現在、市内には約1,600台の防犯カメラが設置されておりますが、自治会を通じて市民の皆さん方の御要望や市川警察署、行徳警察署の意見などを聞きながら、より犯罪抑止効果の高い場所へ防犯カメラを新設いたします。

また、路上喫煙禁止区域の適正な管理やマナーの向上のため、市民マナー条例推進指導員の巡回を継続するとともに、適切な場所に喫煙所の設置も検討してまいります。

自転車の交通ルール違反が事故につながるケースが日常的に起こっています。昨年の事故件数は820件で、そのうち３分の１が自転車が絡んでいる事故です。このような事故を減少させるため、今年の４月１日に改正されました道路交通法の周知啓発に努めるとともに、自転車レーンの整備を進め、誰もが安心して快適に通行できる町を目指してまいります。

今年度より、2050年までのまちづくりの方針を定めた都市計画マスタープランが始まりました。その中では、都市整備の基本目標を定め、より多くの人に本市に住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを進めてまいります。

本八幡駅北口駅前地区の再開発は権利変換に進む段階になりました。駅前エリアの商業施設の充実、狭隘な道路の拡幅などを課題とし、地域住民の声に耳を傾けながら、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発組合と行政が連携し、災害に強く、にぎわいのあるエリアとしてまいります。

また、信篤地域においては、公民連携（ＰＰＰ）の手法を取り入れ、計画されている複合施設は、従来の公共施設に加え、地域の多様なニーズに応える新たな拠点として整備し、災害時には防災拠点としての機能も備えることができるように進めてまいります。

現在、北千葉道路、新湾岸道路、江戸川水閘門、仮称押切・湊橋など、大規模な整備計画が複数進んでいます。これらの道路や橋は、本市から東京都や成田空港への物や人の流れを活性化させる、交通の新たな要となるものです。事業の早期実現に向けて、国や県に私、市長自ら働きかけるとともに、これからの道路を十分に生かした町の姿を検討してまいります。また、町なかの交通渋滞を解消するため、道路の幅員や右折レーンの新設など、道路の整備や無電柱化の計画を加速させるなど、歩行者が安心して通行できる環境を一つ一つ整えてまいります。

公共交通機関が手薄となっている地域においては、引き続き移動プラン75におけるデマンド型乗り合いタクシーにより移動手段を確保してまいります。

下水道普及率は、令和７年度末で81.2%に達し、ようやく80%台に乗せることができました。しかし、同時に施設の老朽化という大きな課題も抱えており、管の腐食や破損による道路陥没などのリスクが顕在化しています。下水道施設を健全に維持するため、定期的な調査によるリスク管理の徹底と市川市下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な長寿命化を図ってまいります。

また、近年の気候変動に伴う台風の大型化や集中豪雨は、私たちの暮らしを脅かす深刻な問題となっています。浸水被害を最小限に食い止めるため、雨水管渠など下水道施設の計画的な整備により、本市の排水機能を強化してまいります。市川南ポンプ場は令和９年３月の完成を予定しており、これによって治水対策を一層強固なものにしてまいります。

本市の空き家は増加傾向にあり、その一部は適切な管理がなされていない状況です。実態の把握を徹底し、空き家の除去に伴う費用や、地域活性化に資する施設に改修する際の費用の補助を行います。また、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部長を空家対策推進参与にお招きし、空き家の活用を促進しているところです。

老朽化した市営住宅に対しては、市川市住宅セーフティネット計画に基づき、誰もが安心して暮らせるよう計画的な修繕工事や設備更新を行い、安全性を確保します。また、住宅のリフォーム支援やマンションの耐震診断に対する補助を継続してまいります。

夏季における猛暑から市民の生命を守るため、民間施設も含めて市内各地にクーリングシェルターを利用できる環境を整えてまいります。

折しも本日は世界環境デーに当たります。地球温暖化の問題から目をそらすことなく、できる限り対策を行い、二酸化炭素排出量を2030年までに50%削減、2050年までに実質ゼロという温室効果ガス削減に向けた取組を進めてまいります。

本市が国から選定を受けた脱炭素先行地域としての取組は、賃貸集合住宅が多い都市部におけるモデルケースとして期待されています。太陽光パネルの設置、窓の断熱化、クリーンエネルギーへの転換、これを３本の柱として成果を出し、本市のいちかわクリーンエネルギー株式会社を核としたエネルギーの地産地消を加速させ、町の魅力を高めてまいります。

ごみの分別収集については、今まで徹底できていなかったことを反省しなくてはいけません。既に横浜市では、市長のリーダーシップにより、市民、事業者、行政が一体となって15品目の分別を定着させ、ピーク時に比べ、ごみの排出量を半分近くまで減少させました。本市におきましても、市民の皆さん方の御理解と御協力の下、ごみの分別収集を徹底し、再資源化、減量化を着実に進め、環境先進都市市川を実現してまいります。

生命の尊厳とは、人や動物の命を守ることだけではありません。北部に多く見られる緑地や減少しつつあるクロマツなどの樹木の保存にも努めてまいります。

里海での三番瀬の自然環境を再生するには、傷ついたままの自然に手を加え、浅瀬にすむ生態系の復元に努めてまいります。事前覆砂は、その効果が検証され、今後は漁業協同組合や環境団体と協力し、生命あふれる海とするため三番瀬の干潟再生を行い、次世代へつないでまいります。

昨年はいちにゃんサポートを開設しましたが、地域猫活動への支援をさらに改善し、中核市に移行した際には動物愛護センターも視野に入れ、多様な生き物の命が尊重される施策を進めてまいります。

老朽化する公園施設については、定期的な点検を行い、誰もが安全に安心して利用できるよう整備するとともに、インクルーシブ遊具の導入も検討し、年齢の差や障がいの有無にかかわらず、誰もが笑顔で遊べる環境を広げてまいります。

市川の象徴である江戸川や真間川、大柏川などの水辺空間は、都市の魅力を高めるかけがえのない財産です。治水対策とともに水の浄化を進め、市民の皆さんの心に潤いを与える交流の拠点にしたいと考えています。明日開催される江戸川・水フェスタｉｎいちかわや水辺ウォーク、水辺クルーズなどのイベントを通じ、市民の参加による水辺のまちづくりをこれからも進めてまいります。

市民ニーズや地域課題が複雑化する中で地域住民の支え合いが欠かせません。そのために、市内225自治会と各地区の連携を深める自治会連合協議会が果たす役割は重要となっています。今後も自治会コミュニティ活動支援補助金や集会施設の建て替え費用補助など、自治会活動を積極的に支持してまいります。また、人と人とのつながりや地域の愛着を育むため、市民まつりをはじめとする地域のお祭りやイベントを後押ししてまいります。

さらに、デジタル時代に即した支援として、これまでの回覧板や掲示板で確認していた情報をスマートフォンでタイムリーに受け取ることができる電子回覧板の導入、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを活用した地域活動の活性化を図ってまいります。

市民活動団体が活躍しやすくするよう、公民館や八幡市民交流館ニコット、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯなどを活用していただき、イベントや講座開催で市民の交流を深める取組も充実させてまいります。

本市は、古くから文人墨客に愛された町です。三田文学会の御協力の下、永井荷風文学賞を創設し、本年は第２回の授賞式を行う予定でおります。日本を代表する芸術家120人から成る国の栄誉機関、日本芸術院の会員であり、日展理事長も務められた市川市名誉市民、洋画家、中山忠彦先生がお亡くなりになられたことは残念でなりません。中山先生をはじめ、市内の芸術家の作品を鑑賞できる場として、市内に点在する芳澤ガーデンギャラリーや木内ギャラリー、東山魁夷記念館、郭沫若記念館などの施設を生かし、拠点となる美術館を開設したいと考えております。これからも市民の皆さんが文化、芸術を身近に感じ、自ら創造を楽しむことができるイベントの開催や文化施設の充実、各団体との連携強化などを進めてまいります。

昨年、第６回全国国府サミット　ｉｎ　市川が開催され、国府があった町市川の発信をすることができました。今後も本市に残された多くの歴史・文化遺産を後世に継承してまいります。

また、行徳のみこし文化と祭礼を市の無形民俗文化財に指定いたしましたが、無形民俗文化財の維持管理に係る補助金を交付するほか、担い手の発掘、育成に取り組んでまいります。かつて塩田として栄えた歴史を生かし、行徳の塩を現代に復活させることで郷土への愛着を醸成したいと考えております。

令和６年度から市内全域で運用を開始したデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯによる令和７年度の経済効果は20億8,000万円と試算されました。６月４日時点で加盟店舗数は1,223店舗、利用者数も19万3,613人まで増加しております。今後も地域経済活性化の核として物価高騰にも対応していくほか、クリーン作戦への参加やカーボンニュートラルの推進などの取組には行政ポイントを発行してまいります。

活力ある町であり続けるためには、商店会の存続や商店街の活性化は不可欠です。中山参道活性化事業をはじめ、集客力を高めるためのイベントへの助成などを進めるとともに、街路灯やアーケードの電灯設置など、商店街を整備するための補助金を交付してまいります。

中小企業事業者の経営基盤の安定化を図るため、融資制度を通じて支援を実施します。今後も市川商工会議所の親会、女性会、青年部、商店会連合会、また市内工業会と連携を深め、地域商工業の振興と活性化に取り組んでまいります。

本市の農業は、市川のなしをはじめ都内近郊の立地を生かした野菜、花卉、栽培が盛んです。ＪＡいちかわ（市川市農業協同組合）と協力し、梨の花粉を採取する梨花隊への参加を推進してまいります。また、農作業の効率化を図るとともに、加工品開発の支援を通じた農産物の付加価値を高めることで販路拡大を牽引してまいります。

本市は市川市漁業協同組合と連携し、いちかわ三番瀬まつりなどのイベントを開催し、市民が海に親しめる機会を創設していますが、一方で市川漁港の改修を行い、漁業環境を整備しなければなりません。ノリ養殖やアサリ、ホンビノス漁などを営む漁業経営者を支援したいと思います。引き続き力強いトップセールスと、農業、漁業それぞれの協同組合との緊密な連携、そして現場の環境整備を統合的に進めることで農林水産業が持続できるように協力を続けてまいります。

思いがけず、市川市動植物園のニホンザル、パンチ君が世界的に注目を集め話題となっていますが、職員、スタッフの努力を多としたいと思います。また、クラウドファンディングによるおさるーむの整備もあり、市川ファンの輪が広がっているように思います。この機会を逃さず、歴史、文化、自然が調和した市川市をＳＮＳなどで発信してまいります。

本年開催されたミラノ・コルティナ冬季オリンピックにおいて、本市在住の中井亜美選手が見事銅メダルを取得されました。今定例会中に市民栄誉賞をお渡ししたいと思います。

長い間市民に親しまれた既存の市民プールは、施設としては老朽化し、いつ事故が起こるか分からないと心配をしていました。大変残念ですが、本年の夏をもって終了し、三番瀬や行徳近郊緑地があるオーシャンビューの開放的な景観を持つ塩浜にプールの移設を計画してまいります。

スポーツには人と人をつなぎ、町に一体感を生み出す力があります。市民がスポーツに触れられる機会を創出するため、今後も包括協定などを締結している千葉ジェッツや千葉ロッテマリーンズ、ブルーサンダース、クボタスピアーズ船橋・東京ベイと力を合わせてまいります。さらに、本市をホームタウンとするサッカーチーム、ブリオベッカ浦安・市川などから、引き続きＪリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には整備を検討してまいります。また、新たなスポーツ分野として、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できるｅスポーツの振興に取り組んでまいります。

市川市スポーツ協会、スポーツ推進委員などと連携しながら、スポーツが持つ多面的な魅力を最大限に生かし、障がいの有無や年齢にかかわらず、全ての市民が自分に合った形でスポーツができる環境を充実させてまいります。

デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯと併せ、各種オンライン申請など、電子市役所を目指したＤＸを推進してまいりました。今後はこうした取組を一歩進め、法令や業務マニュアルなど情報を学習させた生成ＡＩを導入し、全庁的な活用を本格化します。

さらに、外部有識者をＣＩＯ補佐官として招聘することを検討し、高度な知見を最大限に活用することで、最新のテクノロジーを市民一人一人の幸せにつなげる次世代の行政運営を強力に推し進めてまいります。

これまで「広報いちかわ」において市長コラムを95回にわたり掲載し、市長をより身近に感じていただけるよ

うに意識してまいりました。また、タウンミーティングをこれまで43回開催したのも、様々な地域の現場に赴き、直接市民の声に耳を傾けるべきだと思ったからです。今後もこうした対話の機会を大切にし、市民の皆さんが地域で望んでいることを確認した上で順次対応してまいりたいと思います。

また、防災や災害時の緊急情報を迅速かつ分かりやすく届けるために「広報いちかわ」やＳＮＳ、ユーチューブなどを活用してまいります。加えて、インフラが被災した場合でも、より幅広い世代へ情報が届けられる仕組みを考えてまいります。

市川を愛し、この町で生きることを選んでいただいた皆さんが増え、今、人口50万人という節目を超えることができました。しかし、全ての子どもたちがおなかいっぱい食べ物を食べて笑顔で暮らせる町になっているのか、誰もが最善の医療や福祉サービスを受けられる町になっているのか、義務教育にとどまらず高等学校も含め、連続した学びの中で子どもたちが世界に羽ばたく可能性を秘めた町になっているのか、市民の協力を得て、本気でごみの分別を行う町になっているのかと自分自身に問いかけております。

もしかすると、本市は緑や自然を残してはいるものの、東京に隣接するという地政学的優位性だけに依存して、あぐらをかいてきた町だったのではないでしょうか。これからの市川市は、本当の意味で誰一人取り残すことなく、自立し、自らの意思で歩み続ける町へと変貌を遂げていかなければなりません。その第一歩として、人口規模にふさわしい行政サービスを市民の皆さんに届けていくため、中核市への移行に向けて検討を進めていきたいと考えております。

これまで県が担ってきた保健所や児童相談所、さらには動物愛護センターなど、市民生活に密接に関わる分野において、市がより主体的に役割を担うことが可能となり、とりわけ子どもや高齢者、障がいのある方など、支援を必要とする方々やネグレクト、ヤングケアラーといった、表面化しにくく、家庭や地域の中に埋もれがちな課題にも責任を持ち、スピーディーな対応ができるようになるからであります。さらに、感染症対策をはじめ保健分野においても、市民に近い立場で情報を集約し、迅速に意思決定ができれば、よりきめ細やかな支援が可能となるでしょう。

本市は東京23区を除き、全国の市町村のうち28番目の人口規模を有する都市となりました。そのうち約370万人を有する横浜市から20番目の静岡市までは政令指定都市、21番目から26番目までは中核市となり、地方行政を運営しており、人口50万人を超えても、いまだ一般市のままなのは27番目の松戸市と本市だけという事実があります。御承知のように、現在、市川市は不交付団体です。中核市への移行をためらうことは、本来自分たちが担えるはずの権限を県に委ね続けることであり、自治体としての積極的な役割を遠ざけているものにほかなりません。中核市移行について、ぜひ市議会の皆様と議論を重ねていきたいと考えております。

結びに当たりまして、本市が将来にわたり持続可能な発展を遂げていくため、そして子どもから高齢者まで誰一人取り残すことなく、50万人全ての市民が心身ともに健康で生きがいと安心を実感しながら暮らすことのできる町となるため、これからも市民目線、現場主義を信条に、公正で透明性の高い市政運営を徹底し、精力的に活動を続け、市民の皆さんから信頼される行政を目指すことをお約束いたします。

２期目に託された責任の重みをしっかりと受け止め、両副市長と協力し、この町を次のフェーズに進めていくため、全力でかじ取りを行ってまいります。

市民の皆さん、そして議員各位の御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上で市長の所信表明は終わりましたが、所信表明に対する代表質問は、議事の都合により６月15日から行うことといたします。

○大久保たかし議長　日程第５議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第27諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

松丸副市長。

〔松丸多一副市長登壇〕

○松丸多一副市長　私からは議案第１号から議案第５号まで、議案第８号から議案第22号まで及び諮問第１号につきまして提案理由を御説明いたします。

まず、議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、公営住宅法施行規則の改正を踏まえ、庁内で特定個人情報を利用する事務に公営住宅の管理に関する事務を加えるとともに、当該事務で利用する特定個人情報を定めるものです。

議案第２号市長の退職手当の特例に関する条例の制定については、さきの市長選挙における公約に基づき、市長の退職手当を支給しないこととするものです。

議案第３号市川市税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限等を延長するとともに、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の改正を行うものです。

議案第４号市川市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、改修特別特定建築物に対して課する都市計画税の減額の割合を定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第５号市川市敬老祝金支給条例の一部改正については、長寿の節目を迎えた高齢者に寄り添い、長寿を祝福するため、敬老祝い金を誕生月に支給するものです。

議案第８号市道路線の廃止については、国道298号の整備に伴い、市道の一部が現存しない状況となっているため、市道2310号を廃止する必要があることから提案するものです。

議案第９号市道路線の認定については、国道298号の一部である菅野駅北側ロータリーの車道と別途廃止する市道2310号の現存する一部を併せ、新たに市道2374号として認定する必要があることから提案するものです。

議案第10号市道路線の認定については、本市が管理する第二本将跨線道路橋に至る道路の一部を拡幅整備するため、当該道路を認定する必要があることから提案するものです。

議案第11号副市長の選任については、本年７月12日をもって任期満了となる副市長を選任する必要があることから提案するものです。

議案第12号から第21号農業委員会委員の任命については、本年７月19日をもって任期満了となる農業委員会委員を任命する必要があることから提案するものです。

議案第22号固定資産評価審査委員会委員の選任については、本年７月３日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があることから提案するものです。

諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、任期満了となる委員１名に係る後任候補者の推薦について、市議会の意見を求めるものです。

私からは以上でございます。

○大久保たかし議長　本間副市長。

〔本間和義副市長登壇〕

○本間和義副市長　予算議案であります議案第６号及び議案第７号について御説明を申し上げます。

まず、議案第６号令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億5,835万9,000円の減額を行い、予算総額を2,018億7,084万1,000円とするものであります。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第２款総務費では、自治会活動を支援するため、デジタル回覧板を新たに導入する経費などのほか、本補正予算の財源調整のため、財政調整基金積立金の減額について、第３款民生費では、選べる市川子育てスタイルとして、保育料の第１子無償化を実施するための経費に加え、保育園等を利用していない世帯に対する支援として市川こども手当を支給する経費などについて、第４款衛生費では、インフルエンザ予防接種費用の助成を中学生まで拡大するための経費のほか、斎場の建て替えに伴い、斎場北側通路整備を実施するための経費などについて、第６款農林水産業費では、塩浜２丁目地先の干潟再生に向けた設計を実施するための経費について、第８款観光費では、寄附金を活用し、動植物園の猿山の環境を改善するための修繕経費について、第９款土木費では、人口50万人到達記念として、さくらオーナー制度による寄附金を活用した植樹を実施するための経費などについて、第11款教育費では、教育振興大綱具体化パッケージの推進として、公立小学校などに外国語指導助手を配置する経費などについて、それぞれ計上するものであります。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、分担金及び負担金から市債までの各歳入について補正を行うものです。

次に、地方債の補正では、総務費、衛生費、農林水産業費、観光費及び土木費の限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第７号令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、まず資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、高谷２号幹線建設事業の継続費の変更に伴い、本年度支出額を増額するとともに、その財源として、資本的収入において、公共下水道事業債及び工事費負担金について増額するため、それぞれ4,000万円の増額補正を行うものです。

継続費の補正では、高谷２号幹線建設事業について、継続費の総額及び年割額を変更するものです。

企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額を変更するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。議事の都合により、明６月６日から６月14日まで９日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明６月６日から６月14日まで９日間休会することに決定いたしました。

この際、暫時休憩……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　議事進行発言をさせていただきます。

ただいま議長は、以上をもちまして本日は散会といたしますではなく、この際とおっしゃいました。この際、暫時休憩いたしますと宣言されようとしているようですが、本日の議事日程は全て終わっております。休憩をする理由はないことから散会にすべきかと思います。

議長が御存じなのかどうか分かりませんが、議会の運営に関する事項は議会運営委員会が審査するものであって、これは地方自治法において規定されているところです。昨日開催された議会運営委員会では、本日配られた

次第のとおりの日程に決したわけですから、次第に記載された全ての日程が終結したら散会になることが決まっていたはずです。大久保議長においては、議長職に求められる基本的な知見を欠いた言動や、議長の権限や裁量を履き違えているのではないかという批判が高まって、２月定例会において不信任決議案が提出されたのは記憶に新しいところですが、まさにただいまからやろうとしているような、正当な理由があるかどうか分からない中での休憩の宣言も裁量権の濫用に当たるのではないかと懸念されるところです。議会運営委員会の決定を議長が一存で覆すという根拠はなく、裁量の及ばないことかと考えますが、大久保議長、もしこれから休憩に入るのであれば、どのような理由で休憩に入るのか、正当な理由があるのであれば、今、この公開の議場で、市民の皆様の前ではっきりと述べていただきたいと思います。

○大久保たかし議長　越川議員の議事進行にお答えをいたします。

円滑な議会運営を行うために、会派間の意見調整を行うために休憩をしたいと思っております。

越川議員。

○越川雅史議員　そういうことを一存で決められては困ります。それでは、議会運営委員会の皆さんは一体何のために昨日集まって議会の日程を話し合ったのでしょうか。議長の議運軽視と言われても仕方のない言動なのではないでしょうか。

いずれにしましても、大久保議長のこうした不適切な言動は、単発の判断ミスや一時的な対応上の問題と看過できるものではないと考えます。大久保議長が引き続き議長職にとどまることは本市議会の円滑かつ公正な運営に支障を及ぼし、混乱が生じることが懸念されることから、大久保議長に対する不信任決議案を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　ただいま越川雅史議員から議長の不信任との動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、越川議員に申し上げますが、ただいまの動議につきましては、後ほど文書にて御提出いただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時休憩

午後３時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、ただいま越川雅史議員から発議第１号議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議についてが提出されました。

お諮りいたします。この際、発議第１号を日程に追加し、直ちに議題とすることといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○にしむた　勲副議長　御異議なしと認めます。よって発議第１号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議第１号議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○にしむた　勲副議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○にしむた　勲副議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○にしむた　勲副議長　どちらの立場でしょうか。

〔「賛成の立場です」と呼ぶ者あり〕

○にしむた　勲副議長　ほかにありませんか。

加藤圭一議員。

〔加藤圭一議員登壇〕

○加藤圭一議員　ただいま議題となっております発議第１号議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議について、賛成の立場から討論いたします。

大久保たかし議長においては、議長職に求められる基本的な知見を欠いた言動や議長の権限及び裁量を誤って解釈していると受け取られかねない言動が繰り返されております。また、議長車の利用をめぐる対応についても、市民の理解と信頼を損なう行為が認められます。これら大久保議長の言動は、議長としての適格性に重大な疑義を生じさせるものであり、議会運営にも混乱と支障をもたらしております。

言うまでもなく、議会運営は地方自治法、市川市議会会議規則、先例等の諸規範に基づき、各会派及び各議員の意見を尊重しながら公平かつ円滑な合意形成を図ることが求められます。そして、その中心的役割を担う議長には諸規範に対する正確な理解と適正な運用が求められておりますが、大久保議長においては、諸規範に対する理解不足を露呈させる言動が繰り返されていることから、議長権限の範囲を適切に認識しているとは言い難いものであります。

そして何より問題なのは、そうした言動に対する指摘を受けても一向に改善する姿勢を見せない独善性にあります。その一例が、本年２月26日の本会議における議員の討論に対する対応であります。当該討論について、発言が議題外にわたり、または、その範囲を超えていたと認められる状況ではなかったにもかかわらず、大久保議長は討論中の議員名を繰り返し無用に叫び続け、結果として討論を中断させるに至ったわけであります。さらに、その対応の根拠を問われた際には、そういった制限があるわけではございませんと強弁しました。しかしながら、会議規則第55条は、議長が議員の発言を注意し、または発言を禁止することができる場合を、発言が議題外にわたり、または、その範囲を超えた場合に限定されております。したがって、議長が議員の発言内容に対して無制限に介入できるかのような見解は、会議規則の趣旨及び規定から明らかに逸脱しているばかりか、議員の発言権という重要な権利に関わる誤った言動であり、議長に求められる公平中立な議会運営に対する信頼を大きく損なうものであります。

また、議長車の利用をめぐる対応についても看過できない問題が認められます。大久保議長は、自宅から本庁舎まで約800ｍという距離であるにもかかわらず、本来不要な職員の残業代をも生じさせてまでわざわざ議長車による送迎を求めていたが、こうした利用は市民感覚との乖離が著しく、公金支出の妥当性を欠く議長権限の濫用と言わざるを得ません。そして令和８年３月５日の本会議に、かかる指摘を受けて以降、公式な説明も謝罪も

欠いたまま、ひそかに徒歩登庁に切り替えていた事実は、自宅から本庁舎まで約800ｍの送迎には合理的理由がなく、特権的な利用にすぎなかったとの指摘の正当性を大久保議長自らも認めたことを示唆していることにほかなりません。そして大久保議長は同月12日の２月定例会閉会と時を同じくして、一時的に休止していた公用車による送迎を秘密裏に再開していましたが、こうした一連の行為は公人としての倫理観を著しく欠いているものと評価せざるを得ません。

さらに、本年、６月５日に開催された本会議に至っては、大久保議長は全ての議事日程が終了していたにもかかわらず、円滑な議会運営を行うために、会派間の意見調整を行うための休憩をしたいと思っておりますなどと、自身の一方的な理由だけを根拠に休憩を宣告しようとしておりましたが、これは前日の同月４日に開催された議会運営委員会の決定を軽視する言動にほかなりません。

そもそも議会の運営に関する事項は議会運営委員会が所管する事項でありまして、地方自治法第109条第３項に規定されていることであり、議会運営委員会の決定を議長の一存で覆すことができる法的根拠はどこにもございません。円滑な議事運営のため、会派間の意見調整を行うためという説明は、一見すると、もっともらしく聞こえますが、円滑な議事運営のための会派間の意見調整は各派代表者会議や議会運営委員会が担う機能であることにも鑑みれば、本会議場にて突如として一方的にこのような発言をする姿勢にも、議長職に求められる基本的な知見の欠如や議長の権限及び裁量の履き違えが露呈していると評価せざるを得ません。加えて、多くの理事者や職員を実質的に拘束してまで円滑な議事運営のための会派間の意見調整を図らねばならないという事情も存在しないことから、やはり権限の濫用以外の何物でもないと言わざるを得ません。

以上の諸点は、単発の判断ミスや一時的な対応上の問題として看過できるものではありません。むしろ議長権限に対する理解、公平中立であるべき議長としての自覚、そして市民に対する説明責任の在り方について、重大な問題が存在することを示すことにほかなりません。かかる状況下においても、大久保議長が引き続き議長職にとどまるということは本市議会の円滑かつ公正な運営に支障を及ぼすおそれがあるばかりか、市民の議会に対する信頼を大きく失墜させることも懸念されます。よって、本市議会は大久保たかし議長を信認せず、その不信任を議決するものでございます。

以上、決議いたします。

○にしむた　勲副議長　これをもって討論を終結いたします。

これより発議第１号議長としての資質に欠ける言動を繰り返し、議会運営に混乱と支障を来す大久保たかし議長に対する不信任決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数。よって本案は否決されました。

しばらくお待ちください。

〔副議長退席・議長着席〕

○大久保たかし議長　本日はこれをもって散会いたします。

午後３時13分散会

第　　２　　日

令和８年６月 15 日（月曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第２号）

令和８年６月 15 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第８　議案第８号　市道路線の廃止について
第９　議案第９号　市道路線の認定について
第10　議案第10号　市道路線の認定について
第11　議案第11号　副市長の選任について
第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について
第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について
第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について
第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について
第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について
第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について
第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について
第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について
第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について
第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について
第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第31　報告第８号　専決処分の報告について
第32　報告第９号　専決処分の報告について
第33　報告第10号　専決処分の報告について
第34　報告第11号　専決処分の報告について
第35　報告第12号　専決処分の報告について

第36　報告第13号　専決処分の報告について

第37　報告第14号　専決処分の報告について

第38　報告第15号　専決処分の報告について

第39　報告第16号　専決処分の報告について

第40　報告第17号　専決処分の報告について

第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　公　　明　　党　　浅野さち議員、西村　敦議員

創生市川・自民党　　石原みさ子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について

日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について

日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について

日程第９　議案第９号　市道路線の認定について

日程第10　議案第10号　市道路線の認定について

日程第11　議案第11号　副市長の選任について

日程第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について

日程第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について

日程第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について

日程第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について

日程第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について

日程第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について

日程第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について

日程第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について

日程第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について

日程第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について

日程第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて

日程第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
日程第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
日程第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第31　報告第８号　専決処分の報告について
日程第32　報告第９号　専決処分の報告について
日程第33　報告第10号　専決処分の報告について
日程第34　報告第11号　専決処分の報告について
日程第35　報告第12号　専決処分の報告について
日程第36　報告第13号　専決処分の報告について
日程第37　報告第14号　専決処分の報告について
日程第38　報告第15号　専決処分の報告について
日程第39　報告第16号　専決処分の報告について
日程第40　報告第17号　専決処分の報告について
日程第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

出　席　議　員　　40　名

門　　田	直　　人
野　　口	じ　ゅ　ん
丸　　金	ゆ　き　こ
冨　　家	薫
沢　　田	あ　き　ひ　と
太　　田	丈　　之
小　山　田	な　お　と
川　　畑	い　つ　こ
国　　松	ひ　ろ　き
や　な　ぎ	美　智　子
と　く　た　け	純　　平
中　　町	け　　い
つ　ち　や	正　　順
つ　か　こ　し	た　か　の　り
加　　藤	圭　　一
浅　　野	さ　　ち
久　保　川	隆　　志

西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

青山	ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	吉田一弘
企画部長	西村直
財政部長	田中雅之

管財部長	松丸		宏
情報管理部長	佐久間		剛
文化国際部長	日暮	真	司
スポーツ部長	小島	信	也
市民部長	山影	聡	香
経済観光部長	高橋	一	三
こども家庭部長	山室	繁	央
福祉部長	寺島		崇
保健部長	横山	京	子
環境部長	湯本	明	男
街づくり部長	小林	英	樹
道路交通部長	磯部	高	志
下水道部長	仙波	俊	郎
行徳支所長	小川	広	行
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	小林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内		徹
事務局次長	米津	孝	成
議事課長	野村	憲	一
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
副主幹	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	金谷	健	史
主査	青木	聖	也
主任	菅野	裕	樹
主任	荒木	智	貴
主任	伊藤	祥	太
書記	古木	直	子

会　　議

午前10時３分開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第43報告第20号公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第１号から報告第３号については、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって報告第１号から報告第３号については、提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、浅野さち議員。

〔浅野さち議員登壇〕

○浅野さち議員　おはようございます。公明党、浅野さちです。公明党を代表して質問をいたします。よろしくお願いいたします。

初めに、６月５日の国会で2026年度補正予算が成立しました。97％が予備費として使い方を何ら示していません。中東情勢の影響が顕在化しつつある中、公明党をはじめ３党で全国１万2,000件を超える現場の声を聞き、政府に緊急経済対策を提示してきました。この６月には約1,000品目以上の食料品が値上がりし、物価高の傾向が続き、市民の暮らしに大きな影響が出ています。今後、国の動向とともに、様々なことにさらなる目配りが必要と考えます。市としても、万全な体制で対応していただけるよう、切に願います。

改めて田中市長、２期目の当選、誠におめでとうございます。本市は４月に人口50万人を超えました。所信表明の中で、「これからは、50万都市にふさわしい行政サービスと都市の在り方を考え、従来の枠組みや、目に見えない壁に惑わされることなく『住民のためにどうあるべきか』『こどもの未来のためにどうあるべきか』を基本に、柔軟な発想とスピード感をもって、本市を新たなステージに乗せていく」との力強い決意を伺いました。

そこで、所信表明のことを中心に、また補正予算の内容など、るる伺わせていただきます。

それでは、大項目の１、健康寿命日本一に向けての取組について伺います。

本市は「健康寿命日本一」をスローガンに掲げ、今後も健康寿命の延伸、健康診断や各種がん検診の受診率の向上、予防接種や健康相談を実施、病気の予防と早期発見に努めると述べられています。この点、強く同感いたします。公明党も今までフレイル予防、特定健診の推進、また要望している人間ドック助成の拡充、骨粗鬆症検診の導入や脳ドックの導入などをはじめ健診や予防で病気の早期発見、早期治療を促すことなど、様々な角度から質問を重ね、健康寿命日本一に向けて推進してまいりました。

そこで、(1)今までどのような取組を行ってきたのか。また、今後、健康寿命日本一の施策を進めていく上でどのような課題があるのか伺います。

(2)補正予算の中に健康増進活動支援事業補助金80万円計上されております。この事業を始めるに至った経緯と事業の概要について伺います。

次に、大項目の２、子育て支援について。

「本市ではこれまで、国に先んじて『学校給食費の無償化』や『第２子以降の保育料無償化』また『子ども医療費助成の拡大』など子育て家庭の経済的な負担を軽減する施策を進めてまいりました。さらに、より多くの家庭が安心してこどもを育てられる環境を整えるため、新たに『第１子の保育料を無償化』」と述べられています。

⑴保育料第１子無償化の目的と内容を伺います。

また、⑵補正予算に計上されている市川こども手当について、事業内容、対象者及び支給時期について伺います。

次に、大項目３、不妊治療費（先進医療）助成について。

不妊治療費は令和４年４月から保険適用が開始されました。一般不妊治療と生殖補助医療の適用のため、実際の治療はこれに保険適用外の先進医療を組み合わせて行うため、実質負担が重いとの声を伺っていました。令和６年12月定例会では公明党の川畑いつこ議員が質問し、先進医療の助成に対し要望しました。毎年、予算要望も行っています。今回、補正予算に計上されたことに高く評価いたします。

そこで、不妊治療費（先進医療）助成の目的と内容について伺います。

大項目４、障がい児通所給付事業の拡充について。

令和７年２月定例会で公明党の中村よしお議員が障がい児通所支援サービスの無償化について質問し、要望しました。今回、給付費として補正予算に計上されたことに高く評価いたします。

そこで、どのような経緯があったのか。また、内容と、どのようなサービスの充実なのか。対象人数も伺います。

次に、大項目５、本市における持続可能な医療体制の構築について。

所信表明で、「本市の南部では近隣市も含め、高度医療機関へのアクセスが可能となりましたが、中部では中核的な医療機関の体制に変化があり、これを契機に、３次救急を目指していかなければなりません。北部においては、基幹病院と呼べる規模の医療機関が不足しているなど、地域格差が顕在化しています」と述べています。

そこで伺います。

⑴医療体制の現状と課題を伺います。

⑵本年１月に市川市基幹病院会議を開催したとのことですが、開催の経緯や内容を伺います。

次に、大項目６、予防接種事業について。

⑴子どものインフルエンザ予防接種費用の助成について。子どものインフルエンザ予防接種については、公明党として定期接種化を毎年予算要望してきたところであります。今年度当初予算では、生後６か月から小学校６年生までのインフルエンザ予防接種の助成金が計上されました。今回、さらに中学生を対象に拡大するための補正予算が計上されています。その内容について伺います。

⑵高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種について。高齢者インフルエンザ予防接種は以前から定期接種されていますが、今回、補正予算の衛生費でインフルエンザ予防接種委託料として新たに計上されています。この内容と効果について伺います。

次に、大項目７、自治振興行政について。

所信表明で、「市民ニーズや地域課題が複雑化する中では、地域住民の支え合いが欠かせません。そのため、市内225自治会と各地区の連携を深める自治会連合協議会が果たす役割は重要となっています」、今後も自治会活動を積極的に支援してまいります。「さらに、デジタル時代に即した支援として、これまで回覧板や掲示板で確認していた情報を配信し、スマートフォンでタイムリーに受け取ることができる電子回覧板の導入」と述べられ

ております。

そこで(1)電子回覧板の導入について、どのようなものをいつ頃導入する予定でいるのか。概要とスケジュールについて伺います。

(2)掲示板設置等補助金について。自治会の掲示板については、設置費用に対して、市から補助金の上限が低く、自治会の負担が大きいとの声がタウンミーティングの際も聞かれ、また、私も担当課に声を届けました。このように多くの声が上がっていました。今回の補正予算で掲示板設置等補助金379万5,000円が計上されていますが、どのような内容なのか伺います。

(3)防犯灯設置費等補助金について。掲示板と同様に補正予算で防犯灯設置費等補助金が170万円計上されていますが、どのような理由で拡充したのか。また、内容を伺います。

次に、大項目８、熱中症対策について。

年々気温が高くなっており、今年も５月中旬から25℃以上の夏日が数日続きました。気象庁は、５月19日に発表した最新の３か月予報によると、６月から８月にかけての気温は全国的に平均より高温となり、熱中症の危険が大きくなるとのことです。環境省は、４月22日より熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの運用を開始しました。

(1)当該アラートの概要と本市の対応について伺います。

(2)クーリングシェルター及び涼みどころについて。市では熱中症対策の一環として、公共施設や民間施設について、順次クーリングシェルター及び涼みどころに指定していますが、現在の指定状況について伺います。

また、令和７年６月定例会で公明党の久保川隆志議員が質問しましたクーリングシェルター及び涼みどころの周知について、施設の配置図を分かりやすく、またチラシの作成など、具体的に要望しています。改めて周知方法を伺います。

次に、大項目９、市川市動植物園における施設修繕について。

ニホンザル、パンチが今注目を浴び話題になっており、来園数も急増しています。改めて動物園の運営をはじめ全ての動物の管理や飼育など、職員の皆様には日々親身に関わってくださり、大変感謝いたします。今回、補正予算で施設修繕料として7,000万円計上されています。その財源の一部は、動植物園の応援のために集まった寄附も入っていると伺っています。どのような修繕を行うのか伺います。

次に、大項目10、路上喫煙禁止区域の適正な管理及び適切な場所への喫煙所設置についてです。

この質問は、２月定例会の一般質問で公明党の宮本均議員が取り上げました。その中、今回の所信表明で、路上喫煙禁止区域の適正な管理とともに、適切な場所に喫煙所の設置も検討してまいりますとありました。やっと市として、目標として施策が明確になったのかと期待します。

そこで伺います。市として、路上喫煙禁止区域の適正な管理をどう進めていくのか。また、喫煙所の設置について、どのように検討していくのか伺います。

次に、大項目11、多文化共生社会の実現に向けた考えと取組についてです。

所信表明では、「多文化共生社会の実現には国籍や文化の違いを、たとえ時間をかけてでも互いに理解し尊重し合う社会にしていかなければなりません」とあります。

そこでまず、多文化共生社会の地域づくりとしての位置づけについて、市ではどう捉えているのか伺います。

次に、大項目12、中核市への移行に向けた検討を進める考えについてです。

市川市は、令和２年度に当時の市長が中核市への移行を表明して、中核市を目指して事務を進めてきた過去があったものの、令和６年12月定例会での公明党の代表質問の中で、田中市長は中核市に向けて旗を振る考えはありませんと発言されたところです。しかしながら、田中市長は４月の市長選挙において、中核市への移行を選挙

公約に掲げるとともに、所信表明で中核市への移行に向けて検討を進めたいと発言しています。

そこで伺います。これまでの経緯があった中で、なぜ今、このタイミングで中核市への移行を検討するに至ったのかについて伺います。

最後に、大項目13、教育行政について質問です。

まず(1)として、（仮称）言語探究科の新設に向けた取組について。新設を目指している(仮称)言語探究科とは、どういうものなのか。また、現在、新設に向けて取り組んでいる内容について伺います。

次に(2)として、英語教育のモデルの構築のためのＡＬＴの配置について。ＡＬＴを市立小学校、義務教育学校、特別支援学校に配置するとのことですが、どのように配置を予定しているのか伺います。

次に(3)として、市立学校におけるエアコンの設置状況についてです。まず、屋内運動場のエアコン設置状況について、また、普通教室と特別教室のエアコン設置状況について、併せて伺います。

次に(4)として、市立学校におけるトイレの洋式化の進捗状況について。学校トイレの洋式化の進捗状況と今年度の整備状況について伺います。

次に(5)として、市立高等学校の創設に向けた市の考えについて。市立高等学校の設置について、今回、創設の考えを示すこととなった背景と設置する目的について伺います。また、どのような学校を想定しているのかについて伺います。

以上を初回質問とし、答弁により再質問させていただきます。

なお、大項目、路上喫煙禁止区域の適正な管理から教育行政については、補足質問者、西村敦議員が再質問を行います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　私からは大項目、健康寿命日本一に向けての施策についてと中核市への移行に向けた検討を進める考えについてにお答えいたします。

初めに、健康寿命日本一に向けての施策についての(1)、今までの取組についてです。本市では、これまで生活習慣の見直しや改善により、病気の発生そのものを予防することに重点を置いた「『誰もが健康なまち』づくり」を基本理念とする市川市健康増進計画を策定し、健康寿命日本一を目指して様々な施策を進めてまいりました。その主な取組といたしましては、健康で長生きする秘訣や口腔歯科などをテーマとした健康講演会の開催や、市内20か所に体組成計や血圧計を設置し、歩くこと、そして、自ら測ることで自身の健康状態を知る機会をつくる健康ポイント事業Ａｒｕｃｏなどがございます。特にＡｒｕｃｏの登録者は令和８年５月末時点で約１万2,000人に達し、現在もその数は増加しております。このことから、今までの取組が市民の健康意識向上に対し深く寄与しているものと認識しております。

一方で、特にこれまで実施してまいりました、市民の健康意識の向上につなげるための座学による啓発活動は、健康意識の高い市民に対して効果はあるものの、若年層といった、一般的に健康への関心が低い層には行政の働きかけが届きにくいといった課題がございました。そこで健康寿命の延伸を目指すためには、啓発活動にとどまらず、健康づくりに向けた自発的な行動を促す直接的な取組を拡大していくことが重要であると認識しているところでございます。

次に、(2)健康増進活動支援事業についてです。第３次市川市健康増進計画を策定する中で、本市が抱える健康課題として小学生の体力低下や肥満傾向、女性の運動習慣の定着や適正体重の管理等、幾つかの健康課題が明らかになってまいりました。そのため、できる限り早い段階で将来的な生活習慣病予防のための行動変容を促す取組が強く求められるところでございます。そこで、本市と令和７年５月に包括協定を締結いたしました市内フィットネスクラブ５社と連携し、民間が持つ優れたノウハウや施設といった地域資源を最大限に活用した、民間

事業とともにつくる共創事業として健康増進活動支援事業を展開していきたいと考えております。具体的には、小学生や20代から40代の女性を対象にフィットネスクラブ５社それぞれが提供するスイミングやダンス、テコンドーなどの質の高い多様な運動プログラムを自ら選択し、参加していただくことで運動の爽快感や楽しさを実感していただき、日常的な運動習慣の定着につなげていきたいと考えております。

なお、自ら運動習慣を改善させるといった意識づけにつなげるためにも、一定期間、フィットネスクラブに通っていただき、かかる費用の３分の１は参加者の自己負担とし、残りの３分の２を市がフィットネスクラブへ補助することで経済的なハードルを低くし、参加を促してまいります。このように、健康分野における共創事業モデルとして、市単独では困難であった専門的かつ効果的な運動プログラムの提供を展開してまいりたいと考えております。

続きまして、大項目、中核市への移行に向けた検討を進める考えについてお答えいたします。

本市における中核市移行への取組は、令和２年度に当時の市長が移行を表明したことを受け、市議会に特別委員会を設置いただき、必要な経費や人員、県から移譲される事務の規模等について議論を重ねていただいた経緯がございます。しかしながら、当時は何よりも新型コロナウイルス感染症への対応に注力すべき局面であったこと、また、市民の皆様の関心度などを総合的に勘案し、移行をさらに進める状況にはないとの判断に至ったものでございます。その後は多様な都市制度の在り方について幅広く調査研究を行うとともに、船橋市、浦安市との京葉広域行政連絡協議会や松戸市との行政パートナー協定など、近隣自治体との広域的な連携を進めてまいりました。

こうした歩みを経ながら、本年４月には本市の人口が50万人という大きな節目を突破したところでございます。人口が増え、都市の規模が拡大するにつれ、市民ニーズはさらに多様化、複雑化し、行政が向き合わなければならない課題も、またより大きくなってまいります。とりわけ子どもや高齢者、障がいをお持ちの方など支援を必要とする方々や、ネグレクト、ヤングケアラーといった、表面化しにくい家庭や地域の中に埋もれがちな課題に対して責任を持ってスピーディーに対応すること、また感染症対策をはじめとする保健分野においても、市民に近い立場での情報集約、迅速な意思決定が求められます。

先日、田中市長が所信表明において述べられたとおり、本市が将来にわたり持続可能な発展を遂げていくため、そして子どもから高齢者まで誰一人取り残すことなく、50万人全ての市民が心身ともに健康で生きがいと安心を実感しながら暮らすことができる町となるため、本市自ら担うことのできる権限や役割を県に委ねたままにするのではなく、50万都市に見合った権限に基づいて主体的に責任を果たすことができる中核市への移行について、検討を改めて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目、子育て支援についてと不妊治療費（先進医療）の助成内容についてにお答えします。

初めに、子育て支援についての(1)保育料第１子無償化の内容についてです。より多くの子育て世帯に、市川で子どもを産み、住み続けたいと思っていただけるよう、また、誰一人取り残さず子育てしやすい町になることを目指して、「選べる市川子育てスタイル」をキャッチフレーズとして、保育施設等に預けても、在宅で育児をしても、どちらを選んでも市がサポートできる体制を整えるため、(2)の市川こども手当と併せて実施するものです。保育料無償化については、国の制度により、３歳以上児と非課税世帯の３歳未満児の子どもを対象に実施されていましたが、令和５年10月からは、本市独自で課税世帯の３歳未満児の第２子以降も無償としてまいりました。今回は、この対象を第１子まで拡大し、世帯の所得や子どもの人数にかかわらず、保育料無償化を実施す

るものです。具体的には、認可保育施設に通う課税世帯のゼロから２歳児の第１子について、所得階層別に定められている保育料を令和８年９月分から全て無料といたします。また、認可外保育施設については、保護者が施設に支払った保育料に対し、これまでは国の無償化制度のほか、本市独自に部分的な補助や第２子以降の加算をして補助してきました。令和８年９月からこれまでの補助内容を見直し、国の補助対象とならない課税世帯の３歳未満児について、これまで対象としていなかった企業主導型保育施設や事業所内保育施設も含めて第１子から補助対象とするものです。さらに、私立幼稚園の利用について、いわゆる２歳児クラスと同学年になる満３歳児の預かり保育にも補助制度を新設するものです。

次に、(2)市川こども手当の内容についてです。市川こども手当は、保育施設や幼稚園等に入園せず、在宅で子育てをしている世帯に対して経済的な支援を行うもので、保育料第１子無償化と合わせて９月からの実施を予定しております。この手当は、保育園や幼稚園等に通っていない生後８週後から小学校就学前の子どもを対象とし、子ども１人につき月額１万5,000円を支給いたします。支給要件としては、本市に住民登録があること及び認可保育園、認可外保育施設、幼稚園に在園していないこととするため、基本的には保育料無償化の対象とならない子どもは市川こども手当の対象となります。手当の支給に当たっては、３か月ごとに保育園や幼稚園等の在園状況を確認し、在園していないことが確認できた子どもを特定してから支給することといたします。手当の開始時期は本年９月を予定していることから、１回目の支給は、９月に保育園等に在園していなかった子どもを対象として12月中に支給する予定ですが、その後は10月から12月の３か月分を来年３月に、来年１月から３月分の３か月分を５月に支給する予定としております。

次に、大項目、不妊治療費（先進医療）の助成内容についてです。不妊治療は、不妊症と診断された方に対し、その原因に合わせた治療を行うことで妊娠を目指すものです。令和４年４月からは有効性や安全性が確認された一般不妊治療と生殖補助医療が保険適用となっており、治療を受けられる方の負担軽減が図られてきました。一方、先進医療は厚生労働省が定める高度な医療技術や治療方法で、保険適用外ではあるものの、保険診療との併用が認められていることから、不妊治療においては妊娠率の向上を目指し、保険診療と組み合わせて実施されることがあります。しかし、この先進医療にかかる費用については全額自己負担となることから、不妊症に悩む夫婦の経済的負担が依然として大きいことが課題となっております。

そこで、これらの方々の経済的負担の軽減を図るため、当該費用の一部を助成する事業を新たに開始するものです。具体的な助成内容としては、保険適用の生殖補助医療の１回の治療期間中に併せて受けた先進医療の費用の７割を、３万円を上限に助成いたします。また、対象要件については、令和８年９月１日以降に開始した治療であること、治療開始日から申請日までの間に継続して法律上の夫婦または事実婚関係にある夫婦であること、本市に住民登録があること、さらには生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に判断されていることなどとしており、令和８年９月からの申請受付開始を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、障がい児通所給付事業の拡充についてお答えいたします。

本市では、本年９月から２歳以下の第１子保育料の無償化を予定しており、これに合わせて就学前の障がい児の利用する障がい児通所支援についても利用者負担を無償化するため、今定例会に補正予算案を提出しております。現在、障がい児通所支援を利用する場合は、国の制度により３歳から５歳までは無償で、ゼロ歳から２歳までの障がい児については原則１割負担で利用をしております。今回の利用者負担の無償化は、国の制度の対象とならないゼロ歳から２歳までの障がい児について無償化するものでございます。無償化の対象となる障がい児通所支援は児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援であり、対象児童数は本年９月以降で約

180人を見込んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目５つ目の医療体制の構築及び大項目６つ目の予防接種事業についてお答えいたします。

初めに、本市における持続可能な医療体制の構築についての(1)現状と課題についてです。我が国の医療を取り巻く状況は、高齢化の進行等に伴い医療需要が増加する一方、物価や人件費の高騰による経営悪化や医師の働き方改革への対応、医師や看護師の人材不足など複合的な課題に直面していると言われており、本市におきましても、おおむね同様の課題があると認識しています。このため本市において、将来にわたって安定的な医療の提供を維持し、市民の健康の維持向上を図るためには、医療体制の現状を把握した上で地域内における医療機関の役割分担や連携強化を推進していくことが必要と考え、本年１月に市川市基幹病院会議を開催したところです。

次に、(2)市川市基幹病院会議の概要についてです。市川市基幹病院会議は、本市と市川市医師会との共催で令和８年１月28日に第１回目の会議を開催し、市長、医師会長、６つの基幹病院の病院長など20名が出席しました。会議では、人件費の高騰や東京都に隣接する本市の状況から人材確保が困難になっていること、医療が専門化する中、診療科が細かく分かれ、その偏在が生じていることなど、各医療機関の課題や医療体制の整備に向けた連携の必要性等について意見交換がされました。本市といたしましては、今後も引き続き医療体制の向上のため、基幹病院会議を実施してまいりたいと考えています。

次に、大項目、予防接種事業について、(1)子どものインフルエンザ予防接種費用の助成についてです。今年度につきましては、当初予算において、今後、安定的にインフルエンザ予防接種の費用助成を実施していくため、生後６か月から小学校６年生までを対象とした予算を計上しており、今定例会の補正予算では、対象を中学生まで拡大し、子どもインフルエンザ予防接種費用助成交付金として705万円を計上しています。助成方法につきましては、これまでと同様、医療機関での接種後に申請をいただき、助成額を交付することを予定しています。この助成により予防接種を受けやすい環境を整えることで、インフルエンザ流行期における蔓延防止や子育て世代の負担軽減にもつながるものと考えています。

次に、(2)高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種についてです。高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種は平成13年より定期接種として実施しておりますが、令和８年10月からこれまでのインフルエンザワクチンに加え、新たに高用量インフルエンザワクチンが75歳以上の方の定期接種に使用されることになりました。この高用量のワクチンは免疫応答の弱い高齢者に対して有効性が高く、発病や入院を予防する効果に優れているとされています。75歳以上の定期接種では、接種を希望する方について、従来のワクチンか高用量のワクチンのいずれかを接種することになり、それぞれの接種にかかる費用が異なるため、その差額となる委託料と交付金について補正予算に計上したものとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　私からは大項目７つ目の自治振興行政についてと10項目めの路上喫煙禁止区域の適正な管理及び適切な場所への喫煙所設置についてにお答えいたします。

初めに、(1)電子回覧板の導入についてです。現在、市では、自治会を通じて掲示板や回覧板により自治会員の皆様に情報を発信しております。今回導入を予定している電子回覧板システムは、市の公式ＬＩＮＥにおいて、自身が加入している自治会を登録することで、現在、紙媒体で掲示板に掲示及び回覧している情報をスマートフォンで直接受け取ることが可能となるものであります。本システムの導入により、自治会内でリアルタイム

な情報共有が可能となるほか、現在、紙で回覧する際に役員の方などが行っている印刷や配布準備などの事務負担の軽減が期待でき、本年秋頃の導入を予定しております。これにより、特に若い世代の方々に情報を見ていただき、自治会活動をより身近に感じていただくとともに、役員を担うことへの負担感の軽減を図ることで役員の担い手不足の解消など、自治会が抱える様々な課題の解決につながればと考えております。

次に、(2)掲示板設置等補助金についてです。近年の物価や人件費の高騰により、自治会掲示板の設置、修繕に係る費用が上昇しております。しかし、補助金の上限額につきましては、５年以上前に設定した以降、引上げを行っていないことから自治会の負担が増大しており、上限額の見直しを求める要望が寄せられておりました。このため、昨年度に掲示板の設置及び修繕に係る費用の実態を調査したところ、現在の補助金上限額と実際の施工費用との間に乖離が生じていることを確認しました。このことから、掲示板設置等に係る補助金上限額を、設置については６万円から９万円へ、修繕については１万円から２万5,000円へ引き上げるため、必要な予算を計上したものでございます。

次に、(3)防犯灯設置費等補助金についてです。掲示板と同様に、防犯灯の設置に要する費用につきましても、近年の物価高騰などの影響により上昇しておりますことから、自治会から補助金上限額の引上げを求める要望が寄せられておりました。このため、防犯灯設置等に係る費用の実態を調査したところ、カメラ付防犯灯の設置に係る費用及び灯具を取り付ける柱の設置、撤去に係る費用につきまして、現在の補助金上限額と実際の施工費用との間に乖離が生じていることを確認しました。このことから、昨年度の施工実績額を踏まえた補助金上限額に引上げを行うため、必要な予算を計上したものです。具体的には、カメラ付防犯灯の設置に係る補助金の上限額を９万円から15万円へ、柱の設置に係る補助金の上限額を４万2,750円から６万1,750円へ、柱の撤去に係る補助金の上限額を１万3,500円から２万2,500円へ引き上げるものです。さらに、これまで自治会に負担していただいておりました街頭防犯カメラに係る電気料金につきまして、防犯灯などと同様に市が負担するよう補助対象に追加し、自治会への支援の充実を図るものです。

続きまして、大項目10項目めの路上喫煙禁止区域の適正な管理及び適切な場所への喫煙所設置についてです。本市では、平成16年に市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例、通称市民マナー条例を施行し、市民の健康と安全で清潔な市川市の実現のため、市内全域の道路や公園などの公共の場所において、歩きたばこ、吸い殻や空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふんの放置などを禁止しております。さらに、市内の駅15か所の周辺を路上禁煙美化推進地区――以下、路上喫煙禁止区域と申し上げます――に指定し、路上喫煙禁止区域内の道路上における喫煙、吸い殻や空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置を行った者に対し、市民マナー条例推進指導員による指導、勧告及び過料を科しているところでございます。また、このような制度に加え、市民マナー条例の実効性を確保するため、市民マナー条例推進指導員による巡回をはじめ、地域と連携した啓発活動など様々な取組を実施しております。具体的には、市が委嘱している市民マナーサポーターや市民マナー協力団体の皆様にも御協力いただき、地域の清掃活動や市民マナー条例の啓発活動を実施しております。さらに、市民の皆様からの要望に応じて、歩きたばこや吸い殻等のポイ捨てが散見される場所には注意喚起のため路面シートを貼るほか、路上喫煙禁止区域内には過料が科される旨を表示した電柱表示板を設置し、周知を図っております。加えて、市民まつりをはじめとする地域イベントにも積極的に参加し、市民マナー条例の普及啓発に努めております。引き続きこれらの取組により路上喫煙禁止区域の適正な管理を行っていくとともに、路上喫煙の防止や吸い殻のポイ捨て、受動喫煙防止の観点などから、喫煙所の設置についても検討していくことも必要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは大項目、熱中症対策についてお答えいたします。

まず、(1)熱中症に関するアラートの概要と対応についてです。熱中症に関する警戒アラートは、住民の皆様に熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として、環境省と気象庁が共同で発表する情報です。県内に14か所の気象観測所がございますが、このうち、いずれかの観測所で翌日の暑さ指数が33以上と予測された場合、熱中症警戒情報、いわゆる熱中症警戒アラートが発令されます。暑さ指数とは、熱中症予防を目的とし、気温や湿度などを複合的に踏まえて示される指標のことで、28で厳重警戒レベルとされるものです。この暑さ指数が14か所全ての観測所で35以上と予測された場合、熱中症特別警戒アラートが発令されます。なお、これらの警戒アラートは、前日や当日の朝などに環境省の「熱中症予防情報サイト」において発表されるものとなっております。また、本市では、熱中症特別警戒アラートが発表される前段階において、近隣２か所の観測所のうち、１か所でも35以上が予測された場合、市独自の警戒情報を発表し、警戒を促すことで健康被害が実際に発生することを未然に防止する仕組みも整備しております。これら２つのアラート及び市独自の対応が発表された場合、市では防災行政無線による呼びかけ、メールの情報の配信、ＳＮＳによる情報提供を速やかに行うものとしております。さらに、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は公民館での飲料水の提供やクーリングシェルターの開設など、熱中症予防に関する所要の対策を講じるものとしております。

続いて、(2)クーリングシェルターと涼みどころの現状と周知についてです。国は近年の著しい気候変動を受け、その被害の一つである熱中症への対策を強化するため気候変動適応法を一部改正し、令和６年４月１日に施行しました。当該改正においては指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの指定制度等が定められ、本市も公共施設や民間施設等を順次指定し、令和８年４月１日現在、公共施設は33か所、民間施設等は49か所、合計82か所のクーリングシェルターを設置しております。また、本市では日常的に暑さをしのぎ、休憩できる施設として涼みどころを開設しておりますが、これはクーリングシェルターに指定した公共施設などを中心に運用しており、令和８年４月１日現在、公共施設は33か所、民間施設等は５か所、合計38か所となっております。その周知方法につきましては、今年度は指定したクーリングシェルター及び涼みどころを落とし込んだ地図を作成し、４月に市内各自治会に配布し回覧をお願いしたほか、当該地図を公民館などの身近な公共施設への配架、市公式ウェブサイトに掲載するなど、様々な手法、媒体を通じて徹底を図っているところでございます。

なお、クーリングシェルターや涼みどころの指定だけではなく、市独自の熱中症対策の一環として、冷水機能を有した給水機の設置について、補正予算として計上しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目９番目、市川市動植物園における施設修繕についてお答えいたします。

動植物園のニホンザル、パンチが大きな話題となり、多くの方から寄附により応援したいとの声をいただくこととなりました。この声を受け、本年３月16日に「＃がんばれパンチ　サポーターズガイド」を公表し、パンチや動植物園への寄附金の受付を開始したところです。当初は寄附の受付を５月末日までとしておりましたが、反響が非常に大きいため、期間を12月31日まで延長し、受付を継続しております。この寄附金を主な財源とした動植物園サル山等環境改善事業を実施するため、本定例会で補正予算案を提出させていただいております。この事業では、１つ目に、猿山放飼場内に日よけや土場を設置するための修繕、２つ目に、バックヤードの猿休憩スペースを拡張する修繕、３つ目に、猿山の給水設備を改良するための修繕、４つ目に、猿山のバックヤード内にエアコンを設置する修繕を予定しております。これらの修繕は、いずれもニホンザルの生活環境の改善に資するものであり、動植物園の一層の魅力向上が図られるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　私からは大項目11番目の多文化共生社会の実現に向けた考え方と取組についてお答えいたします。

本市では、海外の都市と交流することで、早期から地域の国際化の推進における重要な柱の一つである多文化共生を推進してまいりました。市川市総合計画2050の中でも、基本計画の施策の一つである「平和・国際交流」において多文化共生社会の推進を位置づけ、「国籍や民族、文化的な違いを越えて相互理解を深め、誰もが平和に安心して暮らせるまち」を目指すことを目標に掲げております。この目標で述べている相互理解を深めるためには、日本人住民と外国人住民が対等な立場で交流と共生を進めていくことが重要であり、外国人住民が日本の文化等を理解するように、日本人住民もまた、外国の文化等を理解することが必要です。市川市総合計画2050に基づき、誰もが地域社会で安心して生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目の13、教育行政についての(1)と(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)（仮称）言語探究科の新設に向けた取組についてです。言語探究科とは、市立小学校、中学校等における国語と英語及び総合的な学習の時間を一体的に行う教科です。言語探究科は、子どもたちが自ら課題を設定し、情報を集め整理や分析を行い、まとめたりする探究的な学習を行うことで読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成しようとするものです。教育委員会は言語探究科の新設に向け、令和８年５月、市立小学校、中学校等の校長の代表複数名と教育委員会職員で構成する検討会を開催いたしました。第１回目の検討会では、教育委員会は言語探究科で目指す市川市の子どもの姿や構想等について提案し、出席した校長から意見を伺ったところです。また、令和８年６月には、国語と英語及び総合的な学習の時間の各教科、領域を代表する市立小学校、中学校等の教員で構成する実務者会議を立ち上げました。

次に、(2)英語教育のモデルの構築のためのＡＬＴ配置についてです。教育委員会は全ての市立小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校において、ＡＬＴを１名ずつ配置するため、補正予算案に計上しています。また、ＡＬＴの配置に当たっては、小学校３年生から小学校６年生までの外国語活動及び外国語科の授業にＡＬＴが週１回程度参加し、授業以外でも小学校１年生、２年生も含めて様々な場面で交流を行えるようにしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、教育行政についての(3)市立学校におけるエアコンの設置の進捗状況について、(4)市立学校におけるトイレの洋式化の進捗状況について、(5)市立高等学校の創設に向けた本市の考え方についてお答えをいたします。

初めに、(3)についてです。市立小中学校の屋内運動場につきましては、災害時の避難所として使用することから、避難者に対する環境を整えるため、令和２年度からエアコンの設置を進めてまいりました。しかし、近年の猛暑に対応する必要があると判断し、早急に整備を進めることといたしました。小学校につきましては、令和８年６月中に全校設置が完了いたします。中学校につきましても、令和８年度末までに全校設置が完了する予定であります。各学校の普通教室につきましては、平成20年（2008年）までに全ての教室に対してエアコンの設置を完了しております。しかし、多くが耐用年数を超えて使用を続けていることから、不具合が年々増加している状況です。そこで、令和８年度より令和10年度までの３か年をかけ、リースにより更新を行うことといたしまし

た。１期目である今年度は小学校９校、中学校６校の計15校の普通教室のエアコン更新を予定しており、９月以降、順次稼働できるように進めているところであります。また、音楽室や家庭科室、理科室等の特別教室につきましては、令和７年度末時点でエアコンの設置率が約69％でありますが、猛暑の影響を考慮し、残り全ての特別教室についても設置していくことといたしました。

次に、(4)についてです。本市小中学校のトイレ整備につきましては、平成28年度より第２次トイレ改修計画に基づいて進めており、令和８年度で完了する予定であります。改修工事では、１階から最上階まで縦の１系統ごとに給排水管や内装の改修等と合わせて和便器から洋便器への変更を行っております。令和７年度末時点のトイレ洋式化の状況につきましては、全ての小中学校の校舎内にある総便器数3,745個のうち洋便器が2,686個となり、洋式化率としては約72％でございます。令和８年度においては、南行徳小学校、大和田小学校、妙典小学校の３校と下貝塚中学校、東国分中学校の２校、計５校の改修工事を進め、完了後の洋式化率は約74％となる見込みでございます。

次に、(5)市立高等学校の創設に向けた本市の考えについて、創設の考えを示すこととなった背景及び設置する目的、また、どのような学校を想定しているのかという質問にお答えをいたします。

本市では、子どもたちの明るい未来の実現に向け、さらなる教育の振興を図ることを目的として教育振興大綱具体化パッケージを市長が策定し、それを踏まえ、令和８年度教育振興重点施策を教育委員会が策定いたしました。その中で本市の教育の方向性を示した上で、児童生徒が将来、国際社会で活躍できる素地を育むとともに、外国人とも円滑なコミュニケーションが取れるよう、総合的な学習の時間、国語科、英語科を一体的に行う言語探究科を新設し、英語力の向上や探究的な学びの中で読解力とコミュニケーション能力の向上を図ることとしております。また、スポーツや文化芸術において、子どもたちが将来にわたって活動を継続し親しむことができるよう、学校だけでなく、地域の力を借りながら部活動を運営する体制を整えるべく、部活動の地域展開を進めております。

このような取組を背景として、少子化や人口減少が進む中、一人一人の子どもたちに将来に向けた新たな選択肢と目標を創出していきたいという思いから、所信表明において、市長が市立高等学校創設の考えを示したものでございます。設置する市立高等学校については、これまでの市内の高等学校にない特色を創出するため、探究心や読解力、コミュニケーション能力、英語力の向上、さらにはスポーツや文化活動などを発展させる方策として、国際バカロレア機構の提供する国際的な教育プログラムの提供やスポーツの優秀な指導者の招聘など、魅力ある学校の検討を行ってまいります。また、この実践に向けては、幅広く人材を登用する手段として、市立高等学校における民間人校長の登用などについても検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

浅野議員。

○浅野さち議員　御答弁ありがとうございました。それでは、一問一答で再質問を行わせていただきます。

大項目１、健康寿命日本一の施策、(1)今までの取組と課題について伺いました。特に健康講演会やＡｒｕｃｏの推進に力を入れた点、また課題として、健康への関心の低い若者層などへの働きかけが届きにくかった点から、今後は健康づくりを行動に移す直接的な取組を行うということで理解いたしました。この(1)については、特に質問はいたしません。若年層とか様々なことがあって次の(2)にあると思いますので、次の(2)のほうに移らせていただきます。

(2)健康増進活動支援事業について伺います。体を動かして健康維持促進に関心を持てるように、今回、包括協定を結んだ市内フィットネスクラブ５社を活用し、運動プログラムをつくり、行うということです。また、費

用面では運動習慣の意識づけということで、自己負担を３分の１にした点、伺いました。

そこで、どのような経緯で、この対象者である子どもと20代から40代の女性と限定して参加者を募るのか、その理由を伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本市が第３次市川市健康増進計画を策定する中で、千葉県の健康増進計画、健康ちば21（第３次）で示されております県内の現状値などとの比較や、本市で実施いたしました市民アンケートの調査結果等の分析を通して、健康課題が顕著なターゲット層が浮き彫りとなりました。まず、子どもに関しては、特に小学生の肥満傾向や、１週間当たりの総運動時間が60分未満である児童の割合が県内平均よりも多い状況にあります。さらに、小学校で実施しております新体力テストの結果からは、ボールを投げる力や走る、跳ぶといった動作に関わる瞬発力や持久力が国や県の平均を下回っており、体力低下の傾向にあります。また、市民アンケートの調査からは、20代から40代の男女を比較した結果、痩せ傾向の男性は約４％であったのに対し、女性では約11％と、女性の痩せ傾向が顕著であること、また、国や県が推奨している１日の歩数の平均に達していない方が男性よりも女性に多く見られました。このようなことから、当該事業の対象を小学生と20代から40代の女性としたところでございます。

国の健康づくりの指針である健康日本21（第三次）の中でも、誰一人取り残さない健康づくりを目指し、生涯を通じ、時間の経過による変化に合わせた健康づくり、ライフコースアプローチの観点を取り入れることが重要であるとされております。本市においても、当該事業を通して生活習慣病の予防に向け、若年時からの行動変容を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。小学生と20代から40代の女性と限定した理由を伺いました。特に本市の小学生は、肥満傾向の割合が千葉県と比較して高い。また、小学校で実施している新体力テストの結果、投げる、走る、跳ぶといった動作に関わる瞬発力や持久力において、国や県を下回る傾向。また、20代から40代の女性の痩せ傾向が高いなどの理由で対象者の選定を行ったということです。成長期の筋力や体力強化はとても大事です。また、若い女性は過度なダイエットも問題になっています。

そこで伺いますけれども、新規事業ということなので、定員はどのように考えているのか。対象を限定していることから、周知をどのようにしていくのか。また、今後のスケジュールを伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

定員につきましては、フィットネスクラブ各社と協議を重ねる中で受入れ体制を確保する必要があるため、小学生50人、20代から40代の女性50人、合計100人としております。また、周知につきましては、「広報いちかわ」をはじめ市公式ＳＮＳやチラシ配布などのほか、庁内関係部署にも協力を依頼するとともに、包括協定を結んでおります大学や企業にポスター掲示などをお願いしていきたいと考えております。小学生につきましては、学校等関係部署にも協力を依頼してまいります。また、働いている方や子育て中など、多くの方に申し込んでいただけるように電子申請を活用するなど、必要な手続をなるべく簡単にできるよう、参加者の利便性に考慮した方法を取り入れてまいります。今後のスケジュールといたしましては、今定例会で議決をいただけましたら、７月から参加者の募集を開始し、９月頃から運動プログラムを開始できるように各フィットネスクラブと調整してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　周知の件は分かりました。特に小学生の場合は健康指導を行っていますので、そこで健康状態を把握し、健康課題が見えると思います。この事業の目的を知っていただくためには学校関係者の協力と、親御さんの理解と周知が必要ではないでしょうか。その点、よろしくお願いいたします。

再質問いたしますが、この健康増進活動支援事業は、初めての取組としては有意義であると思います。一方、食事管理や健康相談を受けられるような体制も必要ではないでしょうか。その辺も含め、今後、この事業の評価をどのように行っていくのか。あわせて、ほかの世代に向けての事業を拡大するのか、今後の方針を伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本事業の効果を客観的に評価するために、参加者に対して、運動プログラム参加前と参加直後に行うアンケート調査に加え、事業参加後３か月程度を目途に週１回以上の自発的な運動を続けているかなど、追跡調査を実施していきたいと考えております。具体的な内容といたしましては、運動プログラム参加前に目標を立てていただき、参加後に生活リズムや１日の歩数の変化等、生活行動に関わるデータを体組成計とのデータと比較することも含め、評価項目として追跡していくことを検討しております。さらに、歩数や体重の変化に加え、健診や食事管理の必要性などの自身の健康データに関心を持っていただくために、参加者をＡｒｕｃｏへの参加につなげてまいります。今後の方針につきましては、事業実施の評価を踏まえた上で庁内関係部署や健康都市推進協議会等で御意見をいただく中で検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　アンケートや運動が続けられているか、追跡調査をしていくということ、伺いました。Ａｒｕｃｏの参加を促して食事管理についても情報発信していく点、伺いましたけれども、初めてということもありますけれども、特に20代から40代の女性の場合はホルモンバランスの変化もありますので、運動とともに健康相談や栄養指導は大事ではないかなと思っています。

私は令和６年12月定例会でプレコンセプションケアの推進について要望しました。このことは広い意味で、若いうちから男女ともに将来の妊娠なども意識し、自分の心身の健康管理を行うことを示しています。現在、保健センターが取り組んでいるライフステージから見た女性の健康づくりとともに、プレコンセプションケアの取組と連携しながら、若い女性に対し必要な健康増進を総合的に行うことも提案いたします。その点、ぜひよろしくお願いいたします。まずは、この健康増進活動支援事業を５社でスイミングやダンス、テコンドーなど、多様な運動プログラムということですので、しっかり周知を行っていただいて、参加状況とともに今後の取組に対して注視してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、大項目２、子育て支援について、⑴保育料第１子無償化について、内容を伺いました。認可保育園施設に通う課税世帯のゼロ歳から２歳児の第１子について、所得階層別に定められている保育料を令和８年９月分から無料にするということを理解しました。認可外保育園や幼稚園の預かり保育の場合、保護者の支払う保育料に対して補助することになっていますが、具体的な補助内容を伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

今回、保育料第１子無償化と合わせて、認可外保育施設のうち、これまで国の無償化制度及び市独自の補助の対象となっていなかった区分を新たに補助対象とすることや、現在の市独自の補助制度を見直すことで、利用す

る施設の種類や所得状況を問わず、全ての保護者を支援するものです。具体的には、認可外保育施設のうち簡易保育園及び事業所内保育施設については、国の制度により、３から５歳児は月額４万300円まで、また、非課税世帯のゼロから２歳児については月額４万5,700円までが補助対象となっております。国の制度の対象外となる課税世帯のゼロから２歳児については、この国の定める非課税世帯と同額の月額４万5,700円を市独自で補助してまいります。また、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設については、同様に国の制度により、３歳から５歳児及び非課税世帯のゼロから２歳児については補助対象となっていることから、国の制度の対象外となる課税世帯のゼロから２歳児について、市独自の補助を新設し、国の定める額と同等額の月額３万7,000円まで補助いたします。加えて、現在、国の制度の対象となっていない幼稚園の満３歳児の預かり保育についても、月額１万7,700円までの市独自の補助を新設します。

なお、国の制度において令和８年10月に補助単価の見直しが予定されていることから、事業を開始する９月分は現在の単価とし、10月以降は新たな国の単価に準じて補助を行う予定です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございました。本市独自として、世帯の所得や子どもの人数にかかわらず、保育施設に通う全てのお子さんを対象にすること。また、現在、国の制度の対象になっていない、幼稚園の満３歳未満の預かり保育についても、月額１万7,700円までの市独自の補助を新設するということです。物価高騰の中、保育の無償化によって、子育て世帯の皆さんは経済的に大変助かると思います。予算は毎年高額ですが、市長の強い思いと決断、市川で子どもを産み、住み続けたいと思っていただくための施策を評価いたします。

次に、(2)市川こども手当について、内容、対象者及び支給時期について伺いました。保育園や幼稚園等にふだん通っていない子どもを対象に１人月額１万5,000円を支給する、生後８週の経過から小学校入学前の子どもさんに対しての手当ということです。

確認も兼ね伺いますが、ファミリー・サポート・センターや一時預かり制度、こども誰でも通園制度を利用する場合や障がい児通所給付の対象となっている場合には支給対象となるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

市川こども手当は、日常的に保育園や幼稚園等に通っていない子どもを対象とすることから、在宅で育児をしながら一時的にファミリー・サポート・センターを利用している場合や、保育園における一時預かり制度やこども誰でも通園制度を利用している場合には支給対象といたします。また、障がい児通所給付として児童発達支援施設等を利用している場合は、保育園や幼稚園等を併用している場合には手当の対象となりませんが、児童発達支援施設のみであれば対象といたします。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。理解いたしました。９月から開始ということですが、今後、この市川こども手当の周知をどのようにしていくのか。また、市川こども手当を支給するに当たって、対象者へどのように申請手続の案内をしていくのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

市川こども手当について、今定例会で議決をいただけましたら、直ちに「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、市公式フェイスブック等のＳＮＳを利用するほか、市内の子育て支援施設でチラシを配布するなどして子育

て世帯へ広く周知を行ってまいります。また、制度の開始に合わせて支給対象世帯へ申請手続の勧奨通知を送付するほか、一定期間申請がない方には再度勧奨通知を送付するなど、漏れのないように周知してまいります。さらに、子どもの出生や転入の手続の際に市の窓口にて申請手続について案内するほか、保育料第１子無償化など、本市の特色ある子育て支援策と併せて様々な機会を通じて積極的に周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。生後８週後から小学校就学前の子どもを対象とするということですが、実質、育児休暇明けのゼロ歳から２歳児までの方が多いかなと推測いたします。現在、ゼロ歳児から２歳児入園を希望するが、場所によっては入園空き状況がなく、困っている声も聞かれます。また、もう少し長く育児休暇を望むが、４月のタイミングが保育園に入りやすいため、１年待たずゼロ歳で入園させるという御家族の声も聞いています。今回の市川こども手当のおかげで、保護者の経済的な負担の軽減や保育園に入園するタイミングなどの選択肢が広がったと思います。先ほどの保育料第１子無償化とセットで行われる施策ですので、大変期待いたします。今後もよろしくお願いいたします。

次の項目、不妊治療費（先進医療）の助成について伺います。先進医療は高度な医療技術や治療法で、保険外であっても保険診療との併用が認められており、妊娠率も高くなることを目指し、実施。実際、多くの御夫婦が保険適用の医療と組み合わせて治療を行っていることが多いと伺っています。今回、３万円を上限に助成することに対し、夫婦１組当たりの助成回数についてはどのようになるのか。また、補正予算額750万円の根拠について伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

まず、夫婦１組当たりの助成回数についてですが、本事業における助成回数は保険適用の生殖補助医療と合わせており、治療開始時点の女性の年齢によって異なります。具体的には、治療開始時点で40歳未満の場合は、43歳になるまで６回、40歳以上43歳未満の場合は43歳になるまで３回を上限として助成いたします。

次に、補正予算額の算定根拠です。本事業の申請件数の見込みとしては、既に同様の先進医療助成事業を実施している松戸市や柏市の実績を参考に本市の妊娠届出数などを勘案し、令和８年９月から令和９年３月までの７か月間で250件を見込んでおります。この見込み件数250件に助成上限額である３万円を乗じて算定した750万円を補正予算として計上させていただいております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　助成回数は保険適用の生殖補助医療と合わせること、１回３万円の補助に対して実施している近隣市である松戸市と柏市の実績を参考にして250件を見込んでいるということを伺いました。今年度途中からの新事業ですので、どのような周知を行うのか。先進医療を行っている病院は限られていると思います。ホームページへの記載をどのように行うのか、申請方法なども含めて伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えいたします。

まず、本事業の周知につきましては、先ほど同様、今定例会で議決をいただけましたら、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトへの掲載のほか、ＳＮＳも活用し、広く市民の皆様への情報発信に努めてまいります。さらに、実際に不妊治療の先進医療を検討される方に的確に情報をお届けできるよう、本市周辺の先進医療を実施している医療機関に対し、案内ポスターの掲示などの協力を呼びかけてまいります。

次に、市公式ウェブサイトにおける実施医療機関の記載ですが、先進医療の実施医療機関は厚生労働省のウェブサイトにおいて随時最新の情報に更新されていることから、市のウェブサイト内に当該ページへのリンクを分かりやすく配置し、市民の皆様が常に最新の正確な情報を確認できるようにいたします。

最後に申請方法ですが、対象となる方には、治療終了日から１年以内に申請書のほか、治療期間や費用を証明する医療機関発行の受診証明書などの必要書類を提出していただきます。申請に当たっては、スマートフォン等からでもいつでも手続ができるよう、オンライン申請に対応することで利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。今回、新事業として、先進医療に対しての助成の補正予算が計上されたことは、不妊に悩まれている御夫婦にとって経済的負担、そして精神的な負担軽減につながると高く評価いたします。今後、不妊治療の先進医療は高度化し、また自己負担額も増額していくと思います。今回、不育症に対しての助成は県が行っていますので、本市の助成には入っていませんが、この点についてちょっと要望いたします。

不育症は妊娠に至りますが、２回以上の流産、死産するケースを定義しています。不育症の原因を調べる検査費用も保険適用外が多く高額になっており、県の補助と市が上乗せして行っている自治体もあります。お子さんを望む御夫婦にとって、生命の誕生という観点から、不妊治療とともに、今後、不育症に対しても助成を考えていただきたいと思います。

また、令和６年12月定例会で川畑議員が質問し、要望しました卵子凍結に対する補助金の導入も、今後、様々精査しながら検討していただきたいと思います。ソフト面からは、不妊、妊活相談、不妊治療と仕事との両立など、様々な観点からのフォロー体制も大事なことを付け加えて、この質問は終わります。

次に、大項目４の障がい児通所給付事業の拡充について、再質問はありませんけれども、今までゼロ歳から２歳までの障がい児通所支援の場合、所得割合で自己負担額として１割支払っていたところを、本市の第１子無料化に合わせ今回無償化にする点、よく分かりました。

また、先ほどのこども家庭部の答弁で、市川こども手当の対象になるため経済的な負担軽減にもつながります。今後、施設や保護者への周知をよろしくお願いいたします。

次に、大項目５の本市における持続可能な医療体制の構築について、(1)現状と課題について伺いました。特に市内における医療機関の役割分担や連携強化を推進していきたいという答弁がありました。身近なかかりつけ医から２次、３次医療の連携、また千葉県の保健医療計画を見ると、医師の確保に関する事項では、産科、小児科については政策医療の観点からも必要性が高いと記されております。特に小児科医師数は、東葛南部で相対的医師少数が記されていました。ほかに看護師の人材不足は、本市においても喫緊の課題ではないでしょうか。この課題を踏まえて、(1)のほうは再質ありませんけれども、次の(2)の市川市基幹病院会議について再質問いたします。

第１回目を市長、医師会長、６つの基幹病院の病院長など20名が参加、出席して様々な意見交換がなされたということです。大変有意義なものと考えます。今後も基幹会議を実施するということですが、どのように開催するのか。方向性など、考えを伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

次回の基幹病院会議の開催に向け、現在、第１回目の会議の内容を踏まえ、課題等について整理しているところです。今後も定期的に会議を開催し、医師会や医療機関との連携強化を図りながら持続可能な医療体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　まだ１回目のということですので、これからということです。１回目の課題を整理して今後も定期的に行っていくということ。２回目、３回目と進む中で、市川市の医療体制をさらに構築しているということで大変期待いたします。

また、先ほどの持続可能な医療体制の課題の中に看護師の人材不足のことも述べられておりました。以前は市内に病院附属の看護学校がありました。必然的に市川市内で働く方も多かったと思います。現在は和洋女子大学に看護学部があります。看護師不足は国や県の施策、各病院の対応かもしれませんが、その辺も総合的に取り組んで本市の医療体制の構築につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大項目６、予防接種事業について、(1)子どものインフルエンザ予防接種費用の助成について伺いました。今回、中学生まで拡大していただき、小、中の兄弟間においても、インフルエンザ流行期に蔓延が防げることは大変有効です。

そこで伺います。今回拡大する中学生については、これまで助成されていた小学生までの接種と内容や助成額に違いがあるのか。また、どの程度申請を見込んでいるのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

接種できるワクチンは今までと同様で、種類については生ワクチンと不活化ワクチンの２種類があり、助成額については、生ワクチンは3,000円、不活化ワクチンは１回につき1,500円となっています。このうち不活化ワクチンは、必要となる接種回数が年齢により異なり、13歳未満は２回、13歳以上は１回となります。このため中学校１年生については、年齢ごとの接種回数に応じた助成額となります。この拡大分の対象者は中学生約１万1,300人であり、申請者数は過去の実績から申請率を30％程度と見込んでおり、3,300人としています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。年齢によって接種する回数が違う点、分かりました。今までは単発的でしたが、今回、中学生まで拡大していただき、毎年継続的に行うことに対して子育て世代の経済的負担軽減につながります。市長の英断に敬意を表します。今回、保育料第１子無償化、市川こども手当、そして中学生までの子どものインフルエンザ予防接種費用の助成と、切れ目ない子育て支援となったことは大変喜ばれる施策になったと思います。この点は終わらせていただいて、次に(2)の高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種について再質問いたします。

高用量ワクチンは特に高齢者に効果が高く、75歳以上の方の定期接種になったということは理解いたしました。新たなワクチンは接種にかかる費用が異なるということですが、自己負担額はどのようになるのか。また、今後、対象者へのお知らせなど、スケジュールを伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

自己負担額につきましては、高用量のワクチンを接種する場合は2,500円、従来のワクチンを接種する場合は1,500円となります。今後のスケジュールにつきましては、接種開始が10月となるため、９月に対象者へ予診票をお送りすることを想定しておりますが、具体的な内容につきましては、今後、国から示される実施要領に従って準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　理解しました。自己負担額が高用量ワクチンは2,500円、従来のワクチンは1,500円となっていること、今後、対象者に発送するということです。高用量ワクチンの特徴もお知らせすると思いますが、理解しやすい内容になるようによろしくお願いいたします。

次に、大項目７、自治振興行政について、(1)電子回覧板の導入について、概要を伺いました。導入によってリアルタイムな情報共有、事務負担の軽減、若い世代の方々に情報を見ていただいて自治会活動を身近に感じていただくなど、様々な課題の解決につながればということでした。今、デジタル化が進む中、大変有効な取組だと思います。

再質問ですが、自治会の方は実際どのような操作が必要となり、何ができるようになるのか。また、自治会への利用方法などの周知を含めた今後のスケジュールを伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

現在導入を予定しておりますシステムでは、自治会から自治会員に情報を配信する場合には、スマートフォンでＬＩＮＥ上の指示に従い操作を行っていただくことで、瞬時に会員へ情報を配信することができるようになります。一方、会員の方は、自身が加入している自治会を最初に登録していただくことで、その自治会から配信された情報を、通常のＬＩＮＥのメッセージを見る場合と同様の操作で確認できるようになります。

なお、画像などの添付ファイルも含めたメッセージを自治会から会員へ直接配信することが可能となるほか、市からも自治会や会員に対し直接お知らせを配信することが可能となります。

今後のスケジュールにつきましては、議会で補正予算の承認をいただきました後、契約手続を進め、９月頃にシステムを導入。その後、システム上の調整や自治会への説明会を実施し、利用を希望する自治会におきましては、10月頃から運用が可能となる見込みです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　自治会のＬＩＮＥに登録していただいて、市からの情報や自治会独自の情報を会員にお知らせするということです。気になるのは、役員や会員の高齢化が自治会の課題の一つとなっている中、スマホがない方、苦手な方に対する対応はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

デジタル機器の操作に不慣れな方への配慮は必要であると認識しておりますことから、当面は紙による掲示板への掲示や回覧板による周知も継続してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　しばらくは紙と電子版両方で行っていくということです。その自治会によっての体制があると思いますので、始める時期もまちまちかもしれませんが、引き続き丁寧な説明をぜひよろしくお願いいたします。

次に、(2)掲示板設置等補助金について。買物や犬の散歩など、外出時、市の情報を掲示板で確認する方は多くいらっしゃいます。今回、設置は６万から９万、修繕は１万から２万5,000円と、補助金上限額を引き上げていただきましたので、今後、自治会の設置要望は多いと思われます。今回計上されている補正予算379万5,000円の積算根拠と内訳を伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

予算の積算根拠としましては、各自治会に対して行いました設置意向調査の結果を参考に設置が108件、修繕が37件と想定し、必要な予算を算出したものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　掲示板については理解いたしました。特に結構掲示板を見る方が多いと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(2)の防犯灯設置費等補助金について、カメラ付防犯灯……。

○大久保たかし議長　浅野議員、防犯灯設置費等補助金については(3)となっていますけども。

○浅野さち議員　ごめんなさい。

○大久保たかし議長　よろしいですか。

○浅野さち議員　はい、いいです。(3)防犯灯設置費等補助金について。カメラ付防犯灯の設置に対して、９万から15万へ補助金を引き上げ、そのほかにも柱の設置や撤去に対する引上げ、街頭防犯カメラに関わる電気料金に対して今回から追加になった点、分かりました。自治会の中でも、暗い場所や人通りが少ないところなどはカメラ付防犯灯設置が主流になってくると思います。引き続き自治会の設置要望に対し、よろしくお願いいたします。

今回、自治振興について質問いたしました。私も地元自治会で公園清掃、防犯パトロールなど様々参加し、お手伝いをさせていただいています。自治会は、行政だけでは届かない生活課題を多岐にわたって共助という形で活動しています。市内225自治会の役員の皆様、携わってくださる多くの皆様に感謝申し上げ、引き続き自治会への支援の拡充をお願いいたします。

次に、大項目８、熱中症対策について、(1)熱中症に関するアラートの概要と対応について。アラートなどが発表された際の本市の対応として、防災無線の呼びかけ、メール情報の配信、ＳＮＳによる情報提供を速やかに行うとともにクーリングシェルターの開設、公民館での飲料水の提供で対策を講じることを理解しました。この項目に対しては再質問はいたしません。

次の(2)クーリングシェルターと涼みどころの現状と周知についてですけれども、クーリングシェルターとして、公共施設が33か所、民間施設は49か所、合計82か所あるということ。周知としては、指定したクーリングシェルター及び涼みどころを地図で作成し、様々な形で周知しているということでした。また、市独自として、冷水機能を有した給水機の設置について補正予算に計上していることも伺いました。

そこで、給水機を設置する予定の施設数及び給水機の機能について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

クーリングシェルター及び涼みどころに指定した公共施設33か所のうち、既に給水機が設置されている10か所、複合施設で重複している２か所、この12施設を除いた21か所の公共施設について設置する予定であり、具体的には第１、第２庁舎、行徳支所、大柏出張所など各地域の基幹的な公共施設のほか、八幡市民会館、八幡市民交流館、現在、給水機のない公民館など、充実した余暇を過ごしていただくための公共施設等にも設置する予定でございます。また、設置する給水機につきましては、マイボトル、水筒での利用を可能とする機器を予定しており、環境にも配慮した運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　第１庁舎、行徳支所、公民館など、全ての公共施設に設置すること。また、マイボトル、水筒での利用も可能な点、分かりました。この給水機は借上料で補正予算が計上されていますけれども、設置する期間を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

クーリングシェルター及び涼みどころの開設期間は、熱中症警戒アラートや特別警戒アラートの発令期間に合わせ、令和８年10月21日までとしていること、また、近年の日本の夏は長期化しており、今年も危険な暑さが９月以降も続くものと見込まれることから、市民の安全、安心を最優先とし、熱中症対策の一環である給水機の設置期間は10月末日までを予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　10月の末日まで予定しているということです。今回、熱中症対策の一環で給水機、マイボトル、水筒も利用できるタイプのものを設置するということです。昨年の２月定例会で公明党の宮本均議員が市川市のペットボトルの削減、マイボトルの推進の取組について質問しています。その際、環境部長からは、「公共施設に給水器を設置することは、ペットボトル削減に向けた単なる給水スポットとしての役割だけではなく、熱中症対策や災害時の活用が期待できる」と答弁されております。今回、期間が決められておりますが、33か所の全ての公共施設に給水機が設置されました。命を守るという観点から、この点、大変よかったと思います。今後、ぜひ検証していただいて、全ての公共施設とは言いませんが、常時設置はいかがでしょうか。

近年、マイボトルの持参が主流になってきました。環境面からのペットボトルの削減と市民サービスの観点から、例えば市民が多く集う第１、第２庁舎や行徳支所、大柏出張所の基幹的な公共施設や八幡市民会館、八幡市民会館のニコットなどには常時給水機を設置していく方向で、環境部をはじめ管財部や関係部署と協議していただいて、ぜひこれを機会に検討していただきたいことを要望いたします。

次に、大項目９、市川市動植物園における施設修繕について伺います。今回、「＃がんばれパンチ　サポーターズガイド」を公表してパンチや動植物園への寄附金を開始し、ありがたいことに反響が多く、期間を12月末まで延長している。この寄附も活用させていただいて、４つの猿山の施設修繕を行うことを伺いました。この機会をいただき、市川市動植物園の魅力をより多くの方に知っていただきました。動物園は昭和62年８月に開園しましたので、今年で39年目となります。何回か、私もかわいい動物たちに会いに行きました。マイクロ豚との触れ合いやミニ鉄の運行、市広報キャラクターのモデルになったコツメカワウソ、いっちとレッサーパンダのかっち、またスマトラオランウータンなどの希少動物など、多くの動物たちが飼育されています。

令和６年12月定例会では、公明党の小山田なおと議員が本市動物園の基本計画について様々な角度から質問いたしました。また、その際、当時の部長答弁では、「動物舎につきましては、単なる老朽化対策による延命化にとどまらず、展示の手法を検証しながら建て替えや改修を行い、より観察しやすく、楽しめる展示へと改良を図っていくこととしております」と述べられています。また、財源についても、小山田議員がクラウドファンディングを提案し、「クラウドファンディングや基金、サポーター制度の導入など、今後、財源の確保については、多角的に調査検討をしてまいります」との答弁でした。

そこで伺います。猿山以外の動物たちも含め、動物園の施設全体を見渡すと、動物のよりよい環境や来園者の安全などの様々な観点から、今後、寄附金の活用を含め計画的な施設修繕及び改修が必要と考えるが、市はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

パンチが話題になった本年２月以降、動植物園への入園者が急増しており、令和７年度は34万8,000人と、前年度と比較して10万人以上増加しております。また、この傾向は今年度も続いており、現在も入園者数は好調に推移しております。急増した入園者の多くは、パンチをきっかけとして訪れる方と思われますが、ニホンザルの猿山以外の動物舎においてもにぎわいを見せており、動植物園全体に好影響をもたらしております。このように、動植物園として注目を集めている現在、猿山に限らず、園全体として動物福祉の向上や来園者の安全、また、施設の老朽化といった課題に対応していくことが求められております。今回の「サポーターズガイド」では、寄附金の使い方として、パンチをはじめ市川市動植物園の動物の環境改善及び施設管理などの運営事業に充てると御案内しております。猿山以外の動物舎や施設の修繕を行うことも可能であると考えております。これまで計画的に進めてまいりました施設修繕計画と併せ、動物園をめぐる様々な課題を整理し修繕内容の検討を進めることで、動物たちが暮らしやすく、また、動植物園が一層魅力的な施設となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。動物福祉の向上や来園者の安全、また施設の老朽化など課題を洗い出し、施設修繕計画に合わせて検討していくということを伺いました。今回、大変ありがたいことに、「＃がんばれパンチ　サポーターズガイド」による皆様からの御寄附をいただいています。昨年は皆様の応援によるクラウドファンディングで猿の共有放飼場整備も行いました。建て替えや大規模改修の際は多額の財源が必要です。今回、クラウドファンディングや「サポーターズガイド」などを行い、成功しています。

今後、１つの例として、私の生まれ育った山形県鶴岡市にある市立加茂水族館を大規模改築した際、クラゲドリーム債を発行し、住民参加型の公募債でリニューアルし、クラゲの展示数で世界一となり、現在も大変にぎわっています。本市の動物園は築39年、老朽化が進む中、今までも施設修繕は行ってきました。これから動物福祉の観点から考えると、各動物に適した――特にスマトラオランウータンは日本に数頭、そのうちの４頭が本市の動物園にいます。そのような希少価値のあるそれぞれの動物舎の改築や動物園全体の大規模改修、施設修繕などは早急に計画を加速化して、今後の動物園の在り方や施設修繕計画を行わなければならないのではないでしょうか。ぜひよろしくお願いいたします。今後も注視し、応援したいと思います。

最後に、現在、来場者も急増し、６月７日の千葉日報の記事には、４月と５月の来園者数はともに6.5万人と、前年同月の３倍近くになっています。答弁でも、昨年と比べ現時点で10倍になっているということです。これから夏本番の暑さが続きます。動物の暑さ対策も含め、飼育員や動物園に関わる全ての関係者の方々も熱中症対策を行い、心身ともにお気をつけていただきたいと切に願います。改めて関係者に感謝いたします。

これで私の質問は終わります。この後、路上喫煙禁止区域の適正から教育行政についての項目は西村敦議員が補足質問を行いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　西村議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に関しましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第１号から日程第43報告第20号までの議事を継続いたします。

補足質問者、西村敦議員。

○西村　敦議員　公明党の西村敦でございます。引き続き補足質問させていただきます。

路上喫煙禁止区域の適正管理と喫煙所設置の検討についてであります。初回答弁をいただきました。路上喫煙禁止区域の適正な管理ですが、市では平成16年にいわゆるマナー条例を制定し、市内の駅周辺を路上喫煙美化推進地区と定め、これまでマナー条例推進指導員のほか、市民マナーサポーターや市民マナー協力団体と協力して歩きたばこやポイ捨て、ふんの放置禁止などを推進してきていることは理解をしております。引き続きマナー条例の普及啓発に努めていくということですので、それはそれでお願いしたいと思います。

そして喫煙所設置の検討についてになりますが、相変わらず駅周辺での禁煙やポイ捨てはなかなか減らないのも現状かと思います。私の地元では、妙典駅そばの白妙公園、あと行徳駅そばの南根公園でもさすがに路上喫煙はできないので公園の中で喫煙している姿をよく見かけますし、吸い殻などが捨てられているのも現状です。少し抜本的な対策を進めるべきではないでしょうか。先ほどの答弁では、路上喫煙防止や吸い殻のポイ捨て、受動喫煙防止の観点から喫煙所の設置についても検討していくとありました。

そこで、喫煙所の設置についてどのように検討していくのか、市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

喫煙所の設置につきましては、設置場所をはじめ設置費用や維持管理費用、受動喫煙対策、近隣住民の理解など、様々な課題があることも認識しております。これらの課題も踏まえ、喫煙所の設置について調査研究、検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　設置場所をはじめ設置費用や維持管理費用、受動喫煙対策、近隣住民の理解と、様々な課題があるということでした。この課題に対して調査研究を進めるということです。調査によりますと、首都圏の主要駅の喫煙所設置状況では、千葉県が非常に少ないということが分かっています。その中で、お隣の船橋市ですね。船橋駅北口に令和３年から喫煙所を設置し、実証実験を経て運用しています。アンケートを確認すると、喫煙していない人でも、喫煙所の設置に対し多くの方が、喫煙所があったほうがいいというふうに思っているのがうかがえます。私も現地見てきましたけれども、スペースも広く、非常にきれいで、臭いもあまり感じませんでした。利用人数の制限もあって、外で数人が順番待ちをしている、そういった状況でした。このような状態で管理されれば、喫煙しない市民の方を含めて非常に理解が進むのではないかというふうに感じました。ぜひ参考にしてはどうかと思います。

あとは、民間の協力をお願いするというのも１つです。全国的に民間助成金制度を利用して喫煙所設置が増えてきているというふうに聞いています。一般の人が広く使用できる喫煙所に対して、民間事業者が設置した場合に、その設置費や運営費を助成する制度のことです。この点も検討していただければというふうに思います。本市としても、様々な角度から調査研究をする中で市民アンケートを取るなど、意向調査もぜひやっていただきたいというふうに思います。本市主要駅周辺での喫煙所の設置に向けて前向きに進めていっていただきたいことをお願いして、次に移りたいと思います。

次に、多文化共生社会実現に向けた取組です。初回答弁を伺いました。位置づけについて確認をしました。海外都市との国際交流を柱として推進し、総合計画2050の中でも位置づけをしていると。その中で相互理解を深めることが重要であるという理解であります。

再質問として、多文化共生社会の地域づくりにおいて、現在行っている具体的な取組について伺います。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

多文化共生社会の実現に向けた相互理解を深めるための具体的な取組としては、外国人住民が日本を理解するため、外国人住民の日本語学習を支援する日本語ボランティア教室の開設や、マナーやルールへの理解を深めることが大切であることから、市川市公式ＬＩＮＥアカウントを活用した英語とやさしい日本語での情報配信サービス「いちＬＩＮＥ」により、生活に必要な情報を提供しています。また、日本人住民が外国を理解する取組として、市内小学校を対象に、外国にルーツを持つ講師から異国の文化や習慣などを学ぶ多文化共生出前講座を実施しています。さらに、異文化交流イベントとして、ドイツの文化を紹介するいちかわドイツデイ、各国の踊りや歌、衣装などを披露し合うインターナショナルデイなどを市川市国際交流協会と連携して開催しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　日本語ボランティア教室、あと、やさしい日本語を使った「いちＬＩＮＥ」、異国文化を学ぶ多文化共生出前講座、いちかわドイツデイやインターナショナルデイなど異文化交流イベント、こういったことをされているということ、理解しました。様々な分野でいろいろな人が関わり、交流を深めて信頼が広がっていくことは大変重要であるというふうに私も感じています。

今回、行徳モスクの報道がいろいろと取り沙汰されています。記事の中で地元の自治会長の話が出ていました。モスクができた当初は路上自転車やごみ出しなどの問題もあったが、話し合う中で少しずつ改善され、今は大きな問題はない。彼らが努力していることはみんな知っている。集団で集まれば日本人として奇異に見えることがあるかもしれないが、人と人として、一緒にこの地域の仲間として生きていくというスタンスだというふうに話しておられました。私は、この考え方が非常に重要なポイントかというふうに考えています。こういった思いをぜひ共有していきたいと感じています。

そこで再度質問します。多文化共生社会における今後の方向性をどう考えているのか。また、地域に根差した継続性のある、いわゆる顔が見えるつながりが大切であると考えますが、それを広げていくために、市としてどのように支援をしていく考えがあるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

今後の方向性につきましては、既存の取組を充実させることで相互理解の意識を醸成していく機会を引き続き増やしてまいりたいと考えております。また、市としての支援につきましては、顔が見えるつながりを広げていくことが重要であると認識しておりますことから、関係団体の実施する外国人住民と日本人住民が共に参加するイベントが充実するよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　社会情勢や地域の実情に応じた上で既存の取組を充実させる、相互理解の意識を醸成していくとともに顔が見えるつながりを広げていく、関係構築の環境づくりに努めていくといった答弁だったかというふうに思います。公明党の理念は、国籍や文化の違いにかかわらず、誰もが尊厳を持って生きられる包摂社会をつくる。また、ルールに基づく多文化共生を進め、排除ではなく社会的包摂を目指すであります。本市といたしましても、今後も多文化共生社会の実現に向けて支援の充実をさらに推進していただくようお願いして、これも次に移りたいというふうに思います。

次に、中核市です。初回答弁がありました。令和２年から動き出し、議会では特別委員会の設置、また、そこでの議論を進めたが、当時はコロナ対策がきっかけで、諸般の課題もあり、移行を進める状態ではないと判断した。その後、多様な都市制度について研究し、近隣自治体との広域連携を進めてきた。その中で、市の人口が50万人を突破。市規模に見合った責任ある主体性を発揮するべく中核市移行を表明したと、このような答弁だったというふうに理解をしています。もともとこれは前任の市長が言い出したことで、それを払拭したいという思い、また増大するコスト負担に対しても、もっと優先する課題があったと、そういったこともちゅうちょした要因であったかというふうに思います。また、これから議会においても様々な議論が交わされ、賛否が分かれることがあるかもしれません。その中で、今回の市長選の公約にあえて掲げたという思いと、その重大な決断に敬意を表します。

そこで、本市としては検討を進めるということですが、再質問として、まず、今後発生する中核市移行に向けての事務にはどのようなものがあるのか。その概要と、中核市へ移行するまでにどの程度の期間がかかると考えているのか。この点伺います。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

中核市への移行は、地方自治法第252条の22第１項の中核市の指定に関する政令の中で指定を受け、その施行日をもって完了しますが、そこに至るまでのプロセスは大きく４つに分類できます。

まず、第１のプロセスは庁内の合意形成でございます。検討本部を設置し、県から移譲される保健所運営や福祉分野、環境分野などの事務量や必要となる人員、財政負担の見込みなどの基礎調査及び精査のほか、パブリックコメント等を通じて市民の御意見をいただきながら、移行に向けた基本計画を策定いたします。

次に、第２のプロセスが県との協議、議会の同意形成です。県との間で事務の引継ぎ方法や職員の派遣、研修等について綿密な協議を重ねます。同時に市議会で十分な議論をいただき、中核市の指定の申出に関する議決を得た後、県議会においても同意をいただけましたら、県知事から同意書が交付されます。

その後、第３のプロセスとして、政令による指定を受けるため、総務大臣へ中核市指定の申出を行います。総務省の審査や関係省庁との調整を経て、閣議決定により、市政のための政令が公布されます。

最後に、第４のプロセス、移行準備として、さきの３つのプロセスと並行して、保健所の設置に向けた医師や保健師などの専門職の確保、育成、施設やシステムの整備、事務移譲に伴う条例、規則の制定や改正などを進めます。これら全てのプロセスを完遂した上で中核市への移行となります。

次に、この一連の流れにどれくらいの期間を要するかでございますが、特に業務範囲が広い保健衛生分野の専門職や事務職の確保が鍵となります。新規職員の採用に加え、既存職員も含めて実際に保健所へ派遣し、実務を習得させる研修を実施する必要がございますが、先行市の例では、これに３年から４年程度を費やしております。さらに、県との協議や市、県、両議会での議決、政令による指定の手続に一定の時間を要することから、先行市の多くが県との協議開始から移行までトータルで４年から５年程度を要しております。また、現在、保健所は本市と浦安市の２市を管轄しているため、移行に際し丁寧な協議、調整の期間も求められるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　伺いました。４つのプロセスがあるということで、庁内の合意形成で基本計画、そして県との協議、議会の合意形成で県知事からの同意書が交付される。国による政令の指定ということで、申出から閣議決定、そして移行準備として施設やシステムの準備、条例、規則等の制定、改正ということの流れが分かりまし

た。また、保健所事務として、職員の派遣や研修、実務習得に三、四年かかるだろうと。各種手続の要する時間として、トータル四、五年を見ているというような御答弁でもあったと思います。

さらに質問させていただきます。中核市になった場合は、具体的にどのような事務が県から移譲されるのか。また、気になるのは、それにより、どのような点で市民サービスの向上が見込まれるのか。この点について伺います。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

中核市への移行に伴い、県から移譲される事務には法定移譲事務と法定外移譲事務があり、法定移譲事務としては、各種法令に基づき約2,400の事務が、また法定外移譲事務としては、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、既に中核市に移行している船橋市及び柏市が約400の移譲事務を受けていることから、本市にも同程度の事務が移譲されるものと想定しております。そのうち、最も多くの事務が移譲されるのが保健所関連であり、市が独自に保健所を設置することにより、感染症対策、精神保健に関する相談や飲食店の営業許可なども担うこととなります。このほかにも犬、猫の収容、譲渡などを担う動物愛護センターの運営や身体障害者手帳の交付、保育所、認定こども園などの設置認可、小児慢性特定疾病医療費の支給、産業廃棄物収集運搬処分業の許可及び指導に係る事務なども移譲されます。

これら県からの広範な権限移譲により、これまで県への申請や確認が必要だった許認可手続が市で完結するため、意思決定が迅速化するほか、保健所の設置や福祉、環境に関する窓口が市に統合されることで手続のワンストップ化が実現し、日々の行政手続の利便性が高まります。また、災害や感染症対策など、素早い対応が求められる事態にも現場の判断を生かして、これまで以上にスムーズに対応することが可能となります。さらには、県の広域的、画一的なルールではなく、市民のニーズや地域特性に合わせた独自の判断での対応も可能となる分野が広がります。このように、誰一人取り残さないきめ細やかな住民サービスをより身近な立場で最適に届ける基盤を整えることこそが中核市移行の真の価値であると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。法定移譲事務が2,400で、法定外で400ということですね。保健所が最多の数あると。動物愛護ですとか保育所、そして産廃等の設置や許可が業務としてあるということです。

もう１点、サービス向上の面では許認可手続が迅速化し、災害や感染症対策に対し素早い現場対応ができる、手続のワンストップ化、地域特性を発揮し、質の高い保育の提供等、メリットが挙げられておりました。誰一人取り残さないというきめ細やかな市民サービスの基盤が整うことが中核市移行の真の価値であると、こういった表現もされておりました。大変強い覚悟であるというふうに思いも感じたわけでございます。

前回、議会でこの中核市の話題になったときからこれまでの期間、公明党としましても、各地に視察に行ってまいりました。３年前には大阪の寝屋川市に行きまして、寝屋川市は平成31年に中核市に移行していますが、移行表明から３年かからずに移行していました。また、コストについて試算したところ、交付団体だったこともあり、国からの歳入が歳出を上回るという、そういった状況で、保健所については、府の保健所がそのままの管轄で移行できたということもあったというふうに言っていまして、担当者の話では、メリットは多々あったが、デメリットは特になかったという話でした。

また、昨年は福井市で行われた中核市サミットに参加してきました。そこでは、国で抱える諸課題を我々中核市が先頭に立って乗り越えていくぞという気概とともに、熱い思いと各市の勢い、そして中核市としての責任感というものを強く感じ取ってまいりました。そのときのパンフレットの中には、中核市の要件を満たし、移行を

検討している中核候補市として12市が紹介されていて、その５番目には何と市川市も載っておりました。そういう意味では、市川市は一日でも早く中核市にならなければならないというふうな思いを高めて帰ってきたということであります。

そこで再度質問になりますが、中核市移行に当たって一番のネックになるのがコストの問題だというふうに思っております。先ほどの寝屋川市とは違い、当然、市川市は不交付団体でありますから、国からの歳入というのは基本的にないとは思います。その中で、中核市になるために当たっての必要となるイニシャルコストについて、また、中核市になった後の財政需要額、これについて質問させていただきます。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

イニシャルコストにつきましては、移行に先立って職員を採用し派遣研修を行う必要があるため、それにかかる人件費や、今後、県と協議を進めていく中で保健所や動物愛護センターの施設整備などの検討も必要になるものと想定しておりますが、現段階では積算は行っておりません。また、ランニングコストに係る財政影響額に関しましては、中核市移行に伴い、増加する事務を行うための職員増員分の人件費のほか、保健所の運営経費などとして、令和３年度の中核市移行に関する特別委員会においては約24億6,000万円との試算をお示ししたところでございます。しかしながら、現在は特定不妊治療が保険適用となったため、試算時とは異なり、中核市として取り扱う事業ではなくなったこと、また、今後の県との協議において移譲される事務が正式に決定されていくことなどから、現在、先行して中核市への移行準備を進めております埼玉県所沢市の事例なども参考にしながら、改めて財政影響額の試算の見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　イニシャルコストについては、職員の採用や派遣等々によると。保健所動物愛護の設備についてはまだ未定なので、この辺は算出しにくいということでした。

ランニングコストについても、令和３年の試算のときは24億6,000万でありましたが、最新が出ていませんので、この辺ちょっと早急に議題に上りますので、ぜひ早めの調整をお願いしたいというふうに思います。コストの問題がやはり一番大きいというふうに私は感じています。

しかしながら、50万都市としての責任の在り方、権限移譲による市川市民へのサービス向上ときめ細かな配慮、いざ有事の際の迅速な判断と対応、どれを取っても中核市移行に向けて進んでいくことが本市にとって必要だというふうに考えます。今後検討を進めていくに当たり、現場の声に耳を傾けながら、市民に対しても丁寧な説明と配慮を継続しつつ慎重に、そして速やかに対応していただくことをお願いして、次に移りたいと思います。

次に、教育行政についてです。

まず、(1)の言語探究科についてです。言語探究科として、国語、英語、総合的な学習を一体的に行う、探究的な学習と読解力とコミュニケーション能力を育成する。また、その上で校長から意見を伺って、実務者会議を立ち上げたというような初回答弁だったというふうに思います。

再質問としまして、これまでの流れは確認できました。その上で、今後について、言語探究科の取組はどのように進めていくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、今後の検討会において、言語探究科で目指す市川市の子どもの姿や構想、評価等について話し

合い、実務者会議で検討した内容の確認も行ってまいります。また、実務者会議では、言語探究科における国語や英語及び総合的な学習の時間の探究的な学習について、教員が実際に指導を行うことができるよう事業モデルの作成を行います。教育委員会は、検討会や実務者会議において市立学校、中学校等の管理職や教員と一緒になって議論を重ね、具体的な指導内容を学校に示してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　はい、分かりました。検討会では構想イメージや評価をし、実務者会議の内容を確認するということですね。実務者会議では探究的学習、そして教職員が実際に指導を行えるような資料を作成すると。教育委員会として議論を重ね、具体的な指導内容について学校に示していくというような内容だったと思います。全国学力・学習状況調査の結果などを確認しますと、上位に入っている自治体はやはり独自の特色ある取組を行っています。本市におきましても、今回新しい取組を行っていくとのことですので、より多様な意見を確認し、現場の声を最大限に尊重していただき、より丁寧に進めていっていただきたいことをお願いいたします。

次に、(2)のＡＬＴの配置についてです。初回答弁で、全ての市立小学校等にＡＬＴを１名配置する、また、小学校３年から６年についてはＡＬＴが週１回、授業を助けると。また、授業以外でも１、２年生を含めた交流の場を設けていくというような内容だったと思います。各小学校に１名配置する方針であるということは確認できましたが、ただ気になるのは、小学校によっては規模が変わってきますので、この点大変気になります。その点も配慮が必要かと思います。

再質問といたしまして、教育委員会として、今後のＡＬＴの全校配置に向けてどのように準備を進めていくのか。それについて伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は補正予算案の議決を前提に、市立小学校等に令和８年９月以降、ＡＬＴの配置ができるように準備を進めてまいります。学校規模にかかわらず、市立小学校等のＡＬＴの授業の参加を週１回程度、市立中学校等のＡＬＴの授業の参加を週1.5回程度とするような配置ができるよう調整を図ってまいります。教育委員会は、言語探究科の新設に向けて立ち上げた検討会や実務者会議においても、今回初めて配置を行う市立小学校等でのＡＬＴの活用方法について協議を行います。実際に児童に指導している教員等と一緒にＡＬＴがどのように授業に関わっていくのか、また、授業以外の交流について具体的に示していくなど、準備を進めてまいります。また、市立中学校等においても、ＡＬＴの参加授業が増えるに当たりＡＬＴの授業の実施方法等について示してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　市立中学校について、週１回だったＡＬＴの活用を週1.5回に増やすということと、小規模校から大規模校へ派遣等もするということで、その点については確認することができました。ぜひＡＬＴについての配置時期をきっちり早期実現に向けて準備をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、今回、補正予算でも組まれておりましたが、市川版英語教育の充実の一環として、９月から市内の全市立中学校などの学校図書館に英字新聞を配備するということとしております。この点も英語教育のモデル構築に貢献できると思いますので、大いに評価したいことを申し上げまして次に移りたいと思います。

次に、(3)のエアコンの設置状況です。初回答弁で、屋内運動場については令和２年度から設置を開始して、

近年の猛暑について前倒しをして設置してきていると。小学校については６月中に完了し、中学校については今年度末完了するということで、これは理解をできました。

また、普通教室については近年不具合が増していて、令和８年より３か年でリース更新をしているということで、未設置の特別教室も対象になっていると。１期目の今年度は小学校９校、中学校６校。15校、９月の順次稼働に向けて今進めているということですので、これについても理解をいたしました。

再質問させていただきますが、今後の進め方について伺いたいと思います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

３か年のエアコン整備の進め方といたしましては、１期目、２期目は普通教室の更新、３期目は普通教室の更新と特別教室への新設を行うこととしております。２期目につきましては、令和８年度当初予算にて債務負担行為を設定済みであり、令和８年度中に契約事務を行った後、令和９年度の夏休み期間を中心に設置を行い、９月までに稼働できるように進めております。３期目につきましても、令和10年度の夏休み期間の設置に合わせるため、令和８年度補正予算にてリース料を計上する予定であります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　はい、分かりました。１期目、２期目は普通教室、３期目は普通教室と特別教室、２期目については既に予算措置済みですので、来年、令和９年９月の稼働を予定していると。最後の３期目については、今年度補正予算を計上して令和10年設置ということで確認ができました。これについては、これで見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、(4)の学校のトイレの洋式化についてです。平成28年度から第２次トイレ改修計画が始まって、令和８年度で完了ということです。令和８年、小学校３校、中学校２校の５校で、令和８年度末の洋式化率が74％になる予定であるということで、この辺については少しずつ進んできているのが分かります。

再質問といたしまして、今年度で終わる第２次トイレ改修計画完了後の残りのトイレの整備計画、整備方針、これについてどうなっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

未実施の系統のトイレ整備につきましては、令和９年度以降も第３次トイレ改修計画を策定し、洋式化を含め継続して改修工事を進めてまいります。現在検討しております第３次計画では、これまで毎年５校程度の改修工事としておりましたが、よりペースを上げ、残りの対象箇所全てについて早期に整備が完了できるよう進めてまいります。

なお、早期建て替え予定校や一部残されている和便器などについては、ブースごとに行うリモデル式の修繕で対応することを検討しております。これらにより、早急に洋式化率100％実現を目指し進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。令和９年度以降、第３次トイレ改修計画を策定し、継続改修を行うということでした。これまでは毎年５校ペースだったんですが、これについてはペースを上げるという話で、早急に洋式化100％を実現するという答弁でした。所信表明では「スピード感をもって」という表現だったんですが、今の答弁では、早急に洋式化100％というふうに、より、さらにスピード感が増しているというふうに感じておりますので、ぜひこの点のスケジュール感を持った計画の早期策定、これをお願いして次に移りたいと思い

ます。

次に(5)になりますが、市立高等学校の創設に向けた市の考えについてであります。市立高等学校の設置について、初回答弁では教育振興大綱具体化パッケージで言語探究科と英語教育に力を入れている、そういったところからスポーツや芸術、部活動の地域展開、新たな選択肢の目標を創出するためにも市立高校が必要だというふうな認識だったというふうに思います。特色といたしましては、国際バカロレア機構の教育プログラムの提供、これがメインになっているのかなというふうに思いますけど、あとはスポーツ指導者の招聘ですとか、民間校長の登用というふうな特色を出すというような初回答弁でありました。全体的にかなりレベルの高い話なのかなというふうに私は感じましたが、再質問であります。

やはり最大の特色となるであろう点は国際的な教育プログラムだというふうに思います。そこで、気になるインターナショナル・バカロレア認定校とは具体的にどのような学校であるのか。また、全国的にどのような設置状況になっているのか。この点についても伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

インターナショナル・バカロレア認定校とは、国際バカロレア機構が定める厳格な基準をクリアし、同機構が提供する国際的な教育プログラムのＩＢプログラムの実施を正式に認められた学校を指します。ＩＢプログラムには年齢に応じて４つのプログラムがあり、特に高校生を対象とするディプロマ・プログラムは、所定のカリキュラムを修了し、最終試験で基準の成績を収めることで国際的に認められる大学入学資格である国際バカロレアの取得が可能となります。全国の設置状況につきましては、令和８年３月31日現在の日本国内のインターナショナル・バカロレア認定校は217校となっております。そのうち、ディプロマ・プログラムを実施している高等学校は79校となっており、現在、千葉県内にこの認定校はないため、設置が実現すれば、千葉県では初めてのインターナショナル・バカロレア認定校となる見込みとなっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　国際バカロレアということでＩＢプログラムを実施している、高校生を対象にディプロマ・プログラム、これが国際的な大学入試資格ということでありました。国内での認定校が217校で、そのディプロマの高校というのは79校ということで、かなり少ないというふうに感じました。非常に希少な難しいことに挑戦するなというのが素直な実感であります。また、やるからにはかなりのいろいろなハードルもあるだろうなというふうに感じています。いずれにいたしましても、慎重かつ丁寧に調査を続けていただければというふうに思います。

次に、特色のもう一つに民間からの校長を登用とありました。その目的と、それによる効果をどのように考えているのか。この点を伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　2000年４月に学校教育法施行規則が改正され、教員免許を持たない学校長の登用が可能となる民間人校長の登用が制度化されました。これはグローバル化や情報化が進展する中、組織的、機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保することを目的とするものであります。設置を検討していく市立高等学校では、市内において、これまでにない特色ある学校づくりを行っていく必要があると考えております。また、運営を行う校長職につきましては、教員免許の有無にこだわらない、より幅広い人材の登用も視野に入れて検討を進めてまいります。民間の企業や特色のある学校での勤務経験がある者を登用することについては、新たな知見を学校現場に反映し、民間の視点を取り入れた学校経営、教職員の意識改革、教育組織の活

性化などが期待できると考えられております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　教員免許を持たない校長が可能だということで、優れた人材の確保だというふうに思います。教員の意識改革ですとか組織の活性化等も期待できるということで、それはすごい理にかなっているかなというふうに思います。これまでの話を聞いている中でも、何かはっきり明確なイメージが伝わり切っていないというのがちょっとイメージとしては素直な感想であります。少子化が叫ばれ、子どもの数がどんどん減ってきている中で、市立高等学校の設置に関して疑念を抱いている市民の方もたくさんおられると思います。改めて、これまでの答弁から、市立高等学校は非常にレベルの高い学力の充実した学校を考えているというふうに思います。また、スポーツ指導者の招聘や校長の登用等も課題が満載であります。

そこで再質問となりますが、設置に向けての準備には相応の期間を要するというふうに思います。学校創設までにどれくらいの期間を要するとイメージをしているのか。また、これまでの議論を通じて、教育長として市立高等学校の創設に向けてどのようなお考えになっているのか。その点、ぜひ見解も含めてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えします。

まず、この場をお借りしまして、先日、市立小学校の元教頭が横領の疑いで逮捕された件につきまして、市川市の学校教育に対する信頼を失う行為でありまして、改めておわびさせていただきます。当該校の教育活動につきましては、昨年６月、補正予算を議決いただきましたことによりまして、児童や保護者に支障を生じることなく行うことができたところでございます。改めて市議会議員の皆様には感謝申し上げます。不祥事を起こしにくい環境や体制を整備するため、昨年、学校徴収金管理マニュアルを改訂し、さらには学校徴収金の公会計化に向けた検討を進めているところでございます。

さて、市立高校に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、想定される創設までの期間でございますけれども、市長が選挙戦におきまして公約で掲げられた事業でありますので、任期４年間のうちに具体的な方向性を示すべく、準備を進めさせていただきたいと思っておるところでございます。

また、市立高校の創設と市長が昨年策定されました教育振興大綱具体化パッケージ、また、教育委員会が策定しました令和８年度の教育振興重点施策に基づいて進めております、先ほど出ておりました言語探究科をはじめとしました探究的な学び、英語教育の充実の延長線上にあるという認識をしているところでございます。さらには、この探究的な学びを追求することによりまして、例えば福祉でありましたりとか、環境などを含めまして、市川市が直面しております様々な社会課題の解決に向けた考え方を生徒に持つことが期待されるところでございます。検討に当たりましては、国が策定しました高校教育に関する基本方針、グラウンドデザインや千葉県教育委員会が設置しました県立高校あり方検討会議の動きも注視して進めるところでございます。

なお、先ほど教育振興部長からも答弁ありました校長職の登用も含めまして、今の市川市役所及び教育委員会が持っていないものでも、これらの我々どもの組織の外に必要なものが既に存在しているのであれば、それを有効活用していこうというようなことも含めて、幅広い視点を持って検討を進めてまいれればなと思っているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　教育長、ありがとうございました。市長公約事業でもありましたということで、４年間の中で

実際具体的な方向性をぜひ示していただければというふうに思います。すぐに動き出すためにはなかなか課題が多いというふうにも思います。しかし、子どもたちの未来の可能性を広げていくんだという強い意思は私も同感であります。ぜひ今後については丁寧に調査研究していただいて、しっかりと現場や市民の声、これも聞いていく中で前に進めていただくことをお願いいたしまして、公明党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　創生市川・自民党、石原みさ子議員。

〔石原みさ子議員登壇〕

○石原みさ子議員　創生市川・自民党の石原みさ子でございます。

まず、市長選挙の結果による市民の声を厳粛に受け止めます。市川市は本年４月１日、人口50万人を超え、県内では千葉市、船橋市、松戸市に次いで４番目の規模となりました。所信表明にもございましたが、少子・高齢化の進む現在、本市の抱える課題は複雑に多様化していくものと思われます。市長におかれましては、２期目となりますこの任期中の御活躍を期待いたしますとともに、市民の幸せのために、共に切磋琢磨してまいりたいと考えます。

それでは、通告に従いまして、会派を代表し、所信表明を含む８つの項目について代表質問を行います。

最初の質問は、さらに子育てしやすい町市川の実現についてです。

厚生労働省は６月３日、2025年に国内で生まれた日本人の子どもの数は67万1,236人で、統計がある1899年以降、９年連続で過去最少を更新したと発表しました。１人の女性が一生の間に産む見込みの数を表す合計特殊出生率も1.14と、前年の1.15を0.01ポイント低下し、過去最低となりました。千葉県におきましても、前年比1.09から1.07と0.02ポイント下がり、少子化が止まりません。

市川市はどうでしょうか。統計により、令和６年と令和７年を比べますと、人口は微増、出生数は１日に令和６年9.3人、令和７年9.4人と0.1人増えています。また、結婚は１日に令和６年で7.7件、令和７年8.1件と0.4ポイント増えています。死亡者数は１日に令和６年12.3人、令和７年12.4人と微増です。しかしながら、出生数と死亡数の差となる自然増減数では死亡者数が３ポイント上回っており、新しく生まれる赤ちゃんの数によって人口増を見込むことは困難な状況と言えるでしょう。

本市の将来人口推計では、人口のピークは令和22年51万3,142人とあります。市川市が発展し続けていくためには人口を減らさないことが重要であると考えます。市川市は都心のベッドタウンという立地のよさから、学生や社会人による初めての一人暮らしをする方々が多く転入してきている一方、結婚し子育てする世代になりますと、土地が高い、家を持てないという理由で他の市へ転出してしまうケースが多く、転出超過の減少が起きています。結婚しても出産しても子育て世代に住み続けてもらうために、これまで様々な子育て支援策を行ってきました。

そこで質問いたします。

１、これまで行ってきた子育て支援策への評価について御説明ください。

２、６月定例会の補正予算に計上し、今後実施を計画している事業についてお答えください。

３、北東部における子育て支援施設について伺います。北東部は自然が豊かで緑が多く、子育てするには大変環境のよい地域であります。総武線沿線の市川、本八幡に比べ気温は２℃ほど低く、夏から秋にかけては名産であるみずみずしい梨の生産でも有名です。昨今は物価の安さ、ＪＲ市川大野駅から東京駅へ直通35分という利便性により子育て世帯が多く転入してきていると思われ、大柏小学校の児童数は700名を超え、３年生以外の学年で４クラスというマンモス校となりました。

ところが、八幡や妙典、行徳には整備されている親子の居場所や交流の場が北東部には不足しています。市長

とのタウンミーティングの参加者からも、ぴあぱーく妙典いいな、松戸市にばかり遊びに行ってます。市民プールも今年で閉鎖してしまう、夏休み中、子どもを遊ばすところがないという声が多く聞かれました。市の認識している現状と課題、今後の方向性について伺います。

４、子どもの居場所づくりの支援についてお尋ねいたします。これまで本市では運営費や研修費用など、主に子ども食堂の団体に対して補助金を交付し、手厚く補助してきました。しかしながら、子どもの居場所づくりをしているのは子ども食堂だけではないと考えます。令和５年12月22日、こども家庭庁は地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になってきていること、児童虐待や自殺の増加など子どもを取り巻く環境の厳しさが増していること、価値観の多様化により居場所への多様なニーズが生まれていることなどを背景に、こどもの居場所づくりに関する指針を閣議決定しました。その理念には、全ての子どもが「安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、『こどもまんなか』の居場所づくりを実現する」とあります。これを受けて本市では、令和７年３月に策定しましたこども計画において、基本目標６「こどもの居場所の充実」を掲げており、「地域の特性に応じた、あらゆるこどもたちの寄りどころとなれる、多様な居場所の整備を進めてまいります」とうたっております。

そこで質問いたします。子ども食堂と同様に食事の提供、学習支援、遊びの提供、体験の機会などを通して安全で安心な居場所を提供しているフリースクールに対して居場所づくり支援ができないか伺います。

２つ目の大項目は、保育行政についてです。

１、令和８年４月の保育施設利用申請状況及び待機児童についてお答えください。市川市の待機児童数は６年連続でゼロを達成したと聞いています。国基準に該当しない保留者の状況についてお答えください。

２として、産休、育休復帰後、自分の子どもの育児のために時短勤務となった保育士のいちかわ手当待遇について伺います。現在、保育士に加算されているいちかわ手当は、常勤で勤務しているときは満額で約10万円支給されていますが、職場に復帰してきた正規の職員が子育てのために１時間または２時間勤務を短縮しますと非常勤で雇われた保育士と同様に扱われ、いちかわ手当は１万円しか支給されていません。だからといって、１万円では、せっかく戻ってきた戦力の保育士が離職してしまいます。そこで、運営している保育園の法人がその分を補塡しているという例も多く見受けられます。２人、３人と時短保育士が存在しましたら、その補塡での財政面で大きな負担となることは言うまでもありません。このような現状に対し、本市の見解を伺います。この質問は１年前の６月定例会で初めて指摘し、その際にいちかわ手当の在り方を検討すると答弁されました。その後の検討についてお答えください。

３つ目の大項目は、教育行政についてです。５点お伺いします。

１、英語教育の充実について質問します。全小学校に配置を予定しているＡＬＴ39名の採用及び活用についてお答えください。

２、学校図書館への新聞配置事業について伺います。補正予算として266万1,000円計上されています。全ての学校内の図書室へ新聞を配備すると聞いております。目的と、どういうことを目指すのかお答えください。

３、子どもの読書活動推進事業について伺います。目的、経緯、概要及び補正予算140万円の内訳について御説明をお願いします。

４、不登校の子どもたちの支援について伺います。昨年４月、全公立小学校内に校内教育支援センター、スペシャルサポートルームが開設され、１年が過ぎました。環境運用面の現状と課題並びにみらいサポーターの配

置、運用についての現状と課題についてお答えをお願いいたします。

次に、５、市立高等学校創設の目的及び必要性についてお伺いいたします。

４つ目の項目は、障がい者福祉についてです。

１、特別支援学校卒業生の推移と卒業後の進路状況について御説明ください。関連として、本市の各障害者手帳の所持者数とその増減の傾向も併せて伺います。

２、市内におけるグループホームの現状についてお答えください。今も昔も障がいを持つ我が子の気がかりは親亡き後の生活です。兄弟に負担をかけたくないという思いもあり、グループホームへの入居を希望する家庭が増えていると思いますが、施設は足りているのでしょうか。障害者白書によれば、身体障がい、知的障がい、精神障がいの３区分における障がい者数の概数は、身体障がい児者423万人、知的障がい児者126万8,000人、精神障がい者603万人であり、これを人口1,000人当たりの人数で見ますと、身体障がい者34人、知的障がい者10人、精神障がい者48人となり、国民のおよそ9.3％が何らかの障がいを有しているということになります。また、施設入所の状況を見ますと、身体障がいの入所者の割合は1.7％、精神障がいの入院患者の割合は4.4％に対し、知的障がい者の施設入所者の割合は10.1％となっており、特に知的障がい者の入所の割合が高いという特徴があります。本市の現状についてお答えください。

５つ目の項目は、都市計画道路3･4･15号についてお伺いします。

ＪＲ武蔵野線市川大野駅から本八幡方面に向かうバス通り550ｍが事業化されました。経緯と進捗状況についてお答えください。

６つ目の項目は、経済・商工振興についてです。

１として、商店会数、会員数など市内商店会の現状について伺います。平成28年５月に南行徳駅周辺で新たな商店会が結成された後、新しい商店会は結成されていません。また、近年では商店会の解散により、商店会数と会員数が減少傾向にあると認識しています。市内商店会の推移と現状について、市の見解を伺います。

２、商店会活性化のための支援策について、主な支援や今後の方向性について伺います。

３、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの利用における現状と今後の方向性についてお尋ねします。

ほとんどの市民に１人4,500円分のＩＣＨＩＣＯカードが届き、大分周知がされてきていると感じます。加盟店数の推移及び地域別、職種別の割合、利用者数の現状と今後さらに加盟店を増やしていくのか、市の見解を伺います。

７つ目の項目は、北東部スポーツタウン基本構想の進捗についてです。

平成26年当初に策定した概要と、その後の２回の見直しの経緯及び現在の市民プール跡地を整備する予定と聞いていますが、今後の方向性について御答弁をお願いします。

最後の項目は、中核市への移行についてです。

市長が中核市への移行を考えるに至った理由については、先順位者の代表質問への御答弁で理解しました。よって、(2)からお尋ねしてまいります。移譲される福祉分野、教育分野の事務内容について御説明ください。

(3)全国の中核市の実態及び動向についてお尋ねします。交付団体と不交付団体はどのような状況でしょうか。また、直近で中核市になった自治体と現在移行を進めている自治体の状況についてもお答えください。

(4)どのくらいのコストが必要になるのかについては、さきの御答弁で、令和３年時24億6,000万円と試算していたことは理解いたしました。現在はまだ新しい試算はしていないということです。

では、不交付団体である本市が中核市移行に伴って交付団体になる可能性はあるのか伺います。

以上を１回目の質問とし、御答弁の後、再質問いたします。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目１つ目、さらに子育てしやすい町市川の実現について及び２つ目、保育行政についてにお答えします。

まず、大項目１つ目の(1)これまで実施してきた子育て支援策の評価についてです。本市では、これまで子育てしやすい町となるよう、様々な子育て支援策を実施してきました。取組の具体例として、まず子育て世帯に対する支援としては、学校給食費の無償化、第２子以降の保育料無償化、18歳までの子ども医療費助成の拡大、保育園整備や私立幼稚園等の預かり保育利用料に対する補助などを実施し、子育てしやすい環境づくりを目指してまいりました。また、子どもが健やかに育つための支援としては、子ども食堂やフードリボンによる支援、中高生居場所づくりとして、中高生つどいの広場やこども館における中高生タイムの実施、子どもの受験料、模擬試験料及び季節講習費に対する補助などを実施し、子どもたちが自分らしく成長するための取組を進めてまいりました。このほか、若者に対する支援として、新婚生活住まい応援補助金や子育て世帯同居・近居スタート応援補助金などを実施しているほか、子どもを中心とした地域交流を実現するための施設としてぴあぱーく妙典ＣＯＣＯをオープンするなど、様々な取組を進めてきたところです。

これまで進めてきたこれらの取組への評価ですが、一つ一つが単体で子育てしやすい町としての効果を上げるものではなく、取組を複合的に進めた結果として、本市が子育てしやすい町になっていくものと考えております。本市の子育て世帯の人口は依然として転出超過は続いておりますが、令和４年と比較すると、令和５年及び令和６年の転出超過が少なかったといった傾向が見られることからも、今後もこれらの取組を継続し、さらに発展させていくことが、本市がさらに子育てしやすい町となるために必要と考えております。

次に、(2)６月定例会の補正予算に計上し、今後実施を計画している施策についてです。６月補正では、新たな子育て支援策等に関する予算としては、４つの事業に関する予算を計上しております。

１つ目は、保育料第１子無償化に関する予算です。こちらでは、公立保育園及び私立保育園のように、市が直接徴収している保育料を無償化することによる歳入の減として６億5,512万円を計上するとともに、保育料を直接保護者から徴収して財源の一部としている認定こども園や小規模保育事業所において、無償化による収入の減少分を市が負担するための予算や、認可外保育施設及び幼稚園の預かり保育に係る市独自の上乗せ補助に関する予算、システム改修費用に関する予算など、歳出予算として合計で２億2,651万2,000円を計上しております。

２つ目に、保育料第１子無償化と合わせて、保育園や幼稚園にふだん通っていない小学校就学前の子どもに対して月額１万5,000円を支給する市川こども手当では、５億3,830万6,000円を歳出予算として計上しております。

３つ目に、就学前の障がい児の発達を支援するものとして、新たにゼロ歳児から２歳児までの子どもが児童発達支援事業所を利用した際の自己負担額を無償化する障がい児通所給付事業に関する予算として577万7,000円を計上しております。このほか、不妊治療に対する支援として、保険適用外の先進医療を受けた際の費用に対して助成を行う不妊治療費（先進医療）助成事業として、事務費などを含め760万1,000円の歳出予算を計上しております。

これら４つの事業につきましては、補正予算の議決をいただいた際には速やかに実施に向けた準備を進め、それぞれ９月からの事業開始を予定しております。

次に、(3)北東部における子育て支援施設についてです。本市では、子育て支援につながる拠点や施設として、主にゼロ歳から３歳までの子どもとその保護者を対象とした親子つどいの広場を５か所、主にゼロ歳児から就学前の子どもとその保護者を対象とした地域子育て支援センターを11か所、18歳未満の児童を対象としたこども館を12館、それぞれ設置しております。その中で北東部に位置しているのは、ＣＭＳ市川大野子育て支援センター及び柏井こども館の２か所となっております。

また、常設の施設ではありませんが、子育て支援施設の少ない地域にこども館の職員が出張し、公共施設を活用して乳幼児の親子に遊びと交流の場を提供する出張こども館を実施しており、令和８年度の北東部での実施予定としては、大野公民館において、８月、１月、３月を除く毎月１回、合計９回実施することとしております。市内中部や南部と比較した場合、北東部に子育て支援拠点や施設の数が少ないことは課題の一つと認識しております。

また、北東部の子育て支援拠点や施設の令和７年度の利用実績を見ると、ＣＭＳ市川大野子育て支援センターが延べ6,411人、柏井こども館が延べ3,926人、大野公民館における出張こども館が延べ131人となっており、多くの方に利用されていることから一定のニーズがあるものと認識しております。北東部での子育て支援施設の拡充については、これまでにも要望が寄せられていることから、今後も引き続き既存の公共施設を活用するなどの具体策について検討してまいります。

次に、(4)子どもの居場所づくりのための支援についてです。本市では子どもの居場所づくりを推進するための取組として、食事の提供と併せて学習支援や遊びの提供を行っている子ども食堂の団体に対して補助金を交付しております。現在、ＮＰＯ法人、自治会、地区社会福祉協議会、株式会社など、様々な運営主体が補助金を活用して市内各所で子ども食堂を開催しているところです。現在の子ども食堂に対する補助金の制度では、運営団体に関する制限はございません。そのため、フリースクールなどの団体が食事の提供とともに、学習支援などを通じて子どもの居場所づくりを行っている場合は補助金の交付対象となる可能性がございます。

一方、フリースクール等において実施している子どもの居場所づくりが補助金の交付対象となるかどうか判断するには、参加する子どもが主に本市在住であるかどうか、学習支援などを通じて子どもや親の状況把握が行われているかどうか、営利を目的とした事業ではないか、地域に開かれた運営がなされているかなどについて確認する必要があります。現在、本市において、フリースクールを経営する事業者に補助を出している例はございませんが、仮にそのような事例が出てきた場合につきましては、事業内容や対象者等について確認した上で補助金の交付の可否を判断してまいります。

続いて大項目、保育行政について、(1)令和８年４月の保育施設利用申請状況及び待機児童についてです。令和８年４月の入園申込者数は約2,900人で、在園児数と申込者数を合わせた保育園の利用を希望する児童数は約１万2,000人で、昨年と比べ微増となっております。少子化が続く中ではありますが、働き方の多様化、共働き世帯の増加、令和７年度の育休法改正、また、本市が令和５年度から取り組んできた第２子以降の保育料無償化など、子育てをしながら働く環境の整備が進んできたことが影響していると考えております。

次に、いわゆる待機児童については、国の基準により、毎年度４月１日時点で入園とならなかった市内居住の保留者のうち、育児休業延長希望者や特定の保育施設のみを希望している方、認可外保育施設等の利用者を除いた保留者が該当します。令和８年４月時点の本市の待機児童数は、既に報道発表のとおり、６年連続でゼロを達成した一方で、国基準の待機児童に該当しない市内居住の保留者は339名となっております。

最後に、(2)産休、育休復帰後の時短勤務となる保育士へのいちかわ手当の見直しについてです。本市が独自に実施している保育士等職員処遇改善加算、通称いちかわ手当において、育児時短勤務者への適用区分については、保育士等の離職防止や職場定着の観点から課題の一つであると認識しております。育児休業復帰者に対しては、保育士にかかわらず、国の雇用保険の制度において、令和７年度に創設された育児時短就業給付金の対象となることから、まずは施設における運用状況や育児時短勤務者への手当の支給状況などについて情報収集を実施してまいりました。その結果、把握できた施設のうち、育児時短就業給付金を知っていた施設は約半数にとどまり、また、実際にこの育児時短就業給付金を活用している施設は、そのうちの２割程度でありました。こうした実態を踏まえ、施設が国の制度を活用した上で市の支援が必要となる範囲について検討を進めてきましたが、育

児時短勤務者に対するいちかわ手当の見直しについては、事業効果や他職種との公平性、他の施策との優先順位などを総合的に検討した結果、現時点では予算化に至っておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目３つ目、教育行政についての(1)、(2)、(4)についてお答えします。

初めに、(1)英語教育の充実についてです。新規で採用するＡＬＴについては、教育委員会が会計年度任用職員として採用します。既にＡＬＴを配置している曽谷小学校と市立中学校等と同様、公募として面接を行います。ＡＬＴの募集については教育委員会ウェブサイト上に掲載し、職務内容や月額約35万円の報酬、社会保険の加入等の要件を示します。教育委員会は、ＡＬＴの採用面接において大学卒業資格、模擬授業の内容、日本語と英語の応答能力、日本の学校での指導経験の有無を確認します。また、可能な限り英語を母語としない学習者へ向けた英語教授法の資格取得を公募の条件にしております。教育委員会は採用が決定したＡＬＴについて、令和８年８月中に市立小学校等に通知を行い、９月以降の勤務について直接指導を行います。また、採用が決定したＡＬＴに対し英語教育について説明を行うことや、既に配置している中学校のＡＬＴの授業を参観させ、指導力向上を目指すための研修日を設定する予定です。

次に、(2)学校図書館への新聞設置事業についてです。文部科学省は第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」を策定し、公立小中学校等の学校図書館における整備充実を目指しており、計画の一つに新聞の複数紙配備があります。本市は教育振興大綱具体化パッケージの４「乳幼児期からはじまる読書環境の充実」の新聞を活用した事業の促進について、複数の新聞を比較検討し、自らの考えをまとめられる力を育成するために、学校に新聞を配備し、授業での活用を促進することを示しています。また、令和８年度教育振興重点施策において、新聞を活用した事業の促進を掲げ、新聞の配備及び授業での活用促進を示しています。教育委員会は、各学校が新聞を活用することで、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的、多角的に考察し、公正に判断する力等をつけることを目指しています。

次に、(4)不登校児童支援についてです。本市小学校の不登校児童数は、令和６年度は435人で、全児童数の約２％でした。このような状況の中、教育委員会は、令和７年度より校内教育支援センターを小学校全校に設置しました。校内教育支援センターは、教室に入りづらい児童や不登校の兆候が見られる児童、また、一時的に気持ちを落ち着かせたい児童が学校内で安心して過ごせる居場所として開設いたしました。いつでも必要なときに、学校生活において何らかの困難さや困り感のある児童が利用できるよう、校内教育支援センターを毎日開設しています。教育委員会は、令和８年４月に校内教育支援センターの手引きを各学校に配布し、保護者の相談内容や利用希望について共通理解できるよう、利用までの流れや支援モデルを示しました。また、全ての小学校の校内教育センターを訪問し、運用が２年目となり、学校内で児童や保護者に周知され、みらいサポーターと担任の連携もスムーズに取れるようになってきたことを把握しています。環境面についても、児童一人一人が課題に取り組むことができるよう工夫し、学習の場を保障しています。学校によっては、安心して過ごせる場としての機能を活用し、ゆとろぎ相談室と併用している学校もあります。以上のように、学校では、管理職を中心に校内教育支援センターの利用について共通理解が図られ、不登校児童の居場所としての機能を果たしています。一方、利用の仕方や教室の配置について、一部の学校に課題が見られます。

続いて、みらいサポーターの現状と課題についてです。令和８年度、みらいサポーターは市立各小学校に３名配置され、１日６時間、週３日程度の勤務となっており、１週間のうち、原則４日間は２名体制、１日は１名体制が基本となっています。これにより、各小学校は校内教育支援センターを毎日開設することができ、不登校傾向児童がいつでも登校できる環境が整えられました。また、みらいサポーターの配置は、個別に配慮を要する児

童の支援についても、学校の状況に合わせた支援体制の構築に寄与することができました。今後、教育委員会は、不登校児童や個別に配慮を要する児童に対して、さらに適切な支援が行えるよう、みらいサポーターの資質向上を図るための研修が必要であると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、教育行政についての(3)子どもの読書活動推進事業の概要及び予算の内訳についてと(5)所信表明３ページ、市立高等学校の創設の目的と必要性についてお答えいたします。

初めに、(3)についてです。教育委員会では、令和８年度教育振興重点施策の一つとして世界につながる市川版英語教育を掲げており、小中一貫した英語活動、英語教育の充実を目指しているところであります。そこで、就学前の幼児に対して生きた英語に触れる機会を提供することで、スムーズに就学後の英語活動、英語教育につながることを期待し、これまで子どもの読書活動推進事業において行っておりました絵本の読み聞かせについて、日本語だけでなく、英語の絵本も加えることといたしました。これまで中央図書館にございますこども図書館をはじめ、市立図書館で企画する絵本の読み聞かせでは日本語のみで行っていたこともあり、英語で読み聞かせできる職員はおりませんでした。また、外部のボランティアなどが企画した英語絵本の読み聞かせイベントも平成30年、令和元年、令和６年の３回しか実施しておらず、英語による読み聞かせの機会を増やすのは難しい状況でありました。このことから、英語絵本の読み聞かせを定期的に実施できるよう、英語を母国語とするネーティブスピーカーの職員を採用することとし、週３日勤務の会計年度任用職員１名分の人件費等７か月分、計140万円を６月補正予算に計上したものであります。採用する職員の業務内容につきましては、子ども図書館での読み聞かせイベントに加え、現在実施しております出張おはなし会において、私立も含めた幼稚園や保育園等に職員が出向いて読み聞かせを行っていくことも見込んでおります。加えて、職員として読み聞かせの企画立案やボランティアなどとのネットワークづくり、英語絵本を選ぶ際のアドバイスなど、スキルを生かして図書館の業務に関わることも期待をしております。

次に、(5)市立高等学校の創設の目的と必要性についてです。本市の教育の状況として、令和７年度全国学力・学習状況調査では、算数科、国語科において、平均正答率が全国や千葉県の平均を上回り、高い学力を示しております。一方で、記述式の問題の正答率が全国平均を下回ること、正答率が低い問題は全国平均と比べ無回答率が高いこと、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善の必要があることといった課題が明らかとなりました。

このような課題に対し、本市では昨年度、教育振興大綱具体化パッケージを市長が策定するとともに、それを踏まえた令和８年度教育振興重点施策を教育委員会が策定し、本市の教育課題の解決に資する施策に取り組んでおります。そのうち新設する言語探究科においては、探究的な授業の中でコミュニケーション能力を相乗的に高め、物事の本質を見極めるとともに、協働して取り組める姿勢や態度の育成を目指しております。また、英語活動、英語教育を充実させることで国際感覚を養い、多様な他者との対話、合意を図るマインドや物事に対する柔軟性の育成を目指しております。加えて、中学校卒業までの15年間の切れ目のない学習環境を提供するため、これまで進めてきた小中一貫教育をさらに推進することとしております。今後は市立小中学校で培った探究的な学びによる読解力やコミュニケーション能力、英語力などの能力、資質を将来に向け、より発展的に育成する場が必要であるものと考えております。また、少子・高齢化の進展や社会の持続性の確保をはじめとして、福祉や環境などにおける将来がますます不透明な社会にあって、子どもそれぞれの多様なニーズに応じた学びの提供により、可能性を広げる新たな選択肢と目標を創出する必要があること、国際社会で活躍するグローバル人材を多く輩出する町を目指していきたいという思いから、所信表明において、市長が市立高等学校創設の考えを示したも

のでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、障がい者福祉についてお答えいたします。

初めに、(1)特別支援学校卒業生の推移と卒業後の進路状況についてです。本市の障害者手帳所持者数は、本年３月末時点で身体障害者手帳は約１万人、知的障がいのある方の療育手帳は約3,000人、精神障害者保健福祉手帳は約6,000人となっております。その所持者数の傾向としましては、身体障害者手帳では減少傾向、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では増加傾向となっております。

次に、本市における特別支援学校の卒業生は、年度によってばらつきはありますが、令和５年度は70人、令和６年度は46人、令和７年度は76人となっております。また、卒業後の進路先としましては、主に一般企業や障がい福祉サービス事業所となっており、障がい福祉サービス事業所につきましては、雇用契約による就労継続支援Ａ型、雇用契約によらない就労継続支援Ｂ型、日常生活上の支援とともに生産活動の機会を提供する生活介護などがございます。令和７年度の卒業生76人のうち、就職をされたのは19人で約25％、障がい福祉サービス事業所には55人で約72％となっております。その内訳としましては、就労継続支援Ａ型は６人、就労継続支援Ｂ型は21人、生活介護は16人、就労移行支援は８人、自立訓練は４人となっており、そのほか進学が１人となっております。

次に、(2)市内におけるグループホームの現状についてです。市内には本年４月末時点で46の事業所があり、約670人の定員枠に対し、約410人の方が本市の支給決定を受け、グループホームを利用されております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　私からは大項目、都市計画道路3･4･15号についてお答えします。

都市計画道路3･4･15号本八幡駅前線は、本八幡駅前を起点とし、県道市川柏線から市川大野駅前の市道0128号を通り、大野町３丁目の都市計画道路3･3･9号柏井大町線に接続する延長約5,300ｍ、計画幅員18ｍとして都市計画決定されております。このうち、大野町２丁目にある迎米バス停付近から市川大野駅前までの約450ｍの区間につきましては、令和２年７月に地元自治会から本市へ、歩行者や車両交通量の増加により、現状の道路幅では狭くて危険であるとして、早期拡幅についての要望書が提出されました。本市もそのような状況は認識しており、市川市都市計画道路整備プログラムにおいても優先整備路線として位置づけ、令和４年度に要望箇所を含む約550ｍの区間について、道路拡幅の事業に着手したところでございます。その後、令和５年11月に地元への事業説明会を開催し、道路拡幅計画や自転車レーンの整備、無電柱化の実施などについて説明を行い、事業への御理解と御協力をお願いしてまいりました。

今年度は事業区域を確定するために、土地の境界確認などを行う用地測量を実施する予定としており、それに先駆けて、本年５月に事業用地に関連する土地所有者の方々を対象とした地権者説明会を開催したところでございます。説明会には、地権者である住民の方や集合住宅の関係者など、合わせて41名の参加がございました。この説明会における主な内容としましては、境界確認から売買契約締結に至る用地取得までの一連の流れや手順のほか、土地や建物、工作物などの補償方法、補償金と所得税との関係など具体的な説明を行いました。また、参加された方々からは、補償の考え方及び複数の所有者がいる土地の用地取得者や事業全体の進め方などの御質問がございました。今回の説明会では、事業への否定的な御意見はなく、本市としましては、事業実施に関して一定の御理解をいただいたものと認識しております。事業を進めていく上では皆様の御理解と御協力が不可欠でありますので、当日参加できなかった方にも周知できるよう、本説明会の内容及び御質問やその回答については、

後日、市公式ウェブサイトで公開いたしますとともに、個別のお問合せには丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目６つ目、経済・商工振興についてお答えします。

初めに、(1)商店会数、会員数など市内商店会の現状についてです。市内の商店会数につきましては、令和３年度が56団体、令和４年度及び令和５年度が55団体、令和６年度が54団体、令和７年度が51団体であり、この５年間で５団体が解散をいたしました。会員数におきましても、令和３年度が約1,680であったものが令和４年度は約1,620、令和５年度が約1,600、令和６年度が約1,570、令和７年度が約1,520となっており、５年間で約160会員の減少となっております。このように、近年、商店会数と会員数は減少しておりましたが、今年度に入り、有志で商店会を結成したいという相談も寄せられているところでございます。市内の事業所の中には商店会に興味や関心を持つ方もいることから、今後、商店会の意義やメリットを広く周知し、商店会数と会員数の増加を図ってまいります。

次に、(2)商店会活性化の支援策についてです。本市では、市内の商店会に対して商店街活性化事業補助金を交付し、支援を行っております。主な内容といたしましては、商店会が実施するマルシェや福引などのイベントに対して、年額50万円を上限に経費の２分の１相当を補助するほか、商店会が管理している商店街灯に対しましては、１本当たり年間5,000円を上限に電気料を補助、また、修繕や移設を行った際には１本当たり４万円を上限に、経費の２分の１に相当する額を補助しております。しかしながら、商店街灯につきましては、商店会の会員数の減少に伴い、電気料金の支払いによる負担が増加しており、商店会の活動の低下を招いているところです。このような状況を受け、商店会の負担軽減と町の明かりの維持を図る対策が必要と考え、電気料金に対する補助金として、本定例会に補正予算案425万1,000円を提案いたしました。この補正予算案は、市内の商店街灯1,417本に対して年間電気料の平均を考慮し、上限額を現状の5,000円から8,000円に引き上げるもので、補助金の交付に当たっては、本年４月１日に遡り、引上げ後の上限額を適用する予定としております。

今後の支援の方向性につきましては、利用者数、加盟店数が大幅に増加しているＩＣＨＩＣＯの活用を検討しているところです。令和６年度には、商店会でＩＣＨＩＣＯを活用した方に抽せんで特典ポイントを付与する商店会歳末ジャンボを実施、商店会のＰＲと販売促進の一助になったものと考えております。今年の秋には商店会歳末ジャンボを発展させた取組を予定しており、現在、実施に向けて制度設計を進めているところです。事業規模が拡大しているＩＣＨＩＣＯを活用することで商店会の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、(3)デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの利用における現状と今後の方向性についてです。ＩＣＨＩＣＯの加盟店は、令和６年度末で862店舗、令和７年度末で1,162店舗であったものが令和８年５月末現在で1,233店舗となっております。市内の卸売業、小売業、飲食サービス等の業種の事業者数は約3,600店舗と見込んでいるため、おおむね３分の１程度の店舗に加盟いただいているものと考えております。地域別では、市北西部が約23％、北東部が約８％、中部が約37％、南部が約23％、キッチンカーなど店舗を持たない加盟店が約９％、業種別ではスーパーマーケットやドラッグストアなどの物販店が約47％、飲食店が約32％、美容院や整体院などのサービス業等が約21％となっております。また、アプリの登録者数も、令和７年度末の時点で約６万2,000人だったものが令和８年６月10日には20万人を突破し、大幅に増加しております。加盟店数は増えておりますが、市内にはまだ多くの未加盟店があり、これまで本社や店主の考え、店舗の状況により加盟できないという店舗もありましたが、ＩＣＨＩＣＯの利用者の大幅増を受け、改めて加盟を検討していただける店舗もあるものと考えております。今後もＩＣＨＩＣＯの趣旨を丁寧に説明し、御理解をいただきながら加盟していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　私からは大項目７つ目、北東部スポーツタウン基本構想の進捗についてお答えします。

平成26年に策定した市川市北東部スポーツタウン基本構想は、北東部におけるスポーツ施設の不足などの課題解決のほか、市民の健康の保持増進を目的に策定いたしました。この構想では柏井町４丁目と現市民プールの位置する北方町４丁目を対象地としており、平成29年度には、この構想を基に、柏井町４丁目にテニスコートを中心としたＪ：ＣＯＭ北市川スポーツパークを整備したところです。その後、この基本構想は、策定後の法令改正や市民からのニーズ等を踏まえ、平成30年11月に１度目の見直しを実施しました。また、令和５年８月には、スポーツ施策の最上位計画となる第２期スポーツ推進計画が策定されたこと、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や新型コロナウイルス感染症の影響等による社会情勢や市民の価値観の変容等を踏まえ、２度目の見直しを実施しております。この構想では、北方町４丁目にある現市民プールの跡地にはスポーツライフの推進と健全な心身を育む施設として仮称東市川スポーツプラザを整備することとしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　私からは大項目、中核市への移行についてお答えします。

初めに、⑵移譲される福祉分野、教育分野の事務内容についてでございます。中核市移行に伴い、県から移譲される事務は、保健衛生に関する事務を中心に福祉や教育、環境保全など広範な分野にわたります。その中で福祉関連分野における移譲事務の具体例といたしましては、まず、小児慢性特定疾病医療費の支給事務がございます。悪性新生物、いわゆるがんや慢性腎疾患など、国の指定する特定疾患に罹患している児童等の医療費を公費助成する事務の移譲を受けた場合、市が従来から実施しております母子訪問事業や母子保健相談業務と連携することで、申請手続のみならず、保健師等による相談支援までを一体的に行うワンストップの支援体制が構築できるものと考えております。また、地域住民の最も身近な相談相手として欠かすことのできない民生委員、児童委員の方々の定数は、現在、県の条例で定められております。移譲に伴い、市の条例により直接定数を決定できるようになれば、例えば高齢化が急速に進む特定の地域や、大規模マンションの建設等により子育て世帯が急増したエリアなどに対し、本市の判断により適正な人員配置を行うことが可能となります。このことで市民の皆様の最も身近な相談窓口が強化され、地域福祉のセーフティーネットがより強固になるものと考えております。

さらに、身体障害者手帳の申請から交付までの事務については、県の障がい認定に係る審査権限も本市へ移譲されることで、手帳の申請受付から審査、そして決定から交付に至る一連の手続が市役所内で完結され、手帳の交付に要する期間が大幅に短縮されることとなります。そのため、各種障がい福祉サービスの利用開始が今まで以上に早くなるなど、障がいをお持ちの方やその御家族の利便性は飛躍的に向上するものと考えております。また、民間保育所の設置認可や適切な施設運営を担保するための指導監査を一元的に実施できることとなるため、本市の保育需要の動向に合わせ、迅速に認可プロセスを進行できるようになるほか、本市職員が直接指導監査を行うことで、これまで以上に質の高い安全な保育環境の維持向上へとつなげることができるものと考えております。

教育分野におきましては、市立の小中学校や義務教育学校等に勤務する教職員に対する研修の企画、実施に関する事務が移譲されることから、本市の教育課題や地域のニーズに直結した独自の研修プログラムを実施することが可能となります。今申し上げましたものは、それぞれの分野において県から移譲される重要な事務の一例でございますが、これら権限を本市が直接担うことは、単なる事務処理の担い手の変更にとどまらず、これまで県

を経由することで生じていた手続的・時間的ロスを排除し、市民に最も身近な立場から市民の個別の問題にしっかりと向き合い、寄り添いながら、機動的かつ質の高い行政サービスが展開できるようになるものと考えております。

次に、(3)本市が把握する全国の中核市の実態及び動向についてでございます。

まず、普通交付税の交付、不交付につきましては、地方自治体が福祉や教育、道路の維持などの標準的な行政サービスを提供する際に必要となる経費について、国の統一的な算定方法により算出した基準財政需要額と通常見込まれる標準的な地方税収入等の一定割合で算出された基準財政収入額を比較して、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合は不交付団体、下回る団体は交付団体となります。

なお、基準財政需要額は、地方公共団体の行政サービスの項目ごとに、国が定める単位費用に対して人口や面積等の測定単位及び地域事情等による補正係数を乗じて算出されます。また、基準財政収入額は、市民税や固定資産税などの地方税の標準的な収入見込額に基準税率、原則75％を乗じた額に地方譲与税などの国からの交付金を加算して算出される理論値となっております。令和８年６月１日現在、全国792市のうち、中核市の指定を受けているのは62市であり、総務省が発表した令和７年度普通交付税の算定結果によると、この62市のうち、不交付団体は愛知県の豊田市と岡崎市の２市のみでございます。また、中核市移行の影響などにより、移行前後で普通交付税の不交付団体から交付団体へと変更があったのは、近年では平成15年に移行した船橋市でございます。

また、直近で中核市に移行した自治体といたしましては、いずれも交付団体でありますが、長野県松本市と愛知県一宮市で、ともに令和３年４月１日に移行しております。現在、中核市へ移行を進めているのは埼玉県所沢市の１市でございます。所沢市は令和５年度に移行を表明した後、令和６年度に中核市移行に関する基本方針を策定し、埼玉県知事への協力要請を行うとともに、県・市事務担当者連絡会議を設置し、令和７年度に保健所設置基本計画を策定しております。現在は埼玉県との移譲事務の精査、保健所整備などを進めているところであり、令和12年４月移行に向けて作業を進めていると伺っております。

最後に、(4)移行に伴い、本市が交付団体になる可能性についてでございます。中核市に移行した場合に本市が普通交付税の交付団体となるかどうかについてでございますが、保健所運営等の新たな事務権限が移譲されることで基準財政需要額は一定程度増加いたします。しかしながら、本市におきましては、移譲事務による基準財政需要額の増加分を勘案いたしましても、基準財政収入額を上回ることはないと見込んでおります。したがいまして、中核市移行後におきましても、本市が普通交付税の交付団体になる可能性は低いものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　質問が終わりました。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　多岐にわたり御答弁を伺いました。では、ここから一問一答にて再質問してまいります。

まず最初に、さらに子育てしやすい町市川の実現についてです。これまでの子育て支援、そして、これからしようとしていることを、部長答弁を伺って理解いたしました。これから行おうとして、今回、補正予算に計上しています就学前の障がい児の児童発達支援等の利用者負担無償化について、この積算根拠を伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

補正予算額につきましては、本年１月の利用実績に基づき７か月分で積算をしており、その内訳は、利用実績のあるサービスを対象として、児童発達支援で543万2,000円、保育所等訪問支援で34万5,000円であり、合計で577万7,000円となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　先順位者への御答弁で、その目的などは伺いました。ぜひしっかりとやってほしいと思います。

次の質問に移ります。北東部における子育て支援施設についてです。現在、市のほうで認識していること、それは北東部でもニーズはある。けれども、施設は少ない、足りてないということだったと思います。部長は先ほどの初回の御答弁で、今後も引き続き既存の公共施設を活用するなど、具体策について検討していきたいという御答弁がございました。しかし、この御答弁は、もう５年以上前に私が質問したときも同じ御答弁でして、何も進んでいないということを改めて感じております。10年以上前から北東部に暮らす人からは、こども館を造ってほしいとか、図書館を造ってほしいとか、いろいろな要望を寄せられていたんですけれども、あまりそういったことが実現しないでこれまで来てしまいました。公共施設を活用するとなると空きを探さなきゃいけないと思うんですけれど、それがなかなか見つからないという状況と認識しております。それでしたら、もともと市の施設ではなくて、例えばいっそ空き家を活用するなど、いかがでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

子育て支援施設の充実に当たっては市民のニーズに応えられるよう、引き続き公共施設の活用を検討することと併せて空き家や空き店舗、テナントの活用など、様々な手法についても、関係部署などの意見も伺いながら調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　関係部署の意見も伺いながら調査研究していくのは結構なんですけれども、スピード感を持ってお願いしたいと思います。

また、先ほど申し上げましたように、北東部は大変緑に恵まれた地域で、この辺よりも２℃ぐらい涼しくて、以前から市川の軽井沢と呼ばれております。その気候を生かして、例えばメディアパーク市川とは違ったコンセプトで本を読みながらお茶が飲めるようなスペースがあってもいいんじゃないかなと思いますし、その傍らで子どもたちが遊べるようなスペースがあるといいのではないかなと思いました。空き家の活用をぜひ考えてください。

次の再質問に移ります。子どもの居場所についてです。御答弁いただきました。フリースクールだとしても、子ども食堂と同様の活動をしていれば支援金は出せるということで非常によかったと思うんですが、一方で要件がございましたので、例えば参加している子どもが本市在住であるかどうかですね。フリースクールというのは、割合地元じゃなくて、ほかの市に行ったりもするものですから、何ともそれは調べてみないと分からない部分もあるんですけれども、ぜひ居場所づくり、さらなる支援をお願いしたいと思います。

また、印西市や鎌ケ谷市では、この春からフリースクールも子どもの居場所と認めて、またフリースクール以外、子ども食堂以外のそういった提供している場所も子どもの居場所と認めて支援を始めています。

再質問です。これまで本市では子ども食堂という位置づけだったんですが、子ども食堂とは別枠で、子ども食堂ではないけれども、子どもたちに安心、安全な場を提供したり、学習支援をしている、そういった団体に対して、支援を新たな形で、子ども食堂ではない団体、子ども食堂とはすみ分けて支援をしていくお考えはありませんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

現在、本市では子どもの食の環境を守るという視点から、食事の提供と併せて学習支援や遊びの提供を行っている子ども食堂の団体に対して補助金を交付しております。一方、子どもの居場所づくりという点では、食事の提供にかかわらず、子どもの居場所となっている事例もあると承知しております。例えば鎌ケ谷市では、従来の子ども食堂への支援とは別に、学習支援や子ども同士の遊び場の体験などを通じて、子どもが安心して過ごせる場を提供する団体等に対する補助制度を令和８年度から開始したと伺っております。本市としても、このような近隣市の事例も参考にしながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。ぜひ近隣市の動向をよく調査研究していただきまして、市川市に合った、子ども食堂ではないけれど、子どもの居場所をつくっている、そういった団体への温かい支援をお願いしたいと思います。強く要望します。

次の再質問です。

○にしむた　勲副議長　石原みさ子議員に申し上げます。

残余の質問につきましては、休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後３時30分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１議案第１号から日程第43報告第20号までの議事を継続いたします。

石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　では、再質問を継続いたします。保育行政について、初回の御答弁を伺いました。４月入園の申込者数は2,900人。現在、保育園の利用を希望する児童数は１万2,000人いるということで、昨年と比べて微増という御答弁でした。また、待機児童はゼロとなったものの、国基準の待機児童に該当しない市内居住の保留者は339名いたということでございます。

では、再質問いたします。この保留者339人の市内のエリアごとの人数はどのようになっているでしょうか。傾向があればお示しください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

令和８年４月時点の各圏域別の保留者数は、北西部――国分や曽谷の地域が44人、北東部――大柏や宮久保の地域が52人、中部――市川から信篤にかけての地域が135人、南部、いわゆる行徳地域で妙典から南行徳の地域が108人で、合計339人となっております。保留者の傾向としましては、例年、年度当初から月の経過とともに増加していきますが、圏域別に見ると、特に北西部や北東部は中部や南部に比較して、申込者数に対して受入れ枠が不十分になっていくといった傾向があります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。人数が多いからといって、入れない度合いが高いわけではなく、44人の保留者を出した北西部、そして52人の保留者を出している北東部が中部、南部に比べて受入れ枠が不十分な傾向ということです。今後、エリア別にまた整備をしていくことを考える場合、この北東部、北西部を

中心に考えていくべきなのではないかと思いました。

では、次に移ります。保育士のいちかわ手当の見直しについて再質問いたします。課題の一つであると伺いましたけれども、市川市の保育園での保育の質を保つためには、保育士に辞められない、保育士が長く勤務を続けることが重要だと思います。市川市が仕事と育児の両立を力強く後押しするような、そういった市になってほしいと思いますし、そういった環境をつくってほしいと期待しています。

先ほど初回の答弁で、国がつくっている育児休業復帰者への育児時短就業給付金、まずはそちらを利用してということだったんですが、これは保育士に限ったことではなくて、どういった業種の方でも利用できるものでして、幾らぐらいもらえるかというと、時短になってからの給料のおおむね10％ということになっていますが、そちらもやはり要件がありますので、該当しないともらえないということになります。そちらで多少補塡したとしても、いちかわ手当が１万円になったために、まだまだ減ったお給料のほうが大きいと思いますので、国がやっているから市はしなくていいということではなくて、やはり国と同じ考え方で離職防止、また働き続けることができる職場環境、そういったシステムづくりをしていただきたいと思います。

私は時短になった方が満額もらえればいいと思っているのではなくて、例えば10割もらっていた方が、今度、時短になって働き方が８割になれば、８割のいちかわ手当でいいと思っているんですね。もし働き方が、ほかの常勤の正規職員と比べて70％の勤務時間であれば70％のいちかわ手当でいいと思っているんです。今現在は１万円か満額かという、どっちかになっているんですけど、その間の区分をつくって、より公平に支給してほしいと思うわけです。さらなる前向きな検討を強く要望いたします。

では、このいちかわ手当について再質問いたします。職員が子育てとの両立のために働かざるを得ない場合に、やはり今の状況、非常勤と同じ扱いというのは不公平があるのではないかと考えます。先ほども申し上げましたように、復帰後における勤務時間の案分でのいちかわ手当というものをつくってはいかがかと思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

国における公定価格におきましても、勤務時間が常勤職員の所定勤務時間に満たない職員については、勤務時間に応じた常勤換算による取扱いがなされており、勤務実態を反映した考え方が取られております。そのため、勤務時間に応じた支給割合の設定については合理的な考え方であると捉えることができる一方で、勤務形態の多様化が進む中におきまして、対象範囲や算定方法、制度運用上の公平性や分かりやすさといった整理すべき課題も多いものと認識しております。今後も国の制度の利用状況や保育現場の実態を把握するとともに、施設職員や職員の給与への影響、保育ニーズの変化や現場の職員への負担などを踏まえ、公平性や透明性を保ち、他職種とのバランスにも配慮しながら、働き手に分かりやすいいちかわ手当の在り方について引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。これから保育料第１子無償化が始まりますと、ますます保育ニーズが高まり、保育園に入りたいという方が増え、保育士の負担というのはもっと苛酷になっていくのではないか。そんなときに、１人でも辞められては保育の質は保てないので、ぜひ保育士の働く環境を整備するということは、つまり女性の職場ですから、市川市は子育てと仕事の両立を応援していますよというメッセージになると思うんですね。そういった視点を忘れずにぜひ検討をお願いいたします。

次に移ります。教育行政です。英語教育の充実について御答弁を伺いました。ＡＬＴ39名をこれまでと同様に

直接契約するというお話で大変安心いたしました。ある市では、大きな英語の教室を運営している会社に委託して、昨日、アメリカから日本に来たばっかりの男の子が今日学校にいるみたいな、そういったこともありますので、市川市はそうではなくて直接契約をする。そして、採用についてもなかなか厳しいんだなと思ったんですけれども、大学卒業資格ですとか模擬授業ももちろんありますし、日本語と英語の応答能力、つまり日本語のコミュニケーションができるということがプラスになるということですね。日本の学校での指導経験の有無、また可能な限りとありましたが、英語を母語としない学習者へ向けた英語教授法の資格取得。これ、私もアメリカにいたときに勉強したことがあるんですけど、英語を母語としない第２外国語として英語を学ぶ人への教授法というのは、また母語として英語を勉強している人とは別のテクニックややり方があるんですよね。そちらの経験がある方というと、かなりレベルが高いと思いました。そういったレベルの高い方を直接契約で雇用できるのであれば非常によろしいかと思うんですが、何しろ39名と非常に人数が多いので本当に大丈夫なのかなと、ちょっとまだ少し心配はしております。

では、再質問いたします。ＡＬＴの活用についてです。受け入れる小学校の側は、その受け入れる準備というのができているんでしょうか。中学校には英語の先生がいらっしゃいますから、英語での会話も成り立つと思うんですけど、小学校に全く英語で話せる方がいなかった場合のコミュニケーションが大丈夫なのかなということと、また、ＡＬＴを１人のスタッフとして受け入れるときの教育委員会の認識についてお話しください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

今後、ＡＬＴを受け入れる市立小学校等は、中学校と同様に職員室で教材作成等ができるよう準備をします。教育委員会はＡＬＴの採用面接において日本語での面接を行い、日本語の会話能力がある方を採用する予定であることから教職員とのコミュニケーションを取ることができると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。日本語の会話能力がある方を採用する予定ということですが、日本語の会話能力にもいろいろありますので、できれば教職員のほうからも英語で話しかけるとか、できるだけ英語でのコミュニケーションということも努力していただきたいなと思います。

それでは、ＡＬＴの活用について詳しく伺います。小学校３年生から６年生までは、外国語の授業の中でＡＬＴによって授業が可能と思いますが、どのような活用が考えられるのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会はＡＬＴの活用として、児童がＡＬＴに質問するインタビュー活動や発音とリスニングのモデル、ゲームやアクティビティーの進行、自身の母国についての文化や習慣等の紹介をすることなど、学年に応じた取組を想定しております。教育委員会は、ＡＬＴが話すことを中心に英語の授業に参加することで、子どもたちが自分の考えを英語で伝えたい、英語を学びたいという気持ちが続くよう、ＡＬＴの指導力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。ＡＬＴが話すことを中心にということだったので、スピーキング、リスニング能力を子どもたちにつけさせたいということだと思うんですけれども、そうなってきますと、やはりＡＬＴ自身の指導力の向上というのも非常に重要になってくると思いますので、そちらの研修なども

しっかりやっていただきたいと思います。

では、逆に１、２年生など、英語の授業を持っていない学年ではどのように活用していくのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、児童とＡＬＴが英語の授業以外での交流も目的とするためＡＬＴを常駐いたします。教育委員会は、曽谷小学校における校内コースを利用したＡＬＴによる英語のラジオ放送や校内行事への参加、給食や休み時間に児童と触れ合う姿を把握しております。このことから、ＡＬＴが日常的に校内にいることで生きた英語に触れることができると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　答弁伺いました。

では、最後に小学校の英語ＤＡＹの進捗について伺います。特別に英語の日というのを設けて、その日は英語の中で生活するというか、そういった英語のシャワーを浴びるようなイメージがあるんですけれども、どのような進捗になっておりますでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、（仮称）言語探究科の新設に向けて令和８年５月に立ち上げた検討会や実務者会議においても、小学校での英語ＤＡＹについて、学校の意見を取り入れながら協議を行ってまいります。菅野小学校で行われている全校英語ＤＡＹを基盤にしながら、実際に児童に指導している教員等と一緒に小学校英語ＤＡＹのモデル例を示していけるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。今、準備をしている段階で、まだはっきり決まってはいない様子ですけれども、例えばこれからの季節であれば、秋はハロウィンがあります。仮装して子どもたちに集まってもらって、例えば本物の大きなパンプキンを使ってジャック・オー・ランタンをナイフで作るとか、ＡＬＴの先生で、子どもの頃からそういうことをやっている国出身の方だったらできると思うんですね。また、クリスマスの時期でしたら、サンタクロースを登場させてみんなでクリスマスソングを歌ったり、当日は緑と赤というふうなクリスマスカラーを身につけて集まったりして、サンタさんとの会話ができればプレゼントをもらえるというようなこともいいのではないかと思います。ぜひ楽しくて身につく英語ＤＡＹのモデルを示していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。２の学校図書館への新聞設置事業についてです。御答弁伺いました。

では、市立学校に配備する新聞の冊数とその種類についてお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

配備する新聞の冊数は小学校２紙、中学校３紙です。小学校については小学生新聞と一般紙とし、中学校は１紙を英字新聞、２紙については一般紙または中高生新聞の中から学校が選択し、教育委員会で調整の上、配備をする予定です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　分かりました。中学校に英字新聞を配備するということなんですが、なぜ英字新聞を配備しようと考えたんでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」では、配備する新聞の想定に英字新聞が含まれております。また、本市では、令和８年度教育振興重点施策において世界につながる市川版英語教育を掲げており、英語教育の充実を図ろうとしています。したがいまして、教育委員会は、英字新聞を配備することで中学生が興味ある国内外のニュースを英字新聞で読み、英語の表現方法などに興味を持つことができるなど、英語に触れる環境整備の一つと考えています。今後は授業での活用も図れるよう考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　私もアメリカに留学していたときに英字新聞には触れていたんですが、なかなか、中学生ぐらいの英語力で英字新聞はすらすら読めないだろうと思います。まずは、英字新聞の周りにある広告を読めるようにすると楽しいんじゃないかと思いました。授業での活用も図れるようにということなので、英語教育に非常に力を入れていくんだなということが分かりました。

では、次の質問に移ります。次は、子どもの読書活動推進事業です。いわゆる読み聞かせｉｎ　Ｅｎｇｌｉｓｈということになりますが、御答弁伺いました。この140万円の根拠は、ネーティブで日本語も話せる方１名を採用する７か月分、つまり１か月20万円ですかね。そういった人件費ということでした。

では、再質問いたします。英語の読み聞かせのときに、どのような絵本を利用するんでしょうか。ネーティブの方にどういう絵本を読んでもらおうと考えているんでしょうか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

英語の読み聞かせに使用する絵本につきましては、当初は市立図書館の蔵書の中から選ぶことを考えております。現在、英語の絵本を約1,700冊所蔵しており、その中から読み聞かせに合う、絵が大きく分かりやすいものなどを選ぶ予定です。また、今回採用する読み聞かせの職員とも相談しながら、既定予算の中で新たな本の購入も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　ありがとうございました。読み聞かせといっても、読み聞かせをする対象が、四、五人の子どもの前で囲むような感じでやるのか、それとも20人、30人の子どもの前でやるのかで全然選ぶ本が違ってくるんですね。私自身も小学校で読み聞かせをしていますけど、やはり大人数の前でやるときは、それなりに本が大きくて絵がはっきりしていて見やすくてというようなことをいつも配慮します。また、今は飛び出す絵本とか楽しいものもありますので、ぜひ読み聞かせでの推進事業がうまくいくことを願っています。

小さい子どもほど、英語に対してはあまりアレルギーはないんじゃないかとは思うんですけど、上手にやらないと、結局英語に触れる入り口ですよね。一番最初が一番肝腎なので、そこで楽しいと思えば英語好きに育っていくんですけど、そこでつまらないとか嫌だってなっちゃうと逆に英語嫌いの子を生んでしまうので、そこが非常に責任重大なところだと思うんです。市川市の英語教育の中で、就学前の子どもの英語の読み聞かせが一番最初の英語と触れ合う機会になると思いますので、そういった認識の下、進めていってください。

では、次の質問に移ります。次は不登校児童支援についてです。毎日、校内教育支援センターを開設できてい

るということでしたが、みらいサポーターの配置については、昨年の当初と全く変わりなく、１日２名、６時間ずつ。だけど、１校につき３人なので、１週間のうち１日だけは１人になってしまっているという状況ですね。

そこで質問いたします。学校規模にかかわらず、一律３名の配置となっていますけれども、増員を含めてみらいサポーターの配置について、さらに検討する必要があると私は思いますが、教育委員会の見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

各小学校は自校の状況に応じて、みらいサポーターが校内教育支援センターや各教室で児童の支援に当たるよう柔軟に運用しています。教育委員会は、各学校のみらいサポーターの効果的な運用の仕方について周知を図るとともに、学校状況を把握しつつ適正な人員の運用を行うことも必要であると考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。今、部長から適正な人員の運用を行うことも必要という言葉を聞きました。大規模校ほど不登校の子どもが多くて、ＳＳＲを使う子が多いというわけではないんだと思うんですけれども、学校によって、やはり利用している子どもの数というのは開きがあるだろうし、偏りもあると思うんですね。そちらに適正にみらいサポーターを配置できるというようなことを、これから考えたほうがいいのではないかなと思います。ぜひよろしくお願いします。

もう一つ、みらいサポーターについての再質問です。以前、令和７年12月定例会で、みらいサポーターが不登校の子どもたちに対応する上でいろんなお困り事というか、迷いが生じた場合など、相談先になるような、アドバイザーのような役割を持つ方がいろんなみらいサポーターの皆さんの上にいて、いつでも相談に乗ってもらえるというような、そういった役割の方を配置してはいかがかという質問を、私、いたしました。そのことについての教育委員会の考えを伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校はみらいサポーターからの支援方法や対応への不安、迷いについて、校内教育支援センター担当教員や学級担任、管理職が相談に応じながら組織で対応するよう努めています。教育委員会はみらいサポーターの資質向上のため研修会を実施し、令和８年度の第２回研修会は新たな試みとして、中学校に配置されているカウンセラーとの合同研修会という形式で６月に実施しました。中学校ブロックごとにカウンセラーとみらいサポーターが集まり研修会を行うことで、情報交換のほか、みらいサポーターが心理の専門資格を持つカウンセラーから専門的な見地の助言を受けることができました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　今年度、新たな試みとして、初めて中学校に配置されているカウンセラーとの合同研修会を行ったということです。中学校ブロックごとにカウンセラーとみらいサポーターが集まって、顔を合わせての研修。そうしますと、今、６年生でこういう子がいるけど、今度中学校に行くとか、そういったいろいろな情報交換もできたのではないかと思います。大変よいことだと思います。みらいサポーターの皆さんが何か悩みを抱えたときにすぐに相談できるような、そういった体制をぜひつくっていってほしいと思いますし、参加したみらいサポーターの方の声を丁寧に聞いて、これからもそういった実践的な研修を行っていただきたいと思います。

今後、不登校の子どもたち、令和６年に400人以上がいたわけですが、それぐらいの子どもたちが存在する中で、どのくらいの子どもたちが実際は校内教育支援センターを使っているのか、そういった分析も必要だろうと

思います。よりよい環境整備を行っていただけるよう要望いたします。

では、次に、市立高等学校の創設について伺いました。先ほど西村議員もおっしゃっていたんですけど、今日の御答弁を聞いていますと、非常に志が高いなと思いました。例えば国際社会で活躍するグローバル人材を多く輩出する町を目指していきたいというところなんかは非常に意気込みを感じるわけなんですけれども、再質問はいたしませんが、今、目指していることは非常にレベルが高い。一方で、誰一人取り残さない学びの保障という視点を考えれば、例えば不登校の中学３年生の進路先の一つとして考えられるような通信制の導入をするとか、そういった、今困っている子どもたちを救うことにつながるような特色があってもよいのではないかなというふうに考えます。今後の丁寧な調査と慎重な議論を要望いたします。

次に移ります。次は、障がい者福祉についてです。グループホームについて伺いました。あと、手帳の保持者も伺いました。市内のグループホームの現状について伺ったんですが、市内のグループホームの定員枠が上回っているということなんですけれども、実際は入りたいけど、グループホームに入居できてない方というのがいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、利用に至るまでの一般的な流れと市の認識をお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

障がいのある方がグループホームを利用する場合、市に対して訓練等給付費の支給申請を行い、支給決定の後、希望するグループホーム事業者と契約を結び、利用に至るのが一般的な流れとなっております。市内のグループホームは、利用者数に対して定員枠は上回っておりますが、本市の支給決定を受けた方は約830人に対し、市外事業所も含めグループホームを利用されている方は約630人であることから、グループホームを利用されていない方は一定数おります。また、重い知的障がいや精神障がいのある方などに対応可能なグループホームは少ないとの声を伺っておりますことから、千葉県に対し市町村意見申出制度を活用して受入れの拡大を図ってまいります。また、本市では、グループホーム開設時の経費の補助や千葉県からの２分の１の補助を受けて強度行動障がいのある方を受け入れているグループホームに対して補助を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。重い知的障がいや精神障がいがある方などに対応可能なグループホームが少ないとの声を伺っていますということだったんですが、それはそうなんですけれども、重い方だけじゃなくて、冒頭、私、知的障がいを持っている療育手帳の方がこういった施設に一番入所している。10.1％でしたね。だから、身体や精神の方よりも知的障がいを持っている方がグループホームに入りたいという方が多いわけなんですけれども、実際は市川市内でも軽度の知的障がいや軽度の発達障がい、精神障がい、障がい支援区分が３くらいの方だったら受け入れるグループホームはあるんですが、知的障がいの方に十分に対応できるようなグループホームはかなり少ないというふうに認識しておりますので、市としましては、今の御答弁では重い知的障がいや精神障がいがある方などにということだったんですが、だけではないというふうに認識を変えていただきたいと思います。

そして、今、当事者家族は将来に不安を持っているんです。グループホームの量も足りないし、質に関しても課題が多い。そして、認可は県なんですけど、実際、5080問題も抱えていますよね。80代の親が50代の障がいのある子どもを見ていて、だけど、親のほうが高齢ですから、何かの折に入院してしまったと。そうすると、子どもをショートステイに入れるわけです。でも、その入院が長くなるから、ショートステイをそんなに長くはできないのでグループホームに切り替えたい。ところが、グループホームがないという状態です。ですので、福祉部はグループホームのコーディネーターさんがいらっしゃいますから、そちらともコミュニケーションを取ってい

ただいて正しい情報を持っていただきたいということと、一番ニーズが高い知的障がいの方のグループホームも少ないので、そういったグループホームが市内にできるように尽力をお願いしたいと思います。これは要望です。

では、次の質問に移ります。次は、都市計画道路3･4･15号について御答弁を伺いました。地権者説明会でも、おおむね反対の意見はなかったということだったんですけれども、私、一つ非常に気がかりなのが、あそこ、迎米の坂のところに三社宮という神社があるんですよね。その神社が引っかかってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、そういったことを心配する地元の方からの声も届いております。どのような対応が考えられるんでしょうか。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

市川大野駅近くの迎米三社宮がある土地が事業計画線にどのように抵触するかについては、今年度実施予定の用地測量の結果により明確となります。事業計画線に建物や工作物などが抵触する場合は、専門の補償コンサルタントが敷地の配置状況や物件の調査を行い、移転に要する補償費用を算出することとなります。迎米三社宮についても、他の物件と同様に、移転につきましては、算出された補償費用に基づいて関係者と協議を進めてまいります。

なお、物件調査は来年度以降から順次実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。現在８ｍの道路が18ｍに広がるわけですから、随分大きく変わるんだと思います。道路拡幅、自転車レーン、無電柱化、550ｍではありますが、大きく変わる、また、期間も長くかかるのではないかと予想されます。三社宮をはじめ移転が生じる物件に対しましては丁寧な対応を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の再質問に移ります。次は、経済・商工振興についての商店会の活性化策など、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの利用も伺いました。この５年間に５つの商店会がなくなっているというのはちょっとショックでございました。また、会員の数も５年間で160会員減少しているということでした。商店会は入ってないお店もたくさんありますので、商店会に入ったら、こんないいことがあるよということをもっともっとアピールしていただいて皆さんが入っていただけるように、その周知やアピールをぜひよろしくお願いいたします。

そして再質問なんですけれども、この１から３、全部の御答弁を伺って思ったんですが、商店会の数も会員数も減っている、その現状の中で市内ではシャッターが閉まっている店舗も増えてきていますね。対策が必要だと考えますが、現状に対する認識と、対策として何ができるのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本市の傾向として、駅前では飲食店や物販店など多くの店舗が営業し、商店会の活動も活発であると認識をしておりますが、駅から離れた場所では店舗の閉店や商店街の維持が厳しい状況となっております。商店会が解散する理由といたしましては、店舗の減少のほか、役員の高齢化が挙げられ、商店会長をはじめとする担い手の不足が課題であると認識をしているところです。

これらの課題への対応といたしましては、市内で店舗を増やすという点では創業の支援が対策として挙げられますが、商店会の活性化という点では商店会の意義やメリット、目指すべき将来像等を整理し、市内の事業者へ周知を行う必要があると考えております。今後、商店会の結成や商店会への加入に向けた周知を図るとともに、

活性化に取り組んでいる商店会や先進自治体などの事例について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　分かりました。ぜひよろしくお願いいたします。

また、商店会連合会のほうでホームページがリニューアルされましたので、そのホームページが市のホームページからもすぐ見れるように、そういった協力も併せてお願いいたします。

では、次に移ります。北東部スポーツタウン基本構想の進捗についての再質問です。これまで２回の見直しを行ってきているということ。そして、現在は北東部スポーツタウン構想とは言わなくて、東市川スポーツプラザという仮称がついているんですね。

では、市民プールのうち、レジャープール、子ども用プールは塩浜のほうに移転がほぼ決まりつつあるのかなと思うんですが、現在の市民プールの跡地、今後どのように整備するのでしょうか伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えいたします。

本年４月に市川市総合計画2050が策定されるなど、スポーツ施策の推進に当たりましては、改めて市域全体を俯瞰した視点や市民ニーズの視点を持った検討の必要性が生じていると考えております。そのため、現在、市川市北東部スポーツタウン基本構想においても見直しを進めており、施策の方向性を踏まえた上で、現市民プール跡地へ整備する新たなスポーツ施設を具体化する予定でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　答弁伺いました。

もう一つ再質問いたします。新しいスポーツ施設の整備に向けた今後のスケジュールというのはどのように考えているんでしょうか。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

先ほど御答弁したとおり、今後、市川市北東部スポーツタウン基本構想における現市民プール跡地に整備するスポーツ施設の方向性や内容等を明確にした案をお示しする予定でございます。その際には議員の皆様に内容を御説明するほか、パブリックコメントなどを実施し、市民の意見等を反映した上で策定してまいります。策定後は速やかに現市民プール跡地の整備に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。何をつくるというような断定的な御答弁はありませんでしたので、これから市民の声も聞きながら何が必要なのかを精査していくというふうに理解しました。

ずっと北東部には体育館がないんです。なので、ぜひ、アリーナとまでは言いませんけど、国府台体育館も老朽化しておりますし、２回の見直しにおいてはフィットネスやスポーツジムのニーズが高いというようなこともありますけれども、例えば障がい者バスケやボッチャなどの試合ができるような、そういった体育館の施設を造ってほしいと思います。また、子どもたちのダンスの練習場であったり、武道の稽古場としても使えるような、そういった施設をぜひ北東部に造っていただきたいと思っております。これは要望いたします。

では、最後の中核市について伺いました。再質問はいたしませんが、最後のほうで、今、中核市になった中での不交付団体は２つだけだと。その２つはどこかというと、豊田市と岡崎市。豊田市は財政力指数が1.41あるん

です。市川市は今1.10。それから、岡崎市は市川よりちょっとだけ低くて1.0です。

そういった中で、これまでの御答弁を伺いますと、市川市の場合、中核市になったとして、不交付団体を維持したまま中核市になる見込みが高いということを理解しました。中核市になると、福祉関係はかなりスピード感を持っていろんな市民サービスが向上するということも先ほどの部長の御答弁で分かりました。教育に関しては、教員の採用まではできませんけれど、研修の企画ができるということです。この中核市への移行に関しましては、これからまた丁寧にいろいろな検証、調査を行って議論を進めていただきたいと思っております。

長時間におきまして、私の質問を聞いていただきありがとうございました。市長が目指すように、市川市民がますます幸せになることを願いまして私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時18分散会

第　　３　　日

令和８年６月 16 日（火曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第３号）

令和８年６月 16 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第８　議案第８号　市道路線の廃止について
第９　議案第９号　市道路線の認定について
第10　議案第10号　市道路線の認定について
第11　議案第11号　副市長の選任について
第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について
第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について
第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について
第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について
第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について
第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について
第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について
第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について
第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について
第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について
第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第31　報告第８号　専決処分の報告について
第32　報告第９号　専決処分の報告について
第33　報告第10号　専決処分の報告について
第34　報告第11号　専決処分の報告について
第35　報告第12号　専決処分の報告について

第36　報告第13号　専決処分の報告について

第37　報告第14号　専決処分の報告について

第38　報告第15号　専決処分の報告について

第39　報告第16号　専決処分の報告について

第40　報告第17号　専決処分の報告について

第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　新しい流れ　石原よしのり議員

自由民主の会　加藤圭一議員、細田伸一議員

未来市川　竹内清海議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について

日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について

日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について

日程第９　議案第９号　市道路線の認定について

日程第10　議案第10号　市道路線の認定について

日程第11　議案第11号　副市長の選任について

日程第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について

日程第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について

日程第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について

日程第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について

日程第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について

日程第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について

日程第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について

日程第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について

日程第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について

日程第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について

日程第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
日程第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
日程第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第31　報告第８号　専決処分の報告について
日程第32　報告第９号　専決処分の報告について
日程第33　報告第10号　専決処分の報告について
日程第34　報告第11号　専決処分の報告について
日程第35　報告第12号　専決処分の報告について
日程第36　報告第13号　専決処分の報告について
日程第37　報告第14号　専決処分の報告について
日程第38　報告第15号　専決処分の報告について
日程第39　報告第16号　専決処分の報告について
日程第40　報告第17号　専決処分の報告について
日程第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

出　席　議　員　　40　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち

久保川　隆志	
西村　敦	
中村　よしお	
大久保　たかし	
石原　たかゆき	
清水　みな子	
廣田　徳子	
にしむた　勲	
石崎　ひでゆき	
堀内　しんご	
細田　伸一	
石原　みさ子	
宮本　均	
大場　諭	
稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　　1名

青山　ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	吉田　一弘
企画部長	西村　直

財政部長	田中雅之
管財部長	松丸宏
情報管理部長	佐久間剛
文化国際部長	日暮真司
スポーツ部長	小島信也
市民部長	山影聡香
経済観光部長	高橋一三
こども家庭部長	山室繁央
福祉部長	寺島崇
保健部長	横山京子
環境部長	湯本明男
街づくり部長	小林英樹
道路交通部長	磯部高志
下水道部長	仙波俊郎
行徳支所長	小川広行
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	小林義行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内徹
事務局次長	米津孝成
議事課長	野村憲一
（議事担当）	
主幹	金子貴一
副主幹	神谷尊正
主査	大場辰磨
主任	北川陽介
主任	三澤啓成
（調査担当）	
主幹	金谷健史
主査	青木聖也
主任	菅野裕樹
主任	荒木智貴
主任	伊藤祥太

書　　記　　古　　木　　直　　子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第43報告第20号公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

新しい流れ、石原よしのり議員。

〔石原よしのり議員登壇〕

○石原よしのり議員　おはようございます。会派新しい流れの石原よしのりです。

それでは、通告に従い代表質問を行います。

まず、市長の所信表明に関連して９項目について伺います。

最初は、(1)３次救急についてです。

市長は所信表明において、健康寿命日本一を目指す上で、医療体制の充実が重要であり、その一環として「３次救急を目指していかなければ」と述べられました。本市は東京ベイ・浦安市川医療センターが令和５年に３次救急の指定を受けるまで、３次救急ではなく２次救急及び２次救急の中でも高度な医療を担う、いわゆる2.5次救急体制の整備を進めてきたと認識しています。

そこで伺います。これまで本市が３次救急医療機関を持つことを目指さなかった理由についてお示しください。

また、その状況にもかかわらず、なぜ今、新たな３次救急が必要であると考えるのか、市長の認識を伺います。

次に、(2)の第１子保育料無償化及び(3)の市川こども手当についてですが、先順位者への答弁で、目的が共通であることが分かりましたので、(2)と(3)をまとめて質問させていただきたいと思います。議長よろしいですか。

○大久保たかし議長　はい。

○石原よしのり議員　本市では、田中市長就任以来、子どもの未来は市川の未来をスローガンに掲げ、小中学校給食費の完全無償化、第２子以降の保育料無償化、子ども医療費助成の18歳までの拡大など、子育て支援策を積極的に進めてこられました。私は、これらの政策が全国トップレベルの子育て支援につながったと高く評価しています。今回、市長２期目の取組として、第１子からの保育料無償化と保育園や幼稚園などを利用せず家庭で子育てをしている就学前児童を対象に、１人月額１万5,000円を支給する市川こども手当の創設を打ち出し、補正予算案に計上されました。先順位者への答弁により、両事業については、選べる市川子育てスタイルの実現を目的とし、保育施設を利用する場合も、在宅で子育てを行う場合も等しく市が支援する考え方であることを理解しました。また、財政負担については、両方の施策を合わせて、本年度分が約14億2,000万円、通年ベースでは約24億円となることも確認できました。

そこで、この施策の財政的な妥当性を考える上で確認します。現在の私立保育園等に対する運営委託費の総額と、その財源構成として、国、県、市の負担割合はどのようになっているのか。また、保護者負担の保育料総額

及び児童１人当たりの年間運営費について、それぞれお答えください。

次に、(4)教育改革とＡＬＴ配置について伺います。市長は所信表明の中で、子育てしたい町を実現する上で、教育が重要であると述べられました。そして、令和８年度を教育改革元年と位置づけ、（仮称）言語探究科を新設し、探究的な学びを通じて読解力やコミュニケーション能力を高めるとともに、英語教育のモデル構築を進めるとされています。その取組の一環として、市内全39小学校へＡＬＴ、アシスタント・ランゲージ・ティーチャー配置に係る予算が補正予算案に計上されています。本市では、既に20年以上にわたり全中学校にＡＬＴを配置し、実践的な英語教育に取り組んできた実績があります。先順位者への答弁により、小学校へのＡＬＴ配置については、生きた英語に触れる機会の拡大や、英語を話したいという意欲の向上などを期待していることが分かりました。一方で、全小学校への配置は恒常的な事業となるため、財政負担についても十分な検証が必要です。

そこで伺います。今回の補正予算では、ＡＬＴ増員経費として約１億2,600万円が計上されていますが、来年度以降の年間所要額は幾らになるのか。また、ＡＬＴ１人当たりの年間経費及び事業全体の配置人数と総事業費についてお答えください。

次に、(5)の市立高等学校の創設について伺います。これは市長２期目の選挙公約の一つであると理解しています。現在、本市には市立高校はありませんが、県立高校７校、私立高校７校が設置されています。一方で、少子化の進行により高校進学者は減少傾向にあり、県内では県立高校の統廃合も進められています。先順位者への答弁により、市立高校創設の目的については、小中学校で進める探究的な学びをさらに発展させる場を設けること、子どもたちの新しい選択肢と目標をつくること、そして国際社会で活躍できる人材を育成することであると理解しました。

そこで伺います。県内には既に７つの市立高校がありますが、本市はそれらをどのように評価し、どのような点を参考にしようとしているのか、お聞かせください。

また、本市が目指すインターナショナル・バカロレア認定校は、英語教育の強化を主眼とするものなのか、それとも探究的な学びを軸とした人材育成を目指すものなのか、その教育理念をお示しください。

さらに、民間人校長の登用については、先行自治体の事例をどのように評価し、本市ではどのような役割を期待しているのか伺います。

最後に、創設に向けた現在の検討状況と今後のスケジュールについてお示しください。

次に、(6)外国人との共生について伺います。少子・高齢化と人口減少が進む中、特に生産年齢の人口の減少による人手不足が深刻化しています。そういった状況下、外国人住民や外国人労働者は、今や日本社会や地域経済を支える重要な存在となっています。今後は単なる労働力としてではなく、地域社会を構成する住民として、どのように共生していくのかが重要な課題であると考えます。

そこでまず、外国人住民を本市がどのように捉え、どのような共生社会を目指しているのか伺います。

また、互いに理解し、尊重し合う社会を実現するため、やさしい日本語による情報発信や生活ルールの周知に取り組むとのことですが、その具体的な内容についても御説明ください。

次に、(7)スタジアム構想について伺います。市長は所信表明において、スポーツには人と人をつなぎ、町に一体感を生み出す力があるとしてスポーツ振興を掲げています。また、従来から掲げている健康寿命日本一という目標にも寄与する重要な取組であると考えます。一方で、スポーツ団体等から要請があった場合には、Ｊリーグ参画基準を満たすスタジアム整備について検討するとされています。

そこで伺います。本市がＪリーグ基準を満たすスタジアム整備を検討する場合、市民にどのような利益や効果をもたらすと考えているのか。

また、建設費や維持管理費を含めた将来的な財政負担について、どのような考え方で検討を進めるのか伺います。

次に、(8) ｅスポーツについて伺います。ｅスポーツとは、エレクトロニック・スポーツの略で、コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称だそうです。近年は新たなスポーツ文化として注目されてきているようです。今回の補正予算案には、ｅスポーツ振興委託料として400万円が計上されています。ｅスポーツには世代間交流やデジタル活用の促進といった可能性がある一方で、ゲーム依存や健康面での懸念を指摘する声もあります。

そこで伺います。本市はｅスポーツにどのような効果を期待しているのか。また、公費を投入して推進するに当たり、どのような公益性があると考えているのか、市の見解を伺います。

次に、(9) 中核市移行について伺います。中核市移行は従来から議論されてきたテーマです。新型コロナウイルス感染症流行時には、保健所機能を市が担う必要性が指摘され、本市でも中核市移行の検討が進められましたが、財政負担などの課題から賛同が得られず、実現には至りませんでした。今回、市長は50万都市となった節目を迎え、人口規模にふさわしい行政サービスを提供するため、中核市移行に向けた検討を進めると表明しています。

そこで伺います。市長の言う人口規模にふさわしい行政サービスとは具体的にどのようなものを指すのか、お示しください。

次に、富士山噴火への対応について伺います。

富士山噴火が話題になっています。最近、ＮＨＫや民放各社で相次いで富士山噴火特集の番組が放映されたことで、多くの方が関心を持たれたのではないかと思います。富士山は活火山であり、最後の大規模噴火である宝永噴火から300年以上が経過しています。専門家からは、いつ噴火しても不思議ではないと指摘される一方、その時期を正確に予測することは困難とされています。近年、国や自治体による首都圏降灰対策の検討が進み――降灰というのは灰が降るという意味です――2025年３月には、内閣府が首都圏における広域降灰対策ガイドラインを公表し、首都圏における大量降灰やインフラ障害の予測、在宅避難の原則などを示しました。

そこで伺います。

(1) 大規模な富士山噴火が発生した場合に備え、本市では現在どのような準備を進めているのか御説明ください。

(2) また、今後の実践的な対応計画や具体的な対策の策定について、どのように進めているのか伺います。

以上、初回質問といたします。御答弁により再質問させていただきます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目１、所信表明についての(1) ３次救急についてお答えいたします。

初めにア、これまで本市が３次救急を担う医療機関を持たなかった理由についてです。本市の救急医療におきましては、東京ベイ・浦安市川医療センターの前身である浦安市川市民病院が、本市と浦安市が運営する公立病院として中核的な役割を果たしていました。その後、同センターは平成21年の民営化時に両市との協議を踏まえ、３次救急医療機関を目指すこととなり、平成29年４月に救急基幹センター、令和５年９月に救命救急センターの指定を受け、民間病院による３次救急医療機関が整備されました。また、本市におきましては、独自の取組として、３次救急医療機関を補完する2.5次救急医療体制を構築していたことから、公立病院としての設置や、ほかの医療機関への働きかけなどは行っておりませんでした。

次にイ、なぜ今必要と考えるのかについてです。本市の３次救急の現状といたしましては、本市南部に位置する東京ベイ・浦安市川医療センターに加え、浦安市に順天堂大学医学部附属浦安病院が高度救命救急センターと

して整備されており、本市からも多くの救急患者が搬送されています。一方で、北部や中部には３次救急医療機関の整備がないことから、2.5次救急医療機関である市川総合病院が中心となり、地域の基幹病院としての役割を果たしていますが、令和７年の救急搬送において、搬送者の約57％が高齢者で、そのうち約65％が中等症以上となっている状況を踏まえますと、今後さらに高齢化が進む中、医療提供体制の逼迫がより大きな課題となってまいります。また、市民からは、本市の医療体制に対する不安の声も届いており、今後、３次救急を含め、医療体制の一層の強化を図っていく必要があると認識しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目、所信表明についての(2)第１子保育料無償化についてと(3)月額１万5,000円を支給する市川こども手当について、併せてお答えいたします。

私立保育所等への運営費については、施設型給付費として国が定める公定価格に加え、保育士の確保、定着や保育の質の向上を図るため、本市独自の加算分を支給しております。公定価格については、私立保育所にはその全額を施設に支給しますが、認定こども園や地域型保育事業の場合には、公定価格から保護者が負担すべき額として国が定める利用者負担額、いわゆる保育料を差し引いた額を施設へ支給することとされております。このため保育料については、私立保育所の場合には、市が保護者から徴収し、認定こども園や地域型保育事業などの場合は、原則として施設が保護者から直接徴収することとなっております。なお、この保育料については、本市ではこれまで保護者の経済的負担の軽減を目的として、所得に応じた保育料の区分を細分化することや、第２子以降の保育料無償化などにより、国が定める保育料の一部を軽減してきたところです。

これらを踏まえ、令和６年度決算においては、まず、保育所への運営費の支払い総額は約235億6,600万円となっております。財源の負担割合は、公定価格による給付費は、私立保育園の場合、国がおおむね２分の１、県と市がそれぞれ４分の１ずつ負担する仕組みとなっております。また、本市が実施する独自の加算についても、一部には国または県の補助制度を活用しているものがございます。このため、令和６年度の歳入の実績としては、公定価格及び市の加算に係る国庫負担金・補助金が約90億円、県負担金・補助金が約45億3,000万円、市が徴収している私立保育所の保育料が約10億3,600万円です。このことから、市の実質の負担額は約90億円となっております。児童１人当たりの額については、全施設の運営費総額を在籍児童数で除した平均額で月額約15万8,000円となっており、このうち市の実質の負担額は約６万円となっております。なお、この金額は全ての児童の平均値であることから、保育士配置基準が手厚く設定されているゼロ歳児や１、２歳児のほうが、３歳以上児よりも１人当たりの運営費は高くなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目、所信表明について(4)英語教育についてお答えします。

本市のＡＬＴの採用について、ＡＬＴ１名にかかる予算としては、給料や職員手当等を含め、年間で約610万円です。既に配置されている曽谷小学校も含め、市立小学校等全校に配置するＡＬＴの年間の予算は約２億4,400万円となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、所信表明についての(5)市立高等学校の創設についてお答えをします。

初めに、アについてです。他市の市立高等学校に対する評価につきましては、６月定例会において、市長が市

立高等学校の創設について所信表明で考えをお示しになられたものでございます。現状につきましては、他市の市立高等学校の運営方法等の調査を始めた段階であり、今後、検討を進める中で、他市の市立高等学校の特色や運営方法等について調査研究を行うことは、設置判断の参考となるものと考えております。また、他市の市立高等学校につきましては、スポーツや国際分野など独自性のある特色を有しており、市を象徴するような学校となっているものと認識をしております。創設を考えております市立高等学校につきましても、本市の特徴や、これまで進めてきた教育施策などを踏まえ、独自性を持たせ、特色ある学校となるよう検討をしてまいりたいと考えております。

次にイ、インターナショナル・バカロレア認定校についてです。インターナショナル・バカロレア認定校では、英語力などの知識の習得だけではなく、教科の枠を超えて知識を統合し、複雑な現実社会の課題に対して主体的に向き合う探究心を育成しております。また、探究的な学びの中で、地域社会やグローバル社会における重要な課題を考える機会や、人の役に立ち、他の人々の生活や世界をよりよくするために行動する経験を通じて、近年、深刻化している環境や福祉などの市川市が直面する様々な社会課題の解決に向けたマインドを、生徒が主体的に持つことが期待されております。具体的な取組の一例としては、英語と化学、歴史と数学、日本語と美術といった２つの教科を組み合わせ、広い視野を持って現代社会につながる課題を設定することにより、探求を深めることのできる授業が展開されております。このように、幅広くバランスの取れたアカデミックな学習と学びの体験により、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい平和な世界を築くことに貢献する探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目指すこととされております。

次にウ、民間からの校長の登用についてです。他府県における民間人校長の任用状況ですが、大阪府では令和８年度、府立学校における魅力ある学校づくりを強力に推進するため、組織をまとめる高いマネジメント力と、教育に対する並々ならぬ熱意を兼ね備え、学校が抱える諸課題の解決に資する優れた人材を幅広く募集しております。大阪府における令和８年度の実績としましては、府立高等学校に１名の民間人校長を新規で任用しております。また、茨城県では、社会課題の解決に資する民間人材を積極的に登用するため、ソーシャルインパクト採用プロジェクトを実施しており、その一環として、県立の高等学校や中高一貫校の校長職に、内部の職員のみならず、幅広く民間人材からも募集を行っております。同県における令和８年度の実績としましては、県立高等学校に１名の民間人校長を新規で任用しております。このほか、他の自治体におきましても、公募や推薦により民間人を登用する事例や、人事異動等により行政職員を高校の校長として任用する事例がございます。

成果につきましては、ただいま申し上げました大阪府におきましては平成21年度から、また、茨城県におきましては平成17年度から、それぞれ民間人校長の登用を継続して取り組まれており、教育現場における民間人校長の任用につきましては、一定の成果を収めているものと認識をしております。

本市としましては、他の自治体の任用方法等を踏まえ、創設する学校の方向性にふさわしい校長の登用について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

最後にエ、創設に向け、どのような検討準備を進めているのかについてです。市立高等学校の創設に関わる検討準備につきましては、今後進めていくこととなりますが、その進め方については、他市において新たな市立高等学校の創設や、既存の市立高等学校を中等教育学校へ移行する際の手続などを参考に進めることが考えられます。主な手続は２つあり、１つ目は、学識経験者などを含む有識者会議を設置し、育てたい生徒像や施設の設置形態など、教育方針や基本的な施設要件を定めた基本方針を策定すること、２つ目は、構想を受け、教育課程や施設規模、スケジュールを定めた基本計画を策定することが挙げられます。他自治体の先行事例では、基本方針及び基本計画の検討策定におおむね２年から３年程度を要していることから、具体的な方向性を示せるまでには相応の期間を要するものと考えております。加えて、本市の状況に鑑みると、市内には７つの私立高等学校があ

り、県内では千葉市に次ぐ２番目の多さとなっております。私立高等学校との関係から、市立高等学校の教育方針や学校の特色の検討に当たっては、私立高等学校と協議、調整を行うことについて検討することや、市域の配置状況を踏まえた最適配置の検討も必要があるなど、本市の現状や課題に応じた検討準備をする必要があるものと認識をしております。

なお、先ほど御答弁いたしましたとおり、市立高等学校の創設までには相応の期間を要することから、その間に国の政策転換や社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、準備を整えていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　私からは大項目、所信表明についての(6)についてお答えいたします。

我が国においては、外国人住民はこれまでの単なる一時的な滞在者から、地域社会を日本人住民とともに築く生活者へと、その存在が変化しています。本市でも外国人住民は主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の地域活動などの新たな担い手となると認識しております。また、先順位者にも答弁したとおり、共生につきましては、市川市総合計画2050の中でも、基本計画の施策の一つである「平和・国際交流」において、「国籍や民族、文化的な違いを越えて相互理解を深め、誰もが平和に安心して暮らせるまち」を目指すことを目標としています。相互理解を深めるためには、日本人住民と外国人住民が互いの違いを認め合い、対等な立場で交流と共生を進めていくことが重要であり、そのためには、外国人住民が日本の文化等を理解するとともに、日本人住民も外国の文化等を理解することが必要であると考えております。

次に、やさしい日本語で作成したチラシにつきましては、外国人住民に日本の文化等に興味を持ってもらうとともに、誰もが地域コミュニティーの一員としてマナーやルールを守り、日常生活で困らないように支援するため、現在、チラシ等の配布に向けて準備を進めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　私からは大項目１つ目、所信表明についての(7)Ｊリーグ基準スタジアムと(8)ｅスポーツについてお答えします。

初めに、(7)Ｊリーグ基準スタジアムについてのア、何のために整備するのかについてです。スポーツには、健康の保持増進に加えて、楽しさや生きがいづくりなどの心を豊かにする効果や、市民交流の活性化などが見込まれ、人々の生活をより充実させる力がございます。そのため、スポーツをする、見る、支えるという様々な参画を通じて、より多くの人がスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができるよう、多様な取組が求められているところです。特に見るスポーツは、選手の活躍する姿に感動したり、応援する楽しさを感じたりするほか、選手や観客間で交流が生まれるなど、スポーツへの関わり方を多面的に広げるきっかけになるものと考えております。本市はバスケットボールの千葉ジェッツ、野球の千葉ロッテマリーンズ、アメリカンフットボールの市川ブルーサンダース、ラグビーのクボタスピアーズ、そしてサッカーはブリオベッカ浦安・市川と包括協定等を締結しており、これら各種目のトップレベルのチームと連携し、市民がスポーツに触れる機会を積極的に創出することは大変重要であると考えております。ブリオベッカ浦安・市川とは、令和６年８月に包括連携に関する協定を締結しており、その締結式におきまして、チームからは、市川市、浦安市とともに成長し、Ｊリーグ参入を目指して活動する旨の発表がございました。これらを踏まえ、田中市長が所信表明で述べられたとおり、本市をホームタウンとするサッカーチームブリオベッカ浦安・市川などから、引き続きＪリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には、整備の検討を行う予定としております。

次に、(7)のイ、財政面の裏づけと妥当性についてです。Ｊリーグ参画基準を満たすスタジアムの整備は、単なるスポーツ施設の整備ではなく、防災面での重要なインフラ施設となり得るほか、地域に人が集まることによる地域活性化や、社会課題の解決にも生かすことができるなど、多様な機能を持つ施設としての検討が求められるものと考えております。そのため、スタジアム整備の目的として、地域住民のほか、施設利用団体、民間企業等、様々な関係者が連携して取り組む必要がございます。また、スタジアムの整備に当たりましては、整備対象地やその周辺環境、整備費用など、検討すべき内容は多方面にわたります。例えばスタジアムの整備される敷地面積は３万㎡から40万㎡を超える事例があり、内容や条件により様々となっております。また、整備費用も秋田県における新スタジアム整備をめぐる報道を見ると、事業費の上限を142億円とする方針が示されているほか、長崎県のサッカースタジアムを含む大型複合施設の事業費は約1,000億円と公表されております。このように、スタジアム整備に関しましては、様々な検討要素が考えられるところです。

そこで、近年のスタジアム整備手法について事例を確認いたしますと、行政主導だけでなく、民間事業者と連携する事業、民間事業者主導の事業など、様々な事業スキームにより整備されております。今後、本市がスタジアム整備を検討する場合には、まずスタジアム整備の目的や事業スキーム、対象地、インフラ状況等を整理するなど、多方面での検討が必要になると考えております。検討を具体化する中で、民間事業者などとの役割を明確にし、財政負担が必要となる場合には、国等による補助事業等の活用を十分検討した上で、妥当性を含め検討してまいります。

次に、(8)ｅスポーツについてです。ｅスポーツは市場規模が年々拡大しており、一般社団法人日本ｅスポーツ協会の情報によれば、2024年の国内の市場規模は約161億円、試合観戦や動画視聴などをしているｅスポーツファンの数は約967万人に上るとされています。また、日本ｅスポーツ協会が日本スポーツ協会に加盟し、本年９月開催予定のアジア競技大会愛知・名古屋大会では、ｅスポーツが実施競技の一つとして採用されるなど、国内だけではなく、世界中で競技人口や市場規模が拡大しております。令和７年６月にはスポーツ基本法が改正され、基本的施策において情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実として、ｅスポーツに係る規定が新設され、国からの通知では、地方公共団体はスポーツ団体と連携してｅスポーツの充実が図られるように努めることとしています。

また、本市においても、第２期市川市スポーツ推進計画の基本施策のうち「拠点の拡充」において、ｅスポーツなども含め市民のスポーツ環境整備を検討することとしております。なお、本市が本年３月20日に開催したｅスポーツイベントでは、市内外から延べ2,000人の方が来場され、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず楽しめるものであると認識したところです。

このｅスポーツの持つ多様性をうまく活用し、現地で直接イベントに参加することで生まれる交流のみならず、オンライン配信を通じて距離を越えたつながりも生まれ、人と人とをつなぎ、人を呼び込むツールになり得る可能性を秘めているものと評価しております。また、時としてＳＮＳ上のトラブルや、心ない書き込みなどの問題が起きている中、ｅスポーツを通じてインターネットの情報を正しく理解し、学ぶこともでき、健全な交流につながることも期待されます。このほか、人口50万人に到達し、住み続けたい町の実現に向けて、多世代交流や地域活性化、関係人口の創出に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　私からは大項目、所信表明についての(9)中核市移行についてお答えいたします。

中核市への移行は、本市がこれまで以上の権限と責任を自ら担い、自らの判断で機動的に行政運営を展開していくための大きな転換点となるものであり、この移行を契機として、行政サービスの迅速化、一体化、そして最

適化が具現化されていくものと認識しております。

それぞれの一例を申し上げますと、まず迅速化といたしましては、本市が独自に保健所を設置、運営することで、新たな感染症の発生や、食中毒の蔓延といった市民の生命に直結する健康危機が発生した際でも、これまでのように県の判断を待つことなく、市独自の迅速な意思決定と対策への着手が可能となること、一体化では、小児慢性特定疾病医療費の支給事務に、現在本市で実施しております子どもや福祉に関わる相談支援業務とを連携させることにより、専門的な相談支援までを一貫して行うきめ細やかなワンストップ支援体制の構築につながること、そして最適化では、民生委員・児童委員の定数や民間保育所の設置認可、指導監査などを本市独自の基準で決定できるようになるため、地域固有の課題や地区ごとの実情に即した過不足のない福祉サービスの展開が可能となることなどでございます。

このように、中核市移行により実現する人口規模にふさわしい行政サービスとは、都市の規模に見合った高度な行政需要に対して、県に依存することなく最も身近な基礎自治体である本市が手続の負担軽減を図り、また、迅速な意思決定の下、市民の個別の問題にしっかりと向き合い、寄り添いながら、利便性と安心を市民の皆様の暮らしに確実にお届けすることでございます。

50万人という、東京23区を除いて全国で28番目の人口規模を擁する都市として、自分たちの町のことは自分たちで決めるという真に自立した行政体制を確立すべく、中核市移行についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、富士山噴火への備えと対応についてにお答えします。

まず、(1)本市の準備状況です。富士山が噴火し、本市域に火山灰が降った場合に備え、市川市富士山噴火による降灰対応計画を平成25年７月に策定し、直近では令和５年11月に改定をしております。この計画における被害想定は、令和２年に内閣府が公表したもので、1707年の宝永噴火と同規模の噴火が発生し、西南西の風の影響を受けた場合において、噴火から３時間後の本市に降り積もる火山灰の厚さは３cmと想定しております。本計画では、道路に降り積もった灰の除去作業に必要な資機材の保有状況を把握するとともに、各家庭などから排出された灰の収集方法などを検討することとしております。加えて、収集した灰の仮置場や保管方法及び処分方法の在り方などを示しております。令和７年３月に内閣府が首都圏における広域降灰対策ガイドラインを取りまとめたことを受け、千葉県では、令和８年３月に富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針を見直しました。今後、本市におきましても、国及び県の指針を参考にして、計画の見直しを行ってまいります。

続きまして、(2)の実践的な対応策の策定の進め方についてお答えします。本市はこれまで本計画に基づき、限られた品目と数量ではございますが、灰の除去に必要なゴーグル、ヘッドライトなどを備蓄しており、マスクや手袋、スコップなどは災害用備蓄品を流用し、必要に応じて外部調達により対応することとしております。現在の計画におきましては、実際に噴火が起こった場合における実践的な対応策には課題があると認識しております。例えばインフラなど都市機能の麻痺を最小限とする観点から、道路の降灰除去では、資機材の確保や災害協定の締結事業者との連携、また、清掃によって集められた灰の保管や処理方法など、さらに具体的な対応を検討しておくことが重要であると考えております。加えて、健康被害への対策や、降灰時の車の運転自粛など、生活維持のための具体的な行動を市民に示すことも大切であります。そのため、実際に噴火による降灰被害が生じている自治体の対策を研究して、より実践的な計画となるように見直しを進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　答弁が終わりました。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　それぞれに御答弁ありがとうございました。それでは、順次、項目ごとに議論を進めていきたいと思います。

まず、(1)３次救急についてです。御答弁では、高齢化の進行に伴い医療需要が増加しており、医療体制の充実が喫緊の課題であることから、３次救急体制の充実が必要だということでした。しかしながら、高齢化に伴って増加する救急搬送の多くは、脳卒中や心疾患、肺炎、骨折など、一般的な疾病や外傷への対応であり、その多くは２次救急、あるいは高度な2.5次救急で対応可能なケースではないかと思われます。一方、３次救急が対象とするのは、多発外傷、重症熱傷、重篤な中毒、広範囲災害時の重症患者など、極めて高度な救命医療を必要とする症例です。

そこで伺います。本市周辺にはどのような３次救急医療機関があり、本市の救急患者は年間どの程度そこへ搬送されているのか、その実態をお示しください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

近隣の３次救急医療機関への搬送人数及び救急車が現場に到着してから病院へ搬送するまでの平均時間は、令和７年の実績で申し上げますと、順天堂大学医学部附属浦安病院は、搬送約1,900人、搬送時間は約39分、松戸市立総合医療センターは、搬送約130人、搬送時間約50分、船橋市立医療センターは、搬送約90人、搬送時間約38分となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　順天堂病院に行く方が多いということは、これは松戸や船橋に比べて医療圏が一緒だからということだったと思います。松戸市立総合医療センターは、地域の高度救命医療を支える重要な医療機関ですが、その運営には大きな財政負担を伴っています。松戸市は令和６年度決算において、約69億円の赤字を計上し、市長自らが近隣自治体や県も含めた広域的な財政支援の必要性について言及しています。３次救急は市単独で完結するものではなく、広域医療圏全体で支えるべき機能だという考え方もあります。

そこで伺います。松戸市長が提起している広域負担の考え方について、本市はどのように認識しているのか。また、本市としてどのような見解を持っているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

３次救急を含む医療機関の体制整備は、千葉県の保健医療計画において県全域を単位とする３次保健医療圏、近接した市町村で構成される９つの２次保健医療圏が設定され、県が中心となって広域的に行われるものとなっています。そのため、本市において個別の医療機関の経営状況を捉えることはできませんが、全国的に医療機関の経営は悪化傾向にあり、課題となっていることは認識しています。このような状況等を踏まえ、本市地域における急性期、回復期、慢性期といった病院機能の役割分担や連携、病院経営など運営上の課題について医師会や医療機関等と協議をするため、基幹病院会議を開催したものとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　県が３次保健医療圏とかいろんなものをつくっていますけれども、本来は、近いんであれば松戸市立病院も、船橋にもさっさと運べばいいと私なんかは思います。ただ、そのためにはいろんな制度の整備なども必要なのかもしれません。本当に市内に持つことがどこまで必要なのかというのは、こういったことも

含めて考えていっていただければと思います。御答弁には、基幹病院会議でも議論されているとのことです。

そこで伺います。基幹病院会議という中では、本市における３次救急体制の必要性や実現可能性についてどのような意見が出されているのか、具体的にお示しください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

第１回目となる前回の基幹病院会議の中では、東京ベイ・浦安市川医療センターの救急搬送の受入れについて、救命救急センターの指定以降、特に都内や近隣自治体からの救急搬送が増加傾向にあることなど、救急医療に関する諸課題について情報共有が図られたところです。引き続き、今後開催する基幹病院会議の中で議論を含め、本市の医療資源を生かした３次救急を含む医療体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　分かりました。医療体制の充実は、市民が安心して暮らし続けるための重要な基盤です。一方で、３次救急体制の整備には高度な専門人材の確保や、施設整備、多額の運営費が必要となります。必要性だけではなく、持続可能性や費用対効果も含めて慎重に検討を進めていただくことを要望して、この項目を終わります。

次に、(2)、(3)第１子保育料無償化と市川こども手当についてです。幼児保育は子どもの健全な成長を支えるとともに、保護者、とりわけ女性の就労を支える重要な社会基盤です。一方で、その提供には多額の財政負担が伴います。御答弁では、本市が私立保育園等への運営委託費として年間約235億円を支出しており、児童１人当たりでは月額15万円を超える経費がかかっていることが示されました。中でも１、２歳児はさらに負担が多いという御答弁でした。

そこで伺います。本市における保育需要は、この10年間でどのように推移してきたのでしょうか。また、その増減要因をどのように分析しているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

未就学児童数及び保育園等の認可保育施設の利用児童数の推移を見ると、未就学児童数については、国による保育料無償化が始まる前の平成30年３月末には２万4,338人でしたが、本年３月末では２万259人まで減少しております。一方で、認可保育施設を利用している児童数は、同じく平成30年では8,344人、34.3％でしたが、本年では１万1,619人、57.4％となっており、未就学児童数が減少傾向の中でも認可保育施設の利用児童数は増加傾向にあることとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　幼児の数が減っていながら、保育所に預けている方が大きく伸びてきているということです。

さて、2019年には国による幼児教育・保育の無償化が実施されました。この制度導入によって、保育施設の利用希望者は全国的に増加したと言われています。

そこで伺います。本市において無償化の前後で保育施設利用児童数はどの程度増加したのでしょうか。また、市はその影響をどのように評価しているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

令和元年10月に国による３歳児以上の保育料の無償化が実施された直後となる令和２年度における３歳児以上の認可保育施設等の入園児童数は、無償化を実施する前の年度と比較して9.4%増加しておりました。これは、平成30年度から令和８年度までの間において最も高い増加率となっておりました。このことから、保育料の無償化は、保育園等の認可保育施設の入園児童数の増加に一定の影響を与えたものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　保育料の無償化になると預ける人が増えると、そういうことですよね。

さて、今回、市長は「選べる市川子育てスタイル」というスローガンを掲げ、第１子保育料無償化とともに市川こども手当を創設しようとしています。

そこで伺います。市川こども手当の創設によって、保育施設を利用せず家庭で子育てを行う選択をする世帯が一定程度増えることを期待しているのでしょうか。また、市としては、保育需要の適正化という効果も見込んでいるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

市川こども手当と保育料第１子無償化を同時に実施することによる効果としては、保育園等に子どもを預ける場合と、在宅で育児をする場合のどちらでも支援を受けられることにより、様々なライフスタイルによる子育てがしやすくなると考えております。例えば市川こども手当を受給することによって、当面は在宅で子育てをしながら、一時預かりやこども誰でも通園制度、幼稚園の未就園児教室なども活用しつつ、その後、幼稚園に入園するというような選択をする方も増えてくるものと想定しております。このように、２つの取組を併せて実施することによって、保育園等への選択の極端な偏りを抑えるとともに、在宅育児や幼稚園等を含めた多様な選択肢をお示しすることができ、結果として全体的なバランスを保つことにもつながると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　おっしゃるとおりだと思います。今回の補正予算の説明の中で、幼稚園や保育園に預けずに家庭で育てている方、今回のこども手当の対象者は5,120人だという説明を受けています。この5,120人、今後どっちに増えるのかなという気もするんですね。そういう中で、恐らく今言ったように、本当に子どもを家庭で育てたいという方はちゃんと支えてあげてほしいと思っています。保育園は重要な社会インフラですが、その上には多額の公費が投入されています。児童１人当たり月額15万円を超える経費を要する中、本来、家庭で保育を希望している方まで経済的な損得勘定の理由から、保育施設を利用する選択をするような制度設計が望ましいとは思えません。今回のこども手当は、家庭保育という選択肢を実質的に支援する初めての取組になるとして、私は評価できると思います。保育園を利用する家庭も、家庭で育てる家庭も、それぞれが自ら望む子育てを選択できることが重要です。その結果として、保育需要が適正化され、本当に保育を必要とする家庭が利用しやすくなるのであれば、市全体にとっても大きな意義があります。保育料無償化にしたばっかりに、保育士不足が顕在化して待機児童が増えてくる、こんなことがあってはおかしいと思います。今後は制度効果を十分に検証しながら、必要であればこども手当のさらなる充実も含めて検討していただくことを要望します。

以上、次の項目に移ります。

(4)英語教育、ＡＬＴ配置についての再質問です。ＡＬＴの小学校配置については、私も子どもたちに生きた英語に触れる機会を増やすことは重要だと考えています。しかし、ＡＬＴ配置の効果を高めるためには、単に人数を確保するだけではなく、質の高い人材を継続的に確保することが不可欠です。

そこで伺います。現在配置している18名のＡＬＴについて、出身国の構成、年齢構成、勤続年数をお示しください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は現在、会計年度任用職員として18名のＡＬＴを採用しています。出身国の内訳は、アメリカ７名、フィリピン６名、イギリス３名、オーストラリア１名、日本１名になります。また、年齢は60代３名、50代５名、40代１名、30代７名、20代２名であり、本市における勤続年数は20年以上５名、10年以上５名、10年未満が８名となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　いわゆる英語国のアメリカ、イギリス、オーストラリア以外にもフィリピンや日本人がいるというのもよく分かりました。また、60代を超えている方もいらっしゃる。さらに、勤続年数は驚くほど長く、20年以上の方もたくさんいらっしゃるんですね。

さて、ＡＬＴ事業を継続的に運営するためには、人材の定着が重要です。採用しても短期間で離職し、常に補充採用を繰り返すようでは、教育効果を上げられません。

そこで伺います。本市のＡＬＴの定着率はどの程度なのか。また、毎年度どの程度の入れ替わりが生じているのか、実績をお示しください。あわせて、人材の入れ替わりがある中で、ＡＬＴの質をどのように確保していくのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市で会計年度任用職員として採用している18名のＡＬＴのうち、半数以上の10名は10年以上勤務をしています。また、過去５年間の離職者は３名となっております。教育委員会は、採用段階の要件や処遇により質の確保を図っています。さらに、採用後も教育委員会職員による授業参観及び事後指導の実施、毎月のＡＬＴ会議の中で模擬授業を行うなど、ＡＬＴの質の向上を図っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　現状のＡＬＴさん、離職率は非常に低いなと私も思いました。ただし、今度、18名ではなく39名加わって57名、これだけになってくると、本当に質確保と、ちゃんと定着してくれるのか、大きな問題になってきます。ぜひ今後とも、ここは慎重に気をつけてやっていってください。

ＡＬＴの教育効果を高めるためには、制度評価も重要です。

そこで伺います。ＡＬＴの業務評価はどのような基準で行われているのか。また、その評価結果をどのように人材育成や配置に活用しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

毎年、校長はＡＬＴの人事評価を教育委員会へ提出する仕組みとなっております。評価項目は、業務遂行、公務員倫理、コミュニケーション、知識・技術等です。また、教育委員会職員が授業参観に行く際に、管理職に勤務態度や指導力、子どもたちとの関わりなどについて聞き取りを行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　基本的には学校が、校長先生が評価していくわけです。どうやって評価していくのかなかなか難しいと思うんですよね。校長先生方にはしっかりと評価の基準を徹底するなり、どうやって評価したらいいのか、あるいはどのように協調して育成していくのか、しっかりとその辺を教育委員会で考えて、校長先生たちにしっかりとお伝えしていくことは重要です。ぜひそこはしっかりとやっていただきたいと思います。

英語教育の充実は重要ですが、教育効果を左右するのは最終的には人材です。ＡＬＴの配置人数だけではなく、人材確保、定着、評価、育成までを含めた総合的な仕組みづくりを進めていっていただくことを強く要望します。

(5)市立高校の創設について伺います。県内では、近年、国際的な学びや探究的な学習を重視する高校が増えてきています。公立では千葉市立稲毛国際中等教育学校や市立松戸高校、私立では渋谷教育学園幕張高校、市川学園市川高校など、特色ある国際教育を展開しています。本市が創設を目指す市立高校は、こうした既存校と比較して差別化できる特色を持たせ、市川市ならではの強みを打ち出せるものにしなければいけません。御答弁にあったように、将来重要な社会的課題である環境や福祉分野の学習に重点を置くカリキュラムも評価されるのではないでしょうか。市長はインターナショナル・バカロレア認定校を目指す考えを示していますが、インターナショナル・バカロレア、ＩＢですね。ＩＢ認定の申請、ＩＢ教育プログラムの構築、ＩＢ教育のできる教員の確保や養成は簡単なことではありません。市立高校創設は、まだまだ検討を始めた段階とのことですが、実際に行うとなれば、市川市の教育政策の中でも極めて大きなプロジェクトになります。だからこそ、既存校との差別化、市川らしさ、教育理念、運営体制を十分に整理し、市民に理解される形で構想を進めていただくことを要望して、再質問はなく、この項目は結構です。

(6)外国人住民との共生について伺います。御答弁では、外国人住民は単なる一時的な滞在者ではなく、地域社会を日本人住民とともに築く生活者であり、自治会活動や防災活動、地域社会の新たな担い手となる存在であるとの認識が示されました。私もその認識に賛同します。今日の日本社会は、多くの外国人労働者や外国人住民によって支えられています。コンビニ、飲食店、物流、建設、介護など、様々な分野で外国人の力なくして社会が成り立たない状況になっています。その一方で、外国人の力を必要としながら、自らの生活圏では外国人を排除しようとするような考え方があるとすれば、それは持続可能な社会の在り方とは言えません。

先日、行徳モスクによる宗教行事に関連して、公園利用をめぐる市の対応が大きな議論となりました。結果として、行事自体は実施されましたが、長年認められてきた公園利用について、従来と異なる対応が取られたことに対して、市の判断根拠が十分に説明されていないとの指摘があります。先ほどの答弁では、多文化共生とは、日本人住民と外国人住民が国籍や民族、文化の違いを超えて認め合い、相互理解を深め、対等な立場で交流し、誰もが平和に安心して暮らすことであるとのことでした。そうであるならば、今回の行徳モスクへの対応は、多文化共生の理念との整合性が問われるものと考えます。

そこで伺います。市は今回の対応について、多文化共生の観点からどのように整理しているのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本県における公園の制限行為許可申請は、市川市都市公園条例第２条第１項の規定に基づき、公園を催し等で独占して利用する場合など、公園内において原則認められていない行為について許可を求めているものであります。本申請の内容のうち、お祈りの行為については、その方法が地面にシートを敷いて、そこに参加希望者が集合して行われるもので、その参加人数が約200人と大規模化してきており、その行為の間は一般の公園利用者がその場所を大幅によけざるを得ないこととなっていました。この状況は、条例第２条第４項に定める「公衆の公

園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当するとは言えないと考えました。また、市議会における議論や報道等の影響により様々な意見が寄せられる中、施設管理者として、一般的な公園利用者の安全と平穏な利用が阻害されないように必要な措置を講ずる必要があるとも考えたものであります。これらのことから、申請者と開催内容に関して協議を重ねた結果、集団的な礼拝は建物などで行うものとし、近隣住民との交流を目的としたお祭りについては、公園での制限行為の許可をしたものであります。当日は大きな混乱もなく開催されたことから、判断は妥当であったと認識しております。

公園は、原則として自由利用であるものの、公園を催し等で独占して利用する場合は、条例に基づく都市公園制限行為許可の申請が必要となります。その許可に際しては、申請内容が公園利用者の通常の利用に支障を来さない場所及び方法で行われるか等を適切に判断するものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　今回、突然公園での集団的な礼拝は認めないという制限を課した判断は、それで大きな混乱がなく開催されたからといって、本当に妥当だと言えるのでしょうか。市議会２月定例会において、私どもの会派のにしむた議員がこの問題を取り上げ質問しました。これに対して街づくり部長は、公園の使用許可の審査基準では、政治上、宗教上の主義主張を目的としたものでないこととしていますが、礼拝は宗教上の主義主張とは考えていない、公園使用基準の変更も考えていないと明確に答弁していました。行政判断を変更するのであれば、その合理的な理由と判断基準を市民に明示する必要、そして責任があります。市長は記者会見において、住民が嫌がっているのに許されるのかとの趣旨を発言されたと承知しています。しかし、行政の判断は、誰かが嫌がっているという主観的な理由ではなく、条例、審査基準、客観的事実に基づいて行われるべきです。また、モスク側は長年にわたり地域清掃や地域活動にも参加し、近隣自治会とも良好な関係を築いてきたと聞いています。

そこで伺います。市は今回の判断を行うに当たり、どのような事実関係を確認し、どのような基準に基づいて判断したのでしょうか。また、今回の対応は、２月定例会で示された市の答弁や、これまでの運用とどのように整合していると考えるのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

前回３月の開催後に、市民からの一部の遊具が利用し難いなどの意見や、市議会での議論や報道等の状況を踏まえ、「公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当するかについて、改めて申請内容を精査したことによるものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　公園を行事やイベントで使うと、そこの行事を使っている部分は、当然その方々が占用するわけです。ほかの方々は使えません。そして、公園の残りの部分は、やっぱり公園として使いに来る方は使えるわけですよね。今回、異文化共生との関連で聞いているのは、同様な使用というのは、ほかの宗教に関係する行事では同じように行われているからです。例えば、普通にクリスマスなどでキリスト教会がいろんな大勢を連れて公園に行ってクリスマスキャロルを歌ったり、そこでアコーディオンなどの楽器を鳴らしながら音を立てていて、これに文句を言う方はなかなかいません。それから、仏教でも公園の中にはいろんなほこらや、そういうのが建っていて、そこでいろんな例大祭や法要っていうのは行われますね。そういうときには椅子をだっと並べて、多くの方がそこに座る。同じように占拠します。そして、音の話もそうですけれども、日蓮宗のお坊さんが

ざっと来て、そこで法要をやるわけですから、当然、太鼓をダンダン音を鳴らしています。そういった事情もある公園でやっているんですね。そういうことがあって今まで問題にしてこなかった。ここの問題も問題になってこなかった。やっぱりちょっとそこにどこか偏りがないでしょうか。こういったことを申し上げております。やっぱり市川はきちんとした自由は尊重する都市だと私は思っています。文教都市だと思っています。こういった今までの問題で、私はもう１回考え直す必要があると思っているのです。

本件は宗教の問題、外国人の問題である以前に、また行政運営の公平性と一貫性の問題というのもあります。そちらのほうが重要かもしれません。行政は賛成する人にも、反対する人にも等しく説明責任を負います。30年以上認めてきた運用を変更するのであれば、誰もが納得できる合理的根拠を示さなければいけません。市川市が掲げる多文化共生の理念が、一時の世論や感情に左右されることなく、公平で一貫した行政運営として実践されることを強く求めます。これ以上この点について、私からの再質問はしませんけれども、しっかりと心得ていただければと思っています。

質問イのほうへ移ります。外国人住民への情報提供として、やさしい日本語によるチラシの配布等を進めるとのことでした。私は、やさしい日本語は非常に有効な手法であると考えています。しかし、その一方で、日本語をほとんど理解できない方も少なくありません。

そこで伺います。外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実について、本市はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

外国人住民が地域の活動の担い手になる上で、人と人とのコミュニケーションは欠かせないものであり、そのためには、日本語が必要となります。本市では、外国人相談窓口において、多言語での対応などを行っておりますが、日本語ボランティア教室は、日本に慣れていない外国人住民にとって、日常生活において必要不可欠な日本語の知識を学ぶ大切な機会です。市川市総合計画2050において、日本語ボランティア教室の充実や、やさしい日本語の普及啓発を重要な施策として掲げており、今後も日本語の普及に向けた施策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　日本語ボランティア教室を行っており、総合計画では、その充実を図ると書いてあるとの御答弁でした。何をやってきたんでしょうね。15年前、私が議員になった頃、市内の外国人人口は現在の半分、約１万2,000人程度でした。しかし、現在は２万5,000人と大幅に増加しています。一方で、日本語学習支援体制は、その増加に見合った形で十分に拡充しているとは言えません。担当部署に聞きましたけども、日本語ボランティア教室、平成28年度で19か所、開催回数898回、約１万人、令和７年度、これはほとんど変わっていないんですよね。延べ受講者数、やっぱり１万人なんです。教室数も増えなければ、受講者数も増えていない。これで本当に拡充してきていると言えますか。要するに、日本語を習う機会というのが、確率としてはそれだけ減っているんですよね。共生社会の基礎はコミュニケーションです。日本語学習支援の拡充に、本当に本格的に本腰を入れて取り組む必要があることを要望して、この項目を終わります。

答弁により、現時点で具体的な建設計画が進んでいるわけではなく、関係団体から要請があった場合に検討を行う考えであること、理解しました。市長は、選挙公約や記者会見などで、天然芝、5,000人規模、市北部への整備など、具体的なイメージにも言及されています。市長は、選挙公約や、こういった発表をされちゃったわけです。市民の関心も高いテーマです。そして批判も多いテーマです。今後検討を進める場合には、建設費だけで

はなく、維持管理費や利用見込みなどを含めた費用対効果を十分検証し、将来世代の負担とならないような慎重な判断を求めて、この項目は終わります。

(8) ｅスポーツについて。御答弁では、市場規模の拡大、国からの通知、人の呼び込み効果などを理由として、ｅスポーツ振興の必要性が示されました。しかし、私は市が公費を投入して積極的に振興すべき分野なのかについて疑問を持っています。本市は健康寿命日本一を掲げています。スポーツ行政の本来の目的は、市民の健康増進、体力向上、人間形成、地域コミュニティー形成にあると考えます。

そこで伺います。市はｅスポーツが健康寿命の延伸や健康増進にどのように寄与すると考えているんでしょうか。また、身体活動を伴うスポーツ振興との関係をどのように整理しているのか伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

ｅスポーツに対しては様々な御意見があることは認識しております。国の通知においては、心身の健康保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することとされております。このため、ｅスポーツの取組に当たりましては、長時間座ったままではなく、ストレッチで体を動かすことや、時間管理に、よりめり張りをつけるなど十分に配慮していきたいと考えております。また、ｅスポーツは高齢者のフレイル予防につながることが期待されていることから、健康寿命日本一の町を目指す取組の一つになるものと考えております。なお、従来の体を動かすスポーツについても、市民の健康増進や体力向上、健康寿命の延伸につながるよう、今後も積極的にスポーツ環境の充実に力を入れて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　ｅスポーツはストレッチをしながら、そして若干フレイル予防にもなるかもしれないよという御答弁だったようです。私はｅスポーツの存在そのものを否定するものではありません。交流事業や娯楽として一定の価値を持つことは理解しています。しかし、それと市が税金を投入して振興すべきかどうかとは別の問題です。第１に、ｅスポーツはスポーツという名を持ちますが、その本質はデジタル上の対戦ゲームであり、身体的スポーツとは根本的に異なります。スポーツという名称は、ゲーム産業の商業戦略と社会的な正当化の道具として利用されているもので、公共政策がこれに無批判に乗ることは危険です。第２に、ｅスポーツが子どもと若者の健康にとって安全であるという科学的根拠は確立されていません。それどころか、ＷＨＯによるゲーム障がいの疾病認定や身体活動量の著しい低下、眼精疲労、筋骨格系の障がいのリスク、前頭前野の発達への懸念なども示されています。健康への悪影響の可能性が指摘される活動を公費で推進する判断は予防原則に反します。第３に、スポーツ先進国ノルウェーでは、ｅスポーツへの公費支援を認めず、政府が子どもをデジタル環境から保護する方向へかじを切っています。世界がｅスポーツを支持しているという主張は、実態を正確に反映していません。第４に、教育の現場でも、行政が子どもにゲームを推奨するのかという保護者層からの根強い反発があり、ゲーム依存症対策との矛盾を指摘する声があります。本市は健康寿命日本一を掲げており、限られた財源を投入するのであれば、まずは子どもの運動機会の確保、高齢者の健康づくり、障がい者スポーツの充実など、身体活動を伴うスポーツ振興を優先すべきです。行政が公費を投入する以上、その政策には明確な公益性と優先順位が求められます。私は、ｅスポーツへの公費投入については極めて慎重にあるべきだと考えます。本物のスポーツ振興に行政資源を重点的に投入することを求めて、この項目は終わります。

(9) 中核市移行について伺います。人口規模にふさわしい行政サービスとは何かという質問に対し、御答弁では、中核市になることによって保健行政や子ども政策について市の実情に応じた独自の判断が可能となり、県の判断を待たず迅速な対応ができるようになる。また、50万人都市として、自分たちの町のことは自分たちで決め

る自立した体制を整えることが、本市の考える人口規模にふさわしい行政サービスだということでした。私は、自分たちの町のことは自分たちで決めるという考え方そのものに大賛成です。地方自治の本旨からいって、本来そのような主体的行政運営を目指すべきです。しかし、一方で、中核市になることだけが主体性を持つことではありません。まずは、現在の制度の中でも主体性を持った行政運営を行うことが大切ではないでしょうか。現在の下で市が独自に判断できず、市民サービスに支障を来している具体的な事例というのは、本当にどれだけあるんでしょうか。また、それらは本当に中核市にならなければ解決できない問題なのでしょうか。

迅速化の話として県に判断を求めに行く手続に時間がかかるんで、迅速性が損なわれていると言いましたが、これは市が判断を求めるにしても、県が判断を求めるにしても、判断をするのに、その検討に時間がかかっているというだけであって、市が判断するから早く判断ができるということには、私はならないと思っています。それから、一体化。保健センター、そして保健所は別経営だから一体的な判断ができない。でも、これはまた県と市の間で日頃から密な連携を取って、共同で仕事をしてきているというようなことをきちっと進めれば、解決可能かもしれません。また、本市の独自性がある政策に独自性のある判断と言いましたけれども、これまた県と県の保健所でも常に密接な判断をしていて、市川の事情をよく分かってもらっていれば、市川の特性に合った判断を県の保健所もしてくれるかもしれません。こういったことはしっかりこれから突き詰めていく必要があるのではないでしょうか。

現在、市内には保健所も児童相談所も存在しています。運営主体は県ですが、市との連携が密であれば、私は特段の不具合はないのではないかとも考えています。

そこで伺います。保健所や児童相談所について、県運営と市運営では何が本質的に違うんでしょうか。市運営になれば市民サービスに具体的な違いは生まれるのか、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本市と千葉県は、これまでも様々な分野で緊密な情報共有や連携に努めてまいりました。しかしながら、制度上、権限が県にとどまっている場合、どれほど密接に連携を図ったとしても、手続を進める上で窓口が分かれていることによる時間的ロスと、適用されるルールが県内一律の画一的なものであることといった仕組みそのものが持つ構造的な限界が存在しております。例えば専門的な精神保健指導や公衆衛生上の措置、あるいは感染症予防などの専門的権限を持つ保健所が県の管轄であるため、情報の共有や具体的な対応方針の決定には、どうしても時間的、手続的なロスが生じてしまいます。新たな感染症の蔓延など、市民の安全が脅かされるような状況では、この僅かなタイムラグこそが決定的な不利益になりかねません。また、人口規模や都市の構造が大きく異なる県内の他の自治体と同じ画一的な基準が適用されますと、50万都市である本市独自のニーズや地域特性に合わせた柔軟な対応が制限されてしまうということが懸念されます。

本市が中核市となる最大のメリットは、こうした県を経由する手続をできる限り解消し、本市がこれまで以上の責任を持って意思決定を迅速化できる点にございます。そして、ふだんから直接市民に接している市だからこそ、地域の実情に即した取組により、市民一人一人に適切な行政サービスを過不足なく、そして迅速にお届けすることが可能になるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁では、どれほど密接に連携を図ったとしても構造的な限界があって、時間的、手続的なロスが生じるよということでしたね。それはそうでしょう。だけど、この時間的、手続的なロスというのは、もっと短くすることは私はできると思っています。そこはぜひ努めていただければと思っています。50万都

市になって、我々がもう少しきちんと自分たちでできるようにしたい。それはごもっともだと思っています。私は中核市移行そのものに反対しているわけではありません。しかし、中核市になることが目的化してしまってはいけません。市民サービス向上という目的のために本当に必要なのか、中核市にならなくてもできることはないのか、また、その負担を将来世代に先送りすることにならないのか、そういった視点が何より重要です。

給食費無償化については、私は長年、この議会で主張してきましたが、本市が先行したとしても、本来国が行うべき政策であり、結果として国が負担する制度へと進みました。同様に、保健所や児童相談所などの運営についても、これも地方自治体だけに負担を押しつけるのではなく、国による十分な財政措置が前提であるべきだと思います。先順位者への御答弁でもありましたが、地方交付税不交付、そして補助金をもらわずに自費でやっているのは豊田市と岡崎市の２市だけと言っていましたけれども、豊田市なんかは当然、財政力指数1.42とかという大変裕福な市です。我々とはちょっと構造が違っていますね。ここら辺、どういうふうに考えるか重要だと思っています。

さて、質問を続けますけれども、保健所を運営するに当たっては、専門職を多数雇用しなければなりませんが、適切に運営する能力を持てるのかどうか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

市で保健所を運営するに当たっては、医師や保健師、獣医師、薬剤師といった専門職の確保と人材の育成が重要となります。特に保健所長となる医師や地域医療を現場で支える保健師等の確保は、全国的な人材不足もあり、先行して中核市となった自治体の多くにおいても大変苦心を重ねてこられた共通課題となっております。そこで、専門職の確保につきましては、例えば県との人事連携による経験豊富な医師や専門職の段階的、継続的な派遣の要請、採用に当たっての処遇面でのインセンティブの整備、医師会や大学医局とのネットワーク構築による人材確保など、先行市の手法を参考に、あらゆる手段の活用を検討していきたいと考えております。

また、保健所の適切な運営のためには、事前の計画的な採用に加え、現場の生きたノウハウを吸収するため、人材育成として十分な派遣研修が極めて重要となります。先行市の事例では、３年から４年程度をかけて計画的にしっかりと準備をしていることを確認しております。特に移行当初に市民サービスの低下や組織の混乱を招かないよう、確実な体制を整えてまいります。また、その後も継続して保健所を安定的に運営できるよう、ＤＸの推進や民間委託など、機動的にマンパワーを生かせる組織づくりを進め、限られた人員を有効活用しながら、質の高いサービス提供を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　専門職、医師、保健師、獣医師、児童福祉司など多くの専門家を継続的に確保すること、そしてこれらをしっかりと育成すること、すごく難しいですよ。よく考えましょう。

そして、先ほどちょっと申し上げましたけれども、最大の問題は財源です。中核市への移行によって新たな権限が移譲されたとしても、その運営経費のほとんどを市が負担するということに本市はなります。本市は不交付団体で、普通交付税による財源措置を期待することもできません。やはり地方分権を進めるのであれば、本来は財源移譲と同時に税源移譲も行われるのが地方分権だと思います。中核市市長会等で財源確保に向けた要望活動を国に行っているとのことですが、国や県による財政支援制度の拡充について、どのような見通しを持っているのかお答えください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

現行制度では、中核市移行に伴い増加する財政需要に対し、主に普通交付税の増額によって財源措置される仕組みとなっております。しかしながら、普通交付税の不交付団体である本市においては、移行後も不交付団体にとどまることが見込まれるため、その場合には、この交付税による直接的な補塡を受けることはできません。そのため、保健所開設等に係る初期投資やその後の経常経費において、一定の財政負担が生じるものと試算しております。また、財政基盤を担保するための自主財源である市税の増収については、政令指定都市以外の都市における個人住民税の税率等が地方税法により一律に定められていることから、中核市へ移行したとしても、本市の税率そのものが変更されるわけではございません。そのため、移譲される権限や事務に見合った税財源を確保できるよう、国と地方の間における税源移譲の実現に向け、本市も中核市へ移行した際には、中核市市長会等を通じて国への要望活動を行ってまいります。

このように、制度上の制約が存在する中で、本市は人口50万人という大きな節目に到達し、そして将来に向けた持続可能な発展の基盤を固めるべき極めて重要な局面を迎えております。社会構造が激変し、多様化、複雑化する市民ニーズや社会的課題が目の前に山積する中、国の財政支援制度の整備を待って対応を先送りすることは、結果として市民の皆様への迅速な支援や機会の損失につながりかねません。自立した自治体として、現時点において最も効果的な行政システムへ転換するため、今後とも必要な財政健全性をしっかりと堅持し、効率的な財政運営を徹底することを大前提としながら、中核市移行に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　財源の手当てを求めるのはもちろんのこと、しかし、それを待っていたのでは市民のサービスが損なわれてしまうとまで言いました。そこは議論の余地があるところだと思っています。そういった制度の整備をしっかり求めていくことや、国や制度が変わることをぜひもっと働きかけましょう。だと思っています。財源の裏づけが不十分なままで中核市移行を安易に進めてはならないと思いますので、今後しっかり検討していっていただきたいと思います。

以上です。

さて、富士山噴火への対応についてに移ります。近年、国は首都圏降灰対策ガイドラインを策定し、広域降灰への対応を具体的に示しました。これは行政も市民も、富士山噴火を現実の危機として考える段階に入ったということです。降灰によって想定される被害は極めて広範囲です。鉄道や道路など交通機関の停止、停電や断水、通信障害などのインフラ被害、医療機関や福祉施設の機能低下や機能停止、さらには健康被害も想定されています。本市は令和５年に市川市富士山噴火による降灰対応計画を改定し、発表していますが、私は、これがまだ実施計画としては十分でないと考えています。例えば宝永噴火規模の降灰が発生した場合、市内には数cm規模、約３cm程度の降灰が生じると想定されています。その場合、自動車交通が大きな制約を受け、要するに普通の車は全く走れませんね。計画で想定している対応が実際に実践できるかというのが課題です。また、降灰の収集、運搬、処分についても、実際に作業を行う事業者の確保や運営体制まで十分に整理されているとは言い難いです。

防災計画はつくることが目的ではありません。実際に機能することが重要な目的です。そのためにどのような組織が、誰の指揮で、どのような手順で、どの資機材を使い、どの事業者に依頼するといった具体的な実施計画が必要になります。また、市民自身が被害想定を理解し、水、食料、マスク、ゴーグル、携帯トイレなどの備蓄をしておくことも重要です。行政の備えと市民の備えの両方がそろって初めて実効性のある防災対策となります。

１つ言っておきますが、噴火の降ってくる灰、まきを燃やして出てくる木の灰とは全く違いますよね。どちらかというと鉱物、細かいガラス片が降ってくるんだと思ったほうがいいということらしいです。こういった認識

も、市民がやっぱり持ってもらわなきゃ困りますね。市として、より現実的で実践的な対応計画の策定を可及的速やかに進めていただくことを強く要望し、この質問を終わります。

以上、広範囲に及びましたが、会派新しい流れの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　自由民主の会、加藤圭一議員。

〔加藤圭一議員登壇〕

○加藤圭一議員　皆さん、こんにちは。会派自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従い代表質問いたします。よろしくお願いいたします。

初めに大項目１つ目、令和８年度一般会計補正予算の編成方針について。

さきの２月定例会で可決された当初予算においては、市長選挙前だったことから、骨格予算のみが編成され、新規拡大事業などの政策的経費は市長選挙後に補正予算で対応することとされていました。このたびの６月補正予算における政策的経費の予算計上の考え方並びに特徴についてお尋ねいたします。

次に大項目２つ目、所信表明について。

(1)、２ページ、市川こども手当について。その支給の考え方について。保育園以外で子育てされている方々を支援する制度で、月額１万5,000円を支給するものです。制度の趣旨は理解するものの、高所得者には必要性が希薄であるとの意見があることから、所得制限を設ける考えはないんでしょうか。また、来日して間もない外国人が転入し、住民票登録したとしても、直ちに個人住民税は徴収されません。その分は浮くわけですから、支給は時期尚早との考えもあります。支給に当たり国籍要件は設けないのか伺います。

(2)、４ページ、いちカレ事業の内容について。本事業について、本市ホームページによりますと、「日々の生活に困窮している方などに、国民食であるカレーライスを無料で提供します」とあり、市内４か所で、場所によって週一、二回程度の頻度で提供されていると承知しています。生活困窮対策として実施されていることは理解しておりますが、生活保護制度があることから、事業の意義については議論の余地があります。そもそも行政が無償で食事を提供することは、あくまでも一利用者の利益にしかならず、公益にかなっているとは思えません。行政の役割、範疇から逸脱しているとの指摘も免れません。そこで、改めて本事業の目的と令和８年度当初予算額やその財源の内訳がどのようになっているのか伺います。

(3)、4ページ、多様性社会を尊重する社会の推進について。多様性という言葉は様々な意味、または文脈で用いられており、人によって受け止め方も異なることから、その内容についてや、目指す方向性が必ずしも市民に十分共有されていないのではないでしょうか。そこで、市として多様性社会の推進をどのように捉え、何を目的としてこのような取組をしているのか、本市の考えを伺います。

まずア、多様性を尊重する社会を推進するために、これまでどのような施策に取り組んできたんでしょうか。

イ、性の多様性の理解に関する教育委員会の考え方を伺います。また、性の多様性に対して、学校現場では、どのような環境整備が行われているのか伺います。

ウ、男女の不平等感とはどのような場面で生じていると認識されているのでしょうか。また、性別による役割分担意識の解消とは、どのような状態を目指すものなのでしょうか。

エ、多様な価値観を認め合うとはどのようなことを意味すると考えていらっしゃるんでしょうか。

そしてオ、先順位者への御答弁で、多文化共生社会についての考え方は理解しましたが、多文化共生の目指しているものとは何でしょうか。

(4)、６ページ、本八幡駅北口駅前地区の再開発について。資材の高騰により再開発が中断、または中止を余儀なくされている事例が出てきております。当地区の再開発計画は予定どおりに進んでいるのか伺います。

次に、大項目３つ目、公園の利用について。

最近、本市において、公園の利用をめぐり様々な議論が巻き起こっております。そこで、(1)公園の設置目的及び運営方針について。そもそも公園はどのような目的で設置され、どのような利用を想定し、実際にどのような運営がなされる必要があるんでしょうか。これらについて、根拠法令や従うべき基準があるのか伺います。

(2)宗教活動目的及び宗教法人への利用に対する認識について。行政が公共施設たる公園を宗教法人に貸し出すことは、日本国憲法で定められている政教分離原則からして問題があるのではないでしょうか。施設管理者たる本市の行政機関としての意思をお示しいただきたいと思います。

(3)宗教法人に対して、南沖公園の利用を許可していたことについて。先順位者への答弁でも理解した部分はございますが、これまでどのような申請がなされてきて、どのような認識で許可されたのでしょうか。

(4)宗教法人による公園利用申請に係る本市の方針について。南沖公園において、宗教法人が一部の遊具を占有し、一般利用者が遊具で遊べない状況、またレジャーシートを敷いて集団礼拝していた、こういった様態が、今回、本市の意思に合致していなかったと認識しております。その理由や背景、また、市民の皆さんからどのような声が寄せられたのか伺います。また、今後も集団礼拝等、宗教活動目的での公園の許可はしない方針を堅持されるのかということも伺います。

大項目４つ目、斎場北側通路新設工事の目的と内容について。

議案第６号一般会計補正予算斎場費において、斎場北側通路新設工事費として8,100万円が計上されております。その目的と内容について伺います。

最後、大項目５つ目、物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給事業及び物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業について。

(1)ＩＣＨＩＣＯカードの配送について。実際に開始されておりますが、その期間や配送にかかる事業経費について伺います。

(2)事業の効果について。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施しておりますけれども、どの程度市民に直接付与し、還元できているのか伺います。

以上、初回質問でございます。一部項目は細田伸一議員が補足質問いたします。御答弁よろしくお願いします。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に関しましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○にしむた　勲副議長　この際、教育振興部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

昨日の会派公明党、西村議員の代表質問中、教育行政についての(3)市立学校におけるエアコンの設置の進捗状況についての質問に対する答弁において、市立学校におけるエアコンの設置の進め方について、「令和７年12月補正予算にて予算措置済み」と発言いたしましたが、正しくは「令和８年度当初予算にて債務負担行為を設定済み」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いをいたします。

○にしむた　勲副議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○にしむた　勲副議長　日程第１議案第１号から日程第43報告第20号までの議事を継続いたします。

この際、加藤圭一議員に申し上げます。先ほどの総括質問中、大項目、所信表明についてのうち本八幡駅北口駅前地区再開発についてを４番目に質問されていましたが、発言順序の変更を受理していますので、変更後の順で答弁をさせるということでよろしいでしょうか――それでは、そのとおりでお願いいたします。

答弁を求めます。

財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目１番目の補正予算の編成方針についてお答えいたします。

本定例会に提案しております補正予算への予算計上への考え方につきましては、当初予算の編成時点で見込まれておりました新規拡大事業のほか、市長の選挙公約として挙げられていた事業のうち、早期に対応すべきもの、あるいは制度設計が固まっており、すぐに実施することが可能な事業について予算計上を行ったものであります。今回の補正予算の特徴といたしましては、子育て環境のさらなる充実を図るため、選べる市川子育てスタイルとして、現在実施しております第２子以降の保育料無償化を、本年９月より第１子まで拡大するための経費を計上するとともに、市川こども手当として、生後８週間から小学校入学前の子どものうち、保育園等を利用していない子どもに月額１万5,000円を支給するための経費を新たに計上したものでございます。また、これらの補正予算の計上に合わせて、第１子無償化に伴う私立保育園及び公立保育園に関わる保育料の歳入予算の減額を行うことで、子育て家庭に対して約14億2,000万円の負担の軽減が図られるものと考えております。さらに、本市の人口が本年４月１日に50万人に到達したことを記念いたしまして、さくらオーナーを募り、市内の公園３か所に桜を植樹するさくらオーナー事業や、ｅスポーツの普及啓発を図るイベント等を開催するための予算措置をするとともに、英語教育の充実を図るため、各公立小学校に外国語指導助手の派遣を行う経費や、市立図書館をはじめ希望のあった市内の保育園や幼稚園等において英語の絵本の読み聞かせを行うための経費を計上するほか、保健福祉サービスの充実のための経費や、地域活性化の取組、公共施設等の整備など、幅広い分野にわたり予算措置を行っていることが特徴となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目、所信表明についての(1)市川こども手当についてお答えします。

市川こども手当の支給に当たって、まず所得制限につきましては、子育てに関する経済的負担は各家庭だけが負担するのではなく、広く社会で支援していくという点も踏まえ、保育料無償化や国の児童手当と同様に所得制限を設けておりません。

次に、国籍の要件ですが、市川こども手当は、本市に住民登録がある子どもを対象とすることから、外国籍の方の場合には一定の在留資格が求められることとなりますが、国籍の要件については設けておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、所信表明のうち(2)いちカレ事業の内容についてお答えいたします。

いちカレ事業は、格差社会の中で日々の生活に困窮されている方や、生きづらさを抱えている方などに温かいカレーを提供し、あしたへの活力につなげていただくことを目的として、令和６年１月より実施しております。

次に、いちカレ事業の令和８年度当初予算額は398万6,000円で、その財源は、国庫補助金から133万6,000円

を、市川市福祉基金から185万円を、寄附金から80万円を充当する予定としております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、所信表明についての(3)本八幡駅北口駅前地区再開発について及び大項目、公園利用についての(1)から(4)にお答えいたします。

初めに、再開発についてです。本八幡駅北口駅前地区の再開発事業の進捗としましては、令和６年３月に市街地再開発事業の都市計画決定、令和７年９月に市街地再開発組合の設立が認可されております。その後、令和８年１月には都市再開発法第70条に基づく権利変換手続開始の登記が行われ、最終的な権利変換に向けた作業を進める段階へと移行しました。今年度につきましては、土地の確定測量や建物の調査など、権利変換計画の作成に向けた資産評価を進めるとともに、計画建物や公共施設の詳細設計に着手しております。また、計画建物とＪＲ本八幡駅の改札階をつなぐ接続デッキの用地購入、さらに、当該用地の区域編入に伴う都市計画の変更に関わる手続を進めているところであります。

近年、各地の再開発事業では、建築資材の高騰や人手不足等を背景に、計画の遅延、事業の一時中断といった影響が出ていることを把握しております。当該再開発事業は、現時点において事業が着実に進んでいるものと認識しておりますが、物価高騰等様々な社会情勢の変化とその影響について、状況を注視してまいります。

次に、公園の利用についてお答えいたします。

初めに、(1)公園の設置目的、運用についてです。公園は都市公園法に基づき設置しているものであり、同法第１条には、「公共の福祉の増進に資することを目的とする。」旨が規定されております。また、公園の管理については、この法令及び市川市都市公園条例に基づき運用しており、公園において催し等のために独占して利用する場合は都市公園制限行為の許可が必要となるものです。

次に、(2)宗教法人の利用に対する認識です。条例第２条第１項に定める都市公園制限行為許可の申請は、公園利用者の通常の利用に支障を来さない場所及び方法で行われるかなどにより審査するものであり、申請者に対しては個別具体的な要件を求めているものではありません。

次に、(3)南沖公園における許可に対する認識です。当該申請は条例第２条第１項の規定に基づき、公園を催し等で独占して利用する場合など、公園内において原則認められていない行為について制限行為に係る許可を求めているものです。これまで南沖公園においては、地域住民との交流を含めたお祭りとして利用する旨の申請がなされており、許可してきたところであります。

最後に、(4)申請に係る方針です。本件は、前回の３月開催後に、市民からの一部の遊具が利用し難い等の意見や、市議会の議論、報道等の状況を踏まえて、改めて申請内容を精査したものであります。その結果、申請内容の一部が条例第２条第４項の「公衆の公園の利用に支障を及ぼさない」と認められる場合という規定に該当するとは言えないと考え、申請者と協議を行ったものです。今後の方針としましては、申請ごとに行為の内容、場所、方法等の申請内容を確認し、一般の公園利用者が通常の利用に支障を来さない場所及び方法で行われるかどうか等を確認した上で判断するものであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　私からは大項目２つ目、所信表明についての(4)多様性を尊重する社会の推進についてのうちア、ウ及びエについてお答えいたします。

まず、アの多様性を尊重する社会を推進するための施策についてでございます。本市は令和元年に策定した多様性を尊重する社会を推進するための指針に基づき、これまで多様な性に対する理解の促進や性的マイノリティ

ーの方への支援、外国人等が安心して暮らせるための支援などに取り組んでまいりました。具体的には、市長の所信表明にありましたパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入や、ジェンダーレス制服の普及といった取組のほか、ＬＧＢＴＱ＋をはじめとした多様性への理解促進に係る市民向け講座や職員研修の実施などを行うとともに、外国人住民への対応として、やさしい日本語の活用などの施策を行ってまいりました。また、障がい者福祉、高齢者福祉など様々な分野でも多様性を尊重する視点を取り入れて施策を推進しているものと認識しております。

次に、ウの男女の不平等感についてでございます。国や市の調査によりますと、家庭生活や職場など様々な場面で男女の認識に差があるほか、家事、育児の負担や管理職割合などにも男女間の差があるという結果が出ているところでございます。このような差が生じている要因の一つといたしましては、家事、育児、介護は女性の仕事、男性は主要な業務、女性は補助的な業務のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に考える意識の存在が指摘されているところでございます。そこで、本市といたしましては、男女の違いや、それぞれの特性を否定するものではなく、性別のみを理由として役割や生き方を固定せず、一人一人が希望や能力に応じて選択できる環境を整えることによって、性別による役割分担意識の解消を目指しているところでございます。

最後に、エの多様な価値観を認め合うことについてでございます。これは、全ての人が同じ考え方を持つことや、全ての価値観に賛同することを求めるものではなく、一人一人が異なる考え方や生活背景を持っていることを理解し、互いの違いを認め合い、尊重することであると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目２つ目、所信表明についての(4)多様性を尊重する社会の推進についてのうち、イ、性の多様性への理解を深める教育環境の整備に向けた取組とはどのようなものかについてお答えします。

文部科学省は、令和５年６月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布を受けて、引き続き児童生徒の発達段階に応じて多様性に対する理解を育む取組について進めていくことを通知しています。市立学校は、本法律にのっとり、当該学校の児童生徒に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する理解を深めるため、教育または啓発、教育環境に関する相談体制の整備、その他必要な措置を講ずるよう努めています。具体的には、保健体育の授業で扱うなど、性の多様性理解のための教育の実施、多目的トイレの設置、選択制制服、養護教諭やカウンセラーによる相談体制の整備などとなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　私からは大項目２つ目、所信表明についての(4)オについてお答えいたします。

本市におきましては、市川市総合計画2050において多文化共生に関する明確な目標を定め、地域の実情に合わせた施策を体系的に進めているところです。この計画の策定に当たっては、国において積み重ねられてきた多文化共生の推進に関する研究会報告書や、平成18年に総務省から発出された地域における多文化共生推進プランを参考としております。同プランでは、多文化共生を、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義しており、本市が目指す多文化共生社会の方向性は国が示す定義と基本的な考えを同じくするものです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは斎場北側通路新設工事の目的と内容についてお答えいたします。

この工事は、車両動線の変更により、歩行者や車両の安全確保と周辺の生活環境の向上を図ることを目的としています。具体的には、新たに斎場と霊園をつなぐ通路を整備することで、現在、西門が出口となっている霊柩車等の動線を、斎場の北側から霊園内の通路を通り霊園正門から退場するルートに変更するものです。この新たに整備する通路は、幅員約５ｍ、延長約60ｍの舗装路となりますが、既存墓地を移設せずに施工するため、通路の一部が用水路の斜面にかかることとなります。このため、水路の斜面に全長30ｍ、高さ２ｍ程度の擁壁を築造し、改良土などで整地する計画としています。あわせて、霊園脇の市道から墓地が見えないよう、通路に目隠しフェンスを設置する予定としています。補正予算では、設計費を含めた8,100万円を工事請負費として計上し、工期は設計で３か月、工事で４か月程度とし、年度内に完成する見込みとなっています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目５つ目、物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給事業及び物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業についてお答えします。

初めに、(1)ＩＣＨＩＣＯ定額カードの配送についてです。本事業におけるＩＣＨＩＣＯ定額カードの配送は、４月上旬から５月下旬までの約２か月間において順次行いました。この定額カードは、金券に相当する取扱いとして、紛失・盗難防止の観点から、配送業者による対面での手渡しにより配送いたしました。市内全域の約26万5,000世帯に対し対面での手渡しを実行するため、配送期間を約２か月と設定したものです。本事業の配送に係る事務経費といたしまして、委託料6,848万4,000円、郵便料１億558万7,000円を計上し、執行しております。なお、委託料は、ＩＣＨＩＣＯ定額カードや利用ガイド、加盟店一覧などの印刷、印刷したＩＣＨＩＣＯ定額カードなどの封入、封緘、コールセンターの運営などの業務委託に必要な経費となっております。

次に、(2)事業の効果についてです。本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限に活用し、事務経費の抑制により、市民へ付与する割合をできるだけ高くしております。例えばＩＣＨＩＣＯ定額カードを個人ごとではなく世帯一括で送付するなど、事業費全体に対する事務経費の割合を約８％に抑制いたしました。その結果、交付金約26億円のうち、市民へ直接付与した額はＩＣＨＩＣＯ定額カードの4,500円分及びアプリへの移行により加算される1,000円分の総額約24億円となり、交付金の約92％となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。初めに大項目１つ目、令和８年度補正予算の編成についてであります。早期に対応するべきもの等、予算計上の考え方は理解いたしました。特徴については保育料無償化とこども手当支給の経費を歳出予算に計上し、保育料の歳入予算は減額を行う。その分、子育て世帯に対し約14億2,000万円の負担軽減の恩恵が及ぶということ、理解いたしました。ほかにもいろんな事業に使われているということでありますが、ここで質問いたしますね。新規拡大事業について、今回の補正予算におきましては、これは全て計上されているんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

新規拡大事業の予算計上につきましては、制度設計や庁内における合意形成に加え、関係者などとの調整を十分に行う必要があり、今回の６月補正では、市長選挙後の限られた期間の中で予算編成を行う必要があったことから、事業の方向性や具体的な内容が整理され、実施に向けた準備が整ったものについて予算計上しております。したがいまして、今回の６月補正で計上されなかった事業につきましては、今後の補正予算、もしくは令和

９年度以降の当初予算において予算計上できる状況が整い次第、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。今回全て予算計上されているわけではないとのことです。様々な新事業が予算計上される可能性がある中、今回、補正予算で計上されております第１子保育料無償化や市川こども手当は、今回一度限りではなく、今後も恒常的に財政負担が生じるものと思います。財源の見通しは立てられているんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

保育料の第１子無償化や市川こども手当の実施に当たり、本年度必要となる７か月分の経費である約14億円につきましては、令和８年度当初予算における市税の増収分や小学校給食費無償化に関わる県からの交付金を活用し、新規拡大事業の財源として確保しておりました約19億円の財政調整基金積立金の一部を充当することにより予算計上しております。また、９年度以降の事業費については、この２つの両事業を合わせて通年ベースで約24億円の財源を要するため、経常的な財源の見通しを立てた上で実施することが重要であると認識しております。したがいまして、令和８年度当初予算において留保した財源に加え、今後も見込まれております市税の増収分について、まずは物価高騰に伴う経費の増加や扶助費をはじめとする義務的経費の増加に対応した上で、その残額を優先的に活用することで必要な財源を確保できる見通しを立てた中で、今回予算計上したところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。今年度は９月からこれらの事業を実施し、約14億円の経費が、そして来年度以降は通年で約24億円の財源がそれぞれ必要であるということ。今年度に関しては小学校給食費無償化のための県交付金など、それも含めたものを財調に約19億円積んでおり、19億円の一部を充当するということです。それで捻出できる見込みであることを理解しました。来年度以降も交付金があるからということ、そして、市税が増収する見込みがあるから大丈夫だと、こういうことではございますが、心もとないです。その市税収入も景気で大きく変動するということは、この際指摘いたします。

改めて、本市の令和６年度の経常収支比率は92.7％でございます。昨今の資材価格の高騰で、普通建設事業費が増大し、義務的経費は全体的に増加傾向にあります。財政の硬直化は高まっております。政策的経費に充当できる財源が十分確保されているというわけではありません。改めて第１子保育料無償化について、これは近隣の東京都や浦安市で既に実施されており、それらの自治体を意識されたんだろうと推察いたしますけれども、二番煎じではないかと、こういう言い方もできます。子育て政策に力を入れている東京都におきましても、令和７年、出生数は８万5,064人と微増したものの、合計特殊出生率は0.96と変わらず、全国最低でございます。費用対効果はいま一つではなかろうかと。そして、これまで本市が実施してきた第２子以降保育料無償化などの施策について、効果の分析を行う必要があると思いますけれども、実際行っていますか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

第２子以降保育料無償化は、２人目の子どもを望む夫婦の夢を後押しし、出生率の向上や児童数の増加、子育て世帯の定住促進等を目指し、令和５年10月から実施してまいりました。現時点における分析としては、令和７年から11年度を計画期間とする市川市こども計画の策定に当たり、令和５年度に子ども・子育て支援事業に係る

基礎調査を実施し、本市の子育て支援施策の満足度を調査しておりますが、その結果、第２子以降保育料無償化を含む「子育て家庭への経済的支援の充実」に関する項目において、「大変満足」、「ほぼ満足」との回答が平成30年度の前回調査の12.7ポイントから47.2ポイントに上昇していることから、子育て世帯の経済的な負担感の軽減にも大きく寄与したものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。第２子以降保育料の無償化は子育て世帯の満足は得られていると、調査で裏づけられていることを理解いたしました。とはいえ、東京都は実に豊富な税収、財政力を背景に、様々な施策を打っております。ここで一つ一つ取り上げませんけれども、018サポートでありますとか、こういったもの、それから、東京都におきましては妊娠時から出産時、それから１歳、２歳のバースデーサポートですとか、こういうかなり手厚いサポートをしていると。東京都の子育て施策に追従する形で第１子保育料無償化に邁進するという本市におきまして、受益者負担の原則というものをどのようにお考えになっているんでしょうか。やはり東京都の財政力にはかないませんから、過度な自治体間競争に陥らないように、行政の持続可能性を重視するべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

行政サービスを提供する上で、受益者負担の考え方は重要な視点であり、十分に尊重すべきものと認識しております。一方で、子どもや子育て家庭への支援は、特定の個人や家庭のみの利益だけでなく、少子化対策や定住促進策として、本市全体において将来にわたって地域社会や行政サービスを支えるための基盤形成につながるものであり、一定の公的負担を伴って実施する意義があるものと認識しております。なお、保育料の負担軽減や子育て世帯への経済的支援については、本来は自治体ごとの財政力や居住地によって支援内容に大きな差が生じるべきものではなく、国の責任において全国的な制度として実施されることが望ましいと考えております。一方で、国による制度化を待つ間にも、子育て世帯は様々な負担を抱えていることから、基礎自治体としては地域の実情や市民ニーズに応じた支援をスピード感を持って行っていくことが必要であり、今後も国に対して必要な制度の充実を求めつつ、本市にとって必要な子育て支援策を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。受益者負担の原則は保育料に限らず、行政サービスの受益者が意識しなくてはいけないという大原則でございます。少子化の折、子育て支援は行政が手厚く支援すべしとの意見は十二分に理解いたします。しかし、財政部とのやり取りにございましたように、今後、恒常的に過大な経費がかかってくる。財政に負荷をかけるわけですね。子育て政策とはいえ、歳出が緩慢にならないように御留意いただきたいと思います。税収が東京都に偏重している、あるいは偏在しているという状況下で、自治体間競争が過熱化しますと、これは本市は勝ち目はないですよ。市長、県市長会を通じて、やはり熊谷県知事に対して東京都への税収偏在の是正をぜひお願いいたしたいということです。

大項目１つ目の補正予算については以上でございます。

次に、２つ目の所信表明についてでございます。(1)市川こども手当、その支給の考え方についてです。御答弁では、児童手当に準じて所得制限や国籍要件は求めないとのことでございます。確かに他自治体、例えば東京都におきましては、子ども手当支給に所得制限はございません。仮に本市が所得制限を設けたとしましても、高所得者が本市から東京都に移住してしまうというリスクは低いものと認識しています。所得制限を設け、支給総

額を抑制したいところだと思います。

それから、国籍の要件を設けることにつきまして、外国人につきましては、個人住民税が課税される前段階で支給しなくてもいいのではないかとの考えがございます。本市の一般財源から手当を支給するわけですので、まさに市民の皆様の理解が必要であります。そもそも個人住民税は、１月１日現在、日本のいずれかの自治体に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば、外国人の方であっても市町村に支払う必要がございます。そして、支払うべき額は前年の所得、給与によって決まりますから、例えば本日、本市に転入した外国人の方は、来年にならないと課税されないわけですね。来日して間もない住民税が課税されていない段階の外国人に対して、転入したと同時にこども手当を支給するというのは時期尚早ではないかと、こういう言い方ができると思います。しかも、その方が本年中に帰国してしまったら、住民税を課税されることなく、こども手当だけ受け取れると。これは納税者が望んでいることでしょうか。住民税が徴収されないなら手当を受け取る必要はないんではないかと思いますよ。そもそもこども手当につきましては、日本人の少子化対策として支給されるものです。日本人の出生数は低下する一方、外国人の出生数は、近年増加傾向にございます。それで、わざわざ手当を支給しなくてもよろしいんではないかという考え方もございます。こういった国籍要件を設けまして、外国人の方は住民税が課税された段階で支給しても遅くないんじゃないかと思うわけです。

次に、(2)いちカレ事業につきまして、明日への活力につなげていただくことが目的と御答弁ございました。生活困窮者の方に寄り添う姿勢に敬意を表します。その財源でございますが、令和８年度当初予算額約398万円。内訳として国庫支出金、市川市福祉基金、そして寄附金から成り立っておるということです。現在に至るまで一般財源からの拠出はないとの認識でよろしいですね。今後もその方針は堅持してください。今後も一般財源からの拠出はやめていただきたいと思います。行政が無償で食事を提供することには、やはり違和感を払拭できません。何よりも個人の自立心をそぐことにつながります。

続いて、同事業につきまして、これまでの利用実績と事業効果を伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えいたします。

本事業は、令和６年１月の事業開始後、本年５月末までに453回実施し、延べ9,474人と多くの方に御利用いただいております。また、これまでいちカレを利用された方のうち、約１割は支援機関を通じていちカレを知り、利用されております。一方で、いちカレを利用されている方の中には、悩みを抱えていても声を上げられず、また、相談先が分からない方もいらっしゃいます。このため、店舗内には各種支援機関のチラシなどを置いており、実際に手に取る利用者も多く見受けられます。また、昨年11月からは、市の職員と相談員が店舗に出向き、協力事業者から近況報告を伺うとともに、利用者からは直接御相談や悩み事をお聞きする取組を開始いたしました。これらの取組を通じて、利用者からは収入がなく苦しい時期もあったが、いちカレがあって助かった、今後もいちカレ事業を継続してほしいなどといった声を伺っており、日々の生活に困っている方々の生活の支えになっているものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。利用者から好意的な意見が寄せられているということは理解しました。そういった声は大切にしつつも、先ほど指摘しましたように、やはり行政のリソース、人的資源は有限でございまして、それを福祉行政にどのように采配していくかということが問われてまいります。無償でカレーを提供しなくても、生活困窮者に寄り添う方途はあるのではないかということを指摘いたしまして、次に移ります。

大項目３つ目、公園の利用につきまして、(1)公園の設置目的及び運営方針について。まずもって公園は市民

の方がくつろぐ場所であるということ、これを指摘いたします。都市公園法第１条「公共の福祉の増進に資すること」が目的と記されております。特定の個人や団体のためではなく、社会全体の利益に資する利用方法が法律上要請されていることを、まずもって確認いたします。利用申請に当たっては、施設管理者である本市の許可が必要であるということ、また、運営に当たっては、本市に裁量権があるということ、併せて確認いたします。では、都市公園の運用面において、どのような催しが想定され、許可対象になるんでしょうか。

○にしむた　勲副議長長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

都市公園の制限行為につきましては、条例第２条の規定により、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、公園を利用する場合は許可が必要となります。具体的な例としましては、自治会の盆踊りや餅つき大会などが挙げられます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。御答弁のとおり、自治会の盆踊り等が一般的な利用方法かと存じます。これは地域住民同士の懇親の場になりまして、不特定多数の来場者が想定されることから、社会全体の利益にもつながる。施設管理者たる市の意向に沿った利用方法なんだろうと考えます。

続いて、(2)宗教活動目的及び宗教法人の利用に対する認識について。公園を宗教団体に貸して問題ないのかとの質問に対しまして、本市都市公園条例に基づき、申請者に個別具体的な要件は求めていないとの御答弁でございます。では、実際に公園を宗教団体等に貸し出した事例はあるんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

これまでも子ども向けのイベントを目的としたような宗教法人に対して制限行為許可を行った事例はございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。実際あるということですね。宗教活動目的、または宗教法人に公園を貸すということは、都市公園法第１条の「公共の福祉の増進」という趣旨に合致しないと考えます。宗教法人は、特定の教義に基づき集団的に行動する。その信者、信徒以外は近寄り難い。実質的に公園を使えなくなってしまいます。一般の公園利用者との間に利害の対立が生じる。これは公共の福祉に逆行する事象だと考えます。行政の意思にも反するんではないでしょうか。地方自治法第244条第１項においても、公共施設の利用を「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」と書かれてございます。利用申請があったからといって無制限に受け入れられるとの記載はございません。

東大阪市都市公園および児童遊園内の行為許可審査基準によりますと、審査基準の共通基準、公園条例５条(行為の禁止)の中に、その「⑨宗教的活動でないこと」と明確に宗教的活動が東大阪市の公園においては禁止されております。また、「⑦公園利用者、地域住民等に配慮していること」も記載ございます。来園者が公園周辺に路上駐車して、警察官が取締りに来るような事態というのは、これは地域住民への配慮が欠如している事態だと思います。東大阪市の事例に倣いまして、本市も宗教活動目的、または宗教行事と一体で行われる様態の公園の利用は禁止するべきだ。行政が宗教活動目的で公共施設を貸し出さなくてはいけないという法律上の要請はありません。また、宗教団体に公共施設を貸すことで、その団体に便宜を図っているのではないかとの疑義が生まれます。行政としては、そのような誤解を受けたら困るはずです。このような事態は日本国憲法で定められてい

る政教分離原則に合致いたしません。

続いて、(3)宗教法人に対して、南沖公園の利用を許可したことについて。先順位者への答弁で理解した部分はございます。これまで利用申請の内容を審査した上で、問題はなかったという認識だと思います。しかし、実際には、特定の宗教団体が集団礼拝を行っていた。宗教活動目的で公園を利用していたわけでございます。都市公園条例第２条第１項の制限行為許可の申請が提出された場合、どのような手順で審査しているんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

許可申請の審査に当たりましては、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められるかどうかを判断するため、行為の内容や場所を確認し、必要に応じてスケジュールや使用する機材の有無など追加資料を求め、判断しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。審査項目に従い確認されていたということですね。ただ、これまで本市が利用申請を許可していたということにつきましては、適切な取扱いだったのかというのは十分検証しなくてはいけないだろうと思います。

続いて、(4)宗教法人による公園利用申請に係る本市の方針について。こちらも先順位者への答弁で理解した部分はございます。やはり市民の方から、宗教法人が集団礼拝をすることで一部の遊具が利用できない、ＳＮＳで集団礼拝の動画が拡散されたりと、大変物議を醸しました。その結果、集団礼拝は行わないことを条件に貸し出す方針に転換したわけですね。その集団礼拝の規模は年々増大しているとの印象でございます。日常生活では、まず見られない光景でありまして、市民の皆さんが不安や違和感を抱くのは、これは至極当然だと思います。決して単なる感情論では済まない問題であります。

こういった同様の問題は、全国的に見られます。例えば令和８年３月３日、これは熊本市議会におきまして、熊本城二の丸広場における宗教の催事について議会でやり取りがございます。その中で、大西一史市長がこのようなことを答弁されました。実際に特定の宗教団体が熊本城の二の丸公園で集団礼拝をしていた。その事象に対して市長は、「熊本城という歴史的、文化的象徴にふさわしいかといった視点も含め、熊本城内の公園、広場に求められる特性を踏まえたより適切な判断基準の在り方について必要な見直しを含めて慎重に検討してまいります」と述べられている。集団礼拝行為が熊本城二の丸広場で行うにふさわしい行為かどうかを検証する意向を示していらっしゃるわけです。後に、当該公園における集団礼拝行為は許可しない運びになりました。一部から、本市のこの南沖公園における方針転換を疑問視する声もあるようでございます。熊本市の事例がございます。私は、５月27日の犠牲祭におきまして、出向きましたけれども、お祭りを楽しんでいらっしゃる議員の方もいらっしゃったと思いますけれども、私はそれ以前に、同公園周辺住民の方に対して聞き取り調査をしています。街頭宣伝活動におきましても実に様々な御意見、属性にかかわらず様々な方から意見をいただいています。抜粋いたしますと、やはり公園における集団礼拝行為はいいとは思わない、子どもを遊ばせることができないとの声をいただいています。

そもそもこの公園における集団礼拝の問題を多文化共生の観点や文脈で取り上げるというのは筋違いだと思います。公園の利用の在り方の問題でしょう。そして、この多文化共生ということがよく言われますけれども、そこまで重視するべき価値観なんでしょうか。ヨーロッパ諸国におきまして、その理念の下、大量に移民を受け入れましたね。各国の現状や選挙結果を見ましても、うまくいっているとは思えないんですよ。改めて市長、今回の判断を支持いたします。評価も上がっていますよ。街づくり部長、熊本市における集団礼拝で公園を使わせな

いという判断をしています。その方針の堅持には自信を持っていただきたいと思います。

確認の意味で伺いますけれども、今後同様の申請があった場合、諸法令に基づいて対応なさいますね。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

申請の審査につきましては、市川市都市公園条例等の法令を遵守し、施設管理者として適切に判断してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。お願いしますよ。公共の福祉の観点から、特定の宗教団体のためではなく、公園を利用する市民の方向を向いて、そして法令を遵守して公園行政を担ってください。

続いて大項目４つ目、斎場北側通路新設工事の目的、内容につきまして、来園者並びに霊柩車の車両の動線を変更することが目的であるということを理解しました。霊柩車の動線につきましては、西門が出口になっているところを、斎場北側から霊園内の通路を通って霊園正門から退場するルートに変更されるということですね。ちなみに、霊柩車の動線につきましては、霊柩車はバックしちゃいけないんですね。御存じでしたか。そういう配慮も必要でございますね。この工事内容につきまして、幅員５ｍ、長さ60ｍの道路を造るに当たって、擁壁を築造する。そして、さらに道路脇にフェンスを設置するということでございます。ただ、工事請負費で8,100万円かかるということで、随分と高額じゃありませんか。市川市斎場再整備基本方針・基本計画に基づいて、今現在、斎場再整備事業を行っていると認識しておりますけれども、このような追加的な費用が発生してしまうということに大変驚いています。今回の工事は、一体どなたからの要望で予算計上されているんでしょう。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

斎場の整備に当たっては、建設より50年近く住居の近くに斎場があることを受忍されてきた近隣住民の方を対象として説明会を実施するなど対話を重ねており、その中で様々な御意見や御要望を伺っています。今回の工事は、その要望の一つであり、外構工事の追加工事として、歩行者や車両の安全対策を兼ねて行うものです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。近隣住民の方の御意見というのもあるでしょうと。そして、忌み施設を受忍されてきたということも理解いたします。しかし、工事費が高額で、ほかに費用を抑えられる代替策はなかったんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

車両動線の見直しは、周辺の生活環境の向上や今後の斎場運営における歩行者や利用者の安全対策としても必要なことから、様々な検討を行いましたが、土地の買収や墓地の移設をすることなく、本工事により複数の車両出入口を確保できる、この計画が最も合理的と考えたものです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。検討の末、この計画が最も合理的との結論に至ったわけですね。例えば有害物質が発生したとか、あるいは斎場のせいで著しい交通渋滞が発生しているから何とかしてほしいとか、そういう実害を訴える意見であれば、まだ分かるんですけれども、例えば霊柩車が生活道路を走らないようにし

てほしいとか、それだけの意見で8,100万円も公費を支出するということにつきましては、やはり慎重にならざるを得ないという意見を付しまして、この項目は終わります。

続いて最後、大項目５つ目、ちょっと長いんで、これら２つの事業につきまして、(1)ＩＣＨＩＣＯカードの配送について２か月要した。そして6,848万円の委託料に１億558万円の郵便料の経費と、大分経費がかかっているという印象でございます。配送期間が２か月にも及んだため、人によっては到着時期が異なり、利用開始日もそれによって異なるということから、不公平感があるんじゃないかという意見もございますが、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本事業で付与するＩＣＨＩＣＯポイントの利用期限は令和８年12月31日と設定しており、５月末の到着であったとしても、約７か月間の利用期間を確保していることから、ＩＣＨＩＣＯポイントを利用するため、十分な期間を確保できているものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。十分な期間を確保しておるので問題ないという御答弁ですね。本事業で付与されたＩＯＣＨＩＣＯポイントの利用期限が本年12月31日まででございます。通常のＩＣＨＩＣＯ事業は例年どおり年度末までの実施という認識でよろしいですね。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

令和８年12月31日を利用期限とするＩＣＨＩＣＯポイントは、本事業で付与したもののみとなっております。通常のＩＣＨＩＣＯ事業は本事業とは別に、年度を通して実施しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。本事業と、それから通常のＩＣＨＩＣＯ事業は別であるということですね。前者――前者というのはこの事業のこれですね――は、通年で12月31日までと、それとは別に通常のＩＣＨＩＣＯは年度末ということですね。こういった事業については理解いたしまして、さらに、本事業における印刷、それから封入、そして配送の各業務において、これらの業者選定の理由ですとか方法について、どうなっているんでしょう。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

委託事業者につきましては、４月から配送を開始するという短期間のスケジュールの中で、印刷業務、封入業務、コールセンター業務等を一括して、確実かつ迅速に行うことができる事業者を選定いたしました。選定した事業者は、過去に類似の業務を受託した実績があり、短期間のスケジュールで確実に対応することができるものと見込めたことから、随意契約の方法により契約しております。配送業者につきましても、金券相当のカードを対面により確実かつ迅速に届ける必要があることから、全国規模の配送実績を持つ最適な事業者を選定したものです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。これらの業務、印刷、封入、そしてあとコールセンター業務、こうい

った業務につきましては、確かに実施に至るまでタイトなスケジュールであったということ、そういった理由から、業者の選定は随契ですね。随契というのは業者選定の方法としてはちょっと疑問が残ります。一般競争入札が望ましいと意見を付します。

(1)はこれで結構でございます。

そして、(2)につきまして、事業の効果についてであります。事業費全体に対する事務費の割合は８％である。そして、同事業の財源であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これが約26億円のうち、市民に直接付与されるのは24億円となることも理解いたしました。さて、本事業を実施することで、物価高騰対応にとどまらず、ＩＣＨＩＣＯ利用の増加による経済効果も期待できると思いますけれども、その点、市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

本事業で付与したＩＣＨＩＣＯポイントは、市内の加盟店でのみ利用が可能であることから、経済効果につながるものと考えております。ＩＣＨＩＣＯによる具体的な経済効果については、年末にアンケート調査を実施し、市外から市内へ消費を呼び戻した額、消費喚起額、経済波及効果の観点から算出をする予定でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。市域に限定して消費されることから、地域経済の活性化につながる、そういう期待がございますねと。今後もやはり何となく地域が活性化していますよではなく、定量的な効果分析をお願いいたしまして、私からの再質問は以上といたしまして、続いて細田伸一議員が再質問いたします。皆さん、どうもありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　細田伸一議員。

○細田伸一議員　自由民主の会、細田伸一です。引き続き補足質問、よろしくお願いします。

通告では既に質問を入れ替えておりますので、(4)の本八幡駅北口駅前再開発について質問いたします。

初回答弁において、現在の進捗状況や状態、これは所信表明にもありますけれども、それは理解できました。接続デッキ、駅と再開発ビルをつなぐ部分の用地購入に係る手続とか、また、都市計画の変更手続など答弁にありました。さらに、近年、資材の高騰などによって日本各地で計画の遅延、また事業の一時中断といった影響も出ているというようなこともあったと思います。このようなことを踏まえて幾つか質問をさせていただきます。

本八幡駅北口駅前地区の再開発においても、都市計画決定時と事業計画認可時では、北東、駅の真横に160ｍぐらいのビルが建つ予定ですね。そして、さらにその国道側に80ｍの高さの建物が建つ予定だった。しかしながら、北東、北側にあるビルの部分、その高さを大きく変更しましたね。その変更した理由について、もう一度伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

北東の計画につきましては、都市計画決定時、４階までの低層階を商業用、５階から21階までの高層階を住宅用として計画しておりましたが、組合設立認可時においては、計画の見直しを行い、４階建ての商業棟とする低層化を図っております。主な変更理由としましては、低層階を商業に特化することで計画の自由度を高め、魅力的な商業空間を創出するとともに、低層化によりコストの削減を図ることが目的と聞いております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　細田議員。

○細田伸一議員　その理由として、低層階は80ｍが４階建てになってしまったわけですから、かなりの計画変更じゃないかなと。低層階を商業に特化する。また、計画の自由度を高め魅力的な商業空間を創出するということですが、昨今、日本全国で資材高騰による計画の中止、中断が相次いでいます。新宿駅西口地区開発事業、名鉄名古屋駅周辺再開発、中野サンプラザ再整備、モリシア津田沼の再開発、また、その他博多、五反田、池袋、蒲田、大変多くのにぎわった地域での計画が中断に追い込まれているということを考えると、昨日、今日決まった話ではないと思うんですが、今回の建物を80ｍの高さから４階に随分計画変更したというのは、もしかしたら資材高騰などの影響も受けているのではないかなと、ちょっと邪推するところなんですね。市街地再開発事業は公共性の高い事業であると私も認識しております。実際、市川市も100億円以上のお金を拠出しますね。ということであれば、民間主体かもしれませんが、本事業は防災面についても、当然のことながら何らかの整備がしてあるのかなと思うんですが、その効果、整備状況はどんな感じでしょうか、お伺いします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本事業は、建物の共同化等に伴う耐震化、不燃化、また、広場、歩道の整備によるオープンスペースの確保などにより防災性の向上が図られるものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　細田議員。

○細田伸一議員　先日、市川市は災害時の土地提供を北越コーポレーションと協定を結びましたね。何かあった災害の際には、有事の際には、自衛隊などの資材搬入の場所を提供すると、そして、その費用は市川市が持つというような協定を結んだかと思います。当然のことながら、本八幡駅北口の再開発は非常に大きなところを一体的に開発するわけですから、そこの地域住民、建物に住まう方だけではなく、周辺地域の方々の防災面とかの機能もあって当然のことではないかなというふうに私は思います。そこで、この防災性向上に資する事業との認識があると思うのですが、この昨今の社会経済情勢を踏まえて、本事業が止まるようなリスク、そのようなものは考えているのか、あるのかないのか伺います。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本事業は防災性の向上に資するものであることから、事業が滞ることのないよう、進捗状況及び社会情勢の変化とその影響を注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　細田議員。

○細田伸一議員　まだ解体もしておりませんし、実際にそこには御商売されている方も現時点でたくさんいられる中で、まだ先の話をするのはどうかなと思いますが、日本国内、そして首都圏、関西の商業地を中心にそのような事例が相次いでいますので、ちょっとここはやはり伺って確認しておいたほうがいいかなと。

まとめますが、この事業については、まずは着実に進めていただくように要望します。そして、防災性の向上についても一定の効果があるということで理解しましたが、地域住民の安全性向上につながる対策、防災備蓄の倉庫とか災害支援の協定の締結とか、そのようなものも対策の中に含めていただきますよう、拡充していただきますよう要望し、この項は終わりにいたします。

次、通告書では(3)になっていますかね。所信表明から多様性の部分などについてお伺いをしていきます。議長、多様性に関しての議論なんですが、ここに移る前に、やはり多様性に触れると、なるべくなら分かりやすい平易な言葉を使いたいと思っています。しかし、これは差別やそういうものをする意図で使うものではありませ

んので、ちょっとここは御了承いただければ、よろしいでしょうか。

○にしむた　勲副議長　はい。言うまでもなく、法令規則に違反しない範囲で許可いたします。

○細田伸一議員　まず、初回答弁ありがとうございます。多様性を尊重する社会を推進するための取組なんですが、外国人等が安心して暮らせるための支援などに取り組んできたと。これは大いに結構なことですよ。ただ、当然のことではありますが、我々日本人、市川市民の暮らしや生活環境がそれによって脅かされるようなことがあってはならない。パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入やジェンダーレス制服の普及、ＬＧＢＴＱ＋をはじめとした多様性への理解促進に係る市民向け講座や職員研修の実施、どれもこれもこれは昨今の社会的背景を踏まえれば当然整備すべき部分だと思います。しかしながら、このＬＧＢＴＱ＋とか、ＬＧＢまでは何とか理解できなくもないんですが、このＴの部分、トランスジェンダーの部分については、まだまだ非常に多くの議論の余地を残しています。生まれたときの性別と性自認が異なるものですね。外形的な要件を満たさなくても男性が女性を名のれるというような司法判断も出ているわけですから、自分が女性であるから、普通であれば女性の領域である女子トイレや女子更衣室、女風呂とか、そういうところにルール的には入ってもいいというようなことになっているわけですね。結果、本来の女性の権利や名誉を侵害する可能性が多分に出てくる。別の言い方をすれば、私は日本人ですよ、日本人である私が、いや、僕は黒人ですよ、僕は白人ですよというような内面のことでそっちを尊重するということはできるわけですね。さらにＬＧＢＴＱのＱや＋になってくると、前出の４種の性的指向から、さらにまた広がるわけですよ。その概念は非常に広範囲にわたってくる。これは私個人の考えですが、人間関係にそういうようなＬＧＢＴだとかＱとか＋とかということを、わざわざ持ってくることによって、これまで人間関係になかった不必要な境界線を逆に引いてしまっているのではないかというふうな感じもちょっと私は思っています。

多様性もそうですね。多様性って何ですかと聞かれて、それを明確に全員一致して答えられるということはなかなかないと思います。要は考え方がばらばらだということですね。そこで、改めてこの多様性という言葉の持つ意味や市の認識について確認をしたいと思いますが、私の知る限り、この多様性という言葉は、1960年頃からアメリカでダイバーシティーという言い方で広まってきて、それがもうちょっとたってから日本に多様性なんていう言葉で出てきた。ところが、日本では今、多様性とかそういう言葉を言っていますが、この言葉が生まれてきた背景というのは、もう全く違うんですね。御存じのように、かの国では奴隷制というものがあって、アフリカ大陸から人をさらってきては、苛酷な生活環境の下に大変な重労働を強いていたわけですよ。奴隷法というのがあって、それにはきちんと、黒人というのは動産というふうに書いてあります。つまり物です。この黒人というのは、非常に凶暴な人たちだと。なので、もし白人に危害を与えたら、２回殴りかかってきたら、それはもうどうにでも処分していいというようなものがちゃんと書かれているんですね。また、奴隷が逃げないように重たい鉄アレイのような鎖をつけていた。そういうものを博物館に展示してあります。ということを、もう300年も400年も続けてきているんですね。ところが、昨今、1900年代になってから、やっぱり我々人間同士仲よくやりましょうと、争うのをやめましょうというような考え方から多様性という言葉が生まれてきているという、そのような長い歴史や文化が絡み合って出てきた言葉なんですね。

日本人はどうですかね。肌の色とか見た目とか、そういうもので別に大きな差別はしないでしょう。日本人は撃ち殺したりしませんから。ということを考えると、多様性ということは、実は既に日本人は諸外国から見ればできているのではないかなというふうに考えられなくもない。実際、現在もアメリカでは白人至上主義という団体というか、そういう人がいます。その人たちは、日本人というのはすばらしいと、同質性が強いと言うんですね。つまりなるべく同じように考えるというのかな。同質性が強いので、そういう方たちで社会を構成するから、非常に犯罪が少ない。また、ある種の理想だというようなことを言っているわけです。そこへもってきて、

日本の中で今、多様性、多様性と言っていますよね。この辺のところがちょっと何か物事を少し曖昧にしているんじゃないかなと。所信表明にもありますけど、別に多様性という言葉を使わなくても、パートナーシップやファミリーシップという言葉で十分意味は通じると思います。

そのような、今少しその背景みたいなものを話してしまいましたが、多様性という考え方自体、私も反対しませんし、そうあるべきだと思う。答弁においては、障がい者福祉、地域福祉など様々な分野で多様性を尊重する視点を取り入れて施策を推進していると、そのように答弁されています。障がい者でも、その程度により働ける人、そうでない人、また雇用契約を結んでいる人、事業もされている方もいらっしゃいます。Ａ・Ｂ事業所で就労なさっている方もいるでしょう。多様性社会の実現に向けて、障がい者が一層の活躍をするためには、経済的自立や就業意欲の向上が不可欠であり、就労している障がい者の賃金に関しては、ある程度の公平性を確保する必要があると私も考えます。

障がいの程度や就労支援を行っている事業所も含め、障がい者の賃金、これは現在どのようなものになっているか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

国の令和５年度障害者雇用実態調査では、民間会社に就労している障がい者の１か月当たりの平均賃金は、身体障がい者は23万5,000円、知的障がい者は13万7,000円、精神障がい者は14万9,000円となっており、雇用形態、労働時間などによる違いはあるものの、全産業の平均賃金と比較して低い水準となっております。障がい福祉サービスである就労継続支援における賃金や工賃の支払い実態については、国から毎年平均額が発表されております。就労継続支援には、原則として雇用契約による就労継続支援Ａ型と雇用契約によらない就労継続支援Ｂ型があり、令和６年度の賃金等の全国平均は、就労継続支援Ａ型は月額９万1,451円で、対前年比105.4％、就労継続支援Ｂ型は月額２万4,141円で、対前年比106.6％となっており、Ａ型、Ｂ型ともに上昇しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　細田議員。

○細田伸一議員　今、御答弁にもありましたように、障がいを持っている方々の賃金形態というのは、それぞれこれは法律で決まっている。Ａ型では、事業所では９万1,451円で、Ｂ型では２万4,141円というふうに今答弁されました。しかし、月に２万4,141円で自分らしく暮らせますか。多様性が言うように、それぞれ個人個人が自分らしく暮らせるというような下で、この賃金なら、もしかしたら暮らせる人もいるかもしれないけど、これはなかなかやはり厳しいですよ。多様性という名の下で、幾ら施策を推進していても、どうしても溝という社会格差というのか、埋められる格差と埋められない格差があるのは、これはもう歴然としているわけですね。ただ、私は別に何も格差のある状態が全て悪いと思っていない。障がい者の賃金に格差があったとしても、一応は客観的で公正な分類という社会的同意がなされているわけですから、取り立ててこの部分を問題にするつもりはありません。ただ、文脈において、特に多様性を尊重する視点などという表現を使わなくても、別に意味は通じるわけですよ。多様性という言葉を載せておけば、まあいいんじゃないかというような自己防衛のような表現にも取れてしまいます。

ちょっと今、少し失礼な言い方かもしれませんが、言いたいことは、もともときちんとやっている、整備されているところに多様性という理解にばらつきのある新たな言葉を連ねることで、さらに理解を複雑にしているのではないかなというような疑問が、私は実はここ数年来ずっとあります。例えば健康な人に向かって、あなたは不健康そうに見えるから多様性という薬を服用してください、そうすれば周りから何も言われませんからみたいな、これはそういうことに等しいですよ。

この多様性パラドックスに関して、もう一つ事例を挙げさせてください。2023年４月、御記憶の方もいらっしゃると思いますが、多様性ＬＧＢＴＱを認容するまちづくりの観点から導入した新宿、東急歌舞伎町タワーの誰でも入っていいですよというジェンダーレストイレ。開業当初は多様性社会を象徴づける施設として注目を集めましたが、僅か４か月で廃止と。その廃止になった理由は、かなり変わった方々が集まってくるようになったみたいですね。それで、警察、区役所に大変な苦情が来るようになって、犯罪防止のためにそのジェンダーレストイレの周りに警備員を常駐させるというような事態が発生し、もうほとんど意味がないので、今はもう男女普通のきれいなトイレになっているようですが、そのジェンダーレストイレも廃止されてしまった。閉鎖されてしまった。この意味するところは、これは何ですかね。多様性を推進していて、その象徴でもあるジェンダーレストイレを造ったはいいけども、それがたった４か月でなくなってしまった。もともと少数派というのは、全体の中にいる少数派だから少数派と言われるわけなんですけど、昨今の多様性に関するパラドックスというか、今欧米では揺り戻しが起きていますね。多様性や多文化共生を推進していったがために大変な問題が起きている。その結果、そこに居着いている方を排斥とまでは言いませんが、お金は払うから、もうあなたね、別の自分の国に戻ってくださいというような、そういう政策がヨーロッパでは出ているわけですよ。つまり、あまりに少数派の意見を取り過ぎたために、全体の社会構造までも変えてしまうようなことが出てきている。それがちょっと社会的に無理があるんじゃないかというようなことで、今揺り戻しが起きていますね。

イに移ります。引き続き児童生徒の発達段階に応じて多様性に対する理解を育み、取組を進めていくことを通知した。教育委員会としても、性の多様性理解創出・促進の重要性を認識している。10代前半というのは、やっぱり多感な年頃ですよ。もう教育委員会の皆さんは、それは重々承知していると思いますが、コップの回しなどなんかにも非常に極度に神経質になったり、また、大人になる過程で自分の体の変化、それに対して嫌悪感を示したりする例が少なくないと。性の多様性について、学校現場では実際にどのような事例があるのか伺います。

〇にしむた　勲副議長　学校教育部長。

〇小林義行学校教育部長　お答えします。

学校では、体の性と心の性が一致しない児童生徒が学校の多目的トイレを使用したり、水泳授業の際に別室で着替えられるよう、学校が配慮した事例がありました。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　細田議員。

〇細田伸一議員　今カウンセラーを置いているということですが、児童生徒からカウンセラーなどが相談を受けた場合、それはどのように対応するのでしょうか。

〇にしむた　勲副議長　学校教育部長。

〇小林義行学校教育部長　お答えします。

児童生徒からカウンセラーなどが相談を受けた場合、学校は児童生徒のプライバシーに配慮しつつ、管理職、職員間で相談内容を共有します。また、必要に応じて保護者と面談をするなど、家庭と学校との連携を図ります。相談内容から、学校だけでは対応が困難な状況や緊急性がある場合は、保護者の意向も踏まえて、関係機関と連携して対応します。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　細田議員。

〇細田伸一議員　ありがとうございます。子どもたち、やっぱり多感な世代ですから、ここはしっかりと対応していただきたいなというふうに思います。

次、ウ、男女の地位の不平等感、固定的性別役割分担意識については、特にここは再質問はありません。市と

して女性枠とか男性枠とか何々枠とかにこだわらずに、力のある人、その適材適所ではありませんが、努力をした方がしっかりと評価されるような、そのような組織運営に努めていただければ、それでもう結構です。

エに移ります。多様な価値観を認め合うこと。一人一人が異なる考え方や生活背景を持っていることを理解し、互いの違いを認め合い、尊重すること。これは確かにそのとおりなんですが、本当にそれができるかどうか。ちょっと外国人を例に挙げます。現在、諸外国からの訪日客が非常に多い。仕事、観光、留学など、目的はそれぞれ異なるかもしれませんが、中には定住し、結婚し、家庭を持ち、子を授かる方もいるかもしれません。それは大いに結構なことです。その方々の生まれ育った環境は、歴史、文化、宗教、思想など全く異なっていることを、一方で忘れてはいけないと思います。現在、本市には112カ国、２万5,000人以上の外国人が生活している。これは市長も所信表明でおっしゃっていますね。人が集まればコミュニティーもできるでしょうし、結婚し、家庭を持ち、子どもを授かることになる。子どもが成長すれば、当然親も年を取り、長く住めば市川市で人生の最期を迎えることになるでしょう。人が人生を全うすれば、その遺体は日本では火葬され、骨を納めたつぼに入れられてお墓に入れるのが一般的ですよ。しかし、外に目をやれば遺体を火葬する国は決して多くありません。キリスト教は土葬と火葬が割合はほぼ半分ずつ、イスラムの国では現在ほぼ100％土葬ですね。

そこで質問なんですが、一人一人の異なるものを尊重するという考え方、概念や、その指針みたいなものは私も大いに尊重したいと思います。では、土葬の文化を持つ外国人が死亡した際、家族、親族が土葬を希望したら、市はどのように対応するのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

御質問の土葬につきましては、墓地、埋葬等に関する法律では埋葬とされておりますが、同法では、墓地以外の区域への埋葬を禁止しているとともに、市川市の条例では、本市にある墓地における埋葬を禁止しております。これらのことから、本市では土葬はできないこととされております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　細田議員。

○細田伸一議員　実は外国人の埋葬・土葬問題というのは、今、日本中で問題になっていますね。問題化しつつあります。14体もの遺体を重機で勝手に土葬、在日イスラム教徒による闇土葬に霊園経営者が怒りの告発というようなものまで出ていますね。たまたまそういう記事を今読んでいるわけですから、イスラム教徒だけを別に何か言っているわけではなくて、イスラム教徒は日本に今、34万人から35万人と言われています。深刻になっているのが墓不足と。日本には土葬を許可する墓というのは10か所ぐらいしかないわけですね。そのため、許可を得ていないのに勝手に亡くなった方の御遺体をトラックか何かで運んで、その墓地の端っこのほうとかに穴を掘って、そこに入れて石とかを置いておいて、そういうようなことが出てきています。今お話ししました、これは埼玉の本庄児玉というところだけではなく、大分県日出町、日出町と書いて「ひじまち」というらしいですが、やはりイスラム教徒の団体が土葬墓地を建設する計画があるようだ。それ以外にも、宮城県でもそのような事例があるようです。多様な価値観を認め合うのは別に大いに結構ですが、行き過ぎた配慮によって本来の市民生活を脅かすようになっては、これはもう本末転倒だと。線引きするところはしっかりと線引きをし、その上で多様な価値を認め合いつつ、市民生活の安全をしっかり守るようお願いしたい。

最後のオの多文化共生です。先ほど一質問でも、ある程度その取組は私は理解しています。では、一体どこまでやれば、どの程度まで進めれば多文化共生社会が実現したと言えるのでしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

多文化共生社会は、時代の変化に応じながら、継続して目指すべきものであると認識しております。市川市総合計画2050の基本計画では、施策10「平和・国際交流」において、「国籍や民族、文化的な違いを越えて相互理解を深め、誰もが平和に安心して暮らせるまち」を目指すことを目標に掲げており、この基本計画に示された目標を実現するため、本市では実施計画を定めております。具体的な事業としましては、在住外国人への支援のための日本語ボランティア養成講座や、国際感覚の醸成のための海外交流都市との相互交流、さらには海外交流都市の文化等を紹介するイベントなどがございます。これらの実施計画に定められた事業を中心に、各施策を計画的かつ着実に実施していくことで、多文化共生社会の実現が図られていくものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　細田議員。

○細田伸一議員　ありがとうございます。多文化共生は、実はその名で言うほど、そんな簡単なもんではないと私も思っています。今年の３月、スコットランド、モスクの近くで78歳の男性が犬の散歩をしていたら、急にモスクから若い人たちが出てきてぼこぼこに殴られて病院送りにされたんですね。なぜか。実はイスラム教徒では、犬は不浄の生き物、汚い生き物なんだと、そういうものを神聖な場所の周りで散歩させるなというのが理由のようです。既婚者が不義密通をした場合、男性はむち打ち、女性は石打ちの刑になるわけですね。ちょうどその辺に穴を掘って女性を入れて、石をみんな投げて死刑とか殺しちゃうわけですね。15歳の少年がヨーロッパの音楽を聞いていた。そのことがとがめられて公開斬首刑。これもイスラムの法律の中で行われています。言いたいことは何かというと、ある特定の文化圏の方を言っているのではなく、このようなこと、慣習が法律の名の下に容認されている国々から来ている人たちもいるんですよということを知っておく必要があります。日本語ボランティア、海外都市交流、交流都市のイベントなどは、ほのぼのとして非常に結構なことですが、それはもう多文化共生という名がなくても前からやっていたことなんですよ。とにかく市川市としては、多様性、多文化共生を進めるのは結構なことですが、我々本来の市川市民、そして日本人の生活環境がしっかりと安全が担保され、守られる、そのような政策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　未来市川、竹内清海議員。

〔竹内清海議員登壇〕

○竹内清海議員　会派未来市川の竹内清海でございます。会派を代表し、代表質問させていただきます。

私どもの会派は通告順位５番目でございます。大分重なった部分がございますけれども、なるべく気をつけて質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給事業及び物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業について、２点伺ってまいります。

まず、事業の概要についてお聞きいたします。この事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、長引く物価高騰に対する生活支援として、本年４月から市民１人当たり4,500円分のＩＣＨＩＣＯポイントを付与した定額カードが配布されたものと承知してはおりますが、改めて本事業の目的や対象者などの制度の概要についてお聞かせください。

次に、(2)本事業の現在の進捗状況及び課題についてお聞きいたします。今回の物価高騰対応事業は、全市民を対象とした、過去に例を見ない規模の事業であると思います。本年４月から始まり、６月の直近の時点における定額カードの配布状況や、カード受け取り率など、分かる範囲でお聞かせください。また、事業が本格的に稼働してはおりますが、デジタル弱者への支援といった点などをはじめ、実際の運用を通じて、現時点の市が認識している課題はないかお聞かせください。

次に、子育て支援について。

(1)保育料第１子無償化についてお聞きいたします。本市では、令和８年９月からゼロ歳から２歳の第１子保育料を無償化する方針で、今定例会に提案されております。まず、この第１子保育料無償化について、制度の具体的内容については先順位者への答弁で理解させていただきました。そこで、改めて本市としてはどのような効果を見込んでいるのか、子育て世帯の経済的負担軽減や出産、子育ての希望をかなえる観点から、見解をお示しください。

続いて、子育て施策の(2)市川こども手当であります。こちらについても、制度の内容については先順位者への答弁で理解をいたしました。そこで、市川こども手当について、改めて実施することにより期待される効果について伺います。また、市川こども手当のように、在宅育児への支援となる取組について、他の自治体においても実施されているのか伺います。

続きまして、スポーツ施設の整備状況について２点伺ってまいります。

まず、市川市市民プールの今後についてお聞きいたします。本市市民プールは、昭和57年の開設以来、約40年以上経過し、老朽化と耐用年数の超過から、更新の必要性が指摘されておりました。これまで子どもから高齢者まで幅広い世代に愛されてきたプールですが、今回改めて所信表明において、田中市長から市民プールに関して、今年の夏をもって終了し、三番瀬や行徳近郊緑地があるオーシャンビューの開放的な景観を持つ塩浜にプールの移設を計画すると述べられました。市民プールの閉鎖は、長年利用してきた市民にとっても残念に感じる出来事である一方で、塩浜にどのようなプールを整備していくのか、大きな関心事であると思います。そこで、市としてプールを今後どのように整備していくのか、基本的な考えをお聞かせください。

次に、(2)Ｊリーグスタジアム整備についてであります。田中市長は、市長選挙の公約にＪリーグスタジアムの建設を挙げ、まずは天然芝で5,000人規模、将来的には３万人規模のサッカースタジアムを建設すると述べられました。そして、市長は見事２期目の市長選挙に当選をされ、一体どのようなＪリーグスタジアムを目指されるのか、私も非常に高い関心を持っておりました。今回の所信表明では、「本市をホームタウンとするサッカーチーム『ブリオベッカ浦安・市川』などから、引き続き、Ｊリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には、整備を検討」すると述べられており、いささかトーンダウンした感もありますが、スタジアム建設への強い思いは変わらないと信じております。スタジアム整備は将来を見据えたまちづくりの視点を持って取り組むことが、地域の活性化につながると考えております。そこで、本市ではＪリーグスタジアムの整備計画の検討を今後どのように進めていくのか、伺います。

次に斎場整備事業について、整備の進捗状況と課題について３点お聞きしてまいります。

令和６年９月定例会で、市川市斎場整備運営等事業設計・建設工事請負契約の締結に関する議案が議決されました。この斎場整備については、今年の施政方針において、市長が「近隣住民の皆さんに寄り添い、ご理解を得ながら進めてまいります」と述べられております。一方で、実際に市川斎場を葬儀で利用された方々からは、施設の老朽化が目立つことへの御意見や、工事の進み具合を不安視する声も届いております。

そこでお聞きしますが、斎場整備事業の現時点での進捗状況と、今後の主なスケジュールをお伺いいたします。

次に、(2)近隣の環境・交通対策と住民への説明状況について伺います。これまで近隣住民の方々からは様々な御要望をいただいているのではないかと思います。その協議の中で、斎場周辺における生活環境や交通対策について、どのような声があり、また、それに対して市がどのような説明をし、今後どのような形で対応されるつもりなのか伺います。

次に、整備、運営に対する財政負担についてです。現在の社会情勢は、物価高騰や最低賃金の上昇など、イン

フレ基調となっています。そこで、(3)現在の斎場再整備に関する財政負担の見通しを伺います。また、これだけ大きなプロジェクトですから、市民に対するメリットがないといけないと思います。新斎場を建設することにより、市民に対してどのようなメリット、効果があるのかお聞かせください。

続いて大項目、下水道問題について伺ってまいります。

令和８年度は2050年を目標とした新たな総合計画がスタートしましたが、同時に本市の下水道事業のマスタープランとなる第２次市川市下水道中期ビジョンもスタートを切っております。私たちが安全で快適に暮らせる生活基盤として、下水道は不可欠だと考えております。そこで、今回下水道に関する諸問題について質問してまいります。

初めに、(1)として安心な暮らしを支える下水道施設の老朽化対策について伺います。令和７年１月に八潮市で発生した大規模な道路陥没事故から１年半が経過しましたが、改めて下水道施設をはじめとするインフラの老朽化対策の重要性を認識させられました。本市で最初に下水道事業に着手したのは菅野・真間地区、いわゆる菅野処理区です。この地区の下水道施設は老朽化が進んでいると思われます。本市は菅野処理区内の下水道施設について、どのように維持管理をして、また、どのような老朽化対策を進めているのか伺います。

続いて、(2)として快適な暮らしにつながる未普及対策についてです。昨年の９月定例会の代表質問でも質問いたしましたが、ここ数年、市北部をはじめ、あちこちで下水道の工事が進められている光景を見かけます。今までにない規模で下水道工事が進められ、下水道処理区域が拡大しており、下水道を待つ市民の一人として喜ばしいところではありますが、今回は少し視点を変えてお伺いをいたします。下水道は、工事が完了した後、各住宅から下水道本管に接続していただくことで、ようやく整備効果が現れるものです。また、経営の健全化という観点からも、下水道の整備が完了して、接続できる人口に対して実際接続している人口の比率、いわゆる水洗化比率が１つの目安になると思います。そこで、下水道処理区域の拡大に合わせた接続への対応として、水洗化率の近年の傾向について伺います。

次に、(3)として下水道事業の経営基盤に関わる問題のうち、無届け接続についてです。通常整備された下水道に対して、私たちは受益者負担金と下水道料を負担することになっていますが、かつてこういった手続をせずに無届けで下水道に接続しているケースが全国的な問題になり、本市においても下水道条例及び関係規則の改正を行ったことを記憶いたしております。そこで、過去、条例改正に至った当時の無届けの状況と、そこから約10年間にわたって講じてきた対応、その結果として、現在の無届けの状況について伺います。

最後の項目の道路安全対策、市川大野駅前バス通り市道0128号の拡幅整備計画について伺ってまいります。

本質問については、令和５年６月定例会でも拡幅整備計画の進捗状況について質問をいたしました。そのときは、令和５年度中に事業に向けて地元説明会を開催し、本計画について地元の合意形成を図り、事業を進めていく旨の答弁をいただきました。それから現在まで３年が経過しております。令和５年11月に地元にて事業の説明会が実施されていたことは承知いたしてはおりますが、事業にはいまだ着手されていない状況かと思います。そこで、改めて市道0128号の現状と拡幅整備計画の内容について伺います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○にしむた　勲副議長　答弁を求めます。

経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目１つ目、物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給事業及び物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業についてお答えいたします。

初めに、(1)本事業の概要についてです。本事業は、食料品等の物価高騰による市民の負担軽減を目的とした生活者支援対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施しているものです。令

和８年１月19日時点で本市に住民登録のある全ての市民を対象に、4,500円相当のＩＣＨＩＣＯポイントを付与したＩＣＨＩＣＯ定額カードを世帯ごとに郵送いたしました。また、ＩＣＨＩＣＯ定額カードのポイントをスマートフォンアプリへ移行した市民には、さらに1,000円相当のポイントを追加で付与しております。

次に、(2)本事業の進捗状況及び課題についてです。ＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布につきましては、本年４月から順次発送を開始し、５月下旬をもって一旦市内全世帯への配布が完了したところですが、一部本人が受け取ることができず、市に返戻されたものがあるため、現在約94％の受け取り率となっております。なお、市に返戻されたものにつきましては、予約の上、第１庁舎、または行徳支所にてお渡ししております。

現時点での主な課題といたしましては、配布したＩＣＨＩＣＯ定額カードをより多くの方にしっかりと活用していただくことであると認識をしております。そのため、スマートフォンに不慣れな方へのきめ細やかな支援として、サポートコーナー等での対応を引き続き継続してまいります。また、ＩＣＨＩＣＯ定額カードのまま利用する方々にとって利便性が高まるよう、カードのままで利用できる店舗のさらなる増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目、子育て施策についてにお答えします。

今回御提案させていただいている選べる市川子育てスタイルは、第１子保育料無償化及び市川こども手当の２つの事業を同時に実施することで、市川で子どもを産み、住み続けたいと思っていただけるよう、誰一人取り残さない町を目指すものです。それぞれの事業ごとに期待する効果としては、まず、第１子保育料無償化については、これまでの第２子以降無償化の対象を拡大し、利用する施設や所得状況を問わず、幼児教育や保育を利用する全ての子どもと保護者を支援することができる制度としており、第１子から子育て家庭の経済的な負担を軽減することで、初めての子育てにも安心感を与える支援策となることから、出生率の向上や子どもの数の増加などの少子化対策にも資するものと考えております。

次に、(2)市川こども手当についてです。市川こども手当の期待される効果としましては、これまで支援の少なかった在宅での子育て家庭の経済的な負担を軽減することで、保護者のライフスタイルに合った多様な子育て支援ができるようになると考えております。保育料無償化と併せて市川こども手当を実施することで、本市で子どもを産み、住み続けようという動機づけにつながるとともに、子育て支援に手厚い町としてブランド力を高めることも期待されることから、少子化対策や子育て世帯の定住促進にも寄与するものと考えております。

次に、市川こども手当のような在宅育児支援に関する他自治体の事例ですが、千葉県内においては、人口約１万5,000人の勝浦市と、約１万人の白子町の２団体で実施されております。勝浦市は、生後８週経過の翌月から２歳児までを対象に月額１万円、白子町は出生後から２歳児までを対象に月額１万5,000円を支給しておりますが、千葉県内では、本市のような人口50万人規模の自治体では実施例はございません。なお、県外も含めますと、人口50万人以上の比較的規模の大きな自治体における例としては、人口約280万人の大阪市、こちらがゼロ歳から２歳児の在宅で育児をする方を対象に、年額10万円相当の電子クーポンを令和８年の秋以降から支給する予定と伺っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　私からは大項目３つ目、スポーツ施設の整備状況についてお答えします。

初めに、(1)市川市市民プールの整備計画についてです。平成17年に作成した塩浜地区まちづくり基本計画において、塩浜２丁目市有地を含めた三番瀬と行徳近郊緑地に接するエリアは、賑わいのエリアと位置づけられて

おります。このことを踏まえて、令和６年８月に、海辺の特性を生かした魅力的な場所としての活用を目指し、プール等の整備により、年間を通じたにぎわいの創出を目的とした塩浜２丁目市有地整備方針を策定しております。基本計画に示すにぎわいを創出するためには、オーシャンビューの魅力ある土地を十分に活用する必要がございます。そのため民間事業者のアイデアを導入した多角的な検討が必要と考えており、事業者の選定に向けた条件を整理することに時間を要しております。引き続き課題の整理や情報収集をしながら、検討を進めてまいります。

次に、(2)Ｊリーグスタジアム整備構想についてです。田中市長が所信表明で述べられたとおり、本市をホームタウンとするサッカーチームブリオベッカ浦安・市川などから、引き続きＪリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には、整備を検討する予定でございます。整備の検討に当たりましては、施設の規模や立地、インフラの整備、そして有事の際には避難所機能を有する施設とするなど、様々な面に熟慮が必要と考えております。また、整備手法につきましても、収益性や適切な管理運営を見据え、民間の資金力やノウハウの活用などを含む事業スキームの検討が必要と考えております。そのため、検討を進める際には、各種スタジアムの整備の事例等を研究するとともに、必要に応じてブリオベッカ浦安・市川などと意見交換を行ってまいります。また、現在開催されているＦＩＦＡワールドカップでは、日本チームが強豪オランダとの対戦において、２対２で引き分けるなどサッカー熱は世界中で盛り上がっております。ほかの競技におきましても、今年は世界規模の大会が数多く開催されており、本市ゆかりの選手が世界の舞台で活躍できるよう、引き続きスポーツ環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目、市川市斎場整備の進捗状況と課題についてお答えします。

初めに、(1)進捗状況についてです。斎場の整備に当たっては、設計業務を進めながら、近隣住民の御意見を伺い、合意したものから順次対応しているところです。このため工程の後半に予定していた工事を前倒しすることや、追加工事を実施することなど、工程を見直しながら進めています。今後の予定では、北側通路の敷設をした後、仮設斎場の建設、現在の式場と待合棟の解体、新斎場の建設の順番となりますが、近隣住民の皆様に寄り添い、御理解を得ながら整備を進めてまいります。

次に、(2)近隣の環境・交通対策と住民への説明状況についてです。環境面については、住民の方々から斎場前の道路や民有地にごみ等の不法投棄が散見されるとの御指摘をいただいています。そのため、周辺の環境対策として、定期的な清掃や監視カメラの設置などを行っています。また、交通対策については、斎場西側に面し、車両や歩行者の出入口となる市道0240号がカーブにより見通しが悪く、歩道もないため、安全確保が不十分であるとの御意見を受けています。そのため、昨年度はこの対応として、市道の一部について先行して歩道の整備を行っています。また、車両動線についても見直しを行い、霊柩車等の車両が場内から霊園を抜け公道に出ることができるよう、斎場北側と霊園の間に通路を整備することとし、本定例会に補正予算を提出しています。

次に、(3)整備、運営に要する財政負担の見通しと整備効果についてです。令和８年に契約等を締結した斎場整備運営等事業の総額につきましては、今後の追加工事や物価高騰により変更となる可能性はありますが、20年間分の運営費用を含め、約140億円となっています。斎場の整備効果としては、１日当たりの火葬可能件数が、現在の15件から最大33件に増え、繁忙期における火葬待ちの期間短縮が図られること、レイアウトの工夫やバリアフリー化等により利用者の安全性や利便性の向上が図られること、建物の断熱化と自家発電による省エネ化や火葬炉の更新による環境性能の向上などが挙げられます。また、事業者からの提案により斎場とＪＲ市川大野駅間の送迎バスの運行も予定されており、公共交通機関を利用される方の利便性向上が図られるものと考えていま

す。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　私からは大項目の５つ目、下水道問題についてお答えいたします。

初めに、(1)菅野処理区内下水道施設の維持管理と老朽化対策についてです。本市において最初に下水道の整備に着手した菅野処理区では、整備から60年以上が経過しており、老朽化が進行しております。老朽化した下水道管路による道路陥没は、小規模ではありますが、本市においても発生しており、主に家屋から下水道本管に接続する直径15cmほどの陶製の取付け管の上部に見られます。下水道施設の老朽化による重大な事故を発生させないためには、市長の所信表明にありますとおり、下水道施設の日常的な点検や計画的な改修など、老朽化対策が重要となります。具体的な取組ですが、日常点検としましては、下水道管路の損傷に伴う道路陥没の前兆を捉えるため、パトロールにおいて道路の表面に変化がないかを確認するほか、下水道管を清掃する際には、マンホールを開けて管内部の状況確認を行っております。

また、老朽化対策としましては、令和元年度に策定した市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、菅野処理区において下水道管の改修や陶製の取付け管を交換する工事を進めております。進捗状況といたしましては、対象延長約66kmに対し、令和７年度末で約6.5kmを改修しており、進捗率としては約10％となっております。

このように、定期的な日常点検と点検結果に基づく計画的な改修を同時並行で進めることにより、下水道施設の安全の確保と機能の維持に努めているところでございます。

次に、(2)下水道処理区域拡大に伴う接続への対応についてお答えいたします。本市では、下水道の整備が完了した区域の人口である整備人口に対する実際に下水道へつないだ人口である接続人口の割合を示す水洗化率は、令和５年度が91.5％、６年度が90.8％、そして７年度が90.0％と、やや減少傾向で推移しています。この３年間と、さらにその前の令和２年度から４年度の３年間を比較いたしますと、整備人口については、年平均約3,900人から8,100人と２倍に増加しておりますが、接続人口につきましては、年平均約3,000人から4,400人の増加にとどまっております。このように急速な整備拡大により整備人口が大幅に増加している半面、比較的ゆっくりと増加していく接続人口が短期的に追いついていないことなどにより、水洗化率が低迷しているものと推察しております。

最後に、(3)過去の下水道無届け接続への対応についてお答えいたします。公共下水道への接続につきましては、市川市下水道条例――以下条例と申しますが、この条例に基づき、あらかじめ排水設備の新設に関する申請書を提出することが義務づけられております。無届け接続とは、この手続を行わず、無断で公共下水道に接続し、排水することであります。こうした行為に対して、本市では、条例改正に向け、平成28年度に大規模な実態調査を行ったところ、無届け接続の件数は約1,700件に上りました。このことを受け、再発防止策として、条例改正による違反業者への処分の強化や、指定工事業者への周知の徹底、上下水道データによる無届け物件の抽出などの対策を実施してまいりました。その結果、令和７年度の無届け接続の件数は29件と大幅に減少しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　私からは大項目の６番目、道路安全対策についてにお答えします。

市川大野駅前の市道0128号は、都市計画道路3･4･15号本八幡駅前線として位置づけられており、１日当たりの交通量約9,800台、現況幅員８ｍで、路線バスも運行する１級幹線道路であります。大野町２丁目にある迎米バ

ス停付近から市川大野駅までの延長約550ｍの区間は、住宅地と駅を結ぶ主要な道路となっているとともに、大柏小学校の通学路に指定されていることから、通勤通学の時間帯には多くの歩行者も利用しております。この区間の歩道は道路北側の片側のみで、幅員が1.5ｍと狭いため、歩行者同士のすれ違いのほか、車椅子利用者などの円滑な通行が確保されていない状況となっております。このため、本市では、歩行空間の確保と交通の円滑化を図ることから、当該箇所を事業区間と定め、令和４年度から道路予備設計や事業説明会、土地所有者の調査などを実施し、事業を進めてまいりました。本道路の拡幅整備計画としましては、将来交通量や現況交通量を考慮し、幅員18ｍの道路としております。その幅員構成としましては、双方向にそれぞれ３ｍの車道のほか、1.5ｍの自転車レーン、0.5ｍの路肩、４ｍの歩道を設置いたします。また、無電柱化についても併せて予定をしております。なお、歩道内には無電柱化による電線共同溝の地上機や街路樹などを設置いたしますが、このような施設がある箇所においても、歩道幅員は2.5ｍを確保できる計画としております。また、既に拡幅整備済みの市川大野駅付近から県道船橋松戸線までの延長200ｍ区間につきましても、自転車レーンの設置と無電柱化を予定しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　竹内議員に申し上げますが、再質問につきましては休憩後にお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時35分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第１号から日程第43報告第20号までの議事を継続いたします。

竹内清海議員。

○竹内清海議員　それでは、引き続き再質問させていただきたいと思います。一問一答でよろしくお願いいたします。

まず、物価高騰対応デジタル地域通貨関連の再質問をさせていただきます。今回の事業は、市川市に住民登録のある全市民が対象とされておりますが、まず、スマートフォンを持たない高齢者や子どもたちなどに対する利用上の不利益や、全市民一律寄附をする一方で、アプリ移行時に追加1,000円分を付与することは、デジタル機器に慣れた方々への優遇と受け止められてしまう可能性もあるかと思います。物価高騰対策という本来の目的とデジタル地域通貨の普及促進という目的が混在しているようにも見え、本当に困っている層への支援になっているのかという疑問が出かねません。

そこでお聞きいたします。市として、この事業が物価高騰対策としてどのような効果を見込んでいるのか。また、デジタル地域通貨の推進に対しても成果目標を設定しているのかについてお聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

物価高騰対策としての効果につきましては、生活必需品の購入にもお使いいただけるＩＣＨＩＣＯ定額カードを配布することにより、物価高騰に直面する市民の皆様の家計負担を直接的に軽減できるものと考えております。また、デジタル地域通貨の推進に対する目標につきましては、アプリの利用者を15万人に増やすこととしておりましたが、現在20万人を超えており、当初の目的は達成できたものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　伺いました。本事業は物価高騰の影響を受ける市民への支援と市内での消費喚起を図る取組であり、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの普及と併せて進めている意義は理解をさせていただきました。一方、デジタル弱者への支援になっているか、アプリ移行時の追加1,000円分のインセンティブの追加分についても、公平性を欠いているとの声も聞くわけでございます。今後は物価高騰対策としての家計支援効果とデジタル地域通貨推進としての普及、利用状況の双方を検証し、そして公表しながら、見直しを検討するよう求めておきます。

次に移ります。次に、物価高騰対応事業、デジタル地域通貨(2)の事業の進捗状況と課題についてもう少し伺ってまいります。配布はおおむね完了したとのことでしたが、既にカードを受け取った市民のうち、特にスマートフォンを持たない方やアプリの操作に慣れていない高齢者からは、使い方が分からないとの声もあり、利用実績には、年代や地域性も含めた幾つかの問題点があるかと聞いております。そこで、市民が問題なく利用できるよう、現在どのようなサポート体制を取っているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

スマートフォンをお持ちでない方などへの対応といたしまして、ＩＣＨＩＣＯ定額カードを直接店頭で読み取り、決済する仕組みも導入しておりますので、スマートフォンをお持ちでなくても御利用いただける環境となっております。また、スマートフォンの操作に不慣れな方への対応といたしましては、第１庁舎や行徳支所など、市内20か所にサポートコーナーを設置し、対面によりスマートフォンアプリのインストールや操作方法などを支援しております。さらに、専用のコールセンターを庁内及び庁外に設置し、庁内では４回線、庁外では最大８回線の体制で運営し、ＩＣＨＩＣＯの使い方や利用可能店舗の案内、アプリへの移行手続の支援などを行うなど、市民の皆様の不安解消に向け、きめ細やかなサポートに努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　スマートフォンの操作に不慣れな方々への対応も市内20か所で、しかも対面で教えている。伺いました。専用のコールセンターでもＩＣＨＩＣＯの使い方や使える店舗などの案内など、努力されていることは分かりました。今回の物価高騰対応事業は、単年度の一過性の施策にとどめることなく、デジタル地域通貨を活用した新しい地域経済政策として、ぜひ続けていくよう要望させていただきます。

以上で結構でございます。

次に、第１子保育料無償化について、期待される効果について答弁をいただきました。もう少し伺ってまいりたいと思います。本市では既に第２子以降の保育料無償化を先行して実施してきました。これまで第２子無償化の効果については、先順位者への答弁で、アンケート結果が向上したといった効果を示されましたが、具体的に出生率の向上や転入促進につながったのか、定量的なデータがあればお示しください。

その上で、これまでの効果や課題をどのように分析し、第１子の保育料無償化へと政策を進めていくのか、本市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市は、令和５年10月より、２人目の子どもを望む夫婦の夢を後押しするとともに、子育て世代の定住促進や出生率の向上等を目指し、保育料の第２子以降無償化を実施してまいりました。約３年を経過した現時点において、ゼロから５歳児の就学前人口の減少傾向は依然として続いており、そこに歯止めをかけたとは、まだ言えない状況ではありますが、対前年の減少数が令和元年度以降、平均約600人であったところ、令和８年３月時点では約350人となっており、若干の鈍化は見られております。また、出生率については、令和５年の合計特殊出生

率が1.09に対し、令和６年が1.06と低下しているものの、出生数で見ると、令和元年の4,088人から令和６年の3,415人まで一貫して減少してきた一方で、令和７年は3,420人と、ごく僅かではありますが、増加したところです。このような動向については、今後注視していく必要があると考えております。なお、こうした結果は、保育料無償化のみによるものだけではなく、小中学校給食費の無償化や子どもの医療費助成などの各種事業と、結婚や妊娠、出産なども含めた切れ目のない支援を組み合わせた複合的な取組により効果が上がるものと考えております。これまで進めてきた取組に、今回の第１子無償化や市川こども手当などを積み重ねていくことで、本市の子育て支援策全体をさらに向上させていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　これまで進めてきた子ども施策の上に、さらに今回の第１子無償化を行うことで、子育て施策全体のさらなる向上を目指すとのことを伺いました。

そこでお聞きします。既に東京都や浦安市など、第１子無償化を先行して実施している自治体はどのような効果が生じているのか。特に保育料を無償化すると保育ニーズが高まることが懸念されますが、先行する自治体ではどのような影響が出ているのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

令和７年９月から第１子保育料無償化を行っている東京都では、令和７年の出生数が９年ぶりに増加しており、無償化を含め、これまで取り組んできた出会いと結婚、妊娠と出産、子育てまでの切れ目のない支援が一定の成果を上げたものと報道されております。一方で、江戸川区においては令和４年度から待機児童ゼロを継続してきたものの、令和８年４月は５年ぶりに75人の待機児童が発生したと発表されております。浦安市については、令和８年４月から第１子保育料無償化を開始したところであり、具体的な効果や課題については今後の動向を見ていく必要があると考えております。また、特に大きな効果が報告されている例としては、宮崎県の都城市が令和５年度から保育料第１子無償化をはじめとする各種の取組を実施した結果、令和７年度の出生数が12年ぶりに増加に転じていると伺っております。

本市において第１子保育料無償化を実施することでどのような影響を生じるのか、特に保育ニーズの増減については慎重に推移を見ていく必要がありますが、市川こども手当をはじめ、他の支援や子育てサービス等を複合的に組み合わせることで、市川で子どもを産み、住み続けたいと思っていただけるよう、誰一人取り残さず子育てしやすい町の実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　第１子無償化により待機児童が増えたとの自治体や、出生数が増えた自治体など様々ですが、第２子以降無償化の成果と課題を検証した上で、第１子保育料無償化を子育て世代の確かな負担軽減と、本市の将来を支える実効性のある施策として進めていくよう、お願いをさせていただきます。

以上です。

次の質問に移ります。子育て支援、(2)こども手当を伺ってまいります。市川こども手当のように在宅育児への支援となる取組について、県内では、２つの自治体が既に実施しているということが分かりました。そこで、先行して実施している他の自治体の取組と比較して、今回本市が制度設計する際に工夫した点があれば、お聞かせください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市において制度の特徴や工夫した点としては、保育料無償化と同様に所得制限を設けず、対象者を幅広くしていることや、対象年齢について小学校入学前までとしているところが挙げられます。特に対象年齢を小学校入学前の子どもとしたことについては、様々な理由で保育園や幼稚園等に通うことが困難な子どもについても手当が受給できることから、保育料の無償化と併せて実施することで、全ての子どもを漏れなくカバーできるようになると考えております。

市川こども手当は、人口50万人の同規模自治体においては他に類を見ない制度であり、多様な子育ての選択肢を広げ、子育てしやすい町の実現に大きく寄与するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　まとめさせていただきます。市川こども手当は、本市に住民登録のある小学校入学前の未就学児のうち保育園や幼稚園に通っていない未就学児につき、１万5,000円を年４回支給するという市川市独自の取組です。第１子保育料無償化と併せて子育て家庭の経済的な負担を確実に軽減し、本市で子どもを産み、育て、住み続けようという気持ちを後押しするすばらしい事業であると思います。ぜひ今後も検証していっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、スポーツ施設の整備状況、再度お聞きしてまいりたいと思います。市民プール、答弁を伺いました。やはり新しいプールは塩浜地区のまちづくり計画の一環として、塩浜地区に建設されることと思います。私は北部市民の一人として、少し残念ではありますが、まずは市民プールがない期間は、できるだけ短期間にしていただきたいなというふうに思います。そして、市民プールを塩浜地区に併設し、海辺という立地特性を生かしたプール、ぜひ民間事業者のアイデアを導入し、子どもから大人まで多様な世代が訪れたくなるにぎわいの拠点となる市民プールの完成に向け、できるだけ早い時期に、まずは事業者を決めていただくことを強く要望させていただきます。

１点だけ質問させていただきたいと思います。現在の市川の市民プールの跡地です。市川市北東部スポーツタウン基本構想に基づいて、仮称東市川スポーツプラザが整備される計画も、令和７年度中の策定を目指すと記憶をしております。いまだ具体的な整備内容は分かりません。現時点での仮称東市川スポーツプラザの検討状況を伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

本市では、市川市北東部スポーツタウン基本構想に基づき、現市民プール跡地に仮称東市川スポーツプラザの整備を予定しており、整備対象となる敷地は、現市民プール跡地とその周辺で約3.8haの広さを有しております。新しいスポーツ施設の整備を進めるに当たりましては、本年４月に市川市総合計画2050が策定され、改めて長期的な将来展望に基づいた取組が求められているところでございます。また、令和７年度に市内のフィットネスクラブ５社と健康寿命の延伸を目的とした包括協定を締結したことなど、スポーツ施策を取り巻く環境の変化にも留意する必要がございます。そのため、施策の方向性を踏まえた上で、市内全体を俯瞰した視点や市民ニーズの視点を持ちつつ、フィットネスクラブとの包括協定のほか、既に協定を締結している各種スポーツのトップチームとの連携も考慮するなど、新しいスポーツ施設の整備について検討を進めているところでございます。整備内容につきましては、可能な限り早期にお示ししてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　答弁ありがとうございます。新しい市民プールの塩浜地区への移設と市民プール跡地の活用について伺いました。塩浜では新しいプールを含むスポーツ拠点の早期完成が市民の期待でもあり、市としても急いで事業に着手することが求められております。また、長年親しまれてきました市民プール跡地のスポーツプラザ構想については、いまだに具体的な計画が策定されておりません。一方で、一度施設の整備を行えば、その施設は現在の市民プールのように長く市民に利用されるわけでございます。北東部の貴重なスポーツ拠点としての役割を踏まえ、どのような機能を持つ施設にするのか、スピード感を持ちながらも、市民と共有しながら検討を進めていただきますよう要望させていただきます。これは結構でございます。

次に移ります。次に、Ｊリーグスタジアムについて少し伺ってまいります。田中市長は、ブリオベッカ浦安・市川からＪリーグスタジアム基準を満たすスタジアム整備を求められれば検討すると答えております。一方で、ブリオベッカ浦安・市川は、ＪＦＬで準優勝したクラブで、当時Ｊ３昇格を得たものの、Ｊ３規格のスタジアムがないために断念したクラブだと思います。間違いないと思います。確実にＪ３昇格、その先、Ｊ２、Ｊ１参入まで視野に入れたクラブであると私は思っております。

そこで伺います。スタジアム整備の規模、目標についてであります。単にＪ３に昇格した時点で最低限の基準を満たすだけでよいのか、それとも将来のＪ２、Ｊ１参入も見据えて整備する考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えいたします。

Ｊリーグ公式戦の開催を可能とするＪリーグスタジアムは、公益社団法人日本プロサッカーリーグの定める基準にのっとった整備を行う必要があります。この基準では、Ｊ１、Ｊ２、Ｊ３のリーグ別に異なる要件が定められており、例えば収容人数はＪ３が5,000人以上、Ｊ２が１万人以上、Ｊ１が１万5,000人以上と定められております。また、屋根につきましては、新設及び大規模改修を行うスタジアムでは、原則として全ての観客席を覆うことと明記されておりますが、Ｊ３では望まれる条件となっており、またＪ２、Ｊ１では、必ず備えなければならない条件とされています。このように、Ｊリーグスタジアムの整備を検討する際には、まずはＪ３の要件を満たすなど、施設の規模を明確にする必要がございます。また、同時に将来的な拡張性を検討する必要もあると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　ただいま答弁を伺いまして、Ｊリーグスタジアムは本当に大変な規模のスタジアムになるのかなということを理解させていただきました。私も単なるスポーツ施設の建設ではないと考えております。スタジアムを都市インフラとしての位置づけ、平日の市民利用、防災機能、地域のにぎわい創出など、まちづくりに大きな影響が関係すると思われます。スタジアムを建設するには、それなりの土地と交通を含むインフラ整備など、高いハードルがあると思います。そこで、この質問の冒頭で申し上げましたが、私はスタジアムを整備していく上で、やはりスタジアムを中心としたまちづくりの視点を持つことこそ、地域の活性化につながると考えますが、市としてどのように検討していくのかお聞きいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えいたします。

今後、整備を検討する際には、スタジアムを単なるスポーツ施設と捉えるのではなく、長期的な視点を持った上でスタジアムの目指す姿を明確にし、価値を最大化することを意識した検討が必要と考えております。そのため、まちづくりや地域活性化に寄与する取組として、総合的、複合的な視点を持ち、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　Ｊ仕様のサッカースタジアム整備については、クラブの将来の昇格条件としてはもちろんです。あわせて、地域経済の活性化、市民が利用できるスポーツ施設、災害時の避難場所など、公共空間として地域の核となるよう、整備計画を重ね合わせて検討していただきたいと思います。市川市のこの土地柄を見ますと、やはり市川市北部地域が私は有力な候補かなというふうに思っております。ぜひ前向きに検討していただきますよう、市長、よろしくお願いいたします。

続きまして、斎場整備についてになります。答弁を聞いておおむね理解をいたしましたが、確認しながらまとめさせていただきたいと思います。斎場整備の進捗状況は、近隣の市民要望の関係で若干遅れているかと思います。斎場整備に当たっては、斎場近隣の生活環境や交通対策、特に工事中の騒音や振動、車両の出入りなど、周辺の生活環境に影響を与えることが想定されます。そうした中、市長自ら地域住民と協議を行い、協議が調ったところから工事を進めていることは理解をさせていただきました。やはり近隣住民の声を聞くことは大変重要です。また、一方で斎場の早期完成を望んでいる市民の声も大きく聞きます。現在の斎場はきれいに管理されてはおりますが、老朽化が進んだ施設でもあり、どうしても古さが目立ちます。できるだけ早く完成するよう、よろしくお願いし、この質問は了解をいたしました。

次に、２点目の近隣の環境・交通対策について伺います。斎場周辺の環境・交通対策についてでございますが、やはり私も斎場周辺を通るとごみが気になります。近隣の皆さんからも、斎場前の道路や民地へのごみの不法投棄や、それに伴う景観や衛生面の悪化、また、西側出入口付近の見通しの悪さや、歩道がないことによる安全面への不安の声もあると私も聞いております。

そこで要望しておきますが、身近な生活環境や歩行者など、安全に関わる課題に対してはできるだけ早めの対応を、まずはお願いをしておきます。

１点だけ質問させてください。先ほども出ておりましたけれども、斎場北側から霊園に抜ける通路を造る工事費が今回の補正予算に計上されております。そこで、この道路が開通すると利用者の利便性は向上するのでしょうか。この通路整備による効果についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

今回、補正予算で計上した工事の完成により、霊柩車等の車両が斎場北側から新設通路を通り霊園内を抜け、霊園正門から都市計画道路3･4･18号に出ることが可能となります。これにより比較的交通量の少ない霊園内の通路を通り、八幡や行徳方面等に抜けていくことができ、利便性の向上につながるものと考えます。また、車両が見通しの悪い西門を通過することなく退場することが可能となり、車両や歩行者のさらなる安全確保につながると考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　工事概要と効果について、大変有効な整備計画と理解をさせていただきました。確かに私も思います。現在の斎場付近の道路は非常に狭く、また、カーブで見通しが悪い場所もあります。西門を避けて霊柩車などが斎場から霊園へ抜ける新たな車両動線の整備は、歩行者や自動車の安全性の向上を図れる前向きな対応だと思います。今回工事を行う道路は霊柩車の通行を予定しているようですが、霊園内を通ることで都市計画道路3･4･18号浦安鎌ケ谷線に出て八幡方面に抜けられるということは、一般車両にとっても、使わせていただき、またメリットになると思います。周辺の環境向上に向け、ぜひ着実に進めていただくことを要望して、次に移り

ます。

斎場整備最後の質問です。整備、運営に要する費用と効果につきましては、詳しく答弁を伺いました。確認を含めながら、まとめさせていただきたいと思います。まず、費用については、人件費をはじめとして全ての物価が上昇しており、この傾向は長く続くと言われております。建設中ということもあり、現段階で費用の総額ははっきりしないかと思いますが、いずれにしてもしっかりと精査をし、進めていただきたいと思います。

また、新斎場が完成すると、火葬待ちの時間が短くなり、バリアフリーへの配慮など、利用者の利便性が向上されることが分かりました。斎場は非常に不便な場所にあります。市川大野駅からもとても歩ける距離ではありません。バスも少ないことから、自家用車が使えない方にとっては、送迎バスを運行していただけるということで非常に助かるかと思います。ぜひ実現できるよう準備を進めていただきたいと思います。これまで近隣の方々を含めいろいろ協議されていることとは思いますが、新しい斎場の完成を待ち望んでいる市民もたくさんおります。できるだけ早く完成するよう目指していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。続いて大項目、下水道問題について伺ってまいります。日常的な維持管理の現状と、市川市下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策の実施状況について理解いたしました。ところで、昨年度、国は全国の自治体に対して特別重点調査を要請しており、先頃その結果が国土交通省から公表されました。私も新聞を見させていただきました。今回質問することになったのも、この新聞を見た関係でございます。そこで、本市も当然この調査を実施してきたかと思いますが、その調査結果はどうだったのか、まずお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路を起因とする大規模な道路陥没事故を受け、同年３月に国土交通省から下水道管路の全国特別重点調査の要請がありました。この調査は、設置から30年以上経過した直径２ｍ以上の管路を対象としており、本市では比較的断面の大きい合流式下水道区域の下水道管約470ｍを対象に調査を行いました。国土交通省から示された判定基準に基づき、緊急度別に整理すると、原則１年以内に対策が必要な緊急度１が約160ｍ、応急措置を講じた上で５年以内に対策を行う必要がある緊急度２が約280ｍという判定結果となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　この調査によって、市内においても緊急度が高い管路が確認されたということで、少々不安を感じつつも、一方では、重大な事故が起きる前に判明したことはよいことだと感じております。そのためにも早急な対策が必要となりますが、現在どのような対策を講じていくのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市において緊急度１と２に判定された区間につきましては、まず、道路陥没につながる可能性のある道路内の空洞を確認するため、レーダー探査による調査を実施し、空洞がないことを確認しました。現在は、下水道管の継ぎ手部分から漏水が起きている箇所について、止水工などの応急補修を行っているところであり、本年９月末には全て完了する見込みとなっております。このように、調査結果を踏まえ、早急に対応すべき箇所について、速やかに必要な措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　伺いました。緊急度１は千葉県が10.32㎞。市川市は470ｍということでございます。いずれにしても470ｍあったということで、私たちの安全な暮らしに直結する下水道の老朽化対策は本当に重要でございます。特に特別重点調査の結果を受けて、切れ目なく迅速に対策が進められていることは評価したいと思います。ただ、本市の下水道管は延長が長い上、現在の対策を進めている間にも、他の管の老朽化もどんどん進んでいくので、いわばエンドレス的な対策になりますが、引き続き市民の安全、安心な暮らしのためにも、粘り強く尽力していただくよう期待して、次の質問に移ります。

次に、(2)下水道が整備された後の接続についてでございます。先ほどの答弁を伺うと、確かに整備量の増大に対して下水道本管への接続が追いついていないのは理解できますが、ちゃんと接続してくれないと、せっかくの整備効果が現れないどころか、下水道使用料収入にも影響し、つまりは事業経営にも影響することになるので、早急な対策が必要となります。しかし、実際に接続するのは市民の方なので、それなりの事情があることが想定されますが、どのようなことが要因となっているのか、想定される要因をお聞かせください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えいたします。

下水道事業の安定的な経営のためには、使用料収入の基盤となる接続人口の確保が不可欠と考えております。未接続世帯について状況を調査したところ、住宅の築年数が浅いため、浄化槽から切り替える必要性を感じていないことや、宅地開発地において共有する私道を利用する住民同士の合意形成などが要因となっておりました。また、下水道へ接続するための工事費用に関する負担感や、手続の仕方が分からないといった声もありました。下水道への未接続が長期化しているケースも一定数あることから、接続の必要性や経済的な負担への対応は、下水道事業を運営する上での重要課題として、接続促進に向けた取組を強化する必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　下水道に接続しない要因について、様々な事情が要因となっていることが分かりました。簡単に接続してもらうのは難しい状況も理解いたしました。とはいっても、ただ指をくわえているだけではいけないと思います。本市では、貸付けや助成といった制度があるはずです。そこで、先ほどの要因に対して今後どのような対策を講じていく考えなのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、下水道への接続の必要性を御理解いただくため、接続案内のポスティングや事業説明会の開催、イベント等での啓発活動を行っております。また、最近ではコミュニティバスの車内広告や市公式ユーチューブチャンネルによる動画配信など、新たな手法も取り入れております。一方、経済的な負担を理由に接続をちゅうちょされている方への対応としましては、下水道への切替え工事にかかる費用の一部について、無利子の貸付けを行っております。

今後についてですが、築年数が浅い住宅や私道の合意形成を必要とする方、あるいは工事費用や手続に負担を感じている方など、下水道に接続されていない方々が抱える様々な事情に対して、きめ細やかに対応していく必要があると考えております。そのため、これまでの取組に加え、相談窓口の設置による個別サポートの強化や既存の支援制度の点検、さらにはオンライン申請による利便性の向上など、市民の皆様に分かりやすく、そして御理解をいただきやすい環境を整えることで水洗化率の向上を目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　ありがとうございます。下水道事業は、地方公営企業法に基づき独立採算制を基本としているからには、安定的な経営のためにも、下水道が整備されたら速やかに接続してもらう必要があります。これまでの答弁で、要因の分析やそれに応じた対策についてもしっかり考えられていることは理解いたしました。ただ、実際に接続してもらうのは市民です。市民にとって分かりやすい周知に心がけていただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

続いて、(3)の無届け接続への対応についてでございます。答弁を伺いましたが、大分減ったものの、それでもいまだ無届け接続が見られるとのことでした。具体的にどのように無届け接続を判別しているのか、また、無届け接続が発生する要因についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、早期に無届け接続を発見する取組として、千葉県企業局の上水道使用者データと本市の下水道使用者データとの突合調査に加え、新築物件の建築確認申請データと排水設備の新設に係る申請書との突合調査を継続的に実施しております。この調査により抽出された不一致物件につきましては、毎月１回定期的に現地調査を実施し、無届け接続の早期発見と是正指導に努めております。こうした対策により、以前に比べて大幅に減少したものの、新築工事における施工業者の手続漏れや認識不足などにより、いまだ一定数の無届け接続が見受けられる状況であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　無届け接続に対して様々な取組をしていることを理解いたしました。手続漏れや認識不足で無届け接続をしてしまうケースもあれば、意図的に無届け接続をする悪質なケースもあろうかと思います。

そこで、もう１点だけ伺いますが、そうした事案が判明した場合、どう対応しているのか。例えば遡って下水道使用料を請求したり、悪質な事案に対する罰則規定などについてお聞かせください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

無届け接続が確認された場合、対象者に対しまして、条例に基づき速やかに適正な手続を行っていただくよう指導しております。また、本来支払うべきであった下水道使用料について、徴収権の時効である５年前まで遡及し、全額を徴収しております。一方、施工業者についてでありますが、市の指定業者の場合、１年以内に２回以上必要な手続を怠った場合、指定の停止、または取消しや過料の賦課を行うほか、市の指定を受けていない業者につきましても、違反した事実の公表や過料の賦課などの行政処分を行うこととしております。今後につきましても、調査、指導はもとより、様々な媒体の活用により周知を徹底し、公共下水道への接続に関する適正な手続の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　答弁を伺いました。下水道を使用する人は受益者負担金や下水道使用料をちゃんと払ってもらってこそ健全な水道経営につながる基本だと思います。災害が発生した際、下水道といったライフラインの重要性が改めて認識されますが、平常時においても炊事や洗濯、トイレや風呂といった私たちの生活に欠かせないものです。このようなことから、今回、下水道を安全で快適に利用できるような観点でるる質問してまいりました。下水道施設が健全に維持されなければならないのは誰もが思うことです。そのために、本日は日々努力をしていることは今回の答弁で理解しましたが、生活に欠かせない施設だからこそ、使用する方々が公平な負担とな

るよう、また、安心、快適に利用できるよう、これからもどうぞ努力をしていただきたいと思います。期待をしております。

次の項目に移ります。これで終わりです。

最後の質問になります。市川市内の道路安全対策、市川大野駅前バス通り市道0128号の拡幅整備計画について、もう少しお聞きしてまいります。令和４年度から道路の設計や事業の説明会、土地所有者の調査など実施して事業を進めてきたと答弁を伺いました。今回の整備区間には迎米三社宮という多人数共有地もあり、土地の取得に関しても少々難しい案件があることも前回質問しており、これについての対応などの準備を行ってきたことと理解をいたしました。本路線については、交通量が多いゆえ、駅に向かう人や学校に通う児童が多いことから、地元自治会からの要望もあり、一刻も早い整備が望まれている路線でもあります。

そこで再度伺います。本路線における拡幅整備計画の今後の予定についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

今年度は当該区間において用地測量の実施を予定しており、本年５月16日には用地取得の対象となる地権者の方々へ説明会を実施したところでございます。用地測量後は、計画幅での道路区域変更手続を行い、来年度から用地取得を進めてまいります。また、工事の着手につきましては、今後、道路詳細設計を行い、用地取得の進捗に合わせて速やかに着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　ありがとうございます。今年度に当該区間の用地測量を実施し、来年度から用地の取得を行う、工事については用地取得の進捗に合わせて詳細設計を行い速やかに着手できるよう進めるという答弁を伺いました。ぜひ予定どおり進めていただきたいと思います。

しかし、そこで問題となるのが、やはり今回の整備区間にある多人数共有地の取得方法であると思われます。それについての調査など、準備を行ってきたと御答弁をいただいておりますが、その多人数共有地の用地取得の方法などについて、もう少し具体的にお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

今回の整備区間には多人数共有地が２か所存在しております。１か所は迎米バス停付近の庚申塔や馬頭観音のある土地で、もう１か所は市川大野駅近くの迎米三社宮のある土地でございます。庚申塔や馬頭観音が建っている土地につきましては、法務局に備付けの登記簿を確認しましたところ、明治30年に56人の共有地として登記されております。土地所有者を調査した結果、相続等による現在の権利者は約450人で、国外も含み、各地に在住していることが判明しております。そのため、用地の取得に当たっては、土地に関する権利者のほか、建物などを所有している関係者全員の同意が必要となり、多くの時間と労力がかかることから、専門的な知識を有する補償コンサルタントへの業務委託も活用しながら、用地取得を図ってまいりたいと考えております。

一方の迎米三社宮がある土地につきましては、登記簿の表題部に氏名の記載はあるものの、住所の記載がなく、所有者が特定されていない、いわゆる表題部所有者不明土地となっており、これまでの調査においても所有者が特定できていない状況であります。このような場合の一般的な手続としましては、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づき、裁判所が選任した管理者との間で協議を行い、用地を取得することとなるため、関係者や関係機関と連携を図りながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　やはり多人数共有地の取得には多くの時間や手続が必要であることを理解いたしました。部長の答弁で、用地の取得に関しては、多人数共有地には現在地権者が450人で、かつ、外国も含め全国にいるということと、もちろんその他の土地についても地権者の方々の理解と協力が不可欠であります。地権者の方々の諸事情によっては、市が計画している期間以上の時間がかかることも考えられますが、地元関係者の方々の理解を十分に得た上で、可能な限り早期に進めていただくようお願いいたしたいと思います。大変な事業であると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で未来市川の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は……。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。議事進行の発言をさせていただきます。

本日６月16日、自由民主の会の代表質問における発言の中で、イスラム教に関連づける形で複数の海外の事例が述べられたと認識しています。しかし、まず、スコットランドにおいて犬の散歩をしていた方が襲われたとされる件については、質問者が述べた情報に不確定な情報が含まれていた可能性があるのではないかと懸念をしているところです。また、そのほか、仮に海外において過激派組織や特定地域の事例が存在するとしても、それをもってイスラム教全体、あるいはムスリムの一般がそのような行為をするかのような印象を与えることがあっては、特定の宗教を信仰する市民への偏見を助長するおそれがあると考えます。つきましては、議長におかれましては、議事録を御確認の上、個別の事件や一部の過激な組織や地域の行為とイスラム教、ムスリム一般とを混同することのないような整理をお願いしたいと思います。

以上です。

○大久保たかし議長　後刻調査の上、御報告申し上げます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時23分散会

第　　４　　日

令和８年６月 17 日（水曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第４号）

令和８年６月 17 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について
第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について
第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
第８　議案第８号　市道路線の廃止について
第９　議案第９号　市道路線の認定について
第10　議案第10号　市道路線の認定について
第11　議案第11号　副市長の選任について
第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について
第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について
第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について
第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について
第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について
第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について
第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について
第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について
第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について
第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について
第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて
第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
第31　報告第８号　専決処分の報告について
第32　報告第９号　専決処分の報告について
第33　報告第10号　専決処分の報告について
第34　報告第11号　専決処分の報告について
第35　報告第12号　専決処分の報告について

第36　報告第13号　専決処分の報告について

第37　報告第14号　専決処分の報告について

第38　報告第15号　専決処分の報告について

第39　報告第16号　専決処分の報告について

第40　報告第17号　専決処分の報告について

第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　いちかわ市民クラブ　つちや正順議員

地域政党チームいちかわ　丸金ゆきこ議員

日　本　共　産　党　清水みな子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第１号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第２　議案第２号　市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

日程第３　議案第３号　市川市税条例の一部改正について

日程第４　議案第４号　市川市都市計画税条例の一部改正について

日程第５　議案第５号　市川市敬老祝金支給条例の一部改正について

日程第６　議案第６号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第７号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第８号　市道路線の廃止について

日程第９　議案第９号　市道路線の認定について

日程第10　議案第10号　市道路線の認定について

日程第11　議案第11号　副市長の選任について

日程第12　議案第12号　農業委員会委員の任命について

日程第13　議案第13号　農業委員会委員の任命について

日程第14　議案第14号　農業委員会委員の任命について

日程第15　議案第15号　農業委員会委員の任命について

日程第16　議案第16号　農業委員会委員の任命について

日程第17　議案第17号　農業委員会委員の任命について

日程第18　議案第18号　農業委員会委員の任命について

日程第19　議案第19号　農業委員会委員の任命について

日程第20　議案第20号　農業委員会委員の任命について

日程第21　議案第21号　農業委員会委員の任命について

日程第22　議案第22号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第24　報告第１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第25　報告第２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第26　報告第３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第27　報告第４号　継続費の逓次繰越しについて
日程第28　報告第５号　繰越明許費の繰越しについて
日程第29　報告第６号　下水道事業会計予算の継続費の逓次繰越しについて
日程第30　報告第７号　下水道事業会計予算の繰越しについて
日程第31　報告第８号　専決処分の報告について
日程第32　報告第９号　専決処分の報告について
日程第33　報告第10号　専決処分の報告について
日程第34　報告第11号　専決処分の報告について
日程第35　報告第12号　専決処分の報告について
日程第36　報告第13号　専決処分の報告について
日程第37　報告第14号　専決処分の報告について
日程第38　報告第15号　専決処分の報告について
日程第39　報告第16号　専決処分の報告について
日程第40　報告第17号　専決処分の報告について
日程第41　報告第18号　市川市土地開発公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第42　報告第19号　公益財団法人市川市清掃公社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第43　報告第20号　公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

出　席　議　員　　40　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち

久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

青山　ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	吉田	一弘
企画部長	西村	直

財政部長	田中	雅	之
管財部長	松丸		宏
情報管理部長	佐久間		剛
文化国際部長	日暮	真	司
スポーツ部長	小島	信	也
市民部長	山影	聡	香
経済観光部長	高橋	一	三
こども家庭部長	山室	繁	央
福祉部長	寺島		崇
保健部長	横山	京	子
環境部長	湯本	明	男
街づくり部長	小林	英	樹
道路交通部長	磯部	高	志
下水道部長	仙波	俊	郎
行徳支所長	小川	広	行
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	小林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内		徹
事務局次長	米津	孝	成
議事課長	野村	憲	一
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
副主幹	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	金谷	健	史
主査	青木	聖	也
主任	菅野	裕	樹
主任	荒木	智	貴
主任	伊藤	祥	太

書　　記　　古　　木　　直　　子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第43報告第20号公益財団法人市川市文化振興財団の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

いちかわ市民クラブ、つちや正順議員。

〔つちや正順議員登壇〕

○つちや正順議員　おはようございます。会派いちかわ市民クラブのつちや正順でございます。会派を代表しまして、初回総括２回目以降一問一答にて質問をさせていただきます。

早速ではございますけれども、大項目の１つ目、所信表明についての(1)「本八幡駅北口駅前地区の再開発」についてから伺います。

さて、この本八幡駅北口の再開発については、徐々にその内容が明らかになってまいりました。現状では地上44階、非常に高いビルが新たに建設される予定であると聞いております。また、エリアが広いために、また工期も非常に長期間にわたる予定であるということが分かってまいりました。ＪＲ本八幡駅は、本市の中でも利用者が非常に多い駅であることは言うまでもありません。その１日の駅利用者数は、様々な資料を参考にしますと、電車への乗降客数も含めて数万人規模になると推定いたします。市民の間でもこの駅前再開発に対する関心は日に日に高まっていることを感じます。どうやら本八幡駅にかなり高いビルができるらしい、再開発について市民からの問合せがある場合、多くの場合ここまでが市民の共通認識に現時点ではなっていると体感しております。一体どのようなビルが建つのか、駅前の風景はどう変わるのか、工事はいつから始まり、どのくらいの期間を要するのか、いつ完成するのか、大規模な工事になった場合、通勤、通学をする上で何か変わることはないのか、交通の安全面、駅利用における利便性は確保され続けるのか。この大きなビルが建つらしいという共通認識から始まり、市民からは様々な角度からの意見が出始めております。当然に期待をする声もある一方で、不安や疑問を語る市民の方々もいらっしゃいます。工事が近づくにつれて、市民の声はさらに増えていくものと思われます。

こうした安全面等々の状況と、市民の様々な声を念頭に、(1)のア、まずは現状について、現時点における進捗から伺います。

次に、イ、ビル風対策について伺います。このたびの所信表明の中では、この再開発について地域住民の声に耳を傾けながら取り組むという趣旨の表明がありました。地域住民にとって本八幡駅周辺の長年の課題がビル風です。特に、京成八幡駅からＪＲ本八幡駅北口のスクランブル交差点までの通り沿い、さらに１本隣の県道６号においては交差点からＪＲの高架下までの通り沿いにおけるビル風、これらは大変深刻であります。強く雨の降る日であっても強風によって傘が差せなかったり、ベビーカーが風に流されたり、御高齢の方が転倒するということが度々起きております。こうしたビル風対策については、市民の方から要望や御意見をいただくことがよくあります。幾つか対策が講じられてはいるものの、依然としてほか地区と比較しても局所的に強風が吹いている日があります。私としては、設計の段階における対策、最初が非常に重要なのではないかと考えております。

今回の再開発について、北口の駅前でもこうしたビル風が強く吹くことになるのではないかということを強く懸念する市民の声があります。これについて、市としてできることは何なのでしょうか。対策をどのように進めるのか、ビル風対策についてはビル風に対する法的な規制内容と市の関与の在り方から御見解を伺います。

次に、(2)「ごみの分別収集」について、現状及び今後について伺います。

所信表明の中で、ごみの分別収集については、今まで徹底できていなかったことがあったことを深く反省しなくてはいけませんというお話がありました。併せて、「市民の皆さんのご理解とご協力のもと、ごみの分別収集を徹底し、再資源化・減量化を着実に進め、環境先進都市いちかわを実現してまいります」とあります。この項目で特に確認しておきたいことは、１つ目に、本市がモデルとして例示した横浜市の取組が一体どのようなものであるのか、そして、その結果としてどのような効果が出てきているのかということです。

ごみへの取組について横浜市が率先して取り組み、国内外において評価されているということは聞いておりますが、具体的な内容について、市民が広く理解できるよう御答弁をお願いいたします。

そして、２つ目に確認しておきたいことは、こうした取組に対して市民がどのような協力をしていくのかということです。今年４月から、本市ではペットボトルのごみの出し方に変更がありました。ごみについて市民が担う主な役割としては、家庭内でのごみの仕分け、ごみステーションをはじめとする家庭外へのごみの出し方、この２つが大きくはあると思います。

この横浜モデルを推進していく上で、こうした市民の具体的な役割内容について、家庭内でのごみの仕分、家庭外でのごみの出し方に変更が生じることになるのかどうか、現時点での見通しも併せて確認させていただきたいと思います。

そこでまず、例示された横浜市の現在の取組と、これをモデルにする背景から御答弁をお願いいたします。

続きまして、(3)「拠点となる美術館を開設」について、現状及び今後について伺います。

市民の中には、新しい美術館に期待する方々もいらっしゃることと思います。しかし一方で、市政の優先順位として、美術館については慎重に議論するべきと考える方々もいらっしゃいます。例えば、多額の建築費用がかかるのではないか、維持管理費についても高額な費用がかかり続けるのではないかという懸念の声、一体どのような美術館になるのかそもそもコンセプトがよく分からない、その中で賛否を判断するのは難しいという声。そして、市民のニーズを広く取り込み、市民の理想を反映した形でどうか進めてもらいたい、そういう形にはなっているのかどうか。さらには、美術館の話はそもそも今どうなっているのかといった御意見を伺う機会があります。この美術館構想が今後どのように進んでいくかということは、こうした懸念の声も考慮しながら、私自身も注視していかなければならないと考えております。

また、この美術館構想が持ち上がって以来、議会においても様々な視点からの意見が出ているところでありました。そして、このたびの所信表明演説においては、「拠点となる美術館を開設したいと考えております」という改めての表明がありました。この表明を機に、美術館構想が一気に進んでいくというような局面になるのかどうか。進んでいくのだとすれば、これまで検討されてきた場所、時期、規模、事業費、そして機能面において明確になったものはあるのかどうか。さらには、場所の選定時期を含めた今後の計画はどうなっているのか。これらの点を中心に、現状及び今後について伺います。

そして次の大項目、障がい者福祉分野についての(1)自立支援協議会における報償金について伺います。

以前の定例会におきましても、同じ項目を取り上げさせていただきました。その趣旨は、自立支援協議会及び各部会の委員に報償金が支払われていないことについてでありました。本市のこの実態を念頭に、近隣市と比べて市川市の扱いがどうなっているのかを含めて検討し、幾つかの問題点を指摘させていただきました。

まず船橋市、浦安市、松戸市といった近隣自治体では、報償金は支払われているということを確認しておりま

す。また、近隣の中、確認した幾つかの東京都、特別区においても、金額や条件に差はあるものの、おおむね支払われております。言うまでもなく、自立支援協議会は、地域の福祉システムづくりの中核を担う重要な位置づけにある協議体であります。また、委員の方々には、ある程度の専門性、当事者性が求められるという側面もございます。そうした条件を満たす形で、いわゆる有識者として参画をお願いする形で、お忙しいところ、地域の福祉システムの向上と最新の実情を市政に、地域に反映できるよう、御協力、御貢献をいただいているわけでございます。こうした貢献を念頭に置いた場合、私としては、本市においても適切な対価としてお支払いをすべきということを申し上げました。何よりも地域間での公平性の観点に立っても、市川市が本気で福祉システムを市民生活の向上のために取り組む気があるのかどうか、本市の福祉に対する姿勢への懸念として感じて思うところがあるわけでございます。

私は、これまでにも本市の福祉分野を守ってくださっている方々の待遇向上、あるいは当事者御家族に対する理解促進を念頭に、議会質問や要望等々を通じてお願いをしてまいりました。その１つがこの自立支援協議会における報償金の在り方です。私は必ずしも報償金を支払うべきということを言っておりません。支払うべきかどうか、せめて現時点で委員の皆様に公式に、正式にお伺いをするべきではないかという趣旨で要望をいたしているところでございます。また、昨年提出した複数の福祉事業者から成る有志団体の要望の中でも、同じ内容が届いているかと思います。こうした経緯を踏まえた上で、その後、本市はこの要望に対してどのような対応を実施したのか。

⑴については、令和７年９月定例会で自立支援協議会の委員への報償金について質問し、検討をお願いしたことについて、その後の進捗状況を中心に御答弁をお願いいたします。

次に、⑵視覚障がい者の自立支援機器に対する費用助成について伺ってまいります。

今年の１月、本県、千葉県の視覚障がい者団体の方々にお招きをいただき、視覚に障がいがある方の移動支援機器の普及についてお話をいただきました。現在、国内にはロービジョン、いわゆる弱視を含む視覚障がい者が約200万人いると推計されており、高齢化の進展とともに今後も増加が見込まれております。視覚障がい者の外出支援としては、同行援護や盲導犬の活用が有効でありますが、利用時間や供給体制には限りがあります。そのため、日常的な移動の多くは白杖による単独歩行に依存せざるを得ず、駅ホームからの転落や路上障害物との接触など、常に危険と隣り合わせの状況にあります。特に、本市においては狭隘道路や車道に対して歩道の幅が狭い地区が数多くあること、このままの実情であるということがあります。こうした課題に対して、近年ではＩＣＴあるいはＩｏＴを活用した歩行支援機器の開発が進められております。例えば、靴に装着し、足元への振動によって進行方向を伝えるナビゲーション機器など、聴覚を妨げることなく安全な移動を支援する技術も実用化されております。中には、防災ナビ機能を備え、災害時の避難支援への活用が期待されているものもございます。千葉県内では浦安市において視覚障がい者誘導装置として認定された事例もあると承知しております。しかしながら、県内全体では必ずしも制度的な位置づけが進んでいるとは言えない状況です。

また、本年３月には、当事者団体等により、浦安市を除く県内市町村に対し、ＩＣＴ、ＩｏＴを活用した歩行支援機器の給付対象化を求める要望書が提出されたと伺っております。この要望は、既存の誘導ブロックや音響信号機のみでは対応し切れない個別の移動ニーズに応えるため、日常生活用具給付等事業において新たな区分を求めるという内容のものであります。

そこで伺います。視覚障がい者の自立支援機器に対する費用助成としては、障がい者の日常生活の利便性向上を図るため実施している日常生活用具給付事業により対応しておりますが、まずはこの事業の概要から伺いたいと思います。

以上が初回の質問となります。御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、所信表明についての(1)「本八幡駅北口駅前地区の再開発」についてお答えします。

初めに、現状についてです。本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業は、令和６年３月に都市計画決定、令和７年９月に市街地再開発組合の設立が認可され、現在権利変換に進む段階となっております。また、事業計画としては、地上44階建て、高さ約160ｍの再開発ビルが建設される予定であります。

次に、ビル風対策についてです。本事業による周辺地域の風環境への影響については、再開発組合よりコンピューターシミュレーションによる風環境調査を実施いたしました。解析の結果、周辺地域の風環境は、日最大瞬間風速秒速10ｍの日が年間80日以内に抑えられており、一般的な住宅街として許容できる結果となっていることを確認しております。現在、ビル風の発生や風速を制限する基準は法律上設けられておりません。しかしながら、安全で快適な都市環境を維持する上で、ビル風が周辺の歩行空間や居住環境に及ぼす影響を未然に防止することは極めて重要であると考えております。このことから、本市ではこれまでもコンピューターシミュレーションによる風環境調査のほか、建物形状の工夫、植栽の配置といった設計上の配慮を求めてきたところであります。また、今後につきましても、再開発組合に対してより精度の高い検証や効果的なビル風抑制策を講ずるよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは、大項目、所信表明についてのうち、(2)「ごみの分別収集」について、現状及び今後についてお答えします。

横浜市では、脱炭素社会の実現に向けたプラスチック対策の推進に重点を置き、燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を令和12年までに２万ｔ削減することを目標に掲げ、令和６年１月に横浜市一般廃棄物処理基本計画、通称ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画を策定しました。この計画の基本方針として、ＳＤＧｓの達成と脱炭素社会の実現、市民ニーズへの対応と安定したごみ処理の２つがあり、両方針に応じた政策を定めてあります。

基本方針の１つ目のＳＤＧｓの達成と脱炭素社会の実現の政策としては、「プラスチック対策の推進」、「食品ロス削減の推進」、「環境学習・普及啓発の推進」といった３つの政策を示してあります。２つ目の市民ニーズへの対応と安定したごみ処理の政策としては、「多様な社会ニーズへの対応」、「安定したごみの収集・運搬・処理・処分」、「将来を見据えた施設整備」といった、同じく３つの政策を示してあります。

この計画において本市との違いはプラスチック製品を収集している点であり、本市においては、現在プラスチック製品は燃やすごみとしてクリーンセンターにて処理しております。今回モデルとした横浜市は、人口約370万人を有する政令指定都市で、ＳＤＧｓの達成と脱炭素社会の実現を基本理念の一つとして、市民、事業者、行政が一体となって環境や清掃に関する施策を推進することを目指していると伺っております。また、横浜市は国際連合が令和５年に設置した国連事務総長のごみゼロ諮問委員会から、世界の都市の廃棄物分野における政策、取組を持続可能性、市民参加等９つの項目で評価する中で、極めて優れた都市として今年の３月に日本から唯一選ばれるなど、国際的にも高く評価されております。本市においても、横浜市の取組を参考として、ごみ減量化に関する施策を適切に取り入れていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　私からは大項目、所信表明についての(3)についてお答えします。

美術館構想につきましては、令和６年度に芸術家や美術関係の有識者などから構成する市川市立美術館整備検

討委員会――以下検討委員会と申します――を設置して、美術館のコンセプトや機能、役割などについて御意見をいただきながら、美術館構想策定に向けた作業を進めているところでございます。市立美術館の整備については、現在、本市の文化芸術の拠点としてふさわしい場所を、市の所有地以外も含めて広く探しており、機能や規模も含め検討している段階でございます。また、開設時期や整備事業費につきましても、今後の具体的な計画の中で定めていくものと考えております。

今後については、引き続き検討委員会で御意見を伺うとともに、市民アンケートやパブリックコメントなどを通して多くの方の御意見をいただきながら、構想をまとめていきたいと考えております。併せて、市立美術館の整備場所などが整い次第、基本計画を策定できるよう準備をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、障がい者福祉分野についてお答えいたします。

初めに、(1)自立支援協議会における報償金についてです。

平成20年に自立支援協議会を設置した当時、委員より、行政と一体となって、それぞれの立場から対等に意見を述べ随時協議を重ねる場としたいとの御意見をいただいたことから、これまで報償金を設けず会議を開催しておりました。しかし、近年、自立支援協議会は年に一、二回程度の開催で、随時開催の頻度は少なくなっております。検討状況としましては、近隣市の報償金の状況を調査するとともに、委員から意見を伺っているところでございます。委員からの意見としましては、現行の取扱いで差し支えないとの御意見がある一方で、会議への出席に当たり、事前の資料確認や出席に伴う時間的な制約等があることから、報償金の支払いを希望するとの御意見もございました。

これらを踏まえ、報償金の在り方について整理を行い、検討を進めているところでございます。

次に、(2)視覚障がい者の自立支援機器に対する費用助成についてです。

日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業として実施するものであり、在宅で生活する障がいのある方を対象に日常生活用具の購入費用を補助するもので、利用者は原則１割負担で購入できる制度でございます。本市では、市川市地域生活支援事業実施規則により、47品目を給付対象として品目ごとに補助金額の上限と耐用年数を定め給付を行っております。視覚障がい者向けの代表的な日常生活用具としましては、活字文書読み上げ装置や拡大読書器などがございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　それぞれに御答弁をありがとうございました。

まず、早速再質問してまいりたいと思うんですけれども、最初の本八幡駅北口駅前地区の再開発についてのア、進捗のほうからですね、現状についてからなんですが、ここで一番懸念しているのは、先ほど申し上げたとおり安全の面と、それから利便性のところでございます。そういったところに市民に何か変化、変更が生じるのかどうかということでございます。工期はこれからだと思いますけれども、この工事が進んで町の風景が変わって、それぞれの市民の通勤、通学の経路等々に変化が生じた場合には、様々な御意見がこれから増えてくると思います。その際にはきめ細かく対応をお願いしたいことと、きめ細かく対応ができる体制づくりというものを今からよくよく準備をしておいていただきたいと思います。

そういう意味で伺いますけれども、工事期間中、通勤、通学など駅周辺を利用する市民への現時点での想定される影響、経路の変化とかですね。何か影響はあるのか伺います。併せて工事スケジュールについても、改めて具体的に確認をさせていただけたらと思います。お願いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

現時点での工事スケジュールは、令和10年に既存建築物の解体工事を開始し、その後建設工事に着手し、令和15年に再開発ビルが完成する予定であります。既存建築物の解体から再開発ビルの完成までは約６年間の工事期間を予定しております。工事期間中は、現在と同様に駅から国道までの歩道が利用可能となる予定でございます。また、工事車両が歩道を横断する場合には交通誘導員を配置するなど、歩行者の安全に適切に配慮するよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　答弁をありがとうございました。今の中で一番ポイントかなと思うのは、現在と同様に、駅から国道までの歩道は工事中であっても利用できるということでございました。これは１つ具体的な何か工事期間中のイメージになりましたが、ただ、御存じのとおり、あそこはエリアがすごく、工事予定地区って広いわけですよね。あの中にも小さな小道ですとか様々な道が入り組んでいるところがあると思うんですが、申し上げたとおり数万人規模の方が御利用されるわけです。個人個人、それぞれ朝のルーティンですとか経路ですとか、朝電車に間に合うように時間を緻密に考えて、逆算して家から駅まで、雨の日はこういう道のりでという方がいるのが、これがもう現実問題だと思うんですね。その中で、ここに変更が生じる場合は早めに周知を何らかの形でお願いしたいと。というのは、先ほども申し上げたとおり、駅前に大きなビルが建つらしいというのが現状の市民のリアルな今のところ体感なんです。もちろんそれ以外の情報を出していただいていると思いますけれども、リアルな体感としてはそうなんです。ですから、エリアが一体どこまでなのか、そうするとこの小道はなくなるのかなとか、そこまでもまだ行けていない状態なので、やはり市民一人一人の日常生活というものに寄り添って、先回りして対応をお願いしたいと思います。

その点をお願いしまして、このアの部分は終わりたいと思います。

続きまして、イ、ビル風対策についての部分についてお伺いします。最初の御答弁でポイントになるのは、法律上、これは例えばビル風がびゅんびゅん吹いていたとしても、市は、法律の体系の中で強制的にこの風を制限する権限というものは実際問題ないということ。まず前提として確認させていただきました。しかしながら、とはいえ、やはりビル風に対しては何らかの対策を打たなきゃいけないだろうということで、風の環境調査というものを既に実施していただいたということでした。そして、その風の調査によれば、今のところ特に大きな問題はないという結果が出たというふうなことだったかと思うんですけれども、そこでやはり気になるのが、この風環境調査の精度でございます。

初回の質問の中で、私は現在の本八幡駅北口のスクランブル交差点のビル風について、さらにはその隣の県道６号線の交差点からＪＲの高架下までに行くあの通りですね、ビル、非常に風が強いところ。市民の方だったら、本八幡周辺の方だったら誰でもが認識しているかと思うんですけれども、あそこみたいに北口の駅前がなってしまうんじゃないかというのが、風の環境調査をしていただいたとしてもやはり心配なのです。

ですから、この環境調査はどれぐらいの精度なのかというものをちょっと確かめる意味でも伺いたいんですけれども、国道14号線、京成八幡駅前からのスクランブル交差点付近において、特にビル風が強い日があるままだと思うんですけれども、あのエリアは、いわゆるビルが建つ前に事前に風環境調査を実施したという実績があるのか、あるいは結果がどうなったのかというもの。さらには、御答弁の中でさらに精度の高い調査、コンピューター以外にもあるという話でした。さらに精度の高い調査というのはどういうものなのか、御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

コンピューターシミュレーションによる調査の精度については、日本建築学会の定めるガイドラインに準拠しており、一定の信頼性があるものと認識しております。また、より精度の高い検証方法としては、実際の風を模型上に流し、風の流れや風速の変化を測定する風洞実験がございます。

次に、過去の調査実績についてでございますが、平成17年度に現在のターミナルシティ本八幡及びガレリア・サーラが建設された場合の影響調査を実施しており、今回の調査と同様、一般的な住宅街として許容できる結果となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。やはりこの調査というものですね、若干ちょっと心配だなと思うんです。要するに、本八幡のスクランブル交差点、ほかの地区と比べて、もう風が強い日はびゅんびゅん風が吹いて、御存じだと思いますけれども、スクランブル交差点のところにポールが立って標識がありますよね。あれがもうぐんぐんぐんぐん揺れていて、あれ、地震でも来たのかなというぐらい揺れているんです。ましてや、私が見たのはお子さんを乗せているベビーカーではなかったですけれども、ぐわんとベビーカーを持っていかれたりとか、そういうようなことがありました。ただ、以前の検査ではそこは許容の範囲だという結果だったということをいただきました。やはり、これは検査の結果と現実にちょっと乖離があるのかなと、地元の住民としては思うわけでございます。ですから、この点についてはさらなる精度の高い調査ということで風洞調査でよろしかったですかね、というお話がありましたので、ぜひ風洞調査も行っていただいて、できるだけ早い段階で最初のうちに、まだ工事まで時間があるので、風対策をきめ細やかに行っていただきたいと思います。

一応申し上げておきますと、大きなビルが建ったからといって、それが原因で必ずしもああいう強い風が吹くというよりは、大きいビルにプラスして中くらい、それからもっと低いビル、要するに、建物と建物の兼ね合いであいうこと、風の通り道が凝縮されたところが起きてしまうんだという話も伺っておりますので、トータルでよくよく調査をして、もし思わぬところに風がまた生じることもあるわけですから、広範囲にきめ細かくチェックをお願いしたいと思います。

今日のところは風洞調査をこれからもし取り組んでいただけるのであればということなんですが、改めて質問なり注視なりしてまいりたいと思います。ということで、この点は、今日はここで終わりにしたいと思います。

続きまして、(2)ごみの分別収集について伺いたいと思います。御答弁をいただきました。横浜市の人口が約370万人ということを考えると、この取組による影響は当然大きいものになるのであろうなと想像するところでございます。本市においても最近50万人到達しましたけれども、こうした本市のような規模の取組次第においても、この影響は決して小さくないものになるのかなと思いました。

ここで再質問させていただきますが、御答弁の中で、横浜市と本市の違いとして、プラスチック製品の分別がありました。中長期的な目的の下にこうした施策が行われることは理解していますが、現時点としてはこうした施策について、横浜市における実施効果は出てきているのでしょうか、少し具体的に御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

横浜市においては、燃やすごみに含まれるプラスチック資源が令和４年４月の1,916ｔに対し、令和７年４月では1,212ｔへと704ｔの減量効果が出ております。現在、市川市が実施している家庭から排出される燃やすごみ

の組成分析調査ではプラスチック類が約５％となっており、令和６年度の燃やすごみから算出しますと約3,500ｔに相当する量が焼却処理されております。本市においても、環境負荷を低減するためプラスチック製品の分別収集に取り組むことで、燃やすごみの焼却処理量の削減と併せて、資源化の向上につながる効果が得られるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。とにかく約704ｔの減量効果によって、焼却処理による環境負荷の低減になっているというような事実は確認しました。こうした横浜市の施策について、市川ではどういうプロセスでこの分別を進めていくのかというところを懸念しています。市民の皆様は、もちろん環境に対して、どういうふうにこの環境を守っていくのかという中でもいろんな考え方があるわけで、また、その環境に対する認識もそうですし、さらにその下の段の、そのために市川市はこれをやるという技術論に入っていくと、なかなか追いつくといいますか、私も含めてですけれども、理解を追いつけるのが難しいわけでございます。ですから、こうした取組に市民の皆様の納得を得るためには、本当にきめ細かい説明ですとか啓発が必要だと思いますので、その点をお願いしたいという意味で伺いますが、市が一方的にこうした施策を進めるのではなく、目的、効果と同時に内容も御理解いただきながら定着させていくこと、この点について具体的な進め方を伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

横浜市は、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画において、プラスチック対策の推進に重点を置くことで脱炭素社会の実現を目指しております。本市においても、市川市一般廃棄物処理基本計画に、いわゆるじゅんかんプラン21における目標を達成するための施策の一つとして、環境負荷を低減するためプラスチックごみの削減に向けた取組を推進することとしております。本市でもプラスチックごみを削減し再資源化を推し進めることはもちろんのこと、この他の資源物についても分別の徹底を進めていくことを調査研究しております。

今後も、資源循環型社会の形成を念頭に、市民、事業者、行政が適切に役割を分担し、協働することで、３者の間でごみの分別意識を定着させ、田中市長のリーダーシップの下、人に、環境に優しい町市川、環境先進都市市川の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。私自身もこの点しっかりと着目をして、勉強もしながら、私にできることがあればしっかりと協力をしていきたいと思うわけでございます。

一番大事なことを最後に伺うんですけれども、この間のペットボトルの捨て方に変更があったと思います。市民感覚で言うと、やはりごみの家の中での仕分、それからごみステーションへの出し方、この毎日の行動、習慣に変更があった場合というのは、市民はかなりインパクトが大きいといいますか、いろんな感想をお持ちになる方が出てくるものでございます。この間のペットボトルの件に関しましても、私のところにもいろいろな意見が数多くありました。何でなのというのが一番多かったんですけれども。ですから、申し上げているとおり、何のためにやるかということは周知することが大事なんですけれども、それはそれとしても、この横浜モデルを進めていく上で、ではペットボトルがこの間ありましたけれども、そのほかにプラスして、我々の日常生活のごみの仕分の仕方、ごみステーションへの出し方、何か変更が起きてくるのかなということも、やはり感じるところでございます。

そこで再質問いたしますが、市民が分担する役割である家庭内での仕分とごみの出し方について、今回のこうした施策を推進していく上で具体的な変化が実際生じることになるのかどうか、伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

今後、新たな取組の検討を進める上で、さらなる資源の分別に取り組むこととなった場合には、市民負担や収集効率、処理過程などを総合的に勘案した上で、効率のよいごみの出し方となるよう調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。私なりに解釈すると、当然、これはごみの出し方が変わる可能性もゼロとは言えないというふうに現状では解釈しました。当然、中間処理の施設設備の機能等々によっても市民のごみの出し方が変わってくる話だと思いますし、ごみの分野については、設備に対する市民の税負担、それから日常生活における今議論しています市民の習慣、行動の変化としての役割分担、そして何より環境への影響への理解と、総合的な取組が求められると思いますので、その点を十分に念頭に置いた上で取り組んでいただきたいなと思います。いずれにしても、もし市民の日常の習慣、行動に変化が生じるような御協力をお願いする場合も、重々、事前に余裕を持って周知をして、それはなぜなのかということも注意深くやっていただきたいと思います。もちろん審議会等々でもこの点は議論していただけると思いますので、併せてその点もお願いしたいと思います。

以上でこの項目は終わりたいと思います。

そして、(3)「拠点となる美術館を開設」、現状及び今後について再質問を伺ってまいります。

まずは、御答弁をいただきました。結論から言いますと、現段階における美術館構想については、場所、時期、規模、事業費そして機能面において、いずれも検討中であるというふうに理解をいたしました。ここで１つ申し上げておきたいんですけれども、私自身も市内で育った人間ですので、この市川市が文化の町であるという側面に対して愛着はございます。御活躍された文人墨客が愛したこの市川の風景というもの、あるいは作品というものもこれから大事にしていかなければならないということは思いますし、本市のそういう考え方にも深く共感するところでございます。

ただ一方で、では、こうした文化芸術作品、伝統を守っていく１つの手段として美術館開設というのを手段として選ぶことが妥当であるのかどうかは、必ずしもイコールではないかもしれないという立場でございます。もし美術館という手段を選ぶのであれば、暮らしている市民はもちろんのこと、未来の市川市民にとってもある程度納得していただけるような形で進めていかなければならないということは言うまでもありません。そこで大事なのは、やはりまずどういう美術館をつくりたいのか、つくるのか、目指していくのかという、この大元の部分にあると思います。そして、まずそこの部分を市民の方々に問うていく、あるいは協力して一緒に考えていくということが大事であって、美術館を開設することが目的になっていないか、なってしまうということは、私は避けなければいけないのではないかなと思います。

なぜならば、御存じのとおり、この市川は東京都に隣接しているわけです。もう僅かな移動時間で大小様々な美術館、博物館、美術関連のイベントなど、文化芸術作品に触れる機会に恵まれた、恵まれた立地なわけでございます。これが本市の特徴の一つであるわけですけれども、都内にあるこうした伝統ある大規模な建物やイベントとどのようにして差別化を図って多くの方々に来場していただくのか、安定的に維持し続けるのかということはすごく大事なのだろうと思います。ここの部分は、ぜひテーマとして避けないでいただきたいと思います。

そうは言っても、どういう美術館をつくるのかが一番大事なんだと申し上げている中なんですけれども、報道

等では、候補地として幾つか挙がっております。

そこで再質問をさせていただきます。美術館整備の候補地として、千葉県血清研究所跡地や、県立現代産業科学館、駅周辺など幾つか挙がっていたと思いますが、その後具体的な進捗はあるのでしょうか。現時点での状況を伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

美術館整備の候補地につきましては、繰り返しになりますが、現在本市の文化芸術の拠点としてふさわしい場所を探している段階でございます。引き続き情報収集を行うとともに、関係機関などと意見交換を重ねながら、今後策定される美術館構想に基づき基本計画を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。まだ本市としては、今日時点においては未定であるという事実を、現時点での状況を確認しました。もしかしたら実際には進んでいる場所ですとか、進みつつある場所があるかもしれません。ただ、これは先方があることですので、市としても責任がありますから軽々には申し上げられないということもあるのかもしれませんけれども、ただ、やはり大事なのは、もちろんそういうことも大事なんですけれども、そもそもどういう美術館にするかということですので、ここが空いたからこういう感じにしようというのは、私はあまり得策ではないと思います。未来の世代にとっても誇りを持てるような、あるいはわくわくするような、もちろん今いる市民も納得できるようなアイデアを生かす。そこから下って場所がここであろうというやり方、できれば私はそういうやり方をお願いしたいと思います。

そして、併せて、やはりこれも避けてはいけないと思いますけれども、かかる費用、コストについて、ある程度は想定して準備しておかなければならないと思います。

再質問いたしますけれども、ほかの自治体の事例を参考にしたりですとか、美術館といっても大小様々あると思います。系統、機能も様々あると思いますけれども、そういった様々な形の美術館をタイプ別に想定して、大体どれぐらいの費用がかかるのか、タイプ別に何か試算をしたりですとかそういったことはしているのでしょうか、再質問、伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

美術館整備の検討に当たりましては、近隣自治体における整備状況も参考にしておりますが、費用につきましては、他市の施設が整備された時期や整備形態の違いなどもあり、現時点で具体的な試算をすることが難しい状況でございます。引き続き、市立美術館が市民の皆様の心豊かな感性を育める場所として開設できるように検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。こちらについてもまだなかなか、これからということでございました。概算でもいいので、タイプ別に何か市民に提示していただけたら、具体的というよりも大体でも提示していただけたら、検討を今されているわけですから、かなり参考としてはいい材料になる、必要な材料なのではないかなと思います。

繰り返し申し上げますけれども、やはり私としては、これは何のために、どういう美術館をつくりたいのかということをまずは強く打ち出して、市民に提案をしていただきたいと思います。別に１パターンだけでなくても

いいと思います。やはりその内容次第によって、今コストの話をさせていただきましたけれども、コストがこれぐらいだけれどもこんな効果があるんだ、こんなわくわくするようなアイデアがあるんだということであれば、同じコストでも判断は変わってくるということにもなると思うので、やはり一にも二にも、こういう美術館を建てたいんですけれどもという形で、そこまでいち早く進めていただけたらなと思います。

いずれにしても、この美術館構想に関しましては、しっかりと市民が納得する上で進めていかなければならないことであるとも思っていますので、引き続き注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ということで、ここまで大項目、所信表明について伺ってまいりましたけれども、この項目はこれで終わりたいと思います。

そして、続きまして最後、大項目、障がい福祉分野について伺います。

(1)自立支援協議会における報酬について、御答弁をありがとうございました。御答弁に対してまず申し上げますけれども、まず１点目として、委員より、行政と一体となってそれぞれの立場から対等に意見を述べて随時協議を重ねる場としたいとの声があったことから報償金は設けなかった、この経緯については私も以前の定例会で教えていただきました。これについてはそれから時間も経過して、協議会の形も委員も替わってきている中で、改めてお伺いをしてはどうでしょうかという趣旨の提案も併せてしたつもりでございます。

次に、近隣市の状況も調査しながらという御答弁ありました。近隣市の状況、さらに具体的にざっと共有をしておきたいと思います。船橋市、令和７年まで9,800円、令和８年から１万3,000円。浦安市、会長１回9,500円、委員１回9,000円。松戸市、一律8,500円。特別区に移りますと、学識経験者、医療関係者２万円、その他3,000円。葛飾区、会長２万2,000円、その他6,000円。江東区、学識、医師、弁護士等１万8,000円、その他7,000円となっております。特別区のほうは少し条件が高いところもありますけれども、近隣の千葉県内の自治体であればおおむね１万円前後、１万円弱というふうに言えると思います。

重ねて申し上げますけれども、これだけ地域の自治体、近隣自治体の事例があるわけですから、この報酬の額を算定する場合においても参考となる値が非常に豊富だと思うんです。ですから、そんなにハードルも高くないのではないかなというふうに思います。

もう一つなんですが、委員から意見を伺っているところであるという御答弁がありましたけれども、これはこの場で率直にですけれども、不十分であるということを申し上げておきたいと思います。あえてここでどういう聞き方をしたのか、その具体的な内容については私は触れませんけれども、私が申し上げているのは１人や２人にそれなりに意見を伺って、それでこうだったんだということでは不十分であるというふうに考えています。以前から申し上げている意図としては、委員の皆様に等しく、公明正大に御意見を伺っていきたいという意味で申し上げております。例えば、一律にアンケートを取る、御意見を募るという形、そういうような形で正式に聞き取りをしていただきたいということをいま一度申し上げておきたいと思います。

検討に当たってもう一つ申し上げたいのは、何より重要なのは、委員の皆様の御意思だと思います。一応申し上げておきますけれども、委員の皆様が総意として、いや、やはりうちは報償金はいいよということであれば、私はそれを何よりも尊重すべきだと思います。でも、今の状況だと、近隣自治体と比較しても市川市だけ支払っていない、そしてその意思も確認していない、これはやはりよろしくないのではないかなと思います。委員の方々から発議してこうだというのはなかなか言いにくいというのはあると思います。その点もしっかりと申し上げておきたいと思います。

それでは、その点を念頭に伺います。再質問させていただきますけれども、自立支援協議会の委員への報償金の支払いについて、整理検討を行っているということでありますが、改めて今後についてどうするのか、具体的

に本市のお考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

令和４年の法改正により、自立支援協議会につきましては、障がい者等の支援体制を検討するための情報共有に加え、地域の関係機関等への情報提供や意見表明などの協力を求めることができるようになったほか、個別支援のための地域における支援体制を検討することとされ、役割が強化されました。また、設置当初と比べ随時開催の減少や委員も替わっていることから、自立支援協議会を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、今後開催予定の会議において、委員の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。いずれにしても、今申し上げたように公明正大にアンケートを取って、なるべく委員の皆様あるいは委員の周辺の方々も含めて、広く公正公平にアンケートを取っていただきたいと思います。

１点だけ申し上げておくと、この額はどうするのかどうか、そういう具体的なものになったときに、委員の皆様に決めてくださいということではこれは本末転倒で、協議会が本来望むべく期待されている機能ですとか労力と別のところで労力がかかってしまいますので、こちらもできれば市のほうから寄り添って、常識の範囲内で委員の方々に提示をすると、この点もよくよく御注意いただきながら認識しておいていただきたいと思います。

この項目はもう再質問しませんけれども、先ほどから言っているように、この自立支援協議会、この地域の福祉のシステムづくり、中核を担う非常に重要な協議体であると思います。ここでの仕組みですとか、ここで入ってくる最新の地域の実情というものが、我々市民のいざというときの命綱になっていく、そういうアイデアが出てくる、そういう非常に貴重な会議体となっています。事実、委員となっている方々も非常に志がある中で、志を持った中で、ここに参加していただいております。そういう方だからこそ、委員の中にはもしかしたら、いや、こういうことは無償で構いませんからという方も当然いらっしゃると思うんです。でも、しかし私は市の在り方として、所信表明の中でも、この地域で連携して福祉分野に取り組むという強い決意がありましたけれども、こういったものと照らし合わせても、少しそれとは乖離をした姿勢だなというふうに思います。そんなに多くの予算を投じてくださいとか、むちゃくちゃなこと言っているわけじゃないんです。答弁にもありました、お忙しい中で業務の合間を縫って、資料までつくって、さらにはそのとき自分の言ったことが市民の明日の命にも関わるかもしれない、そういう重責の中でお仕事をしていただいているわけです。やはり、だから近隣市もこういう状況になっていると思うんです。ですから、最低限報償金はお支払いしたほうがいいんではないですかということを申し上げています。ぜひそういった小さなことから、この福祉、取り組んでいただきたいと思います。でなければ、これは一事が万事、ほかの分野に普及して、こういうことがほころびになって、市川の貴重な福祉人材が都内に流出する、都内に移動してしまうということが起きてくることになると思いますので、そういうことなんだぞということを一緒に共有しながら、どうか善処していただきたいと思います。これについてはしっかりとまた確認をさせていただきたいと思います。

ということで、(1)の質問は以上で終わりたいと思います。

それでは最後、(2)についてに移ります。御答弁をいただきました。非常に分かりやすくありがとうございました。

実は私自身、視覚障がい者団体の方から、今こんなにすごい歩行機器があるんですよということで、幾つかの機器を御紹介いただきました。その際、技術の進化というものには大変に驚かされました。靴に機器をつけて歩

いていって、振動でナビをしていただくんですけれども、これを装着してみますと、ぱっと見で見るよりもずっと精度が高くて、この場所、位置に着いたときの振動の正確さですね。こういうものに少しバッファーがあるのかなと予想していたんですけれども全くそんなことなくて、非常に振動が正確で本当に驚きました。やはり改めて技術の進化というのはすごいんだなと思いました。ですから、この白杖でしたり盲導犬であったりガイドヘルパーなどの支援というのが今一般的なんですけれども、こういうものにプラスして、この新しい技術を応用した支援機器が広く普及すれば、もうかなり視覚障がいのある方の支援の在り方について変わりますし、当事者の方々も助かるのではないかなと思います。

そこで伺います。近年ですと、この福祉用具と最先端の科学技術の連携が進んで、障がい者の生活の質の向上に役立つ新製品が増えてきていると伺っています。今回例示したものは、視覚障がい者の靴にコンパクトな機器を取り付け、振動による進行方向を知らせる歩行支援装置であったわけでございますけれども、近隣の状況を比べると、浦安市や埼玉県内の複数市において、日常生活用具としてこうした新しい技術を搭載した歩行支援機器についても採用されているということが分かりました。

こうした進歩に伴う対象品目の拡大について、本市ではどのように取り組むつもりでいるのでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

日常生活用具の対象品目については定期的に見直しを行っており、直近では令和２年に人工内耳外部装置を、本年４月には人工呼吸器用の非常用電源装置を対象品目に追加しております。技術進歩を取り入れた日常生活用具は、身体機能の低下を補うだけでなく、自立した生活や社会参加を強力にサポートするものであることから、障がいのある方や関係団体からの要望などを伺いながら、利用者の生活向上に資するよう、対象品目の拡大についても検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。ぜひこうした機器、前向きに御検討いただきたいと思うんですけれども、最後に申し上げますが、ＩｏＴ、ＩＣＴ、ＡＩはじめ、今、私たちの生活、この環境の中には新しい技術がどんどんと入ってきていると思います。では、それを基礎自治体としてどう向き合うかというときに何よりも大事なのは、その新しい技術ですとか製品ですとか何でもいいです、仕組みでも何でもいいですが、こういった新しい技術が我々基礎自治体に本当に必要であるかどうかのある程度の基準を持つことだと思うんです。新しい技術だから、何かぴかぴかだから、何でもかんでも予算をつけて取り入れる、私はこういう姿勢というのは少し違和感を感じます。やはり税金でやるものですし、そもそも私個人はこの基礎自治体、我々の目的は市民の命と生活を守るためであると。そこに資する新しい技術だったら、そういう形であればどんどんと取り入れるべきだと私は常々思います。

防災の分野でも、私はそのことを申し上げてまいりました。だから、市民の命と生活に関係ないような、いたずらな技術の導入というのは、やはり税金の支出があるわけですから、一方では歯止めをかけるということもあるかもしれません、ストップをかける。ただ、しかし、今御紹介した視覚障がい者の方々の支援機器、この具体的な技術の応用に関しては、私は大いに市民の命と生活というものに資する重要な技術、そして技術の使い方だと思います。ぜひこういう技術については広く普及をさせるという意味においても、そして何より当事者の方々の生活を向上させる、市民もいつ視覚とかに障がいが出るか、全てのことは明日は我が身ですから、我々市民のセーフティーネットという意味でもここの部分を充実させていく。あらゆる意味でも、こうした新しい技術には

そうした基準を設けた中でも、積極果敢に、ぜひ拡大に向けて取り入れていただきたいと思います。

ということで、それぞれにつきまして御答弁いただきましたけれども、以上で会派いちかわ市民クラブの代表質問を終わりにしたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○大久保たかし議長　地域政党チームいちかわ、丸金ゆきこ議員。

〔丸金ゆきこ議員登壇〕

○丸金ゆきこ議員　おはようございます。地域政党チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、会派を代表して質問を行います。よろしくお願いいたします。

大項目１、地震の被害想定及び対策について。

千葉県は５月26日、10年ぶりに地震被害想定調査結果を公表しました。県が想定する３つの地震のうち、やはり気になるのが市川市から千葉市にかけてを震源域とする千葉県北西部直下地震です。また、本市も令和６年３月に市川市地震被害想定等調査総合報告書を公表しています。東京湾に面し、住宅密集地や液状化の懸念がある本市では、市民の命と暮らしを守るため、被害想定を正確に把握し、防災・減災対策に反映することが重要です。

そこで、(1)千葉県が公表した地震被害想定調査結果と本市の地震被害想定との違いについて、それぞれどのような特徴や違いがあるのか伺います。

次に、(2)建物の耐震化向上に向けた本市の取組について。能登半島地震では多くの住宅が倒壊し、耐震化の重要性が再認識されました。全国で取組が進む中、横浜市の無料耐震診断士派遣や、静岡市のＴＯＵＫＡＩ－０プロジェクトなど先進事例もあります。人的被害の軽減には、建物の倒壊を防ぐことが最も効果的な対策の一つです。本市における住宅及び建築物の耐震化の現状と、耐震化率向上に向けた取組について伺います。

次に、(3)感震ブレーカーの普及による減災効果について。阪神・淡路大震災や東日本大震災では、停電復旧時の通電火災が被害を拡大させました。千葉県は感震ブレーカーの設置を推奨しており、震度５強以上で自動的に電気を遮断し、出火防止に効果が期待できます。そこで、本市における感震ブレーカーの現在の設置率及び普及による減災効果についての認識を伺います。

続きまして、大項目２、循環型社会の推進とペットボトル分別収集の状況について。

開始から約２か月が経過し、市民からは評価の声がある一方、分別方法や回収ネットに関する課題も聞かれます。

そこで、(1)４月から開始したペットボトル分別収集の方法と現在までの収集状況について伺います。

次に、(2)市民への周知及び運用上の課題について。リチウムイオン電池の発火事故防止のため早期導入されたことから、周知期間が十分でなかった面もあります。制度開始前の周知の内容と、開始後に市民から寄せられた問合せや意見、また運用上の課題やその対応状況について伺います。

次に、(3)資源循環の推進と今後の展望について。再資源化は、循環型社会の実現に向けた大切な一歩です。収集されたペットボトルの品質やリサイクル効果をどのように評価しているのか。また、今後どのように市民の分別意識の向上につなげていくのか伺います。

続きまして、大項目３、市川市市民プールの閉鎖後に市民が気軽に利用できるプール環境について。

田中市長の所信表明において、市民プールは老朽化のため今年度で閉鎖すると改めて示されました。長年市民に親しまれてきたことから惜しむ声が多い一方、猛暑の常態化により安全に利用できる屋内型プールの需要が高まっています。本市は、塩浜地区でプールの新設を検討していますが、完成までには期間を要するため、その間市民、特に子どもたちが水に親しめる機会の確保が重要です。

閉鎖後、市民が身近に、そして気軽に利用できるプール環境について、市としてどのように確保していく考え

なのか伺います。

続きまして、大項目４、誰一人取り残さない共生社会の実現について。

⑴市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針について。市川市では指針を策定し、誰一人取り残さない社会の実現を掲げています。理念を掲げるだけではなく、施策や地域社会の中でどのように具体化し、市民生活に反映していくのかが重要です。

そこで、ア、本市が掲げる誰一人取り残さないとは、指針に基づきどのような社会を目指すものなのか伺います。

次に、イ、指針策定後、庁内横断的な取組はどのように進められているのか。また、各部署との連携の中で、指針の理念はどのように具体化されているのか、併せて現時点での課題認識についても伺います。

次に、⑵ＬＧＢＴＱ＋を含む多様性理解促進について。

３月に会派で大阪府富田林市の多文化共生・人権プラザＴＯＮＰＡＬを視察しました。富田林市では、行政と企業や団体が連携し、当事者である施策推進アドバイザーの協力の下、多様性理解の促進や相談支援を進めています。制度導入にとどまらず、地域全体で支える視点で啓発や環境整備に取り組んでいる点が印象的でした。６月はプライド月間です。自分らしく生きることを尊重する理念の下、本市でも誰もが安心して暮らせる地域づくりとして多様性施策を推進することが重要であると考えます。

そこで、ア、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度導入後の利用状況について。制度の利用件数と利用者の声や課題をどのように把握しているのか。また、行政手続や民間サービスとの連携など、制度を利用しやすいものとするため、今後どのような環境整備を進めていくのか伺います。

次に、イ、地域、企業等との連携について。富田林市では、企業等と連携し、職場での理解促進や相談支援を進めていて、とても大切な視点だと感じました。本市における企業や関係団体と連携した啓発、理解促進の現状と、今後の方向性を伺います。

次に、ウ、市立学校における多様性への理解促進について。ＬＧＢＴＱ＋を含む多様性理解は、幼少期からの日常的な学びが重要である一方、学校現場では教職員の知識不足や対応への不安もあると聞いています。現在、教職員研修や児童生徒への理解促進教育についてどのような取組を行っているのか。また、今後どのように充実を図っていくのか伺います。

続きまして、最後の大項目５、外国人との共生について。

⑴外国人との地域共生について。

市川市では、現在人口の約５％を外国人住民が占めており、その数は年々増加しております。人口減少社会を迎える中、外国人住民との共生は本市にとって重要な課題である一方、多様な文化や価値観を尊重し、国際色豊かな町としての魅力を高めていくことは、これからの市川市が選ばれる町となるための大きな可能性でもあります。外国人住民を支援の対象として捉えるだけではなく、ともに地域を支える存在として、誰もが安心して暮らし、互いの文化や価値観を認め合える共生の在り方を模索していくことが重要であると考えます。このような状況の中で、これまでの海外の文化と交流するという意味での国際交流と、地域で共に暮らす多様な背景を持った市民同士が理解を深め、共に地域を支えていくという多文化共生は、本来同じものではないと考えます。

そこで、ア、外国人住民の増加を踏まえた多文化共生施策について。先順位者への答弁では、本市が様々な取組を進めていることは理解できました。その中で、いちかわドイツデイやインターナショナルデイといった異文化交流イベントが紹介されていましたが、これらの事業の現在の開催頻度、規模、そして市内外国人住民の参加状況について伺います。

また、こうした取組は大変意義のあるものだと思いますが、一方で、内容は従来の国際交流施策の延長にも見

受けられます。そこで、本市は多文化共生施策と従来の国際交流施策との違いをどのように認識しているのか伺います。

次に、イ、外国人コミュニティーとの連携についてです。本市には、国籍や文化、宗教など多様な背景を持つ外国人住民がおり、それぞれがコミュニティーを形成しながら地域で暮らしているものと思われます。先順位者への答弁で示されたとおり、多文化共生とは、外国人住民を支援の対象として捉えるだけではなく、地域を共に支える主体として、日本人住民と外国人住民が互いに理解し合いながら、地域社会を形成していくことに本質があるのだと考えます。

そこで、そのような考えを具体的に進めていく上で、現在本市は地域に存在する外国人コミュニティーとどのような形で関わりを持っているのか。また、定期的な意見交換や情報共有を行う機会はあるのか伺います。さらに、多文化共生を進めるためには、支援団体との連携だけでなく、地域に存在する外国人コミュニティーと行政が直接つながり、対話を重ねていくことも重要であると考えますが、本市の認識を伺います。

次に、(2)行徳地域におけるモスク関連行事への都市公園制限行為許可について。モスク関連行事については先順位者からも質問がされておりますので、重複する部分は省略していただき、私からは、今回の経緯や市の認識について確認したい点に絞って伺います。

まずは、ア、今年３月の許可内容と今年５月の対応の差について。先順位者への答弁では、３月の開催後に寄せられた市民意見や市議会での議論、報道等を踏まえ、改めて申請内容を精査した結果、集団的な礼拝の状況については、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合には該当しないと判断したとのことでした。しかし、３月には同様の申請に対してそのまま許可がなされていた一方で、５月には礼拝を行わない形で公園利用が認められることとなりました。市民から見れば、同じ行為に対して異なる結果となったようにも受け止められることから、その違いが何であったのかを確認したいと思います。

３月の開催後、市民からどのような意見が何件寄せられ、それらをどのように受け止め、今回の判断にどのように反映したのか。また、市民意見に加え、報道や市議会での議論など取り巻く環境の変化が今回の判断にどのように影響したのか、併せて伺います。

次に、イ、集団的な礼拝の実施拒否に関する判断基準について。今回の一連のやり取りに関する報道を見ると、３月には礼拝を含む形で公園利用が認められていた一方で、５月には礼拝を行わない形で公園利用が認められたことから、市民から見れば両者の違いは礼拝の有無だけであり、礼拝そのものが認められなかったと受け止めている方も少なくないように感じます。当初、市からは礼拝そのものではなく、公園の利用方法が問題であるとの説明がなされていたと認識していますが、改めて礼拝そのものが問題であるという認識なのか伺います。

次に、(3)市立学校における外国籍等の児童生徒への日本語指導の充実について。

市川市教育振興大綱具体化パッケージでは、誰一人取り残さない学びの保障の一つとして、日本語指導の充実が掲げられています。外国にルーツを持つ児童生徒も、言葉の壁によって学びから取り残されることなく安心して学校生活を送り、自らの可能性を伸ばしていくことは重要であると考えます。

そこで、ア、日本語指導の現状について。現在の市立学校における日本語指導を必要とする児童生徒数と、母語や国籍の多様化の状況について伺います。

次に、イ、外国籍等の児童生徒への具体的な支援体制について。日本語指導教室や日本語指導講師の配置状況はどのようになっているのか。また、学校現場のニーズに十分対応できていると認識しているのか伺います。

次に、ウ、日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒が一緒に学校で学ぶことの効果について。日本語指導の充実は、外国籍児童生徒への支援にとどまらず、日本人児童生徒にとっても大きな教育的意義があると考えます。異なる文化や価値観を持つ友人と日常的に接することは、多様性への理解や他者を思いやる力を育み、これから

の国際社会を生きる上で必要な資質、能力の育成にもつながるのだと考えます。教育委員会として、このような多文化共生教育の意義をどのように認識しているのか伺います。

次に、エ、日本語指導の今後の方向性について。今後さらに外国人住民の増加が見込まれる中、日本語指導や地域共生の重要性はますます高くなるものと考えます。学校だけでなく、地域全体で外国にルーツを持つ子どもたちも支える体制づくりが必要ではないでしょうか。偏見や分断ではなく、互いの違いを認め合い、共に地域社会を築いていく共生の視点を、本市は今後どのように教育や地域政策の中へ位置づけ推進していくのか、見解を伺います。

以上、初回の質問となります。答弁の内容に応じて再度質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目１、地震の被害想定及び対策についてのうち、(1)及び(3)についてお答えします。

本市では、県が被害想定の対象としている千葉県北西部直下地震、大正型関東地震、房総半島東方沖地震の３地震のうち、房総半島東方沖地震に代えて東京湾直下地震を加えた３つの地震について被害想定調査を実施しております。その結果、３つの地震の中で最も大きな被害が見込まれた東京湾直下地震の被害想定を基に、本市の地域防災計画を策定しているところでございます。東京湾直下地震の震源は、本市の真南の東京湾直下で、マグニチュードは千葉県北西部直下地震と同じ7.3、断層平均深さは約48kmとしております。被害想定では、市域の大部分が震度６強の揺れとなり、建物被害は全壊、半壊を含め約１万8,000棟、また、火災による焼失棟数は約１万1,000棟で、人的被害は死者約450人、そのうち火災によるものが９割を超える甚大な被害が生じる結果となっています。

今回、県が公表した千葉県北西部直下地震の被害想定は県内全域の調査結果を公表したもので、建物被害は全壊、焼失で約７万6,000棟、人的被害は死者約2,400人で、そのうち火災によるものが約1,700人とされており、各市個別の調査結果については今後公表すると伺っております。県と市では調査の時点や想定地震に違いがあるものの、想定被害に大きな差はないものと考えております。今後、県が各市の調査結果を公表した際には、比較及び分析を行ってまいります。

次に、(3)感震ブレーカーの普及による減災効果についてです。

まず、感震ブレーカーの設置率ですが、内閣府が首都直下地震緊急対策区域が存在する１都９県を対象に、令和６年に実施した首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査によれば、千葉県の設置率は20.6％となっております。また、感震ブレーカー普及の減災効果につきましては、令和７年12月に国が公表した首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書において、設置率が現状の約20％から100％まで普及が進むことで、火災の焼失棟数を72％減少させる効果があるとの試算が示されました。本市といたしましても木造の戸建て住宅が多く、最悪の場合は初期消火や消防活動で消火できずに燃え広がった火災により、約１万1,000棟の建物の焼失が想定されていることから、震災時の出火防止に有効な感震ブレーカーの普及促進は重要と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、地震の被害想定及び対策の(2)建物の耐震化について及び大項目、外国人との共生についての(2)都市公園制限行為許可についてお答えします。

初めに、建物の耐震化についてでございます。本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき市川

市耐震改修促進計画を定め、国、県さらには建物所有者の皆様と連携を図りながら、建物の耐震化を計画的かつ総合的に進めているところであります。本市における住宅の耐震化の現状につきましては、令和５年度の住宅・土地統計調査により推計したところ、本市の住宅全体における耐震化率は約97％となっております。一方で、昭和56年５月31日以前に建築された旧耐震設計基準により建築された耐震性がないと推測される住宅は、残りの３％に当たる約7,000戸存在している状況です。今年度の取組としては、平成12年以前に着工された現行の耐震基準を満たしていない木造戸建て住宅を対象として、耐震診断に要する経費の３分の２、かつ９万円を限度として補助しております。また、耐震改修に関わる設計費、工事費及び工事監理費についても経費の５分の４、かつ115万円を上限として補助しております。このほか、専門的な視点から市民の皆様をサポートするため、関係団体の協力を得て定期的に耐震に関わる相談会を開催し、無料で気軽に相談できる体制を整えております。

今後におきましても、これら補助制度や相談会を積極的に御活用いただけるよう、さらなる制度の周知啓発に努め、安全、安心なまちづくりを推進してまいります。

続いて、都市公園制限行為許可についてお答えします。

初めに、３月開催事後の寄せられた市民意見についてです。市に直接寄せられた意見としては、電話や市民の意見箱等において、遊具が使えなかった、子どもの遊び場が奪われたなどであり、その他賛否両論の意見があり、件数といたしましては20件の電話、119件のメールが寄せられております。また、報道等の影響により市内外から注目を集めるなど、周りの状況が変化している等も踏まえ、改めて申請内容が条例第２条第４項の認める場合に該当するかどうか、また、公園利用者の安全と平穏の確保を図る観点から精査することが必要と考えたものです。

次に、礼拝に対する認識につきましては、申請内容にある集団的な礼拝の状況は条例第２条第４項に定める公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に該当するとは言えないと考えたものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは大項目、循環型社会の推進とペットボトルの分別収集の状況について、１から３にお答えいたします。

まず、(1)４月から開始したペットボトル分別収集の現状についてです。４月から開始したペットボトルの分別収集は、ごみ集積所に専用の収集用ネット袋等を配布し、キャップやラベルを剝がしてペットボトル本体のみを袋に入れ、週１回、これまでのプラスチック製容器包装類と同じ曜日に収集しております。ペットボトルの年間収集量は、過去の実績から推計して約1,000ｔを想定しており、４月の１か月間の実績は約100ｔで、このまま推移すると年間約1,200ｔの収集が見込まれ、想定を超える収集が期待できるものです。この増加分の200ｔは、25ｍプールに換算すると約２杯分に相当します。このたびのペットボトル収集量の結果を受けて、市民の皆様の分別に取り組む意識が向上していると認識しております。

続いて、(2)市民への周知及び運用上の課題についてです。円滑な実施に向けて、市民の皆様に御協力をお願いするため、２月上旬からペットボトルの分別について御協力をお願いするリーフレットを全戸配布し、２月下旬から３月上旬にかけては第１庁舎及び全公民館において17回の説明会を開催しました。また、ペットボトル分別収集についてや、ペットボトルの出し方の動画を作成し、分別の目的や出し方を音声や映像で分かりやすく周知に努めております。このほかにも、「広報いちかわ」３月７日号、５月２日号、市公式ウェブサイト、ごみ分別アプリ等を通じてお知らせするとともに、市内公共施設や各自治会へ周知のポスターの掲示、環境部が発行している広報紙「じゅんかんニュース」の自治会回覧により周知に努めております。

このように様々な媒体を活用して丁寧にお知らせするように努めてきておりますが、事前周知の期間が短く、

開始当初は主にキャップやラベルの出し方やネットの管理方法といった収集方法に関することや、なぜ分別をする必要があるのかといった制度に関する問合せが多く寄せられました。また、５月以降は専用の収集ネット等袋の再配布、追加配布に関する問合せが多く、分別とネット等の収集が浸透してきているものと認識しております。しかし、運用上の課題については、ネット袋等の保管は誰がするのか、どのように集積所に置けばいいのかなど、ネット袋等の管理方法に関する問合せが寄せられており、集積所の管理方法が課題であると認識しております。こうした収集ネット袋等の追加配布の問合せに対しては順次対応しております。また、一部の地域では、緑色の収集ネット袋の代替品を使用しているため、緑色の通常ネット袋が入荷でき次第、順次切り替えているところです。市民の皆様の問合せにもできる限り丁寧に対応し理解に努めるとともに、集積所の管理などにおいても適切に務めていただけるよう啓発してまいります。

最後に、(3)資源循環の推進と今後の展望についてです。収集されたペットボトルは、キャップやラベルもほとんどない状況で、市がお願いしている適正な出し方に市民の皆様が協力していただいており、リサイクルの質の向上につながっております。この場を借りてお礼申し上げます。今後も引き続き市民の皆様の分別意識の向上につながるよう周知啓発に努めるとともに、他の資源物においても、ペットボトル同様に資源として循環され、再利用されるという意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　私からは大項目３つ目、市川市市民プールの閉鎖後に市民が気軽に利用できるプール環境についてお答えします。

市民が気軽に利用できるプール環境につきましては、昨今の気象状況への配慮や、市民の健康志向の高まり等を踏まえ、多様な方法でプール利用の機会を創出することは大切であると考えております。令和７年度には、健康寿命の延伸などを目的としてフィットネスクラブを運営する事業者と包括協定を締結しており、連携事項の一つに地域の健康づくりの推進に関することと定めていることから、現在、事業者の有するプールについて市民利用の可能性を検討しております。これにより、市民が気軽にプールを利用する機会が増えるよう、早期の実現に向け、引き続き条件の整理や課題の抽出を行いながら各事業者との協議を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　私からは大項目４つ目、誰一人取り残さない共生社会の実現についてのうち、(1)と(2)のア及びイについてお答えいたします。

まず、(1)のア、本市が掲げる誰一人取り残さないとは、指針に基づきどのような社会を目指すものなのかについてでございます。市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針の前文、「はじめに」には、個人の尊厳が尊重され、性別、国籍、障がいの有無などの様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、全ての人が自分らしく暮らせる地域社会を築くことや、変化する社会環境に対応し、持続的に町の活力を生み出すために多様な生き方を選択することができる地域社会をつくることなどが記されております。このことから、本市が目指す誰一人取り残さない社会とは、性別、国籍、障がいの有無などの社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、全ての人が自分らしく暮らし、多様な生き方を選択することができる地域社会であると認識しております。

続きまして、(1)、イの指針策定後の庁内横断的な取組と課題認識についてでございます。指針の示す多様性を尊重するという考え方を全庁共通の視点として位置づけ、各部署が所管する施策や計画に反映することで庁内横断的な取組を進めているところでございます。具体例を挙げますと、性の多様性への配慮として、各種申請書

等における性別記載欄に関する指針に基づき、行政手続における性別記載欄の見直しを進める取組がございます。これは、市の様式や市が実施するアンケート等で、業務上性別の記載を必要とする明確な理由のある場合などを除き性別記載欄を設けないこととし、設ける必要のある場合には、自由記載方式や男女以外の選択肢を加えるといった配慮を行うものでございます。このように、指針の理念を施策に反映しながら取組を進めているところでございますが、多様性を尊重するという視点をさらに幅広い分野へ浸透させ、各部署の施策により一層生かしていくことが課題であると認識しております。

次に、⑵ＬＧＢＴＱ＋を含む多様性への理解促進についてお答えいたします。

まず、アのパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入後の利用状況についてでございます。令和４年２月の制度開始以降、令和８年５月末までのパートナーシップの届出件数は159件となっており、その内訳は、同性間が83件、異性間が76件となっております。また、ファミリーシップの件数は７件となっております。この制度利用者の声や課題につきましては、届出をいただいた際にアンケートへの協力をお願いし、制度利用の目的やニーズの把握に努めているところでございます。ニーズの観点から申し上げますと、令和７年11月から新婚生活住まい応援制度の対象をパートナーシップ届出者にも拡大したことがパートナーシップ届出件数の増加につながったと分析しており、利用可能なサービスの充実が制度利用の動機の一つとなるものと認識しております。

しかしながら、本届出制度では、婚姻制度とは異なり法的効力を有するものではないことから、受理証明書の提示により利用できる行政サービスにおきましても市が独自に行うものに限られております。また、市以外の民間事業者や関係機関におけるサービスにつきましても、例えば、携帯電話会社の家族割適用などのサービス拡充は事業者の自発的な対応になりますことから、多様性社会に対する民間事業者等の理解の促進を通じて拡充されるものであると考えております。

そこで、今後もアンケートを継続しながら、当事者のニーズや課題の把握に努めるとともに、庁内における利用可能なサービスの拡大や、市内関係機関・団体への働きかけを進めてまいります。併せて受理証明書の提示により利用できるサービスに加え、届出の有無にかかわらず利用可能な市の制度や行政サービスについての情報をさらに、そして分かりやすく提供することにより、当事者の皆様にとって利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、イの地域、企業との連携についてお答えいたします。ＬＧＢＴＱ＋をはじめとした多様性への理解促進は、特定の考え方を求めるものではなく、互いの違いを理解し尊重するための取組であり、市内企業や関係団体など、地域全体で幅広く取り組んでいくことが重要であると認識しております。これまで本市では商工会議所を通じて市内企業に、また医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じて医療機関などにパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度や、市が主催する市民、企業向けの研修会講座の情報を会報などに掲載していただくといった協力を依頼し、理解促進に努めてまいりました。これに加えまして、今年度は千葉商科大学サービス創造学部のブライダルサービス・プロジェクトとの共催によりＬＧＢＴＱ＋講座を企画しましたところ、これまでは20名程度であった参加者が学生世代を中心に100名を超え、若い世代への理解促進に大きな効果があったものと認識しております。

このように、今後も講座や啓発事業などを通じて連携を深めるとともに、企業や関係団体のニーズを把握し、それに合った取組について調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目４つ目、誰一人取り残さない共生社会の実現についての⑵ウ及び大項目５つ目、外国人との共生についての⑶ア、イ、ウ及びエについてお答えします。

初めに、大項目４つ目の(2)ＬＧＢＴＱ＋を含む多様性への理解促進についてのウ、市立学校における多様性への理解促進についてです。教職員の性の多様性への理解促進について、教育委員会はこれまでに性の多様性を尊重するための学習環境の見直しに関する文書を発出し、市立学校に周知を行うとともに、それを踏まえて各学校では校内研修が行われています。また、令和７年度に県の長期研修生として研究に取り組んだ教員の中には、性の多様性に関する教育実践をテーマとした教員もいます。児童生徒の性の多様性への理解促進については、中学校の道徳科の教科書には性の多様性の理解に関する教材があり、それを用いて授業を行っています。また、人権擁護委員による人権講演会や、助産師による思春期講演会において性の多様性に関する話に触れることで、多様性の理解促進を図っています。

教育委員会は、令和４年度より学校多様性推進検討会を行っています。検討会の構成員は、教育委員会、関係部署、校長会代表です。これまで検討会では校則や制服の在り方についてのガイドライン、男女混合名簿の実施など、多様性の理解につながる情報を学校に提供してきました。今後も検討会では性の多様性を含めた様々な多様性について、市立学校の現状や課題を把握し、課題解決の方策を検討していきます。

次に、大項目５つ目、外国人との共生についての(3)市立学校における外国籍等の児童生徒への日本語指導の充実についてのア、イ、ウ及びエについてお答えします。

初めに、ア、日本語指導の現状についてです。市立学校では、学校教育法施行規則に基づき、日本語指導が必要な児童生徒を対象に、特別の教育課程を編成し日本語指導を行っています。令和８年５月１日現在、特別の教育課程を編成している市立学校の児童生徒は約340名です。日本語指導が必要な市立学校の児童生徒の母語で一番多い言語は中国語で、次いでネパール語、アラビア語となっております。その他の言語を母語とする児童生徒も在籍しており多様化しています。国籍についても同様ですが、日本国籍であっても日本語指導が必要な児童生徒も在籍しております。

次に、イ、外国籍等の児童生徒への具体的な支援体制についてです。教育委員会は、令和８年度、市立学校の小学校に８校、中学校に３校、義務教育学校に１校の計12校に日本語指導教室を設置しています。日本語指導教室では、当該児童生徒の在籍学級の時間割を一部変えて、別教室において日本語指導を行っています。教育委員会は、日本語指導教室が設置されていない学校には、要望に応じて日本語指導に関する知識を有する方や、学校での日本語指導経験のある日本語指導講師を派遣しています。令和８年度は６月より４名の日本語指導講師が児童生徒の日本語能力に応じて授業計画や教材作成を行い、指導を行う予定です。日本語に困難さが見られる児童生徒が挨拶などの日常会話や名前を日本語で書くことができるようにするため、日本語指導講師を５回程度派遣するなど一定の支援ができていると認識しています。また、教育委員会は、市立学校全校にＡＩ翻訳機を貸与できるよう順次準備を進めています。ＡＩ翻訳機を学校に貸与することで、児童生徒に対し母語による支援も行うことができると考えています。

続いてウ、外国籍等の児童生徒が一緒に学校で学ぶことの効果についてです。学習指導要領では、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」とされています。教育委員会は、学校生活において外国籍等の児童生徒に対して身振りや手振り、相手に分かりやすい日本語を使って話すなどのコミュニケーションを取る姿を確認しています。このことから、学校生活の中で共に過ごすことを通して多文化共生の意識が育まれていると認識しております。

最後に、エ、日本語指導の今後の方向性についてです。教育委員会は、令和５年度より市川市国際交流協会と情報交換会を通じて連携を図っています。情報交換会では、市川市国際交流協会と教育委員会が日本語指導を必要とする児童生徒のための話合いを行い、学校に対して行う支援に生かしています。市川市教育振興大綱具体化パッケージでは、外国籍児童生徒等が支障なく学校生活を送り、授業を理解する上で必要な日本語能力を身につ

けられるよう、一人一人の実態に応じた指導、支援を行うことが重要です。そこで、日本語の習得状況や生活への適応能力に配慮した指導を行うなど、日本語指導の充実を図りますとしています。

令和８年１月に関係閣僚会議において、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策が示され、文部科学省の有識者会議で議論が進んでいます。教育委員会は、今後これらを踏まえ、外部連携も含めた対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　私からは大項目５つ目、外国人との共生についての(1)についてお答えいたします。

初めに、ア、外国人住民の増加を踏まえた多文化共生施策についてです。異文化交流イベントの実施につきましては、ドイツの文化を紹介するいちかわドイツデイや、各国の踊り、歌、衣装を披露し合うインターナショナルデイなど、市川市国際交流協会と連携して開催しております。いちかわドイツデイは、本市がローゼンハイム市とパートナーシティを締結した平成16年度以降、コロナ禍の令和２年度と３年度を除き毎年開催しており、市内商業施設で２日間実施した昨年度は約２万4,000人が来場しました。日本人の参加が多いイベントであることから、過去にはローゼンハイム市から公式代表団と音楽団を招くなど、ドイツの文化を市民に身近に感じていただけるよう努めてまいりました。

また、インターナショナルデイは、市川市国際交流協会が主体で不定期に開催しております。直近では、本年２月に市川市文化会館においてコロナ禍以降６年ぶりに開催し、約260人の方が参加しました。参加者の市内在住状況については把握しておりませんが、22の国と地域の約90人の外国人が参加し、異文化交流の貴重な場となりました。

次に、従来の国際交流施策とどのような点が異なるかについてです。姉妹・友好都市やパートナーシティとの相互訪問事業だけでなく、異文化交流イベントの開催や外国人相談窓口などの外国人住民への支援策につきましても早期から取り組んできたところであり、外国人住民の増加を踏まえつつ、既存の取組をより充実させてきたものと認識しております。

続きまして、イ、外国人コミュニティーとの連携についてです。本市に在住する外国人コミュニティーには、異文化交流事業などを実施する上で御協力をいただいております。しかしながら、外国人コミュニティーとの定期的な意見交換や情報共有の機会は間接的なものにとどまっておりました。今後は、関係団体から情報を得るとともに、御意見も伺いながら、市としても外国人コミュニティーの場に出向いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員に申し上げますが、再質問につきましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第１号から日程第43報告第20号までの議事を継続いたします。

丸金ゆきこ議員。

○丸金ゆきこ議員　午後もどうぞよろしくお願いいたします。

それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

まずは大項目１、地震の被害想定及び対策について。

(1)について再質問はありませんが、県の被害想定結果を十分に分析し、本市の施策の見直しや強化につなげてください。

(2)についても再質問いたしませんが、本市では約7,000戸の住宅の耐震性が不足しています。大規模地震発生時の被害軽減には、このような住宅への対策が重要です。補助制度があるのに耐震化が一定のラインから進まない背景には、費用や手続への不安、高齢化など様々な要因があると考えられます。地域全体の防災力向上のためにも、木造住宅密集地域など重点区域への一層の働きかけをお願いいたします。

次に、(3)について。感震ブレーカーの設置率を100%に高めることで火災による焼失棟数を72%も減少できるとのこと、有効性を改めて認識いたしました。本市でも、最悪の場合46件の延焼火災で１万1,000棟を超える建物の焼失被害が想定されていることから、感震ブレーカーの普及促進は重要な減災対策であると考えます。しかし、比較的安価に設置できるにもかかわらず、存在を知らない市民も少なくありません。本市では普及促進にどのように取り組んでいるのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

感震ブレーカーの普及に向けた本市の取組としましては、街づくり部が所管するあんしん住宅助成制度におきまして、電気工事を伴う分電盤タイプの設置に対し、10万円を上限に、補助対象経費の３分の１を助成しています。また、コンセントに設置するタイプなど工事を伴わないものにつきましては、昨年度実施した防災用品購入促進事業の対象品目とし、購入費用の30%をＩＣＨＩＣＯポイントで還元する取組を行ったところです。そのほか周知啓発としましては、広報紙や市公式ウェブサイトなどで助成制度の案内を行っているほか、訓練や出前講座、防災に関するイベントなどの際に感震ブレーカーの有効性について市民の皆様に御説明しております。今後も機会を捉えて周知啓発に努めるとともに、普及促進のために有効な施策を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。東京都では、多くの区市町村が感震ブレーカーの設置費補助や無償配布を実施し、普及促進を図っています。本市でも住宅密集地域や高齢者世帯など、火災リスクの高い地域への優先的導入をぜひ検討いただきたいと思います。地震は防げませんが、事前の備えによって被害を大きく減らすことは可能です。市民の命と財産を守るため、被害想定を踏まえた実効性ある防災・減災対策を着実に推進されることを要望いたします。

次に、大項目２、循環型社会の推進とペットボトル分別収集の状況について。

(1)について再質問はありませんが、市民の協力により順調に進んでいることが分かりました。

次に、(2)についても再質問はありませんが、ネット袋の切替えが進む中、市民からは追加配布に関する問合せが増えているとのことでした。制度が浸透し始めている一方で、集合住宅や利用者の多い集積所では、ネットの不足や管理の負担も懸念されます。引き続き地域の実情に応じた柔軟な配布や運用改善をお願いいたします。

次に、(3)について、市民の分別意識の向上による成果を市として積極的に発信し、市民へフィードバックする考えはあるのか。また、市のペットボトル収集は週１回であることを踏まえた回収ボックスの活用やインセンティブ付与など、市民がより分別しやすく収集を促進する取組について、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

市民の皆様の御協力により、これまでよりもキャップやラベルの混入が少ないきれいな状態でペットボトルを回収できております。ありがとうございます。このほか、集積所以外のペットボトルの収集として、第１庁舎や

公民館、市内約80か所以上の公共施設に回収ボックスを設置した拠点回収を行っており、こちらでもきれいな状態で回収できております。市民の皆様へは、ごみ集積所での排出状況の画像等を様々な媒体を通じてお知らせすることで、市民の皆様の意欲を高めていきたいと考えております。また、市が実施している拠点回収以外に、民間の商業施設においても独自のリサイクルとして店頭でペットボトルの回収ボックスを設置しインセンティブを与えている店舗もあり、こうした取組について民間事業者と連携していく方法で市長指示もいただいており、現在検討を進めているところです。今後の取組としては、市民、事業者、行政が一体となった循環型社会の構築に向けたさらなる連携を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。コンビニやスーパーなどに設置されているペットボトル回収ボックスも活用し、ぜひ民間との連携を進めてください。開始から１か月で想定以上の収集量と高品質な回収ができていることは、市民の環境意識の高さの表れであると思います。今後も分別の成果やリサイクルの効果を分かりやすく発信し、より一層の資源循環の推進とごみ減量につなげていただくことを要望いたします。

次に、大項目３、市川市市民プールの閉鎖後に市民が気軽に利用できるプール環境について。

以前、学校教育部への質問で市立学校のプールの施設開放について伺った際には、プールの老朽化や維持管理の負担、さらには熱中症アラート発令時の安全確保など、屋外プール特有の課題について答弁がありました。一方で、子どもたちが身近な場所で水泳に親しみ、体力づくりや健康づくりを行える環境の確保は非常に重要です。また、近年では学校の水泳授業を民間施設へ委託する自治体も増えており、維持管理コストや安全面、指導環境の観点からも有効な手法であると考えられます。そうした中で、今回の包括協定による民間プールの市民開放は、学校プール開放に代わる新たな選択肢となり得るのではないでしょうか。特に、子どもたちがより安全で快適な環境の中で水泳に親しめる機会の拡充につながるものと期待しています。

そこで、今回の包括協定による民間プール活用の検討において、子どもたちの利用機会の拡充について本市はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

包括協定を締結している各事業者との協議におきましては、子どもたちの利用も視野に入れ検討を進めているところでございます。各事業者の有するプールは市内各所にございますので、市内の子どもたちがより身近に水に親しむ機会になると考えております。協議に当たりましては、教育委員会や関係部署と連携しながら、子どもたちが身近にプールを利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。市民プール閉鎖後、市民が不便を感じる期間をできるだけ短くしていくことが重要です。

そこで、現在協議中の民間事業者のプールについて、市民が利用可能となる時期の現時点での見込みを伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

各事業者との協議を深め、準備が整い次第開始したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。市民プールの閉鎖は寂しい出来事ですが、新たな時代にふさわしいプール環境を整備する契機とも言えます。学校プールの施設開放には様々な課題があることから、民間施設を有効活用し、子どもから高齢者まで安全に利用できる仕組みを整えることが行政コストの抑制と市民サービスの向上にもつながります。市民プール閉鎖後も市民が運動や健康づくり、水に親しむ機会を失うことのないよう、民間事業者との連携を着実に進め、早期の利用開始を求めて次の質問に移ります。

大項目４、誰一人取り残さない共生社会の実現について。

(1)、アについては再質問ありませんが、答弁では、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会との認識が示されました。しかし、その実現度をどうはかるのかが課題です。各分野において指標等を定め、施策の進捗や成果を確認しながら、アンケートなどを通じて市民の声を把握し、施策の検証と改善を進めてください。

次に、イについても再質問いたしませんが、性別記載欄の見直しや各種計画への反映、職員研修など、多くの取組は評価できますが、多様性の推進は特定部署に限らず、全庁的な共通認識として定着していくことが重要です。

次に、(2)、アについて。制度開始以来159件のパートナーシップ届出があり、本制度が一定程度活用されていることが分かりました。また、アンケート結果を踏まえ、新婚生活住まい応援制度の対象拡大につなげた点は評価いたします。しかしながら、制度利用者が真に求めているのは、単に証明書の発行だけでなく、安心して暮らせる環境であると考えます。

そこで、これまでのアンケートや当事者からの声の中で特に多く寄せられている要望や課題はどのようなものなのか伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

届出制度の利用者から寄せられた声といたしましては、ＬＧＢＴＱ＋に対する理解促進に向けた広報や啓発の充実を求める意見のほか、当事者やその支援者が相談できる窓口、当事者同士が交流できる場を求める御意見などがございます。このような声を参考にしながら、引き続き当事者のニーズや課題の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。富田林市では、当事者やその御家族、友人、支援したい人が交流できるにじいろブーケというコミュニティースペースが定期的に開催されていました。様々クリアしなければならないハードルはあるかと思いますが、本市でもそういった場を設けられるよう、進めていただきたいと思います。

次に、イについて。再質問いたしませんが、千葉商科大学との連携事業は、若い世代への理解促進に向けて大変意義のある取組だと感じています。今後は、企業や関係団体への理解促進に向けた取組についても進めてください。

次に、ウについても再質問いたしませんが、学校現場での取組も進んでいると認識しました。一方で、当事者の児童生徒が相談できず孤立し、不登校や心身の不調につながる事例もあるため、教職員間で対応力に差が生じないよう、引き続き支援体制の強化を求めます。

本市が掲げる誰一人取り残さない共生社会の実現には、制度の整備だけではなく、実際の利用や地域での理解が不可欠です。今後も行政、学校、企業、地域団体、市民がそれぞれの立場で理解を深めながら、市川市が真に誰一人取り残さない町となるよう、さらなる取組を要望し、次の質問に移ります。

最後の大項目５、外国人との共生について。

(1)、アについて。再質問いたしませんが、いちかわドイツデイについては、長年続いてきた海外都市交流の一環として、多くの市民が異文化に触れる貴重な機会となっていることは理解いたしました。また、インターナショナルデイについても、国際交流協会の皆様をはじめ、多くの方々の御尽力により開催されている大変意義のある取組であり、22の国と地域から参加があったとのことでした。一方で、こうした交流の機会は開催頻度も限られており、人口の約５％を外国人住民が占める現在の市川市の状況を考えると、イベントを通じて異文化に触れることに加え、実際に市川で暮らす外国人住民とどのようにつながり、地域の中で共に暮らしていく関係を築いていくのかという視点がやはり重要であると感じました。

そこで、(1)、イについて。答弁では、これまで外国人コミュニティーとの意見交換や情報共有の機会は断続的なものにとどまっていたこと、また、今後は外国人コミュニティーとの直接的なつながりを重視し、市としてもコミュニティーの場に出向いていく考えが示されました。外国人住民を地域活動の新たな担い手として捉え、直接対話を重ねていくという方向性は、多文化共生を進めていく上で重要な視点であります。一方で、多文化共生は行政と外国人コミュニティーとの関係だけで実現するものではなく、進めるためには日本人住民と外国人住民が日常的に接する機会を持ち、相互理解を深めていくことが重要であると考えますが、本市は住民同士の交流や相互理解のきっかけづくりを今後どのように進めていく考えか伺います。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

外国人住民と日本人住民の交流場や機会を増やしていくことは、多文化共生社会を進める上で重要な課題であると認識しております。これまでも市川市国際交流協会などが長年にわたり異文化交流の場を広げる活動をされてきましたが、先月開催された行徳ペンフレンドクラブの50周年記念イベントには、田中市長自らが参加し、外国人住民と日本人住民の交流を図ったところでございます。今後もより多くの方にこうした活動を知っていただくとともに、市民の方が参加しやすくなるよう周知啓発をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました、ありがとうございます。国際交流協会や国際交流関係団体の皆様が長年にわたり交流の場を広げてこられたことに敬意を表したいと思います。また、田中市長も行徳ペンフレンドクラブ50周年の際に、日本で暮らすたくさんの外国人と交流ができ大変にうれしく思っていますとＳＮＳで発信されていました。田中市長が感じられたそのような喜びや出会いを、より多くの市民が地域の中で自然に感じられるような環境をつくっていくことこそ、多文化共生施策に求められていることではないかと思います。イベントではなく日常、国際交流から地域づくりへ、そのような視点を持ちながら今後の施策の充実に期待し、次の質問に移ります。

続いて(2)、まずはアですが、３月の許可判断は適切であったと考えているのか。それとも、今回の精査を踏まえると３月時点の判断は十分ではなかったという認識なのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

３月の開催後の市民意見や市議会での議論、報道等の状況を踏まえて改めて精査した結果であることから、前回の許可は当時の判断としては適切であったと認識しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。市民意見や市議会での議論、報道等をきっかけとして改めて精査した結果であり、３月の許可判断についても当時の判断として適切であったとのことでした。つまり、３月の判断も適切であり、５月の判断も適切であるという市の認識であることは理解いたしました。市民にとっては、同じような申請に対して異なる結果となったことについて様々な受け止めがあるとは思いますが、市の考え方は理解いたしました。

そこで、イについて再質問いたします。礼拝に対する認識については、申請内容にある集団的な礼拝の状況は条例第２条第４項に定める公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に該当するとは言えないと考えたものですとのことですが、つまり、礼拝の状況が問題となったのであって、礼拝自体が問題であったわけではないという認識で合っていますか。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

申請内容にある集団的な礼拝の状況が、条例第２条第４項の規定に該当するとは言えないと考えたものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　礼拝そのものを制限するものではないとのことで、その点は確認できました。また、報道やＳＮＳ等の広がりの中には、礼拝そのものに対する偏見や差別的な言説も見受けられましたが、市としては、礼拝自体を問題視したものではなく、あくまでも利用方法について判断したということです。答弁では、一般的な公園利用者の安全と平穏な利用が阻害されないように必要な措置を講ずる必要があるとの説明がありました。しかし、市民から見れば、今回の判断によって集団的な礼拝そのものが一般的な公園利用者の安全や平穏を阻害する行為であるかのように受け止められる懸念もあると思います。礼拝そのものを問題視しているわけではなく、今回申請された集団的な礼拝の状況について、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合には該当しないと判断したということであるならば、問題となるのは礼拝という行為そのものではなく、あくまでも利用方法や状況であるということになります。利用方法が問題であるということであれば、公園ではこれまでも盆踊りや祭礼に伴うみこし、花見など、多くの人が一定の場所に集まり一般利用者が利用しづらくなるような利用形態が行われてきたものと認識しています。今後、このような行事も含めて、都市公園制限行為許可についてはどのような基準で判断していくのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園は原則として自由利用であります。ただし、公園を催し等で独占して利用する場合は、都市公園制限行為許可の申請が必要となります。今後の方針としましては、申請ごとに内容、場所、方法等を確認し、その内容が一般の公園利用者が通常の利用に支障を来さない場所及び方法に該当するかどうか等を確認した上で判断するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　なるほど、よく分かりました。今後の方針として、申請ごとに内容、場所、方法等を確認し、一般の公園利用者が通常の利用に支障を来さない場所及び方法に該当するかどうかを確認した上で判断するとのことでした。そうしますと、礼拝を伴う公園利用についても、礼拝そのものを一律に制限するのではなく、ほかの行事と同様に、申請ごとに内容、場所、方法等を確認した上で個別に判断し、その結果として公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認められる場合には、礼拝を伴う利用であっても許可される場合があり得るという理

解でよいのかお伺いします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

繰り返しになりますが、都市公園制限行為の許可については、申請ごとに行為の内容、場所、方法等の申請内容を確認した上で判断するものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。こちらも繰り返しになりますが、都市公園制限行為許可については、礼拝であるかどうかではなく、申請ごとに内容、場所、方法等を確認した上で判断するということでした。今回の質疑を通じて、市としては礼拝そのものを一律に制限するものではなく、あくまでも利用方法や状況に着目して判断するという考え方であることは確認できたと思います。今後も多文化共生を掲げる本市として、特定の文化や宗教に対する偏見や誤解によって差別的な扱いを受けていると受け止められることのないよう、公平性と透明性を確保しながら、慎重かつ丁寧な対応をお願いして、この質問は終わります。

最後の(3)について、再質問はありませんが、学校教育においても外国にルーツを持つ子どもたちへの支援を充実させることはもちろん、多様な背景を持つ子どもたちが共に学び合う中で、これからの社会に必要な共生の力を育んでいくことが重要です。田中市長の所信表明の一文にも、「多文化共生社会の実現には国籍や文化の違いを、たとえ時間をかけてでも互いに理解し尊重し合う社会にしていかなければなりません」とあります。そのためには、行政が公平性と透明性を持って説明責任を果たし、日本人と外国人住民双方の声に耳を傾け、対話と相互理解を積み重ねていくことが欠かせません。

行政への信頼なくして共生社会の実現はありません。だからこそ、市民との対話を大切にしながら、透明性の高い市政運営と、多様な人々が安心して暮らせる地域づくりを進めていただくことを強く求めます。

以上で地域政党チームいちかわの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　日本共産党、清水みな子議員。

〔清水みな子議員登壇〕

○清水みな子議員　日本共産党の清水みな子です。会派を代表いたしまして質問いたします。

まず、議長に申し上げます。質問の順番の変更をお願いいたします。市長の所信表明の後に、多様性社会の推進についてを質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　はい、分かりました。

○清水みな子議員　今、高市政権は戦争への国づくり、これを急ピッチで進めています。安保３文書を改定し、国家総動員まで狙っています。公務員を予備自衛官とする予備自衛官等兼業特例法案が衆議院を通過いたしました。日本共産党は反対をし、反対討論も行いました。全国で戦争反対、平和を守れとペンライト行動が盛んに行われています。そこには多くの若者が参加しています。若者たちは、ロシアのウクライナ侵略、ガザ地区のジェノサイドなど、テレビに映し出される映像を目の当たりにしているからです。そして、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃により、ホルムズ海峡封鎖による石油不足、ナフサ不足、これは建設分野、医療分野、食料品分野などあらゆる分野で影響を与えています。それぞれ様々な工夫をしていますが、そして乗り切ろうと奮闘していますが、困難に陥っている現状があります。市長の所信表明では、具体的な支援には触れていません。代表質問の中で伺いたいと思います。

大項目１番目は、市長の所信表明についてです。先順位者の会派の皆さんが質疑をされていますので、同じような質疑はできませんので聞いている皆さんには分かりづらいかもしれませんが、御容赦いただきたいと思いま

す。

まず、(1)「持続可能な医療体制を構築していくため」についてです。

医療における現状と課題を踏まえ、持続可能な医療体制の構築に向けて、市川市、医師会、医療機関で基幹病院会議を開催したことについては先順位者への答弁で理解しました。所信表明において、「中部では中核的な医療機関の体制に変化があり」、「北部においては、基幹病院と呼べる規模の医療機関が不足しているなど、地域格差が顕在化」しているとありますが、市内の医療体制について、市川総合病院の運営主体が東京医科歯科大学から国際医療福祉大学に変更されました。本市の医療体制の現状や課題を踏まえ、同病院が担う役割に変更があるのかどうか、伺います。

次に、(2)として「教育改革元年」についてです。

（仮称）言語探究科新設と英語教育について。２月定例会で大きな議題となりました市川市教育振興大綱具体化パッケージですけれども、市長が教育委員会の権限に属する事項まで踏み込んだ内容を含めて策定し、公表したことが大きな問題になりました。市長の令和８年度の施政方針にある教育方針を具現化したものになっており、教育委員会の独立性、政治的中立性を損なう重大な問題で、教育現場に混乱をもたらしました。言語探究科、英語教育を進めるなど現場は聞いていないということになりまして、１泊で説明会を開きましたけれども20名ほどしか集まらなかったと聞いています。校長先生方も意見書を出したりいたしました。令和８年度は教育改革元年と位置づけられましたが、教育を行うのは現場の先生方です。超多忙の先生方に負担がかからないようにしていただきたいと思います。まだ具体的に進められておりませんので、今後について注視をしていきます。答弁は結構です。

(3)「市立高等学校の創設」についてです。

市内には私立高等学校が７校あります。この役割分担及び設置の必要性に係る見解についてです。魅力ある市立高等学校の創設を考えているということですが、私たちの立場は、創設する必要はないと、このように思っています。千葉県内では高等学校の統廃合が進んでいます。私は、市内の７校ある私立の高等学校はそれぞれが特色ある高校であり、〇〇全国大会に出場とか、優勝した、準優勝した、こういう垂れ幕がたくさんかかっています。また、市内には７つの県立高校もあります。今後人口が減っていく中で生徒の取り合いになるのではないか、こんなことも言われています。また、本市では、東京の私立高等学校に通っている生徒さんもたくさんいます。先順位者への答弁で設置の目的については分かりましたが、市立高等学校を設置した際に、私立高等学校と競合するのではないかと懸念します。適切な役割分担の下で市立高等学校の設置が実現するのかどうか、これについて伺います。

大項目の２番目は、多様性社会の推進についてです。行徳にあるモスクの公園使用申請をめぐる問題で、私は市の指針がとても大事だと思いましたので(1)で伺います。

令和元年６月に策定した市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針について質問します。まず、この指針はなぜできたのか、その目的や理念について伺います。

次に、(2)行徳にあるモスクの公園利用申請に対する本市の認識についてです。

これも先順位者が何会派か質問いたしましたけれども、今年３月まで30年にわたり礼拝を含む公園の使用を認めてき本市が、なぜ今回公園においての集団礼拝を認めなかったのでしょうか。５月29日の市長の定例記者会見で、私が判断した、このように述べたそうですが、対応した公園緑地課の皆さんはどんな思いで、最終的には文化交流だけの公園使用を認めましたが、礼拝に当たる部分を削除して申請書を再提出させて許可を出したということです。許可申請の経緯について伺います。

大項目３番目、中東情勢に伴う物価高騰から中小企業を守る支援についてです。

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃によりホルムズ海峡が封鎖され、これにより物価高騰やナフサ不足が発生しています。資材が不足していると市内業者から悲鳴が上がっています。本市にはどんな相談が寄せられているのでしょうか。また、どのように市内業者の実態を把握しているのか、併せて伺います。

急遽アメリカとイランの停戦合意によるホルムズ海峡の封鎖を解くような報道がありますが、正常化するためには数か月かかるのではないでしょうか。業者の皆さんはこの６月が山場だと、このように話していましたので、今後どうなるか分かりませんが、相談や実態把握について伺います。

大項目４番目、教育行政についてです。

(1)市立小中学校のプール授業について。

全国的にプール授業が中止になっているという報道がありました。40度を超える暑さ、また、プールの老朽化により建て替えるには莫大な費用がかかることなど理由が挙げられていました。プールに入らずに座学を進めている学校もあるそうです。

そこで、市内の小中学校のプール授業はどうなっているのか、自校で進められているのか、近隣の施設を借りに行くのかなど、現状と今後について伺います。

(2)自動車図書館についてです。北国分地域からの要望で、北国分にはステーションが３か所ありますが、歴史博物館ではなく小塚山公園に止めてほしいという要望がありました。小塚山公園のほうが遊んでいる人がたくさんいて目立つからです。新しい自動車図書館ミニみどり号ですが、導入の経緯とその活用方法について伺います。

大項目５番目、市内の公衆浴場の現状と支援に関する課題についてです。

市内の公衆浴場、いわゆるお風呂屋さんですが、私の住んでいる近くに国分石乃湯さんがあります。先日、石乃湯の社長さんにお話を伺いました。市川市は、お風呂屋さんがどんどん減少しています。この20年間で12軒廃業して、現在５軒となっています。その存続のためには、市からの支援が必要と考えます。市内のお風呂屋さんの現状、そして支援はどうなっているのかについて伺います。

大項目６番目、制度の公正性を揺るがす大問題である、いわゆる国保逃れに対する本市の認識についてです。

全国ニュースで取り上げられている、いわゆる国保逃れが本議会でも発覚しました。市民への説明責任はしっかりと果たすべきだと強調いたします。医療保険制度の公正性を揺るがす大問題であると思っています。いわゆる国保逃れについて、以前の議会答弁では国の動向を注視していくとのことでしたが、国の動き、厚労省の通知があったと報道されましたが、どのようなものだったのか伺います。

最後、大項目の７番目、投票所における選挙事務についてです。

白票を投じた有権者に対する投票立会人の言動について伺います。ある方から、市長選投票日の前日、４月18日に市川ビルでの期日前投票で白票を入れようと投票箱に向かったところ、立会人に呼び止められ、ちゃんと名前を書いたか確認すると言われたそうです。白票で投票してはいけないのかと尋ねたところ、私は名前を書いたかどうか確認していますと言われた、これは違法行為ではないか、こういう声が届きました。同じようなことが原木地域の期日前投票でも確認されました。また、当日投票所でも同様のことがあったと聞いています。このような事例について、選挙管理委員会の見解を伺います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目１、所信表明の(1)、大項目５、市内の公衆浴場及び大項目６、いわゆる国保逃れについてお答えいたします。

初めに、所信表明の(1)「持続可能な医療体制を構築していくため」についてです。

市川総合病院は、地域医療、救急医療、災害医療など、以前から本市や千葉県の医療体制において重要な役割を担っており、令和８年４月１日に病院の運営主体が変更された後も、引き続きこれらの役割を担っています。本市におきましては、市北部から中部における医療の一層の充実が求められていますが、市川総合病院は市の中部に位置し、市内最多の511床の病床を有していることから、同病院に求められる役割は今後さらに大きくなっていくものと考えています。本市といたしましては、今後も引き続き同病院と様々な分野で連携し、医療体制の充実を図っていきたいと考えています。

次に、市内の公衆浴場の現状と支援に関する課題についてです。

現在、本市では５軒の公衆浴場が営業を行っており、最近では令和３年及び令和７年に各１軒の廃業があったところです。公衆浴場に対する支援といたしましては、浴場組合が実施する衛生対策や振興、広報等の事業に補助を行う公衆浴場組合事業補助金と、各公衆浴場が実施する設備の新設や修繕に補助を行う公衆浴場設備改善等補助金の２つの補助制度があり、令和８年度の当初予算として合計995万5,000円を計上しています。これらの補助制度を継続することにより、公衆浴場営業者の振興及び育成を支援し、市民の保健衛生の向上を図ってまいります。

次に、いわゆる国保逃れに対する本市の認識についてです。

いわゆる国保逃れは、使用関係や業務の実態に疑義があるにもかかわらず、個人事業主等を法人の役員とし、社会保険の被保険者資格を取得させることによって行われるものです。これを受け、厚生労働省は、社会保険の保険者である全国健康保険協会理事長や社会保険の調査権を持つ日本年金機構理事長などに対し令和８年３月18日付で通知を発出し、法人の役員である個人事業主等の被保険者資格の適用について、使用関係や業務の実態に応じて判断することなどを定めた判断基準を明確にしました。国民健康保険の保険者である本市としては、引き続き社会保険に対する国の対応及び社会保険の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、所信表明についての(3)「市立高等学校の創設」について及び大項目、教育行政についての(2)自動車図書館についてお答えをいたします。

まず、市立高等学校の創設についてです。創設する市立高等学校では、少子化や人口減少が進む中、国際社会で活躍するグローバル人材を多く輩出するような子どもたちの将来に向けた新たな目標となる特色ある学校を目指していく考えであります。一方で、市内には７つの私立高等学校があり、各校とも独自の教育方針や理念の下、一貫教育や特色のある教育課程に力を入れていることも認識をしております。

市立高等学校の創設に当たっては、市内の教育力を総合的に高めることを念頭に、私立高等学校と競合することなく、共存することができる新たな魅力を打ち出していくとともに、お互いを高め合い共栄していくことで、子どもたちの新たな選択肢となる学校を打ち出していくことが重要と考えております。現時点で考えられる特色といたしましては、例えば、本市が進めている小中学校における探究的な学びによる言語力やコミュニケーション能力の育成、また、英語力の向上をさらに発展させるものとして、県内では初となるインターナショナル・バカロレア認定校を目指すことや、環境や福祉などの市川市が直面している様々な課題の解決に向けた学びなどを検討してまいります。これは、市内はもとより県内においても新たな魅力として、子どもたちの新たな選択肢になり得るものと考えております。今後、市内の私立高等学校の意見も伺いながら検討を進めていくことで、市立高等学校の創設が文教都市市川の教育力を高める契機になればと考えております。

次に、大項目、教育行政についての(2)自動車図書館についてです。

本市の自動車図書館は昭和50年に開設され、市内北部など近くに図書館のない地域を中心に定期的に巡回し、

図書の貸出しや返却等の業務を行っております。既存の図書館まで遠い方をはじめ、障がい者や高齢者、乳幼児がいる方など、図書館への来館が難しい多くの方々に利用していただいており、令和６年度には延べ約4,520名の御利用がありました。新しい自動車図書館の導入経緯につきましては、これまで普通自動車を使用したみどり号１台によりステーションを巡回しておりましたが、ステーションを展開できない狭い場所にもニーズがあることなどから、令和７年度に軽自動車をベースとしたミニみどり号を追加し、さらなる利便性向上を目指すこととといたしました。なお、車両の購入につきましては、自治総合センター実施の宝くじ社会貢献広報事業による助成金を活用しております。

また、新車両の導入に併せ、ステーション及び巡回ルートにつきましても見直しを行い、令和８年７月から新たな運用を開始する予定であります。ステーションにつきましては、令和８年１月から２月にかけて行った巡回希望の公募により決定した場所や、狭隘なため巡回困難であった場所など新しく５か所を増やすこととしています。今後はみどり号、ミニみどり号の２台の車両を使い分け、よりきめ細かいサービスを行っていきたいと考えております。なお、ミニみどり号につきましては、希望に応じて私立を含む市内の幼稚園、保育園等へ大型絵本を配本するサービス等にも活用してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　私からは大項目２つ目、多様性社会の推進についての(1)についてお答えいたします。

まず、市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針、以下指針と略しますが、この策定に至った経緯でございます。現在の指針の所管課であります総務部ダイバーシティ推進課は、平成31年４月に課名を男女共同参画課から男女共同参画・多様性社会推進課に課名を変更し、その後現在の課名になったという経緯がございます。課名を変更した理由につきましては、それまでの男女共同参画の実現に向けた取組に加え、全ての人が個人としての尊厳を重んじ、多様な生き方や価値観を認め合う社会の実現に向けた取組を推進するためでございました。こうしたことから、当時の担当課が多様性社会の実現に向けた今後の啓発活動や事業展開をする際の取組の方向性を明確にするためこの指針を策定したものであり、これが現在のダイバーシティ推進課にも引き継がれているものでございます。

次に、真の目的でございますが、第１条に定められているように、多様性を尊重する社会の推進に関し、基本となる理念及び多様性を尊重する施策の基本的な事項を定めることにより、多様性を尊重する社会を形成し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することでございます。

最後に、指針の基本理念でございますが、こちらは第３条に定められており、「すべての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができること」、「すべての人が自らの意思に基づき、多様な生き方を選択し、能力を発揮することができること」、「すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合い、協力し合うことができること」としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、多様性社会の推進についての(2)公園利用申請に対する本市の認識についてお答えします。

本県における公園の制限行為許可申請は、市川市都市公園条例に基づき、公園を催し等で利用する場合など公園内において原則認められていない行為について許可を求めているものであります。許可申請に際しては、公園利用者の通常の利用に支障を来さない場所及び方法で行われるか等により審査するものであり、申請者に対して個別具体の要件は設けておりません。

前回３月との違いにつきましては、開催後の市民からの意見や市議会の議論、報道等の状況を踏まえて、改めて申請内容を精査したものによるものであります。その結果、申請にある方法による集団的な礼拝行為による状況が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に該当するとは言えないと考えました。また、一般的な公園利用者の安全と平穏な利用が阻害されないように必要な措置を講ずる必要があるとも考え、公園管理者として申請者との協議が必要なものと判断したものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目３つ目、中東情勢に伴う物価高騰から中小企業を守る支援についてお答えいたします。

市内事業者からの相談等につきましては、現在一部の団体からナフサに由来する原材料の高騰や、不足への対策強化と事業者への支援を求める要望をいただいておりますが、専門家が無料で事業者の悩みや不安等にアドバイスを行う企業経営相談窓口では、中東情勢に伴う物価高騰の相談は寄せられておりません。しかしながら、本市が実施しております中小企業融資制度では、５月に入ってから中東情勢を踏まえ資金を確保したいというお申出が見受けられるようになるなど、経営に不安を抱えている市内事業者が増えているものと認識をしているところです。また、市内の金融機関に設置されている融資や資金繰り等の相談窓口や、千葉県と連携し、市川商工会議所に設置されている中東情勢の緊迫化に伴う相談窓口とも情報交換を行い、実態の把握に努めております。

引き続き、中小企業融資制度や企業経営相談窓口の利用状況を注視するとともに、金融機関や市川商工会議所と密に連携を図ることで実態の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目４つ目、教育行政についての(1)市立小中学校のプールの授業についてお答えします。

初めに、プール授業の現状についてです。現在、市立小学校の37校にプールが設置されており、設置されていない２校については学校の教員と児童が民間のスイミング施設に出向いて水泳の授業を実施しています。また、市立中学校では11校にプールが設置されており、水泳の授業を実施しております。授業は６月から７月に実施しており、一部の学校では９月にも実施しています。令和７年度の水泳の授業は、小学校は４日間から５日間、中学校は６日間から10日間実施しました。令和６年４月に県が改定をした学校における熱中症対策ガイドラインにおいて、暑さ指数が31以上となった場合には原則運動は中止とされていることから、水泳の授業は中止となります。

次に、プール授業の今後についてです。学習指導要領で定められている水泳の学習において、水泳は生命に関わることから、水泳場の確保が困難で水泳を扱えない場合でも、水泳などの安全の心得については必ず指導することとされております。また、学習指導要領の内容を具体的に指導するための手引では、小学校では水慣れや浮くこと、泳ぐこと、中学校ではクロールや平泳ぎなどの泳法を授業で扱うことは重要であると示されていることから、本市としては、引き続き授業で取り扱ってまいりたいと考えております。

しかしながら、学校がプールの維持管理を行うことは必ずしも必要なことではないとも考えております。令和８年３月に改定をした学校環境基本計画では、今後の水泳授業に当たり、学校の建て替えや大規模な修繕が必要となったタイミングで、まずは学校の近隣にある民間スポーツクラブなどの利用を検討することとしています。次に、民間スポーツクラブなどが近隣にない場合には、近くの小中学校のプール等を拠点プールとして使用することを検討し、最終的に近隣に民間スポーツクラブなどや利用できるプールもなく、実技の必要性が高い場合に

は、自校にプールを整備することを検討することとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　私からは大項目、投票所における選挙事務についてお答えいたします。

投票立会人は、公職選挙法第38条により、各投票所に２人以上、５人以下を選任することとされており、本市では常に２人の立会人が常駐するよう選任しております。投票立会人は、投票管理者の下で公益代表として投票所開閉時の立会いや選挙人に対する受付、投票用紙の交付を確認するほか、投票手続全般の事務処理に立ち会い、選挙の公正を確保する役割を担っているものと認識しております。市長選挙の投票につきましては、公職選挙法第46条により、「投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。」と規定されておりますことから、御指摘の事案につきましては、誤って白紙投票を行うことがないよう投票立会人が声をかけたものと認識しております。

選挙管理委員会といたしましては、選挙人の皆様に寄り添った分かりやすい案内や、投票事務従事者及び立会人の接遇なども含め、投票しやすい環境の整備に一層努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　それぞれ伺いました。

まず、市長の所信表明の(1)です。再質問はありません。「持続可能な医療体制を構築していくため」についてですが、基幹病院会議を定期的に開いていただいて、本市の持続可能な医療体制を構築していっていただきたいと要望します。市川総合病院の運営主体が替わったことにより、これまでかかっていた先生がこの病院を出てしまったり、診療科がなくなったりと苦労している患者さんがたくさんおります。しかし、大きな災害が起きましたら、真っ先に先頭に立って患者さんを受け入れてもらわなければならない病院です。しっかりと連携を取っていただきたい、このように要望します。

次に、(3)市立高等学校の創設についてです。私立高等学校にはない特色、魅力を持たせるためには、教職員の役割、これも重要であると考えます。県内の市立高等学校の教職員の配置、これはどのようになっているのか伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

県内市立高等学校における教職員の配置につきましては、県教育委員会において採用された教職員を各市教育委員会が学校へ配置する仕組みとなっています。県内市立高等学校におきましては、人事異動の実施に当たり、県教育委員会と市教育委員会が連携を図り、千葉県公立学校職員人事異動方針にのっとって行っていると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　市立の高等学校なので、教職員は市の教育委員会が募集するものかと思いましたけれども、県教育委員会が採用しているということでした。新しく創設するとなると、校長先生はじめ事務員まで入れると相当な数の教職員が必要になってくると思います。市立高等学校にふさわしい教職員を迎えることができるのかどうか非常に疑問を持ちますけれども、そのあたりの工夫などありましたら伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

県内市立高等学校におきましては、各学校の校長が県教育委員会による人事面接等の場で、自校が目指す特色ある学校づくりに合った人材の要望を伝えていると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　県内では、船橋の市立船橋だとか、習志野市立習志野高等学校とか、全国的に有名な市立の高校があります。県内では、先ほども言いましたけれども各地で高等学校の統廃合が進んでいるんです。行徳高校にあった夜間高校も船橋に統合されてしまいました。新たに市立の高等学校を創設するというのは、千葉県にしたら寝耳に水のような状態ではなかったかと思います。小中学校で教員不足が深刻なのに、高等学校の先生は大丈夫なのでしょうか。わざわざ本市に新設をしなくても、例えば特色ある私立の高等学校とタイアップして市が求める新たなクラスをつくるなど、市費を投入してはどうでしょうか。市立の高等学校の創設については反対を表明します。

次に、多様性社会の推進についてです。再質問します。目的と指針、これについて伺いました。指針の第７条１項５号にある「外国人等に対する偏見又は差別の解消」、これにどのように取り組んでいるのか。また、指針に定める目的や基本理念に基づき取り組んでいるのかどうか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

御質問のとおり、指針第７条第１項では多様性社会を推進する施策として、第５号において「外国人等に対する偏見又は差別の解消」を掲げており、本市では指針に定める目的及び基本理念に基づき、関連する取組を進めているところでございます。具体例を申し上げますと、外国人であることを理由とした差別的言動を含む人権問題に関する相談に応ずる特設人権相談を毎月開設しているほか、毎年12月の人権週間に合わせて人権啓発イベントを実施しております。この人権啓発イベントにおきましては、これまで外国にルーツを持つ方々による講演などを通じて、在住外国人の生活や文化への理解を深め、多文化共生について考える機会を設けてきたところでございます。こうした相談事業や啓発事業を通じて、外国人などに対する偏見や差別の解消を図るとともに、相互理解と人権尊重の意識の醸成に努めているところでございます。

今後も引き続き互いの多様性を認め合い、自分らしく生きることができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。外国人は、これからの日本を支える一員であると思います。現在、日本には400万人以上の外国人が暮らしています。税金を払い、国民健康保険や年金など義務は負っているのに選挙権がありません。日本共産党は、地方自治体の運営は全住民の参加というのが憲法が保障する地方自治の原則、このように考えており、在日外国人在住者の地方参政権を確立することは民主主義の発展につながるものとして、在日外国人の投票権だけではなく、被選挙権なども求めています。日本人も外国人も対等な立場で暮らせる社会にしていきたい、このように思います。

次に、(2)の行徳にあるモスクの公園利用申請に対する本市の認識について伺います。地元の自治会の方も行徳警察署の署長さんも、戒律を守っている外国人の皆さんは非常にマナーがよいと言っている、このように市長も２月の定例会で発言をいたしました。答弁の中で、一般的な公園利用者の安全と平穏な利用が阻害されないように必要な措置を講じるとありましたが、裏を返すと、これまでの利用に関して、利用者の安全や平穏が阻害されたというような事実があったのかどうか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

これまで許可した利用に関しては、利用者の安全な利用が阻害されたようなトラブルの事例は確認できておりません。一方で、報道等の影響により市内外から注目を集めるなど周りの状況が変化してきており、公園利用者の安全と平穏な利用が阻害されるおそれも考慮し、申請者と協議を行ったものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　阻害された事実はないとしながらも、一方で、阻害されるおそれを考慮しというのは矛盾していませんか。市がちょっとあおっているようにも思います。今回の対応は、本市が策定している市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針、これに反しているのではないかと思います。ましてや市長の発言により結果的にＳＮＳ上などで市の外部からのイスラム教へのヘイト、排外主義的な言動をあおることになったのではないかと、このように考えます。中には、イスラム教と統一教会を同列に並べて議論している投稿もありました。統一教会とは、霊感商法など信者を金銭的、精神的に搾取し、今年３月に最高裁が解散命令を決定したカルト集団で、カルトと並べて議論するなど言語道断です。私たちは、日本国憲法に保障された全ての市民の信条や集会の自由を守り、差別や排外主義と正面から対決していくことを約束し、次の項目に進みます。

次は、中東情勢に伴う物価高騰から中小企業を守る支援についてです。御答弁をいただきました。企業経営相談窓口には全く相談が寄せられていないというのはちょっと考えられませんが、私たちが懇談した土建の組合さん、また商売をされている方々からお話を伺っただけでもたくさん出てきました。塗装屋さんは、コロナのときに受けた融資、この返済が続いており今後の見通しが立たない。足場工事をされている方は、資材がないので取りかかれない、資金繰りが苦しい、家賃の支援、税金の免除など支援してほしい。飲食業の方は、仕入れ、光熱費の価格が上がり厳しい、いつも来てくれていたタクシーの運転手さんが全く顔を見せない。同じ飲食業の方は、経費の支払いが全て上がっている、調味料も6,000円だったものが7,000円になっている、また利益率のよいお酒が全く売れない。青果店の方は、青果の仕入れ、資材、光熱費、運送費、燃料費など全てが上がっている、売上げも減少し店の家賃も負担が大きく経営が成り立たない、資材がなく仕事がないので夫婦でアルバイトをして生計を立てている。納期未定で工程が組めない、融資には慎重になる、この状況が続けば廃業しかない。獣医師の方は、ナフサ不足により点滴の注射針、注射器、手袋などに影響し在庫がない、入荷も未定となっており、糖尿病の治療をしている犬や猫の治療ができなくなる。このように不安を抱える市内業者がたくさんいます。市内業者に対して市はどのように支援を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

市内の事業者では、物価高騰やナフサに由来する製品の不足に伴い運転資金の需要が高まっているものと認識をしており、現在、市公式ウェブサイトやＳＮＳなどにより融資制度の活用について周知を進めております。本市の融資制度では、事業者は低い利率で資金が確保でき、さらに、その利率に対して一定の利子補給を受けることができるメリットがございます。また、本市と類似する融資制度を実施している多くの市町村が融資利率の引上げを行った中、本市は利率を据え置いており利用しやすいものとなっておりますので、資金需要への対応という点で大きな力になるものと考えています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　市の融資制度については分かりましたけれども、融資というのは返さなければいけません。

さっきも言いました、コロナのときに受けた融資を今返している、これでは本当に６月が乗り切れるかどうかというふうに言っていますし、今資材があって、それは年末までもつかどうかということです。今求められているのは現金給付、または減免制度、こういうものを進めてほしいと切実に要望されています。市内業者の皆さん、直接支援となる現金給付が欲しいわけです。市として考えられる支援はありませんか、伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

資金確保等の支援のため本市の融資制度を積極的に御利用いただくこととしており、事業者に対する現金給付については考えておりません。今後も市内事業者の実態把握に努めるとともに、国の動向等を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。先ほども述べましたが、地域で商売をされている方たちの現状をお話ししました。ぜひ市もつかんでいただきたいと思います。日本共産党が発行している日曜版６月14日付は、深刻なナフサ不足、この特集を組んでおります。それによりますと、埼玉県川越市で塗装業を営んでいる方からは深刻なお話もありました。命を絶った同業者がいる、資金不足で仕事が進められなくなり大きな金額の契約がキャンセルとなり、本当ににっちもさっちもいかなくなったと。相談体制や行政との連携などをしっかり持ち、自ら命を絶つような事態を防がないといけない、このように話しています。もう相談は一件もありませんではなく、中小業者に足を運ぶ、そしてお話を聞く、しっかりと実態把握に努めていただき、国に対しても県に対しても直接支援、市もぜひ考えていただきたいということをお願いします。要望します。

次に、教育行政について。

(1)の小中学校のプールの授業については再質問はありません。市内の小中学校では、水泳の授業を全ての小中学校で行っているということで安心しました。しかし、小学校の２校で民間スポーツクラブを利用しているということでした。プールの老朽化は、学校の老朽化と同じように徐々に進んでいきます。答弁にありましたように、大規模修繕が必要になったときにどうするのか、各学校ごとの計画を立てていただきたい。そして、児童生徒にとって水泳の授業は夏の楽しみの１つです。それが奪われることのないように要望いたします。

次に、(2)の自動車図書館についてです。私たちも自動車図書館をもう１台増やしてほしいというふうに要望していたので大変うれしく思っています。今回、５か所のステーションが追加、変更になるということでしたけれども、広報に掲載されましたけれども、どちらの車がステーションに行くのかは分かりませんでした。周知方法ですが、地域の方は自動車図書館が回っていること自体を知らない方も多いというふうに聞きます。例えば、近くのスーパーなどに広報紙を貼ってくれないかという御意見もいただいています。これら周知方法について伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

新たなステーションの場所や巡回日程などにつきましては、「広報いちかわ」の令和８年６月６日号に掲載し、併せて市公式ウェブサイトにも掲載をさせていただいております。また、併せてＸ等のＳＮＳも使用して周知をしております。このほかにも、市立図書館や公民館などにも案内ポスターの掲示をしていく予定であります。さらに、今回ステーションの移動や巡回時刻の変更もありましたことから、これまで利用されていた方々に対しても周知できるよう、ステーションや近くにある図書の返却ポストへも案内を掲示してまいります。なお、ステーションとしてお借りしている民間施設や周知効果が高いとみられる人通りの多い商業施設などにつきまし

ては、案内が掲示できるよう施設管理者に働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　ぜひ人通りの多い商業施設などには働きかけていただきたいというふうに思います。

毎年市議団が行っている市民アンケートを今年も行っています。たくさん返信がありますけれども、その中に、北国分には何もないという回答もありました。今、北国分はステーションが３か所ですが、もう１か所増やしてほしいという要望もあります。先ほど言いました、先日、実際に走っているミニみどり号と出会いました。第１印象がちっちゃくてかわいい、かわいいんですよ、ちっちゃくてかわいいというものでした。そうすると、ここにどのぐらいの冊数が入っているんだろうか、乗るんだろうかというふうに心配になりました。

そこで、みどり号とミニみどり号それぞれにどのぐらいの冊数を乗せて走っているんでしょうか。また、バランスよく、各二十何か所のステーションに配置されているのかどうか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　自動車図書館車への積載冊数につきましては、みどり号は約1,200冊、ミニみどり号は約500冊でありますが、自動車図書館専用に年600冊ほどの蔵書を購入し、適宜入替えをしております。各ステーションを巡回する車両につきましては、みどり号は第１、第３の水、木、金曜日と第２、第４の金曜日、ミニみどり号は第２、第４の火、水、木曜日に使用する予定としております。なお、ミニみどり号は第１、第３の火曜日に大型絵本の配本サービス用に使用をしております。配車につきましては、これまでみどり号では対応できなかった中国分公園を追加するなど、ミニみどり号の大きさを生かせるよう巡回ルートを設定いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。新しく２台体制で始まるのが７月からということですから、利用者の皆さんの数、またどんな傾向の本を借りていくのか調査をしていただいて、新たにステーションの希望も取っていただくなど検討していただきたいというふうに要望します。

次に、市内の公衆浴場の現状と支援に関する課題について伺います。

公衆浴場の存続のためには、幅広い世代の利用者を増やすための取組が必要と考えます。石乃湯さんは、駐車場を使い、障がい児、障がい者のイベントを開き、その後にみんなでお風呂に行こうというものをしていると聞きました。公衆浴場の利用促進のため、本市の浴場組合ではどのような事業を行っているのでしょうか。また、近隣の自治体ではどのような支援策を行っているのか、これについて伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

浴場組合では、幅広い世代の方々に市内の公衆浴場を利用していただくことを目的に様々な事業を行っています。具体的な内容といたしましては、毎月第１・第３金曜日に小学生が入浴できるユニークフライデーや、毎月26日に入浴料が半額となるフロの日といったイベントのほか、複数の公衆浴場を巡ることで景品がもらえるスタンプラリーなどを行っています。これらの事業は、公衆浴場組合事業補助金の対象事業となっており、市が浴場組合に対し補助を行っています。また、本市においても「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどを活用し、公衆浴場の紹介やイベントの周知に努めています。近隣市では、船橋市や松戸市など、公衆浴場がある自治体で本市と同様に浴場組合の事業や施設修繕等に対する補助などの支援を行っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。公衆浴場は、地域のコミュニティーを支える場としても大切な役割を担っており、公衆浴場に対する支援を継続すべきであるというふうに考えます。厚生労働省が2017年に実態調査をし、経営上の問題点として多く挙げられているのが、客数の減少が69.2％、施設の老朽化が68％、燃料費の上昇が37％、10年前の調査なので少し状況が変わっているかもしれませんが、しかし、建物の老朽化は50年以上が24％、30年以上が53％で、老朽化対応も深刻となっています。石乃湯さんも、水漏れがあるとその部分だけ修理をして過ごしていると。全部修繕すると数千万円かかるので、全て修理しても跡取りがいないので回収し切れない、このように話していました。

公衆浴場に対する今後の支援について、市はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

公衆浴場は、保健衛生上必要な施設としての役割と同時に、高齢者の方々などの地域の触れ合いの場としても機能しています。また、災害時のインフラとして、被災者の健康管理や公衆衛生を維持する役割も期待されています。このため、本市において、今後も引き続き浴場組合との意見交換や情報共有による連携を図り、必要な支援を継続してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　必要な支援を継続していきたいということでした。生活に根づく普通の銭湯として、何とかここまで通える高齢のお客さんを中心に支えられている、そうしたぎりぎりのところで粘って生きている人たちのコミュニティーでありたいというふうに石乃湯の社長さんはおっしゃっていました。近くの皆さんは、おうちにお風呂があっても銭湯に通ってくるという高齢者がたくさんいます。手足をゆっくり伸ばしてお風呂に入りたい、顔見知りになりおしゃべりが楽しみ、こういう方もおります。近くにあってこその銭湯、お風呂屋さんです。なくなったら困る、このようにおっしゃっています。

お隣の江戸川区には銭湯が25軒あります。東京都は銭湯を健康増進型に改修、改築したり、耐震化するための補助、利子補給、上下水道の料金の軽減、風呂のない生活保護世帯への入浴券などの配付を行っています。その東京都の支援にプラス、区の支援も乗ります。千葉県にもぜひ公衆浴場の支援、これを要望していただき、しっかりと廃業することがないように、地域でお風呂屋さんを残していけるようにお願いしたいと思います。

次に、制度の公正性を揺るがす大問題である、いわゆる国保逃れに対する本市の認識についてです。

今年３月の厚労省の通知は、実態のない役員は社会保険の被保険者と認めないというものでした。その通知を受け、４月10日の衆議院厚生労働委員会で、日本共産党の辰巳孝太郎議員がこれまでも国保逃れは違法だったのかと質問をし、厚労省の年金管理審議官は、健康保険法に違反すると答弁をいたしました。さらに辰巳議員が、応能負担が原則の保険で高額所得者が出ていけば、残った人たちの保険料が引き上がる、社会保険制度を揺るがす不正ではないか、このようにただしたのに対し、上野厚労相は、制度に対する国民の納得感や公正性を損なうと応じました。

さきの答弁で社会保険の資格確認の問題であることは理解しましたが、国保逃れは制度の公正性を揺るがすものです。この問題に対しての市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

社会保険の不適切な資格取得は、医療保険制度全体の信用に関わる問題であり、各保険者において適切に制度が運営されることが重要であると考えています。今後、厚生労働省の通知に基づき、保険者である各社会保険や

調査権を有する日本年金機構により厳正な資格適用や調査が行われるものと認識しており、本市としても引き続き国や各保険者等の動向について注視していくとともに、適正な国民健康保険制度の運営に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　国民健康保険税は、自営業やフリーランス、年金生活者など、どちらかといえば所得の低い方々が多く加入しています。健保などは会社と本人と半分半分ですけれども、国保税は国の負担がどんどん削られて、今二十数％しか国は負担をしていません。ですから、高過ぎる、払いたくても払えない、こういう世帯が多くなるはずです。国保税の高額の納税者がいなくなれば、それだけ国保に加入している一人一人の国保税が高くなるわけです。適切な運営ができるように、しっかりと厚労省の通達どおり適切に対応するように要望します。

次に、投票所における選挙事務について伺います。

期日前投票所、また当日の投票所を合わせると何十か所もあります。それなので、投票立会人もかなりの人数が要ると思います。よく自治会に依頼が来ているようですけれども、投票立会人の募集、選任方法、そして役割の周知方法、これについて伺います。

○大久保たかし議長　選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えします。

初めに、投票立会人の募集、選任についてです。当日投票所につきましては市内78か所に開設をしており、各投票所の投票区域内にある自治会に対して立会人の推薦を依頼しております。期日前投票所につきましては市内14か所に開設しており、元職員の方や、明るい選挙推進協議会の会員の方など、過去に選挙事務や立会人の経験がある方などを中心に、個別に選任の依頼をしております。また、若い世代の方への選挙啓発の一環といたしまして、市内の３大学の御協力の下、大学生の方を対象とした投票立会人の募集を行っております。

次に、投票立会人の役割に関する周知についてです。投票立会人として従事していただく方に対しまして選任通知書をお送りしておりますが、その際に、立会人としての心構えや役割について記載した文書を同封し、事前に御確認をいただいております。また、当日投票所の投票立会人におかれましては、初めて従事する方も多数おりますことから、投票管理者などの投票事務従事者にも同様の文書を事前に配付し、立会人の役割を理解していただくことで、投票所内においても立会人の方にその役割を説明できる体制を整えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。白紙投票は無効票であることはありますが、投票率には反映されます。候補者の誰も推せないとなれば白紙とするのは個人の意思ですから、投票立会人にとやかく言われる筋合いはないというふうに思うのも正直なところです。選挙管理委員会も、投票率を上げることは大事なことだと思います。立合人に対して不信を抱き、投票に行きたくないなんていうことにならないようにしていかなければなりません。この間、何回も立会人をしている方に話を伺ったところ、立会人は本当に要るのかなというふうに言っていました。公職選挙法、公選法で定められて決められているので、これをしないというわけにはいきませんけれども、二重投票など不正がないようにといっても、自治会の役員をしていても、全員の顔と名前を知っているわけではありません。なので、選挙管理委員会もぜひお考えをいただきたいというふうに思います。

以上で日本共産党の代表質問を終わります。

○大久保たかし議長　これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第４号から報告第20号を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　この際、議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから議案第10号市道路線の認定についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第11号から議案第22号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号副市長の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第12号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第13号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第14号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第15号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第16号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第17号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第18号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第19号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第20号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第21号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

これより議案第22号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案について同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。報告第１号から報告第３号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第１号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第２号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

これより報告第３号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　お諮りいたします。常任委員会審査のため、明６月18日から６月22日まで５日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明６月18日から６月22日まで５日間休会することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします

午後２時42分散会

第　５　日

令和８年６月 23 日（火曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第５号）

令和８年６月 23 日（火曜日）午前 10 時開議

第１	議案第１号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第２	議案第２号	市長の退職手当の特例に関する条例の制定について（委員長報告）
第３	議案第３号	市川市税条例の一部改正について（委員長報告）
第４	議案第４号	市川市都市計画税条例の一部改正について（委員長報告）
第５	議案第５号	市川市敬老祝金支給条例の一部改正について（委員長報告）
第６	議案第６号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）（委員長報告）
第７	議案第７号	令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）（委員長報告）
第８	議案第８号	市道路線の廃止について（委員長報告）
第９	議案第９号	市道路線の認定について（委員長報告）
第10	議案第10号	市道路線の認定について（委員長報告）
第11	請願第８－１号	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願（委員長報告）
第12	一般質問	国松ひろき議員、野口じゅん議員、つかこしたかのり議員

本日の会議に付した事件

日程第１	議案第１号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第２	議案第２号	市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
日程第３	議案第３号	市川市税条例の一部改正について
日程第４	議案第４号	市川市都市計画税条例の一部改正について
日程第５	議案第５号	市川市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第６	議案第６号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）
日程第７	議案第７号	令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８	議案第８号	市道路線の廃止について
日程第９	議案第９号	市道路線の認定について
日程第10	議案第10号	市道路線の認定について
日程第11	請願第８－１号	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願
日程第12	一般質問	

出　席　議　員　　40　名

門	田	直　人
野	口	じゅん
丸	金	ゆきこ
冨	家	薫
沢	田	あきひと
太	田	丈　之

小山田	なおと
川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

青山　ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	吉田一弘
企画部長	西村　直
財政部長	田中雅之
管財部長	松丸　宏
情報管理部長	佐久間　剛
文化国際部長	日暮真司
スポーツ部長	小島信也
市民部長	山影聡香
経済観光部長	高橋一三
こども家庭部長	山室繁央
福祉部長	寺島　崇
保健部長	横山京子
環境部長	湯本明男
街づくり部長	小林英樹
道路交通部長	磯部高志
下水道部長	仙波俊郎
行徳支所長	小川広行
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井　滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	小林義行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内　徹
事務局次長	米津孝成
議事課長	野村憲一
（議事担当）	
主幹	金子貴一

副主	幹	神	谷	尊	正
主	査	大	場	辰	磨
主	任	北	川	陽	介
主	任	三	澤	啓	成

（調査担当）

主	幹	金	谷	健	史
主	査	青	木	聖	也
主	任	菅	野	裕	樹
主	任	荒	木	智	貴
主	任	伊	藤	祥	太
書	記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。公職選挙法第90条の規定による議員の辞職に伴い、健康福祉委員長が不在になったことによる委員長の互選の結果、委員長につちや正順議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから日程第10議案第10号市道路線の認定についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、つちや正順議員。

〔つちや正順健康福祉委員長登壇〕

○つちや正順健康福祉委員長　ただいま議題になりました議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第５号市川市敬老祝金支給条例の一部改正について及び議案第６号令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第１号について。

本案は、公営住宅法施行規則の改正により、入居者からの収入の申告を書面の提出に代えて個人番号の提供による方法で行うことができることとされたことを踏まえ、庁内で特定個人情報を利用する事務に公営住宅の管理に関する事務を加えるとともに、当該事務で利用する特定個人情報を定めるためのものであります。

本委員会としましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第５号について。

本案は、長寿の節目を迎えた高齢者に寄り添い、敬老の意を表すとともに長寿を祝福するため、敬老祝い金を誕生月に支給するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「従来は年１回の支払いであったものが年12回になることで、事務負担の増加及び事務の誤りが増えるのではないかと懸念されるが、運用の面で問題はないのか」との質疑に対し、「毎月の支払いとなることで、各月に事務は発生するものの、１回当たりの作業量は分散するものと考えており、事務の誤りが発生しないよう複数人で確認するなど丁寧に対応していきたいと考えている」との答弁がなされました。

また、「敬老祝金の支給方法について、100歳の対象者には手渡しにより配付するとのことだが、誰が配付を行うのか。また、対象者は何人と見込んでいるのか」との質疑に対し、「配付については、市職員による手渡しを予定している。また、対象人数については、今年度は130人と見込んでいる」との答弁がなされました。

本委員会としましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、第３款民生費において、敬老祝金、小規模保育事業委託料、市川こ

ども手当等の増額を、第４款衛生費において、インフルエンザ予防接種委託料、斎場北側通路新設工事費等の増額を計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第３款民生費第１項社会福祉費第２目障がい者支援費、重度障がい者等就労支援について、「重度障がい者に対する通勤や職場における支援を行うとのことだが、具体的にどのような支援を行うのか」との質疑に対し、「本事業は、障がい者に対する通勤支援や職場における喀たん吸引、姿勢の調整等を行うサービス事業者に対し助成を行うものである」との答弁がなされました。

次に、第７目住宅管理費、市営住宅改修工事費について、「市営住宅において火災が発生したとのことだが、今回の補正で計上した支出額は火災保険で全額補塡されるのか、または、一部市の負担になるのか」との質疑に対し、「火災の原因となった者へ賠償請求し、支払い能力がない場合は保険の請求を行うものである。保険会社の査定次第となるが、市の負担額が少なくなるよう努めていく」との答弁がなされました。

次に、第２項児童福祉費第２目児童措置費について、「市川こども手当の支給スケジュールは、令和８年12月に９月分を支給し、以降は３か月分ずつ支給するとのことだが、令和９年度以降の予定はどのようなものか。また、本事業は、保育料無償化の対象から外れた児童を支給対象とするシステムであることから、保育施設へ在籍状況等を確認し、無償化の対象外であることを確定した上でこども手当を支給するとのことであるが、このように事前の確認を経て支給を行うこととした理由はどのようなものか」との質疑に対し、「令和８年度は年度途中からの支給開始となるため変則的なものとなるが、次年度以降は、原則として３か月ごとに年４回、口座振込により支給する予定である。なお、今後はデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの活用など、より利便性の高い支給方法についても検討したいと考えている。また、保育施設への確認を経て支給を行う理由については、在籍状況等を確認することで、不正受給を防止することにつながると認識しており、今後も同様の確認の手順を経て支給していくことを予定している」との答弁がなされました。

次に、第３項生活保護費第１目生活保護総務費、社会保障生計調査員報償金について、「本報償金の内訳はどのようなものか。また、調査の対象となる世帯に手当を支払うとのことだが、収入認定の対象となり生活保護費が減額されるのか」との質疑に対し、「調査対象世帯への報償金は月額3,400円、調査を行う担当ケースワーカーへの手当は月額5,390円となり、対象世帯が７世帯、調査期間が令和８年７月から９か月間であるため、合計で55万4,000円を予算計上している。また、報償金は収入申告の対象にはなるが、収入認定の対象外であるため、生活保護費が減額されることはない」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第１項保健衛生費第６目斎場費、斎場北側通路新設工事費について、「今回の工事は、斎場北側から霊園をつなぐ通路の設置工事を実施するとのことだが、令和４年度の基本計画で想定していた車両動線を見直した理由はどのようなものか。また、新設される通路の安全性は確保されているのか」との質疑に対し、「動線見直しの理由については、近隣住民への工事説明を行う中で様々な要望が寄せられたことから、これらを踏まえ変更を行い、歩行者や車両の安全確保と周辺環境の向上を図るため、斎場北側から霊園をつなぐ通路の新設を前倒しで実施するものである。また、安全性の確保については、新設する北側通路から霊園内の最も幅員のある主要通路を通り、正門側へと抜ける動線を想定しており、隣接する市道0240号へ直接車両が出ることなく八幡方面へと通行できるため、交通安全面にも十分に配慮した形状であると考えている」との答弁がなされました。

本委員会としましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　環境文教委員長、石原よしのり議員。

〔石原よしのり環境文教委員長登壇〕

○石原よしのり環境文教委員長　ただいま議題となっております議案第６号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

議案第６号について、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第２款総務費第１項総務管理費において、施設修繕料及びｅスポーツ振興委託料を、第４款衛生費第３項環境費において、給水機借上料及び森林整備委託料を、第11款教育費において、外国語指導助手ＡＬＴ派遣事業に係る会計年度任用職員人件費等をそれぞれ増額するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第２款総務費第１項総務管理費第18目文化振興費、施設修繕料について、「本修繕について、市川市文化会館のスプリンクラー等、利用者の安全確保に不可欠な設備の主管バルブ・弁類に腐食及び劣化が生じたため至急直さなければならないとのことだが、どのような点検、整備を行っていたのか。また、壊れてから直すのではなく、壊れる前に対応できなかったのか」との質疑に対し、「スプリンクラー等については、年２回の法定検査をしており、令和７年９月の検査において、主管バルブ・弁類に腐食が見られたことから経過観察を要するとの結果を受け、さび止め効果のあるペンキを塗るなどの対策を行ってきた。しかし、本年３月の検査において、腐食が著しく進んでいるため交換を要するとの結果が出たことから本修繕料を計上した。今後は、壊れる前に対応できるよう、指定管理者である市川市文化振興財団と調整していく」との答弁がなされました。

次に、第25目スポーツ費、ｅスポーツ振興委託料について、「本委託料は、人口50万人到達記念関連事業としてｅスポーツを振興するためのイベントを開催する費用とのことだが、人口50万人達成とｅスポーツの振興はどのように関連するのか。あわせて、本委託事業のイベントはどのような概要になっているのか」との質疑に対し、「人口50万人達成とｅスポーツの振興との関連性については、ｅスポーツが有する年齢、性別、障がいの有無を問わず誰もが気軽に参加できる特性を生かし、人口50万人到達後も住み続けたい町の実現に向けて、多世代交流、地域活性化、関係人口創出などの効果を期待している。イベントの実施時期、会場及び内容について詳細は未定であるが、市内の２会場をオンラインでつなぎ対戦する大会の開催や、プロｅスポーツ選手を招いた交流会など、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とするｅスポーツの魅力を体験できるようなイベントにしたいと考えている」との答弁がなされました。

また、「本委託事業の詳細は未定とのことだが、委託料400万円はどのような根拠で積算されているのか」との質疑に対し、「積算根拠については、今年３月20日にぴあぱーく妙典ＣＯＣＯにおいて実施したｅスポーツイベントの際に協力関係にあった事業者から取得した見積りを参考に、企画運営費、会場設営費、機材通信費、講師謝礼金などを算出し、積算した」との答弁がなされました。

次に、北市川運動公園整備工事費について、「北市川運動公園内に整備するスケートボードパークについて、本補正により当初予算の想定から整備面積を拡大するとのことだが、整備後はどのような仕様になるのか」との質疑に対し、「本補正により、コンクリートの上にスケートボード用の舗装を施した初心者でも利用しやすい約700㎡の平たんな施設を整備したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第３項環境費第１目環境総務費、給水機借上料について、「本借上料により各クーリングシェルターに設置する給水機は、給水機の様式によっては、前日の水が残るため、残留塩素が消失し死水を発生させる衛生上のリスクがあると認識しているが、どのような対策を考えているのか」との質疑に対し、「給水機の様式については、水道直結型、または給水タンク型のどちらにするか、各施設において選択することとなるが、各施設管理者と調整の上、水を入れ替えるなど、安全な形で利用者に飲料水を提供できるよう設置していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第１項教育総務費第３目学校教育指導費、定期刊行物費について、「本定期刊行物費について、小学校においては２紙、中学校においては３紙の新聞をそれぞれ学校図書館に配備するための費用とのことだが、どのような新聞を配備する予定か」との質疑に対し、「小学校においては、一般紙１紙に加え、各学校が小学生新聞３紙の中から選定した１紙を、中学校においては、英字新聞１紙に加え、各学校が一般紙及び中高生新聞の中から選定した２紙の配備を予定している」との答弁がなされました。

次に、第４項学校給食費第１目学校給食費、国公立特別支援学校在籍児童生徒給食費支援補助金について、「本補助金において計上している470万円は、何人分の給食費を何か月間支援する想定でいるのか」との質疑に対し、「本補助金は、本市に居住していながら、やむを得ず市立学校以外の国公立特別支援学校に在籍する児童生徒の給食費を負担する保護者を対象とした補助金である。学齢簿などから把握した約270人の児童生徒のうち、奨励費などにより負担が軽減されている家庭を除いた約100人に対して、今年の４月に遡及して１年間支援することを想定している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○大久保たかし議長　建設経済委員長、中村よしお議員。

〔中村よしお建設経済委員長登壇〕

○中村よしお建設経済委員長　ただいま議題となっております議案第６号のうち建設経済委員会に付託された事項について、議案第７号令和８年度市川市下水道事業会計補正予算について、議案第８号市道路線の廃止について、議案第９号市道路線の認定について及び議案第10号市道路線の認定について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第６号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第６款農林水産業費において、干潟再生設計委託料を新たに計上し、第７款商工費において、商店街活性化事業補助金を増額し、第８款観光費において、大町動植物公園に係る施設修繕料を増額し、第９款土木費において、公園緑地施設整備工事費等を増額するほか、菅野駅周辺施設整備工事費等を新たに計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第６款農林水産業費第２項水産業費第１目水産業振興費、干潟再生設計委託料について、「本業務委託は、砂止めの位置や構造形式、新たに投入する覆砂材料の選定、調達方法などについて検討、設計を行うためのものとのことだが、具体的な業務の内容と発注方法はどのように考えているのか」との質疑に対し、「本業務委託の内容は、砂止めの位置や構造形式について、どの程度波浪、台風等の影響を受けるか、また、安定性の計算等を実施の上、安全面、コスト面及び機能面から最適な構造形式を検討するほか、干潟を供用開始した際の安全面、施工コスト、環境面への配慮などを考慮し、より適した材料を選定するものである。また、本業務委託の発注方法については、一般競争入札を予定している」との答弁がなされました。

また、「昨年度に実施したモニタリング調査の結果、問題がなかったため、設計等を進めるとのことだが、モニタリング調査の報告書には、今後の課題として、生物相への影響や環境の変動、砂質、底質等については、今後も継続的な調査や変化を注視する必要があるとされている。このような調査結果が出ている中、問題がなかったとしている根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「覆砂によって一時的に生物は減少したものの、４か月後には回復傾向に至っていることを確認している。なお、生物及び砂の調査については、今年度以降も引き続きモニタリング調査を続ける予定である」との答弁がなされました。

また、「継続するモニタリング調査の結果を公表するスケジュールはどのように考えているのか。調査結果に

よって覆砂を中止することもあり得るのか」との質疑に対し、「生物調査は、春夏期として今月、秋冬期として11月頃に実施し、その調査結果は年度末の公表を予定している。覆砂の中止については、モニタリング調査の結果を注視し検討する」との答弁がなされました。

次に、第８款第１項観光費第３目大町動植物公園費、施設修繕料について、まず、「本施設修繕料はどのような内訳になっているのか」との質疑に対し、「本施設修繕料は、４件の修繕で構成されている。内訳としては、猿の休憩スペース、いわゆるバックヤードと呼ばれる部分の拡張に5,800万円、猿山の日よけ等の設置に700万円、猿山清掃施設整備に400万円、最後に猿山のバックヤード内エアコンの設置に100万円、合計7,000万円である」との答弁がなされました。

また、「報道等を見ていると、このたびの補正予算には、猿山だけではなく、多くの来場者に対応するための動線の整備など、動植物園全体を見て修繕料を計上すべきではないかと考える。動植物園全体の修繕について、どのように考えているのか」との質疑に対し、「３月16日に『＃がんばれパンチ　サポーターズガイド』を公表し、５月末日の時点で約5,000万円の寄附があった。本施設修繕料は、寄附者からの声を受け、ニホンザルの生活環境改善のために計上したものである。今後は、動植物園全体として、動物福祉の向上や来園者の動線、安全の確保、老朽化する設備の更新などについて、中長期的なビジョンを定め、優先順位をつけて進めていきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第９款土木費第４項都市計画費第５目公園費、人口50万人到達記念さくらオーナー事業について、「さくらオーナーになるためには寄附を要するとのことだが、この寄附金はどのように活用されるのか。また、植栽する桜はどのような種類を予定しているのか」との質疑に対し、「本事業は、10万円以上の寄附によりさくらオーナーになることができ、桜の植栽、プレートの設置等を行うものである。また、植栽する桜の種類は、主にソメイヨシノより病気に強いジンダイアケボノである。なお、里見公園においては、ジンダイアケボノのほか河津桜を５本植栽する予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、資本的収入において公共下水道事業債等を増額し、資本的支出において、高谷２号幹線建設事業費本年度支出額の増額を計上するものであります。また、継続費の補正において、高谷２号幹線建設事業の総額及び年割額を変更するほか、起債の限度額を改めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、資本的支出における高谷２号幹線建設事業費本年度支出額の増額について、「本補正は、降雨や地下水の影響により発生した工事の不稼働日の日数が見込みを上回ったことによるものとのことだが、どの程度の期間、工事を施工できなかったのか」との質疑に対し、「本工事においては、当該地域の特徴から、雨天日の翌日は作業ができないため、雨水や地下水をポンプ排水する水替え工や、覆工板の開閉等にかかる費用がかさむ状況となっている。本増額補正は、不稼働日の日数が当初の見込みを40日程度上回ったため計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第８号及び議案第９号について。

議案第８号は、国道298号の整備に伴い、市道2310号の終点を含む一部が当該国道の事業区域内に含まれており、一部が現存しない状況となっていることから、市道2310号を廃止するものであります。また、議案第９号は、国道298号の一部である菅野駅北側ロータリー中央部は市川市管理の緑地であり、当該緑地利用者が通行する車道横断箇所の維持管理を行うため、ロータリー車道部と、廃止を予定している市道2310号の一部を併せ、新たに市道2374号として認定するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号について。

本案は、市川市が管理する第二本将跨線道路橋に至る道路のうち一部が民地であることが判明したことから、維持管理の観点より当該道路を市道3402号として認定するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　総務委員長、浅野さち議員。

〔浅野さち総務委員長登壇〕

○浅野さち総務委員長　ただいま議題となっております議案第２号市長の退職手当の特例に関する条例の制定について、議案第３号市川市税条例の一部改正について、議案第４号市川市都市計画税条例の一部改正について及び議案第６号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第２号について。

本案は、さきの市長選挙における公約に基づき、市長の退職手当を支給しないこととするためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「市長の退職手当を支給しないとのことだが、影響額はどのくらいになるのか。また、その削減された財源を特定の事業に充てる考えはあるのか」との質疑に対し、「影響額は市長の任期４年満了時の退職手当額である2,194万5,600円となる。今回の削減については、特定の事業の財源として活用することを目的としたものではない」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第３号について。

本案は、地方税法の改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限等を延長するとともに、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げるほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第４号について。

本案は、地方税法の改正に伴い、利便性等改修工事が行われた改修特別特定建築物に対して課する都市計画税の減額の割合を定めるほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号のうち本委員会に付託された事項について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第２款総務費において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時国庫交付金償還金等を新たに計上するほか、掲示板設置等補助金等の増額及び財政調整基金積立金を減額し、歳入においては、寄附金、繰越金、市債等を増額するほか、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料を減額するものであります。また、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第２款総務費第１項総務管理費第５目広報費、消耗品費について、「広報キャラクターであるいっちとかっちの展示物を作成するための費用とのことだが、どのようなものを作成し、いつ頃から使用するのか」との質疑に対し、「作成する展示物は、いっちとかっちの夏に即した装いのパネルを作成し、第１庁舎のファンクションルームで開催しているいっちとかっち展において追加展示するものである」との答弁がなされました。

次に、事業用機械器具費について、「いっちとかっちの着ぐるみ２体を製作するとのことだが、着ぐるみの耐用年数はどの程度で、年間にどのくらい稼働させるのか」との質疑に対し、「着ぐるみの耐用年数は５年程度だが、適切に管理すれば10年はもつと見込んでいる。着ぐるみは、市民まつり等のイベントや本市が作成する動画に出演させることを想定しており、年間20回程度は稼働させたいと考えている」との答弁がなされました。

また、「着ぐるみのメンテナンス費用はどのくらいを見込んでいるのか」との質疑に対し、「汚れを落とすためのクリーニングが必要であると考えており、費用としては、１年に１回、５万円程度はかかると想定している」との答弁がなされました。

次に、第８目支所及び出張所費、行徳の塩製造委託料について、「本事業において、塩の製造を行うこととしたのはどのような経緯からか。また、どのような製造方法になるのか」との質疑に対し、「塩の製造に至った経緯としては、行徳・南行徳　市川市と共に歩んで70年記念講演会において、行徳地域では室町時代より年貢として塩が納められていたという歴史的な背景を踏まえ、行徳の塩づくりの映像を放映し、行徳産の塩を個包装したものを配布したところ、非常に好評で、行徳の塩づくりの再興を求める声が多数あったことから、行徳地域の認知度向上と活性化のために本事業を実施するものである。製造方法は、行徳近海より採取した海水を原料に、古来の製塩技術を有する外部の人材への委託を通じて、手作業による製塩工程を再現して製造する予定である」との答弁がなされました。

また、「製造した塩は販売したり、配布したりするのか」との質疑に対し、「塩は20kg程度の製造を見込んでおり、販売するものではないが、食用が可能な品質での製造を目指していることから、成分検査により基準を満たせば、行徳地区の活性化のために飲食店に提供しようと考えている」との答弁がなされました。

次に、第26目健康都市推進費、健康増進活動支援事業補助金について、「本補助金の内容はどのようなものか。また、補助対象人数はどの程度を予定しているのか」との質疑に対し、「本補助金は、協定を締結しているフィットネスクラブにおいて、スイミングなどの運動プログラムを用意し、これに参加した者の費用を一部負担するものである。その内容は、１人当たりの利用回数は最大８回までとし、市は１回当たり1,000円をフィットネスクラブに補助し、参加者の負担は4,000円程度とする予定である。また、対象人数は、小学生50名、女性50名の合計100名を想定している」との答弁がなされました。

また、「応募者多数の場合は抽選になるのか」との質疑に対し、「応募者多数の場合は、応募の際に希望を複数上げてもらうことにより、可能な限り調整を行うことを考えているが、人数によっては抽選とすることも想定している」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第16款第１項寄附金第２目指定寄附金、クラウドファンディング指定寄附金について、「行徳の塩復活に向けた取組の費用について、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより寄附金を募るとのことだが、いつから募集を開始するのか。また、市民への周知はどのように行うのか」との質疑に対し、「クラウドファンディングは、外部のポータルサイトであるふるさとチョイスで募集する予定であるが、同サイトの募集期間が３か月であることから、行徳地区で催事が行われる秋の時期に合わせ、８月下旬からの募集開始を予定している。また、市民への周知については、催事におけるＰＲに加え、『広報いちかわ』や市公式ウェブサイト、ＳＮＳ等のほか、公共施設内にポスターの掲示を検討している」との答弁がなされました。

次に、さくらオーナー制度指定寄附金について、「寄附金額は1,000万円を見込んでいるとのことだが、何名から何本の寄附があると想定し、計上しているのか」との質疑に対し、「寄附金額は１人当たり10万円以上としており、今回募集する本数である100本分の寄附を見込んで、1,000万円を計上している」との答弁がなされました。

次に、第20款第１項市債第４目農林水産業債、干潟再生事業債について、「本事業債の対象経費は何か」との質疑に対し、「干潟再生事業の基本設計と実施設計を行う設計業務委託費のうち、市債が充当できる実施設計に係る経費が対象である」との答弁がなされました。

また、「基本設計の結果を踏まえ、実施設計を行うものだと考えるが、基本設計と実施設計を同時に発注することはあるのか」との質疑に対し、「基本設計を先行して行い、その後に実施設計を行うのが一般的ではあるが、状況によっては同時に発注する場合もある」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

やなぎ美智子議員。

〔やなぎ美智子議員登壇〕

○やなぎ美智子議員　日本共産党、やなぎ美智子です。会派を代表して、ただいま議題となっております議案第６号令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）、農林水産業費、水産業振興費、委託料、干潟再生設計委託料2,000万円に反対の立場で討論します。

６月１日、塩浜親水事業に伴う事前覆砂後の調査結果について説明がありました。調査結果概要では、砂の移動調査では、投入した土砂の沖への広がりは少ない、地形測量では、みお筋が埋まり平たんな地形に変化し、安定している、海生生物調査では、生物は回復傾向にあり、新たな生息基盤が形成されつつある、水質調査では、覆砂後に青潮の原因となる貧酸素化は確認されていない、底質調査では、覆砂によって有機物に大きな変化は見られなかったなどと調査結果が良好であったことから、本年度は設計業務を行っていくとしています。そのための干潟再生設計業務委託、砂止め構造物設計、覆砂材料の検討のための６月補正2,000万円を計上しました。2,000万円の内訳は、設計計画、資料収集、図面作成など基本設計委託に約1,600万円、設計計画や数量計算など実施設計に約400万円で、一般競争入札で１者発注とのことです。

日本共産党は、これまでも一貫して塩浜２丁目人工干潟整備事業に反対してきました。今年２月定例会では、令和８年度議案第59号、塩浜２丁目人工干潟整備事業に関わる学識経験者への報償金、海域環境調査委託料など合わせて2,857万3,000円に反対しました。人工干潟は自然を破壊します。人工的な介入が生態系の変化、既存の生物に悪影響を及ぼす懸念があります。また、底質悪化のリスクも避けられません。既に青潮の影響がある地域でもあります。今回は、調査の次の段階に進む干潟再生設計業務委託のための補正予算です。設計の先には巨大な建設費、さらに、造って終わりではなく、その後のメンテナンスにもお金を出し続けなければなりません。事業費は、造成費だけで３億5,000万円から７億5,000万円で、土砂の補給が続くので維持管理費も莫大です。人間が自然をコントロールすることは不可能です。親水事業だと言いますが、安全を担保する保証はありません。

以上のことから、塩浜親水事業に伴う干潟再生設計業務委託の中止、人工干潟計画の中止を求める立場から、一般会計第２号補正予算に反対します。議員各位におかれましては、ぜひ御賛同いただけますようお願い申し上げて、反対討論を終わります。

○大久保たかし議長　越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　越川雅史でございます。議案第６号につき反対討論を行います。

論点は、塩浜親水事業に係る市債及び委託料についてです。本事業について、田中市長に強い思いがあることは重々承知をいたしております。また、三番瀬の豊かな自然を後世に受け継ぎたいという思いは、私も共感するところです。しかしながら、かつての原風景を取り戻すといったノスタルジックな思いだけをよりどころに、十分な検証や議論を経ることなく、事業規模すら不明確なまま、基本設計どころか実施設計、そして本工事へと突き進んでいく道筋が先行して示された予算案には、到底賛成することはできません。

そもそも本事業は、市民の親水性、生物多様性、漁業振興のいずれを目的にしているのか判然としておらず、その力点も明確になっておりません。つまり、何のために幾ら投じてこのプロジェクトを遂行していくのかといった最も重要な論点が何ら煮詰まっていないにも関わらず、よく分からないけど、お任せしますとばかりに、まだ見ぬ落札業者に全てを丸投げしようとしているのが実態です。

特に問題なのは、基本設計のみならず、実施設計までも一括して発注することが前提となっており、その財源としての市債発行が既に予算案に計上されている点です。これは、今後において市民や議会の意見を反映させる機会を設けることもなく、実施設計、そして本工事へとなだれ込んでいく段取りが示されていることを意味します。本日時点では、依然として本事業に係る総事業費や建設費の概算すら把握できていない状況ですが、基本設計の結果、仮に建設費用が７億円と算出されたとしても、そのまま本工事に突き進んでいくおつもりなのでしょうか。そして、本市議会は、それに異を唱える機会を確保しないまま、実施設計、そして工事着工に踏み切ることまでをも、このタイミングで承認してしまうのでしょうか。

所管部署は覆砂４か月後のモニタリング結果を基に、種数や個体数は回復傾向などと覆砂の成果を強調していますが、客観的事実としては、覆砂前に比べて種数、個体数ともに減少したままです。種数や個体数は季節ごとに変動するものであり、同一時期のデータで比較しなければ意味をなさないにも関わらず、夏と冬の比較結果を示すなど、所管部署の主張は著しく合理性を欠いています。本来であれば、本年６月と11月の調査結果も考慮する必要があったにも関わらず、そんな論点に気づく議員などいないだろうとばかりに、都合のよい情報だけを掲載した資料のみに基づき、あっさりとこの予算を承認してしまっては、議会の存在意義はありません。所管部署が本気で田中市長の思いを形にしていきたいのであれば、まずは基本設計のみにとどめ、実施設計前に総事業費や運営コスト、完成イメージを市民に示すべきだと強く訴えます。その上で、事業説明会を複数回開催し、市民や利用者、反対する方々の御意見をも可能な限り反映させながら、多くの市民の賛同が得られる形を整えていくべきなのではないでしょうか。そうした地道なプロセスを時間をかけてでも踏むからこそ、市長の思いである海を再生することの理解や、我が町を誇りに思う気持ちの醸成につながっていくものだと確信しています。

残念ながら、この予算案はこのまま承認されてしまうでしょう。しかし、今後のプロセスについては、今からでも軌道修正は可能です。基本設計と実施設計は一括発注しない。実施設計前に総事業費と年間コストを示し、事業規模を明確にする。事業説明会を通じて市民の声を幅広く反映させていく。本年６月以降のモニタリング結果も尊重し、必要があれば都度、立ち止まる。正々堂々と非の打ちどころなく事業を進めていただきたく、このように適切な手続を踏まれるよう要請し、討論を終わります。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第２号市長の退職手当の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第３号市川市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第４号市川市都市計画税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第５号市川市敬老祝金支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第６号令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第７号令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第８号市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第９号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第10号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○大久保たかし議長　日程第11請願第８－１号ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願を議題といたします。

本請願に関し委員長の報告を求めます。

建設経済委員長、中村よしお議員。

〔中村よしお建設経済委員長登壇〕

○中村よしお建設経済委員長　ただいま議題となりました請願第８－１号ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願」について、建設経済委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

本請願は、ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開のための支援、また、自治体が行う支援策への財政措置を行うよう、政府に要請してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、「ホルムズ海峡封鎖等の影響により、例えば生花店におけるラッピング用のフィルムや、クリーニング店で汚れを落とすために使用される石油製品などの高騰により、市民生活及び市内経済に甚大な被害をもたらすと考える。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、賛成者少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第８－１号ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第12一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員　会派未来市川の国松ひろきでございます。通告に従いまして一問一答にて質問させていただ

きます。

何度かこの議場において喫煙所の設置等に関して質問、要望等をさせていただきました。近隣他市もそうですが、不思議と新たに喫煙所を整備している地方自治体が増えてまいりました。今回は何と、この市川市においても、市長の所信表明の中に「適切な場所に喫煙所の設置も検討」との文言が入りました。代表質問でも公明党さんが質問しておりましたが、様々な視点、様々な角度から質問を行ってまいりたいというふうに思います。

まずは大項目の１つ目、たばこ及びたばこ税に関する本市の認識についての(1)本市のたばこ税の現状についてを伺ってまいります。

本市の税収はとても順調である一方、ふるさと納税による流出額が顕著であります。市民税などの税収に比べ少ないのかもしれませんが、本市のたばこ税の収入を看過できない状況だというふうに思われます。また、令和７年度の税制改正に伴い、令和８年度から加熱式たばこに係る税金が見直されるとともに、令和９年度以降も、たばこ税のうち国の税金分が増税される予定となっており、喫煙者の税負担はますます大きくなってまいります。

そこで初めに、たばこ税における国税と地方税はどのような内訳になっているのか。また、増税による影響も踏まえながら、本市におけるたばこ税の現状を伺ってまいります。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

初めに、たばこ税における国税と地方税の内訳につきましては、令和８年４月１日現在、１箱20本入りの小売定価580円の紙巻きたばこを例に申し上げますと、国税では、たばこ税として136円４銭と、たばこ特別税として16円40銭の合わせて152円44銭が課税され、地方税では、県たばこ税として21円40銭、市たばこ税として131円４銭と、国税と同額の152円44銭が課税されており、国税と地方税を合わせたたばこ税は304円88銭となり、たばこの小売定価の53％を占めております。

次に、本市における市たばこ税の現状につきまして、これまでの市たばこ税の収入額における決算額の推移を申し上げますと、令和４年度が32億5,400万円、５年度が30億3,700万円、６年度が29億7,300万円、７年度の決算見込額は29億100万円となり、健康志向の上昇や受動喫煙防止に向けた取組が進んでいることにより、年々減少している状況となっております。

また、令和８年度の当初予算につきましては、加熱式たばこが課税方式の見直しにより増税とはなるものの、健康志向の上昇等による減収の影響のほうが大きいものと見込み、令和７年度決算見込額を下回る28億5,200万円の収入を見込んでおり、今後も市たばこ税は減収傾向が続くものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　健康志向の上昇から、令和４年度から約3.5億円も減収となっているとのこと、また、これから先も減収傾向にあるとのことでした。１箱購入してもらえたら、約130円が税収になるわけです。市で購入してもらえるようにすれば、直接的に増収が見込めるのではないかというふうに思ってしまいます。実際に、我が市川市はベッドタウン。出勤する際に、駅前に喫煙所があれば吸ってから電車に乗り込みます。でも、喫煙所がないわけで、職場のそばで吸ってから出勤します。つまり、職場のそばでたばこを購入してしまっている方が多いという現状があります。ふるさと納税同様、他市に流出してしまっているわけでございます。

では、市のたばこ税として約29億円もの歳入があることが分かりましたが、本市における市たばこ税収入はどういった事業に活用されているのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

市たばこ税につきましては、地方税法第５条第２項に普通税と規定されており、使い道が特定されております目的税とは異なり、一般財源として幅広く活用することができることから、市民税や固定資産税などと同様に、子育て世帯をはじめ高齢者や障がい者への支援、老朽化が進む公共施設や防犯・防災対策、教育環境の整備など、市政全般に係る市民サービスの財源として活用しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　普通税だから使い道はいろいろということも分かりました。ならば、たばこを吸われる方への配慮も少しあっていいのかなというふうに思ってしまいます。よく喫煙所でぎゅうぎゅうで吸っているときの井戸端会議で、高額納税者なのに肩身が狭いと本当によく聞きます。市たばこ税の現状を聞くと、今後も減少の一途をたどっていくことが予想されます。また、ほか自治体のふるさと納税による流出が進む中、市たばこ税が一般財源として使われるのであれば、市たばこ税を少しでも増やすために本市で購入してもらえるようにアピールするなど、対策を講じるべきだと思いますが、今御答弁をいただいている財政部の観点でどう思うのか、その認識をお聞かせください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

市たばこ税につきましては、卸売販売事業者等が市内の小売販売事業者に売り渡す際のたばこの本数に応じて課税されるため、市内でのたばこの販売を伸ばすために、喫煙者に対し市内での購入を推奨することなどは、市たばこ税の増収に向けた有効な手段ではあると考えますが、その一方で、健康増進の観点や喫煙が原因とされる疾患に対する医療費の公費負担抑制の観点などを踏まえますと、喫煙の推奨につながるような広報活動につきましては、慎重に対応しなければならないと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　購入者が増えれば増収となることは理解していても、健康都市日本一をうたっている本市としては推奨が難しいということ、理解できました。ただ、これで議場にいる皆様には、たばこ税がいかに大切な収入源であるかとお分かりいただけたかと思います。

先ほども申し上げましたが、出勤前、電車に乗る前にたばこを吸ってから乗る人が多いです。私も市役所に来るときは大体電車です。自宅から下総中山駅に向かう道中、隠れて細い路地で吸っている方をよく見かけます。下総中山に唯一あるセブン-イレブンさんの喫煙所で、多くの人が吸っております。そこにも様々な注意喚起の看板が掲示されています。また、そこで吸うことができなかったら職場の付近で吸うわけです。そこでたばこがないことに気づけば、職場のそばで買ってしまっているわけでございます。つまり、税収としてあるものが、こちらに関しても流出してしまっています。何か方策が必要なのかなというふうに思います。例えばＩＣＨＩＣＯでもたばこを買えるようにするとかも検討したほうがいいのかというふうに思います。ＰａｙＰａｙの10％還元のときは、カートン１つ買えば１箱ついてくるような購入ができていました。これは経済観光部のお話かというふうに思います。ぜひもろもろ御検討のほう、お願いしたいというふうに思います。

次に移ります。次に、(2)市庁舎への喫煙所設置に関する検討状況について伺ってまいります。まだまだ私は議員ではなかった頃、前の前の市長のときには、新たな庁舎にも喫煙所ができると聞いていた記憶があります。そして、前市長のときに完成予定図を見たときに喫煙所がないことに気づきました。そこで、第１庁舎において当初設置される予定であった喫煙所が、なぜ設置しないことにしたのか、理由を伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

第１庁舎の喫煙所につきましては、建設工事を進めていた平成30年４月の時点では、２階と６階のバルコニーに設置することを検討しておりました。その後、同年７月に受動喫煙を防止するための措置等を定めた健康増進法の一部を改正する法律が成立し、行政機関の庁舎は原則として敷地内禁煙となる第一種施設とされました。そこで、本市ではこの法改正の趣旨を踏まえ、喫煙所を設置しないことといたしました。これに加え、市民及び施設利用者が受動喫煙によって健康被害を受けることを防ぐため、市川市公共施設における受動喫煙防止対策の指針に基づき、屋外を含め敷地内全面禁煙としているものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　２階部分はどこにつくる予定だったのか分かりませんが、確かにこの６階フロア、東側エレベーターホールに不自然な空間や、外に出る入り口を確認することができます。以前の仮庁舎にも、議場フロアに喫煙所が南北２か所にあったかというふうに思います。

では、改めて淡々と管財部に伺ってまいりますが、庁舎内でも屋外であれば喫煙所を設置できると聞いております。近隣市の庁舎の敷地内における喫煙所の設置状況について伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

千葉市、船橋市、松戸市、柏市及び浦安市の５市に確認しましたところ、船橋市と浦安市が屋外に喫煙所を設置しておりました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　２市にあるということ、平成30年に健康増進法の一部改正を受けて、行政機関の庁舎は原則として敷地内禁煙と伺いましたし、本市は喫煙所を設置しなかったわけですが、なぜ他市は喫煙所の設置ができたのか不思議でなりません。受動喫煙防止をしなければならない昨今において、東京都国立市では2023年６月に、栃木県宇都宮市では2024年３月に、埼玉県蓮田市では2024年６月に庁舎内敷地に喫煙所を新たに設置しました。市民の声を受け、喫煙所を増やしている地方自治体が増えてきているということでございます。そういったことを鑑みると、本市としては設置しなかったけれども、実際は設置できるということになります。

では、改めてどういった理屈で他市は喫煙所を設置できたのか伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

健康増進法では、第一種施設の行政機関の庁舎は敷地内禁煙を原則としておりますが、例外的に屋外において施設利用者が通常立ち入らない場所であること、パーティション等で明確に区画されていることなど、受動喫煙を防止する措置が取られた場合には喫煙所を設置できるとされております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　屋外やパーティションなどを行えば例外的につくれるということ。でも、実際に施設利用者が通常立ち入らないところと発言がありましたが、たしか浦安市は駐車場から庁舎に向かう動線の途中に喫煙所があります。実際にできるということだというふうに思います。ほかの地方公共団体では、庁舎内の議会フロアに喫煙所が設置されている例もあると思います。千葉県県庁にもあった気がします。そのような地方公共団体が

喫煙所を設置できる理由は何なのか伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

健康増進法に関する厚生労働省の公表資料によりますと、庁舎の中に議会フロアがある場合、議会フロアも第一種施設の規制が適用されますが、例外として、議会フロアがその他のフロアと明確に区分されている場合などには第二種施設の規制が適用されるため、屋内においてもたばこの煙の流出を防止する基準に適合した場所に喫煙所を設置することができることとされております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　では、この議場がある６階は第二種施設ということだから、喫煙所の設置は理論上できるということになりますし、庁舎の敷地内でも、駐車場から出るところ、庁舎東側の北側出口の辺りも設置できるということになります。その出口は、市民の方はほとんど利用していないですし、言うなればデッドスペースになっているところだというふうに思います。

では、目線を変えて総務部に伺ってまいります。現在の市職員の喫煙率はどの程度あるのか把握しておりますでしょうか。いつも議会中の昼休みに付近の喫煙所に行くと、多くの職員さんが喫煙しているのを見かけます。そこで、本市の職員さんの喫煙率を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市では職員の喫煙率に関する調査は実施しておりませんが、千葉県が実施した令和６年度生活習慣に関するアンケート調査によりますと、千葉県内に在住する方の喫煙率は11.2％となっております。この割合を令和８年４月１日現在の本市の常勤職員、いわゆる正規職員3,111人に当てはめた場合は約350人となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　11.2％、思いのほか少ないなというふうに思いました。ただ、実はこれは全年齢のアンケートになります。確かに60代以上の喫煙率は少なくなるということでしょうから、正確な数字ではありません。ＷＨＯが統計した結果、日本では全体で19.2％の喫煙率があるとのことでございました。また、この答弁であった生活習慣に関するアンケート調査で、年齢別に区切り、20歳から65歳までと限定をすると、男性は20％を超える喫煙率になります。実際はもっといるということになります。お昼どき管理職の皆様は外にあまり行かれないでしょうから、分からないかもしれません。この市庁舎付近の喫煙所では市の職員さんが多く、本当に多く喫煙をされております。これを見ると、いまだに一定数以上の喫煙率はあるのかなというふうに感じます。また、中には名札をつけたまま喫煙所でお話をされている職員さんもおります。全然いいと思います。悪いことではありません。私も吸いますし、休憩中に何をしようが問題ありません。ですが、名札がついていると市の職員だとすぐに分かり、休憩中とはいえ、多くの職員が喫煙している姿は、もしかしたら市民にとって美しく映らないかもしれません。そこで、福利厚生とまでは言いませんが、市の職員さんのためにも、庁舎内に喫煙所が設置できれば、そのようなこともなくなると思いますが、総務部の見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

まず、職員の行動につきましては、昼休みなどの休憩時間中や勤務時間外であっても、市民に誤解や不快感を与えることのないよう、適切なマナーや服務規律の保持が重要であると認識しております。また、職員の福利厚

生につきましては、職員の多様な状況に配慮し、働きやすい職場環境づくりを進めることが重要であると認識しております。一方で、福利厚生には職員の心身の健康について保持や増進を図るという側面もあり、喫煙者への配慮のほか、非喫煙者の受動喫煙対策についても考慮する必要があるものと考えております。職員数や来庁者数の多い第１庁舎や第２庁舎に喫煙所を設置する場合には、喫煙所を設置できない外部機関に勤務する職員との公平性や、これらの庁舎を利用する市民等への配慮なども検討する必要がございます。また、先ほどの管財部長の答弁のとおり、本市では、市川市公共施設における受動喫煙防止対策（指針）に基づき、公共施設敷地内を全面禁煙としておりますことから、現時点におきましては、この指針に基づき対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　公平の観点からは、吸えない職員さんがいる施設のことを考えるとできない。ならば全ての施設の屋外につくればよいというふうに思います。総務省からは、令和６年３月に地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進についてという文書が総務部に送られているというふうに思います。そこには、分煙施設の整備を積極的に進めていただくようお願いしますとの記載もあります。また、答弁では、公共施設における受動喫煙防止対策に基づき設置できないとのことでした。

市庁舎は第一種公共施設です。ですが、例外もあると管財部の答弁でもありました。厚労省が定める条件として、喫煙する区画を明確に定めることや、第一種の利用者が通常立ち入らない場所に設置することなどが掲げられております。命をかけて守ってくれている消防職員さんにも喫煙されている方が大勢おります。消防服を着ているから、最寄りの喫煙所まで移動したとしても喫煙をすることができません。長時間勤務をして制服を着ていて、ちょっとした休憩でもたばこを吸わせてあげられないというのは、すごく酷なことだというふうに思います。消防の職員さんだけでなく、多くの職員さんは、喫煙所だけでなく隠れて吸っている方もおります。実際に令和４年12月には、コインパーキングにて繰り返し喫煙をしたとして戒告の処分をされている職員さんもおりました。隠れて吸うくらいならば、しっかりと分煙施設をつくり、隔離し、副流煙をまかない場所を提供するべきだというふうに思います。

市長の所信の適切な場所への喫煙所の設置は駅前なのだと思いますが、その駅前に市の職員さんが大勢集まります。吸うことは悪いことではありません。ですが、見栄えが悪くなります。制服系の職員さんは、その喫煙所も行きにくいかもしれません。ただ、庁舎内につくる場合はルールが必要です。吸われない方が仕事をしている間にたばこ休憩を取るのはよくないことだと思います。昼休憩の１時間だけとか、明確なルールづくりもしなければならないと思います。ただ、浦安市にも、船橋市にもあります。ぜひ市長、市庁舎内にも喫煙所の設置を強く要望させていただきます。

続いて、(3)に移ります。吸い殻のポイ捨て及び歩きたばこの現状について伺ってまいります。先日、私の所属する市川青年会議所と市川サッカークラブさん、市川ブルーサンダースさん、市川てらこやさんの４団体でごみ拾いのイベントを本八幡駅前にて、土曜日の日中に開催いたしました。週末金曜の翌日ということもあり、本当に多くの吸い殻や酒の空き缶、中にはカップ麺の容器やアイスの袋などたくさん拾うことができました。特に多かったのは、路上というよりも月ぎめの駐車場内やコインパーキング内、そういったところに非常にごみが多かったと感じております。また、少し駅から離れた細い路地、南口だと社協さんに向かう多くの細い道路、北口では東西に渡る細い道路に多くのごみが、たばこが捨てられておりました。これを日曜日にやっていたら、もっと多くの吸い殻を拾うことになっていたかというふうに思います。そこで、たばこのポイ捨て及び歩きたばこの現状を伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

本市では、平成16年に施行した市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例、通称市民マナー条例に基づき、市内の駅周辺15か所を路上禁煙・美化推進地区に指定し、地区内において道路上での喫煙や、吸い殻、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置を行った者に対しては2,000円の過料を科しております。たばこの吸い殻のポイ捨て及び歩きたばこの現状ですが、ポイ捨てにつきましては、京成八幡駅付近の踏切周辺において平成17年から定点観測を実施しており、吸い殻の本数は調査開始当初の年間約1,000本に比べて減少しているものの、ここ数年は400本程度で横ばいに推移しております。また、歩きたばこにつきましては、歩きたばこ単独の件数は把握しておりませんが、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てなどを含めた直近３か年の過料件数を見ますと、令和５年度は864件、令和６年度は625件、令和７年度は456件となっており、年々減少していることから、歩きたばこにつきましても一定程度減少しているものと推察されます。しかしながら、市民の皆様からは、路上喫煙をはじめ歩きたばこや受動喫煙に関する苦情が依然として多く寄せられている状況にあります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　減少はしているものの、いまだ多くの路上喫煙者がいるということ、理解できました。あくまでそれは市民マナー条例推進指導員の認知している件数だというふうに思います。先ほど申し上げましたとおり、本当に多くのポイ捨てがあったのが事実です。そこで、市民マナー条例推進指導員の勤務体制及び予算について伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

市民マナー条例推進指導員には警察官ＯＢを会計年度任用職員として採用しており、本年度は12名が従事しております。勤務体制につきましては、12名を１班６名の２班に分け、２名１組で路上禁煙・美化推進地区を巡回しており、勤務時間は、日曜、祝日及び年末年始を除き午前７時から午後３時まで及び午後１時から午後９時までのシフト制としております。本年度の予算額につきましては、人件費として約4,000万円を計上しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　12名で約4,000万円かけて行っているということ。この広い市川市においては圧倒的に足りていないのかなというふうに思います。冒頭申し上げたように、土曜にごみ拾いを行い、相当な量がありました。いないときに吸っている方が本当に多いということです。また、日曜日はしていない。土曜の夜中から飲み始めて飲食店で吸えず、夜中に路上喫煙をしてポイ捨てをする。また、日曜日は飲食店も早くから開店しているので、さらに路上喫煙者が増える。月曜日の朝ポイ捨てが散乱するという悪循環だというふうに思います。ましてや日曜は市民マナー条例推進指導員がいないわけですし、夜中は巡回していないわけですから、路上喫煙、ポイ捨て、市民への副流煙の被害は食い止めることができていないということでございます。

では、過料件数が多い路上喫煙・美化推進エリアはどこなのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

昨年度過料件数の多かった路上禁煙・美化推進地区上位５地区を順番に申し上げますと、まず八幡地区が112件で24.6％、次いで行徳地区が81件で17.8％、市川地区が52件で11.4％、妙典地区が49件で10.7％、大野地区が

39件で8.6％となっており、これら上位５地区で全体の７割を超えている状況であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　本八幡がやはり圧倒的に多いということ、理解できました。もう一度言いますが、これは認知されている件数でございます。認知できない件数のほうが圧倒的に多いわけでありまして、市民マナー条例推進指導員の予算として約4,000万円が計上されているということで、過料件数も含めて費用対効果はどのようなものなのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

市民マナー条例推進指導員は、市民マナー条例の推進を通じて市民の皆様の健康と安全で清潔な生活環境を保持するために職務に従事しております。過料の徴収はあくまでルールの遵守を促すための一つの手段として位置づけており、費用対効果につきましては、総合的な観点から捉えることが重要であると考えております。具体的には、指導員の巡回活動により路上喫煙やポイ捨ての抑制、駅周辺の環境美化、さらには市民や駅利用者への条例周知などの効果があり、これらが市民マナーの向上や快適な生活環境の維持に寄与しているものと認識しております。今後につきましても、過料件数や苦情の多い地区への重点的な巡回を継続するとともに、各種イベントでの啓発活動などを通じて市民マナーの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　抑止力になっているということは私も理解しております。ただ、実際に船橋市では喫煙所を設置したことによって過料の件数やポイ捨て等の吸い殻などが大きく減ったとのことでございます。錦糸町駅でも東西南北、喫煙所が設置されており、錦糸公園にも設置されております。路上喫煙やポイ捨てが減ったと聞きました。そう考えると、喫煙所を設置し指導員を減らすとか、費用対効果等を考えたら必要になるのかなというふうに思います。もちろん抑止力のためにも必要ですし、路上喫煙だけでなく、犬のふんの放置とか、ほかの分野では必要になるかというふうに思います。逆にもっと増やすとかも検討していいのかなというふうに思いますし、喫煙所を設置するなら減らしてもいいのかなというふうに思います。

では、続いて(4)に移ります。市内の公営喫煙所に関して検討状況を伺ってまいりたいというふうに思います。まずは市内の民間喫煙所について把握しているのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

市内における民間施設等の喫煙場所につきましては、店舗など各事業者がその判断により設置しているものであり、市として把握は行っておりません。なお、民間の喫煙場所に関する情報につきましては、たばこ製品を販売している日本たばこ産業株式会社において、ウェブサイトを通じて広く情報提供が行われているものと承知しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　現状は市川市に公営の喫煙所がないわけです。初めて市川市に来た人、他市の人が本市庁舎に来庁した際、総合窓口で喫煙所はどこですかと聞いたら、本市庁舎には喫煙所はありませんと答えるでしょう。では、近隣にはありませんかと聞かれたら何と答えるのでしょうか。なかなか答えられないのかなというふうに思います。自分で探せということだというふうに思います。私の把握している限り、飲食店内を除き、市役

所から近いところだと駅のシャポーの中、教育会館横セブン-イレブンさん、駅南口のたばこ屋さん辺りが近いのかなというふうに認識しております。昼休憩時にここを通ると市の職員さんが大勢おります。また、南口のたばこ屋さんでは、入り切れないほど人がいて、少しでも敷地外にいる人は書き入れどきかのように市民マナー条例推進指導員の方がずっと見ており、実際に過料を取られた方もいらっしゃいました。そこは喫煙スペースが狭く、どうしても路上部分にはみ出てしまう方も多く、そういった方に声をかけて過料を取っていた方を見かけることもあります。また、逆にもっと近いところでローソンさんにもございましたが、クレームが多かったからなのか、マナーが悪かったからなのか、半年ほど前になくなりました。では、他市の公営喫煙所の設置状況について伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

他市では、駅周辺などの人通りの多い場所に公設の喫煙所を設置している事例がございます。近隣では、松戸市がＪＲ東松戸駅に、船橋市がＪＲ船橋駅に、千葉市がＪＲ海浜幕張駅に、それぞれ１か所設置しているほか、浦安市においては、東京メトロ東西線浦安駅及びＪＲ新浦安駅、舞浜駅の３か所に喫煙所を設置しているものと承知しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　浦安は３駅しかないのに３駅全てに喫煙所があるとのことは、すごいことだというふうに思います。新橋駅とかも喫煙所がしっかりと整備されており、通勤の方々の憩いの場となっております。なおさら本市にも公営の喫煙所を設置したほうがよいのかなというふうに思います。先ほど国立市、宇都宮市、蓮田市の話もいたしましたが、パーティションの喫煙所ではなく、トレーラーハウス型の喫煙所も増えてきているのが事実でございます。武蔵野市では市内３駅４か所に設置したとのこと、また、先日、議会運営委員会の視察で山形駅に行った際は、山形駅にも市営でトレーラーハウスが設置されておりました。本市にもやはり必要なのかなというふうに思ってしまいます。所信にも掲載があったわけです。改めて検討状況について伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

令和５年度に開催した市民マナー条例に関する意見交換会などでは、喫煙者と非喫煙者を分離することができるなど、喫煙所の設置に対する賛成意見が約３割ございましたが、一方で、高額な費用をかけて喫煙所を設置する必要はないなど、反対意見が約７割もありましたことから、喫煙所の設置については、これまで見送ってまいりました。しかし、今回、市長の所信表明にありますように、路上喫煙禁止区域の適正な管理やマナーの向上のため、適切な場所に喫煙所の設置も検討していくこととしたところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　検討を進めていただくとのことでした。公明党さんの代表質問で西村議員がおっしゃっておりましたが、船橋市は設置するまでの間に本当に多くの方にアンケートを取ったそうです。以前、同様の質問をした際に、本市でアンケートを取ったのか聞いたところ、分母も少なく、同じ方に何度も聞いたり、明らかに吸わせない方法、つくらせない方法のアンケートであったりするように感じてしまいます。吸わない方の理屈も分かります。副流煙の問題はとても重大です。健康被害を実際に及ぼしてしまうから、それこそ隔離が必要だというふうに思います。また、設置に協力してくれるＪＴさんなどの企業もあります。路上で歩きたばこの方の煙がかかってしまう。ならば、しっかりと喫煙所を設置して隔離してしまったほうが副流煙の被害は少なくなりま

す。また、職員さんのためにも施設内にとも言いましたが、しっかりと吸わない人が働いている時間帯は吸わせない、昼休憩だけにするとかルールを定め、市の公営喫煙所の設置、また施設敷地内への喫煙所の設置を強くお願いしたいというふうに思います。

今回は財政、管財、総務、市民部に聞いてまいりました。喫煙所の設置だけでまだまだ関わる部署があります。船橋市では、環境美化の観点で喫煙所を環境部マターで設置したそうです。確かにポイ捨てや路上喫煙が減り、環境美化という意味ではとても成果があったように思います。受動喫煙防止の観点なら保健部になります。受動喫煙防止を推進するならば、副流煙対策のため、しっかり喫煙所を設置したほうが理にかなっているというふうに思います。

また、港区では路上喫煙が大問題となっておりました。確かに夜の六本木など外国人が多く、人がたばこを吸いながら歩いているイメージもあります。そこで、区が企業さんに喫煙所をつくって区民に利用させてほしいとのことで大規模な補助金を行っております。港区屋内喫煙場所設置費等助成事業として、運営まで込み込みで、平米数によっても異なりますが、設置補助費として1,000万円の補助金を出す場合もあるそうです。さらには、電気代、清掃代、保守点検、ごみ処理として年間最大150万円もの補助も出るそうです。

また、補助金で言えば、先順位者も申し上げておりましたが、最寄りのたばこ屋さんやコンビニ、そういったお店にパーティションをつけてもらって喫煙所をつくるということもできます。そういったパーティションの設置補助の創出なども検討してほしいと思います。パーティションがあれば、恐らく一番最寄りだったローソンさんも撤去しなかったのかというふうに思いますし、市民が憩える場所が増えるし、市内消費も高まるし、分煙化も進むし、副流煙がかかることもなくなります。その場合、商店さんへの支援だから経済観光部の所管になるかなというふうに思います。そのパーティションに、たばこを買うなら市川市と記載し、市内で購入を推進すれば税収も上がっていきます。今、市民の皆様は吸える環境のところ、職場付近などで買ってしまうから、市内での購入は減っていく一方です。帰り道、最寄り駅に喫煙所があれば、家でも吸えない方々は、一服したら帰ろうとなります。そうすると、足らないときは最寄りで購入するわけですから、市内購入額は喫煙所があれば増えていくというふうに思います。ぜひ全庁的に職員さんのためにも、市民のためにも、喫煙所の設置を強く要望いたしまして、この項目を終えさせていただきます。

続いて、大項目の２つ目、市の公式ウェブサイトのリニューアルについてになります。

先日、市の公式ウェブサイトがリニューアルされました。とても見やすくなったし、使いやすくなったと思います。まず早速、リニューアルをした経緯と、どのような内容になったのか伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

これまでの市公式ウェブサイトは令和３年１月より運用を開始したもので、導入後５年を迎えることから、最新の機能、かつコストを抑えたシステムに入れ替えることとし、デザインやサイト構造を一新する全面リニューアルを行い、令和８年３月に公開いたしました。リニューアルの主な内容につきましては、１点目として、利用者が迷うことなく目的の情報にたどり着けるよう、曖昧な言葉でも検索ができ、かつ検索結果の要約文も表示できるＡＩ検索機能や、関連性、類似性のあるページをお薦めするＡＩレコメンド機能などを導入し、ユーザビリティーの向上を図ったこと、２点目として、障がいの有無や年齢、利用環境などにかかわらず、全ての人がウェブ上のサービスを利用できるよう、アクセシビリティーの向上を図ったこと、３点目として、職員がウェブページを作成、更新する際の操作性を向上させたこと、４点目として、災害時の情報発信力の強化を図ったことなどでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　先日、６月12日の読売新聞の京葉ランに、松戸市でもＡＩ検索を導入したとの記載がありました。先駆けて市川市が導入したというのはとてもうれしく思います。本市には公式ウェブサイト以外にも多くのサイトがあります。

では、続けて聞いてまいりますが、「いちかわっこＷＥＢ」や動物園、市議会など関連する市のウェブサイトもリニューアルされたのか伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

本市が管理するウェブサイトには、市公式ウェブサイトのほかに各所管課が独自に構築したサイトがございます。今回のリニューアルの対象は、市公式ウェブサイトの内部に存在するページとなり、例として、市議会サイト、動植物園サイトなどがございます。一方、「いちかわっこＷＥＢ」や「イベントポータルサイト」などは市公式ウェブサイトの外部に存在するページであることから、リニューアルの対象外となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　サイトの内外というのは市民に関係ないことで、一緒のものに見えてしまいます。どうせなら全庁的に変えてもよかったのかなというふうに思います。

では、もう少し聞いてまいりますが、そもそも公式ホームページと言われても、正直見ておりません。子育て支援を行っていると言われて「市川市　子育て支援」と検索をしても、ニュース記事から内容を見てしまって、ホームページは見ません。そこで、市民の皆様が欲しい情報を探しやすくするように、ＳＥＯ対策、検索上位になるような対策を行っているのか伺います。

また、市から市民に情報を届ける仕組みとして、例えばグーグルやヤフーなどで何かを検索した際に、関連する市川市のニュースや市川市の取組等が映り込むようなパーソナライズド広告や、ＳＮＳを活用したプッシュ型通知を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

ＳＥＯ対策につきましては、アクセス解析ツールを新たに導入し、この機能により、検索されやすいキーワードやページのアクセス数を把握できるようになりました。これらの情報を基に検索結果が上位に表示されるよう、ページの見直しに努めております。また、本市から各種検索サイトを運営する民間事業者に対し、一人一人の属性や興味などのデータに基づき、最適な情報を提供するパーソナライズの依頼は行っておりませんが、市公式ＬＩＮＥアカウントにおきまして、御利用される方が事前に登録した分野の情報をプッシュ通知するセグメント配信を行っており、皆様が欲しい分野の情報をお届けしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　多少のＳＥＯ対策は行っており、パーソナライズド広告はしていないということと、また、公式ＬＩＮＥにはプッシュしているとのことでございました。

では、公式ホームページを見てみると、トップページの下部にバナー広告掲載欄があります。現在５社が掲載されているのですが、この掲載要求について伺います。また、そういった広告も重要とは思いますが、田中市長になり本当に多くの企業や団体と協定を結んでおります。企業側も役所と協定を結ぶということは、企業としての信用度も上がって、市民貢献もできて、双方メリットがあるわけですが、広告は載せているけれども、そうい

った協定企業や団体のＰＲはトップページに載せないのか伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

本市では、市公式ウェブサイトにバナー広告を掲載するための基準として、市川市公式Ｗｅｂサイト広告掲載基準を定めております。主な要件として３点ございます。１点目は、ギャンブルや消費者金融に関わるもの等の掲載を認めない。業種または事業者の制限となります。２点目は、公共の福祉に反するもの、またはそのおそれのあるもの等の掲載を認めない。内容による制限となります。３点目は、誇大広告を含むもの等の掲載を認めない。表現による制限となります。このような制限を設けて審査を行い、適切に運用しております。

また、掲載料につきましては、市内の事業者は税込みの月額で２万7,000円、市外の事業者は税込みの月額で３万円となっており、バナー広告の募集は市公式ウェブサイト上で行っております。

次に、協定締結企業のＰＲにつきましては、本市には災害協定、包括連携協定、スポーツ団体等との各種協定が230以上あり、協定内容と関連する事業の各ページにおきまして協定企業一覧を掲載し、また、一部ではありますが、協定企業のリンク先を表示しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　協定企業は、いい意味で多過ぎて載せられない、そういうことだというふうに理解しました。でも、災害関連企業や防災協定を結んでいる企業さんにもすぐたどり着けば、個人的にも、団体的にも、企業的にも、こういったすばらしい取組をしているという広告にもなりますし、市民としてそういった防災や取組を何か行っている企業さんを調べたいときに、とても助かる情報なのかなというふうに思います。

最後、もう１点だけ伺います。せっかくホームページが見やすく、親しみやすくなったのはとてもいいことだと思いますが、セキュリティー対策はどのようになったのか伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

これまでの市公式ウェブサイトでは、本市独自のセキュリティー対策を行っておりましたが、今回のリニューアルにより千葉県自治体情報セキュリティクラウドに変更いたしました。リニューアル前の本市独自のセキュリティー対策につきましても、導入当時最新のものでありましたが、リニューアル後の千葉県自治体情報セキュリティクラウドは、千葉県及び県内54市町村で共同利用、また運用しているものであり、昨今の情報セキュリティー事情に基づき、随時アップデートが施され、強固なセキュリティー対策が行われているものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もろもろ伺ってまいりましたが、市川市はとてもすばらしい政策を行っております。まさに今定例会でも、選べる子育てスタイルとして、第１子の無償化や市川こども手当などもすばらしい政策を行っております。ですが、市民には浸透しておりません。ウェブサイトに掲載し、「広報いちかわ」に載せ、ＳＮＳにも発信しましたと、各部署は周知の部分で答弁を大体いたします。ＬＩＮＥの登録者、ユーチューブの登録者数は何名でしょうか。スマホが触れない方などは登録しておりません。また、「広報いちかわ」に関しても、何度も要望しておりますが、全戸配布ではありません。新聞折り込み、新聞を読む方が減少している昨今、何名の方が目にしているのでしょうか。また、自治会の加入率は約52％で、回覧板で回すとしても、その52％の方にしか行き渡りません。先日、信篤地域で市民からの要望があり、3･4･13号のこと、公共施設再編のことを聞きたいと

のことで市政報告会を行ったのですが、「広報いちかわ」のとても小さい部分に「県北西部の渋滞対策に関するパネル展（オープンハウス）の開催」と記載があり、県道船橋行徳線のことを役所内でパネル展が開かれるという旨の記事でした。参加者の方に、こういったのがあったことを御存じですか、皆様行かれましたかと聞いたところ、やったことすら知らなかったという人がほとんどでしたどころか、知っていたのは自治会長さんだけでした。ほかの案件でもパブコメの意見募集をしましたとかもよく答弁されていますが、そもそもパブコメを募集していたことすら知らない人が大勢おります。もっとプッシュ型、足を使った周知というのが必要なのではないでしょうか。先ほどの3･4･13号のお話も、用地にかかりそうな方には書面で案内をするだとか、自治会の掲示板に貼り出すとか、もっと方法はあったはずだというふうに思います。今回の選べる子育てスタイル、とてもいいものだと思います。「広報いちかわ」に載せます、ＳＮＳで発信しますだと市川市民向けの周知になります。市外、県外で子育てに関心を持たれている方が「子育てしやすい町」で検索をしたら、市川市が上位に出るとか、市川市の政策が飛び込んでくるとかしないと、他市からの人口流入なども難しいことだというふうに思います。ぜひ今の子育て施策だけでなく、本市で行っているとてもすばらしい政策を、市内だけでなく市内外へ発信できるようお願いしたいというふうに思います。

次に、大項目の３つ目、市川市道ネーミングライツ事業について伺ってまいります。

市内にはニッケコルトンプラザ通りやカリフォルニア通りなど、名称が付与されている市川市道が多数あります。そこで、この事業の内容及び目的と事業の課題について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

市川市道ネーミングライツ事業は、市道に通称名を付与する権利をネーミングライツパートナーとして企業に買い取っていただき、市道の適正な維持管理に係る財源確保と地域の活性化を図ることを目的に、平成26年度から実施しております。対象路線は、本市が１級幹線道路として認定している32路線のうち、菅野通りや行徳駅前通りなど、既に愛称名がついている路線等を除き、現在14路線を対象としております。事業を開始した当初において、ニッケコルトンプラザ通り、ガナーズ通り、アーデル通りの３事業者から計５路線の応募がありました。それ以外の９路線につきましては、毎年募集を行っているものの、新規の応募がない状況が続いており、新たな財源確保と地域の活性化につながっていないことが課題と認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　３事業者５路線決まって、それ以外の９路線は募集しても決まらないということ、またカリフォルニア通りはネーミングライツではないということも理解できました。答弁で１級幹線との話がありましたが、１級幹線と２級幹線の違いは何か。また、菅野通りや行徳駅前通り、カリフォルニア通りなど既に愛称がついている路線は対象外ということでしたが、愛称はどのような経緯で設定されているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市の１級幹線道路は市内の骨格を担う主要な道路で、広域交通を処理し、国道や県道等に連結する道路であります。一方の２級幹線道路は、１級幹線道路を補完し地域内交通を円滑に集散する道路として位置づけております。

次に、道路愛称名の設定につきましては、道路整備事業の完成によるものや、市制施行の記念事業、周年事業の実施など、設定時期や経緯は様々であります。これら愛称のある路線は、既に広く地域の方々に浸透していることから、ネーミングライツの対象路線からは除いております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　愛称があるところはネーミングライツから外しているとのこと、意外と愛称として本市が認知していなくても愛称で呼ばれている路線もあります。私の地元だと若栄会の商店街、若宮銀座通りだとか、平田小の前が一番堀だとか、通称名で通ってしまっているところもあるのかなというふうに思います。今ではアーデル通りになっておりますが、私の地元では、赤門の通りなどと、飲食店やシンボルとなる企業で呼ばれている路線でございました。

では、ネーミングライツの契約金額はどのように設定しているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

ネーミングライツの契約金額につきましては、道路の延長にかかわらず路線単位としており、年額20万円以上を契約希望金額として設定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　長さの問題ではなく路線単位ということ、年額20万ということも理解いたしました。我々議員は寄附等ができないので応募もできないと思いますが、例えば国松通りで申請をしたら通るものなのか。政治家としてはできないとして、例えば、実際にはおりませんが、いとことかが株式会社国松を経営していて、私のために売名のために国松通りをつくってくれとか、できてしまうのかなというふうに思ってしまいます。

改めて、どのようにネーミングライツの契約締結をしているのか、契約期間や契約更新をどのように行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

ネーミングライツパートナーの契約につきましては、選定委員会において優先交渉者として選定された法人と契約に関する必要事項を協議し、合意に至りましたら最終的なネーミングライツパートナーとしての契約締結をしております。契約期間につきましては、パートナー企業が命名する道路通称が地域の方々に浸透する時間として５年間を希望期間としております。契約締結後は、通称名が記載された名称看板を設置することができるものとしております。看板の設置費用は契約した法人の負担になるものの、道路占用料につきましては免除としております。契約の更新を希望する場合は、契約期間満了の４か月前までに市に通知し、契約内容について改めて協議し、合意に至った際に契約の更新をしております。契約更新の意思がなされない、または契約内容の協議が調わなかった場合は、新たにネーミングライツパートナーを募集する路線としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　看板は事業者の負担ということ、また、契約期間は５年ということを理解できました。今回はこの件を質問するに当たり全ての看板を見に行きました。実際、ガナーズ通りの看板を探すのには大変苦労いたしました。実はアーデル通り、ニッケコルトンプラザ通りを見て、私もやりたい、名称をつけたいというお話は結構何件か相談されました。また、名称をつけたいという企業さんから依頼をされた際、２級幹線道路だったとのことで名称の付与ができなかったということもありました。そこで、現在１級幹線に名称がつけられていないという道路があるということも理解しておりますが、もう少し門戸を広げて、２級幹線道路も募集する考えはないのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

これまで市内の骨格路線である１級幹線道路のみを対象としてきたものの、新規の応募がない状況が続いております。このような状況を踏まえ、昨年度、財源確保と地域の活性化のため、さらなる活用への見直しについて、田中市長から指示がありました。このことから、他自治体の運用方法や路線選定の仕方、募集要件などの調査研究を行い、現在、対象路線や対象法人の拡大などを視野に、募集要項の見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。対象路線や対象法人の拡大を検討しているとのことでございました。ぜひやりましょう。ただ、先ほどの広報の部分でも申し上げましたが、「広報いちかわ」に載せました、ホームページに載せました、ＳＮＳに載せましたでは、募集が始まったことすら知らない方が多いということになります。実際に、募集していますよということを、僕がやりたいという企業さんたちに教えてさしあげたときも、その企業さんたちは、え、どこのページでそれは出ているのとか、どこにそういう募集広告が出ているのとか、いろいろ問合せをされました。募集していることすら知らない。新聞も読まない、「広報いちかわ」も見ない、ホームページも見ないという方々は、募集していることすら全く知りません。ですから、積極的にこちらから沿線の企業さんや商店会連合会さん、商工会議所さんなどにも協力を仰いで広く周知を行って、知らなかったということがないよう、また、名称が決まった後で、私もやりたかったと言われることがないよう周知の徹底をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12一般質問を継続いたします。

野口じゅん議員。

○野口じゅん議員　地域政党チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従いまして一問一答により質問を行います。

まず、既に通告しておりますが、２つ目の大項目、文化都市の実現についての(3)は取り下げます。また、議長、(1)のイ、ウの順番を変えて質問させていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　許可いたします。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。それでは、質問を始めます。

まず１つ目の大項目、本市の情報発信及び広報戦略についてであります。

市川市動植物園のニホンザル、パンチ君は、今や市川市を代表する話題の一つとなっております。人工哺育で育ち、母親代わりのオランウータンのぬいぐるみを抱える姿や、群れの中で懸命に生きていく姿に多くの方が心を動かされ、国内のみならず海外からも注目を集める存在となりました。そして、今回の反響は、まずＳＮＳ上で大きな話題となり、その後メディアにも取り上げられて広がったという点に大きな特徴があると思います。こ

うした現象を一過性のブームとして終わらせるのではなく、今後、市の様々な分野におけるＳＮＳを活用した情報発信や広報戦略に生かしていくべきであると考えます。

そこでまず、パンチ君が全国的な反響を呼んだ要因として、動植物園におけるＳＮＳを活用した情報発信について、市はどのように評価しているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

動植物園のニホンザル、パンチにつきましては、昨年７月の出生直後から母親が子育てできなかったことを受け、飼育を担当する職員による人工哺育を実施いたしました。その後、本年１月19日に猿山のニホンザルの群れに入っての生活を開始いたしましたが、ぬいぐるみを持ち歩く小猿の姿が話題になっておりました。これを受け、本市では、本年２月５日に初めて市川市動植物園公式Ｘにて名前を紹介するとともに、翌日には「＃がんばれパンチ」をつけて広く応援の呼びかけを行ったところです。パンチをめぐる動植物園からのＳＮＳ発信に当たっては、当日の混雑状況などをリアルタイムで発信する速報性や、多くの閲覧者の共感を得られる親しみやすさ、そして人工哺育やニホンザルの飼育方針について動植物園の考え方を発信する誠実さといった要素を重視しております。こうした発信により、動植物園の公式Ｘのフォロワー数も約６万人だったものが、パンチが話題になって以降、急激に増え、現在は22万人となっております。こうしたＳＮＳ上での盛り上がりにより、ネットユーザー以外の方々にも各メディアや報道を通じて認知され、実際に動植物園に御来園いただくといった行動につながったものと考えております。本年２月以降、動植物園への入園者は急増しており、３月は約９万人で、前年同月比で約3.7倍、４月は約６万5,000人で約2.8倍、５月も約６万5,000人で約2.4倍となっており、現在もそのにぎわいは続いております。

このように、ＳＮＳによる発信がきっかけとなり、国内外のメディアや報道に取り上げられ、多くの人々の関心を引き、入園者増につながっていることは、動植物園の情報発信力は非常に大きな役割を果たしているものと捉えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。私自身、今回の事例を見て感じたのは、やはり現場に近い動植物園だからこそ発信できるパンチ君の何げない姿や成長の様子が、多くの方の共感を呼んだのではないかということです。また、来園者が急増する中でも、混雑状況の発信や飼育方針について丁寧に説明を続けてこられたことも、今回の大きな反響を支えた要因の一つであったと感じております。今回の事例は、パンチ君という一つの成功事例にとどめることなく、市川市の様々な魅力を発信していく上で生かしていくべきものだと考えます。

そこで、(2)本市の情報発信及び広報戦略の現状並びに今回の事例を踏まえた今後の方向性についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

初めに現状についてです。本市には、災害情報などの緊急情報や季節ごとの見どころ、イベント情報などを発信している市公式ＳＮＳがございます。市民の皆様へ素早く情報を届けるツールとして、ＬＩＮＥ、Ｘ、フェイスブック、インスタグラム及びユーチューブを活用しております。また、動植物園や博物館、図書館などが管理する個別のＳＮＳアカウントもあり、専門性を生かして、フォロワーが求めている各分野の情報を継続的に随時発信しております。これらのＳＮＳアカウントを届けたい情報の内容に合わせて使い分け、また組み合わせながら、適切な情報発信に努めているところでございます。

また、広報広聴課には、市民の皆様の興味を引き、視覚、聴覚に訴えるような情報発信を行うため、イラスト作成や動画編集のスキルを持つ職員を配置し、ポスターやチラシ、動画などを制作しております。当該職員により制作された市川市動植物園のパンチに関する動画が再生回数100万回を超えるなど、大きな反響を呼んでいるところでございます。パンチそのものが既に世界的な人気となっていたことはもちろんですが、職員にしか撮影することができないパンチの生まれて間もない姿や飼育の裏側など、動画の素材選定や編集方法なども、この動画が市内外問わず多くの方々に受け入れられた要因であると考えております。

次に、今回の事例を踏まえた今後の方向性についてです。今回、世界中に広がったパンチブームによりまして、ＳＮＳの拡散力及びその影響力を改めて実感したところでございます。市川市動植物園公式Ｘにより行われました「＃がんばれパンチ」など、応援したくなる話題の提供、定点観測的に継続した投稿を行ったこと、そして多数の応援コメントなどの引用リポスト投稿が掛け合わさり、いわゆる話題の掛け算が功を奏して爆発的なブームを引き起こしたものと考えております。

今回の事例から学び、今後、ＳＮＳを活用するに当たっては、応援したくなるストーリー性のある話題など、市民の皆様に共感を得られやすい内容の強化に取り組み、市全体における広報力の底上げを図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。御答弁にもあったように、パンチ君の生まれて間もない姿や飼育の裏側など、現場に近い職員だからこそ発信できる内容が多くの方に受け入れられた要因であることが、よく分かりました。また、御答弁に、話題の掛け算という表現がありました。ウェブサイトや広報紙と違い、共感や応援したくなる気持ちを生み出し、それが人から人へと広がっていくことが、ＳＮＳならではの特徴であることを改めて感じたところであります。

そこで再質問として、現場の魅力を伝える視点やＳＮＳの特性を踏まえた情報発信の考え方を具体的にどのように組織全体で共有し、市全体の広報力の底上げにつなげていくお考えなのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

市公式ＳＮＳや各施設の個別ＳＮＳアカウントを活用する担当者が、グループチャットなどを用いまして、よりよい配信事例を随時情報共有できるようにするとともに、市町村アカデミーや千葉県自治研修センター等が主催する研修を受講することで、市全体の広報力を強化してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。担当者同士が横断的につながり、よりよい事例を共有していくという方向性は大変重要であると感じました。一方で、先ほども申し上げたように、今回のパンチ君の事例で多くの方の共感を呼んだのは、現場に近い職員だからこそ発信できた成長の姿や飼育の裏側、そして日々の積み重ねにあったのではないかと感じております。市川市には、それぞれの現場に根差した魅力やストーリーが数多く存在していると思います。そうした魅力を広く伝えていくためには、行政内部での情報共有に加え、市民や民間の力も積極的に生かしていくことが重要ではないかと考えます。

そこで(3)に移ります。インフルエンサーなどとの連携を含めた民間活力の活用について伺います。市川市には、地元への愛着や誇りを持ちながら地域の魅力や情報を発信しているインフルエンサーや動画制作者、デザイナーなど多くの方々がおられます。そこで、こうした民間の力を市の情報発信にどのように生かしていく考えなのか、市の見解についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

近年、ＳＮＳの普及に伴い、情報の発信手法は大きく多様化しており、民間インフルエンサーなどの優れた発信力やノウハウに学ぶことは重要な視点であると認識しております。本市がインフルエンサーと連携して情報発信などを行った事例について御紹介いたしますと、令和６年度には市民の皆様に喜ばれる行政情報発信へのヒントとするために、本市で作成した動画を数名のインフルエンサーに見てもらいながら、はやる動画のアイデアなどを伺いました。令和７年度には、動植物園による猿の共有放飼場に関するガバメントクラウドファンディングの受付期間中に市が発信した情報へのリポストなどを、情報拡散に協力していただきました。また、本市の観光振興に関わる各種事業を行っている市川市観光協会では、日頃より市内の観光情報などを発信しているインフルエンサーを特別ＰＲ担当として委嘱し、市の依頼等による観光情報の拡散に協力をいただく取組を行っております。

市がお届けしたい情報と御協力いただくインフルエンサーの得意とする分野が合致すれば、情報の拡散に大きな効果が得られるものと認識しております。今後も効果的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。インフルエンサーの皆さんから動画制作のアイデアを伺ったり、情報拡散に協力いただいたり、また観光協会においては、特別ＰＲ担当として委嘱するなど既に様々な形で民間の力を活用されているということが分かりました。そうした取組に加え、必要に応じて情報発信そのものを担っていただく業務委託や動画制作、ＳＮＳ運用、企画立案などについて専門的な知見を生かしていただくアドバイザーとしての関わり方など、より踏み込んだ形でその力を生かしていくことも考えられるのではないでしょうか。

そこで再質問として、インフルエンサーやクリエーターを単に情報を拡散していただくという関わり方に加え、必要に応じて情報発信の主体として協力いただく業務委託や、専門的な知見を生かしたアドバイザーとしての活用をしていくことについて市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

インフルエンサーやクリエーターを活用した業務委託やアドバイザー登用についてですが、インフルエンサー等が持つ高い発信力や専門的なノウハウを市政に生かすことは、本市の情報発信力の強化に有効な手段であると考えております。一方、情報発信をインフルエンサー個人に委ねてしまうことで、インフルエンサー個人の発言が市全体のイメージに直結し、不適切な発信により、炎上リスクあるいはステルスマーケティング、いわゆるやらせ行為と誤認される懸念など、連携を進めるに当たり慎重を期すべき点もあると認識しております。今後は費用対効果や課題を精査しつつ、まずは他の自治体の先進事例などを調査研究し、本市における具体的な活用手法について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。炎上リスクやステルスマーケティングなど、連携に当たっては超えなければならない課題があるということも理解いたしました。市川市には、地域に愛着を持ち、その魅力を発信している多くの人材がおられます。そうした力をやる気や善意だけに頼るということではなく、適切な役割や関係性の下で生かしていくという方向性をぜひ持っていただきたいなというふうに思います。今回のパンチ君の事例から学んだことを、市川市全体の情報発信や広報力の向上に生かしていただくことを期待して、この項目の質問は終わ

ります。

次に２つ目の大項目、文化都市の実現についてであります。

人口減少や価値観の多様化が進む中、これからの市川市が将来にわたって選ばれる町であり続けるためには、文化の持つ力を生かしたまちづくりがますます重要になってくると考えます。本市には、歴史や文化、自然、そして多くの市民活動など、文化都市としての大きなポテンシャルがあります。デジタル化や多様化など時代の変化に対応しながら、こうした地域の魅力をどのように生かし、次の世代につないでいくのかが重要であります。

そのような中、第２次市川市文化振興ビジョンが策定されました。こちらですね。私は、これまで３回の定例会において、本ビジョンや市立近現代美術館構想を取り上げ、その方向性や両者の関係性について質問してまいりました。

初めに申し上げたいのは、私は美術館をつくるかつくらないかという二項対立の議論をしたいのではなく、本市がどのような文化都市を目指し、そのためにどのような機能や仕組みが必要なのか、その議論を深めていくことが重要であると考えております。そうした観点から、第２次文化振興ビジョンにおける基本的な考え方や市民意見の反映について確認してまいります。

まず、アとして、本ビジョンの柱となる取組として掲げられている街かどミュージアム2.0とはどのような考え方なのか。ウとして、市立近現代美術館をどのように位置づけているのか。そしてイとして、本ビジョン策定において市民意見をどのように反映したのか、一括してお伺いいたします。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

初めにア、街かどミュージアム2.0の考え方についてです。本市では、平成15年に策定した市川市文化振興ビジョン――以下文化振興ビジョンと申します――が、昨年度、目標年次を迎えたことから、令和７年度末に第２次市川市文化振興ビジョン――以下、第２次文化振興ビジョンと申します――を策定いたしました。第２次文化振興ビジョンは、市川市総合計画2050を上位計画とし、2050年度を目標年次とする文化振興に係る中長期的プランとして位置づけており、文化振興ビジョンで定めた基本方針、基本方策、リーディングプログラムである街かどミュージアム都市づくりなど基本的な考えについては一定の成果があったことから、踏襲しております。また、本市の文化芸術資源の認知度向上や、地域の魅力の発信、次世代の担い手減少などの課題に対応するとともに、急速なデジタル技術の進展、地域社会の多様性なども踏まえたものでございます。

その上で、リーディングプログラム方針、街かどミュージアム2.0とし、共に創る共創型ミュージアム都市を目指すことを盛り込みました。共創型ミュージアム都市とは、文化振興ビジョンで整備した地域に点在する文化施設を生かしながら、ハード面、ソフト面の双方を充実させていくことを想定し、多様な主体とともに、新たな価値観や魅力をつくることを目指すものでございます。

次にウ、市立近現代美術館の位置づけについてです。文化振興ビジョンの下、街かどミュージアムとして整備してきた芳澤ガーデンギャラリーや木内ギャラリーなど既存の文化施設は、市民から寄贈された民家等を活用したものが多く、主に作品の展示を中心とする小規模な施設でございます。そのため、これらの施設は設備面での収蔵庫等の不足や、専門職である学芸員の未配置など、博物館、美術館の基本的な機能である調査、研究、収集、保管等の要件を満たしてはおりません。美術館の根拠法令である博物館法は、博物館、美術館の基本的な機能と役割として、調査研究や収集、保管、展示、公開を掲げてきましたが、近年の文化芸術に関する法律の制定等も踏まえ、令和４年４月に改正されました。この改正では、博物館、美術館の在り方について、これまでの基本的な機能と役割に加え、文化の継承や情報発信、次世代への学び提供、社会や地域における課題対応などが新たに盛り込まれました。

このような背景を踏まえまして、第２次文化振興ビジョンにおいては、街かどミュージアム都市づくりを発展的に継承した共創型ミュージアム都市づくりを目標に掲げ、既存の文化施設で不足している人材、体制、設備等を市立美術館において整備することを視野に入れて方針を示したものでございます。

次にイ、文化振興ビジョン策定における市民意見の反映についてです。第２次文化振興ビジョンの策定過程におきましては、市民及び文化芸術団体を対象にしたアンケートのほかパブリックコメントを実施し、いただいた御意見やアンケートの結果を参考にビジョンに反映したところです。例えば活動場所や参加するきっかけが少ないという意見につきましては、市民が作品やパフォーマンスを気軽に発表できる小規模な場所の確保、対話型鑑賞会等の開催により、鑑賞者として参加できる機会の拡充などの施策を基本方針２の「だれもが文化芸術を楽しめる環境整備」へと反映いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。まず、アの街かどミュージアム2.0の考え方であります。今回新たに共創型ミュージアム都市というコンセプトが示されました。共に創ると書いて共創ですね。これは、これまで整備してきた地域の文化資源を生かしながら、様々な人たちとともに新たな価値や魅力を生み出していくという考え方ということです。そして、誰もが日常の中で文化芸術に出会い、参加し創り出すことができる共に創る町を目指すということでした。本市の文化都市としての将来像を考える上で重要な視点だなというふうに感じました。ここは理解いたしましたので、再質問はいたしません。

次に、ウの市立近現代美術館の位置づけについて再質問してまいります。先ほどの御答弁では、既存の文化施設だけでは調査研究、収集、保管といった博物館、美術館としての基本的な機能を十分に担えておらず、それらを補完していく必要があること、また、令和４年の博物館法改正を踏まえ、美術館には従来の展示機能に加え多世代への学びや地域との連携など、新たな役割が求められているとの御説明でした。そして、このビジョンの中で市立近代美術館という言葉は２か所出てきます。そのうちの１か所では、共創型ミュージアム都市の中核になる施設と位置づけられています。しかし、なぜ市立近現代美術館が中核となる施設なのか、また、具体的にどのような役割や機能を担うかについては十分な説明がなく、やや唐突な印象を受けました。

そこで、共創型ミュージアム都市の実現に向けて市立近現代美術館がなぜ必要なのか。また、具体的にどのような役割や機能を担うことを想定しているのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

市立美術館の開設は、既存施設の機能を補完するとともに、博物館法改正によって新たに期待されることとなった博物館、美術館の機能、役割を盛り込むことで、ほかの博物館、美術館や地域の様々な主体との文化資源活用のネットワークを強化し、誰もが日常的に文化芸術に出会い、継続して文化活動に参加し、創り出すことができる共創型ミュージアム都市を目指すものでございます。市立美術館の位置づけや機能等の具体的な内容につきましては、美術館構想や整備に向けた計画の中で定めていくものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。つまり、具体的な機能や役割はこれから検討していく段階であると。それにもかかわらず、市立近現代美術館という名称だけが独り歩きしてしまい、本市の文化都市の実現に必要な機能や役割を考える視点を狭めてしまっているような感じを受けます。というのも、一般的には美術館と聞けば、多くの市民は美術作品を鑑賞する場所をイメージすると思います。先ほどの御説明にあった令和４年の博

物館法改正で、美術館にはより幅広い機能や役割が求められるようになったということだとしても、そうした新しい役割については、まだ十分に共有されているとは言えないのではないでしょうか。そのため、なぜ今、美術館なのかという議論に矮小化され、本来目指すべき文化都市の姿や、そこに必要な機能が見えにくくなってしまうことを危惧しております。したがって、今後の議論においては、市立近現代美術館という名称に引っ張られるのではなく、いわば中核となる文化施設として、本市の文化都市の実現に必要な機能や役割は何なのかという視点から幅広く議論していくことが重要ではないかと考えています。このことを指摘して、次のイの再質問に移ります。

御答弁では、市民の声を踏まえ、活動場所の確保や参加機会の拡充を基本方針に反映したとのことでした。とても重要な方向性であると思います。また、こうした取組は今回新たに始まるというものではなく、これまでも市民参加型の文化芸術事業や発表の場づくりなど、様々な形で進められてきたものと認識しております。

そこでお伺いします。これまで市民が文化芸術に参加し、発表できる場の確保や参加機会の拡充に向けてどのような取組を行ってきたのか。また、そこから見えてきた課題と今後の方向性についてお答えください。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

本市における市民参加型の文化芸術事業の主なものといたしまして、市川市芸術祭・文化祭がございます。市川市芸術祭・文化祭は50年以上の歴史があり、美術作品、手工芸などの公募展の開催や、交響楽、合唱などの公演等を年間を通して開催しております。また、文化芸術を通じて地域文化を再発見する街回遊展を平成11年度から28年度まで市内全域で開催したほか、令和２年度及び３年度には、市川真間地区の商店街に公募アーティストによるのれんを飾るＫＵＧＵＲＵ展を実施しました。現在は両事業とも有志の方々によって継承されております。近年では、ほかにも文化芸術を身近に感じてもらうよう、令和６年に市川駅北口に市川駅前ミュージアムを開設し、これまで美術や音楽など様々なテーマで通算７回の企画展を開催し、累計で約4,500人の方に御来場いただきました。なお、毎回実施しているアンケートでは、立ち寄りやすい駅前で芸術作品を身近に感じることができた、展示内容がとてもよい、若い方の感性が育つ、このような場をぜひ継続してもらいたいなど好評を得ております。

課題といたしましては、文化芸術団体におきまして、どのように若い世代を取り込み、後継者を育成していくのか、また、市民アンケートからは、どのような活動がされているのか分からないとの声もあることから、情報発信力の強化などが挙げられます。今後につきましては、若い世代の方にも参加していただけるような魅力ある文化芸術プログラムを企画し、多様な主体と連携しながら実施していくとともに、情報発信の手法も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。ＫＵＧＵＲＵ展など様々な取組が行われてきた一方で、若い世代への広がりや情報発信などが課題であったとのことでした。そういった課題が市民アンケートにおける活動場所の確保や参加のきっかけづくりといった声にもつながっているものと感じました。その点も踏まえ、今後どのように市民が気軽に文化芸術に参加できる環境をつくっていくかについては、続く(2)の中で伺ってまいります。

(2)文化芸術施策における市民参加及び公共施設の活用についてお伺いします。第２次文化振興ビジョンでは、市民が日常生活の中で文化芸術に出会い、参加し創り出すことができる環境づくりを目指しているとのことでした。そうした環境を広げていくためには、市民が気軽に活動し、交流し、発表できる場を身近な場所につくっていくことが重要であると考えます。そこで、現在、市民が公共施設や既存の文化施設を活用しやすくするた

めにどのような取組を行っているのか、お答えください。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

公共施設の活用としましては、今年度から利用者のサービス向上を目的に、文化会館や芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリーの展示室やギャラリーにおいて、利用日の３か月前の月の初日から30日前までの予約に対して、施設の利用料を50％割引するサービスを導入しました。また、芳澤ガーデンギャラリーでは、予約が入っていない期間を活用し、無料でお試し利用できるサービスを試行的に行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。直前使用割引やお試し利用など、市民が文化施設を利用しやすくするための取組を進めているとのことでした。大変よい取組であると思います。そうした借りやすくするという視点に加えて、より多くの市民や団体が主体的に企画し、発表や交流ができる場所として活用していくことも重要ではないかと考えます。特に先ほど御答弁にありました市川駅前ミュージアムは、市川駅に隣接した利便性の高い場所にあり、誰もが気軽に立ち寄ることができるという大きな魅力があります。その立地を生かし、市が企画する展示だけではなく、民間による企画展やイベント、ワークショップなど、より幅広い活用の在り方も考えられるのではないでしょうか。

そこで伺います。今後、市川駅前ミュージアムをはじめとする既存の文化施設や設備について、市民や民間団体が主体的に利用し、発表、交流ができる場としてさらに活用していく考えはないのか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

博物館法の改正により、美術館には、従来の資料の展示、公開だけではなく、多様な主体との連携による地域活性化という新たな役割が求められており、この役割を果たすことは、さきに述べた共創型ミュージアム都市の実現へとつながるものと考えております。現在、市川駅前ミュージアムでは、この考え方や役割に力を入れて取り組んでおり、具体的には、市民団体をはじめとする多様な主体との連携により、絵画等の展示に加え、トークイベントや絵本の読み聞かせなど、枠にとらわれない企画を実施しております。今後は、さらに多様な主体との連携を強化し、鑑賞と参加の両面から楽しめるワークショップなどを開催してまいります。引き続き市民の意見を柔軟に反映させながら、この拠点での取組を既存の他施設へも波及させ、誰もが気軽に芸術に触れ、交流できる場を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。市川駅前ミュージアムについては、私も何度か企画展に足を運んでいますけれども、非常に興味深い企画が多いなというふうに感じています。ただ、実際に市民の皆さんからは、閉まっていることが多いんじゃないかとか、新しい施設をつくる前に、まず今ある施設をもっと生かすべきではないかといったような意見も聞かれます。今ある施設や設備を市民にもっと開いていくという意味では、１つの例として、コロナ禍に文化会館では、市民が大ホールの舞台でコンサートピアノを演奏できる取組が行われていました。ふだんなかなか立つことのできない舞台で本格的なピアノを弾くことができる特別な体験は、文化芸術を身近に感じるよい機会であったのではないかなというふうに思います。現在ではその企画は、ふるさと納税の返礼品として活用されているというふうに伺っていますが、市民の方にももう一度そのような取組をやっていったらいいんじゃないかなというふうに思いました。

将来的な施設の議論も大切ですが、まずは今ある施設を生かしながら、市民が日常の中で文化芸術に出会い、参加し、共に創ることができる環境を着実に広げていくことこそ、共創型ミュージアム都市の実現につながるものと考えております。そうした視点で取組を進めていただくことを要望し、この項目は終わります。

続いて、中山参道活性化事業について。

(1)昨年度の成果と課題の検証及び本年度の事業運営への反映について伺ってまいります。中山参道活性化事業は、民間の知見やノウハウを活用しながら、歴史や文化といった地域資源を生かして地域の活性化を図る新しい官民連携の取組であり、本市における１つのモデルケースとして大いに期待しているところであります。昨年度は、なかやまＢＡＳＥをはじめとする地域拠点の整備やマルシェの開催など、様々な取組が進められていました。私も現地に足を運び、市職員の皆さんが受託事業者や地域の方々と一緒になって汗を流しながら事業に取り組んでいる姿を拝見し、この事業に対する熱意を感じたところであります。また、単年度で終わることなく、本年度も事業が継続されることとなり、官民連携による地域づくりが次の段階へ進み始めているものと受け止めています。

そこで伺います。昨年度の事業を市としてどのように評価しているのか。また、その結果を踏まえ、本年度の事業をどのように進めていく考えなのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

中山参道活性化事業は、民間が持つ知見やノウハウを活用し、地域の活性化に取り組む事業です。昨年度はプロポーザルにより選考された受託事業者により、空き店舗を活用した地域拠点２か所の整備や集客イベントを開催したほか、地域と受託者が連携し主体的に取り組むためのプラン、中山参道活性化プランを策定したところです。１つ目の地域拠点であるなかやまＢＡＳＥにチャレンジショップ革工房ｙｉｎｏと発酵レストラン醸しを開店したところ、新聞記事、町歩き情報誌、テレビ番組等に取り上げられ、多くの方に中山参道の魅力を知っていただくことができたと考えております。また、２つ目の地域拠点である中山参道結び茶屋では、弁当の販売やアーティストの作品展示などを行い、地域の方が気軽に立ち寄れる交流の場とすることができました。さらにイベントでは、中山参道沿いでマルシェを２回開催し、延べ4,000人を上回る方に参加をいただいたほか、小学生による写真撮影会や、大学生が中山の新名物を考える体験型のワークショップを開催するなど、中山地区の魅力を再確認する機会となりました。これらの取組は活性化への大きな一歩として成果があったものと考えております。

一方、地域拠点となる空き店舗の確保やリノベーションに一定の時間を要したことで、地元のまちづくり協議会、町会、商店会の方々などへの浸透が進まなかったことや、中山地区全体の魅力発信が弱かった点などが課題であると認識しております。本年度の事業運営では、地元の方に地域拠点を積極的に活用していただくことや、イベントを共催するなど、受託事業者と連携を密にしながら地域と一体となった取組を展開し、事業への参加機運を高めることで、さらなる活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。私も何度かイベントで足を運びましたが、様々な方が関わっていて、多くの注目を集めていることを実感しました。一方で、答弁にもありましたとおり、地域への浸透や中山地区全体の魅力発信については課題もあるということが分かりました。中山参道の魅力はイベントだけでなく、歴史や町並み、そこに関わる人たちの活動や日常の積み重ねの中にあると思います。ぜひ昨年度の成果と課題を踏まえながら、中山地区全体の魅力発信に取り組んでいただきたいというふうに思います。この(1)についての再

質問はありません。

今御答弁いただいた課題への対応と併せて、昨年度策定された中山参道活性化プランに基づき、本年度の事業を着実に進めていくことも重要であることと思います。そこで(2)として、本年度の受託内容及び重点的に取り組む事項について伺います。昨年度、中山参道活性化プランが策定されました。どのような内容なのか。また、このプランを踏まえ、本年度の委託事業はどのような取組を行って、特に何を重点に置いて進めていくのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

中山参道活性化プランは、空き店舗が増加した理由や活気が失われた背景などの課題を考察し、地域が収益を上げて活性化に取り組む施策、そして受託事業者が令和９年度までに達成を目指すビジョンをまとめた計画です。この中山参道活性化プランを受けて、本年度は集客のためのイベント開催、中山参道の魅力を伝える広報活動等を実施するほか、特に地域拠点の機能向上と、さらなる活用を重点的に取り組む予定としております。

本事業がテレビ番組等で取り上げられたこともあり、チャレンジショップでは、来店者、売上げが共に増加をいたしましたが、この効果は中長期的に継続するものではないと認識をしております。安定的かつ継続的に収益を上げられるよう、中山参道結び茶屋の改修を行い、飲食店を運営するなど、地域拠点２か所で食を中心に事業の運営の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。中山参道活性化事業は単発のイベントではなく、事業者が収益を上げながら持続的に活性化に取り組んでいくという視点が重要であり、そのための中長期的なビジョンを持って進めていくということは意味のあることだと思いました。また、一時的なメディアの注目に頼るのではなく、安定的かつ継続的に利益を生み出せる仕組みをつくっていくという考え方も理解いたしました。そして、本年度は地域拠点２か所において食を中心に事業運営を強化していくとのことでした。

そこで再質問いたします。地域活性化という観点から、食を核とした取組を通じてどのような相乗効果を期待しているのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

現在営業している発酵レストラン醸しや昨年度開催した２回のマルシェの実績から、食には人を呼び込む効果があると考え、事業の中心といたしました。昨年度も千産千消、発酵県ちばを念頭に、市川をはじめ県内の事業者や特産品を取り入れてまいりましたが、本年度は本市の特産品である梨や三番瀬の海産物なども取り入れ、市川らしさをしっかりと打ち出せるよう、受託者とともに検討しております。食をきっかけになかやまＢＡＳＥを訪れた方が、参道を散策したり周辺の店舗を利用するなど、中山の文化や歴史に触れ、何度も足を運んでもらうことが、地域の活性化への相乗効果になるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。食を通じて地域の魅力を知っていただき、何度も中山を訪れてもらうという考え方について理解いたしました。また、千産千消――これは千葉県の千と書いて千産千消ですね――や発酵県ちばという考えの下、昨年度から中山ベースで営業されているレストランも、香取市佐原の事業者さんによるレストランですけれども、こだわりの食材を使った質の高い食を提供していて、中山の歴史や文化が持つ

雰囲気とよく調和していたと感じております。本年度は新たに市川の生産者などが活躍できる場としても使われるということですので、市川や中山のプレーヤーがより多く関わり、自ら地域の魅力を発信していける取組へと発展していくことを期待しております。そして、このような取組を一過性のものに終わらせず、持続的な地域づくりにつなげていくためには、地域の方々が主体となって継続していける仕組みへと発展させていくことが重要であると考えます。

そこで、続いての(3)地域主体の持続的な取組へ移行していくための施策について伺います。中長期的には、本事業を市主体から地域主体の持続的な取組へ移行していくべきと考えますが、そのための施策をどのように考えているのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

同事業は地域主体の持続的な取組へ移行していくことを想定しており、中山参道活性化プランでも、そのための施策として新たな法人等を設立し、地域主体の運営基盤を整え、地域が経済活動を行い、収益を上げ、事業を自走化させることとしております。本年度は地域拠点で安定的な収益を上げることを目指すとともに、地域の方々を主要なメンバーとする団体を設立し、受託事業者、まちづくり協議会など地域の方々と連携し、段階的に事業の移行を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。地域主体の持続的な取組へ移行していくために、新たな法人等の設立や地域拠点で収益を上げる仕組みづくり、さらには地元の方々を中心とした団体の設立を進めていくとのことで、その考え方について理解いたしました。一方で、地域活性化は特定の事業者や個人の熱意だけに依存すると長続きはしません。新たな法人等が自走化することを目指すとしても、地域との連携や行政のサポートは引き続き必要であると考えます。

そこで再質問いたします。新たに設立する法人等が自走化するとしても、地域との連携や行政のサポートが必要と考えますが、市はどのように考えているのか、見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

新たに設立する法人等が自走化していくためには、拠点としている物件の所有者やまちづくり協議会、地域住民との連携が欠かせないため、市としても本事業との関わりのある様々な方、団体とのつなぎ役としてしっかりとサポートを続けてまいります。また、新たに設立する法人などと地域が継続的に接点を持ち、地域全体で活性化に取り組めるような仕組みについても、共に検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。地域活性化は特定の団体や個人だけで成り立つものではなく、自治会や商店会、まちづくり協議会、事業者、行政など、多様な主体が継続的に関わりながら進めていくことが重要であると考えます。また、こうした官民連携の取組を通じて得られた成果やノウハウは、中山地区だけにとどまらず、本市の他地域におけるまちづくりにも生かしていくことが重要と考えます。

そこで、続いての(4)ですが、中山参道活性化事業で得られた成果、手法を市内の他地域へも展開していくべきと考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

中山参道で得られた成果や手法につきましては、モデルケースとして他地域へ展開することも視野に入れております。一方、中山参道には、国宝を有する中山法華経寺、まちづくり協議会という地域住民主体の団体、事業に活用できる物件の存在といった特性があり、他地域への展開に当たっては、それぞれの地域特性や課題を分析し、地域に見合った方策を講じる必要があります。中山参道活性化事業の検証を行う中で、他地域への展開についての可能性や方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。中山参道活性化事業をモデルケースとして、他地域への展開も視野に入れているということで、今後の展開に期待しております。また、それぞれの地域の特性や課題に応じた方策が必要であるという考え方も理解いたしました。一方で、本事業は民間事業者との連携により進められていることも大きな特徴の一つであると考えます。

そこで再質問いたします。昨年度の取組を通じて、官民連携での事業を進めてきたことのメリットをどのように認識しているのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本事業は民間事業者との連携により、文化や観光、歴史など様々な資源を有効活用しながら地域の活性化を進めてまいりました。受託者が持っているノウハウや人脈、民間ならではの自由な発想と視点、状況の変化に応じた柔軟な対応などが随所に発揮されたものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。御答弁を伺って、まさに官民連携の大きなメリットは、文化や観光、歴史など様々な地域資源を横断的に捉えながら、民間の持つノウハウや人脈、自由な発想、そして柔軟な対応力を生かし、既にある地域の魅力に新たな価値を加えていく、いわば地域のイノベーションを進められることにあると改めて認識しました。

本市には歴史や文化を背景に持つ魅力ある地域があります。これまでも中山地区ではアーティスト・イン・レジデンス、真間地区ではＫＵＧＵＲＵ展など、地域資源を生かした取組が進められてきました。ぜひ中山参道活性化事業が本市における官民連携による地域づくりのモデルケースとして成功することを期待しています。そして、そこで培われた手法やノウハウが、それぞれの地域の特性に応じた形で、真間や行徳をはじめ市内各地へと広がっていくことを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、10分程度休憩をいたします。

午後１時56分休憩

午後２時６分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12一般質問を継続いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　創生市川・自民党のつかこしたかのりです。通告に従い一般質問をさせていただきま

す。

まずは、広報キャラクターの活用についてお伺いします。

令和８年５月26日に市川市動植物園のカワウソ及びレッサーパンダの愛称が、いっちとかっちに決定しました。動物園を訪れる子どもたちや御家族にとって親しみやすいキャラクターの存在は、市川市への愛着や思い出づくりにもつながるものであり、大変よい取組であると感じています。また、近年は、自治体においてもキャラクターを活用した情報発信やシティプロモーションが重要視されており、市民への親近感の醸成だけでなく、市外への魅力発信や観光誘客など多面的な効果も期待されます。

そこで、新たに誕生した広報キャラクターいっちとかっちを、今後どのように活用していく考えなのか。また、既存キャラクターの全体の整理や役割分担をどのように考えているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

このたび新たに登録いたしました市川市広報キャラクターいっちとかっちにつきましては、これまでに各部署が作成、登録してきました個別事業に基づくキャラクターとは異なり、本市の魅力発信や多岐にわたる各種事業のＰＲに幅広く活用できるものとして作成したものでございます。今後の広報キャラクターの活用につきましては、本市の様々な広報媒体やイベント等に使用していくことはもちろんのこと、現在も行っている民間企業と連携したグッズ販売なども引き続き行ってまいります。

次に、既存の事業キャラクターについてでございますが、ガーデニングシティいちかわのクロロとバララや、市川市動植物園の市川梨丸などについては、引き続き各事業のＰＲ等で活用していく一方で、認知度や使用頻度が低く形骸化しているキャラクターにつきましては、必要に応じて整理を行うなど、適切に管理していく必要があると認識しております。今後はそれぞれの使用目的や効果を十分考慮した上で、各キャラクターを適切に使い分け、より効果的な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ただいまの御答弁では、いっちとかっちを本市全体の広報キャラクターとして幅広く活用していく一方で、既存キャラクターの中には、認知度や使用頻度が低下し十分に活用されていないものがあるということが理解できました。私としても、キャラクターが増え過ぎることで、市民にとって分かりづらくなることは避けるべきであると考えます。ぜひ今後は一定の整理、統合も含め、戦略的なキャラクター運用を進めていただきたいと思います。その上で、市民の皆さんからは、例えばですが、動物園のパンチ君など、新たなキャラクター化を期待する声も聞いています。そこで、今後新たなキャラクターの作成や展開についてはどのような考えで検討をしていくのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

今後の新たな事業キャラクターに関しましては、まずは今回登録されました本市の広報キャラクターであるいっちとかっちの活用を検討しつつ、その上で対象となる事業の内容や性質、期待される事業効果、さらには市民ニーズなどを総合的に勘案し、慎重に見極めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　キャラクターは単なるイラストではなく、市民に親しまれ、市川市への愛着や誇りを育む市の顔の一つであると考えます。特にいっちやかっちのような親しみやすい存在は、子どもたちにとって市

川市や動物園の思い出と結びつき、将来的な郷土愛の醸成にもつながるものと期待しています。

一方で、キャラクター行政においては、増やすことそのものが目的化してしまうと、市民にとっては分かりづらくなり、結果として認知度や発信力が分散してしまうという懸念もあります。実際に、今回のレッサーパンダのかっちについては、既存の動植物園のキャラクターである市川梨丸とのデザインイメージが近く、特に着ぐるみ何かを見た市民の方からは、見分けがつきにくいといった声も聞いております。だからこそ、今後は新たなキャラクターを次々と増やしていくのではなく、既存キャラクターの役割や認知度、活用状況を整理、集約しながら、市川市として何を代表キャラクターとして発信していくのか、これを明確にしていく視点が重要であると考えます。ぜひいっちとかっちを本市を代表する広報キャラクターとして戦略的に育成し、市民や子どもたちにも長く愛される存在となるよう、統一感のある情報発信と効果的な活用を進めていくことを要望して、この項目の質問を終えます。

次は、ペットボトル分別収集について。

令和８年４月１日よりペットボトルの分別収集が開始されました。処理量の実績は、４月の１か月間で約100ｔ、年間では1,200ｔの処理量を見込んでいることは先順位者等への御答弁で理解しました。そこで私からは、制度開始後におけるペットボトル搬入費用、売払い見込金額については幾らを想定しているのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

４月より開始したペットボトル分別収集における搬入費用については、収集車両の増車等で約１億9,200万円、ネット袋の購入費等として約2,600万円を見込んでおり、合計約２億1,800万円となっております。また、ペットボトルの売払いについては、収集量に応じた売払いを見込んでおりますが、現在、令和８年度全体での売払い見込金額は確定していないため、算定はできません。

なお、参考となりますが、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が公表している令和８年度上半期のペットボトルの入札に関する全国平均落札単価は、１トン当たり約３万1,726円で売渡しとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁により、本年度はペットボトルの分別収集に関わる経費として約２億1,800万円を見込んでいること、また、年間約1,200ｔの回収量を前提に、ただいま御答弁いただきました参考単価で試算すると約3,800万円程度の売払い収入が見込まれることは理解しました。制度開始初年度ですから、収支のみで評価すべきではありませんが、市民負担や行政コストのバランスも踏まえながら、引き続き費用対効果の検証を行っていきたいと思います。

その上で、次は制度運用に関して伺います。先順位者の御答弁では、集積所に設置しているネット袋が不足している場合には追加配布を行うなど、市内全域に行き渡るよう対応していくとのことでした。私自身も地域を確認しておりますが、実際にネット袋の配布枚数が不足してペットボトルが入り切らない集積所が見受けられました。また、そのような集積所では、レジ袋などの代替袋を使用して排出された事例も確認しています。さらに、同様の状況であっても、代替袋で出されたペットボトルが回収されている集積所もあれば、代替袋であることを理由に回収されなかった集積所もあり、現場対応に差が生じているように考えます。

そこで、ネット袋が不足し、やむを得ず代替袋で排出されたペットボトルについて、本市は収集事業者に対してどのような対応を求めているのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

４月から分別収集を開始したペットボトルは、集積所に設置された専用のネット袋等に入れていただいたものを収集することとしております。しかしながら、当面の間は集積所においてレジ袋も含めた代替の袋で出されたペットボトルは、集積所の衛生面や環境美化等も考慮し、収集することとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ただいまの御答弁により、当面の間は代替袋による排出についても収集するよう指示されているということは理解しました。私が確認した限りでは、特に事業開始直後は、収集所によって対応に差があることが見受けられました。そうであるなら、事業開始直後、出されたペットボトルが収集されていない事実は何が原因なのか、収集の指示はいつ出されたかなど疑問はありますが、現在は改善されているとのことですので、この点について、これ以上は申し上げませんが、本事業は市民生活や行政運営に与える影響が非常に大きい事業です。先ほどの御答弁では、本年度だけでも約２億1,800万円の経費が見込まれているとのことでした。また、市民の皆さんには、ペットボトルの分別、ラベルやキャップの取り外し、洗浄、圧縮などの手間をお願いしています。さらに、市職員の皆さんはネット袋の配布や管理などの業務負担が生じており、収集事業者においても車両の増車や収集時間の増加など、新たな負担も発生しています。このように、市、市民、事業者の３者が相応の負担をしている事業である以上、その目的や効果については丁寧に検証していく必要があると考えます。市公式ホームページでは、本事業の目的として、１つ目として、リチウムイオン電池類などの危険物の混入・取り残し防止、２つ目として、分別ルールの明確化と定着、３つ目として、より高品質な資源化の推進、この３つが示されています。特に１つ目については、安全対策としても理解できるところですが、では、実際にどの程度リスクが軽減されるのか、市民にも分かりやすく示していくことが重要です。

そこで、ペットボトルの分別収集によってリチウムイオン電池類などの危険物混入のリスクはどの程度軽減されていると考えるのか伺います。あわせて、比較の観点から、燃やすごみの中に仮にリチウムイオン電池類などが混入していた場合、現状どのような処理が行われているかについてもお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

分別収集開始からまだ２か月程度のため、プラスチック製容器包装の中にリチウムイオン電池類の混入がどの程度軽減されたかについては、現時点ではまだ評価することが困難であると認識しております。また、リチウムイオン電池類は小型充電式電池類として燃やさないごみの日に収集するものでありますが、誤って燃やすごみとして排出されてしまった場合には、やむを得ずクリーンセンターで焼却処理されることとなります。今後も引き続き市民の皆様に御理解、御協力していただけるよう、正しいごみの出し方について、分かりやすい周知に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本事業では、本年度だけでも約２億1,800万円の経費が見込まれている中で、売払い収入は試算ベースで約3,800万円程度であり、収支だけを見れば大きな財政負担を伴う事業です。また、市民の皆さんには分別や洗浄などの手間をお願いし、市職員や収集事業者にも新たな負担が生じています。そのような中で、本事業の目的として掲げられているリチウムイオン電池類などの混入防止については、現時点では効果の検証が困難であるとの御答弁でした。私は、この点について率直に申し上げれば、事業効果の説明としては十分とはなかなか言えないのではないかと考えます。市民の皆さんから見ても疑問を持たれる部分があるのではない

かと感じます。また、分別の定着や資源価値の向上という目的についても、それだけで多額の費用や労力を要する事業を説明するには弱い印象を受けます。これではサーマルリサイクル、つまりペットボトルは分別収集せず焼却処理をしたほうがよいという結論も出てくることになると思います。しっかりと分別収集への理解を確立する意味からも、行政としては、今後、事業の成果や費用対効果について客観的なデータを持って、市民へ分かりやすく説明をしてください。

ここで、誤解がないように申し上げますが、私は本事業そのものには賛成の立場です。なぜなら、我が国は資源に乏しい国であり、近年は国際情勢の変化によって原材料やエネルギーの安定確保の重要性が改めて認識されているからです。ペットボトルをはじめとした資源を単に焼却処理するのではなく、再び資源として循環させる仕組みを維持し、さらに発展させていくことは、環境負荷の軽減だけではなく、将来的には資源確保や国土強靱化にもつながる重要な取組であると考えます。また、リサイクル技術や資源循環の仕組みを次の世代に引き継いでいくことは、私たち現役世代の責任でもあります。だからこそ、市民の皆さんに負担をお願いする以上、本市には、単なるごみ減量や収集方法の変更という説明にとどまらず、なぜこの事業が未来の市川市や次の世代に必要なのか、このような大きな理念や目標をより分かりやすく発信していただきたいと思います。市民の皆さんの御理解と御協力の上に成り立つ事業であることを改めて認識し、今後も効果の検証と改良を重ねながら、持続可能な資源循環型の社会の実現に取り組まれることを要望して、本項目の質問を終えます。

続いては、市川市市民プールについて。

(1)今後の市民プールの運営に関する事業計画については、市長の所信表明のとおり、塩浜へのプール整備を検討中であること、市民プールは今年度で終了であること、市民プールの閉鎖後には民間事業者との連携による代替策を検討していることは先順位者の御答弁で理解できました。新たな施設整備には一定の期間を要するものと考えますが、その間も市民、とりわけ子どもたちが水に親しみ、健康づくりや体力づくりに取り組む機会が失われることのないよう、利用しやすいプール環境の早期確保を申し上げ、この(1)については質問せず、次の質問に移ります。

(2)市民への周知方法。市民プールの閉場につきましては、私としては非常に残念に感じていますが、このことを共感してくださる保護者の方は少ないです。なぜなら、市民プールがこの夏をもって供用終了となる可能性があることを、いまだに多くの方々が知らないからです。このような状況の中、令和８年６月23日、つまり本日においても、市公式ホームページでは市民の皆さんが分かりやすく認識できる形で、今年の夏で最後となる、このことについて十分な周知がなされていません。市公式ホームページを拝見すると、令和８年度の開場やプールスタッフ募集の内容が目につき、これでは多くの市民の方に知られることなく、この夏をもって供用終了となることは、多くの方が知らないと思います。市民プールは、夏休み期間を中心に多くの家庭が利用を予定する施設であり、最後の夏になるのであれば、ぜひ子どもを連れて行きたい、こう考える市民の方も多いと考えます。そこで、閉場することの周知を今後どのような方法で行っていくのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

市川市市民プールが今年の夏をもって閉場することの周知方法につきましては、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどにより市民や関係団体に広く丁寧にお知らせするよう、既に準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　市民プールは長年にわたり市民の皆さん、とりわけ子どもたちの夏の思い出を支えて

きた施設です。私自身も子どもの頃に利用し、近年では子どもたちとも通った施設です。そのような施設が閉場を迎える可能性がある中だからこそ、市としては、市民の皆さんに対して迅速かつ丁寧な周知を行うべきです。既に御答弁で準備されているとのことですが、知らないうちに最後の営業が終わってしまった、このような声を聞くことがないよう、市公式ホームページや広報、ＳＮＳなどを通じて、市民の方に分かりやすく発信していただくことを改めて要望します。

また、長年親しまれてきた施設の最後となる可能性があるならば、例えばこれまでの歴史を振り返る展示や、子どもたち、市民が参加できる記念企画など、現在の市民プールとの最後の夏を思い出として残せるようなイベントについても、ぜひ前向きに御検討いただくよう要望して、この項目の質問を終えます。

続いて、子どもに関わる政策における(1)指定学校変更の制限変更について。

兄、姉が同時在籍していない場合、これまで認められていた兄または姉の通学実績による指定学校変更が認められなくなるということですが、保護者からは戸惑いの声も聞いております。特にこれまで兄、姉と同じ学校に通うことを前提に準備を進めてきた家庭にとっては、新たな制服や体操服、学用品の購入が必要となる場合もあり、経済的な負担が生じることも考えられます。また、兄、姉が通った学校への進学を楽しみにしていた児童にとっては、心理的な影響も懸念されます。そこで、子育て世代や児童への配慮という観点から、この制度変更をどのような考え方で運用していくのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、子どもたち一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導体制の整備などのため、令和８年度から中学校においては35人学級を標準とする学級編制を段階的に導入しております。来年度、新入生の指定校変更が兄弟制限へ変更となる当該校につきましては、学区内の新入学生徒数が今年度よりも50人以上増加する見込みです。また、学区外から当該校に指定校変更して入学する生徒は年々増加しており、今年度は昨年度よりも20人以上増加したことから、今後も学区外入学を希望する生徒の増加が見込まれます。このような現状において、当該校は、現在既に普通教室として使用できる教室が極めて少ない状況となっています。兄または姉が同時に在籍する場合のみ新入生の指定校変更を認めることで、当該校における令和９年度の新入学生徒数が、今年度と同じくらいとなる見込みです。まずは指定学区の生徒が確実に入学できる状況を維持していきたいと考えております。各御家庭の負担軽減のため、教育委員会では、制服など入学時に係る費用について、就学援助制度の新入学児童生徒援助費により対応しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁から、指定学校変更の制限については、35人学級への対応や教室不足への対策として、指定学区の児童生徒が確実に入学できる環境を維持するために実施することは理解できました。そのとおりなんだと思います。ただ、一方で、この制度変更は子育て世帯にとって少なからず影響のあるものであり、兄、姉と同じ学校へ通うことを想定した家庭では、繰り返しになりますが、制服や学用品の購入など新たな負担が生じる場合もあります。また、この通告後、先日、市内中学校に関する極めて遺憾な報道がなされたことで、一部の子どもたち、また保護者から不安や戸惑いの声も聞いています。だからこそ、制度変更に当たっては、その必要性を丁寧に説明するとともに、保護者や児童に寄り添った周知や相談、特にその報道によって、そこの学校には通わせたくないんだという保護者の一部の声も聞いていますから、制度変更には、例えば猶予を設けるなどの寄り添った対応をお願いしたいと思います。教育環境の充実と子育て世帯への配慮、その両立を図りながら、引き続き適切な制度運用に努めていただくことを要望して、本項目の質問を終えます。

続いて、(2)学校の安全対策。近年、全国各地で学校への不審者侵入事件が発生しており、本年５月には東京都立川市において小学校への侵入傷害事件が発生するなど、学校の安全対策に対する保護者や地域の関心はこれまで以上に高まっています。子どもたちが多くの時間を過ごす学校は、何よりも安全で安心な居場所でなくてはなりません。そのような中、本市では不審者侵入対策として校門への電子錠設置を進めています。そこで、この校門への電子錠設置について、導入状況、費用、防犯上の効果についてどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

平成13年に大阪府池田市の小学校で発生した殺傷事件をきっかけに、学校施設の防犯対策の在り方が見直されてきました。本市においても、学校における児童の安全、安心な環境を確保するため、令和７年度までに中山小、大和田小、富美浜小、冨貴島小、鬼高小の５校の校門に電子錠の設置を行ってまいりました。しかし、令和７年５月に東京都立川市で小学校侵入傷害事件が発生したことから、改めて防犯対策強化が必要と考えました。そこで、校門の電子錠が未設置の小学校、特別支援学校、義務教育学校の計34校の校門に電子錠を設置することとし、令和７年度２月補正予算において、設置工事費約４億円を措置し、令和８年度末までに工事が完了する予定であります。工事内容としましては、門扉の改修と遠隔解錠装置の設置及び来客者を確認するためのカメラ付インターホンの設置を行うものであります。これにより不審者等の侵入の防止、抑止に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　電子錠の設置によって不審者の侵入防止や抑止効果が期待されるとの御答弁ですが、学校は授業時間中だけでなく登下校や放課後、さらには休日においても、部活やスポーツ活動、地域行事など様々な形で利用されています。また、授業中でも、運動会や授業参観など多くの保護者や関係者が校内を出入りする機会もあります。そこで、電子錠はどのような時間帯や場面で運用することを想定しているのか伺います。具体的には、登校時や下校時、放課後、学校休業日、また地域団体が学校施設を利用する場合や、運動会など多数の来場者が見込まれる学校行事の際に、どのような運用を行う考えなのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

電子錠につきましては、児童が在校中に外部から不審者が侵入しづらい環境を整備することを想定しております。そのため、電子錠による施錠は、学校の始業から終業までの運用となります。放課後や休日、休業日は災害等により避難所になることもあることから、電子錠による施錠は解除されており、門扉を手動で開閉しております。また、授業参観や懇談会、運動会などの学校行事の際には、多くの人の出入りがあることから、電子錠は解除されることを想定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　電子錠については、児童が在校中における不審者侵入防止策として一定の効果が期待されることは理解しました。私自身も子どもたちの安全確保は何より優先されるべきものであり、そのための必要な予算措置は重要と考えています。一方で、今回、約４億円をかけて電子錠が整備されますが、先ほどの御答弁にもあったように、放課後や学校休業日、さらには運動会など多くの来校者がある場面では、電子錠は基本的には解錠されて運用するとのことでした。こうした運用については、課題として、よりよい電子錠の活用を御検討いただきたいと思います。また、設置に際しては、電子錠に関連して、その周りのフェンスが一部老朽化し

て、簡単に押せば突き破って入れるようなフェンスもある学校を確認しています。単純に電子錠の設置だけではなく、こういったそれに関係するフェンスなどの設備についても、改めて設置、場合によっては老朽化が解消するような、そういった検討をお願いしたいと思います。

その上で、学校の安全対策は、ただいまの御答弁にあったように電子錠の整備だけで完結するものではなく、日頃からの見守り活動や不審者対応訓練、さらには地域や保護者との連携など、人的な防犯対策との組合せが重要と考えます。そこで、教育委員会として、小学校の安全対策について、電子錠の設置に加え、今後どのような考え方で防犯対策に取り組むのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会としましては、地域や保護者の方々に学校内外の地域学校協働活動に協力していただくことにより、多くの大人の目で児童を見守っていくことが子どもたちの安全、安心な環境をつくるものと考えております。その上で、市川市の学校等における児童等の安全の確保に関する指針に基づき、現在、小学校においては、校門の掲示物や監視カメラ、セコムの設置、また、さすまた、催涙ガス等の防犯用品の設置等を行っております。市立小学校では、警察や警備会社に協力をいただき、学校防犯に関する職員研修や児童の危険回避能力向上を目指した不審者対応訓練等を実施し、不審者対応の共通認識を児童、職員間で図っております。訓練の例としましては、不審者発見者は防犯ブザーによって緊急事態の発生を迅速に周囲に知らせ、教職員はさすまた等を使用し、不審者を児童に近づけないようにしながら、応援を求めるなどシミュレーションを行っております。また、教室にいる児童は、教室出入口にバリケードをつくる練習も行っております。教育委員会としましては、このような取組を通して、小学校における安全対策を実施しております。児童の安全確保を最優先に、保護者や地域、警察等の関係機関との連携を図ってまいります。今後も防犯設備の整備と教職員の危機対応能力の向上に努め、より安全、安心な学校づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　電子錠の設置だけでなく、防犯カメラや防犯用品の配備、不審者対応訓練の実施など、ハード、ソフトの両面から安全対策に取り組まれていることは理解しましたが、一方で、学校の安全は教職員の先生だけで守るものではなく、地域全体で支えていくことが重要であると考えます。実際に登下校時の見守り活動や学校行事の運営など、多くの保護者や地域の皆さんが学校を支えています。そこで、現在実施している学校防犯に関する職員研修や不審者対応訓練について、各学校における実施回数などの実績はどのようになっているのかお伺いします。あわせて、今後はこういった研修を教職員だけでなく、ＰＴＡや保護者、自治会など地域の関係者と連携をしながら、防犯訓練や情報共有の機会を充実させていく考えはないのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

不審者対応訓練等については、令和７年度は34校で１回程度実施をしております。学校の安全確保に限らず、地域との連携、協働が重要であることから、今後も引き続き不審者対応訓練等も含め、様々な取組について学校運営協議会や地域学校協働本部との情報共有を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本市は校門への電子錠設置をはじめ、防犯カメラや防犯用品の整備、不審者対応訓練の実施など、学校の安全対策に取り組んでいることは理解しました。その上で、私は子どもたちの安全を守る上

で最も大切なのは地域の目であると考えます。実際に登下校の見守り活動、学校行事への協力、防犯パトロールなど、多くの保護者や地域の皆さんがこういった子どもたちを支えています。こうした地域の力が学校を取り巻く最大の防犯対策であると考えます。近年は、地域とのつながりの希薄化が指摘される一方、子どもたちを狙った犯罪や不審者事件への不安は高まっており、学校、家庭、地域、警察、行政、それぞれの役割を果たしながら、情報共有や連携を図ることは重要です。今後は学校運営協議会をはじめ、ＰＴＡ、自治会、おやじの会など関係団体との連携をさらに深めていただき、地域ぐるみで子どもたちを見守る制度づくりを進めていただくことを要望して、この項目の質問を終えます。

次に、(3)小児救急医療体制についてお伺いいたします。子育て世帯の方々からは、夜間に子どもの容体が急変した際、どこに搬送されるのか不安、高度な小児医療を安心して受けられる体制を充実してほしい、こういった声を私は伺っております。そのような中、松戸市立総合医療センターが小児の重篤患者に24時間対応する小児救命救急センターに指定されたことは、本市にとっても大変重要な意味を持つものと考えております。そこで、令和７年度における松戸市立総合医療センターへの本市小児の搬送人員と、その主な搬送理由についてお聞かせください。また、現在の小児救急搬送において、症状や緊急度に応じ搬送先医療機関をどのような考え方で選定しているのか、併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

令和７年度の小児救急搬送人員は1,977人で、そのうち小児救命救急センターの指定を受けた松戸市立総合医療センターへは48人が搬送されております。次に搬送理由でございますが、小児のかかりつけや、本市に近接する小児専門の医療機関であることなどが主な理由でございます。現行の救急体制における搬送先医療機関につきましては、傷病者の症状に応じて最も適した医療機関を選定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ただいまの御答弁で松戸市立総合医療センターが本市の小児救急医療体制においても一定の役割を担っていることが示されました。特に小児救命救急センターのような高度医療機関は子育て世帯にとって大きな安心につながるものであり、本市に近接して存在している意義は非常に大きいと考えます。そこで、今後も本市の小児の搬送が見込まれる中で、本市として、松戸市立総合医療センターをはじめとした高度小児医療機関との連携強化や小児救急医療体制のさらなる拡充に向け、支援や協力体制を検討していく考えはないのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

小児救命救急センターは、県全体を医療圏域とした広域的な対応を行う３次救急医療機関であり、全ての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる体制が取られています。この小児救命救急センターの整備については、国の整備基準や県の保健医療計画に基づき、県が指定を行うこととなっています。このことから、小児救命救急センターに対する補助については、国や県の補助制度があるため、市の支援体制はありませんが、本市に近接する高度医療を提供する医療機関であることから、今後も状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　小児救急医療は、万が一の際に子どもの命を守る極めて重要な社会基盤です。特に重篤な小児患者を24時間体制で受け入れられる小児救命救急センターは、本市の子育て世帯にとっても大きな安心

につながる存在であり、本市に近接して高度医療機関がある意義は非常に大きいものと考えます。

一方で、松戸市立総合医療センターにおいては、令和６年度決算速報値で当期純損失が約68億円になるなど、厳しい経営状況であるとも公表されています。こうした高度な医療は地域医療を支える重要な役割を担う一方で、非常に大きな人的・財政的負担の上に成り立っています。仮にこうした医療機関の経営悪化がさらに進めば、結果として、本市の小児救急医療体制にも少なからず影響が及ぶのではないかと懸念しています。市単独で全てを担うことは難しい面もあると思いますが、だからこそ近隣自治体や県、そして高度医療機関との広域的な連携をさらに深めながら、将来にわたり安定した小児救急医療体制を維持する視点が重要であると考えます。ぜひ本市としても現状把握にとどまらず、子どもたちの命を守る地域医療体制をどのように支えていくのか、こういった観点から、積極的な研究、連携を深めていただくことを要望します。

最後に、日々緊張感のある現場の最前線で御尽力いただいている救急隊員、医療従事者の皆様に心より敬意と感謝を申し上げ、この項目の質問は終わります。

続いて、(4)支援が必要な児童への対応、児童精神科への受診に係る課題と本市の認識について。この項目につきましては、令和７年12月定例会におきましても質問させていただきました。その後、市川市において、児童の発達障がいに関する医療を行っている機関を取りまとめていただき、市公式ホームページで公表いただいたことについては、相談先が分からず悩まれている保護者の方々にとって大変意義のある取組であり、まずは感謝申し上げます。

一方で、現在、新たに掲載いただいた市公式ホームページ、ここにおいては、医療機関、こちらのほうの児童精神科に関する医療機関は６か所掲載されていますが、その内訳は、小児科が４か所、児童精神科は僅か２か所となっています。さらに、その２か所についても、１か所は小学生以上の受診、もう１か所である国立国府台医療センターについては、３歳以上から受診は可能であるものの、紹介状が必要となっています。また、国府台医療センターの受診については、実際に保護者の方からは、紹介状を準備しても、電話をしてもなかなか予約が取れない、予約開始と同時に電話が集中してつながらない、これによって何か月も待機しているといった切実な声も寄せられています。児童精神科は単に診療を行う場だけではありません。発達障がいや不登校、自傷行為、強い不安症状などについて早期に気づき、適切な支援につなげる極めて重要な役割を担っています。特に子どもの場合、一見すると問題行動と見える背景には、発達特性や精神的困難が隠れていることも少なくありません。早期に専門的支援につなげることで、不登校の長期化、二次障がい、家庭内の不和、ひきこもりなどを防ぐ効果も期待されています。さらに児童精神科は、保護者支援や学校との連携、教職員の負担軽減にもつながるなど、未来への予防的投資という側面も持つ大変重要な分野であると私は考えます。人口約50万人を抱える本市において、児童精神科の受診環境が十分とは言い難い状況を私は考えていますが、本市として児童精神科を拡充していく必要性についてどのように認識しているのか、お伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

児童精神科の専門医につきましては、全国的に不足している状況にあると本市としても認識しております。しかしながら、主に外来診療を行うクリニック等の一般診療所の開設については、開設者である医療法人や医師個人がそれぞれの経営判断の下で開設場所や診療科目などを決定し、運営されていることから、特定の診療科である児童精神科を市が拡充していくことは、市として対応できる範囲を超えるものとも捉えております。なお、就学前のお子さんは発達の個人差が大きい時期であることから、運動や言語、社会性といった全般的な発達の状況を把握する必要があるため、かかりつけの小児科を受診することが一般的とされております。そのため、本市としましては、お子さんの発達に不安を感じ、医療機関の受診を希望している保護者からの相談については、まず

は日頃のお子さんの様子を把握している身近なかかりつけの小児科医へ御相談いただくよう、引き続き御案内してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ただいまの御答弁では、児童精神科の開設については民間医療機関や医師の判断による部分が大きく、市として直接対応するのは難しいということでした。確かにそうなんでしょう。ただ、診療所の開設自体を市が決定するものではないこと、全国的に児童精神科が不足している現状も理解しています。しかしながら、実際に市内では児童精神科の予約が極めて取りづらい状況が続いており、保護者の方々からは、不安を抱えながら相談先を探しているのが現状です。子どもの心の問題は、時間がたてば自然に解決するとは限りません。むしろ支援につながるまでの期間が長引くことで、不登校の固定化、家庭内の不和、保護者の孤立、さらには将来的なひきこもりや自傷行為など、より深刻な問題へ発展する可能性があります。だからこそ児童精神科は重要な社会基盤であり、私は未来への予防的投資であると考えます。全国では自治体や公立病院が主体となり、児童精神科機能を強化する動きもあります。例えば神奈川県藤沢市では、市民病院において2021年から児童精神科外来を開設し、地域の受皿拡充を図っています。さらに愛知県では、県内初となる児童・思春期病棟を整備し小児精神科外来を新設するなど、行政が主体に環境整備を進めているような事例もあります。本市においても、今後さらに支援が必要となる子どもたちが増えていく、こういったことが想定される中で、現状維持でよいとは思いません。例えば大学病院や基幹病院との連携強化、児童精神科を開設する医療機関への支援、医師確保に向けた情報発信など、市としてできる取組はまだあるのではないでしょうか。子どもの心の問題は、本人だけでなく家庭、学校、地域全体に関わる課題です。ぜひ市川市においても、子どもの心を守る町として、児童精神科の受診環境拡充に向け積極的に取り組んでいただくよう要望して、この項目の質問は終えます。

最後に、(5)子ども医療費の窓口負担について。現在、市川市では高校生相当年齢までを対象に、通院１回300円、入院１日300円の自己負担で子ども医療費助成制度を実施しており、これまで対象年齢の拡充や所得制限の撤廃など、子育て支援の充実に取り組まれてきたことは理解しています。一方で、物価高騰が続く中、子育て世代からは、病院に行く回数が重なると家計への負担が大きいといった声も寄せられています。また、近隣自治体では、自己負担額の軽減や無償化を進める動きも見られており、子育て世帯にとって住む自治体を選ぶ際の重要な判断基準の一つにもなってきています。多くの子どもの健康を守ることはもちろん、子育てしやすい町として市川市を選んでいただくためにも、医療費助成のさらなる拡充は大変重要なものと考えます。そこで、窓口負担を無償化した場合、どのくらいの費用が見込まれるのか。また、無償化や減額について、今後検討する考えはないのかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市の子ども医療費助成制度の対象者は高校生相当年齢までで、自己負担は入院が１日300円、通院１回300円、調剤は無料としております。また、住民税非課税、または均等割のみの課税世帯の場合は全て無料となっております。子ども医療費助成制度は、現時点では国による法整備がなされていないため、各都道府県の制度の下で市町村が独自の助成を上乗せして実施しており、本市においても、千葉県の制度に上乗せする形で、所得制限の撤廃や対象年齢の引上げを行ってまいりました。本事業に係る費用は、千葉県の基準に上乗せしている市単独事業分も含めて令和６年度決算額で約20億円となっております。仮に自己負担額を全て無償化した場合は、この令和６年度実績を基に算出すると、年間約２億5,000万円の歳出増加が見込まれます。自己負担の無償化や減額につきましては、国や千葉県、他市町村の動向を注視していくとともに、実際に子育てをされている方々の意見

も広くお伺いしながら検討してまいります。また、全国一律の制度とする法の整備や財政的支援についても、国や県に対して引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　全国一律の制度とする法の整備や財政的支援について、国や県に要望していくとの御答弁ですが、今後は近隣自治体と比べて市川市が子育て世帯から選ばれる自治体となれるかどうか、こういった視点が重要になると考えます。現在、市川市の子ども医療費の自己負担額は、先ほども述べましたが、通院１回300円、入院１日300円ですが、近隣自治体、例えば松戸市においては、通院、入院ともに１回200円とされており、本市より低い水準となっています。子どもの通院は、発熱や感染症などで短期間に複数回受診することも少なくありません。特に多子世帯にとっては、300円という金額であっても積み重なる負担となり、念のための受診はしないほうがいいのではないか、少し様子を見ようといった受診を控える一因にもなり得ます。子どもの病気は早期受診、早期対応は極めて重要であり、子ども医療費を無償化することは重篤化を防ぎ、保護者の不安軽減にもつながります。窓口負担の軽減は、単なる経済的支援ではなく、子どもの健康を守る予防的な投資であるとも考えられます。

また、本市はこれまでも財政負担を伴う子育て支援策に積極的に取り組んできた実績があります。市川市では、令和５年４月からは全ての市立学校の給食費無償化を実施しています。この給食費無償化は、年間で極めて大きな財政負担を伴う施策でありながらも、子どもの成長を社会全体で支えるという強い意思の下、本市が近隣自治体に先駆けて実施した先進的な取組です。子ども医療費の窓口負担無償化についても、年間約２億5,000万円の歳出増加が見込まれるとの御答弁ですが、本市が既に実施している学校給食無償化の理念、方向性と同じくする施策であり、十分検討する余地があるものではないでしょうか。

市川市は、交通利便性や教育環境など多くの魅力を持つ自治体です。そこに子ども医療費窓口負担無償化という分かりやすい施策が加われば、子育ては市川市がよいというブランド力向上にもつながると考えます。ぜひ市川市独自の先進的な子育て支援策として、近隣自治体に先駆けた子ども医療費窓口負担の無償化についても前向きに検討いただくよう要望して、私の一般質問は終えます。御答弁いただきまして、ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時２分散会

第　　６　　日

令和８年６月 24 日（水曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第６号）

令和８年６月 24 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　宮本　均議員、川畑いつこ議員、廣田徳子議員、沢田あきひと議員、やなぎ美智子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　40　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭

稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　　1名

青山　ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	吉田　一弘
企画部長	西村　直
財政部長	田中　雅之
管財部長	松丸　宏
情報管理部長	佐久間　剛
文化国際部長	日暮　真司
スポーツ部長	小島　信也
市民部長	山影　聡香
経済観光部長	高橋　一三
こども家庭部長	山室　繁央
福祉部長	寺島　崇
保健部長	横山　京子
環境部長	湯本　明男
街づくり部長	小林　英樹
道路交通部長	磯部　高志
下水道部長	仙波　俊郎

行徳支所長	小川	広	行
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	小林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内		徹
事務局次長	米津	孝	成
議事課長	野村	憲	一
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
副主幹	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	金谷	健	史
主査	青木	聖	也
主任	菅野	裕	樹
主任	荒木	智	貴
主任	伊藤	祥	太
書記	古木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

宮本均議員。

○宮本　均議員　おはようございます。公明党、宮本均です。通告のとおり、初回から一問一答で質問を始めます。

まず、第42回市川市民納涼花火大会についてです。

毎年楽しみにしている花火大会でございますが、同時に心配事もございます。昨年に引き続き、今年も花火の質問をさせていただきます。昨年の９月定例会での一般質問のとき、当時の経済観光部長の答弁で「花火大会を継続していけるよう事業の検証を行い、これまでのよいところは残しつつ、課題については解決に向け対応してまいりたいと考えております」との答弁がございました。検証の結果と、どのような課題があり解消していくのか、この点についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

花火大会の検証としましては、安全面、会場までの移動や観覧場所の環境、衛生面などについて問題や課題がないかの振り返りを行っております。安全面につきましては、今年度も昨年度と同様に市職員約280名、消防職員約110名、消防団員約80名、民間警備員約370名をＪＲ市川駅や観覧場所への通路等に配置するほか、千葉県警察や関係機関にも御協力をいただき、万全を期して対応してまいります。

会場までのアクセス環境につきましては、例年、会場からの帰り道を案内する地図を配布し、車両通行規制を行っている歩行者用道路と近隣駅の案内をしておりましたが、依然として会場に近いＪＲ市川駅に来場者が集中することから、今年度は近隣の各駅への利用を誘導するよう案内図の見直し、混雑の解消を図ってまいります。また、新行徳橋では、花火観覧目的の歩行者の滞留や自動車の渋滞が発生していたことから、昨年度から警備員による巡回やパトカーによる注意喚起など、警察とも連携し混雑の解消に努めており、今年度も同様の対応を予定しております。

衛生面につきましては、ごみ対策として、仮設のごみ集積所を約70か所に設置、帰宅者から認知されにくかったと思われる集積所を移動させるなど、ポイ捨てやごみの散乱が起きないよう精査してまいります。これらの取組により、来場者の皆様が快適に観覧することができ、楽しい思い出だけをお持ち帰りいただけるよう、細かな点においてもブラッシュアップしながら花火大会を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。特にここ数年、よく分かることは、私も会場の近隣におりますので、かつては違法駐車の車両がかなり目立っておりましたが、ここ数年はそういったものがほとんど見受けられなくなりまして、これも誘導とか関係者の方の努力の結果の一つとして、ここで報告させていただきます。

ただ、誘導に当たる方を含めて職員の方や関係者の方、かなりの人数、大変早い時間から集合をかけて、終わるまで多分喉を潤す機会もあるかどうか分かりませんけど、その辺は逆の心配をしております。多分食事は抜きで、張りつきで立ったまま。集合がかかるのが４時過ぎぐらいでしょうかね。そうしますと、４時間飲まず食わ

ずという状況なので、その辺のちょっとした配慮をできたらお願いしたいと思います。

次の質問、今年の花火大会の概要なんですが、日にちの発表はございました。ただ、最近になってプログラムも公表はされておりますが、ここで改めて今年の花火大会の概要について、昨年の花火が期待以上の出来で、本当によかった花火大会でございます。その分、今年も期待をするところが大きくなってしまったというところはあると思います。この点についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

今年で第42回目となる市川市民納涼花火大会は４月９日に第１回実行委員会が開催され、８月１日の実施が決定されました。昨年度と同様、江戸川河川敷において、新たな演出を交えながら約１万4,000発の打ち上げ花火を予定しており、今年も見応えのある大会となるよう準備を進めております。また、観覧者にゆっくりと見ていただける場所を提供するとともに、物価高に対する財源創出といった観点から有料席の拡大に取り組んでおります。拡大する席は、１席8,000円の椅子席を500席増の2,490席へ、１席5,000円の有料エリアにおける自由席を同じく500席増の2,000席用意する計画としております。また、花火大会を盛り上げるため、準備期間中から花火大会に関する情報の発信を積極的に行い、大会当日に向け機運を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今年、有料席を拡大するということなんですが、こちらのほうで、できましたら終わった後で補正を組む必要がないような体制をしっかりつくっていただければと思います。

また、動線、誘導に関しては、本当に経験の蓄積から一番いい誘導ができているとは考えておりますので、引き続き花火大会、今年も期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問です。中核市への移行についてです。

田中市長はこのたびの選挙公約の中で、政令市を目指す上でのステップとして、まずは中核市へ移行することを掲げております。以前、本会議の答弁において、議会が前向きではないという理由、これで中核市への移行に対して消極的な発言もされておりました。しかしながら、このたび改めて中核市への移行を公約として掲げて当選されたことから、今後、議会側でも議論を再開することになると思いますが、中核市への移行は市民サービス、財政負担、市政運営に大きな影響を及ぼすものであります。権限や財源などについて慎重な議論を重ね、熟慮の上、判断していく必要があると認識をしております。

そこで、これまで私が本会議で取り上げてきた質問への答弁を踏まえ、中核市への移行についてお伺いをいたします。

(1)と(2)につきましては、代表質問での答弁がございました。(1)、(2)については、質問はございません。(3)からの質問を始めます。

(3)権限移譲に関する必要度について。

こちらの質問ですが、市川市を魅力ある町にするためには、市が行うことのできる事務権限を増やし、自らの町のことは自ら決められる領域を拡大していく、そういった趣旨かと思いますが、権限移譲の必要度はどのような基準とするのか、この点をお伺いいたします。

また、中核市への移行、これは行財政改革でもあります。また、今回初めて知ったことですが、中核市への移行の際、包括外部監査制度が義務化されます。それにより、行政の透明性がより一層高まる。加えて、新たな権限を持つことにより本市職員の意識改革、行政能力を向上させる組織、こういったものが必要になると考えます。この点について、市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

中核市への移行に伴い、本市に移譲される事務には、法令に基づく法定移譲事務と、千葉県との協議の上、県条例に基づき移譲されることとなる法定外移譲事務がございます。そのうち、法定外移譲事務を選定する際の基準といたしましては、法定移譲事務と一体的、あるいは密接に関連させて実施することで、市民や事業者の手続が簡素化、迅速化される事務であるかどうか。あるいは、子ども、福祉、環境、教育等の本市の重点施策と連動させることで地域のニーズに即した、より柔軟で主体的な施策展開が可能となる事務かどうかという観点から、庁内で慎重に検討した上で県と協議してまいります。

次に、包括外部監査制度についてです。行政規模が拡大すると同時に、これまで以上に公正で透明性の高い行政運営を担保するため、執行機関に対するチェック機能をより一層強化していくことが求められます。そこで、中核市には地方自治法第252条の36の規定に基づき包括外部監査制度の導入が義務づけられており、市から独立した外部の専門家である公認会計士や弁護士等による、これまで以上に高い独立性と客観性が担保された監査が実施されることとなります。この外部監査制度の義務づけを、本市の行政運営におけるチェック機能を飛躍的に向上させる絶好の機会と捉え、外部の専門的な知見を最大限に活用しながら、市政に対する市民の皆様の信頼をより一層確固たるものにしていきたいと考えております。

また、県から本市への権限移譲は、これまで以上に自らの責任と判断により迅速に意思決定を行い、地域課題を解決させるという主体的かつ自立的な行財政運営へと進化させるための大きな原動力になるものと捉えております。本市が事務の最終決定者となる機会の増加を単なる事務処理の場ととどめることなく、職員の意識改革に向け、強い当事者意識と責任感の醸成はもとより、広範な法的知識や的確なリスク管理能力などの習得を促してまいります。併せて、中核市市長会をはじめとする全国的なネットワークを最大限に活用し、他市の先進的な知見や外の視点を積極的に取り入れるなど、柔軟な発想と高い視座に立った政策立案能力の向上につなげてまいります。また、大規模な事務移譲に伴う部局間の緊密な連携を通じて組織全体の行政能力の底上げと組織の活性化を推進し、中核市にふさわしい質の高い市民サービスの提供に邁進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。代表質問の際、当然、この後に質問をします財源の確保、重要だという、それは当然のことなんですが、代表質問の答弁の中で、移行の手順として最初に行うことで庁内の合意形成を図るとございました。私は、この庁内の合意形成、先ほど質問の際、言った職員の意識改革、行政能力を向上させる、いわゆる行財政改革の一環というふうに捉えております。当然、中核市への移行は、これはトップダウンでなければ到底できない話でございます。合意形成を考えた場合、市長の考えが、管理職の方は当然としまして、末端の職員まで間違いなくその考えが伝わり、庁内一体となって推進、これが私は一番重要なことと思います。合意形成が円滑にできれば、私は中核市移行は成功するものと考えております。まずは、しっかりと内側を固めていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。(4)財政的な影響額について及び(5)財源確保の見通し、財源確保策についてですが、この(4)の質問に関しましては企画部から答弁がございましたが、改めて財政部に(4)財政的な影響額、また(5)については、中核市への移行により20億円を超えるランニングコストが見込まれている中でございますが、財源確保の見通しは立っているのか。財源確保策についてどのように考えているのか。当然、現時点における今後の財政見通しを踏まえた財源確保策について、併せてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

中核市移行による約24億6,000万円という影響額につきましては、あくまで５年前に試算した金額であり、それ以降、制度改正等による減要因があるものの、賃金の上昇や物価高騰に伴う物件費などの経費が増加しているといった要因に加えまして、移譲を受ける事務の内容によりましては、試算した当時と比べて、中核市移行に伴う影響額はさらに増加するものと見込んでおります。このようなことから、今後、移譲事務の範囲の検討など、本市における中核市の制度設計を踏まえ、改めて影響額を試算し、財政負担の規模を把握する必要があるものと認識をしております。

続きまして、(5)の財源確保の見通しと確保策につきましては、昨年10月に作成いたしました中期財政見通しの推計では、歳入面において市税収入がいましばらくは増収傾向が続くものの、歳出面では人件費や物件費の増に加え、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増のほか、斎場やクリーンセンター、学校など公共施設の再整備に伴い、普通建設事業費が増加していくものと見込んでおります。また、今後、これらの経費に加えて、今定例会で補正予算として提案いたしました保育料の第１子無償化や市川こども手当など、市民サービス拡充のための新規拡大事業の実施により支出は増加していく見通しとなっております。

このような財政状況にある中、中核市への移行に必要となる経費につきましては、市が独自に財源を確保していく必要がありますことから、市税収入の確保はもちろんのこと、既存サービスの見直しなどにより、あらかじめ財源の見通しを立てた上で移行に向けた検討を進めるなど、より将来を見据えた財政運営を行っていくことが求められることとなります。具体的に申し上げますと、例えば公共施設の再整備に当たっては、建て替え時期に合わせて複合化や統廃合を検討することで維持管理経費の縮減を図ることや、継続的に実施してきたサービスにつきましても、社会経済状況やニーズの変化に合わせた見直しを行うことなど、事業の選択と集中により、現時点から中核市への移行に備えて着実に財源を確保していく必要があると考えております。したがいまして、中核市への移行につきましては、このような取組を行いながら、今後必要となる事業費の概算や移行のスケジュールの見通しを立て、必要となる財源をしっかりと確保した上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今、財源確保の答弁の中で２点ほどございました。既存のサービスの見直し、これはある意味、全事業の見直し、一般的に言うと、いわゆる事業の棚卸しを図って、そこで精査をしていくということなので、どうしても先に中核市のランニングコストの数字20億円を超える、これを丸々そろえなきゃいけないというふうに考えがちなんですが、決してそうではない。全事業の見直しを行った上で、なおかつ公共施設、この後に質問を行いますが、維持管理経費の縮減ということもおっしゃっております。それによって、いわゆる予算で言えば、今ある予算にプラス20億円の予算を確保するという話ではなくなります。先ほど合意形成が必要だと言いましたが、既存のサービスの見直し、また、維持管理経費の縮減、これらも私は今後の合意形成にかかっていると考えております。公共施設の維持管理経費の縮減は、残念ながら、まだできていない状態でございます。中核市移行、再開したばかりですが、引き続き中核市移行の議論をしっかりと進めていきたいと考えております。

質問は以上です。

次の質問です。新たな公共施設等総合管理計画の策定についてです。

現在の市川市公共施設等総合管理計画は2016年度から始まり、2030年度までの計画となっております。令和７年４月１日、総務省から「公共施設等の適正管理について」が作成され、総務省の方針を示しております。内容は、冒頭から公共施設マネジメントの必要性が書かれております。市川市でも、当然、2030年度以降も公共施設

等のマネジメントの観点から、第２次とでも呼ぶべき公共施設等総合管理計画が必要であると考えております。

まず、現状と将来の見通しについてでございます。

平成28年から令和12年までの15年間を対象としている現計画の公共施設個別計画の現状、また、将来の公共施設等の更新費用の見通しについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

市川市公共施設等総合管理計画――以下、総合管理計画と申し上げます――は、全国的に人口減少や少子・高齢化が進み、公共施設の維持、更新の資金不足が問題となる中で、本市においても、将来、同様の問題が予測されることから、公共サービスを持続可能なものとするための指針として策定しております。また、総合管理計画の具体的な実行計画として市川市公共施設個別計画――以下、個別計画と申し上げます――を策定し、各公共施設、いわゆる箱物の再編整備の実施方針、手法、着手時期を、令和元年度から12年度までを４年ごとの３期に分けて定めております。個別計画はおおむね４年をめどに見直すこととしており、今年度は第２期の最終年度であることから、令和９年度からの第３期に向け、現在、これまでの進捗状況を整理し、計画の見直し作業を進めているところでございます。

将来の更新費用の見通しにつきましては、令和４年度に総合管理計画を改定した際の試算では、個別計画に沿って施設を更新する場合、令和５年から44年までの40年間において、箱物とインフラ施設の合計で約3,841億円、年平均96億円と見込んでおりましたが、物価高騰などの影響により、今後さらに増加することが想定されます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。この計画をずっと見てきておりましたが、最後の期で計画の見直し作業を進めていると。確かに計画にあって中断したもの、早めるもの、さらに計画になかった新設、いろいろあるかと思います。更新費用の見直しに関しましても、96億円と想定はしておりましたが、当然、これは今後間違いなく増加する、そう考えております。そうしますと、計画の見直しの中でできることは、さらに計画を中断するか、更新費用の96億を値段を上げるか、いろいろ考えられるわけですが、費用の増加が生じた場合、どのような対応を考えているのでしょうか、再度お伺いいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

再編整備費用が増加した場合は財政負担の軽減や平準化を図るため、例えば建物の長寿命化を進めるなど、再編整備手法や時期を施設ごとに見直す検討や財源の確保について関係部署で協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　たしか計画では、建物のいわゆる経過年数を優先して建て替えを進める大前提なんですけども、既に建物の長寿命化、これは行っているものであります。それを、さらに長寿命の長寿命となった場合、果たして建物自体は残ったとしても、中の附帯設備、これはもう使用の限界に達している。現状がそうではないでしょうか。例えば整備手法、整備、維持管理、これを徹底して長寿命化ということになるかと思いますが、残念ながら、そうではなく、壊れたら直す補正予算がここ数年続いているのではないんでしょうか。ですから、建物の長寿命化を進めるというのは、附帯設備がもう間に合わない、そちらの費用がかさむ結果になる。実際、なっておりますから、この点については費用増加への対応とは言い難い内容かと思います。

それでは、次の質問、全庁的な方針についてお伺いをいたします。

今、お話ししました長寿命化、さらに加えて総量の抑制、複合化、全庁共通の基本方針というのはあるんですが、何を守り、何を変えるのか、この考え方を明確にする必要があると思います。この点について、財政部の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

まず、個別計画をしっかり作成することで事業基金も平準化を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　これ、さきに聞いた中での質問がございましたので、ちょっとあえて聞かせていただきました。公共施設、いわゆる箱物の再編整備、こちらの分でございますが、全庁的な方針、今後どのような方針を行っているのか。改めてこちらのほう、実行計画である個別計画の建て替えや改修、民営化廃止、再編整備、この手法についての方針はどのようなものなのかお伺いをさせていただきます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

総合管理計画では、全庁的な方針として、公共施設の適正配置を進めることで行政をスリム化し、公共サービスを持続可能なものとする考え方の下、安全対策、ニーズへの対応、財政対策の３つを基本方針として掲げております。これを踏まえて、個別計画では箱物についての具体的な方針を定めており、安全対策として、安全、安心な施設の提供を最重要事項として取り組むこと、ニーズへの対応として、ニーズに即した施設の新設や再編整備の必要性、配置、総量等を検討し、市民、利用者満足度の高い施設を目指すこと。財政対策として、民間事業者の活用、整備手法の工夫等により財政負担の削減と平準化を図るとともに、施設を資産として有効活用できるよう検討することとしております。

個別計画における再編整備手法の方針につきましては、建て替えは施設の構造及び築年数に応じて時期を定め、古い順から行うこととしており、建て替え時期は、コンクリート造や鉄骨造は築60年、軽量鉄骨造は築40年、木造は築50年を目安としています。監修については、屋上防水や外壁改修工事をすることで施設を長く使うこととし、コンクリート造、鉄骨造の改修時期は築30年を目安としています。

なお、個別計画の見直しにおいては、必要に応じて躯体の劣化具合の調査を行い、状態のよい施設については改修や設備機器の更新により長寿命化を図り、建て替え時期を延ばす手法も検討していく考えであります。また、民間施設の活用や民間移譲ができる施設は民営化すること、利用者の増減見込みに応じて、統合や廃止により施設規模を適正化することで総量抑制を進めることとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　今は全庁的な方針ということでお伺いをしております。今後、答弁でもございましたが、民営化――官民連携もそうなんですが、現状を言いますと、所管部はそれぞれ官民連携のことをやっております。残念ながら、これではノウハウの蓄積というのはなかなか進まない。全体としては官民連携、民営化は行っておりますが、所管部から見れば、年に１回あるかないかぐらい。それらの経験が共有できていないのではないかと思います。民営化を進めることについて、例えば私は管財部が一括して、この民営化を進めるとか、そういう方法があるかと思います。この点について、管財部はどのようなお考えでしょうか。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

所管部と管財部の役割につきましては、次期総合管理計画の策定の際に御指摘の点を含めて改めて整理してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　繰り返しますが、自治体といいますか、市にとって、この経験値の積み重ねというのは非常に大事なことかと思います。いろいろ新しい手法で取り組んでいる事業も今あるわけですから。ただ、これが各部署に回った場合、初めての経験ということになってしまいます。当然、助言等があっても、主体は建物を管理、維持している各担当部署ということになります。これは非常に非効率で、これから建物の総合管理計画を進める上では、ここが私は一番ネックになるところでないかと考えております。この点、これからの計画にしっかり反映していただければと思います。

それでは、次の(3)施設類型ごとの方向性、数値目標の設定についてです。

現状を見ますと、長期的な視点に立って、例えば学校、こちらは年次計画、また長期的な計画の下、維持、統合、廃止、そういったのが一応は示されております。ただ、庁舎関連で言いますと、いまだに建て替えの計画が出てこないもの、非常に遅れているもの、どうなるのか全く分からない、そういったものも見受けられます。総合管理計画では、公共施設全体の総床面積の削減目標を掲げております。また、民営化を進めるに従って、今ある施設の類型では対応できないものが出てくる可能性もございます。この方向性と数値目標についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

施設類型ごとの方向性につきましては、例えば学校は築年数等を踏まえて順番に建て替えを行い、建て替えに合わせて将来の児童生徒数を踏まえ規模の適正化を図るとともに、時代の変化に対応し、様々なニーズに応じて施設を柔軟に活用できるよう整備する。保育園は、民間の創意工夫を生かした保育事業を導入するため、民営化等を検討することとしております。公共施設全体の総延べ床面積につきましては、令和12年度までに２万6,000㎡削減する目標を掲げており、４年度までの第１期において約１万4,000㎡を削減しているため、現在の個別計画では残り１万2,000㎡を削減することとしております。

また、施設類型ごとの数値目標として、公営住宅で約8,200㎡、幼稚園で約3,500㎡、保育園で約3,100㎡、普通財産で約1,400㎡を削減することとしており、新設や増築を見込んでいる学校の約1,500㎡と教育学習施設の約2,400㎡の増加を考慮しても、公共施設全体の削減目標を達成する計画となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。ちょっと細かいことを再度お聞きしますが、例えば現状、複合施設としてございます生涯学習センターなど幾つかあるわけですが、この複合施設の床面積については、どのような施設分類をして振り分けているのか。また、この点、見直す考えはあるのかお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

複合施設の床面積につきましては、それぞれの機能に応じた床面積を施設類型ごとに振り分けております。次期総合管理計画の策定に当たっては、複合施設の位置づけを改めて検討した上で施設類型の分類と床面積の振り分け方法を見直してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　振り分け方法についてはぜひ見直していただきたいと思います。質問ではないんですが、例えば修繕費用に関しては、長寿命化を進めた結果、突発的な修繕が出てくるわけです。そのときの修繕費用の負担、案分ですね。こちらも、実ははっきりとはしてない状態ではないでしょうか。そのときに、どこが費用を負担するのか。そういうのではなく、あらかじめ修繕費用の案分も含めて、この面積の振り分け方法を見直していただきたいと思います。

それでは、次の質問です。(4)公共施設個別計画との連動、推進体制と進捗管理についてでございます。

この点については、例えば庁内の推進体制、進捗管理の方法、これらは当然計画の中に明記はされていることと思います。また、個別計画との整合性を図りながら見直しサイクルを含めた、つくって終わりにしない、そういった仕組みの構築が必要かと思います。目標を達成するための個別計画との連動、推進体制、進捗管理の方法についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

今年度に予定している個別計画の見直しに当たっては、総合管理計画の目標達成に連動するよう、第２期までの床面積削減状況を把握、分析し、施設の再編整備手法を検討してまいります。推進体制については、各施設の再編整備事業を所管部署が中心となって行っており、進捗管理は、総合管理計画と個別計画を所管している管財部が毎年必要なデータを集約して、両計画に沿ったマネジメントが実施されているかをチェックしております。しかし、現状では施設の新設や増設、改築などの実行を所管ごとに行っているため、定期的な進捗管理のみでは、計画と実績にそごが生じた場合に速やかに対策を講じることが難しく、その対応が課題であります。そこで、次期総合管理計画の策定に当たりましては、所管課が更新した公共施設の改修履歴や計画といった諸情報を即時共有できる施設カルテを作成することで、関係部署で速やかに対策を講じることができるよう、見直しサイクルを含めた計画をつくって終わりにしない仕組みを研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今、答弁でもありました進捗管理というのは、現状なかなか、今の体制では非常に難しい事柄かと思います。

再度お伺いします。今、答弁の中で施設カルテの作成とございました。カルテと言うからには、お医者さんの役割の方がいて、患者に当たる施設のカルテを作成していくことと理解をしております。現状の計画ですと、計画の最初の時期にいわゆる劣化問診票を作成しております。まさに問診ですから、担当部局のほうが劣化問診票を答える形になっております。施設カルテ、今言った劣化問診票との違い、また具体的にどのような活用をしていくのか、この点についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

劣化問診票は、所管課が修繕や改修工事の必要性を判断するために、雨漏りや外壁の亀裂といった建物の劣化状況を必要に応じて調査し、作成するものです。これに対し施設カルテは、管財部が中心となって維持管理情報を見える化するために、維持管理費や利用状況などの情報も各部署から集約し、全ての施設を対象として作成することを想定しております。

なお、建物の状況の診断については、管財部で行ってまいります。

施設カルテにつきましては、既存の公共施設の建物の基本情報、健全度、利用状況、コスト情報などのデータを１つにまとめた施設の健康診断書のようなものを考えております。具体的には、基本情報として床面積や構造、築年数、健全度として修繕利益や改修計画、設備機器の劣化具合、利用状況として利用者数や稼働率、コスト情報として維持管理費や使用料収入など、既存施設における利用者等の安全確保と行政サービスの円滑な提供を維持するために必要な情報を一元化したデータベースの作成を想定しております。

具体的な活用方法につきましては、建物や設備の健全度を参考に日常的な予防保全、適切な時期の改修による長寿命化、限界を迎える施設においては建て替えをすることでライフサイクルマネジメントを行い、安全対策が図られた公共施設を提供すること。また、稼働率が低い施設においては利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえて用途変更や近隣施設との統廃合を検討するなど、ニーズへの対応を行うこと。さらに、維持管理費等の見直しによる財政対策の検討材料とするとともに、公共施設マネジメントに関する市民の理解を得るための説明資料として活用することを想定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。カルテは管財部で行うということですが、１つカルテを作る際に、私は外部委託でも全然構わないと思っております。第三者的な立場で一度、市川市にある公共施設の診断を行うのも１つの方法かと思います。現在の総合管理計画、これは出来上がる前から長く関わってきた１人としまして、(4)のこの質問、個別計画との連動、推進体制、進捗管理が残念ながら機能していない。また、できなかったのではないかと、私も一部反省をしている部分はございます。個別計画が連動しないがために進捗管理も実質できない状態かと思います。

一般的な話ですが、組織運営の三大資源、これは人、物、金と言われております。最近では、これに加えて情報で四大要素としておりますが、人に関しては総務部の人事課、金に関しましては財政部が一括管理をしております。物に関しては管財部が行っていますが、全庁的な立場での物の管理は実質行われておりません。また、行うことができない体制ではないでしょうか。これでは、全庁的な方針に沿った管理運営は望めません。これができるかどうか、今後の総合管理計画が順調に行えるのかどうか、この点にかかっているかと思います。関連部署との連携では成し得ない新たな仕組みづくり、これが絶対に必要かと思います。

先ほど中核市の質問で答弁もございましたが、いわゆる庁内の合意形成の一つとして新たな枠組み、管財部が中心となって決定、実行ができる体制がどうしても必要になるかと思います。これから中核市の移行について合意形成を始める時期でもあります。それと併せて、総合管理計画のほうも中核市と歩みを同時に進めていくことが肝要かと思います。この点は、市長をはじめ市長部局の方に強くお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員　公明党の川畑いつこです。通告に従いまして、一問一答にて質問いたします。

初めに、大項目１つ目、訪問看護事業者における車両駐車環境の現状と課題についてです。

超高齢社会に伴い、在宅医療や在宅介護の要となる訪問看護等の訪問事業の重要性は今後も増えていくと考えます。その中で駐車場問題があり、都市部特有の駐車スペース不足や駐車違反摘発のリスクはスタッフの精神的負担や訪問効率の低下も招きかねません。

そこで、(1)訪問看護等における駐車場の現状についてお伺いします。

国が進める地域包括ケアシステムの下、住み慣れた地域や自宅で療養を続ける市民が増えています。その在宅

療養を24時間体制で支える訪問看護等の訪問事業者の役割は非常に重要と考えます。しかし、訪問看護師やスタッフが患者宅を訪問する際、都市部である本市においては、訪問先に駐車スペースがないケースや利用者宅周辺に時間貸し駐車場がないケースがあります。

そこで、市内訪問看護事業者の移動手段を自動車にしている割合と、訪問先での駐車スペースの不足によって生じている具体的な課題、訪問時間の遅延、スタッフの精神的負担、事業運営の影響などについて、市はどのように把握されているかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、毎年、市内の訪問看護事業者と意見交換会を開催しており、今年度は訪問看護車両の駐車場確保を議題とするため、本年５月に自動車を利用した訪問看護に係るアンケート――以下、アンケートと申し上げます――を行いました。アンケートの結果から、訪問時の主な手段は約７割が車であり、約８割の事業者が、駐車場所が見つからず支障が生じたことがあると回答しております。具体的には、離れた駐車場しか空いておらず訪問先まで10分以上歩くこととなった、駐車場の確保のため、早めの出発により時間調整に苦慮したなどが課題となっているとの回答がございました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　毎年、市内の訪問看護事業者と意見交換会を開催し、今年度の議題は訪問看護車両の駐車場確保で、現場の声として、訪問先での駐車場確保に苦慮されていることが分かりました。

では、再度伺います。訪問看護車両がやむを得ず路上駐車する場合に、警察署から交付される駐車許可証を利用する制度があります。原則として申請書に明記した日時以外は駐車できませんが、訪問看護の現場に配慮し、あらかじめ予測つかないスケジュール変更や緊急事態に対応できる柔軟な緩和ルールが設けられていますが、訪問看護事業者は、警察署から交付される駐車許可証を利用するに当たり、どのようなことが負担に感じているか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

アンケート結果によりますと、制度を利用するための申請書類が多く、手続に時間がかかること、また、申請した場所が学校付近の通学路である場合や自転車の通行量が多い場合は許可を受けられないことがあると回答しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　許可が受けられないことがあるとのことで、その際は離れた時間貸し駐車場などから機材などを持って歩く時間が長くなると考えますし、利用者にも支障が生じることがあり得ると感じます。

では、次の(2)民間駐車場を利用したときの支援についてお伺いします。

訪問看護の際、時間貸しの民間駐車場などの利用料金に対し、事業者に補助金や介護報酬などの上乗せ補填などを行うことはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

アンケート結果によりますと、車で訪問する利用者宅の約98％が、事業者がサービス提供地域として県から指定を受けている通常の事業の実施地域内となっております。訪問看護事業者がこの通常の事業の実施地域内にあ

る利用者宅を訪問する際の交通費については介護報酬に含まれていることから、市独自の上乗せ支援については慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　訪問する利用者宅の約98％がサービス提供地域ということで、負担する交通費については介護報酬として支給されているため、上乗せの補助金などは難しいことを理解しました。

次に、(3)公共施設等の駐車場を活用することについて伺います。

先ほどアンケート結果によると、移動手段は約７割が車で、利用者宅を訪問する際、約８割もの事業者が駐車場が見つからず、訪問看護に支障が生じたことがあると回答しているとのことでした。全国的に訪問看護等の駐車場の確保については対策を取る自治体が増えており、持続可能な在宅医療体制を維持するためには、行政の介入による駐車スペースの確保への支援は不可欠であると考えます。自治体が行っている対策の例として、八王子市では、訪問介護等における駐車場の確保に係る連携協定で、市内の八王子市民のための医療と介護連携協議会と時間貸し駐車場の企業とで2021年に締結、運用を開始し、市内の訪問系事業所が専用で利用できる登録駐車場を確保しています。さらに、事業所のうち、警察からの駐車許可が出ず、民間駐車場も満車のため、利用者宅に訪問する際の車両に対して、市が管理する公共施設の駐車場、下校時間以外の時間帯の小中学校、市営住宅などに駐車できる体制を福祉部が窓口となって行っています。

そこで、本市においても、市が管理する福祉施設などの空き駐車場に訪問看護車両が一時的に利用できるよう、一部を開放、共有するような仕組みづくりはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

八王子市では、訪問看護事業者などから、訪問の際に駐車場がないため公共施設の駐車場を開放してほしいとの声があったため、駐車場を開放した経緯があると伺っております。本市の福祉施設の駐車場は本来利用者のために整備しているものでありますが、利用状況を確認しながら、また訪問看護事業者の声を伺いながら、他市の事例も参考に調査研究をしてまいります。以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　施設の駐車場は、本来利用者のためのものであることは理解しております。しかし、平日の日中などは駐車場スペースが空いていることも多くあり、訪問系事業者の多くは日中に駐車場を利用されることが多いと考えます。

では、再度伺います。市営住宅の敷地には、車が数台駐車できるスペースがあるところがあります。緊急用車両のスペースは必須ではありますが、そのほかに一、二台程度スペースを確保し、訪問看護等の事業者への駐車場として活用することはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市営住宅の敷地内通路につきましては、緊急車両の通行や入居者の安全確保のため、全て駐車禁止としております。また、市営住宅の駐車場は公営住宅法上、共同施設に当たり、入居者の共同の福祉のために設置しております。一方で、入居者の使用を妨げない範囲であれば入居者以外の者が使用することも可能とされておりますので、まずはニーズを把握するとともに、他の自治体の運用を参考にするなど、調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　市営住宅は全て駐車禁止で、福祉施設入居者の共同の福祉のための施設である。また、入居者の使用を妨げない範囲であれば入居者以外の方が使用できること、理解しました。

本市は狭隘道路や住宅が密集している地域が多く存在し、時間貸し駐車場などが少ない地域もあります。超高齢社会に伴い、在宅医療や在宅介護の要となる訪問看護等の訪問事業の重要性は今後も増えていくと考えるため、事業所への支援体制を整えることは重要と考えます。公民館も含め、公共施設等の駐車場を市内の訪問系事業所の駐車場として確保することを強く要望し、この質問は終わります。

次に、大項目２つ目、制度のはざまにいる方への就労についてです。

田中市長の所信表明の中で、「従来の制度や分野の枠に当てはまらない『制度の狭間にある課題』にも対応するため、『福祉よりそい相談窓口』をはじめとする包括的な相談・支援体制を充実させ、社会参加につなげてまいります」とありました。私のところに寄せられる御相談の中に、障害者手帳が交付されないものの、発達障がいの特性や難病、あるいは、そのほかの疾患によって一般就労が困難で、悩み苦しんでいるはざまの層の方たちがいらっしゃいます。労働意欲があるにもかかわらず、ハローワークによる一般的な職業紹介だけでは、こうした方々の長時間は働けない、特定の環境設定が必要など、対応し切れない現状があると考えます。

岐阜市ではＷＯＲＫ！ＤＩＶＥＲＳＩＴＹ　プロジェクト　ｉｎ　岐阜として、働きたいのに働けない状況にある方を対象に企業とのマッチングをする取組を行っており、会派で視察に行き、お話を伺いました。事業の目的は、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、多様で柔軟な働き方によって一人一人が力を発揮して、働くことを通じて居場所と出番を選べる社会を目指しているとのことでした。市は、携帯会社と連携して連絡用のｉＰａｄの貸出しも行い、超短時間雇用創出事業として、週20時間未満の雇用である超短時間雇用の取組など、働き方、一人一人に寄り添ったサポートを提供しています。サポートの対象となる人は働きたくても働けないという状況にある全ての岐阜市民で、働くことに自信がない人やブランクの長い人、仕事が続かない人、コミュニケーションが苦手な人、ひきこもりだった人、難病やがんなどのために働くことに不安がある人などが対象です。

事業で行っている具体的なことは、支援スタッフに就職活動や生活の相談、ビジネスマナーやパソコン講座の受講、企業の見学や職場実習といった就職活動の支援を行い、テレワークを活用したショートタイムワーク事業では、子育てが一段落し、また仕事を始めたいが、ブランクがあって自信がないという方、以前の仕事の経験やスキルを生かして働きたいがフルタイムは難しいという方など、子育てや介護を理由に就労時間や働く場所に制約のある人でも働きやすい環境を整えるため、パソコンを活用し、テレワークで短時間働くという働き方を推進しています。打合せをオンラインで行うことができ、時間や場所にとらわれず、支障なく業務を進めることができているとのことでした。短時間で働きたいという求職者と人手が欲しいという企業をマッチングし、雇用を創出する取組は、働く能力はあるが、長時間の就労が難しい、状況の変化に合わせて仕事を行うことは難しいなどのワーカーと、人手が欲しい、残業が多くて困っている、いつかやりたいができていない業務があるなどといった企業をマッチングし、両者にとってメリットのある雇用を創出する取組とのことでした。

2026年４月末時点での問合せは323人、総利用者数は73人、就職決定者数は26人。現在、岐阜市内での賛同企業は31社あり、建築設計事務所におけるデータ入力や高齢者施設における洗濯物を干したり、たたんだりする作業、飲食店の食材の下ごしらえなど、また、行政の入札結果をホームページ等で観覧できるフォーマットを比較分析するために、エクセルの同じフォーマットに置き換えてデータベース化することなど、動画を作ったり、編集したりという仕事とのことでした。本年度から対象自治体が拡大となっています。千葉県でもダイバーシティ就労モデル事業　ｉｎ　ちばとして、2022年より病気やひきこもり等、様々な働きづらさを抱える方が一般就労に向けて働き続ける力を身につけるため、障がい福祉サービスの就労支援事業所等に通いながら実際に働くなど、仕事に向けた訓練を行う事業が行われています。

それらを踏まえ、(1)障害者手帳を持たない求職者の現状と課題認識について伺います。

冒頭に話したように、福祉と雇用のはざまで苦しんでいる市民がいます。例えば発達障がいの特性を持ちながらも手帳の交付基準には至らない、あるいは指定難病の要件を満たさないものの、体調の波が激しく、フルタイム勤務が困難な病気を抱えている方など、労働意欲がありながらも障がい者雇用枠としての応募ができず、一般枠では適切な配慮を受けられずに離職を繰り返すという御相談がある中で、そのような方々が相談できる窓口があるのか。相談窓口があるとしたら、どのような対応をされたのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

千葉県のモデル事業は、働きづらさを抱える方が障害福祉サービス受給者証の交付を受けずに就労継続支援などの障がい福祉サービス事業所を就労拠点として、一般就労に向けた訓練を受けることができる事業でございます。本市では、生活困窮者自立支援事業の相談窓口である市川市生活サポートセンターそら――以下、そらと申し上げます――において、様々な課題を抱える生活困窮者などに対し、働く上での課題を整理し、就労訓練などの支援を行っております。また、本市の委託する障がい者の就労相談窓口である市川市障がい者就労支援センターアクセス――以下、アクセスと申し上げます――では、障害者手帳をお持ちの方だけでなく、障害者手帳を持たない方からの相談があった場合でもお話を伺い、状況の把握に努め、支援するとともに、そらなどの支援機関に適切につないでおります。また、そらにおいては、長期間にわたり就労せず、一般就労が困難であった方を千葉県のモデル事業に紹介した事例がございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　生活サポートセンターそらや障がい者就労支援センターアクセスなどが相談窓口となり、相談内容によって、それぞれに連携を取りつなげているとのこと、生活サポートセンターそらからダイバーシティシティ就労モデル事業　ｉｎ　ちばにつなげた実績があることを理解しました。引き続き丁寧な対応をお願いします。

再度伺います。既存の就労支援で手帳を持たない方々が直面している支援体制の課題をお聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

障害者手帳を所持していないものの、コミュニケーションや体調などに不安を抱えている求職者は、障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用枠での就労が難しい状況にあります。さらに、一般求人に応募した場合、就職活動がうまくいかず採用に至らない。また、採用されても、コミュニケーションや体調管理において職場の理解を得ることができないなど、困難な状況に直面することが多いものと認識をしております。そこで国は就労支援施設、地域若者サポートステーションを全国に設置し、働くことの悩み相談から就労後の職場定着までを一貫して支援する体制を整えております。本市では、南行徳にいちかわ・うらやす若者サポートステーションが開設されておりますが、これに加え、本市独自の委託事業として市川駅前、タワーズイースト３階に同施設のサテライト相談窓口を設置しております。現状では、いちかわ・うらやす若者サポートステーションや生活サポートセンターそら、千葉県のモデル事業など様々な相談窓口が設けられていることから、相談を受けた際に適切かつ速やかに必要な支援につなげられるかが課題であると認識しております。今後、関係機関と相談窓口の対象や内容などについて丁寧な情報共有を行い、求職者の就労を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　様々な相談窓口が設置され、支援体制は整っているが、相談窓口が複数あることから速やかに取り次ぐことが課題であるとのことでした。

様々なことに当てはまるのですが、利用者が一番困るのは窓口が複数あることです。また、これらの相談窓口に行かれる制度のはざまにいる方々は、時間をかけて複数の窓口に足を運ぶことが困難であると考えます。連携体制の構築や相談窓口の整理等、利用者の負担軽減となる体制づくりを要望し、次に、(2)資格取得に向けたスキルアップ支援についてです。

障害者手帳等を持たない方が一般雇用枠で安定して働き続ける、あるいは在宅ワーク等で自立するためには、客観的なスキルを示す資格取得や実践的な職業訓練が就労への強みになると考えます。また、制度上、就労移行支援事業所などは、障害者手帳等がなくても医師の診断書や受給者証があれば自治体の判断で利用可能ですが、この情報が当事者に十分に行き届いていないことや、スキルアップ、資格取得費用などへの経済的支援が乏しいという現状があると考えます。

そこで、技能取得や資格取得に向けた支援について伺います。

就労を目指してＩＴスキルや専門資格の取得を目指す障害者手帳を持たない、いわゆる障がいグレーゾーンと呼ばれる方、難病指定されないが、難病の当事者に対し、障害者手帳などの有無にかかわらず、受験費用の助成やｅラーニング受講支援など、市独自の資格取得支援制度はあるのでしょうか。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

いちかわ・うらやす若者サポートステーションでは、国から委託を受けた民間事業者が就労支援としてコミュニケーション講座、ビジネスマナー講座、パソコン講座等を実施しており、無料で受講することができます。また、ハローワークでは、実費負担を除き原則無料によりパソコン操作、プログラミング、ウェブデザインなどのＩＴ系スキルをはじめ簿記、ファイナンシャルプランナー、医療事務、介護など、様々な分野について資格取得等に向けた支援を進めております。

なお、これらの講座の中にはｅラーニング講座も含まれており、自宅等で受講も可能となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　いちかわ・うらやす若者サポートステーション、ハローワークでフォロー体制はできているということを理解しました。

再度伺います。制度のはざまにいる方の中には、障害者手帳の交付がされない障がいグレーゾーンと言われる方が、手帳がなくても、医師の意見書等で就労移行支援や就労継続支援が利用できることがあり、医療機関や当事者への周知やハローワークとも連携したスキルアップから就職、定着までのサポート体制をどのように行っているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、障害者手帳を所持していない方から相談を受けた際には、知的障がいや精神障がいのある方については、医師の診断等により就労系障がい福祉サービスを利用できる場合があることを窓口や電話で説明し、就労支援につなげております。また、ハローワークをはじめ、そらやアクセス、また、就労系障がい福祉サービス事業者等の参加する市川市自立支援協議会就労支援部会を設置しており、就労支援に関する課題の共有や意見交換を行うことで支援機関の専門性の向上に努めております。ハローワークは、障がいのある方や手帳を所持していない方が就職に必要な専門知識やスキルを原則無料で学べる職業訓練を実施しており、障がいのある方が就職し

た際には、アクセスにおいて、就職先企業からの相談や職場訪問のための緊密な連携を図っております。このように、ハローワークとはスキルアップから就職定着までの連携した支援を行っており、アクセスとの連携における就職定着率は、令和７年度は95％以上と高い定着率となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　窓口や電話で説明しているということでした。これは問合せがあった際にということなのですが、また市川市自立支援協議会就労支援部会を設置し、情報共有に努めているということでした。また、ハローワークと連携をして支援に努めていること、理解しました。

障害者手帳が交付されない方を含め、支援のはざまにいる方たちは、自身がどこに相談をしていいのか分からないことがポイントだと考えます。様々な支援をしていても、相談窓口が不明であれば行動に移せる方が少ないのではないでしょうか。

次に、(3)本市独自のマッチング支援について伺います。

冒頭に紹介した岐阜市の取組は、当事者が必要としているのは、本人の特性と企業の業務を細かく分解してつなぐ伴走型の調整でした。本市においても、こうした制度のはざまにいる方たちに対して柔軟なマッチング支援を導入し、伴走型の調整をすべきと考えます。

そこで、手帳の有無に縛られず、個人の特性や体調に合わせて、週数時間からでも働けるような超短時間雇用などへのマッチングを行う専門の仕組み、窓口はあるのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本市では、求職者と企業とのマッチングを推進するため、就労支援イベント、おしごと交流会を実施しております。このイベントでは、職場体験を通じて就職した人の体験談や、求人をしている企業のＰＲなどを聞くことができ、令和７年度は求職者31名、企業10社、企業の担当者22名の参加がありました。また、参加者が自由に情報交換をする交流時間などがあり、働きたいけど自信がない、ブランクがある、短時間から仕事を始めたいなど、仕事に関する悩みや不安を抱えている求職者が企業の求人担当者と直接交流できる機会となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　おしごと交流会を開催し、昨年は求職者が31名、企業が10社参加したとのことでした。すばらしい企画だと感じます。

再度伺います。制度のはざまにいる方の中にはメンタル面での不安を抱えている方もいらっしゃいます。交流会の会場に参加したくてもできない方のために、おしごと交流会にオンラインでの参加も可能にすることはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

おしごと交流会をさらに多くの方に活用していただくために、オンラインで参加できる方策について、今後、交流会の運営に関わる関係機関とともに協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　オンラインでの参加可能も含め、今後、求職者と企業が増え、求職者がやりたい仕事の選択が増える取組を要望します。

さらに伺います。企業に対して、障害者手帳などを持たないものの、配慮が必要な方たちへの理解を促し、企業が受け入れやすい環境を本市がマッチングなどのコーディネートをする取組はあるのでしょうか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

いちかわ・うらやす若者サポートステーションでは、本市の委託事業として、実際の職場で５日間程度、仕事や人間関係を体験する職場体験事業を実施しております。事業実施に当たっては、求職者の特性に配慮した職場環境が必要となるため、担当者は事業者を個別に訪問し、状況を確認しながら、職場体験の受入れに向けたコーディネートを行っております。このような丁寧な取組により、令和７年度は参加者48名のうち25名が就労につながっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　いちかわ・うらやす若者サポートステーションでは、企業の担当者に個別訪問でコーディネートを行い、昨年は48名中25名が就労につながったと理解しました。今回質問しているマッチング支援は、制度のはざまにいる方たちの中でも就労意欲のある方たちの支援となります。様々なサポート体制を伺いましたが、就労の相談はハローワークと考える方は多いと考えます。しかし、様々な理由から、制度のはざまにいる方は働き方に条件があるため、ハローワークよりも福祉なのか、手帳の交付や難病指定されていないので福祉は違うのかと悩まれている方がいました。どこに行けばいいのか、明確になっていないことは疑問に感じます。また、支援が複数あることはいいのですが、窓口が複数あることは利用者が不便さを感じます。冒頭に述べたＷＯＲＫ！ＤＩＶＥＲＳＩＴＹ　プロジェクト　ｉｎ　岐阜のように、相談窓口はここと明確にし、働きたいのに働けない状況にある方を対象に企業とのマッチングを行う取組を本市に導入することを要望し、次の質問に移ります。

大項目３つ目、コンビニ型コミュニティパントリー導入についてです。

６月は環境月間です。消費者庁は、食品リサイクル法に基づき、食品ロスの削減の目標を家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減することと設定し、直近、2022年度の食品ロス量は、家庭系、事業系ともに236万ｔと発表し、家庭系については、あと20万ｔの削減が必要で、事業系は2030年度目標を８年前倒しで達成したことから、新たな目標として60％減と設定しています。さらに、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80％にする取組を行っています。

また、これまで食品の賞味期限の理解増進による行動変容の促進等を図り、未利用食品等、まだ食べることのできる食品が製造、流通段階で約24万ｔ、家庭段階で約14万ｔに及ぶ推計もあり、これらの食品を必要とする方へ無償で提供することで食品として再利用できる取組として、フードバンクなどは本市でも定着してきています。この取組は食品ロスだけでなく、貧困、災害対策等にも貢献することから、こうした社会的課題解決の観点からも、その促進への取組は多くの自治体が行っています。

消費者庁は、2025年度、全国に約５万5,000店舗あるコンビニエンスストア――以下、コンビニと呼びます――での販売期限を過ぎた食品の廃棄が毎日発生し、全国の店舗を合わせれば相当量の食品ロスが発生していることに注目し、食品を廃棄することなく、必要な食べ物を入手することができない人に、時間や人目を気にすることなく取りに行ける場所としてコンビニを活用することができれば、食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援や自治体の廃棄物削減に資する取組となることが期待できるのではないかと、コンビニ型コミュニティパントリーの実証検証を行いました。これは、コンビニで販売期限を過ぎた食品を寄附食品として活用するため、自治体と連携して対象者の選定を行い、マイナポータルと連携したアプリを活用する食品寄附のＤＸ化も進めつつ、既

存のコンビニの店舗を活用したコミュニティパントリーモデルを構築するための実証検証となっています。全国から３市、名古屋市、仙台市、千葉市が参加して2025年４月から準備を始め、スタートは自治体でばらつきはありますが、10月末から１月末まで販売期限が過ぎている食品で、消費期限や賞味期限までまだ間もない食品をコンビニの近隣で必要としている方に無償提供する仕組みで、スマートフォンのアプリを活用します。対象となる食品が発生した際にコンビニがアプリに登録し、対象となる方が申し込み、先着順での予約ができたら、コンビニに冷蔵庫やクーラーボックスで保管している食品を受け取りに行きます。食品事故や苦情対応などは、関係者５者でそれぞれ細かく取り決めて行われました。そのことを踏まえ、伺います。

物価高騰が長引く中、生活困窮世帯、ひとり親世帯や高齢者世帯への生活支援は、本市にとっても急務です。市川市子どもの貧困対策計画の中での現在の暮らしの状況のアンケートでは、生活困窮世帯が回答者2,208名中79名で3.5％、ひとり親家庭は2,585名中344名で13％となっており、生活困窮者世帯は周辺層を合わせると509名で23％になります。このアンケートは、2022年に市内の小学５年生と中学２年生の子どもたちとその保護者を対象としたものです。そのことを考えると、子どもたちの貧困世帯やひとり親家庭はさらに多くなり、高齢者などを含めると、生活困窮者はさらに増えると考えます。

そこで、(1)現状について伺います。

消費者庁が実施したコンビニ型コミュニティパントリー導入実証事業では、利用者の条件の一つとして生活困窮者が挙げられていました。生活困窮者は生活困窮者自立支援法において定義されていますが、本市で対応している生活困窮者はどのような状態の方なのか。また、相談件数をお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業は、福祉事務所を設置する地方自治体が生活にお困りの方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて包括的な支援を行うものでございます。本事業の対象者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方であり、そらにおいて長期間ひきこもり状態であったため、社会復帰に不安がある方や、病気や障がいなどにより就労が困難な方、離職などにより住居を失った方、借金や公共料金の滞納により家計の見直しが必要な方などからの相談に対応をしております。そらにおける昨年度の相談件数は967件となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市が対応している生活困窮者は、最低限度の生活を維持することができない方やおそれのある方、就労が困難な方、家計の見直しが必要な方などで、生活サポートセンターそらへの昨年度の相談件数は967件とのことでした。しかし、相談に来られていない方も含めると、さらに人数は多いと考えますし、市川市子どもの貧困対策計画の中での２学年だけの人数を考えても、生活困窮者の支援は急務であると感じます。

次に、(2)コンビニ弁当等の廃棄量の現状について伺います。

冒頭に述べましたが、食品リサイクル法を基に、食品ロス削減の目標が事業者は2030年までに60％削減とあります。本市は、コンビニのファミリーマートと食品の廃棄の削減及び生活の困窮等により支援を要する人々の援助を目的として、2022年に食品の提供に関する合意書を締結し、フードドライブ事業など、食品ロス削減に取り組まれていると認識しています。

そこで、本市の小売店、中でも24時間営業などのコンビニで日々、一定数の食品廃棄が発生しているお弁当やお総菜などの食品ロスの実態をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

食品ロスの実態については、過去の参考事例として、農林水産省が環境報告書2005及び2006を根拠に作成した資料によると、コンビニエンスストアの１店舗１日当たりのごみ発生量は15kg前後であったとの結果が報告されております。コンビニエンスストアから出る生ごみは、他の燃やすごみと混在した事業系一般廃棄物としてクリーンセンターに持ち込まれて処理されるため、本市では、その内訳を把握することが困難でございます。しかし、食品の廃棄の削減及び生活の困窮等により、支援を要する人々の援助を目的として、本市と令和４年９月に食品の提供に関する合意書を締結しているコンビニエンスストアは、店舗による食品ロスの削減率を令和12年までに平成30年対比で50％とすることを目標としており、進捗状況としては、令和５年８月までに約27％削減と、着実に取組が進んでいることを公表しております。このように、コンビニエンスストア業界においても食品ロスの削減は重要な課題となっており、民間事業者と行政が協働して取り組むべきごみ減量化施策の一つであると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　コンビニから出る生ごみは、ほかの燃やすごみと混在して事業系一般廃棄物として処理されるため、本市では、その内訳を把握することは困難であること、事業系の量は各事業所で把握していること、その中でもファミリーマートは目標の半分以上の削減ができており、着実に食品ロス削減ができていること、理解しました。

次に、(3)消費者庁の実証事業を踏まえた本市独自の取組について伺います。

冒頭に述べた、消費者庁が行った実証事業の成果やスマートフォンのアプリを活用したマッチングによる店舗での直接受渡しという事業についての本市の見解、また、本市独自で、あるいは近隣自治体と連携し、こうした消費期限内のコンビニ廃棄食品を必要とする世帯へダイレクトに届ける事業モデルの検討、導入について、市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

令和８年４月に消費者庁がコンビニエンスストアで発生する販売期限を過ぎた食品のうち、消費期限、賞味期限まで間もない食品について、近隣で必要とする人に無償提供する仕組みを検証する事業に関する報告書を公表しました。その報告書によると、実施期間や店舗数が限られていた上、各自治体で生活保護や児童扶養手当の受給状況及び居住地区を利用者の条件として定め、窓口へ来られた方で条件に合致する人に案内するという方法を取ったため、アプリ登録ユーザー数は３市合計で43名と、集計データを集めるには十分な登録者数にはなりませんでした。しかし、今回の受渡し方法について、多くの利用者が本事業を肯定的に捉えたことが分かったと報告しており、利用者の利便性が高かったとしております。本実証事業のように、スマートフォンのアプリを利用した食品のマッチングは、食品ロスの削減と食品を利用したい方への支援を組み合わせた有効な取組であると考えております。

事業効果としては、環境面では、市内の事業系食品ロスの削減、福祉面では家計支援効果、経済面では民間事業者の廃棄物処理コストの削減といったメリットがあり、導入に当たっては食品の消費期限、賞味期限まで間もない食品を提供するなどといった安全面の課題もあると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　安全面の課題はあるものの、アプリを利用した食品のマッチングは、食品ロス削減と食品を

利用する方への支援には有効であると考えているとのことでした。今の御答弁にあるように、環境と福祉の両面で有効な取組がコンビニ型コミュニティパントリーと考えます。さきにも述べましたが、苦情などの対応者を細かく取り決めて行われており、また御答弁にもありましたが、利用者から肯定的な意見が多く、内容としては、物価高騰で家計が苦しい中、多くの商品を譲ってもらえて感謝しているや、お弁当やサンドイッチ、ブリの照り焼きなど、子どもたちにとって、ごちそうで喜んでいたなどがあり、店舗スタッフへのアンケートでは、社会貢献の一部になる実感が得られたので続けていくのがよいや、食べ物を欲しい人たちにあげたほうがいいなどの意見がありました。また、通常業務への影響はなかったが約５割、一方で影響があったが約３割で、レジ業務が並んでしまったや、忙しい時間と重なると対応が難しいなどがありました。短時間の実証検証でデータが不十分であると考えますが、おおむね高評価であったと考えます。

そこで、(4)協定締結企業との連携強化について伺います。

フードドライブ事業等で連携しているファミリーマートをはじめとする市内のコンビニに対し、店舗で発生する廃棄食品を生活にお困りの方などに無償提供する取組について、本市から協働を働きかける、あるいは協働で実証事業を行うことはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本市が合意書に基づきコンビニエンスストアと実施しているフードドライブでは、令和４年10月１日以降、隔週で市内の９店舗を巡回し、回収後、賞味期限２か月前といった安全面を確保した上で市川市社会福祉協議会に提供しております。市川市社会福祉協議会では、市から提供された食品を、生活にお困りで窓口相談に来られた方へ無償提供しております。このたびの実証事業が民間事業とのさらなる連携強化につながる施策として、安全性を考慮した上で実施可能なのかも含め、今後の国や近隣自治体の動向を注視しながら調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　食品ロス削減、生活困窮者への支援、さらに本市のごみ削減と、３つの取組ができるコンビニ型コミュニティパントリーです。国では、実証検証の段階ではありますが、本市は第三次市川市環境基本計画での基本理念に「ごみの減量と資源化を推進する」とあり、新しい取組が必要と考えますので、前向きな調査をお願いし、環境と福祉の取組となるコンビニ型コミュニティパントリーの導入を要望します。

以上で全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

廣田徳子議員。

○廣田徳子議員　日本共産党の廣田徳子でございます。通告に従いまして、一問一答で質問をしてまいります。よろしくお願いいたします。

１つ目は、プラスチック資源化に向けた取組についてです。

(1)として、ペットボトルの分別収集について。

今年４月より、ペットボトルのみ別の回収が始まりました。私たち市議団は、毎年行っている市民アンケートで今回新たに始まったペットボトル回収について伺いました。市民の声を御紹介しますと、準備期間が短く市民への周知が足りない、ネットが風で飛ばされてなくなっている、ネットが小さくて入り切らず持ち帰ってきた、中にはすすいでいないものもあり虫が集まっていた、ペットボトルの回収が先で従来のプラスチック製容器包装の回収が午後になり、風が強いと気になるなど、困り事が書かれていました。また逆に、もっと早くやるべきだったのではないか、慣れるまでは面倒だが必要なことだと思う、従来のプラスチック製容器包装類の出す量が減った、資源化されるのであればよいなど、好意的な記入もありました。市民の声や市の対応は先順位者への答弁で理解いたしました。

そこで、収集業者の声はどうでしょうか。５月29日に清掃事業組合の方、担当課の職員の方と懇談を行い、率直な御意見を伺いました。５月から30℃を超える暑さの中、ファンがついた作業着の中は、気温が高いと熱風だそうです。冷房が入っている車に乗っている時間は短く、夏は地獄だと話していました。事業者は20社ほど。全ての会社が今回ペットボトルの収集を行っているわけではありませんが、回収されるペットボトルは思っていたよりきれいですよと話してくれています。

そこで、今年度予算書には委託料として収集車両の増加分が計上されていると思いますが、現場の声では、うちの会社には車が増車されていないといった声も聞いています。言い換えれば、こうしたことが現場の作業員の負担につながっているのではないでしょうか。ペットボトルの収集が変更されたことによる増車分の考えについて伺います。また、現場での収集作業員の課題をどのように捉え、どのように対応していくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

ペットボトル分別収集を行うことにより、ペットボトルとプラスチック製容器包装を市内及び市外の中間処理施設へ運搬する体制としたことから収集作業車走行距離などの増加が見込まれたため、増車による対応を進めてきたものです。収集車両数の算定に当たっては、市内を６つの地域に分けて収集している体制を基本に、収集運搬業務委託の受託者である市川市清掃業協同組合と協議を重ね、収集効率や地域バランスを加味して、作業負担の増加を最小限となるように収集車両を配分したところです。現在は実施から２か月を経過しており、現場の作業に従事している方々からも様々なフィードバックを受けていることから、そうした声を集約した上で、さらに適切な体制となるよう努めていきたいと考えております。しかし、収集作業の現場では、ペットボトルをネット袋から取り出し、収集車両のホッパー、投入口へ入れる作業が増えたことで、収集における作業時間の増加が課題であります。この課題に対応するため、集積所以外にペットボトルの出し方として、公共施設等における拠点回収や市内商業施設が実施している店頭回収を利用していただくことを周知することで集積所に集まる量を分散させ、より効率のよい収集が可能となり、併せて収集作業員の負担軽減にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市民の方の様々な工夫があるようです。市民アンケートにもありましたが、ペットボトルの分別収集開始前に比べて収集時間が長くなっているのはなぜでしょうか。これまでは午前中に来ていたが、午後になっていると市民からの声があります。どのような収集体制なのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

令和７年度までは、ペットボトルとプラスチック製容器包装を混合収集し、市内の中間処理施設１か所に運搬

しておりましたが、４月以降はペットボトルを市外に、プラスチック製容器包装を市内の中間処理施設にそれぞれ運搬しております。こうした市外の中間処理施設への運搬が車両の走行距離にも影響し、収集時間が長くなっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今回のペットボトルは回収後、どのようにどこに搬入し、これまでとは違うことを市民が十分知らされていないために回収時間が遅いなどと思われるのではないでしょうか。十分な周知を改めてお願いいたします。

次に、ネット袋と代替品の大きさが違い、ペットボトルが入る量が異なるようですが、本来のネット袋が市内全域に行き渡るまでのスケジュールについて伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本来のネット袋の配布が市内全域では完了していないため、まだ一部の地域では代替品の袋を御利用いただいているところですが、６月末時点で約７割のごみ集積所にネット袋を配布できるよう進めております。ネット袋の追加発注分につきましては、５月に一般競争入札を行い、調達しているところでありますが、中東情勢の不安定化によりネット袋の在庫不足や価格の高騰といった影響が出ております。今後、準備が整い次第、速やかに市内全域に行き渡るよう配布してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　準備期間が短く、職員も市民も事業者も大変でした。ただ、ペットボトルについては、これまでもラベルを剝がし、キャップを取ってプラスチック製容器包装の袋に一緒に入れていたものを、ペットボトルのみを別にするだけなので、従来からきちんと分別していれば、それほどの負担はないはずです。集積所の中には、道路から１段高くなっている公園の入り口が集積所になっているところがあり、収集日以前にネットの中にペットボトルがたまっていると歩道を塞いで公園に入ることも難しい。また、ネットも場所ごとに工夫しているようですが、収集日当日だといっぱいで入らなくて持ち帰るなど、まだまだ困り事は多いようです。これを機会に極力ペットボトルの使用を控え、マイボトルの活用をするなど、一人一人が環境問題に向き合うきっかけになるといいと考えます。

次に、(2)です。プラスチック資源循環法との関係について。

令和４年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック新法が施行されています。私はその年の９月定例会で、本市の対応はどう変わるのかと質問しました。これに対し、プラスチック資源循環法により新たに製品プラスチックを分別収集、資源化する場合には、現在より分別の種類も多くなり、市民の負担が増えることも想定されると答弁されました。環境省の言う、無駄なプラスチックはそもそも使わない、使う場合は繰り返し使い、長く使えるようにする、どうしても出るごみはきちんと分別回収しリサイクルする、リサイクルが難しい分は熱回収などでエネルギーとして有効利用すると、国は曖昧な感じでした。しかし、４年たち、全国でこの新法に基づく分別回収に取り組んでいる市区町村は約230に達したと言います。本市はペットボトル分別後、どのように対応していく方針なのか、市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律――以下、プラスチック新法と申し上げます――の施行に

伴い、バケツやハンガーなどの製品プラスチックを再資源化するルートが法的に整備されたことにより、近年、製品プラスチックを資源物として分別収集し、再資源化に取り組む自治体が増えております。製品プラスチックの収集手段や排出方法等に関しては様々な収集方法があり、各自治体によって違いがあります。千葉県内においても、令和７年４月から佐倉市が製品プラスチックのみを市内７か所の回収ボックスで回収する収集体制を本格的に実施しており、令和９年12月からは、千葉市がプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒の指定袋で集めて集積所で回収する一括収集を実施する予定と伺っております。

現在、本市では、家庭から出される燃やすごみに含まれているプラスチック類の割合は約５％となっており、プラスチック新法に対応して再資源化を進めるために令和６年10月以降、市川市廃棄物減量等推進審議会において、製品プラスチックの再資源化に向けて審議を進めているところです。今後も引き続き審議会での御意見等を伺いながら他市の事例を調査研究し、本市において、製品プラスチックの再資源化に最適な方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　将来的に製品プラスチックを再資源化することとした場合、どのような収集方法を検討していくのか、市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

製品プラスチックの主な収集方法として、分別の面では、佐倉市のように新たに分別品目を設定する方法と、千葉市や横浜市のようにプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括して収集する方法があります。また、収集場所の面では、各公共施設等の回収拠点で収集する方法と各集積所で収集する方法があります。分別の面と収集場所の面と併せて市民負担や収集効率、処理過程などを総合的に勘案して、本市において適切な方法となるよう、市川市廃棄物減量等推進審議会からの御意見等を伺いながら調査、検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　本市では、この４月からペットボトルのみの回収が始まったばかりです。佐倉市や千葉市での違った取組も伺いました。東京の人口74万人の大田区では、昨年４月からペットボトルを除くプラスチック類を回収し、資源化しているそうです。2026年度の回収量は5,000ｔとし、プラスチック資源循環法第33条に基づき再商品化認定を取得したそうです。プラスチック製品は様々なものがありますので、溶かして、またプラスチック製品にするマテリアルリサイクルや細かく粉砕する方法などがあるようです。また、燃やして熱エネルギーを回収して発電に利用する回収方法ではなく、回収して次どうするかを考えるべきです。また、回収後どのようになるのか。例えば建築中の今のクリーンセンターに子どもも大人も見学できるようなコースをつくり、今回、ペットボトルの回収が始まりましたが、どのようにリサイクルされるかがスケルトンで見えるようなものがあれば、市民もちゃんとすすいで出そうと思うのではないでしょうか。

清掃業者の皆さんは、暑いときも雨や雪のときも収集業務をしています。途中でトイレに行きたくなり、コンビニにパッカー車を止めただけで市民から苦情が来るそうです。収集が終わり、クリーンセンターに戻り、トイレに行こうとしてもトイレの数が少なく、戻り時間が皆同じぐらいなので大変混雑するそうです。労働環境も市と組合、会社側と一緒に改善していかなければ、先ほど高齢化の話もしましたが、成り手がいなくてはかなり困ります。私たち市民もマナーを守り、感謝の気持ちを持って日々生活したいと考えます。

次の大項目、中核市へ移行する考えについてです。

平成７年に、地方自治法の改正により中核市制度が創設されました。制度創設当時は人口30万人以上、面積100㎢以上などの要件がありましたが、要件緩和が進み、平成18年には面積要件がなくなり、平成27年には人口20万人以上のみとなりました。当然、市川市が人口20万人を超えたときは中核市制度はなく、その後も面積の要件があり、市川市は対象にはなっていませんでした。

(1)として、令和３年に設置された中核市移行に関する特別委員会で出された関係部署の見解について伺います。

当時、中核市への移行の検討に当たり特別委員会が設置され、後半１年は私も委員でした。中核市への移行によるメリット、デメリットについて、関係部署から見解が示されたと思いますが、どのような内容だったのか、改めて伺います。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

中核市移行に関する特別委員会は令和３年２月に設置され、令和５年３月までにかけて合計12回開催されました。このうち、本市職員が説明のために出席いたしましたのは、令和３年３月23日と５月20日の２回であり、その際には企画部のほか、危機管理室、総務部、財政部、福祉部、こども政策部、保健部、環境部の次長、課長などが出席いたしました。当時はコロナ禍の真っただなかであり、市による保健所運営の必要性から検討が開始された背景もあったことから、委員会では保健所に関する議論が多く交わされました。そのほかにも中核市移行のスケジュール、移譲事務、本市財政への影響、人員確保など、多岐にわたり議論がなされました。

その中で中核市移行のメリットといたしましては、中核市への移行要件を満たす力のある自治体が県から移譲を受け、事務を実施するほうが効率的な行政運営ができ、市民サービスが向上するものであるとの考えをお示しいたしました。具体的には、独自に保健所を設置、運営することにより、感染症発生時に情報の一元管理が可能となり、市の危機管理体制と一体となった迅速で機動的な対応ができるようになること、また産業廃棄物業者への許可、指導権限が市に移管されることにより、ごみ資源化などとともに環境保全対策をより一層加速させられること、保育所の認可、指導監査や飲食店への営業許可なども市が直接担うため、市民の声を反映したきめ細やかで効果的な指導、支援が可能になることといった点を挙げさせていただきました。

デメリットといたしましては、先ほども申し上げましたとおり、県からの移譲事務を本市が実施することにより効率的な行政運営ができ、市民サービスの向上が期待できることから、行政の非効率化や市民サービスの低下などのデメリットはないとの考えをお示しいたしました。

しかしながら、一方で、移行に伴い事務権限が拡大するため支出の増加は避けられず、本市は普通交付税の交付を受けない不交付団体であるため、これまでの健全な財政規律をどのように実施していくのかが課題であること。また、保健所運営や移譲される事務に対応するため多くの職員の増員が必要となり、専門職を中心とした人員確保と人材育成なども課題であるとの考えをお示ししたところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　分かりました。

次に、(2)として、人口50万人を超えた本市が中核市となる場合の費用負担について伺います。

費用負担の中には人件費も含まれると思います。中核市を運営していくためにはどのくらいの職員の増員が必要だと考えているのか、職種も含めてお答えください。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

〇西村　直企画部長　お答えします。

まず、必要な職員数についてでございます。県から移譲される事務は保健衛生、福祉、教育、環境など広範な分野にわたりますことから、これらを確実に処理するため、職員を新たに配置する必要がございます。増員する職員数の算出に当たっては、先行中核市のうち、人口規模や都市部近郊の住宅地という本市の有する特徴と類似する自治体の事例を参考とし、中核市移行に関する特別委員会において、約80人が必要になる見込みであるとの考えをお示しいたしました。この80人の内訳といたしましては、保健所の運営などに係る増員分として60人、産業廃棄物収集運搬処分業の許可、指導や民間保育所等の設置認可、指導監査などに係る増員分で20人と見込んだところでございますが、この特別委員会でお示しいたしました約80人という数字は、あくまで当時の見込みでございます。現在は特定不妊治療が保険適用となったため、中核市として取り扱う事務ではなくなったことなど、当時とは状況が変わっており、また保健所の運営方法や法定外移譲事務などについては、今後、県との協議により決定されるものであるため、増員数につきましては、改めて精査の必要があるものと考えております。

次に、増員する職員の職種につきましては、移譲事務全般に従事する事務職のほか、保健所や動物愛護センターを運営するに当たって様々な専門職の確保が必須となります。保健所には、所長を務める医師をはじめ精神保健や難病に関する相談業務を担う保健師、医薬品販売業の許可や立入検査を担う薬剤師、給食施設の評価や栄養調査を担う管理栄養士などが必要となります。また、動物愛護センターには、収容された動物の健康管理や治療などを担う獣医師を配置することとなります。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　廣田議員。

〇廣田徳子議員　やはり保健所に関する職員の採用は大変だと思います。保健所長となる医師の確保はさらに大きな課題だと考えます。例えば開業医などと兼務できるのでしょうか。また、そういった事例があるのか伺います。

〇にしむた　勲副議長　企画部長。

〇西村　直企画部長　お答えします。

中核市への移行に伴い、本市が自前で保健所を設置、運営していくに当たって、市民の生命や健康、地域の公衆衛生を一手に担う拠点となる保健所の責任者である保健所長の確保は重要課題の一つであると認識しております。

御質問の開業医などとの兼業の可否についてでございますが、地域保健法施行令第４条第１項において、所長は「地方公共団体の長の補助機関である職員でなければならない。」とされており、地方公務員の身分となることから、地方公務員法第38条第１項に基づき、公務に支障がない場合などを除き、原則兼業は禁止となっております。そのため、現在の千葉県市川保健所、県内の中核市である船橋市、柏市の保健所における所長は、その全員が常勤であり、兼業はしていないと伺っております。

かつての新型コロナウイルス感染症への対応でも明らかになったように、未知の感染症の大流行や大規模災害など、市民の生命を脅かす危機は予期せぬ形で発生し、しかも、すさまじいスピードで拡大いたします。そうした事態が発生した場合、開業医などと兼業する所長では、24時間体制の緊急かつ的確な指揮命令権の発動に遅れが生じるおそれがあり、そのことで市民の皆様に重大な不利益を及ぼしかねません。人材不足が叫ばれている中で専任の医師を確保していくことは課題の一つではございますが、本市といたしましては、その職責の重みを厳粛に受け止め、市民の生命と健康を自らの手で守り抜くという決意を持って、必要となる専任の医師を確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　本市は現在も様々な事業を展開し、支出額が増大していますが、中核市に移行した際にはさらに財政負担が増えることから、本当に継続していけるのか懸念されます。先順位者への答弁で、ランニングコストに係る財政影響額は24億6,000万円と伺いました。しかし、この試算は四、五年前の数字です。改めてその妥当性と精査について伺います。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

財政影響額として約24億6,000万円をお示しいたしましたのは、中核市移行に関する特別委員会でのことであり、令和３年時点のものでございます。当時と現在では、物価高騰により各種単価が大きく上昇していること、また先ほど述べましたとおり、保険適用となった特定不妊治療のように、中核市として取り扱う事務が変更していること、また県から移譲される事務は今後の協議により決定していきますことから、財政影響額につきましては、改めて見直しを行ってまいります。その際には、今後の移行に向けた議論がより実効性のあるものとなりますよう、県からの移譲事務の具体的な範囲や必要となる財政需要、人員体制の確保などにつきましても、他都市の先進事例を参考にしながら全庁横断的に丁寧かつ緻密な精査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　保健所建設にはこれだけお金がかかる、毎年人件費を含めてこれだけお金がかかると市民に示し、それに見合う市民サービスはどれだけ向上するのか。これまで県に申請していたものが市内で行えれば時間短縮になることは言うまでもありません。費用対効果はどれだけになり、市民が納得していただけるものになるのでしょうか。今の市役所機能は50万都市の運営を行えていると感じています。

いずれにしましても、前回の中核市移行に関する特別委員会は改選前の令和５年３月８日に、議会としてどのような対応をするのかは改選後の議員各位の御判断に委ねることとしたいとし、併せて議員の任期満了直前の定例会中に開かれる委員会において、なお結論を得る見込みのない事件については、先例により審査未了の決議とすることになっているとのことで散会になっています。中核市へ進むのであれば、当然準備室や議員の委員会などを設置し、ぜひ慎重に市民の声も聞きながら調査研究から始めていただきたいと考えます。

次に、保育行政及び児童発達支援について伺ってまいります。

(1)民間で働く保育職員の退職金制度についてです。

民間保育施設等における退職金制度はどのようなものとなっているのかを伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

民間保育施設等における退職金制度については、本市において独自に実態調査は実施しておらず、個々の施設がどういった制度となっているかは把握しておりませんが、法人の形態などによって幾つかの活用できる制度がございます。まず、社会福祉法人が運営する保育所等においては、一般的に社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済制度が広く活用されております。同制度は、職員の待遇改善により職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的として創設された制度であり、その財源は、事業者が負担する掛金に加え、国及び都道府県による公費負担により支えられるものとなっております。社会福祉法人以外の法人の退職金制度としては、中小企業退職金共済制度や商工会議所が実施する特定退職金共済制度に加入するほか、法人独自で退職金制度を設けることなどが考えられます。これらの制度は、一般的には事業者負担を原則として運営されており、社会福祉施設職員等退職手当

共済制度のような公費負担を前提とした制度とは仕組みが異なっております。このことから、民間保育所等における退職金制度については、法人の形態や規模、経営方針などに応じて様々な制度が活用されているものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　全国的にも保育士不足が課題となっており、処遇改善を求める声がある中、逆行するのではないでしょうか。確かに市川市においても、保育園は公立保育園か社会福祉法人だった時代から一転し、株式会社が多くなりましたが、保育園を支えてきたのは社会福祉法人ではないでしょうか。ここ数年、退職者は多く、退職金の支給総額も増加しています。制度の見直しが必要なときかもしれません。しかし、長年働き、将来生活の安定のためには退職金は必要です。社会福祉法人において活用されている社会福祉施設職員等退職金手当共済制度について、公費負担の見直しが進められていますが、今後どうなっていくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費負担の見直しについては、現在、厚生労働省において、制度全体の在り方に関する検討が行われております。同制度をめぐっては、介護及び障がい福祉分野においては、既に国及び都道府県による公費負担の見直しが行われてきましたが、保育所等については、保育士確保などの観点から見直しが先送りされてきました。しかしながら、保育所等に係る公費負担の在り方については、厚生労働省の検討会において、他の経営主体との公平性、いわゆるイコールフッティングの観点やこども未来戦略に基づく保育人材確保の状況を踏まえ、別途、こども家庭庁の審議会において検討を行い、改めて結論を得ることとされており、現在、国において、経営主体間の公平性を含めた議論が進められております。現時点では、国から公費負担の廃止や縮小といった具体的な方向性は示されておりませんが、本市としても、状況を注視する必要があると認識しております。また、現在、本市では、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における事業者負担分を市の加算により支援しておりますが、本市としても、国における制度の見直しの動向や考え方を踏まえながら、公費負担や支援の在り方について検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　現場の声を聞いていただき、保育園で働く全ての人が退職後、安心して暮らせるように、ぜひ国に制度の継続を求めてください。

次に、⑵国基準で待機児童ゼロを６年連続で達成したことを踏まえて今後の方針について伺います。

国基準の待機児童が令和８年４月時点でゼロとなっています。待機児童の現状及び今後の保育施設整備について、どのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、令和３年度から今年度まで６年連続で国基準の待機児童ゼロを達成しておりますが、国基準の待機児童には該当しない市内居住の保留者数は339人となっており、自宅から近い施設に入園できない場合や兄弟が同じ施設に入園できない場合など、必ずしも全員が希望する保育園には入れていない状況と認識しております。地域ごとの保留者の状況につきましては、市の北東部や北西部が他の地域と比較して、希望する保育園に入園できない割合が高くなっております。この要因としては、もともと保育園が少ない地域である上、新たな宅地開発や大規模なマンションの建設により人口が増加していることも影響していると考えられます。例えば市北東部の

柏井地区では宅地開発が進んでおり、現在も大規模な開発が進んでいることから、今後の保育需要の増加にも対応するため、昨年７月に新たな保育園を整備いたしました。しかしながら、本年４月の時点で待機児童は発生していないものの、既に保留者が生じている状況となっております。このような状況を踏まえ、今後の保育園整備に当たっては、引き続き待機児童ゼロを継続させていくことと併せ、保留者についても対応していくことも必要と考えております。

当面の対応としては、基本的には待機児童への対応と同様となりますが、地域ごとの未就学児童数の将来的な見込みや周辺の保育園の空き状況、保育園の利用希望者の入園申請状況などを踏まえて対策が必要な場所を特定した上で、まずは既存の保育園の定員拡大や改修などについて事業者と協議を進めることとし、既存の保育園による対応だけでは受入れ枠の確保が不足する場合や、大規模な宅地開発などにより局所的な急激な保育需要の増加が見込まれる場合は、新たな保育園整備についても検討するように考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　住宅事情など、市内でも地域によって、また、その年によって変化があり、これまでの整備状況でも分かりますが、行徳地域を含む南地域には多くの保育園が整備されました。先順位者への御答弁にもありましたが、国基準に該当しない保留者数の差が明らかです。公立保育園は市内に点在しており、コロナ禍にも十分その機能を発揮しました。そこで、今後の保育園整備の方針と関連して、公立保育園の民営化について、現状及び今後の方針はどうなっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

公立保育園の民営化については、当初あった28園のうち、まずは行財政改革の一環として、７園について民営化を行いました。その後、令和元年度に策定された公共施設個別計画において、老朽化の進む保育園については、建物の建て替え時期に合わせて民営化すると定められたことから、木造の保育園７園について順次民営化を進めており、これまでに５園について民営化が完了しております。一方、民営化が済んでいない木造の保育園のうち、富貴島保育園については、今年度から段階的に入園児童の受入れを停止し、全ての園児が卒園する令和12年度に閉園する予定となっております。また、若宮保育園については、現在、民営化に向けて具体的な方策を検討しているところです。

なお、残りの公立保育園については、将来的な保育需要の減少に合わせた統廃合や定員減も視野に入れながら、一方で私立保育園に対する運営支援や、特に配慮が必要な子どもの受入れなど、公立保育園が担うべき役割を維持していくことも必要であると考えていることから、今後は周辺の保育園の入園状況や未就学児童数の推移、施設の老朽化の状況などを踏まえながら、施設ごとに今後の方向性について検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　公立保育園は、ぜひ今後も民間の目指す保育環境、質も併せてお手本になるように残していただきたいと考えます。課題は園舎の老朽化だと思います。保育需要はますます高まり、市川こども手当も充実しました。しかし、子どものいない世帯、単身者、高齢者世帯もぜひ手厚い支援をお願いいたします。

次に、ある民間の保育園を訪ねたところ、先生から、今は保育時間内に児童発達支援事業所を利用している園児が年々多くなり、送迎をしてもらっているという話を聞きました。小学校への送迎をしていることは随分前から知っていましたが、驚きました。それも、何人も複数の事業所に通っているため、子どもの写真、曜日と時間、迎える人の顔写真を分かるように一覧を作っていました。

そこで(3)として、通園児童による児童発達支援の併用の現状と課題について伺ってまいります。

保育園と児童発達支援事業所の利用を併用している児童数及び送迎の利用者数、市内にどの程度いるのか。また、児童の安全面に対する課題及びその課題に対して、どのような工夫をしているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

保育園と児童発達支援事業所の利用を併用している児童数は、民間保育園につきましては統計がないため人数の把握はできておりませんが、公立保育園につきましては、令和８年５月１日現在、全16園に併用利用している児童が在籍しており、全園児数1,080名に対して利用者は59名となっております。そのうち、保護者が送迎を行っている児童は20名、事業所が送迎を行っている児童は39名となっております。

次に課題ですが、公立保育園及び送迎を実施している複数の児童発達支援事業所に対してヒアリングを実施したところ、送迎時において、園と事業者間での児童の安全な引渡しに課題を感じているといった意見がありました。こういった課題に対して、保育園と児童発達支援事業所では、引渡し時に事故がないように、例えば児童を必ず対面で引き渡す、事業所職員の顔写真と名前をあらかじめ保育園に伝えておく、送迎車両に他の児童が乗っているときは保育園の職員が送迎車まで連れていく、園児に荷物があるときは保育士２名で対応するなど、連携を図りながら安全に送迎ができるような工夫をしているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　何らかの支援が必要だと分かったら、早い時期から対応してあげることが望ましいと思いますが、全ての公立保育園から59人もの園児が通っていることに驚きました。小学生が通う放課後デイサービスの送迎をしている人に話を伺いました。車の中で窓を開け、大声で歌い身を乗り出す子や、危ないと注意すると泣き出す子、車の中は常に大きな声が行き交っていると言います。小学生ですら、こんな状態です。園児はチャイルドシートなど安全対策はあると思いますが、考えると心配は尽きません。園児の安全を最優先に考え、移動に伴うリスクや引渡しのときの危険を根本的に排除するために、保育施設と児童発達支援事業所を併用した施設を設置することが有効であると考えますが、市としての見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

保育園と児童発達支援事業所を併設する施設――以下、一体型施設と言わせていただきますが、こちらは児童の移動に伴う安全面でのリスクをなくし、保護者の負担軽減や保育園と児童発達支援事業所の間の緊密な連携を図ることができる有効な手法の一つであると認識はしております。一方で、令和５年４月１日施行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令においては、一体型施設を運営するためには、それぞれの施設に必要な面積基準や保育士等の職員数の確保が必要である旨の留意事項が記載されておりますが、本市の保育園の大半は敷地内に新たな児童発達支援を行うためのスペースがなく、必要面積の確保が難しい現状です。また、児童発達支援では、保育士のほかに児童発達支援管理責任者や管理者、心理士や理学療法士などの機能訓練担当職員といった専門人材を同時に確保する必要があり、人員体制の維持も大きなハードルとなります。現在のところ、民間事業者から一体型施設を設置したいというお話は伺っておらず、また、さきに挙げた課題などを踏まえると、現時点では一体型施設を大幅に増やせる見込みは少ないものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　児童発達支援の拠点や保育園と児童発達支援事業所の一体型施設といった施設整備は、施設の

現状や人員体制の確保等にも課題があり、困難なことは理解しました。

では、保育施設及び児童発達支援の併用において、児童が安全な保育環境の下、適切な保育及び療育につながるための支援について伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

保育園と児童発達支援を併用している児童への支援としては、幼保施設等への巡回支援と保育所等訪問支援があります。巡回支援は幼保施設管理課で実施している事業で、保育園や幼稚園などの施設からの希望により、心理士と保育士が、障がいのある児童や発達が気になる児童が安心、安全に過ごせるよう、園での環境づくりについて施設職員への助言を行い、保育の質の向上を支援する事業です。

一方の保育所等訪問支援は、国の制度である障がい児通所支援サービスの一つであり、保護者と事業所で交わす利用契約書に基づき、専門員が保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、児童が在籍する集団生活の場の環境を整えることなどを通じて他の子どもたちとともに成長できるよう、家族及び施設職員と連携しながら集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。また、市では、特別な支援を必要とする児童を受け入れている保育施設に対し、職員の加配に対する補助として特別支援保育推進事業補助金を設けており、保育施設において、児童一人一人の発達の状況に応じて丁寧な対応が図られるよう支援しております。加えて、国においては、令和８年度の公定価格において療育支援加算の見直しが進められており、障がい児保育充実のための専門職の活用や児童発達支援事業所との連携、情報共有、また保護者への助言などを通じて、保育所等における支援機能を強化する方向性が示されております。今後もこれらの支援事業や補助金などを活用いただき、特別な支援を必要とする事業が安全な環境で適切な保育と療育を受けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　補助金の活用で安心して療育を受けられる環境づくりを考えていただきたく、質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

次に、最後の項目です。新湾岸道路の整備についてです。

市独自の事業ではないことも承知しております。しかし、関わりがないわけではありません。市長の所信表明の中に「事業の早期実現に向けて国や県に市長自ら働きかける」。大規模事業の中に新湾岸道路も含まれています。そして、５月８日に行われた新湾岸道路整備促進期成同盟会の総会で、早期具体化に向けた要望書の内容が採択されました。

そこで(1)として、新湾岸道路整備促進期成同盟会が改めて要望した経緯と道路計画の現在の状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

新湾岸道路は、外環高谷ジャンクション周辺から蘇我インターチェンジ周辺並びに市原インターチェンジ周辺を結ぶ高規格道路として国が計画し、検討中の道路であります。千葉県と本市を含む沿線６市で組織している新湾岸道路整備促進期成同盟会――以下、期成同盟会と申し上げます――は、新湾岸道路の早期実現を目指し、国等への働きかけを目的として令和５年５月に設立されたものであります。設立以降は、昨年度までに５回、国土交通省等へ早期整備に関する要望活動を行っております。今年度も５月８日に期成同盟会の通常総会が開催され、田中市長が出席いたしました。この総会では、千葉県湾岸地域における慢性的な交通渋滞の解消が首都圏の生産性向上に資するなど、新湾岸道路計画の早期具体化を求める要望書が可決採択されましたので、今後、国へ

の要望活動が予定されております。

道路計画の現在の状況としましては、これまでに国がコミュニケーション活動として行いましたパネル展やオープンハウスなどにより得られた地域の御意見等を参考に、昨年７月、高架構造と地下構造の２案及び現道拡幅する案の合計３案が提示されました。また、同時に交通混雑の緩和や生活道路における事故の解消など、達成すべき目標と自然環境や景観の保全など、配慮すべきことの評価項目案を設定しております。今後、複数案の比較評価や配慮事項等の考え方を整理し、コミュニケーション活動を経て概略計画が示されるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　道路整備には、どんなに早くても20年から30年以上はかかると思います。その頃には、日本全体では人口が２割減少していると言われます。市が早期整備を求める理由を私は納得できません。なぜ早期整備を求める必要があるのかを伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

湾岸地域は首都圏の経済活動を支える重要な拠点であり、今後さらなる産業の活性化を踏まえますと、港湾機能の強化や物流施設の立地に伴う交通需要の増大も見込まれることから交通の円滑化を図る必要があるものと考えております。また、防災面におきましても、災害発生時の避難、復旧を支える道路として、広域的な幹線道路ネットワークの構築は必要とされておりますことから、本市としましては、沿線市と同様に早期整備を要望しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　次に(2)として、当該要望書にあります千葉県三番瀬再生計画との関連性について伺います。

三番瀬及び周辺の海域を通過すると思われるルート帯が示されていますが、千葉県三番瀬再生計画との関連性を本市はどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

千葉県三番瀬再生計画は、三番瀬の自然環境の再生と地域住民が親しめる海の再生を目指し、千葉県が平成18年度に基本計画を策定したものであり、三番瀬の自然環境調査や護岸改修などが行われております。国では現在、道路の計画案として高架構造、地下構造、現道拡幅の３案を示しており、これら全てに対し配慮すべきこととして三番瀬の自然環境が挙げられております。今後、沿線各市に計画段階環境影響配慮書案が示される予定でありますことから、本市といたしましては、内容を見極めた上で必要な意見を述べていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　次に、(3)30年後の人口減少を踏まえた本市の考えについて伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

国等の資料によりますと、2050年においても国内総生産は増加傾向にあり、湾岸地域の人口もおおむね横ばいと見込まれております。本市としましては、さきの答弁のとおり、この地域における交通の円滑化及び災害発生

時の避難、復旧を支える道路の整備は必要であると認識しております。また、千葉県は、昨年11月に県内道路網の整備方針や計画の検討を行う千葉県道路協議会において、新しい成田空港を支える高規格道路ネットワーク構築の基本方針を定めております。この基本方針において、成田空港の滑走路新設など、第２の開港を支えるための高規格のアクセス道路として、現状では慢性的な渋滞により、地域の社会経済活動や生産性を損ねるなどとして新湾岸道路の早期整備が必要であると位置づけられております。また、昨年実施しました第２回コミュニケーション活動において、人口減少に関しての御意見が寄せられましたことから、今後、国による概略計画決定までの検討プロセスにおいて、このような御意見は留意されていくものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　湾岸地域の人口は横ばいということですが、現在、湾岸道路を走っている車は千葉や習志野ナンバーだけではありません。地方から東京へ通過する道路であり、日本全体の人口が減少すれば当然交通量も減ります。また、国の大きな計画に伴い、成田空港と千葉県が共同で提案した自動物流道路計画が国土交通省の実証実験事業に採択され、社会実装に向けた実験も既に始まっています。

つい最近、千葉県も道路整備プログラムを改定しました。これらの計画との関連性、県が改定した道路整備プログラムの計画構想の中には、どう見ても新湾岸道路は羽田まで続いています。高谷ジャンクション付近というのは今の表現で、いずれ変わってくるのだと思います。５月22日、日本共産党千葉県委員会と関連する市の議員で国交省に要望書を提出し、懇談しました。以前出した３案と費用について、それ以上でも以下でもなく、何も答えられない担当者でした。何より安全と生活を守る事業を行ってほしいと強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時55分休憩

午後２時６分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

沢田あきひと議員。

〔沢田あきひと議員登壇〕

○沢田あきひと議員　会派新しい流れの沢田あきひとでございます。初回総括、その後、一問一答にて再質問してまいります。

高齢者のＩＴリテラシーの向上について質問してまいります。

近年、我が国におけるインターネットの利用は高齢者にも着実に広がっているようです。総務省の令和６年通信利用動向調査によれば、60代では90.4％、70代では69.8％、80歳以上でも33.1％の人がインターネットを利用しているということです。このように、インターネットの利用が広がっている環境において、インターネットを正しく理解し、自分で情報選択を行うことが重要です。

まず第１に、自治体が高齢者へのインターネットのアクセスを推進するという意味で、具体的にスマホの購入補助などを検討してみてはいかがでしょうか。現時点では東京都世田谷区、杉並区、新宿区、文京区やお隣の江戸川区でも行っており、多くの自治体でスマホ購入費に対し最大３万円程度の補助をしております。補助金申請には、そのようなハード面だけでなく、スマホ教室の受講がセットになっていることが多いようです。結局のと

ころ、スマホを買っていただくだけでなく、適切に使いこなすことが可能になるようにフォローしてあげることが必要でしょう。使い方の指導については、市民の方からボランティアを募って行うことも考えられます。指導する方が若い方だと抵抗感がある方もいるかもしれませんので、そうした方のためにシニアの方をお願いすることも考えられます。

スマホを操作できるようになるメリットは、そういったことによって、大災害時の避難情報の取得や健康寿命日本一をうたっている本市の健康アプリであるＡｒｕｃｏ、本市のデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯでポイントをためて買物に使えるなど、緊急時のみならず、日常生活の安全や健康、経済的なメリットもあると言われています。本市の高齢者がどれくらいスマホを保有しているのか、それを使いこなすことができているのか。ハード面が行き渡れば高齢者に対する必要な各種情報を、もちろん希望者だけですが、配信を行うことができます。本市の広報は第１庁舎、第２庁舎、行徳支所、南行徳市民センター、市川駅行政サービスセンター、図書館、公民館、市川市内の各駅にも置いてあるそうです。

マーケティング用語でプル型とプッシュ型がございますが、現在のプル型でも問題はないわけでございますが、広報を置いてある場所に取りに行く高齢者の方はどれぐらいいらっしゃるのでしょう。そういった意味では、先進自治体として進んでお知らせをしていくことが必要な時代になるのではないでしょうか。情報を役所から発信し、コミュニケーションを取れるようにすることは孤独な高齢者の対策につながっていくことになると考えます。広報をインターネットでは見れますが、送ってもらったほうが何だろうと確認していただけます。その人に必要な情報を選別し、高齢者の方に必要な情報を発信してあげることが重要であります。「広報いちかわ」12ページをどさっと渡されても、その人にとって何が必要か分かりません。高齢者にとって優先度の高い意味、内容をお知らせすることが大切です。一言、今日はお元気ですかでもよいわけです。お返事をお願いしますを自動発信することで、安否確認なんて大げさなことを言わなくても、元気ですのボタンを押していただければ確認が取れるわけでございます。そういった役所と高齢者との間における情報の相互交流の促進のための呼び水にするための提案です。

2025年には団塊の世代が75歳以上になり、ますます高齢者医療・介護のニーズはさらに高まります。65歳以上の高齢者人口は2043年にピークを迎えることになり、2045年には65歳以上の世帯が約2,431万世帯でピークに達し、独居高齢者も増加が見込まれ、超高齢社会は2070年頃まで厳しい状況を迎えると想定されております。本市でも令和６年度には企画部主導でチャレンジ75を行っていたそうですが、総括質問いたします。

１つ目に、本市における高齢者のスマートフォンなどの情報通信機器の年代別の利用割合や利用頻度、利用目的について、また、市公式ＬＩＮＥアカウントやＩＣＨＩＣＯの登録状況が増えているのか伺います。

２つ目に、現状、本市では、高齢者にとって必要と思われる情報はインターネットを活用して、どのような工夫をして提供しているのか伺います。

次に、大項目、市川市の福祉行政の運営について伺ってまいります。

本市市川で安心して介護保険を受けることは本当に可能な状況であるのか、行政が全ての市民の方々に寄り添ったものになっているのか、本市の介護サービスについて伺ってまいります。市民の方から、介護保険の運営に関して、本市でこのようなことがあったらと質問を受けました。在宅の介護保険を利用した場合、一般的な話として、担当ケアマネジャーとのトラブルが発生したら介護事業所と利用者との契約になりますから、当然、契約書にはトラブル対応時の連絡先が記載されております。記載されていた相談窓口である市川市役所の介護保険課に連絡を入れることになります。ほかの市民の方から伺ったところ、市の担当者が替わった途端に対応が雑になり、本市の職員はこのように述べたそうであります。介護保険サービスの契約は介護事業所と利用者の２者契約であるため、市役所は介入できない、弁護士に相談してみてはと全く取り合わなかったそうです。その件で私も

不思議に思い、今年４月末日に松戸市役所の介護保険事務センターに連絡を取り確認をしましたところ、松戸市の担当職員の説明によると、介護保険は２者契約のため、自由契約の部分はあるものの、ベースは介護保険の契約になるため、松戸市では対応しているとのこと。まず、この問題の重要な点は、介護保険サービスで苦情があるときは相談先として、介護保険の保険者である市町村、そこで駄目なら都道府県、最後に駄目なら国保連合会に相談するという形になるかと思います。個々の案件はあるにせよ、このように、なぜ他自治体と対応が違うのか、人によって対応が違うのか、不信に思う市民の皆様を代表して本日質問させていただきます。

介護をしている御家族は、ただでさえ不安な状況に陥っているわけでございます。これからますます増えていく高齢者の方を含め、高齢の御家族のいる若い全ての方、誰しもが年を取ることはあらがうことができない重要な問題であるわけです。そして、市川市の介護を担う福祉部として、市民の方からの一般的な質問を内部から投げかけていたにもかかわらず、長期にわたり一切対応がなされないのは行政の根幹を揺るがす問題であり、本市行政の市民からの不信を招く根底ではないか。これは民主主義の基本を無視し、議会を軽視している。そして、その根底の市民を置き去りにしていることにほかならないものと考えます。現在の福祉部の姿勢は、50万市民を置き去りにしていると言わざるを得ません。このまま議論を避け、問題を放置し続けることを、私は市民の代表として見過ごすことはできません。福祉部の姿勢を正すべく、総括質問させていただきます。

１つ目に、本市における介護保険の運営状況と今後の方針やその取組について伺います。

２つ目に、本市の市民に対する介護保険の利用者等からの苦情の対応について伺います。

３つ目に、本市の福祉行政のリテラシーについて伺います。

以上、初回総括を終わります。それぞれに御答弁をいただいてから再質問してまいります。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、高齢者のＩＴリテラシーの向上についてと福祉行政についてお答えいたします。

初めに、大項目、高齢者のＩＴリテラシーの向上についての(1)についてです。昨年度行った高齢者の生活実態を把握するための健康とくらしの調査から、高齢者の情報通信機器の利用割合は、スマートフォンは60歳代で約96％、70歳代で約86％、80歳以上で約56％となっております。また、パソコンでは60歳代で約58％、70歳代で約39％、80歳以上で約23％となっております。過去１年間に情報通信機器を利用した頻度は、毎日もしくはほぼ毎日と回答した方が60歳代で約93％、70歳代で約81％、80歳以上で約52％となっております。さらに、情報通信機器の主な利用目的としましては趣味や娯楽などの情報収集で、60歳代は約64％、70歳代は約56％、80歳以上は約42％となっております。また、健康や医療に関する情報収集では、60歳代で約43％、70歳代で約42％、80歳以上で約36％となっております。高齢者の多くは、スマートフォンなどの情報通信機器を日常的に使用して必要な情報を得ているものと認識しております。

次に、60歳以上の方の市公式ＬＩＮＥアカウントやデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの登録状況につきましては、本年５月末時点において、市公式ＬＩＮＥアカウントでは約１万5,000人、ＩＣＨＩＣＯは約４万5,000人となっております。令和６年度の登録者数と比較すると、市公式ＬＩＮＥアカウントは約1.3倍、ＩＣＨＩＣＯは約3.8倍に増加しております。

次に、(2)インターネットを活用した情報提供についてです。

本市では、高齢者に必要と思われる情報を市公式ウェブサイトや市公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳにより提供をしております。市公式ウェブサイトでは、介護保険や日常生活を支援するサービスなどを、カテゴリーによる選択や検索機能を使うことで必要な情報を閲覧できるようにしております。また、サービスの内容を分かりやすくお伝えできるよう、例えば外出支援のためのチケット75や、短期間に集中してリハビリを行ういちわかプログラム

など、動画による紹介も行っております。市公式ＬＩＮＥなどのＳＮＳにおいては、高齢者の健康づくりに資する様々な講座の案内を開催時期に合わせて配信しております。さらに、令和６年度からフレイル予防のきっかけづくりとして、市公式ＬＩＮＥにおいて、体の状況や食事のバランスを振り返るためのクイズやアンケートを６回配信し、延べで約2,800人の方に御参加いただいております。

次に、大項目、福祉行政についての(1)介護保険の運営方針及び取組についてです。本市の介護保険においては、第９期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域の多様な主体の持つ強みや資源を有効に活用した取組を進めることで地域包括ケアシステムを推進しております。65歳以上の第１号被保険者は、本年２月末時点で約10万7,600人、要介護等認定者数は約２万2,000人、サービス利用者数は延べで約２万人となっております。今後の介護事業の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護予防や健康づくりを通じた健康寿命の延伸に取り組んでおります。

次に、(2)介護保険利用者等からの苦情への対応についてです。介護保険の利用者等からの相談については、介護保険法上、介護サービス事業者は自ら提供したサービスなどに対し、利用者及びその御家族からの相談に迅速かつ適切に対応することとされております。しかしながら、当事者同士による解決が難しい場合もあることから、市町村や国民健康保険団体連合会が相談窓口として位置づけられており、本市では介護保険課を相談窓口としております。相談者の様々なお悩みに対し、相談者の話に耳を傾けるとともに、制度についての丁寧な説明や必要に応じて関係機関につなげるなどの対応をしております。

最後に、(3)本市職員の福祉行政のリテラシーについてです。福祉行政のリテラシーとは、福祉制度や住民を取り巻く生活上の課題を理解し、必要な情報を入手して適切な支援につなげることと認識しております。高齢化や地域課題の複雑化が進む中、必要な支援につなげるためには福祉行政のリテラシーの向上が重要であると考えております。行政として期待される役割を果たすため、職員研修の充実や関係機関との連携、事例検討などを通じて、組織全体のリテラシーの向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　それぞれの御答弁、理解いたしました。ＩＴリテラシーの向上について再質問してまいります。本市では、高齢者人口は増えていくことが予想されているわけです。スマホ等の利用率は、本市では今の御答弁だと高いわけですね。電話代わりとして使っているということでしょうか。それとも、ＩＴなどを使いこなしているのか分からないわけですが、再質問いたします。

高齢者にとって、スマートフォンなど情報通信機器の使い方に不安のある高齢者もいらっしゃると思います。高齢者のＩＴリテラシー向上のため、令和６年度、チャレンジ75を行っていましたが、その後の取組と現状について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

昨年度の健康とくらしの調査におけるスマートフォンなどの利用を控える主な理由としましては、詐欺や犯罪に巻き込まれることが心配が約31％、個人情報の漏えいが心配が約25％、自分には難しいが約18％となっております。本市では、スマートフォンのアプリのインストール方法や操作方法などを学べるよう、様々な機会を設け、高齢者のスマートフォンの利用を促進しております。昨年度は市内15か所の公民館において、スマートフォン初心者の方を対象としたスマホ入門講座を開催いたしました。今年度は、いきいきセンター北国分で60歳以上の方を対象にスマートフォンの基本的な操作を学べるシニアカレッジを開催しております。また、第１庁舎、行徳支所、大柏出張所などにおいては、ＩＣＨＩＣＯアプリのインストールやスマートフォンへのＩＣＨＩＣＯポ

イントの移行などを支援するサポートコーナーを設置しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。現在、北国分で１か所、昨年度は15か所でやっていたわけですが、恐らく場所や時間に都合のつかない方もいらっしゃるでしょうから、役所にスマホのお困り事対応コーナーみたいなものを常設するのはいかがでしょうか。現在、ＩＣＨＩＣＯアプリのインストールを第１庁舎、行徳支所、大柏出張所で対応しているわけです。来庁されたら対応できるような窓口もあってもいいのではないでしょうか。

再質問いたします。スマホのお困り事対応コーナーをつくることはできないでしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

スマートフォンの基本操作に関する問合せについては、機種や通信事業者ごとに異なり、専門的な知識も必要なことから、通信事業者や販売店などにおいて対応しております。また、本市に寄せられるスマートフォンの問合せの多くは、基本操作ではなく、市のサービスの利用に必要なアプリのインストール方法や登録方法についてでございます。これらの問合せについては、それぞれの所管部署の職員により対応していることから、引き続き所管部署において丁寧な案内や支援に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　御答弁、理解いたしました。ホテルのフロントみたいな窓口があったほうがいいと思うんですね。常設させておく必要はないと思うんです。呼び鈴ですよね。卓上ベルみたいなものを置いていただいて御来庁いただいたときに対応できるような、そういうシステムを今後御検討いただければと思います。

次に、２のインターネットを活用した高齢者への必要な情報提供について再質問してまいります。本市では、70代で９割、80代で約５割を超える方がスマホを所持しているわけです。度々指摘していますように、高齢者夫婦世帯、独居高齢者世帯もしくは高齢者と未婚の子ども世帯、そういう方々を情報難民にしないために、少なくとも市役所と、そうした人たちをつなげるものとしてスマホが有用でないかと考えます。事前に登録をしていただき、常に必要な方と情報共有ができる状態をつくることにより安否確認の体制が取れるのではないかと考えます。一番の弱者になるかもしれない方に役所が目を向けておくことが可能になると考えます。現在でも市公式ＬＩＮＥに健康長寿カテゴリーがあるわけですが、独り暮らし高齢者などのカテゴリーをつくり、もちろん本人の希望で安否確認、サービスの提供ができればよいと考えますが、再質問いたします。ＬＩＮＥを利用した安否確認サービスを導入することはできないか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

独り暮らし高齢者の増加に伴い、安否確認サービスへのニーズが高まっていることから、現在、高齢者とその御家族がスマートフォンを活用して、毎日決まった時間に安否確認のできるサービスの導入に向けて検討しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、高齢者がデジタルデバイスを活用できないことにより経済的メリットから取り残されていくことが考えられますが、現在、本市でもＩＣＨＩＣＯの利用者は、令和６年度と比べ約3.6倍増となっているそうです。し

かし、使いたくても、年を取るとなかなか覚えられなかったりします。せっかく登録しても、使いこなせなければ意味がありません。使える店が近くになければ全然意味がなくなってしまうわけです。

現在、登録店は市内に1,232店舗しかないわけです。一時的に窓口はございますが、そういった高齢者に継続して教えてあげられる窓口は必要ではないでしょうか。そして、公共交通機関の減便や近くに販売店がない地域の高齢者が買物をするために、移動の必要がなく、ネットで買物ができるようになることで、必要なものを必要な分、配送していただくことが可能となります。やはり教えてあげることは大事であると考えます。

再質問いたします。本市における高齢者のインターネットを利用した買物の現状と市の取組について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

昨年度の健康とくらしの調査によると、インターネットによる買物として、ネットスーパーと回答された方は約６％、オンラインショッピングは約22％でございました。ネットスーパーの利用方法は各社で異なるため、それぞれの専用コールセンターにおいて操作方法を案内しております。本市としましては、インターネットを利用した買物は、お店に行くことが困難な高齢者にとって便利なサービスであることから、買物に関する相談が寄せられた際にはネットスーパー等の情報提供も行っており、今後も市民の利便性が向上するように努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。ぜひさらに利便性を高めていただいて、使いやすい状況をつくっていただければと考えております。お願いいたします。

次に、大きな災害が起こり、被災時に必要な情報提供や安否確認などにも応用が可能であると考えます。大災害時であっても、生活に必要なものとして持ち運びしやすいスマホを保有している率は、本市では高いことが予想できます。そういったときに孤立してしまいやすい高齢者の方などへ情報提供は大切なのではないでしょうか。あってはほしくありませんが、町が倒壊し、交通もままならないないことは、過去の災害の経験から皆様も御存じのことと思います。こちらから安否確認に向かうことなどは２次災害が起こる可能性があり、デジタルデバイスを活用していくことは有効であると考えます。例えば東京都葛飾区では、認知症高齢者の見守りにＧＰＳ機能をつけ、徘回してしまい、分からなくなっても位置が分かる、その助成を行っているそうです。

さて、今月６月３日に台風６号が本市に接近し、大雨危険警報が発表された際に市から避難指示が発令されました。

再質問してまいります。行徳地区で実際に避難された高齢者の人数や場所を伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

先日の台風６号に伴う避難指示の発令に際しましては、行徳地区において行徳公民館、南行徳小学校、新浜小学校、富美浜小学校及び第七中学校の５か所の避難所を開設いたしました。避難者数につきましては、市内全体で最大153名となり、このうち150名が行徳地区の避難所への避難者でございました。内訳といたしましては、行徳公民館が124名、南行徳小学校が９名、新浜小学校が同じく９名、富美浜小学校が８名であり、避難者のうち、65歳以上の高齢者は７名でございました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　実際に避難された高齢者の方は少なかったようですが、情報の周知が大切なのですが、再質問いたします。

今回に限らず、高齢者を含む市民に対して避難を呼びかける災害情報などをどのような手段で周知するのか、伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害時におきまして、高齢者をはじめとする全ての市民に避難情報を迅速かつ確実に伝えることは命を守る上で大変重要であります。本市では、市内207か所に設置している防災行政無線での屋外放送に加えて、デジタルとアナログの双方を組み合わせた情報伝達体制を取っております。まず、携帯電話やインターネットを利用される市民に対しては、市公式ウェブサイト、ＬＩＮＥやＸなどの各種ＳＮＳ、登録制のメール情報配信サービスなどを活用してお知らせしております。一方、情報通信機器の操作に不慣れな高齢者やインターネット環境がない方への情報伝達につきましては、防災行政無線の内容を電話で確認できるテレホンサービスのほか、固定電話やファクスに災害情報を一斉配信する登録制のサービスもございます。そのほか、テレビ局のデータ放送やラジオなどの公共メディアから市が発信した情報を確認することができます。今後も適切な避難行動を促すため、あらゆる手段を活用して、市民の皆様に災害情報を確実にお届けできるよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　今回の事例をしっかりとした形で次につなげていき、分かりやすくスピーディーに情報を伝えられるよう、今後も改善をお願いいたします。今後、より健康アプリを充実させていき、健康寿命を延ばしていくことも可能であると考えますので、御検討ください。

今回の質問は、実は正月のラジオ番組で評論家の荻原博子さんが高齢者のデジタル化推進スマホ購入補助金を活用したスマホデビューの話をしていたのがきっかけです。全世代型の社会保障に向けた議論を今後もしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、福祉行政の運営について再質問してまいります。

１については特に再質問はないのですが、本市の介護保険の現状の保険料収入は、特別会計ということで80億3,740万3,240円となっております。その予算は、市民の40歳以上の方から納付していただいた大切な税金を原資として行っていることを忘れてはいませんでしょうか。もう一度初心に立ち返っていただくことが必要ではないかと思います。

次に、２の苦情のあった場合の現状と今後の対応について再質問してまいります。

再質問いたします。これから利用者が増えていくのは、さきに述べたとおりでございますが、そこでトラブルの苦情申出件数、その内容について過去３年分の状況をお示しください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

千葉県からの苦情相談調査において報告をした過去３年間の相談件数は、令和５年度が160件、令和６年度が186件、令和７年度が168件となっております。最も多い相談は、事業者におけるサービス内容や職員等の態度、事故に関する相談となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　本市では、意外に苦情の相談内容が少ないことが分かりました。今後、苦情の件数や内容

とその対応については、介護保険の毎年の状況報告の一部として公開できるようにすればどうでしょうか。

再質問してまいります。このような苦情の件数と内容を公開することも必要ではないでしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、事業者を対象とした運営等に関する指導において、千葉県に報告をした調査分類ごとの相談件数や相談の傾向等をサービス提供の質の向上につながるものと考え、周知しております。一方で、相談者及び事業者などの同意を得ることなく、具体的な相談内容を公表することは利用者などに不利益を与えるおそれがございます。本市に相談される方が安心して相談できる体制を確保することが重要でありますことから、相談内容の公表については慎重に検討する必要性があるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。

プライバシーの保護と情報公開は別のものです。個人名を挙げるわけではないわけであります。プライバシー保護を前提にしつつ、介護保険の実態を明らかにするために、そうした情報の公開を求めます。サービス内容とは、具体的にどういったサービスの内容の相談だったのか、職員等のどういった態度が問題になったのか、どういった事故の相談なのか、具体的にお示しください。年間でも、たかだか160件程度です。悉皆開示も可能なのではないでしょうか。

再質問いたします。具体的な内容をお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

サービス内容に関するものとしましては、利用定員が増えてサービスの質が悪くなった、送迎の時間や場所を変えてほしいが、うまく調整できないなどでございます。

次に、職員の態度に関するものとしましては、職員の口調が強い、職員間の雰囲気が悪いなどであります。

最後に、事故に関するものとしましては、転倒してけがをしたが、市に報告書は出ているか。転倒し、骨折したため入院したが、施設の対応に不満があるなどでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。

次に、介護の苦情が起きた際の職員や担当者の教育について質問してまいります。御相談者から決まったことを聞かれることが多いと推測されるわけです。本市では、何々の案件にはこう答えるというような想定問答集は作成していくことも重要であると考えますが、本市では問答集を作成はしていますでしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

想定問答集は作成しておりませんが、毎年、千葉県へ報告している内容を相談の分類ごとに確認できるようにしており、類似の事例対応に活用しております。また、相談などを受けた際には必ず記録等を作成しており、職員はパソコンからいつでも閲覧でき、情報の共有を図れることから、経験の少ない職員でも対応できる体制となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。苦情対応が職員ごとに違うことが極力ないような体制整備に努めてもらいたいです。これのよい点は、担当者が二、三年で替わっても対応レベルが変わることがない点です。そして、いろいろな対応に対して学習が進み、共有が保てます。問題が起こりやすい初めのうちは半年ぐらいでブラッシュアップしていき、安定したら１年置きの見直しをしていくことで、より対応を高めていくことができると考えます。

次に、今回、以下のように、ちょっと仮定していきます。ケアマネジャーさんとのトラブルになります。デイサービスの利用について、ケアマネジャーさんＡとしましょう。Ａさんに利用希望日を伝えた。Ａさんが空き状況を確認したところ、空きあり、仮申込み済みとの連絡が利用者のほうにあった場合、後日、その利用者の方が正式にデイサービス利用申込みをしようとしたところ、空きはなく、デイサービス事業者さんからは、Ａさんから空き状況の確認はあったけれど、仮申込みはなされてなかったと説明を受けたとします。これはＡさんが虚偽の説明報告をしたことになります。これが起こったときに、市役所がＡさんに保険者として指導することは考えられないでしょうか。

再質問させていただきます。一例として、仮にこういった状況を前にしたときに本市で何らかの対応を取るのか。また、その対応はどのようなものなのかお示しください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

一般的な対応としましては、まずは相談者からの話を丁寧に伺い、相談内容を整理してまいります。相談の趣旨が介護サービス事業者の法令違反や基準違反に該当すると判断される場合、相談者の同意を得た上で事業者に聞き取り等の事実確認を行ってまいります。その結果、介護サービス事業者への法令違反や基準違反を確認した場合には事業者に改善等を要請いたします。また、利用者からの相談内容がケアマネジャーとの相性に関することなどで、良好な関係維持が困難と認められる場合には当事者の間に入り、双方に丁寧な説明をするとともに調整を図っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　おっしゃったことをしっかり行ってください。

次に、市民の方から一般的な質問として、本市に聞いた際に、担当者が介護所と利用者の２者契約であるため市役所は対応できない、弁護士と相談してみてはと対応を断ったとのことです。

再質問いたします。これは日常的でしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

介護保険制度では、事業者はサービスの提供前に必要となる重要事項をまとめた説明書等を用いて利用者に対して説明を行い、同意を得た上で利用者と契約を締結することにより、初めて介護サービスの提供が開始されます。このような契約上の内容について相談を受けた場合には、まずは中立的な立場から当事者間の調整に当たり、状況によっては弁護士を勧める場合もございますが、理由も聞かずにいきなり弁護士を勧めるようなことはございません。また、そのような事例は確認しておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　それが存在しない、間違いであればよいわけですが、介護保険である窓口であってはならないことだと思います。担当者の対応の仕方で相手は誤解することもあるので、御配慮をお願いいたします。

公的介護保険は、利用者がそのニーズに応じて介護サービスの内容を選択し、株式会社を含む介護事業者と私的な契約を結ぶという特徴が確かにあります。ただし、ここで思い起こさなければいけないのは、保険はあくまで社会保障の一部であって、利用者側に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、国、地方公共団体は、その実施義務を負うことは言うまでもなく、これは日本国憲法第25条の規定するところであります。したがって、この保険の保険者である本市が利用者と介護事業者の契約の適正性の枠外にあるとは思えません。

再質問いたします。以上のことについてお考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

利用者と事業者が結んだ契約はお互いの自由な意思と合意に基づいたものであるため、第三者である行政が両者の争いについて判断することや中立的な立場を基本としていることから、当事者の一方に偏った対応はしておりません。

ケアプランにつきましては、利用者の自立支援に資する適正なケアプランになっているか、ケアマネジャーに対し適宜適正性を評価する取組を行っており、介護保険の適正な運用と利用者の利益の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　ありがとうございました。理解いたしました。中立ですか。両者の利益の確保、すなわち市民の皆さんですから、まさにこれを進めてもらいたい。事業者はプロなわけです。例えば一般的には2001年にできた消費者契約法があります。中立でもよいのですが、プロとアマの違いをしっかり考えてください。一言言わせてもらいますと、市民の方はアマチュアだと認識することは大事だと思います。

次に、市民の方から伺ったんですけれども、窓口に連絡を入れたところ、窓口は、本市は細かい契約内容問題に関して今後一切対応を取らないと申したそうです。これは本当なのか、再質問してまいります。

このような窓口での対応は今後も続けるのでしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

繰り返しとなりますが、相談を受けた際には相談者の話に耳を傾け、相談内容を整理し、介護保険サービスを適正に利用できるよう丁寧な対応に努めております。一方で、相談内容によっては、法令や制度上の制約、あるいは関係者、それぞれの事情等を踏まえた対応が必要となりますことから、相談者の御意向に沿った結果とならない場合もございます。そのような場合におきましても、対応の考え方や理由について丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。これもパーソナリティーの違いによって、かなりの違いが出ると思います。制度の内容をよく理解していない市民の方が納得できるような対応を今もしていると思いますが、今後もさらにしっかりとした対応をお願いいたします。

各自治体、雰囲気の悪い職員の方はいるわけでございます。本市でもいるとは思いますよ。行政裁量であっても、人の違いによって格差がついてしまうことは問題で、ダブルスタンダードになってしまうわけです。法律の下、しっかりと取り組むことを要望いたします。

私は大工です。でも、家は建てません。私は歯科医です。でも、人の口の中は見ません。私は介護職員です。

でも、利用者からの苦情には対応いたしません。みんな、あり得ないのではないでしょうか。

次に、３のリテラシーの再質問に移ります。福祉部長に伺います。国で言えば、あなたはこの50万市民の福祉行政の大臣に当たるわけです。50万市民に向けてしっかりと答えていただきたい。本市の市民だけでなく、内部の質問を無視し、50万福祉には関心はなく、そして細かい契約には何も関心はないということでよろしいでしょうか、伺います。これ、市民の方が見ていますから、重要ですからしっかり答えてください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市民の代表である議員による質問については、市民の要望や意見を伝える大切な機会と認識しており、そのようなことはございません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　誤解をされるようなことは行わないほうがいいと思いますよ。気にはしていませんけどね。その人だけ扱わないということでしょうか。それも駄目でしょう。市役所が保険料を徴収しているわけですから、介護保険を滞納したときのペナルティーはかなり重たいものがあります。そうしたリスクを背負って、市民の皆様は保険料を負担してくださっています。そのことを肝に銘じて、保険者として職務、責任を果たすことに邁進するべきであると考えます。

リテラシーについて、さらに進めてまいります。一例として、福祉の高齢者に関する本市に必要と思われる市民の一般的な質問を出してから長期にわたり指摘を入れるまで、何の回答もないのは市民を置き去りにしていることにほかならないと考えますが、再質問してまいります。

本市は議論を進めないことを今後も行っていくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

議員からの質問につきましては、御指摘のとおり、回答に一定の時間を要したことは事実であり、課題の整理や検討を進めていた中で状況説明や情報共有が十分にできていなかったと考えております。これらは改善すべき点と重く受け止め、今後は時間を要する場合は適宜進捗状況をお伝えするなど、丁寧かつ迅速な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。コミュニケーション不足は市民の不安感と不信感を高めることにもなります。思うのは、電話１本くだされればよいわけですよ。なるべく早めの対応と、それができなければ適宜連絡は大事だと思いますよ。こんなに新体制になったからといって、福祉という深い議論を必要とすることに対して、理解がなくなり、対応が不適切になってしまうのは残念であると思います。この体制が市民の皆様とのトラブルを生み出す体質にならないように、切にお願いするものであります。

また、その都度その都度の対応で、対応できなかったと場当たり的な対応や釈明とならないよう、組織体制を整備し、人材育成に努めてもらいたいと思います。

この点に関して再質問いたします。福祉行政を含む市行政全体において、市民に有益なサービスを提供するために、総務部としてどのようなことに取り組んでいるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

総務部では、職員配置や人材育成を所管しております。まず、職員配置につきましては、市民サービスの向上と行政目標の達成に向けて職員の経験や能力、適性などを総合的に勘案しながら適材適所の配置に努めております。また、職務に必要な知識や技能の習得などの人材育成につきましては、各部において取り組んでいるところであり、総務部におきましても、階層別の研修や法令等の研修を実施しているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。確実な体制の維持と確実な実行をお願いいたします。

これは行政書士の方から聞いたんですけれども、各自治体、各役所でもすばらしい方は大勢いるわけです。本市にも、もちろん大勢いるわけです。雰囲気の悪い職員のために、プラス評価が全体的にマイナスになることがないように取り組んでいただきたい。

今回、比喩で言えば、おきゅうを据えるという言葉がございます。いろいろなおきゅうがあるんです。小児きゅう、伝統治療では化膿きゅうなど。わざとそこに化膿を起こさせて再生を促すような、そういう治療もございます。私は柔道整復師と鍼灸師ですが、日本一のきゅう治療家というわけではありませんので、しっかりと意識改革を進めていただきたい。

昔も今も、そして、これからも私は市長を支持しております。選挙でも市長を応援いたしました。しかし、これだけは困ります。私も行政の対応も大変であることは理解しております。よろしくお願いいたします。

職員の皆様のためにカスタマーサティスファクションを高めるには、エンプロイーサティスファクションを高める必要があると考えます。市民の皆様への満足度を高めるためには、職員の皆様がいろいろな意味で笑顔で対応できる環境をつくることが肝要であると考えます。

最後に、松丸副市長に伺います。市川市福祉行政を進めるに当たっての副市長の所信を伺います。

○にしむた　勲副議長　松丸副市長。

○松丸多一副市長　福祉行政を進めるに当たっての所信ということですけども、私は市長を補佐する立場の副市長でございますので、この場で私個人の所信を述べるというのはちょっといかがなと思っております。その立場を踏まえて御答弁申し上げます。

市長は就任以来、一貫して市民に喜ばれる行政運営ということで、１期目の４年もこれからの４年も現場主義と市民目線、これを基本姿勢に行政を進めると。これは、やはり困り事や心配事に直面している市民の方がいれば必要なタイミングに必要な支援をしていこうということで、結果喜んでもらえるということだと解釈しております。

このたび所信表明でも、市長はるる福祉行政に触れて、冒頭でも、市民に最も近い基礎自治体として、弱い人やハンディキャップがある人の声に耳を傾け、必要な支援を届けてまいりますということであったり、地域共生社会の大切さが再認識されている。あるいは、包括的な相談・支援体制を充実させ、社会参加につなげていく。あるいは、誰もが安心して暮らし続けられる社会保障と生活支援の充実を図ってまいります。さらには、関係団体とも連携を図って、地域全体で支え合う福祉のまちづくりを推進していくと、こういった基本的な考え方が示されておりますので、我々職員、市長のリーダーシップに従いまして、この実現を図っていくということで、特に福祉部、これは最前線で市民の方と接しておりますので、そういう思いをさらに強くして仕事に励んでもらっていると思っています。

そういう意味では、職員が安心して目標を持って市民サービスが提供できるような良好な職場環境を維持し、それをさらに向上させるということも必要ですし、組織の体制を強化するということも大切だと思っていますので、私の責任の範囲でそういうものに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○にしむた　勲副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　十分に理解いたしましたので、今後改善をお願いいたします。

暗喩で言えば、俺は鬼だというわけではなく、市民の代弁者として質問いたしました。他人事でなく、自分事として窓口で対応していただくことが大切です。そのように取り組むようお願いいたします。50万市民は期待しております。

以上、新しい流れ、沢田あきひとでございました。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後３時30分開議

○大久保たかし議長ふ　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員　日本共産党のやなぎ美智子です。通告に従い、一般質問いたします。

最初の大項目は、政策決定プロセス及び市長の権限についてです。

市長が４年間続けてこられた現場主義、市民目線という姿勢、そして市民の生の声を聞く取組については評価をしています。しかし、一方で、地域のイベントなどで市民から要望を受けた際、まるで市長１人の判断や鶴の一声で全てが決まるかのような振る舞いが見られる点には疑問を感じます。地方自治の基本は、住民から選ばれた市長と議会がお互いに対等な立場でバランスを取り合う二元代表制にあります。大切な政策や予算は市長１人の独断で決まるわけではなく、議会でしっかりと話し合い、承認されて初めて実現するものです。

特に今回の市長選挙を控えた時期の行動には懸念を抱いています。まだ公示前なのに、現職と書かれたたすきをかけて政務活動をしているように見えることや、第１子保育料の無償化や市川こども手当など、重要な施策を財政部長と相談して決めたとＳＮＳで一方的に発信することは、公職選挙法や政治倫理の面から見ても適切と言えるでしょうか。これらが市長の政務活動、すなわち政治家個人としての言動であることは十分に理解するところです。だからこそ、公務としてのこれからの市政運営の意思決定がこのようなことであってはならないと考えます。

そこで改めて、(1)市政運営における政策決定プロセスについて伺います。

公務として市政運営を行う場合の政策決定プロセスはどのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本市では、市政運営の最上位計画である総合計画に基づきながら、市民の声や社会情勢とそれに関連する客観的なデータ等も踏まえた上で事業の必要性や効果を検証しつつ、庁内での意思決定と市議会での御審議を経て事務事業を実施しているところでございます。具体的には、市川市総合計画2050の基本構想に掲げる将来都市像や基本目標、そして、これらを具現化する基本計画の施策を推進するため、年度ごとの具体的な事業内容や成果目標を盛り込んだ実施計画を策定し、進捗管理と評価、検証を行っております。この各年度の事務事業の実施検討に当たりましては、タウンミーティングでいただいた御意見をはじめ自治会や各種団体との意見交換、地域行事や現場での声、社会経済情勢の変化、国や県の制度改正、さらには市議会からの御提案や御意見など、多様なチ

ャンネルを通じて課題の把握に努めております。

その上で、これら課題解決に向けた新たな事業の立案や既存事業の見直しに当たりましては、総合計画との整合性、市民ニーズの高さ、事業実施による効果や将来的な影響、緊急性、優先度、財政負担の妥当性など総合的に勘案し、関係部署との協議調整を行っております。さらに、当初予算編成の際には、まず、次年度に取り組むべき施策の方向性を示した予算重点施策と市の財政状況を共有し、限られた財源を重点的な施策にどう配分するかといった基本的な考え方を示す予算編成方針を市長、副市長、総務部長、企画部長及び財政部長をもって組織される行政経営会議にお諮りしております。その後、決定されました予算重点施策と予算編成方針を踏まえ、翌年度の施政方針を反映した予算案を編成し、市議会に提案、審議、議決を経て事業を実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　公務と政務については、議員についても説明責任が伴います。まして、現職の市長が候補者として選挙活動をする際には、通常にも増して意識しなければならないと思います。市民や有権者は、どこまでが政務でどこまでが公務かの見分けは難しいと思います。公務が優先することは、市長も議員も同様です。市長選挙を控えたこの期間の田中市長の公務について、あるべき形は本来どのようであらねばならなかったのか、確認させていただきました。当然、踏襲すべき政策決定プロセスから外れていると言わざるを得ません。そのことを指摘させていただき、次に移ります。

次に、(2)市長の予算編成権について伺います。

本市の政策決定プロセスについては理解しました。市長は行政を統括し、包括的に事務を管理、執行するという、極めて強い権限と責任を持つ存在と認識しています。その権限の一つである市長の予算の編成権とはどのようなものであり、適正に行使されていると考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

市長の予算編成権とは、予算編成方針の策定から予算案の決定に至るまでの予算の調製に加え、予算案を議会へ提出するといった一連の行為に関する専属的な権限を指すものでございます。これに対して、市長の予算編成権に対するチェック機能として、市議会には予算案の審議及び議決権があり、予算が成立するためには議会の議決が必要となっております。このことから、市長の予算編成権は、市長と市議会がそれぞれの権限と責任において相互の均衡を図るという二元代表制の原則に基づき、議会による予算の審議と議決を通じて適切に行使されているものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　二元代表制の原則に基づき、議会による予算審議と議決を通じて適切に行使されているものと認識しているとのことですが、果たしてそうでしょうか。市長は、これまでも市議会の議長選挙や常任委員会に介入するなど、二元代表制を遵守していないと批判されてきました。今回の投稿は民主主義の根幹に関わる選挙期間中のことであり、二元代表制の根幹に関わる議会無視、予算主義無視の市長の暴走と言わざるを得ません。

市長は投票日前日の４月18日に、二元代表制で議員の皆さん方と議論し合って、理解をし合った中で前に進めていく、そのことを皆さんにもお約束したいとＳＮＳで投稿しています。この投稿は、有権者の投票行動に一定の影響を与えたと思います。市長は、いまだに４月３日の、決定しました発言の訂正や取消しをしていません。多くの市民の皆さんからの問合せなどに対応してきた職員、議員への謝罪も説明もありません。保育料第１子無

償化、市川こども手当について、市長からの謝罪や説明もないまま今６月定例会に補正予算として提案したことは不適切極まりないと指摘し、次に移ります。

(3)令和８年度当初予算の編成について伺います。

令和８年度当初予算は、市長任期満了に伴い、新たな政策的判断が必要な経費は計上を見送る、いわゆる骨格予算として可決成立したところですが、改めて当初予算編成の流れについて伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

例年の当初予算編成につきましては、予算編成の基本的な考え方を示した予算編成方針を策定するとともに、次年度に取り組むべき施策の方向性を示した予算重点施策に基づき、毎年10月頃から各部局より予算要求を受け、その後、財政部において、それぞれの事業の必要性、効率性、緊急性などの審査を行い、12月には市長、副市長による最終的な調整を経て予算案を取りまとめ、２月定例会に予算案として提出し、審議をしていただく流れとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　例年の予算編成の基本的な流れについて理解しました。その上で、市長選挙を控えた令和８年度予算編成について、例年との違いなどを含めた特徴について伺います。また、骨格予算であるにもかかわらず、過去最高の予算規模になったことについても伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

令和８年度の当初予算に係る予算編成の特徴といたしましては、例年の予算編成とは異なり、４月に市長選挙が控えていたことから、新規拡大事業の経費については計上しない、いわゆる骨格予算として編成しているものの、歳入において、市税をはじめ県からの交付金である地方消費税交付金などの増収が見込まれたこと、また歳出では、物価高などによる各種経費の増や社会保障関係経費などの義務的経費の増加に加えて新規拡大事業等の財源を財政調整基金に積み立てるなど、既存の市民サービスに要する経費をしっかりと確保した上で補正予算の財源も留保する予算としたことから、予算規模は前年度よりも拡大し、過去最大となったものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　ここまでは例年の予算編成、市長選挙を控えた年度の当初予算編成について伺ってまいりました。

次に、(4)令和８年度、今６月の補正予算の編成について伺います。

今６月定例会に提案された新規拡大事業に係る各部局からの要求や提案を財政部としてどのように把握していたのか。その時期と方法について伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

新規拡大事業につきましては、６月以降の補正予算に計上するに当たり、必要となる財源を留保しておく必要があったため、各部局から昨年10月の当初予算編成の要求に合わせて、新規拡大事業についても事前に提出を求めることにより、事業の内容及びおおよその事業費等を把握しておりました。また、今回提案いたしました６月補正予算につきましては、市長選挙後の限られた期間の中で予算をまとめる必要があったことから、速やかに予算編成を行うため、各部局に対して、まずは３月下旬までに、昨年度の要求提案を踏まえた暫定的な予算要求を

行うよう依頼をいたしました。その後、４月に入ってから、新たな組織体制に基づく予算の追加要求や要求内容の修正等を反映した正式な予算要求を、４月９日を提出期限として依頼をしたところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　新規拡大事業について、昨年10月に提案を受けて、その後、３月下旬の暫定的な要求を経て４月に最終的な要求を受け付けしたと伺いました。

そこで再質問となりますが、保育料第１子無償化や市川こども手当などについては、昨年の時点で要求があったのでしょうか。いつ要求がなされ、今回の補正予算の提案に至ったのか伺います。また、市長選挙日程との関連についても伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

保育料の第１子無償化や市川こども手当に係る予算要求につきましては、制度内容や財源確保の見通しを踏まえた上で、本年３月の暫定的な予算要求時に所管部から予算要求がなされたものであります。その後、４月19日の市長選挙の結果を踏まえまして、財政部、総務部、企画部による各部局への予算要求の内容のヒアリングを行った後、市長、副市長による最終的な調整を経まして、このたびの６月定例会において補正予算案として提案したところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　補正予算の編成が、３月下旬までに暫定的な予算要求提出、４月に正式な予算要求の提出、４月19日以降にヒアリング、最終調整と、ハードスケジュールで行われたことを確認しました。また、この一連の補正予算編成の中で保育料第１子無償化、市川こども手当の要求から調整まで行われていたことも理解しました。

補正予算の中で保育料第１子無償化、市川こども手当の影響額約15億円が突出しています。ハードスケジュールの中で施策の優先度、関連部局との協議など十分行われたのか、疑問が残ります。政策予算が議会に提案されるわけですが、提案、決定までのプロセスが重要と考えます。プロセスの可視化、見える化が大きな課題ではないかと考えます。

このことを市民の声からも考えてみました。４月３日の市長のＳＮＳ投稿に、市民からは、決定したとのことだが、市議会で審議されていない。これだけ大きな予算を専決したのか、それとも民主主義を無視しているのか。当初予算には第１子の保育料無償化は入っていないが、正式決定なのか。市役所に電話したら、確定ではなく、いつから実施されるか決まっていないと言われた。選挙前にこのような虚偽の公言をしたのは当選するためだったのかなどの返信投稿がありました。

また、４月５日の市長のＳＮＳ投稿、第１子保育料無償化について大きな反響をいただき、ありがとうございました。その説明をします。年間15億、令和８年の６月の補正予算からスタートしたいと思っています。市川こども手当、月額１万5,000円のお支払いもさせていただきたいと思っています。これに対して市民からは、市に問い合わせたが、市長のＳＮＳ発信について現場も困惑しているとの回答でした。市からの公式発言をお願いします。市長がやると言っているので、市にはやる選択しかない。やりませんと言ったときには、市のこども施設課にみんなで抗議しましょうなどの返信投稿がありました。

市長は、この市民からの声をどのように受け止められているのでしょうか。市長は日々の活動などをＳＮＳで積極的に発信されています。投稿には、市長としての責任が伴うことを胸に刻んでおいていただきたいと思いま

す。また、市長は市民とリアルで交流する機会も多いようですが、そこでの言動にも市長としての責任が伴うことをお忘れにならないでいただきたいと思います。市長は極めて強い権限を持つが、大きな責任を伴うこと、権限とは具体的に行えることの限界、権利の限界です。許される範囲であることを肝に銘じていただくことをお願いしまして、政策決定プロセス及び市長の権限についての質問を終わります。

２つ目の大項目は下水道行政についてです。

去る４月22日付の東京新聞及び４月27日付の千葉日報において、国土交通省が公表した全国の下水道管に係る特別重点調査の結果が大きく報道されました。この調査は、令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した重大な道路陥没事故を受け、国が全国の自治体へ緊急に指示し、実施されたものです。下水道管の老朽化に伴う道路陥没は、一歩間違えれば市民の生命や身体に直結する重大な事故につながるおそれがあり、本市にとっても、決して人ごとではありません。

そこで、本市における市民の安全、安心の確保及び持続可能な下水道インフラの経営という観点から幾つか伺ってまいります。

そこで、(1)下水道管路の特別重点調査の調査結果と調査後の対応について伺います。

まず、下水道管特別重点調査後の対応について、代表質問における質疑応答を拝聴し、本市の特別重点調査の結果、緊急度Ⅰが160m、緊急度Ⅱが280mであったことや、止水工などの応急補修工事が本年９月末までに完了する見込みがあること、レーダー探査による調査で道路内に空洞がないことが確認されたことなどについては理解しました。

そこで、原則１年以内に対策が必要な緊急度Ⅰ及び応急処置を講じた上で、５年以内に対策が必要な緊急度Ⅱと判定された箇所は具体的にどの地域なのか。どのような種類の損傷で見つかったのか伺います。

また、中東情勢の悪化を受け、原油関連資材について、価格の高騰やサプライチェーンの混乱について危惧されていることから、応急補修工事に影響がないのかについても伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市において、下水道管路を対象とした全国特別重点調査の判定結果で緊急度ⅠまたはⅡの判定となったのは真間、中山、東菅野の３つの地域でございます。その具体的な損傷内容につきましては、下水道管の継ぎ手部分からの漏水が主たるものであり、幸いにして、現時点では直ちに道路陥没につながるような重大な損傷や道路内の空洞は確認されておりません。

一方、中東情勢の影響についてでありますが、現在実施している応急補修工事においては、今のところ資材の調達や価格に影響は生じていないことを確認しております。今後も状況を注視するとともに、受注者との情報共有や協議を適切に行い、引き続き安全で円滑な工事の実施に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　現在実施している応急補修工事では、今のところ中東情勢の影響は生じていないことを確認しました。

一方、下水道工事は道路や水道、ガスなど、関係機関との調整や地下埋設物の移設に期間を要すると聞きます。応急補修工事に関し、これら関係機関との調整や移設はどうなっているかについて伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

現在実施している応急補修工事は、通常の下水道工事とは異なり、道路上からの掘削作業を必要とせず、既存

の下水道管の内部で作業をするため、工事箇所周辺のガス、水道など、地下埋設物の移設は必要ありません。しかしながら、マンホールを開けて作業するため一部交通規制が必要となることから、道路管理者や交通管理者と協議しながら安全で円滑な工事に努めているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　応急補修工事については、おおむね理解しました。しかしながら、本年９月までに完了予定である応急処置は、あくまでも当面の事故を防ぐための暫定的な対応にとどまります。道路陥没事故等、この事故を中長期的に未然に防ぐためには抜本的な対策が不可欠ですが、応急処置の完了後、どのような手法とスケジュールで本格的な改修を進めていくのか伺います。

また、さきの代表質問で、本市では市川市下水道ストックマネジメント計画に基づいて下水道の老朽化対策を進めているとの答弁を伺いました。今回の応急補修工事も老朽化対策の一環であることから、これらをどう整合を取りながら進めていくのかについて伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

現在実施している止水工などの応急措置と並行して、下水道管を抜本的に改修するための実施設計に着手したところでございます。実施設計では、まず下水道管の劣化状況に関する詳細な調査を行い、この調査結果と現場の諸条件などに基づき最適な工法や工程を検討し、今年度中に取りまとめる予定でございます。今後は、この実施設計に基づき、速やかに本格的な改修工事を進めてまいります。

また、本市の下水道施設の老朽化対策としましては、市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、予防保全の観点から計画的な点検、調査、そして改修工事を進めているところでございます。この計画は定期的に見直しを行っており、今回の全国特別重点調査の結果を反映するため、緊急度ⅠとⅡの判定となった下水道管につきまして、改めて計画に組み込むよう、昨年12月に見直したところでございます。今後も市民の皆様の安全で衛生的な暮らしに寄与するよう、下水道施設の計画的な老朽化対策を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　私たちの生活に欠かせない下水道施設の老朽化対策に関して下水道管特別重点調査後の対応を質問してきましたが、中東情勢悪化の中でも確実に応急補修工事が進められていることを確認しました。

また、応急処置の後に行う本格的な改修についても、工事を行うための実施設計が進められている状況で下水道ストックマネジメント計画にも反映され、計画的に改修が進められているということも答弁していただきました。八潮市で起きたような道路陥没事故が身近でも起きるのではないかと不安でしたが、必要な安全対策が着実に進められているということを確認し、ひとまず安心しました。しかしながら、安全を確保するという責務に終わりはなく、飽くことなき取組が求められることを認識していただくとともに、今後もしっかりとした計画的な老朽化対策を行うことを要望して、次の質問に移ります。

(2)現在国会で審議中の下水道法改正案に係る本市の認識及び今後の下水道事業について伺います。

下水道を取り巻く環境が厳しさを増す中、今国会には下水道法等の一部を改正する法律案が提出され、審議が進められています。私も下水道の老朽化対策は喫緊の課題であると考えており、この法改正は非常に重要なものになると考えています。

そこで、この改正案がどのような内容であるか及びそれに対する市の認識と今後の下水道事業について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

令和７年１月に発生した埼玉県八潮市での道路陥没事故などの背景から、本年３月下旬に下水道法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、今国会に提出されております。この改正案は、下水道施設の老朽化が道路交通の安全を脅かしたことを受け、強靱で持続可能な下水道の実現と安全で円滑な道路交通の確保を同時に成し遂げることを目的としております。

国から示されている具体的な改正内容は、大きく３つの柱から構成されております。

１つ目は、安全性の確保を最優先する下水道マネジメントの確立です。これは管理の透明性を担保するため、下水道施設における安全性の診断基準の法制化や公表の義務づけ、また、持続可能な経営に向けた計画的な改築の実施や収支の見通しの作成と公表の努力義務化などの内容となっております。

２つ目は、道路の地下空間の安全確保です。これは下水道部門と道路部門による分野を超えた連携の仕組みであり、埋設された占用物件の管理責任を厳格化する道路の占用許可制度の見直しに加え、道路の管理者と占用者の協定により、道路の占用物の点検、修繕等において連携する制度の創設などの内容となっております。

３つ目は、下水道マネジメントを支える基盤の強化です。これは行政区分を超えた自治体間の連携の仕組みであり、技術者不足や財政難に苦しむ自治体への支援のため、都道府県による公共下水道の管理や災害等における復旧工事の代行、また、点検、修繕、改築を他の自治体が代行できる制度の創設などの内容となっております。本市としましても、この法改正が全国的な課題となっている下水道施設の老朽化対策の一層の推進につながるものと認識しており、今後、国や県の動向を注視しながら準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　改正案の概要については理解しました。この改正案のうち、特に本市のような下水道施設の経年劣化が進む自治体の維持管理に直接関わる点検、診断基準の具体的な変更内容と本市の影響について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

今回の法改正における点検や診断基準の具体的な変更内容としましては、下水道管の老朽化状況を客観的に評価し、安全性を担保するための診断基準の法制化が挙げられます。これにより、本市を含む下水道管理者には診断結果などの維持管理の状況を広く公表することが新たに義務づけられる見込みでございます。併せて、法令で定められている下水道管路の点検頻度や手法の基準も見直される予定であります。具体的には、平成27年度から義務づけられている腐食のおそれが大きい管路に対する５年に１回以上の点検に加え、社会的に影響が大きい重要路線など、特にリスクが高い箇所においては、３年に１回以上へと点検頻度が短縮、強化される方向で検討が進められております。これらの新たな制度は、市民生活への影響を最小限に抑えるため、老朽化対策の実効性を確保する上で、国が法制度の面から後押しするものと認識しております。特に点検頻度の見直しは、リスクの度合いに応じた効率的な維持管理につながるものと考えております。本市としましては、この新たな国の基準を的確に実務へ反映させ、限られた人材や財源の中で道路陥没などの重大事故を未然に防げるよう施設管理を徹底し、強靱な都市基盤の維持の一端を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　この法改正をめぐっては、全国市長会から地方自治体に対して新たな義務や事務負担を課

すものであることから、国に対して財政措置の一層の充実、人材育成、確保への積極的な支援、事務負担への配慮、さらには、これまで進めてきたストックマネジメント計画に基づく取組への安定的かつ継続的な支援などを強く求める意見が表明されています。

そこで本市として、国が示す新たな基準を遵守しつつ、今後どのような理念や優先順位、財政的な見通しに基づき下水道の維持管理を進めていく方針なのか、市のお考えを伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市における今後の下水道施設の維持管理の進め方についてでありますが、全国市長会の意見にもありますとおり、新たな基準の導入に伴い、調査や点検、更新などに伴う財政負担や実施のための技術職員の確保が大きな課題となってまいります。そのため本市としましては、国が示す新たな基準の動向を注視しつつ、改正法案に盛り込まれている、国による技術的・財政的援助といった動きを捉え、新設される補助制度や支援スキームの情報をいち早くキャッチし、財政負担を最小限に抑えるよう積極的に活用していく考えであります。その上で、本市がこれまで蓄積してきた整備状況や独自の調査データを基に、現場の実情に即した効率的な下水道施設の維持管理と更新の最適化を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　法改正により、下水道マネジメントと道路地下空間における安全性を確保するため、新たな仕組みが設けられる背景は理解できます。しかし、本市のように、下水道の整備が始まってから相当程度期間が経過している自治体では、維持管理での新たな取組により、少なくない負担が生じることが容易に想像できます。全国市長会が懸念を表明しているように、国が新たな義務を課す一方で、地方への人的・財政的支援はいまだ不透明です。新たな取組により市民生活に直結する、これまでできていた下水道や道路交通の維持管理ができなくなるのでは本末転倒となってしまいます。

よって、市としては、法改正で定められた新たな基準を守るだけではなく、国による人的・財政的支援に注意を払い、獲得に努めるとともに、本市自らが蓄積してきたデータ、経験に基づく現場の実情に即した持続可能な維持管理を進めていただくよう要望します。

次に、(3)ウォーターＰＰＰに対する本市の認識及び下水道事業における本市の責任について伺います。

法改正の動向及びそれに伴う調査点検、更新において、財源や技術職員の確保が大きな課題となることは理解しました。こうした課題に対して令和７年度の一般質問では、ウォーターＰＰＰの導入が解決につながると考えている旨の答弁がありました。しかしながら、ウォーターＰＰＰをはじめとする官民連携は、民間の資金やノウハウを活用できるメリットがある一方、一歩間違えれば行政側の責任の希薄化や自治体職員の技術、ノウハウの喪失、継承の断絶という、極めて深刻なリスクが常に指摘されています。

そこで、ウォーターＰＰＰに対する本市の認識及びウォーターＰＰＰが抱えるリスクを回避するための本市の責任について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

ウォーターＰＰＰは、下水道や水道などの分野において、自治体が抱える職員不足や施設の老朽化などの課題を解決し、事業の持続性を向上させるため、国が令和４年度から10年間で導入の拡大を図るとしている官民連携の手法であります。このため、国は令和９年度以降の下水道管の改築に当たっては、ウォーターＰＰＰの導入決定を交付金を受けるための要件としており、本市としましても、人材面や経済面など様々な面で有効な手法であ

ると考えております。

御質問にあります民間への委託範囲の拡大や期間の長期化に伴う責任の希薄化のリスクにつきましては、導入の是非を判断する上で重要な視点の一つであると認識しております。仮に民間に委託した場合におきましても、施設の安全確保や関連条例の制定、使用料の改定といった公権力の行使に関する最終責任はあくまで自治体が担保するものでございます。また、国のガイドラインには、適切な管理評価を行うための指標の設定や不具合が発生した際の対応方針などが示されておりますが、これらがリスクに対する防衛策として、本市にとって真に有効に機能するのか、今後、具体的な検討を進める中で慎重に見極める必要があると考えております。

一方、職員の技術やノウハウの喪失に関するリスクにつきましては、国のガイドラインでは、民間事業者が企画する研修会に担当職員が参加することで技術やノウハウの共有を図る手法や、民間に委託する範囲を限定することにより、職員が直接業務を行う部分をあえて残すなどの手法が推奨されており、本市にとっても十分に検証すべきものと考えております。このようなことを踏まえて、仮に本市がウォーターＰＰＰを導入する場合には、特に緊急時の対応や事故発生時の責任の所在といった官民の役割分担の在り方について、十分に検証した上で契約書や仕様書などに明確に規定していくことや、また、職員の技術の承継のためのスキームを着実に組み込むことで最適な下水道事業の運営につなげていくことが本市の責任であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　御答弁より、民間委託による行政の責任の希薄化や職員の技術断絶といったリスクについて、本市としても極めて重い課題であると認識し、慎重に調査研究を進めている段階であることは理解しました。しかしながら、これほど多くのリスクや課題がある中で、本市がわざわざこのウォーターＰＰＰという新たな手法の導入を検討しているのはなぜなのですか。市として、このウォーターＰＰＰの可能性や本市の下水道事業にもたらす効果について、現時点でどのように評価しているのか、改めて伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

ウォーターＰＰＰの導入検討に当たりましては、御質問にありましたとおり、クリアしなければならないリスクがあることは認識しております。一方で、本市の下水道事業が直面している施設の老朽化や技術職員不足への対応は、持続可能な下水道経営のために極めて重要な課題であります。ウォーターＰＰＰは、民間事業者との中長期的なパートナーシップを結ぶことにより、財政負担の平準化や人材確保、そして最新技術による効率的、効果的な維持管理が可能となるなど、先進自治体において実際に成果が公表されております。本市としましても、下水道という市民生活を支えるインフラを将来にわたって確実につないでいくため、ウォーターＰＰＰは、その課題解決のための有効な選択肢であると評価しております。現在はウォーターＰＰＰを導入することの可否も含めて、どのような施設を対象にどのような業務範囲を設定していくことが本市にとって最適な老朽化対策になるのか。国の交付金の要件となっていることも視野に入れて、慎重に検討している段階であります。今後も本市の持続可能な下水道事業の在り方について、多角的な視点からしっかりと検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　ウォーターＰＰＰは、下水道の維持管理や更新に関し、民間事業者の技術力やノウハウを活用する制度でありますが、契約期間は10年以上にわたり、幾つもの業務を包括的に発注するというところに私は大きなリスクを感じています。そのリスクとは、つまり官民連携の名の下に行政側の責任の希薄化や技術ノウハウの喪失がどんどん進行してしまうのではないかというものです。公権力の行使に関する責任は官が担保する

ことや、そうならないようにするための制度上の防衛策をお聞きしましたが、これらは最低限の予防線にすぎないと思っています。

現在、多くのリスクや課題を認識する中でも、下水道部ではウォーターＰＰＰの導入検討を進めていますが、仮に導入を進めるというのであれば、事業内容を民間事業者に任せきりにせず、職員が事業運営の判断をできるよう、また、行政側の責任を明確に示した事業スキームを構築していただくことを最低条件として要求するものです。この質問はこれで終わります。

最後の大項目は、ＪＲ下総中山駅の南北通路に対する本市の認識及び働きかけについてです。

ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリーについては、市民、駅利用者から、６段の階段を何とかしてほしいと切実な要望が上がっているものの、何ら対策が講じられないまま時間だけが経過しています。2022年９月、ＪＲ下総中山駅南口バリアフリー化早期実現をめざす会――これからはめざす会と言いますが、結成され、活動が展開されて４年目に入りました。私も、議会でこの問題を取り上げてきました。めざす会は、今後もエレベーター設置などの具体的な手だてを求めつつ、今すぐにできることはないのかと議論する中で南北通路の緊急整備を求めることになりました。４月６日、ＪＲ東日本千葉支社にＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現及び南北通路の緊急整備を求める要望書を提出。私も同席しました。

そこで、(1)下総中山駅南口のバリアフリー化の本市の認識について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

ＪＲ下総中山駅の南口は、昭和47年に総武線が高架化された当時の形状で、駅舎の床と前面道路との間には約１ｍの高低差があることから６段の階段が設置されております。このため、鉄道事業者であるＪＲ東日本と駅の所在地であります船橋市、市域が近接する本市の３者でバリアフリー化に向けた協議を行ってまいりました。これまでの協議では、スロープや昇降機の設置のほか、駅舎の床や前面道路高さの変更について検討したものの、構造上の課題から早期の解決は困難との結論に至りました。また、ＪＲ東日本からは、下総中山駅については、既に北口にバリアフリールートを確保していることや、県内ではバリアフリールートの確保ができていない駅がまだ残っていることから、それらの駅のバリアフリー整備を優先するという考えが示されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　いただいた御答弁は、ここ数年間、一言一句全く変わっていません。現状を少しでも改善したいとの切実な願いが南北通路の設置に込められていることを御理解いただくために、４月６日にめざす会がＪＲ東日本千葉支社に提出した要望書の要望事項を紹介させていただきます。

ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化の早期実現に向けて、エレベーターを設置するなどの具体的な手だてを講じること、利便性の高い南北通路を緊急に整備すること、バリアフリー化及び整備に向けた課題、見通しの情報公開、自治体、地域住民との話合いの場を設けること、この４点です。これは、早期のバリアフリー化が困難なことはめざす会としても理解した上での緊急要望です。

そこで、(2)南北通路の緊急整備を求める要望について伺います。

市川市では、船橋市とともに鉄道事業者と協議しているとのことですが、高架下の敷地を活用して南北を行き来する通路ができれば、駅舎施設の大幅な改築をせずに対応が可能と思われます。めざす会は、通路候補地を提案するために現地視察を行いました。通路が設置できると思われる複数の箇所を確認しました。３者協議の中で、これまで南北通路について検討したことはあるのか。あるとしたら、検討結果はどのようなものだったのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

　ＪＲ下総中山駅の高架下空間を活用した南北通路の新設につきましては、道路との高低差も少ないことから、これまでも船橋市とともに設置の検討を要望してまいりました。しかしながら、ＪＲ東日本は、高架下には現在、テナント事業者が賃借している状況であるため、これらの事業者との契約内容も踏まえ検討する必要があることから、課題は多いとの認識であります。本市としましては、今後も船橋市と連携し、南北通路設置についての新たな提案などを検討し、ＪＲ東日本との協議を継続してまいりたいと考えております。

　以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　この３者協議が行われているのは認識していますけれども、進捗状況、内容について具体的な説明がいただけていません。そのため６月11日、船橋市にＪＲ東日本千葉支社、船橋、市川市の３者協議会の議事録公文書開示請求書を提出しました。おととい、22日月曜日、会に船橋市道路部道路計画課から、８月10日期限で３者協議議事録文書が開示される予定ですと連絡がありました。議事録の開示が少し先になりますので、この３者協議会について改めて伺います。

　国有鉄道が民営化され、ＪＲになって、駅の設置は船橋、利用しているのは市川市民と船橋市民、バリアフリー問題を扱っている唯一の協議体が３者協議会というふうに認識しています。この３者協議会で進展が見られないのは、これ以外にほかに優先していることがないのか、疑心暗鬼になって不安になり、私はＡＩに質問してみました。そしたら、しっかりと、ＪＲ東日本、船橋、市川の３者協議会は、バリアフリーの南北通路の整備を目的として継続的に実施されていますという答えが返ってきましたが、何とＡＩが学習したのは、めざす会の運動を紹介するｎｏｔｅからだけだったんです。

　そこで、改めてこの３者協議会はどのように行っているのか、改めて伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

　３者による協議は協議会を設立しているものではなく、その時々の状況に応じて行っているものでございます。

　以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　協議会について伺いました。

　(3)として、この協議の中で、南北通路を整備する場合、自治体が全額費用を負担すべきとＪＲは言っているわけですけれども、市はどのように聞いているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

　これまでの３者協議におきまして、ＪＲ東日本からは、公共用通路の整備に当たっては自治体が負担するものであるとの意向が示されております。

　以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　そのように言われているのであれば、船橋市と本市との協議が重要になってきます。船橋市との協議はどのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

公共用通路の具体的な位置や整備内容などが決まっていないことから、整備負担に関する協議は行われておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　ということは、具体的な位置や整備内容が決まれば費用負担の協議が行われるんですねというふうに私は解釈しています。ぜひそのようなテンポで進めていただければと思います。

このめざす会の活動にユニークな方が参加されまして、たかが６段、されど６段という歌ができています。議場で歌うわけにはいきませんので、歌詞をちょっと紹介します。１、２、３、４、５、６、たかが６段、されど６段、下総中山ステーションの南口には階段、階段、１段、２段、３段、４段、５段、６段の階段が船橋市と市川市の人にとっての壁かもしれない、こういう歌詞です。ぜひＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現をめざす会で検索すれば、オレンジ、グリーン、ブルーの３つのバージョンで聞くことができます。６段の階段が船橋市と市川市の人にとっての壁かもしれないとの歌詞には、移動の自由への壁、行政やＪＲに感じる壁などをなくしたいとのメッセージが込められていると感じます。市民目線、現場主義をモットーに掲げる田中市長には、船橋市長とともに、この壁をなくすために御尽力いただくことを求めまして私の一般質問を終わります。御答弁をいただき、ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時27分散会

第　　７　　日

令和８年６月 25 日（木曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第７号）

令和８年６月 25 日（木曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　石崎ひでゆき議員、小山田なおと議員、堀内しんご議員、中町けい議員、久保川隆志議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　40　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭

稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　　1名

青山　ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	吉田　一弘
企画部長	西村　直
財政部長	田中　雅之
管財部長	松丸　宏
情報管理部長	佐久間　剛
文化国際部長	日暮　真司
スポーツ部長	小島　信也
市民部長	山影　聡香
経済観光部長	高橋　一三
こども家庭部長	山室　繁央
福祉部長	寺島　崇
保健部長	横山　京子
環境部長	湯本　明男
街づくり部長	小林　英樹
道路交通部長	磯部　高志
下水道部長	仙波　俊郎

行徳支所長	小川	広	行
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	小林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内		徹
事務局次長	米津	孝	成
議事課長	野村	憲	一
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
副主幹	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	金谷	健	史
主査	青木	聖	也
主任	菅野	裕	樹
主任	荒木	智	貴
主任	伊藤	祥	太
書記	古木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員　おはようございます。会派いちかわ市民クラブの石崎ひでゆきです。

質問に入ります前に、今朝７時30分頃、岩手県沖を震源とする最大震度６強の地震が発生しました。揺れの強かった地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。災害はいつ起こるか分かりません。市民の生命と財産を守る消防体制は、平時から万全を期す必要があります。そこで、通告に従い、一問一答で一般質問を行います。

大項目１点目、救急需要の高止まりと災害対応力強化を踏まえた消防体制について伺います。

初めに、日夜市民の生命、身体及び財産を守るため、火災、救急、救助、災害対応の最前線で職務に当たられている市川市消防局の職員の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。消防職員の皆様は、昼夜を問わず出動に備え、時には危険を伴う現場で市民の安全、安心を支えておられます。その使命感と不断の努力によって本市の消防行政が支えられていることを、まず確認をしておきます。

一方で、消防行政は現場職員の献身だけに頼り続けるものでなく、市としても必要な人員体制を確保することが不可欠であります。先日の大雨では、行徳地区において内水氾濫に関する警戒レベル４、避難指示が発令されました。幸い大きな被害には至りませんでしたが、行徳地域が水害リスクを抱え、いざというときの初動対応体制が極めて重要であることを改めて示したものと受け止めております。

まず、⑴消防職員の条例定数及び実員及び充足状況について伺います。

まず、本市消防局における消防職員の条例定数及び現在の実員についてお示しください。また、条例定数に対して実員が不足している場合には、その人数と充足率について、併せてお伺いします。併せて、欠員が生じている場合には、その主たる要因をどのように分析しているのかお聞かせください。さらに、本市の人口規模や市街地の状況、近年の救急需要の増加、首都直下地震などの大規模災害リスクを踏まえた場合、現在の消防職員定数そのものが十分であると考えているのかお聞かせください。消防力の整備指針との比較や近隣自治体との比較において、本市の消防職員定数はどのような位置づけがあるか、併せてお示しください。

私は、消防職員の確保は市民の安全、安心に直結する重要な課題であると考えております。現在の定数が実態に見合ったものとなっているのか、また、将来的な救急需要、災害対応を見据えた場合に増員の必要性はないのか、市の見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

市川市職員定数条例における消防職員の定数は520人でございます。令和８年６月１日現在の実員数は520人で、充足率は100％でございます。また、現在欠員は生じておりません。人口規模が同程度である松戸市においても、松戸市職員定数条例の消防職員の定数は520人とされているものと認識しております。しかしながら、人口規模以外にも市川市の特色を考慮した部隊や配置なども必要であることから、今後も適正な人員配置について研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。市川市の消防職員定数が520人であり、松戸市も520人とのことでした。しかし、私はこの答弁を聞いて、むしろ本市の消防職員定数は少ないのではないかという印象を強く持ちました。市川市は松戸市と人口規模こそ同程度ですが、長大な江戸川を抱え、さらに東京湾にも面しています。また、高層マンションの増加、首都圏有数の物流拠点、外環道路や京葉道路などの広域交通網を有しています。消防・救急需要や災害リスクは決して同一ではないと考えます。

次の項目に移ります。救急出動件数の推移及び今後の需要見通しについて伺います。

近年、全国的に救急出動件数は増加傾向にもあり、本市においても救急隊の活動は年々厳しさを増しているものと認識をしております。高齢化の進展、単身高齢世帯の増加、猛暑の常態化による熱中症の搬送、さらには感染症への対応など、救急需要を押し上げる要因は今後も続くものと考えます。また、救急出動の増加は、単に救急隊だけの問題ではありません。救急隊の確保のために、消防隊との兼務や応援体制が必要となれば、消防職員全体の勤務体制にも影響を及ぼしますし、訓練時間や予防業務、さらには大規模火災発生時の対応力にも影響を与える可能性があります。

そこでお伺いいたします。まず、本市における過去５年間程度の救急出動件数の推移についてお示しください。また、近年の救急出動件数の増加によって、どのような要因があると分析しているのかお聞かせください。次に、今後の救急需要について、市としてどのような見通しを持っているのか。さらに、現在の救急隊数、救急救命士数及び消防職員数で、今後見込まれる救急需要に十分対応できると考えているのか伺います。併せて、救急需要の増加が消防職員全体の勤務体制や火災・災害対応体制にどのような影響を与えているのか、市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

初めに、救急出動件数についてです。本市の過去５年間の救急出動件数は、令和３年が２万2,965件、令和４年が２万7,114件、令和５年に過去最高件数となる２万8,844件でございました。その後、令和６年は２万7,863件、令和７年は２万7,152件と２年連続で減少しておりますが、依然２万7,000件を超える件数で推移しております。今後の救急需要の見通しにつきましては、総務省消防庁の令和７年版消防白書では、令和12年までの将来推計において、今後も救急需要は増加することが見込まれております。このような国の動向を勘案しますと、本市における今後の救急出動件数も高い水準で推移していくものと考えられます。

次に、救急救命士の充足状況でございます。令和８年４月１日現在、救急隊員として活動している救急救命士は72名で、救急隊１隊当たり２名もしくは３名を配置しております。

最後に、救急需要の増加が消防職員に与える影響でございますが、救急需要が増加することにより職員一人一人の休息時間が短縮され、身体的、精神的な負担が大きくなることが考えられます。引き続き、救急需要の増加に対応するため、救急隊の適正な配置や救急有資格者の育成を推進して交代要員を確保するなど、隊員一人一人の業務負担の平準化を図る体制を構築してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。本市の救急出動件数は極めて高い水準で推移していることが確認できました。また、消防庁の将来推計においても、高齢化の進展などにより救急需要は今後も増加傾向が続くということも分かります。さらに、救急需要の増加によって職員の休憩時間が短縮され、身体的・精神的負担が増加していることも認められました。これは非常に考えていかなければいけない重大な問題だと思います。つまり、執行部自身が需要が高止まりをしている、今後も増える、現場の負担も増えているという状況を認識し

ているわけであります。

しかし、その一方で、本日の答弁からは救急隊の増隊や消防職員の増員といった具体的な体制強化の方向性はまだ見えてきません。私は、この状況を現場の職員の努力と使命感によって何とか支えている状況ではないかというふうに受け止めています。現場の努力によって成り立っている間は問題が見えにくいのかもしれません。消防局は、与えられた人員の中で最大限努力されていると思います。

次の項目に移ります。次に、(3)現場職員の勤務負担、安全衛生及び持続可能な勤務体制について伺います。

消防職員は、火災や救急・救助活動だけでなく、風水害対応、大規模災害への備え、予防査察、各種訓練、市民への救命講習など極めて幅広い業務を担っていると認識しています。今後も高齢化の進展などにより救急需要の増加が見込まれております。私は、こうした状況の中で現場職員一人一人にかかる負担も年々大きくなっているのではないかと考えております。消防職員は強い使命感を持って職務に当たられていますが、その使命感や現場の努力に依存した組織運営は決して持続可能とは言えません。

そこでお伺いいたします。まず、消防職員の時間外勤務の状況について、近年どのように推移をしているのかお示しください。また、年次有給休暇の取得状況について、市としてどのように把握をしているのか。

次に、長期休業者やメンタルヘルス不調による休職者の状況についてお聞かせください。併せて、過去数年間における消防職員の退職者数の推移についても伺います。さらに、市はこうした勤務実態を踏まえ、現場職員の負担についてどのように認識しているのか。最後に、現在の職員体制が消防職員の安全衛生、適正なものであると考えているのか。また、職員の健康確保や負担軽減に向けてどのような取組を行っているのか、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

令和７年度の時間外勤務の状況でございますが、職員１人当たりの年間360時間を超えないことを目標として勤務管理を行っており、これを超える職員はおりませんでした。

次に、令和７年中の年次休暇の取得状況でございますが、職員１人当たり平均14.8日となっております。また、現在５名の職員が病気休暇等を取得中で、このうち１名がメンタルヘルスの不調によるものでございます。

次に、過去３年間における普通退職者数の推移でございますが、令和５年度が10名、令和６年度が11名、令和７年度が７名となっております。消防職員は、24時間勤務の中で各種災害への対応や市民への救命講習など多岐にわたる業務を担っておりますことから、職員の業務負担や安全衛生の管理などが重要な課題であると認識しております。そのため、時間外勤務の状況や休暇の取得状況を継続的に取得、把握し、適正な人員配置や業務負担の見直しに取り組んでおります。現在の職員体制につきましては、各種災害に対する消防力を維持できる体制であると考えておりますが、救急需要の増加や災害の多様化を踏まえ、引き続き職員の負担軽減と安全衛生の確保に努め、職員が安全かつ健康に勤務できる環境の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。消防局からは、職員の業務負担や健康管理について重要な課題であるとの認識が示されました。また、現在も病気休暇中の職員がおり、中にはメンタルヘルス不調による休暇取得者もいること、さらに、毎年一定数の退職者が発生していることも確認できました。消防は、特に経験を積んだ職員が抜けるということは、その穴埋めをするのにかなり、挽回するのに時間がかかると思います。この辺非常に危惧しておりますので、ケアのほうをよろしくお願いいたします。

私は、こうした数字を決して軽く見るべきではないと思います。消防職員は、市民の生命と財産を守る最後の

とりでであり、その消防職員自身が疲弊してしまえば、結果として消防力そのものの低下につながります。本日の答弁では、現在の職員体制で消防力を維持できているとのことでしたが、職員体制が十分であるということではなく、現場の職員の皆様が強い使命感と責任感を持って懸命に支えている結果であるということを認識していただきたいと思います。私は、現場の努力や献身によって何とか維持されている状態をもって適正な体制であると評価することは、大いに危うさがあると考えています。

次に移ります。(4)消防力の整備指針との整合性について伺います。

消防力の整備につきましては、消防組織法に基づき国が消防力の整備指針を示しています。市町村には、地域の実情に応じ必要な消防力を確保する責任があります。消防力は、単に消防職員の数だけで判断されるものではなく、消防署の配置、消防車両や救急車の整備状況、救急隊や救助隊の編成などを含め、総合的に評価されるものであります。一方で、これまでの答弁では、本市において救急需要の増加が続いていること、現場職員の負担も増していることが明らかになりました。そのような状況の中で、現在の消防体制が客観的な基準に照らして十分な水準にあるかを検証することは極めて重要であると考えます。

そこでお伺いします。まず、本市では消防力の整備指針に基づき、消防職員数や消防署数、消防署の数ですね。あと消防車両、救急隊及び救助隊について、必要な消防力の算定を行っているのか伺います。また、算定を行っている場合、指針上必要とされている消防職員数と現在の条例定数及び実員との比較はどのようになっているのかお示しください。さらに、消防署の配置数、消防隊編成について、現在の体制は、消防力の整備指針に照らして適正であると考えているのか伺います。最後に、消防力の整備指針との比較において不足や課題がある場合には、その対応方針について伺います。また、現時点で比較や検証を行っていないのであれば、今後、消防職員体制の妥当性について客観的な検証を行う考えがあるのか、併せてお聞きします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

消防力の整備指針は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を果たすために必要な施設及び人員について国が整備水準を示したものでございます。この整備指針から算出された本市の算定職員数は、令和８年４月１日現在で602名となります。これを市川市職員定数条例に基づく消防職員定数520名と比較しますと、現状では82名下回っている状態となります。しかしながら、消防力の整備指針における算定消防職員数は人口を基準としていることから、本市のように面積と比較して人口が密集した都市部の消防では職員定数が少なくなることが考えられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。消防局からは、消防力整備指針に基づく本市の最低職員数が602人に対し、現在の条例定数520を82名下回っているとの説明がありました。国の消防力の整備指針との比較において82名差があるということは、今後の消防体制を考える上で重く受け止めるべき課題であると考えます。この点を指摘して、次に移ります。

(5)の救急需要の増加及び大規模災害に備えた消防職員の計画的な増員、体制強化について伺います。

これまでの質問により、本市は救急需要が高い水準で推移していること、今後も増加が見込まれること、現場職員の負担が増えていること、そして消防力の整備指針との比較において、現在の消防職員が82名下回っていることが明らかになりました。また、市川市の人口はこの30年間で６万人程度増加しておりますが、消防職員の定数は平成８年以来520人のまま据え置かれています。当時の定数は520ですけれども、実数は518だと記憶しています。さらには、本市は長大な江戸川を有し、東京湾にも面しており、高層住宅、大規模物流施設、広域交通網

を備える都市でもあります。私はこうした状況を踏まえると、消防体制、消防職員体制については現状維持ではなく、計画的な体制強化を検討すべき段階に入っていると考えます。消防職員の増員は、単なる組織拡大ではなく、将来にわたって消防力を維持していくための必要な投資であると考えます。

そこでお伺いします。まず、市は今後の救急需要の増加や大規模災害への対応力強化を踏まえ、消防職員定数の見直しを行う考えがあるのかお聞かせください。また、消防力の整備指針との比較において生じている差について、今後どのように対応していく考えなのかお伺いします。

次に、消防職員の採用について、今後どのような方針で取り組んでいくのかお聞かせください。さらに、救急需要の増加を踏まえ、救急隊、救急救命士の増強についてどのように考えているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

初めに、救急需要でございますが、市内人口の増加や高齢化の進展等に伴い、今後も高い水準で推移するものと認識しており、災害対応力の強化と併せて重要な課題であると考えております。今後を見据えた消防職員の増員計画の策定でございますが、近年頻発化、激甚化する自然災害や増加する救急需要に対応するため、消防職員の計画的な採用と体制強化を進め、より強固で持続可能な消防体制の構築が不可欠であると考えておりますので、御質問の消防職員の定数見直しも含め、消防装備の充実、消防庁舎の整備等、消防体制の強化に向け、必要に応じて関係部局と協議検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。今回の答弁を重く受け止めています。消防局は、救急需要の増加や自然災害の激甚化、頻発化に対応するため、消防職員の計画的な採用と体制強化が必要であり、そのため職員定数の引上げも含め検討していくとの考えが示されました。これまでの質問を通じて、本市では救急需要が高い水準で推移していること、今後も増加が見込まれること、現場職員の負担が増加していること、そして消防力の整備指針との比較において82名下がることが明らかになりました。

そのような状況の中で、消防体制の強化に向けて定数引上げを含めて検討すると答弁があったことは、一定の前進であると受け止めます。一方で、検討だけでは市民の命は守れませんので、いつまでに、どのような形で体制を強化、実現するのか注視をしていきたいと思います。

繰り返しになりますが、消防職員の増員は、コストではなく市民の命と安全を守るための投資であります。田中市長におかれましては、本日の議論を踏まえ、将来の救急需要や大規模災害への備えを見据えた消防職員の増員、救急体制の強化、消防力の向上に向け、積極的な判断を行っていくよう強く求めます。

次の大項目２点目でございます。中東情勢に伴う建設資材の不足、価格高騰と市内事業者支援についてです。

中東情勢を背景として、ナフサ由来資材を含む建設資材の不足や価格高騰が、建設業、塗装業、防水設備業、工務店、一人親方など、地域の建設関連事業者に影響を及ぼしています。このような状況を踏まえ、私が窓口となり、市内事業者の団体と市川市との意見交換の場を設けさせていただきました。現場で生じている具体的な課題について意見交換がされたものと認識をしています。

そこで、(1)を伺っていきたいと思います。先順位者の質問とは視点を変えて、実際に市内事業者の団体と市が意見交換を行ったことを踏まえ、市としてはその現場の声をどのように受け止めたのか。また、今後の実態把握にどうつなげていくかという観点から質問をいたします。

意見交換の場で、ナフサ由来資材を含む建設資材の不足や、価格高騰により資材の確保が難しくなっていること、仕入れ価格が上昇していること、価格転嫁が容易ではないこと、工期や受注にも影響が出かねないこと、市

内事業者が直面している課題について話があったものと認識しています。

そこで伺います。本市は、市内事業者と団体との意見交換を通じてどのように感じ、どのような課題を受け止めたのか。また、意見交換で寄せられた声を一過性のものとせず、市内建設関連事業者、塗装業、防水業、設備業、工務店、一人親方などの影響により具体的に把握していく必要があると考えるが、市として新たな実態把握を行う必要性についてどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本年５月、御質問者から紹介いただいた事業者団体から、中東情勢等に伴う対策と支援の要望書の提出をいただきました。その際には、仕事はあるが、ナフサ由来の建築資材が不足し受注した工事を完了させられず収益を得られないため、事業を継続できるか分からないといった訴えを直接伺うことができました。事業者の皆様は、生活を脅かされている事態に直面していると感じ、事態を重く受け止めたところでございます。

そこで、現在の厳しい状況を乗り切るためには事業資金の確保が急務と考え、利率が低く、さらに利子補給を受けることができる本市の中小企業融資制度を意見交換の場で事業者団体の皆様に紹介させていただいたところです。今回は、事業者団体との意見交換で実態を把握することができましたが、本市は企業経営相談窓口や中小企業融資制度の運用の中でも実態の把握に努めており、事業資金の確保へのニーズが高まっていると認識をしているところです。今後もさらなる実態の把握が必要と考えますので、機会があれば、建設業や小規模事業者のお声を伺う場を設けるとともに、金融機関や市川商工会議所などの関係機関とも連携し、情報収集を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ただいまの御答弁で、事業者団体から寄せられた切実な声について、市として生活を脅かされている状態と受け止め、重く認識していることが確認できました。また、事業資金の確保が急務との認識の下、中小企業融資制度の活用を案内されたことや、金融機関や商工会議所とも連携しながら情報収集を行っていくとの考えも理解をさせていただきました。

一方で、私が紹介させていただいた事業者団体からは、単なる資材価格の上昇だけではなく、仕事はあるが、資材が入らず工事を完了できない、売上や利益を確保できず事業継続そのものが危ぶまれるという極めて深刻な実態が示されました。特に、建設関連産業は、元請だけではなく塗装業、防水業、設備業、工務店、一人親方など、多くの小規模事業者によって支えられています。しかし、こういった事業者ほど行政との接点が少なく、声が表面化しにくい傾向があります。今回の意見交換は大変有意義なものであったと思いますが、今後は機会を待つだけではなく、必要に応じ、業界団体や関係団体と連携を取りながら、より積極的な現場の実態把握に努めていただきたいと思います。また、状況によっては資金繰り支援だけでは対応できない課題も生じる可能性がありますので、市として、国や県の支援制度の動向も注意しながら、市内事業者が事業継続できるように、引き続き迅速な情報収集と柔軟な対応を要望して、この項目は終わります。

(2)本市発注工事における資材価格高騰、納期遅延、入札不調、工期延長及び契約変更等の状況把握について伺いたいと思います。

建設資材の不足や価格高騰は、民間工事だけでの問題ではありません。市発注工事においても、資材価格の急激な上昇や納期遅延が生じた場合、発注業者に過度な負担が生じることや、予定していた工期に影響が出ること、さらには入札不調や契約変更が必要になることも想定がされます。市発注工事は、市民生活に直結する公共施設の維持管理、道路、下水道、学校施設、福祉施設、防災関連施設などを支える重要な事業であります。した

がって、資材の調達の難しさや価格高騰が発生した場合、受注者が一方的にリスクを負うのではなく、市として適切に状況を把握し、必要に応じて柔軟に対応していくことが重要であると考えます。特に、市内事業者や地域の建設関連事業者にとって、資材価格の高騰、納期遅延、工期変更、契約金額の変更、入札不調といった課題は、事業継続や受注判断にも関わる重大な問題であります。

そこで伺います。本市発注工事において、資材価格高騰、納期遅延、入札不調、工期延長、契約金額の変更等の発生状況はあるのか、市川市の見解を求めます。また、中東情勢の影響により、受注者から契約変更や工期延長などの相談があった場合、庁内でどのように情報共有し、どのように対応しているのか伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

本市発注工事に関わる建設資材の価格高騰及び納期遅延の状況については、市内事業者や民間の価格調査機関等から情報を収集し把握に努めております。また、工事発注に当たっては、現在の社会情勢における建設資材の価格動向及び調達状況を考慮し、最新単価を用いて積算を行うとともに、調達に時間がかかる資材の納期を確認し、必要な調達期間を工期に反映させた上で、できるだけ速やかに入札手続を行っています。しかし、契約後に建設資材の価格高騰や納期遅延が生じた場合の対応等に関して、令和８年度の入札において事業者から質疑が複数提出されたことや、事業者団体から要望書の提出を受けたことなどから、多くの事業者が中東情勢の影響を懸念しているものと認識しております。

令和８年度における工事の入札不調については、６月18日現在、47件の入札のうち４件で発生をしておりますが、不調の要因が中東情勢の影響によるものかどうかは確認できておりません。工期延長及び契約金額の変更については、管財部が工事担当部署からの報告を受け状況を把握しています。令和８年４月以降に契約変更に至った件数は、６月18日現在合計19件あり、その内訳は、金額及び工期の変更が４件、金額のみの変更が13件、工期のみの変更が２件となっております。なお、これらの要因は中東情勢の影響ではないことを確認しております。

物価や賃金、資材価格の急激な変動等により受注者から契約変更の相談があった場合においては、工事担当部署から管財部で工事内容の精査と積算事務を所管する技術管理課や、契約事務を所管する契約課に報告があり、関係課で情報共有をしております。また、受注者からの相談に対しては、個別具体の事情を踏まえながら誠実に対応することとしており、具体的には、これまでと同様に資材価格等が高騰した場合は、契約約款に定めるスライド条項に基づき受注者と協議を行い、必要に応じて契約金額を変更すること、受注者の責めによらない事情により資機材の納期が遅れる場合は、必要な工期が確保されるよう契約を変更すること等により対応する方針です。

今後も、本市発注工事の円滑な施工を確保するため、引き続き最新の情報を把握し、関係各課が連携して事業者が相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。本市としての情報提供を受けていること、また、工期に反映していることは確認できました。ありがとうございます。

また、多くの事業者が中東情勢等の影響を懸念していることも認識をしました。これから影響が出てくるのかと思います。さらに、受注者から相談があった場合に対話、情報共有し、個別具体的な事情を踏まえて誠実に対応すること、スライド条項に基づく協議や必要に応じた契約金額の変更、受注者の責めによらない納期遅延については工期延長を含む契約変更により対応していくとの答弁もありました、ありがとうございます。この点について、受注者に過度な負担を負わせないという観点から非常に重要な答弁であると受け止めております。

一方で、ここで大事なのは、制度として対応できる仕組みがあるということにとどまらず、実際に市内事業者が受注者が困ったときに相談しやすく、必要な対話につながる運用がなされているかという点です。ぜひこの点について配慮をよろしくお願いしたいと思います。関係部署が綿密に連携をして、現場の声を早期に受け止め、必要な対応につなげる体制をさらに強化していただくよう要望いたします。

(3)に移ります。相談窓口の明確化、庁内の関係部署との連携、既存支援体制、支援制度への接続及び関係団体の情報共有など、市独自の支援体制強化について伺います。この点についても先順位者の質問に対する答弁では、現時点で市川市独自の新たな支援策を行う考えはなく、国の動向を注視するという趣旨の答弁であったと受け止めています。もちろん、このような問題は市単独で解決できない要因が大きいことは承知をしています。しかし、市内事業者が現に影響を受けており、市としても事業者団体としての意見交換を通じ一定の実態把握をしているのであれば、国の動向を注視するにとどまらず、市としての行動を起こすべきではないでしょうか。

そこで伺います。市は、現時点で市独自の新たな支援策を行わないとしても、相談窓口の明確化、庁内関係部署の連携、既存支援体制への接続、関係団体との情報共有など、市として可能な支援体制の強化について、具体的にどのようなアクションを起こす考えがあるのか。また、事業者団体との意見交換を１度限りの対応で終わらせるのではなく、今後も継続的に市内事業者の声を把握し、必要な支援につなげる仕組みを整える考えはあるのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

事業者への支援としては、市公式ウェブサイト上にポータルサイトを設け、融資制度の案内をはじめ、市や県の相談窓口や相談可能な金融機関の連絡先を掲載するなど、相談体制の明確化を進めるとともに、市川商工会議所への情報提供を行い、案内チラシの配架や相談の取次ぎを再度お願いしてまいります。また、支援体制の強化と併せ、市内事業者の声を継続的に把握し、支援につなげることが重要と考えます。今後も継続的に状況把握に努めるとともに、本市に寄せられた相談や意見、要望につきましては、必要に応じて庁内の関係部署に共有するなど連携を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ただいまの答弁で、公式ホームページ上に相談窓口等を集約したポータルサイトを作成し、事業者が必要な支援につながりやすい環境を整備すること、また、庁内関係部署との情報共有や市川商工会議所との連携強化を図る考えが示されました。ありがとうございます。市が相談窓口の明確化や情報発信の強化、関係機関との連携に取り組むとの答弁が得られたことは評価をしたいと思います。

今回、私が紹介させていただいた事業者団体からは、仕事はあるのにという関係の――先ほどの繰り返しになりますけれども、資材がなく工事を完了できないと、利益どころか資金繰りに不安を抱えているといった切実な声が寄せられていました。こうした状況は単に１業種の問題ではなく、市民生活を支える住宅修繕、防災対策、公共施設の維持管理、さらには地域経済全体にも影響を及ぼしかねない課題であります。特に、地域の建設業関連事業者の多くは中小・小規模事業者や一人親方でもあり、声を上げたくても上げられない方々も少なくありません。だからこそ、市は待ちの姿勢ではなく、現場の状況を継続的に把握しながら必要な支援とつなげていく伴走型の支援が求められると考えますので、今回の意見交換が一度限りで終わることなく、市内事業者との対話を継続し、国、県の支援制度の動向も踏まえながら、必要な対応を迅速に検討していただくことを強く要望します。

最後の大項目、ｅスポーツ等を活用したデジタル人材育成について伺います。

質問に入る前に、ｅスポーツに関する基本的な認識を申し上げます。ＷＨＯは、ゲーム障がいを国際疾病分類に位置づけました。しかし、これはゲームそのもの、あるいはｅスポーツそのものを問題視するものではありません。依存状態によって、日常生活、学業、仕事、人間関係などに重大な支障が生じている場合、医療的、公衆衛生的な対応が必要であるという考えを示したまでです。したがって、ゲーム障がいが位置づけられたからゲームが健康に悪い、だから行政がｅスポーツに取り組むべきではないという議論は不正確であると考えます。

一方で、2020年、新型コロナウイルス感染症拡大時には、世界ゲーム関連企業がＷＨＯと連携をして、公衆衛生メッセージを広げるために＃ＰｌａｙＡｐａｒｔＴｏｇｅｔｈｅｒという取組を展開しました。これは、自宅にとどまりながらオンライン上でつながり孤立を防ごうという呼びかけです。ｅスポーツには、障がいの有無を超えた交流、高齢者と若者の世代間交流、外出し難い方の社会参加、さらには子どもたちのデジタルリテラシー、コミュニケーション能力向上につながる可能性がありますので、その点を十分理解した上で議論を進めていきたいと思います。

(1) ｅスポーツを活用した教育、福祉、世代間交流及び地域コミュニケーション形成への展開について伺います。

市川市がｅスポーツ振興に一歩踏み出したことを高く評価したいと思います。一方で、単発イベントにとどまらず、継続していくことが重要であると考えています。

そこで、スポーツ部、福祉部、こども家庭部に伺います。これまでの取組を踏まえ、今後どのように展開していく考えがあるのか、各部の見解をお答えください。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

ｅスポーツは、年齢、性別、障がいの有無を問わず誰でも参加できるという特性があり、競技としてだけではなく、高齢者福祉や教育の分野、多世代交流などの社会参加促進ツールとして活用されています。本市では、昨年度、関係部署と連携し、ｅスポーツに触れる機会として高齢者向けのｅスポーツ体験教室や、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯにおいてｅスポーツイベントを実施するなど、まずはｅスポーツを知っていただくための事業を実施いたしました。このたびｅスポーツ振興に係る補正予算の御承認をいただきましたことから、子どもから高齢者まで幅広い世代の方にｅスポーツに触れて親しんでいただくためのイベントを開催する予定です。

本イベントでは、市内の２つの会場をオンラインでつなぎ、会場間で対戦するｅスポーツ大会、初心者や高齢者向けのｅスポーツ体験会、プロｅスポーツ選手との交流など、気軽にｅスポーツの魅力を体験するとともに、世代間交流につながる内容を検討しております。また、今後は関係部署と連携し、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からはｅスポーツを活用した福祉施策についてお答えいたします。

ｅスポーツは、年齢や障がいの有無を問わず誰もが気軽に参加することができ、高齢者の生きがいづくりやフレイル予防のほか、障がいのある方とない方との交流、多世代交流、障がいのある方の社会参加の促進などに資するものと認識しております。福祉部では、地域共生センターにおけるｅスポーツ講座を昨年度は４回実施したところ、多くの方からお申込みをいただいたことから、今年度は10回に拡充を予定しております。また、地域共生センターで毎年障がい者施設の運営者が中心となり開催されるあいあい秋祭りは、障がいのある方も含め、子どもから高齢者まで多くの方が参加され、大変にぎわっております。今年度は、あいあい秋祭りにおいてｅスポーツによる新たな交流スペースを設ける予定としております。

今後の展開につきましては、現在ｅスポーツに関する先進団体との打合せを予定しております。また、事例報告会などに主体的に参加するなど情報収集を行っており、先進事例で報告されておりますフレイル予防や、障がいのある方とない方との交流機会の創出など、誰もが参加しやすいインクルーシブなｅスポーツイベントを開催できるよう、関係団体や関係部署と連携しながら引き続き調整してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは、子どもに関わる部分についてお答えします。

子どもたちがｅスポーツを直接体験できる機会として、令和８年３月にぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでいちかわｅスポーツフェスを開催いたしました。対戦型ゲームのぷよぷよ大会では、小学生以下の部と中学生以上の部に分け、大きなスクリーンを使って実施し、さらに実況や解説を入れて盛り上げたことで、子どもから大人まで多くの観客の中でｅスポーツを体験する貴重な機会になったものと思われます。また、オープニングでは田中市長も参加され、子どもとのデモンストレーション対戦を行ったほか、ＶＲなどの先端技術の体験や、プロのｅスポーツ選手と一緒に行う格闘ゲームコーナーなどを設け、多くの子どもや親子連れの家族が生き生きと楽しんでいる姿が見られました。イベント当日は、子どもや若者をはじめ2,080人が参加し、多くの方にｅスポーツを身近に感じていただくきっかけになったものと考えております。

子どもがｅスポーツを体験することによる効果としては、個人で楽しむだけでなく、多くの人と一緒に遊ぶことを通して、仲間との協調性を育むことや、多世代との交流ツールになること、また、ＶＲ体験のような先端技術に触れることで新たな興味や関心を引き出せることなどが考えられます。今後は、子どもを中心とした多世代交流の機会や、先端技術に触れる機会としてｅスポーツを取り入れたイベントが定期的に開催できるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　各部とも前向きな御答弁ありがとうございます。

まずスポーツ部ですが、スポーツ競技としてだけでなく、福祉、教育、多世代交流など社会参加を促進するツールとして活用していく考えが示されたことを高く評価いたします。また、今年度は多世代交流につながるイベントを実施し、関係部署との連携をしながら継続的に取り組んでいくとのことで、大いに期待をしたいと思います。

次に福祉部です。ｅスポーツを高齢者の生きがいづくりやフレイル予防、障がいのある方の社会参加、多世代交流につながる取組として位置づけていることを高く評価いたします。頑張ってください。あと、障がいを持っている方が参加できるイベントというのは非常に重要だと思いますが、前も述べましたけれども、手が不自由な人、足が不自由な人、いろいろいます。コントローラーとかがなかなか使えない人もいますので、その辺も関係団体と連携をして、どんな障がいがある人でも参加できるような、そんなイベントを考えていただければと思います。

こども家庭部です。ｅスポーツが協調性を育み、多世代交流や新たな興味関心につながる可能性について認識を共有できたことを大変心強く感じております。今後は単発イベントにとどまることなく、子どもたちが居場所づくりやデジタル人材育成、多世代交流につながる取組として継続的に発展していくことを期待します。

⑵教育委員会におけるＧＩＧＡスクール構想の次の段階としてのデジタル人材育成について伺います。

ＧＩＧＡスクール構想により、児童生徒１人１台端末や、学校にＩＣＴ環境は整備されてきました。今後は、端末を使うことにとどまらず、デジタル技術を活用し、自ら課題を見つけ、表現し、発信し、他者と協議をしな

がら新しい価値を生み出す力を育てることが重要です。ｅスポーツは、競技そのものでなく、配信、実況、動画編集、イベント運営、広報、チームづくり、情報モラルなど様々な学びにつなげることができます。教育委員会として、ＧＩＧＡスクール構想の次の段階におけるデジタル人材育成をどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

初めに、ＧＩＧＡスクール構想に関するこれまでの本市の取組状況についてです。国のＧＩＧＡスクール構想は、１人１台端末や、高速、大容量の通信ネットワーク等の学校ＩＣＴ環境を整備、活用することによって教育の質を向上させました。本構想は、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目的とし、市立学校ではＩＣＴ機器を活用した学習に取り組んできました。現在、市立学校では、児童生徒が学習用端末を授業で使用し、児童生徒一人一人の学習進度や理解の度合いに合った問題に取り組むといった個別最適な学びでの活用のほか、協働的な学びでの活用として、ノート代わりに自分の意見やアイデアを入力し、クラス内で共有して話合いや共同作業を行うなど、学びの質を高めています。

次に、ｅスポーツの教育活動での活用についてです。小学校及び中学校の教育活動にｅスポーツを取り入れる場合、放課後の体験学習や部活動の地域展開などが想定されます。特に、児童生徒がｅスポーツ選手の話を聞くことはキャリア教育を進める上で特徴的な取組であり、今年度中に実施できるように教育委員会では調整を進める予定です。なお、次期学習指導要領に向けて、令和７年10月、中央教育審議会の教育課程企画特別部会における論点整理がまとまっています。そこでは、情報活用能力の抜本的向上の方向性として、小学校では総合的な学習の時間の中の仮称として情報の領域、中学校では仮称として情報技術科において取り組むことが示されています。これらの方向性に基づき、教育委員会は次期学習指導要領の実施に向けて準備を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきましてありがとうございます。ＧＩＧＡスクール構想によって整備された１人１台端末を、個別最適な学びや協働的な学びに活用していること、また、次の段階として情報活用能力の向上に取り組む方向性が示されたことを評価いたします。併せて、ｅスポーツを放課後の体験や学習、部活動の地域展開、さらにはキャリア教育にもつなげていく考えが示されたことは大変意義があるものと感じています。ｅスポーツは競技だけではなく、配信、実況、動画編集、イベント運営、情報モラルなど、子どもたちの実践的なデジタル人材育成につながる可能性があります。ぜひ今年度中の取組を１つのきっかけとして、ＧＩＧＡスクール構想の次の段階にふさわしい、子どもたちの興味関心を伸ばす教育施策として発展させていただくことを期待いたします。

佐賀県では、公立高等学校にｅスポーツ学科というものができたそうです。中学校を卒業して高校を選ぶ中で、やはりこういったｅスポーツというものも今後の進路選択の一つとなっていくので、ぜひその点も含めてよろしくお願いいたします。

最後、(3)ドローン、プログラミング、動画配信等の先端技術を活用した実践的な学びについて伺います。

デジタル人材育成を進めるには、子どもたちが興味を持ちやすく、社会での活躍場面を実感できる実践的な学びが必要ではないでしょうか。ドローンは防災、測量、点検、映像制作、地域課題の把握などに活用されており、プログラミングは論理的思考や課題解決力の育成につながります。動画配信も表現力、発信力、編集力、情報モラル、メディアリテラシーを学ぶ機会となります。ｅスポーツに限らず、ドローン、プログラミング、動画配信等の先端技術を活用した実践的な学びを市川のデジタル人材育成の中でどのように位置づけ、学校教育や地域活動、産学官連携に生かしていくのか、教育委員会の考えを伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

中央教育審議会の教育課程企画特別部会における論点整理では、小学校の情報の領域及び中学校の情報技術科において、情報技術の活用、情報技術の適切な取扱い、情報技術の特性の理解を取扱うこととしています。そのうち、情報技術の活用は、情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理、比較、発信、伝達等に関することを取り扱います。例えば、小学校低学年では写真や動画の撮影を行います。また、情報技術の特性の理解は、情報技術の特性の科学的な理解に関することを取り扱います。例えば、小学校中・高学年ではプログラミングを体験すること、中学校ではプログラムを制作すること等が活動内容として示されています。これらを踏まえ、教育委員会は、次期学習指導要領の実施に向けて準備を進めてまいりますが、必要に応じて企業や大学等との連携についても調査研究をしていきます。また、市立学校において、ドローンの先端技術を活用した実践的な学びの機会を今年度中に設けることができるよう調整を進める予定です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。ドローン、プログラミング、動画配信などの最先端技術を次期学習指導要領を見据えた実践的な学びとして位置づけ準備を進めていくとの答弁、高く評価をしたいと思います。特に、今年度中にドローンを活用した学びの機会を設ける方向で調整していることは、子どもたちが先端技術に直接触れる貴重な機会になるものと期待をしています。今後は、単なる体験にとどまらず、地域課題の解決や防災、産業、まちづくりなどにつながる学びとして、企業や大学、地域団体とも連携を深めながら、市川らしいデジタル人材育成を進めていただくことを期待します。

先日、千葉市にありますｅスポーツ高等学校を視察させていただいたときに、そこの生徒は、実際に航空会社が使っているフライトシミュレーターを使ったところ、プロのパイロット顔負けの数字が出たということです。やはりこれからデジタル人材というのは重要になってきますし、子どもたちが適切に情報を得て、またそれを処理するという学びをすることは、１つの可能性になるのかなというふうに考えています。

これだけでいいわけではありませんから、バランスよく教育委員会の皆様には取り組んでいただけることを強く要望して、私からの一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、大項目、就労支援についてであります。

(1)就労に困難を抱える方の支援の現状と課題についてです。

近年、障がいのある方のみならず、ひきこもり状態にある方、刑務所出所者、またひとり親家庭の保護者、長期離職者など、就労に困難を抱える方々の背景は多様化をしております。また、人手不足が深刻化する中、多様な人材が能力を発揮できる環境整備は、地域経済の活性化という点からも重要な課題であるかと思います。本市においても関係機関との連携による就労支援が行われているものと認識しておりますが、この支援制度のはざまに置かれている方や、一般就労に結びつかない方も少なくありません。

そこでお伺いをいたします。本市において、就労に困難を抱えている方に対し、どのような支援を行っているのでしょうか。支援の現状と課題についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

障がいのある方と難病をお持ちの方については、障害者手帳や医師の診断等に基づき障がい福祉サービスに係る支給決定を受けることが可能であることを御案内しております。また、ひきこもりの方については、生活困窮者の自立を支援する市川市生活サポートセンターそらにおいて、就労準備支援事業として職場体験による職業適性の把握や生活習慣の改善につながる支援を行っており、一般就労につながっている事例もございます。一方で、職場体験の受入れ先となる事業所が少なく、体験できる作業内容も限定的であることから、新たな受入れ先の拡充が課題であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ひきこもりの方などについては、生活困窮者を支援するこの市川市生活サポートセンターそらにおいて就労につなげられているということでありました。また、障がいのある方や難病をお持ちの方については、障がい福祉サービスに係る支給決定を受けることが可能であることを御案内しているということでありました。また、課題としては、受入れ先がやはり少ないということでもありました。

さらに現状について伺っていきたいと思います。障がいのある方に対する就労支援機関である障がい者就労支援センターアクセスにおける相談・就労実績について再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市川市障がい者就労支援センターアクセス――以下アクセスと申し上げます――における昨年度の相談件数は約1,200件となっております。アクセスにおける昨年度中の就職活動支援利用登録者は15名で、そのうち一般就労につながった方は４名で、そのほかは就労移行支援や就労継続支援の利用につながっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。障がい者就労支援センターアクセスの令和７年度相談件数は約1,200件に上るということでありましたが、一方で、利用登録者は15名であったということでありました。多くの方がこの就労支援センターアクセスを活用されており、就労継続支援の利用につながっているという答弁でもありましたけれども、さて、実は今、この就労継続支援Ａ型事業所の閉所が全国的に問題となっております。

そこで伺いますが、本市におけるＡ型事業所の現状について答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市内の就労継続支援Ａ型事業所は、各年度の１月１日現在で、令和４年度は７事業所、令和５年度は11事業所、令和６年度は16事業所、令和７年度は17事業所、本年度は19事業所と年々増加しており、この５年間に閉所した事業所はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。本市においては増加傾向にあり、また閉所しているところは現状ないということでありましたので、ひとまず安心をいたしました。このＡ型事業所の閉所問題でありますけれども、その要因は、2024年に行われた障がい福祉サービス等報酬改定において、生産性が重視され過ぎた結果、事業所によっては基本報酬が大幅に減少になったことであったり、また、昨今の物価高や最低賃金の保障が事業所の経営をかなり圧迫をしているということであります。結果として、厚生労働省によりますと、この2024年度

の障がい者の解雇者数は過去最多の9,312名であり、このうちＡ型事業所での解雇は7,292名となっているということでありました。Ａ型事業所は、障がいをお持ちの方にとって大変重要な収入源であります。本市においても現状についてしっかりと今後も注視いただきたいと、このように思います。

続いて、(2)に進んでまいります。千葉県が実施しているダイバーシティ就労モデル事業に対する本市の認識についてであります。

千葉県では、働く意欲がありながらも様々な事情により一般就労が難しい方々に対し、一人一人の状況に応じた短時間就労や段階的な就労機会を提供するダイバーシティ就労モデル事業を推進しております。この取組は、就労を通じた社会参加の促進と人材確保の両面において注目がなされております。本市においても、この就労支援と福祉支援を一体的に進める観点から参考となる取組であると考えますが、本市の認識についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

千葉県では、令和４年９月から病気やひきこもりなど働きづらさを抱える方が一般就労に向けて働き続ける力を身につけるため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に通いながら仕事に向けた訓練を行うダイバーシティ就労モデル事業を実施しております。この事業の利用の流れとしましては、まず、本人の希望を踏まえて障がい福祉サービス事業所の見学、体験をした上で、活動計画に基づき１か月から６か月間就労いたします。また、毎月事業所や支援機関などと活動状況を振り返りながら就職活動を行っております。既存の就労支援事業は、支援対象者はそれぞれの制度により異なるため、働きづらさを抱えていても、これらの支援対象者に該当しない場合には適切な支援が受けられない方もいるものと思われます。

こうした中、千葉県の事業により事業を開始した令和４年９月から令和７年９月までに就労訓練を行った130名のうち78名の方は、一般就労や障がい福祉サービスの利用につながっていることから、一定の効果があるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市といたしましても、既存の就労支援事業というものは、やはり障がいをお持ちの方や生活困窮者など、支援対象者ごとの支援となっていることから、その網から漏れてしまっている方もいらっしゃると考えられ、こうした県の取組は多様な就労困難者に一定の効果があるという認識でございました。この千葉県の事業の特徴でありますけれども、いわゆる障害者手帳がなくても就労継続支援Ａ型やＢ型事業所にて最大半年間就労訓練を受けられるというところにあります。社会から少し離れられていた方にとって、社会復帰をしていく準備段階として大変有用であると考えられております。

そこで本事業についてですけれども、今後も継続がなされていくのでしょうか。また、本市として積極的な活用をお願いしたいと考えますが、見解を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

千葉県に確認しましたところ、今後事業を継続するかどうかは現時点では未定とのことでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　残念ながら、今後の本事業の継続についてはまだ未定であるということでございました。ぜひ本事業が継続されるように、本市からも要望はしていただきたいなと思うんですけれども、この事業を利用

された方について、少し紹介をさせていただきますと、働く意欲はあったが、ひきこもりを経験しており就労経験がなかったものの、近所のＢ型事業所に通って文房具の組立てなどを行い働く自信がつきましたと。その結果、最終的には清掃の会社に就職ができたということでありました。先ほどの答弁でもありましたけれども、78名と大変多くの方が就労につながっていることから、県に対しても事業継続について本市としても要望をお願いしたいなと思いますし、また、事業が継続された際には、周知と活用をぜひお願いをしたいなと、このように思います。

続いて、(3)ソーシャルファーム等に代表される包摂的就労に対する本市の認識についてであります。

障がいの有無や年齢、国籍、生活困窮、ひきこもり経験など様々な事情を抱える方々が地域社会の一員として活躍できるさらなる環境づくりが求められておりますが、この就労に困難を抱える方と一般の従業員がともに働くソーシャルファームをはじめとする包摂的就労の取組が全国で広がりを見せております。これらの取組は、単なる就労支援にとどまらず、地域共生社会の実現や、人材不足への対応という観点からも注目をされております。また、一方で事業の継続性や、また経営面での課題も指摘はされております。

そこでお伺いをいたします。本市は、ソーシャルファーム等に代表される包摂的就労についてどのような認識なのか、答弁を求めます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

ソーシャルファームや包摂的就労につきましては明確に定義されているものはございませんが、東京都では、令和元年12月に都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を制定し、ソーシャルファームを事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において就労困難者と認められる者が他の従業員とともに働いている社会的企業と定義しております。東京都では、条例及び指針に基づき、一般的な企業活動を行いながら、就労困難な方を一定の基準以上雇用する事業所をソーシャルファームとして認証し、原則５年間、創設及び運営に係る経費の助成を行っております。このような取組は、働きづらさを抱える方が働ける場所の選択肢として重要な役割を担っているものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　このソーシャルファームにつきましては明確な定義がまだないということでありますけれども、一般的には、就労困難者が各自の特性に応じた配慮を受けながら、一般就労者と一緒に働き、給与を得られる社会的企業のことを指しております。神奈川県のホームページでも掲載があるんですけれども、障がい者の雇用を前提とした事業運営システムの下、企業的経営手法を用い、障がい者だけではなく、労働市場において不利な立場にある人々、いわゆる就労弱者を多数、３割以上雇用し、健常者と対等の立場でともに働くとともに、国からの給付、補助金等の収入を最小限に定めた組織体、こういったような定義を神奈川県ではされております。また、特に欧州では先進的に取り組まれておりまして、約１万社が存在をしているということであります。お隣の韓国も約3,000社存在しているということであります。日本ではまだ一般的ではないところでありますけれども、先ほど答弁にもありましたが、東京ではこのソーシャルファーム条例を制定し、ソーシャルファームを増やすために、事業所の立上げや最初の５年間の運営費を支援しているということであります。2026年１月時点では、駅構内のカフェスタンドなど73事業所が認証されており、2035年までには220事業所まで普及促進を目標としているということであります。

そこで再度伺います。本市における現状と、今後このような社会的企業を増やしていく考えについての見解を

伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

類似する企業としましては、生活困窮者自立支援事業における認定就労訓練事業者があり、都道府県知事等の認定を受けた社会福祉法人、消費生活共同組合、ＮＰＯ法人、株式会社等が自立支援機関のあっせんに応じて就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、就労の機会の提供などを行っております。本市を所在地とする認定就労訓練事業者は６事業者でございます。ソーシャルファームにつきましては、今後関係部署と情報共有を図りながら、国や県などの動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。現在市内におきましては、ソーシャルファームの理念に類似した取組を行っている事業者が６事業者あるという答弁でございます。こうした事業者の存在は、就労に困難を抱える方々の社会参加や、自立を支える上で大変重要であり、本市が目指す地域共生社会の実現につながるものと思います。

また、一般就労とこの福祉的就労の中間となる第３の就労の場としてのソーシャルファームは、障がいのある方だけではなく、ひきこもり経験者や刑務所出所者など、多様な背景を持つ方々の就労機会の拡大にも寄与する可能性があります。今後は、この理念に賛同し、包摂的な雇用に取り組む市内企業をさらに増やしていくことが重要であると考えます。そのためには、先進自治体の事例も参考にしながら、事業者の実態把握や、また情報発信、さらには企業を後押しする支援の仕組みについても今後研究、検討していただきたい、このように思います。

様々な課題があることは承知をしておりますけれども、誰もが働くことを通じて社会とつながることのできる町の実現に向け、ソーシャルファームの普及促進について前向きな検討を要望し、この質問の項目を終わりたいと思います。

続いて、(4)重度障がい者等就労支援に対する本市の認識についてであります。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、働くことを希望する方の就労機会を確保し、その能力を発揮できる環境を整えることが重要です。特に、重度障がいのある方については、通勤や職場での介助などが必要となる場合が多く、こうした支援の有無が就労の継続を大きく左右いたします。国においては重度障害者等就労支援特別事業が創設され、自治体による支援体制の整備が求められております。しかしながら、制度の活用状況には自治体間で差があるとも言われております。

そこでお伺いをいたします。本市における重度障がい者等就労支援に対する認識についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業は、重度障がい者の就労を促進するため、令和２年10月に国が開始したものであり、市区町村が実施する地域生活支援促進事業として位置づけられております。具体的には、企業などで働く重度障がいのある方に対して、市区町村が重度訪問介護等事業者を通じて通勤や職場等において支援を行うものとなっております。国の報告では、これまで勤務中は障がい福祉サービスが利用できないことから、介助がなくても仕事のできる短時間勤務とされていた方が、この事業により勤務中も介助を受けることができるようになったことで就職が実現したケースや、フルタイムで働けるようになったとの報告がなされ

ております。このため、就労意欲を持つ重度の障がいのある方の就労機会の拡大や、社会参加の促進に大きな効果をもたらすものと認識しております。

本市においても、令和６年６月にこの事業の利用について相談を受けたことから、関係者と協議を重ね、今定例会に補正予算案を提出し、議決をいただいたところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市といたしましても、具体的な相談を受けたことから重度障害者等就労支援特別事業を開始されるということでありました。重度の障がいをお持ちであっても、できる限り自分の力で働きたいと願っていらっしゃる方は大変多くいらっしゃることと思います。その願いや思いにしっかりと応えていくのが行政の仕事であると思います。

そこで伺います。本事業について、来年度以降も継続がなされていくのでしょうか。また、その周知方法についても併せて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本事業は、重度の障がいのある方の就労機会の拡充につながることや、就労の継続を支える上で重要であると認識をしております。この事業は、今年度開始を予定している事業でございますので、来年度については未定としておりますが、本市としましては、窓口や関係機関、そして市公式ウェブサイトなどを通じて、就労を検討している重度障がい者だけでなく、雇用に意欲的に取り組んでいる企業にも広く周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。活用、使いたいと言われている方がいらっしゃる以上、来年度も着実に継続ができるように進めていっていただきたいなと、検討いただきたいなと、このように思います。また、多くの方に本事業が伝わるように、この周知徹底もしていただきたいというように思います。

本事業を活用されている方について、他市ではありますけれども御紹介させていただきたいと思います。大阪府豊中市にお住まいの方でありますけれども、筋力が徐々に低下する進行性の難病、脊髄性筋萎縮症を患っておられ、自力で体を起こすことが困難な状態です。それでも、できる限り自分の力で働きたいと願い、インターネットでつながる分身ロボットを使い、自宅から遠隔操作で東京都内のカフェで接客をされているそうです。働くことで社会とつながる喜びを感じられると、週３日から４日働かれているそうです。就労中も寝返りやたんの吸引が必要なため、本事業を有効に活用されているということであります。働きたい、社会とつながっていきたいとの願いを本市としてこれからもかなえ続けていただきたいと要望させていただきまして、本質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続いて、大項目の２つ目、自治体情報システムの標準化について伺ってまいります。

(1)目的及び進捗状況についてです。

自治体情報システムの標準化は、全国の自治体が共通の基準に基づくシステムへ移行し、行政運営の効率化や住民サービスの向上を図るための重要な取組であると認識をしております。本市においても基幹業務システムの標準化に向けた取組が進められているところですが、まずは、この自治体情報システム標準化の目的と、本市における現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

自治体情報システムの標準化とは、これまで自治体が個別に開発、導入してきた住民記録や税に関する事務など20の基幹業務システムについて、国が定める基準に適合した標準準拠システムに移行することです。その目的は、システム改修の際に自治体の個別対応を不要とし、人的、財政的な負担を軽減することや、インターネット上にサーバーなどを構築するクラウドの利用を促進することなどにあります。本市は、令和３年の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律成立後、移行に向けた取組を進め、仕様の作成や業務選定など国が公表するステップごとの進捗率では昨年度２月末で約75％となっております。また、業務数としては、住民基本台帳や国民年金など５業務が移行済みとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。20業務中５業務が移行済みということでありますけれども、これは原則2026年３月末が期限であったかと思いますけども、現在までに完了に至っておりません。

そこで再質問いたしますけれども、なぜ移行が遅れているのでしょうか。また、今後の移行スケジュールについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

標準準拠システムへの移行につきましては、国が示す標準化基本方針のとおり、昨年度末までに完了することを目指しておりましたが、各自治体の発注が集中したことにより事業者のシステムエンジニアが不足するなど、リソース不足などから全国的に遅れている状況にあります。国も、このような状況を踏まえ、昨年度末までに移行できないシステムを特定移行支援システムとして積極的に支援する方針を明確化しており、おおむね令和12年度末までの移行を目指すこととしております。今後のスケジュールにつきましては、今年度は生活保護など３業務、来年度は個人住民税など税に関する３業務のほか、介護保険をはじめとする福祉などに関する７業務の合計10業務、令和10年度は戸籍に関する２業務を移行する予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　以降の遅れにつきましては、全国の自治体が集中して発注しておりますので、リソースが不足したということでありました。さらに、今後についてですけれども、来年度には税関連を含んだ10業務の移行が予定されているということでありましたけれども、短期間に多くの業務を移行することとなると思いますけれども、この職員への負担増加であったり窓口の影響、また市民サービスへの支障が生じることはないのでしょうか。円滑な移行を実現するためにどのような体制で進めていかれるのか、再度お伺いいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

システムへの円滑な移行に向けては、規模が最も大きい税に関するシステムを例に取りますと、市民税や固定資産税など、業務別に仕様や移行方法などについて事業者と所管部署等が検討会議を行うとともに、税システム全体の課題整理や情報共有を図るため、定期的に全体会議を開催しております。また、所管部署の職員に対しては、自己学習期間のほか、通常業務の繁忙期を避けて約２か月間の操作研修期間を設けることとしており、データの移行につきましては繰り返しリハーサルを行うなど、安定した市民サービスが提供できるよう準備してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　この移行に関してですけども、特に税関係については規模が最も大きく、また移行ミスも許されない、このように思いますことから、事業者であったり所属部署との綿密な情報共有、また職員への研修の実施、念入りな移行リハーサル、こういったことがしっかりと予定されているということであります。大変な準備となるかと思いますが、ミスが起こらないようによろしくお願いをしたいなと、このように思います。

続いて、(2)庁内業務への影響についてであります。

自治体情報システムの標準化は、これは単なるシステム更新ではなく、庁内業務の進め方そのものに大きな影響を与える取組であると考えます。システム標準化によって庁内業務やシステム運用がどのように変化をするのか、本市への影響についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

国の標準化基本方針においては、国が指定するクラウド――以下ガバメントクラウドと申します――を利用することにより、システムを所有しなくなるため、市がサーバーやソフトウエアを整備、管理する負担が大幅に軽減されるとしております。さらに、制度改正時のシステム改修についても、国の各所管省庁が標準化基準を策定または変更するため改修範囲が限定され、迅速な更新が実現することにより、自治体の個別対応の負担軽減が見込まれております。

一方で、市がサーバー等を持たないことで、ガバメントクラウドの利用料が新たに必要となることに加え、標準準拠システムは独自の改修が原則として認められていないため、ほかの事業との連携が必要な場合は新たなシステムを構築する必要がございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　今後は、この国側が指定をしておりますガバメントクラウドというものを使用していくということでありました。このクラウドを使用することによって、市としてはサーバー等の管理負担が軽減されるということでありましたけれども、逆に、このガバメントクラウドの利用料が新たに必要となることに加えて、標準準拠システムでは、この市独自の改修が原則として認められていないということであります。

続けて、このガバメントクラウドの利用料についてと、市独自システムについて伺っていきたいと思います。まず、１点目のこのガバメントクラウドの利用料金の体系についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

ガバメントクラウドは、国が幾つかの事業者を指定しており、既存システムとの関係から、本市は海外の事業者が提供するガバメントクラウドを利用しており、その利用料は使用するメモリーなどの割当て量、データの転送量などにより決定されます。当該サービスは、デジタル庁がほかの自治体分も含めて一括してアメリカドルをベースとして契約しており、データ等の使用量が一定であっても、請求時の為替レートにより円建ての請求額が影響を受けることになります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　海外の事業者が提供するガバメントクラウドを利用して、メモリーの割当て量やデータ通信量によって決定されて、しかもドルベースでの契約であると。そのため為替変動の影響も受けるということであります。

そこで伺いますが、標準化移行後のシステム運用経費は、現在と比較して増加する見込みなのか、それとも削

減効果が見込まれるのか。また、急激な円安が進行した場合の財政リスクについて、市はどのように考えているのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

システム運用経費につきましては現在積算を行っておりますが、中核市市長会では平均2.3倍に増加すると試算しており、本市においても増加傾向にあるものと考えております。国は、運用経費の抑制、適正化のために、見積精査の支援強化を検討しているほか、運用の自動化の推進に加え、新たにシステム運用に対する補助制度を創設するなど対策を講じており、こうした動きを注視し、財政リスク軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　もともと国は標準化を行うことでこの運用費が削減できるとの見通しを立てていたものと思います。しかしながら、現実には逆に標準化前と比べた平均倍率で2.3倍と大幅に増加すると。また、５割以上の自治体で２倍以上、最大で5.7倍とも言われているということであります。この中核市長会より国へ要望書を提出されているということでありましたけれども、本市としてもしっかり声を上げていく必要があるのではないかと、このように思います。

２点目でありますけれども、この標準準拠システムでは独自改修が原則認められていないということでありますけれども、本市では、これまで地域の実情に応じた様々な行政サービスを展開してきたところですけれども、標準化によってそうした独自施策との連携や新たなサービス展開に制約が生じる可能性はないのでしょうか。また、その課題にどのように対応していくのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

国は、制度改正ごとに行われる改修費用を抑えることができるよう、独自改修を原則として認めておりませんが、標準準拠システムと連携した別のシステムを構築することについては制限していないため、本市独自の施策の展開への対応は可能と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございます。本市独自の施策展開には影響がないということでありましたので、次に進みたいと思います。

標準準拠システムは、住民情報や税の情報など重要な個人情報を扱うシステムであることから、安定運用とセキュリティー確保は極めて重要であるかと思います。ガバメントクラウドにおいて障害や大規模な通信トラブルが発生した場合、市民サービスへの影響を最小限に抑えるため、どのようなセキュリティー対策、業務継続体制やバックアップ体制を整備しているのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

ガバメントクラウドは、政府情報システムのためのセキュリティー評価制度、通称ＩＳＭＡＰに登録されているサービスのうち、基幹システムを支えるに十分な、特に高度な技術要件を満たした事業者が選定されております。さらに、標準準拠システムは、デジタル庁が厳格に設計したセキュリティー基準が適用されており、従来のサーバーと比べてセキュリティーの向上が図られております。また、ガバメントクラウドが使用しているデータセンターは、複数の電源が確保されているほか、停電時も業務が継続できるよう自家発電設備が準備されている

など、障害に強い構造となっております。加えて、データセンターは関東と関西に分散しており、通常時は関東を利用し関西にバックアップデータを保存しているため、大規模な通信障害が発生した際には、関西のガバメントクラウド上でシステムを再構築し、業務を継続することができます。

ガバメントクラウドと庁舎の間は、住民記録や税情報など個人情報の伝達を行うため機密性の高いネットワークを構築する必要があり、仮想的な専用線を使用することでセキュリティーの確保を図っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ガバメントクラウドが使用しているデータセンターにつきましては、停電対策であったり、バックアップ体制が充実しているため、データ管理についての心配はほぼないのかなというふうに考えますけれども、課題は、このネットワークの機密性にあるのではないかと思います。これまでは市で管理していたためクローズドな環境下でのネットワークであったかと思いますけども、全国の各自治体が共通のガバメントクラウドに接続をすることになるため、侵入経路が増えるということにもなります。今後は、この各自治体におけるさらなるセキュリティー対策の強化が必要となってくると思いますので、対策の検討をしっかりとお願いしたいなと、このように思います。

続いて、(3)住民サービスへの影響と市民のメリットについてであります。

今回のシステム標準化は、市民から見れば見えにくい取組ではあります。最終的には、住民サービスの向上につなげていくことが大変重要であると考えます。国は、職員負担の軽減や行政手続の効率化を目的としておりますが、本市において市民が実際にどのようなメリットを享受できるようになるのか、住民サービスへの影響と市民メリットについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　お答えします。

国は、自治体情報システムの標準化によりシステムの維持管理に係る自治体の負担を軽減することで、人材をほかの業務に集中し、人口減少社会、デジタル社会における住民サービスの維持向上を図ることを目指しております。このほか、保有データを自治体間や省庁間などで安全かつ円滑に連携活用できる公共サービスメッシュや、オンライン申請が可能なマイナポータルなどの拡充により、さらに迅速に行政手続が完結できるとしております。これらの情報連携などにより、添付書類の省略や自動入力などが可能になり、手続の簡略化やサービスを迅速に提供することで、市川市総合計画2050により、情報政策に関する施策の目標としているデジタルを活用した利便性の高い市役所の実現を目指してまいります。このことにより、将来的には申請時の手間の軽減や来庁の必要が減ることにつながり、各手続や相談の場面で市民の皆さんにメリットを感じていただけることを期待しております。具体的には、例えば手続で来庁した際には、あらかじめ登録済みの情報を表示した書類をお渡しするなど、負担軽減につながる活用が可能になるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。今回の自治体情報システムの標準化により、目に見えるメリットを出していくことはなかなか難しいことかと思いますけれども、様々な情報連携により、答弁にもありましたけども、添付書類の省略や自動入力が可能となっていくということでもあります。さらには、デジタルを活用した利便性の高い市役所の実現を目指されていくということでもありましたので、費用に見合った効果が出せるようにしっかりと進めていっていただきたいと、このように思います。

さて、デジタル化の推進は、高齢者をはじめ、デジタル機器の利用に不慣れな方々への配慮も必要であります

す。誰一人取り残されないデジタル化を実現するため、オンライン化を進める中でリモート窓口の拡大や相談体制の充実など、本市としてどのような取組を進めていくのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

市民サービスの向上と業務効率化を実現するためには、デジタル化の推進が不可欠です。一方で、その際に高齢者やデジタル機器の利用に不慣れな方が取り残されないよう配慮することは、誰一人取り残さないまちづくりの根幹でもございます。そのため、デジタル化が進展し市役所に来る必要がなくなる手続が増加しても、対面による相談や手続を必要とする市民に対応するため、従来どおりのアナログな手続についても今後一定数は必要であると認識しております。

お尋ねの遠隔窓口システムは令和７年11月から運用開始しており、行徳支所福祉課と第１庁舎の国保年金課、障がい者支援課をオンラインでつなぎ、行徳地区にお住まいの方が第１庁舎に来庁することなく障害年金の相談や、身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方の転入手続ができるように整備したものでございます。しかしながら、運用開始から間もないことから、まずは１年間を通して運用し、その中で得られた利用者からの御意見や運用上の課題等について検証を行ってまいります。その上で、先行する他市の事例も参考にしながら、市民の利便性のさらなる向上が図れるよう、対象業務の拡大等について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。デジタルに不慣れな高齢者こそ、デジタル化の恩恵を受けていただきたいなと、このように思います。そのためには、行政側がしっかりと高齢者に寄り添ったデジタル化を推進していく必要があると思います。

今回は遠隔窓口についての答弁をいただきましたけども、例えば大柏出張所等であったり各公民館でも将来的にはこういったシステムが可能となってほしいですし、また、手ぶらで来ても、また、必要な書類を忘れても本人確認等ができるシステムも可能ではないのかなというふうにも思います。自治体情報システムの標準化は、市にとっては大規模なシステム更新であり、職員の皆様にとっても大変な作業であると思います。一方で、市民から見れば、システムが変わること自体に価値があるわけではなく、手続が便利になった、相談しやすくなった、サービスが向上したという形で初めて成果として実感がなされるものかと思います。標準化はゴールではなく、行政ＤＸを進めるためのスタートラインであります。今後は、標準化によって整備されるデータ基盤を最大限活用し、市民サービスの向上につながる行政ＤＸを推進されることを期待して、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、最後となります。消防行政について伺ってまいります。

⑴火災出動の現状及び推移についてであります。

近年、全国的に住宅火災に加え、リチウムイオン電池を起因とする火災が社会的な課題となっております。市民の皆様からも、消防車のサイレンを耳にする機会が増えたという声が聞こえてきております。

そこで、本市における火災出動の現状及び推移についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

市内における火災発生件数の推移でございますが、令和５年は66件、令和６年は94件、令和７年は91件と増減はあるものの、おおむね横ばいで推移しております。

次に、火災の特徴でございますが、出火原因で多いのは、これまでは１位たばこ、２位コンロ、３位放火及び

放火の疑いでしたが、令和７年は、本市においてもリチウムイオン電池による火災が７件発生し、電気機器が第３位となりました。全国的にもリチウムイオン電池の電気機器による火災が増加傾向にあります。リチウムイオン電池から出火する主な要因といたしましては、充電方法の誤りや衝撃による破損、使用者の使用上の不注意によるもの、また、製品の設計や製造上の欠陥によるものがございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。火災件数につきましては、増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しているということでありました。また、火災の内容が変化しているということが注目なんですけれども、これまで上位であったたばこやコンロに加えて、令和７年にはやはりリチウムイオン電池に関する火災が第３位となってきているということであります。このリチウムイオン電池は、御存じのとおりスマートフォンだとかモバイルバッテリーなどに使われていますけれども、一度出火すると急激に燃焼が拡大し、従来の火災とは異なる対応が求められるとも言われております。つまり、火災件数が大きく増えていないとしても、消防行政に求められる対応は年々高度化し、複雑化しているということではないでしょうか。その意味では初動対応が極めて重要であり、被害の拡大を防ぐためには、消防隊がいかに早く現場に到着できるかが重要となってまいります。特に、この市北西部地域では消防署所から一定の距離があることから、地域住民の中には不安の声が聞こえてきております。

そこで、本市における消防隊の平均現場到着時間はどの程度なのか、北国分・堀之内地域の状況についても併せてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

消防隊が出動し、火災現場に到着するまでの時間でございますが、令和７年の市内全域の平均到着時間は５分24秒でございます。また、国府台出張所から北国分、堀之内地域への平均到着時間は６分30秒でございます。市全体の平均到着時間より時間を要しておりますが、市北西部地域は松戸市と隣接しており応援体制を構築していることから、市川市全体で見れば消防力は確保されているものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　令和７年における実績を教えていただきましたけども、市内全域では５分24秒であるのに対して、北国分・堀之内地域では６分30秒ということであり、全体の平均と比較しても約１分程度の差があるということが分かりました。

火災において初動対応は重要でありますけれども、この地域においては、市内の消防力のみならず、隣接する松戸市との広域的な消防活動が重要な役割を担っているということであります。近年においては、千葉県においてもこの消防の広域連携や指令業務の共同運用が進められております。自治体の枠を超えた連携体制の実効性を確保していくことがますます重要となってまいります。

そこでお伺いいたします。本市と松戸市との消防連携は現在どのような内容となっているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

本市と松戸市は、消防組織法に基づき消防相互応援協定を締結しており、市境付近で発生した火災につきましては相互に応援出動する体制を構築しております。過去３年間の応援出動状況につきましては、本市から松戸市

に23件、松戸市から本市に24件と相互に出動しております。また、119番通報を受信している千葉北西部消防指令センターでは両市の災害情報を把握しており、災害の発生場所によっては早期に応援隊を出動させ、松戸市消防局の部隊が市川市内の現場へ先に到着する場合もあり、その際には消防無線を活用した情報共有を図りながら連携した消火活動を展開しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　松戸市とは消防相互応援協定を締結しており、市境付近の火災は相互に応援出動されているということであります。過去３年間の実績をお伺いしても、本市から23件、松戸市から24件とほぼ同等の出動となっているということでもあります。また、災害の発生の場所によっては、応援隊部隊のほうが先に現着しているということもあるということであります。松戸市との協力体制については今後も継続して強化いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、(2)消防署等の配置及び設置基準についてであります。

本市は、人口50万人を有する県内有数の都市となりました。この約50万人の市民の命と財産を守るためにも、これからの消防体制について検討していく必要があるとも考えます。そこで、市内の消防署等の配置について、どのような基準に基づいて配置されているのでしょうか。また、北西部地域における消防体制はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

市北西部に位置する北国分や堀之内の地域は西消防署の管轄となり、国府台出張所、大洲出張所と併せて１消防署２出張所の消防警備体制としております。この地域で建物火災が発生した場合は、西消防署管内の消防車両に加えて、北消防署管内、東消防署管内の消防車両合計８台が出動し、消火活動に従事いたします。

次に、市内の消防署所の配置につきましては、総務省消防庁が定める消防力の整備指針を基準とし、市内全域において消防署所が最も効率的かつ効果的なバランスになるよう配置しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　まず、本市の消防署所配置については、消防庁が定める消防力の整備指針を踏まえて、市内全域のバランスを考慮しながら配置されているということであります。また、この北西部地域においては、西消防署、国府台出張所、大洲出張所を中心とした体制に加え、火災発生時には他署所からの応援出動を含めた体制が構築されているということも理解をいたしました。

一方で、「逐条問答消防力の整備指針・消防水利の基準」では、消防自動車の出動から放水開始までの所要時間が約６分30秒を超えると急激に延焼率が高まることから、出動から現地到着までの時間の限界を６分30秒としております。これは目標なんですけれども、出動から現地到着が、そのため４分半、放水開始準備が２分という目標となっているという記載がありました。

(1)の質問に戻りますと、市内全体で現地到着までの平均時間が５分24秒、北国分・堀之内地域については平均６分30秒ということでありましたので、あくまでも放水開始までが６分30秒というのは目標ではありますけども、この目標にいかに今後近づけていくかというのを考えていかなければいけないんだろうなと、このように思います。

市民の生命と財産を守る消防行政であるからこそ、現在の体制を前提としながらも、将来的な需要変化を見据えた検証を継続していただくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

(3)北西部における消防体制の強化についてであります。

この北国分・堀之内地域など市北西部地域では住宅開発が進み、人口構成や町の姿も変化をしております。また、東京外郭環状道路の開通や、将来的には北千葉道路の開通など、交通環境の変化も大きく見られます。

こうした中、北西部地域における消防力を強化していく必要があると思いますけれども、見解を伺います。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

北国分地域をはじめとする市北西部地域では、農地の宅地化による住宅開発に加え、東京外郭環状道路の開通により、将来的にさらなる発展が見込まれることは理解しております。これらを踏まえ、火災が発生した場合、住民の安全確保を最優先し、延焼の阻止に主眼を置いた活動で被害を最小限度に食い止めるため、引き続き適切な活動体制で対応してまいります。また、市北西部地域には、西部方面隊として７つの消防団が配置されていることから、平素からの訓練をはじめ、消防団との連携強化を図り、協力体制を強固なものとし、市北西部地域の消防力の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　消防団との連携強化を図って消防力強化に努めていかれるということもございました。地域におけるこの消防力を強化する上で、地元消防団との連携強化は大変重要なことであると思います。しかしながら、この常備消防を強化していくことがやはり私は大事ではないかと、一番ではないかと考えております。

その上で、北西部地域の消防体制を考えると、国府台出張所は極めて重要な消防拠点となるかと思います。これまで建て替えであったり再整備が検討されてきたと認識しておりますけども、残念ながらまだ具体化には至っていない状況であるかと思います。将来的な消防需要の増加や地域の発展を考えれば、この国府台出張所の在り方について、再度検討する時期に来ているのではないかとも思います。

そこで、国府台出張所の移転、建て替えについて、現在どのように認識されているのかお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

国府台出張所は昭和49年３月に建築され、築50年以上経過しており、庁舎や設備の老朽化が進んでおります。また、市川市公共施設等総合管理計画・個別計画においても第３期建て替え対象施設として位置づけられていることから、今後におきましても、市北西部地域の人口動向や都市基盤整備の進展、災害リスクの変化など総合的に勘案しながら、消防署所の適正配置や消防力の在り方について調査研究するとともに、市内全体の消防力の強化を図り、引き続き市北西部地域を含む市民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。

最後、まとめになりますけれども、本日の答弁によって、本市の消防体制につきましては消防力の整備指針に基づき消防署所の配置が行われていること、また、松戸市をはじめとする近隣自治体との相互応援体制や、消防団との連携により消防力の確保に努められているということでありました。一方で、この消防行政は現状を維持するだけではなく、将来の人口動態や都市基盤の変化を見据えて不断に見直しを行うことも重要ではないかと思います。特に、市北西部地域につきましては、住宅開発の進展に加え、今後は北千葉道路の開通による整備による交通環境の変化も見込まれております。さらに、千葉県においては流山市や松戸市など北西部地域における消防広域連携や、消防力強化の方向性も示されております。本市においても将来を見据えた消防体制の検討が必要

な時期に来ているのではないかとも思います。

そんな中で、この国府台出張所は市北西部地域の消防・救急活動を支える重要な拠点となっております。公共施設個別計画においては建て替えが位置づけられているものの、国府台スタジアムの整備であったり、また用地の確保など様々な課題があって計画が延期されておりますけれども、今後、この整備についてやはり考えていかなければいけないのかなと、このようにも思います。

現時点で直ちに移転だったり新設を求めるものではありませんけれども、人口50万人都市となった本市において、市北西部地域の消防体制の将来像を考える上で、国府台出張所の在り方を先送りするべきではないというふうに思います。

今後は、北千葉道路の整備効果や地域の将来的な人口動向、さらには千葉県北西部地域における消防広域連携の動向も踏まえながら、この国府台出張所の建て替え、移転を含めた再整備計画について改めて検討していただくことを強く要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変にありがとうございました。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

堀内しんご議員。

○堀内しんご議員　未来市川の堀内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして、一問一答で質問いたします。

初めに、大項目、デジタル通貨ＩＣＨＩＣＯについて、ＩＣＨＩＣＯの今後の活用についてお伺いいたします。

物価高騰対策として実施されたＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布により、多くの市民がデジタル通貨ＩＣＨＩＣＯに触れる機会が生まれ、利用者数も大幅に増加したと認識しております。一方で、こうした利用拡大を一時的なものに終わらせず、市民生活や地域経済の中に定着させていくには、利用できる店舗やサービスをさらに充実させるとともに、買物以外の様々な分野への活用を進めていくことが重要なことであると考えております。

そこでお伺いいたします。ＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布により利用者数が大幅に増加した中、普及したＩＣＨＩＣＯを一過性のものにせず、市民生活や地域経済に定着させるため、今後どのような方向性で利用できる場所や使い道の拡大を図っていくのか、市の考えをお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給事業及び物価高騰対応デジタル地域通貨推進事業により、多くの市民にＩＣＨＩＣＯに触れていただくことができ、利用者も大幅に増加いたしました。今後は、引き続き買物やサービスの提供を受ける手段として地域経済の活性化をしつつ、ＩＣＨＩＣＯのもう一つの目的である地域活動の活性化にも力を入れていきたいと考えております。具体的には、利用者が行う健康管理、ボランティア活動やエコ活動などの取組に対して付与する行政ポイントの利用を促進していくことにより、市民生活に根づいた持続可能な仕組みづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。ただいまの御答弁でＩＣＨＩＣＯの活用拡大に向けた取組については理解いたしました。

そこで、行政サービスと連携した行政ポイントについてお伺いいたします。行政ポイントは、市民の行動変容を促し、地域活動への参加や健康づくりなどを後押しする有効な手段であると考えますが、現在、本市の行政ポイントには主にどのようなメニューがあるのか。また、そのメニューについてはどのような考え方や基準について選定、決定しているのかを併せてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

行政ポイントには様々な地域活動に対してポイントを付与するメニューを用意しており、現在86種類となっております。具体的には、江戸川クリーン大作戦や、街の安全パトロールなどの活動に参加していただいた方々、行政相談委員や民生委員、児童委員などを務めていただいている方々などにポイントを付与しております。また、自治会においても新規加入世帯へのポイント付与や、自治会活動へのポイント付与なども行っております。さらに、健康ポイント事業Ａｒｕｃｏでは、歩いた歩数や市内公共施設に設置している体組成計での計測に応じてポイントを付与しております。このようなメニューは、予算編成の過程においてデジタル地域通貨推進課から庁内の各部署に対し行政ポイント付与のメニューを募集し、庁内での検討を経て決定しております。今後も、市民が楽しみながら地域活動への参加や健康づくりをするきっかけとなるよう、身近なポイント事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。ＩＣＨＩＣＯの地域通貨としての役割を定着させ、また利用機会を拡大していくためには、加盟店での買物だけでなく、市民が日常的に利用する行政サービスの分野にも活用の幅を広げていくことが重要であるというふうに考えます。例えば、公民館やスポーツ施設など公共施設使用料の支払い、住民票や戸籍謄本などの各種証明書の発行手数料の支払い、さらに税や使用料の納付などに活用することができれば、市民の利便性の向上とＩＣＨＩＣＯの利用促進につながり、地域通貨としての価値もさらに高まるものと考えられます。また、行政サービスにおける活用が進めば、市民が日常生活の中で継続的にＩＣＨＩＣＯを利用する機会が増え、一過性ではない持続的な利用にもつながるものと考えております。

そこでお伺いいたします。ＩＣＨＩＣＯのさらなる利用拡大に向けて、公共施設の使用料や各種証明書の発行手数料の支払い、さらには税や使用料の支払いなど、納付への活用について市はどのように考えているのか。また、現在検討している行政サービス分野での新たな活用策があれば、併せてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

公共施設の利用については、令和７年６月から市川市動植物園の入園料や、園内のミニ鉄道利用料などの支払いに利用しております。また、市が販売している星野道夫氏の特製オリジナルポストカードセットなどがＩＣＨＩＣＯで購入いただけます。本格的な全庁展開に当たっては、事務の流れの見直しやシステム改修が必要であることに加え、特に市税や保険料の支払いについては法令上の整理なども必要になるとの課題がございます。しかしながら、対応可能な分野から順次検討を進めていきたいと考えており、現在、市が実施する講座への参加料の支払いなどへの導入を検討しているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今回の定額カードの配布事業により、多くの市民がＩＣＨＩＣＯを利用するきっかけとなり、利用者が大幅に増加したことは大きな成果であると評価しております。また一方で、地域通貨として真に定着していくためには、一時的な利用にとどまらず、市民が日常生活の中で継続的に利用できる環境を整えていくことが重要であると考えます。御答弁では、地域経済の活性化に加え、健康づくりやボランティア活動、環境活動などへの参加を促す行政ポイントの活用を進めていくということでもありました。また、公共施設での利用拡大や給付金等への活用についても課題はあるものの、一定の可能性が示されたというふうに受け止めております。

ＩＣＨＩＣＯは単なる決済手段ではなく、市民活動の活性化や地域コミュニティーの形成、さらには地域内経済循環を促進する大きな可能性を持った仕組みでもあると考えます。ぜひとも市民の声を取り入れながら、利用できる場所やサービスを拡大するとともに、行政ポイントのさらなる充実や新たな行政サービスとの連携について積極的に検討していただくことを要望し、この項目についての質問は終わります。

次に、大項目、仮称押切・湊橋の整備に伴う周辺の交通対策及び地域経済の活性化について質問いたします。

(1)行徳駅前通りの交通対策について質問いたします。

仮称押切・湊橋の整備は、東京都江戸川区と行徳地域を結ぶ新たな交通ネットワークとして、地域の利便性を向上することに大きく寄与するものと期待しております。一方で、橋の開通によって東京方面から流入する交通量が増え、行徳駅前通りをはじめとする周辺道路の交通環境に変化が生じるという予想もされます。行徳駅前通りは駅の利用者だけでなく、通勤通学を行う多くの歩行者や自転車利用者が行き交う地域の主要道路であり、安全対策は極めて重要であります。また、近年は高齢者や子育て世帯から、歩道の安全性や自転車との通行環境について不安の声も聞かれます。橋の整備効果を最大限に生かしながら、安全で快適な交通環境を確保していくことが重要であると考えております。

そこでお伺いいたします。仮称押切・湊橋の整備に伴い、行徳駅前通りをはじめとする周辺道路への影響をどのように分析しているのか。また、歩行者、自転車、自動車が安全に共存できる交通環境を確保するために、現在及び今後どのような交通対策を進めていく考えなのか、市の見解をお伺いします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

仮称押切・湊橋は、東京都江戸川区と本市の行徳地域とを結ぶ橋梁で、令和５年１月に千葉県が都市計画事業の認可を取得し事業を進めているところでございます。千葉県の交通量推計では、仮称押切・湊橋の完成により、発生する交通量は１日当たり約１万2,000台を見込んでおります。これにより、行徳駅前通りの交通量は、本市の実態調査から推計いたしますと約500台から1,000台の増加となり、１日当たり約9,900台を見込んでおります。行徳駅前通りは都市計画道路3･4･25号湊海岸線として都市計画決定された概成済みの道路であり、道路構造に関する基準上、橋の整備に伴う交通量の増加にも対応できるものとなっております。

また、行徳駅周辺は、仮称押切・湊橋の整備により江戸川区の市街地から約１kmの距離となり、東京メトロ東西線行徳駅を利用する通勤通学の自転車及び歩行者交通量は増加することが予想されます。このことから、本市といたしましては、現在県道市川浦安線から新浜通りまでの区間において、無電柱化や自転車レーン及び歩道の整備を計画しております。加えて、駅前はバスベイとタクシー乗り場が混在しており、利用しづらい状況であることから、利便性や安全性向上のため道路の幅員構成を見直し、新たにタクシーの停車スペース整備も行う予定であります。これらの整備により、防災や交通安全、景観等の観点も含め、交通の円滑化が図られ、安全対策につながるものと考えております。

次に、今後の対策としましては、新浜通りとの交差点から湾岸道路への接続部については、市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画の対象路線と位置づけていることから、引き続き自転車レーンの設置を進めていく予定であります。そのほかにも、仮称押切・湊橋の開通後における交通状況を見極めながら、必要な安全対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。交通量の増加を見込みながらも、自転車レーンや歩道整備、無電柱化などを進めていくとの答弁がありました。しかしながら、橋の開通後は実際にどのような交通の流れになるのかは不確定な部分もあります。想定を超える交通量や渋滞、安全上の課題が発生した場合は、敏速に対応していくことが重要であります。

そこでお伺いいたします。橋の開通後、交通量が想定を上回るなど課題が生じた場合、市はどのような方法で状況を把握し、また、どのような追加対策を講じていく考えなのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えいたします。

交通渋滞などにより交通流に課題が生じた場合、一般的には交通量調査などにより状況を把握した上で警察と協議を行い、信号現示の見直しや交差点改良など必要な対策を検討することとなります。仮称押切・湊橋の開通後、当該道路につきましても同様に対応していくものであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。

(1)の交通対策についてお答えいただきましたが、私は、仮称押切・湊橋の整備は交通の利便性が向上するだけでなく、行徳地域の発展に向けた大きな可能性を持つ事業だと考えております。

そこで、(2)行徳駅周辺の経済活性化についてお伺いいたします。

橋の開通によって、人または物の流れが活発になれば、行徳駅周辺の商店街や飲食店などにとっても新たな利用客を呼び込むチャンスになると考えます。市川市都市計画マスタープランにおいても、行徳駅周辺は商業・業務・文化機能が集積する都市拠点と位置づけられております。しかし、人が増えるだけでは経済の活性化にはつながりません。来訪者が地域を回遊し、買物や飲食を楽しみ、また訪れたいと思える魅力づくりが重要であります。行徳には、歴史ある町並みやみこし文化、多くの個性的な店舗など、他地域にはない魅力があると私は思っております。橋の整備を契機として、こうした地域資源を生かしたまちづくりを進めるべきだと考えております。

そこでお伺いいたします。仮称押切・湊橋の整備によって増加が見込まれる人の流れを、行徳駅周辺のにぎわいや地域経済の活性化につなげるため、市はどのようなまちづくりを進めていくのか、お考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市におけるまちづくりは、令和８年３月に改定した市川市都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの目標や整備の方針を示しております。このマスタープランでは行徳駅周辺について、市川駅、本八幡駅と同様に、商業、業務、行政、文化等の様々な機能が集積し、人、物、情報が行き交う都市の発展を支える中枢となる都市拠点と位置づけております。また、行徳駅周辺は、商業・業務・文化機能の充実など地域の顔となる土地利

用を誘導するとともに、老朽化した建築物等の更新と併せたオープンスペースの確保、緑化の促進等により居心地のよい都市空間の形成を図る方針としております。

これらの方針に基づいたまちづくりを実現するためには、用途地域の見直しの検討や、無電柱化整備事業等といった関係部署による個別事業と連携して進めていくことが重要であると認識しております。今後も、都市計画マスタープランに基づき、関係部署と連携して、行徳駅周辺のにぎわいにつながるまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。ただいま都市計画マスタープランに基づき行徳駅周辺のにぎわい創出に取り組むという御答弁がありました。また、商店会と情報共有を図りながら活性化について検討していくとのことであります。橋の開通は数十年に一度の大きな転機であり、この機会を最大限に生かすべきだと考えます。

そこでお伺いいたします。市として橋の開通を契機とした商店街の活性化や地域振興策について、商店会や関係団体と連携しながら具体的な取組を検討する考えはあるのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

橋の開通により人の流れが変化し、行徳駅周辺を利用する人の増加が想定されるため、地元の商店会などと情報を共有し、活性化について共に検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　大変期待が持てるかと思います。

仮称押切・湊橋の整備は、交通環境の改善だけでなく、行徳地域の将来のまちづくりに大きな影響を与える重要な事業だと思っております。橋の開通によって増加する人の流れを安全で円滑な交通環境の整備につなげることはもちろん、その効果を地域経済の活性化へと結びつけていくことが求められると思います。行徳駅周辺は本市の都市拠点として位置づけられており、今後さらなる魅力ある町へと発展する可能性を持っています。ぜひこの橋の開通を地域発展の好機と捉え、行政だけでなく、商店会や地域団体、また市民の皆様とともに連携しながら、行徳らしいにぎわいのあるまちづくりを進めていただくことを要望し、この質問を終わります。

次に、大項目、子育て施策における公園の位置づけと今後の整備計画について質問いたします。

市長は所信表明において、多様な子育てスタイルを社会全体でしっかり支えていくとして、第１子保険料無償化や市川こども手当の創設など、子育て支援の充実を打ち出しております。一方で、子育て世代にとって経済的な支援だけでなく、子どもたちが安全に遊び、保護者同士が交流できる環境づくりも重要だと考えております。その中で、公園は子どもたちの健やかな成長を支える身近な公共空間であり、子育て施策の重要な基盤の一つと考えております。また、本年５月に開催された市長タウンミーティングでも、公園や子どもの遊び場に関する意見が多く寄せられたと伺っております。

そこでお伺いいたします。本市では、公園を子育て施策の中でどのように位置づけているのか、市の考えをお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、令和７年３月に市川市こども計画を策定しており、その中では、本市が取り組む様々な子育て施策

や事業を示しておりますが、公園につきましては、子育て世帯だけでなく、あらゆる世代が誰でも自由に利用できる施設であることなども踏まえ、現在こういった計画の中では施策や事業としては特に位置づけられておりません。

一方で、公園は子どもにとって遊びを通じた心身の発達、社会性やコミュニケーション能力の醸成などに、また、親にとっては孤独感の解消やリフレッシュなどにつながる場所だと認識しております。このため、市公式ウェブサイト内の市川市キッズページにおいて、市内の公園をマップ形式で案内したり、子育て応援ガイドブックに市内の主な公園を掲載するなどの取組を行っているところです。また、本年５月に行われた市長のタウンミーティングは、「さらに子育てしやすい街いちかわへ！！」のタイトルで実施されましたが、この中でも、子どもの遊び場や公園に関する意見を多くいただいたところであり、公園は本市で子育てをしていく上で重要な施設と認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。公園が子育ての施策において重要な役割を担っていることは理解いたしました。その上で、今後の整備についてお伺いいたします。市長タウンミーティングでは、都内の公園のような美しい魅力的な遊具が欲しい、子どもが自由な発想で遊べる場所が欲しい、また、地域の大人と関われる居場所が欲しいなど、多くの意見が寄せられたと聞いております。公園は、子育て世代だけでなく幅広い世代の方が利用するものであるという理解はしておりますが、このような子育て世代の意見も踏まえ、今後どのような考え方で公園整備を進めていくのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

都市公園の整備は、過去には子どもの遊び場を確保するために、遊具としてブランコや滑り台、砂場を設置するなど、国が定めた一律の基準で整備されてきました。このため、現在も多くの公園でこれらの遊具が設置されている状況にあります。一方で、近年公園へのニーズは多様化してきていることから、現在は地域の実情に合わせて公園を整備することとしております。本市におきましても、南行徳公園では親水施設やローラースライダー、駅前公園には噴水広場、またぴあぱーく妙典にはインクルーシブ遊具やプレーパークを整備しております。今後もこのような公園の魅力が高まる整備を進めていきたいと考えております。

また、これらの整備は大規模な公園だけではなく、市民に身近な小規模な公園についても、自治会など地域の方々の御意見を伺い、地域の実情に合わせた魅力ある公園づくりを進めております。現在再整備中の公園では、地域の御意見を基に、地域のイベントであるお祭りができるように広場を大きく確保するとともに、遊具につきましては複合遊具を整備することとしました。公園に関する考え方や要望は、利用者、近隣住民、年齢など、それぞれの立場により様々であり、近年の新しい遊具だけではなく、従来の遊具を要望される方もいらっしゃいます。このようなことから、今後も公園の整備は市民の皆さんの御意見を伺いながら、立地や規模等に合わせて多くの方々に御利用いただける魅力ある公園を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。公園の利用者のニーズは、時代とともに変化しているとも考えられます。近年は大型複合遊具やインクルーシブ遊具を備え、市外から多くの方が訪れる公園が各地で整備されています。一方で、本市は魅力的な公園もありますが、市外から人を呼び込むような特色のある公園は少ないように感じます。今後は、市民利用だけでなく、市外からも人を呼び込めるような目的地となる公園を整備していく考

えはあるかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市には、動植物園のある大町公園や、国府台スタジアムのある国府台公園など、市民だけではなく、市外の方からも目的地となる公園があります。公園は整備の目的により必要な規模や想定される利用者など様々であることから、整備の目的に合わせた魅力ある公園づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　魅力ある公園整備を進めるという答弁をいただきました。その際に重要なのは、実際に利用する子どもや保護者の声をどれだけ反映できるかと考えます。現在は、自治会など意見を聞きながら整備を進めるということですが、利用の中心となる子育ての世代や、子どもたちの意見を直接聞く機会を持つことも重要ではないかと思っております。

そこで、公園の整備や再整備に当たり、子どもや保護者を対象としたアンケートやワークショップなどを実施する考えはないかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園の整備や再整備に当たりましては、これまでも自治会など地域の方々の御意見を伺いながら整備内容を検討しております。再整備の内容や規模にもよりますが、今後もより多くの方々に御意見を伺うよう努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ぜひ利用者目線を重視した公園整備をお願いしたいと思います。

最後に、プレーパークについてお伺いします。

現在、ぴあぱーく妙典ではプレーパークが実施されておりますが、プレーパークは子どもたちが自由な発想で遊びをつくり出し、地域の大人とも関わることができ、貴重な取組であると考えております。また、子どもの主体性や創造性を育むという点で非常に意義があると思います。

そこで、今後他地域への展開や実施回数の充実など、プレーパークをさらに充実させていく考えはあるかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

プレーパークは、子どもたちが自分の手で自由に遊びをつくり出す場、またはその活動のことで、活動には子どもの安全を見守る大人が必要なことから、整備だけではなく、運用面からも検討する必要があります。現在も既存の公園を使った様々な活動が行われておりますので、活動状況を注視し、今後の整備について研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。公園は、単なる遊び場だけでなく、子どもの成長を支え、保護者を支え、また地域のつながりを生み出す貴重な公共空間だと考えております。だからこそ、公園は子育ての施策の重要な柱の一つとして位置づけられるべきであり、その考え方を市民へ積極的に発信していくことも大切である

と考えます。また、今後公園整備において市民、とりわけ子育て世代や子どもたちの声を取り入れながら、市川市ならではの魅力ある公園づくりを進めていただきたいと思います。

子どもたちがまた行きたい、保護者がここで子育てしたいと感じられる声が増えることは、子育てするなら市川という町の価値向上にもつながると考えます。ぜひ未来の市川を担う子どもたちのために、公園行政のさらなる充実を要望し、この質問を終わります。

次に、市川市の広報キャラクターいっちとかっちについて、今後のキャラクターの活用についてお伺いいたします。

先順位者への答弁において、市川市の広報キャラクターいっちとかっちの活用として、民間企業と連携したグッズ販売等を進めているとの御説明がありました。キャラクターは単なるマスコットでなく、市の魅力発信や地域活性化、さらには市民の郷土愛の醸成にも大きな役割を果たすものと考えております。実際に、熊本県のくまモンは全国的な知名度を会得し、観光振興や地域経済に大きな効果をもたらしております。また、千葉県のチーバくんは県のシンボルとして広く定着し、多くの県民に親しまれております。

そこでお伺いいたします。現在、いっちとかっちの連携を行っている企業名、また連携に至った経緯、また具体的な連携内容についてお聞かせください。また、今後予定している民間企業との連携がありましたら、併せてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

先日新たに登録しました市川市広報キャラクターいっちとかっちにつきましては、市内外に本市の魅力を広めていくことなどを目的とし、まずはキャラクターの認知度を高めるため、グッズ販売などを通じた民間企業との連携を進めているところでございます。現在連携を行っている企業は、日本郵便株式会社とドン・キホーテ市川駅北口店の２社となります。日本郵便株式会社との連携につきましては、本市がカワウソとレッサーパンダの動物イラストのキャラクター化を検討している中、同社より令和６年度に発行した市制施行90周年の記念切手が好評であったこともあり、同イラストを活用したグッズの制作について相談を受けておりました。

そこで、キャラクター登録後の第１弾として、同社と調整を図り、このたびグッズ販売を行うに至ったものでございます。制作したグッズは、通帳ケース、ボールペン、ダイカットカード、クリアファイルとなります。また、ドン・キホーテ市川駅北口店からは、本年５月末に新規開店するに当たり、地域密着型の店舗づくりを推進するため、同社のキャラクターといっちとかっちとのコラボレーションの依頼があり、連携を進めることとなりました。制作したグッズは、店舗オープン記念のノベルティーシール及びクリアファイル、Ｔシャツで、そのほかキャラクターをあしらった店内装飾も施されているところでございます。

次に、今後の民間企業との連携についてでございますが、先ほどの２社からはグッズの売行きがよいことから、新たなグッズの制作を検討していると聞いております。また、現在多くの市民の皆様からキャラクターのさらなるグッズ化を期待する声をいただいており、他の企業からもグッズ制作に関する相談を受けていることから、今後も民間企業との連携を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。現在、日本郵便株式会社及びドン・キホーテ市川駅北口店との連携を進めているということと、また、ほかの企業からも相談を受けているということが分かりました。一方で、キャラクターの認知度向上には、グッズ販売だけでなく、市民が日常的に目にし、親しむ機会を増やすことが重要であると考えます。

そこでお伺いいたします。民間企業との連携以外に、現在どのような形でいっちとかっちの認知度向上に取り組んでいるかお伺いします。また、今後学校や地域イベント、市民まつりなど、市民と直接触れ合う機会をどのように増やしていくか、お考えをお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

現在、広報キャラクターいっちとかっちの認知度を高めるため、市公式ウェブサイトにいっちとかっちのプロフィールなどを掲載した特設ページを作成し公開しており、同ページでは、非営利で活動している団体や市民の皆様に御利用いただけるものとして、イラストを10種類掲載しているところでございます。また、市役所を訪れた方にもキャラクターの魅力に触れていただくため、市役所第１庁舎１階ファンクションルームにおきまして、フォトスポットとしてもお楽しみいただけるいっちとかっち展を開催しております。そのほかにも、６月より全戸配布を始めておりますいちかわ便利帳の表紙や、人口50万人到達記念シールのデザインにも活用しております。

今後につきましては、人口50万人到達記念として、新デザインのＬＩＮＥスタンプの販売を予定しております。また、着ぐるみの制作も予定しており、完成後は各種イベントに登場させるほか、市の広報動画に出演させるなど、幅広い活用を考えているところでございます。

引き続き、市民の皆様により一層いっちとかっちへの親しみを持っていただき、市内外に本市の魅力を広めていけるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。特設ページの開設やＬＩＮＥスタンプの販売、また、いっちとかっち展の開催、さらには着ぐるみを製作するということを進めているというのが分かりました。私は、いっちとかっちが将来的には市川市を代表するシンボルとして成長する可能性を十分に持っていると考えます。くまモンが熊本県の知名度向上や、観光振興に大きく貢献しているように、また、チーバくんが千葉県民の郷土愛の醸成に寄与しているように、いっちとかっちも市川市のブランド力向上に活用できるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。今後、ふるさと納税の返礼品や観光ＰＲ、また商店会とのコラボレーション、市内事業者との商品開発など、市のシティプロモーション施策として連動させながら活用していく考えはあるか、お伺いいたします。また、いっちとかっちをどのように存在を育てていきたいと考えているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

広報キャラクターいっちとかっちは、本市の魅力発信や各種事業のＰＲに幅広く活用できるものとして作成したものであります。現時点でどの事業でどう活用していくのか具体的には決まったものはありませんが、庁内各部署と連携し、本市が持つ魅力や事業内容を効果的にお伝えできるよう、様々な場面でキャラクターを活用してまいります。そして、こうした活用によりまして、本キャラクターの認知度を高め、市川市のキャラクターといえばいっちとかっちと市内外の皆様に思っていただけるよう育ててまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。いっちとかっちについては、民間企業との連携やグッズの販売、ＬＩＮＥスタンプの展開、さらには着ぐるみの制作など様々な取組が進められていることが分かりました。キャラ

クターは単なる広報ツールでなく、市の魅力、またイメージを市内外に発信し、市民の郷土愛を育む大きな可能性を持っていると考えます。熊本県のくまモンや千葉県のチーバくんも、地道な活動を積み重ねることによって多くの人々に愛される存在となりました。いっちとかっちについても、市民、事業者、行政が一体となって育てていくことで、市川市を代表するキャラクターへと成長していくものと期待しております。ぜひ学校や地域イベント、商店会の活動、観光ＰＲ、ふるさと納税など幅広い分野で積極的に活用し、市川市の魅力発信と地域活性化につなげていくことを期待しております。そして、市川の新しい財産として育てていただき、私のこの質問は終わりにいたします。

最後に余談ですが、下のファンクションルームでやっているいっちとかっち展、私も見に行って市民の方とお話ししました。子ども連れの方が来て、面白いことを言っていましたね。いっち、かっち、どっち。もうそれを聞いてちょっと私もくすっとしました。非常にこれから期待しているキャラクターですので、育てていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時51分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

中町けい議員。

○中町けい議員　会派いちかわ市民クラブの中町けいです。これより一般質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず１つ目の大項目、飲料水及び給水機の確保について伺っていきます。

まず１として、災害時における飲料水の確保に向けた協定についてです。

災害時の物資供給における協定について本市のホームページを確認しますと、飲料水、食料品、生活必需品、燃料等に関する協定として56の事業所と協定を結んでいることを確認しております。例えば、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社や、株式会社伊藤園など飲料メーカーはありますが、災害時に電気、水道、ガスのライフラインが止まったときに、特に重要になってくるのが飲料水の確保であります。非常食においても、インスタント製品、乳幼児のミルク、調理など、飲料水は欠かせません。

そこで、飲料水に特化した災害協定について伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

飲料水に係る事業者との災害時支援協定といたしましては、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、株式会社伊藤園、千葉県ヤクルト販売株式会社や大手スーパーなど、合わせて17事業者に飲料水の供給を要請できる体制となっております。災害時支援協定を締結している事業者とは毎年連絡体制を確認し、連絡会議を行うなど、実効性の確保に向けた取組を行っているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　いざライフラインが止まったときに、恐らく近隣のスーパー等では水の品薄をはじめ、市民と

競合してしまう可能性や、輸送状況によっては途切れる可能性も考えられます。災害時に水の確保は命に直結します。

そこで再質問しますが、より実効性のある対応策として、具体的にどのような方法で調達をしようと考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害時の飲料水につきましては、まずは避難所となる小中学校の受水槽の水を使用する計画としています。この受水槽の合計水量は約173万ℓとなっており、大人１人当たり１日に必要な飲料水の目安を３ℓとすると、地域防災計画で想定されている避難所避難者約５万人の１日分以上を賄うことが可能です。また、大洲防災公園には10万ℓ、広尾防災公園には12万ℓの水道管に直結した耐震性飲料用貯水槽があります。さらには、千葉県企業局市川水道事務所へ給水車や妙典給水場での応急給水を要請するほか、相互応援協定を締結している遠方の自治体にも支援を要請するなど、多様な方法で飲料水の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　本年の５月27日に千葉県が発表した千葉県北西部直下地震の被害想定調査でもありましたが、死者数は最大2,400人とのことです。特に、上水道の断水時については、先ほどの本市の水のストックをどのように効果的にくみ上げ、各地域に配給していくか、平時からの対応が重要です。市民の方も、災害時の飲料水の貯蔵状況を知っている方も少ないと思いましたので、今回質問させていただきました。また、貯蔵の限界もあることから、市民への飲料水のストックの呼びかけや、水に特化した災害協定を、ぜひ平時からお願いをしまして、次に進みます。

次に、２として、公共施設における給水機の設置についてです。

今定例会の補正予算にも、暑さ対策として給水機の設置予算が計上されていましたので、先順位者の質問で概要は把握をしましたが、確認のため３点伺います。

１つ目に、職員も対象になるのかどうか。

２つ目に、今後も毎年猛暑日が続く傾向がありますが、来年以降の見通しについて。

３つ目に、暑さ対策という面では期待はできますが、同時に災害時にどこまで有効なのか、お伺いをします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

まず、冷水機能つきの給水機の想定利用者ですが、代表質問でも答弁しましたとおり、この給水機は熱中症対策を目的としたものです。基本的には、施設の利用者や涼を求めて施設に立ち寄っていただいた市民の皆様の利用を前提としているものの、必要に応じて施設で勤務する職員や、近隣の現場で従事している職員の利用などについても想定しているものでございます。今年度はクーリングシェルター及び涼みどころに指定した公共施設33か所のうち、既に設置している、または重複している施設を除いた21か所の公共施設について給水機を設置し、10月末日までの稼働を予定しておりますが、次年度以降の設置については、今年度の各施設での利用状況や、市民の皆様のニーズ等を把握、検証することで給水器を設置するか否かについて検討してまいりたいと考えております。

なお、今回設置予定の給水機は、各施設の状況に合わせ、水道直結型や給水タンク内蔵型などを選択する予定でございます。いずれの機種におきましても、水道水を使用する浄水器タイプの給水器を想定しており、災害時におきましては、その災害の種類や規模にもよりますが、水道水が使用できない状況となった場合は、基本的に

は給水機も利用できなくなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　市民や職員にとっても熱中症対策の一環となり、今年度、暑さ対策として10月末までの設置ということでしたので、今年の利用状況を見守りつつも、今後は設置期間や仕様も含めて、災害時にもできるだけ応用できる運用にも期待をしまして、次に進みます。

次に、３として市立学校における水分補給についてです。

私が子どもの頃は水道の蛇口から水を飲んでおりましたけれども、近年では、熱中症対策や感染症予防の観点から水筒の持参が一般的となっており、また、保育施設ではウォーターサーバー等の設置状況も増えているそうです。

そこで、小中学校における水筒の持込み状況やルール、部活動を含む夏場の水分補給の指導状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校内の水道水は飲料用として適していることから、水筒の持ち込みに関しては家庭の判断としておりますが、実態といたしましては、ほとんどの家庭が児童や生徒に水筒を持たせている状況です。教育委員会は水筒の中身について、水やお茶に加えてスポーツドリンクなど熱中症予防に適した飲み物も持込み可能として学校に通知しています。学校は、教育活動全般において、屋内、屋外にかかわらず、児童生徒に小まめな休憩と水分補給を指導しており、特に体育の授業では活動の合間に教員から水分補給を促しています。部活動につきましては、市川市学校部活動の運営方針において、暑さ指数が21以上となった場合により積極的に児童生徒は水分補給をするよう定めており、この方針を踏まえ、学校は活動中、各自水分補給をするように呼びかけるとともに、練習の合間には休憩と水分補給の時間を取っています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。現在では、小中学校でも水筒を持参することが一般的となっているようです。また、今行われておりますサッカーワールドカップでは、前後半22分にハイドレーションブレーク、いわゆる給水タイムが、暑い日のみではなく全試合に一律で３分間導入されておりますが、部活動でも積極的に水分補給を示されているとのことでした。

そこで１点再質問します。現在の温暖化の影響により、特に６月から10月ぐらいまで猛暑が続き、夏休み期間中も放課後子ども教室や放課後保育クラブなど学校に行く機会もあり、中学生は部活動も行っている中で、保護者の心配事として水筒が空になったらどうするかという視点や、児童生徒の水分補給の消費量も鑑みれば、小中学校にも給水機があるに越したことはないと考えます。また、災害時の拠点となる学校施設に給水機があることで、児童生徒以外にも活用できる利点も考えられます。

そこで、学校施設における給水機設置についてのメリットとデメリットの考え方について伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校に給水機を設置するメリットとしましては、児童生徒が持参した水筒が空になったとき校内で補充できることや、冷水を取ることで体内から冷やすことができ体温上昇の抑制に有効であることが考えられます。一方、デメリットとしましては、給水に時間がかかり、例えば５分間の休み時間内に給水できる人数は１台当たり15名

程度となることや、連続して給水すると給水機の冷却が間に合わず、冷水が常温となってしまうことが考えられます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　それぞれメリット、デメリットについて伺いました。本年５月８日に千葉県柏市では埼玉県のサーバーのレンタル事業者との間で、小中学校全63校にウォーターサーバーを設置する協定の締結式が行われたそうです。内容としては、２年間無償で提供され、その後も利用する場合は月4,400円のレンタル代がかかりますが、公立の全小中学校にウォーターサーバーの設置をするのは県内の市町村で初めてだそうです。子どもたちは、学校に水筒を持参しても飲み切ってしまい、喉が渇いても我慢する子や、夏場のぬるい水道水を飲むことに抵抗を感じる子も多いということです。本市においても、日頃から給水機があることで、誰もが夏場の暑さ対策や災害時にも応用が考えられますので、ぜひ今後、整備計画というものを検討していただけたらと思います。この項目を終了します。

次に、大項目、幼保行政についてです。

１つ目に、幼保人材確保に向けた修学資金制度の創設についてです。

まず、質問の趣旨として、全国的に保育士不足が深刻化する中、特に保育需要が高い都市部の本市においては、幼保人材の確保は質を担保するためにも重要課題となっております。また、人材が確保できない場合には、事業所は年収の約３割の紹介料を払って人材紹介会社経由で確保せざるを得ない状況もあり、採用コストで経営が逼迫している状況と伺っております。現在、千葉県では、保育士修学資金等貸付制度が実施されておりますが、さらに各市町村では独自に上乗せ支援や返済免除の要件緩和を行う事例も全国的に広がっております。市川市においても、将来の人材を育成、確保する観点から、独自の修学資金制度創設を検討するべきと考え、質問に入ります。

初回の質問として、まず、市内の幼保施設における採用状況、人材不足が教育や保育の質、現場の負担増に与える影響をどのように認識をしているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、市内のほぼ全ての特定教育・保育施設に対して、保育の質及び給付費等の適正な支給の確認を目的に指導監査を実施しており、この指導監査においては、幼稚園教諭及び保育士の配置数は、法令に定める基準どおり適正であることを確認しております。一方で、国が公表している有効求人倍率は、幼稚園教諭は令和６年時点で全国では2.71倍、保育士は令和８年１月時点で全国では3.88倍、千葉県では3.26倍となっており、人材確保が難しい環境にあることも十分に認識しております。特に確保が困難とされる保育士については、市としては公定価格における各種加算制度の適切な活用に加え、市独自の制度により、配置基準を上回る職員配置への加算や、保育補助者の雇い上げに対する補助、また、保育士等職員処遇改善加算や各種の保育士確保策により、保育士の負担軽減、保育の質の維持向上に資する環境整備及び保育士の確保に向けて支援しているところです。

幼稚園教諭や保育士の採用状況などが教育、保育の質や現場の負担増に与える影響につきましては、現状においては配置基準を満たしていることを踏まえると、客観的に評価することは困難ではございますが、現場における採用状況や動向について、今後も十分注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　法令で定める配置基準が満たされているということは最低限の基準であって、本市が第１子の

保育料無償化を進めていく上で、同時に質の確保と向上をいかに目指していくのかが今後課題になってくると思います。

質の確保とは、まずは人材の確保と定着が必須です。保育士が増えず離職率も高くなると、個々の現場の負担も増え、悪循環となり、結果的に質の低下につながります。

そこで再質問しますが、現在の千葉県の保育士修学資金等貸付制度は最大160万円利用ができるそうで、卒業後、県内の保育所等で５年間従事した場合に全額が免除となるそうですが、千葉県の制度について認識を伺います。また、県の160万円の修学金では最低２年間の学費を賄うことができないために、松戸市、船橋市、千葉市、市原市などは、修学を支援し市内における人材の確保を図ることを目的に、千葉県の制度に独自に上乗せをして、例えば毎月３万円の２年間で最大72万円などの修学金制度があり、千葉県と同様に、市内の預かり保育を実施している幼稚園または保育所に正規職員として５年間従事すると免除になるそうです。以上の理由から、県の制度や他市の状況も踏まえて、以前にも同様の質問をしましたけれども、本市においての見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

千葉県が実施する保育士修学資金等貸付制度は、県内の指定保育士養成施設に在籍する学生に修学資金を貸し付ける制度で、卒業後１年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で５年間継続して従事することで貸付金の全額が返還免除となる制度であり、保育士の確保に寄与しているものと認識しております。他市におきましては、県の制度に上乗せをして、自らの自治体で一定期間従事することを条件に、独自の修学資金貸付を実施している例がございます。近隣では、千葉市、船橋市、松戸市、浦安市などが実施しており、数百人を超える学生に貸付けを行い、人材確保と学業支援を行っております。

一方で、ほとんどの自治体において、免除条件を満たせずに卒業後に多額の返還義務を負うこととなる利用者が複数名発生している実情もあると伺っております。保育人材の確保と育成は本市としても重大な課題と認識しており、修学資金貸付制度は、在学中の経済的支援や自治体の保育士確保策として一定の効果はあるものと認識しております。しかしながら、学生にとって多額の借入金を抱えるリスクがあるとともに、将来の職業選択の自由を狭めることになりかねない懸念もございます。このため、本市としましては、他市の状況を注視しつつ、まずはこれまで行っている市独自のいちかわ手当の支給をはじめとする処遇改善施策や、市内の保育現場で働く保育士向けの研修などの充実などに注力し、保育士が長く働きやすい環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　以前にも質問した際と答弁はあまり変わっておりませんけれども、ケース・バイ・ケースであったりとか、おっしゃるようにメリット、デメリットは存在すると思いますが、今後少子化の影響で学生自体がそもそも減少していき、必然的に新卒の保育士が減っていく傾向があります。

先日、保育科のある松戸市の聖徳大学や本市の昭和学院短期大学に行って、キャリア担当の方からお話を伺いました。大学によって差はあるそうですけれども、多いところですと半数近くが何かしらの奨学金であったり、自治体の修学金を活用しているそうで、修学金制度を活用していない本市のデメリットとして、既に他市の修学金を利用している学生の立場からすると、幾ら市川市内で働いてもらいたいと市内の事業者が、仮に大学等にアプローチをしても、まず新卒の就職先エリアに市川市は選択肢に入らないという実態があるそうです。

そこで、続けて再質問しますが、本来は経済的な支援として修学資金制度を導入した上で、返済の支援として一定期間本市で働く新卒支援ができればと思いますけれども、既に現在他市で修学金を利用している学生向けの

支援として、新たに現在のいちかわ手当の枠組みの中で精査をして、修学金の返済支援メニューを検討できないものなのか伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

他市において修学資金の貸付けを受けた保育士の中には、免除条件を満たせず、返済義務を負いながら本市の保育施設で就労されている方や、本市の保育施設での就労希望はあるものの、貸付金の免除条件があるため本市での就労ができない方がいる可能性はあると考えております。このような本市での就労意欲がある保育士に対して返済の支援を行うことは、保育士の確保において一定の効果はあるものと想定できます。しかしながら、返済の支援を行うということは、本市に対して新たな借入金という形になるとともに、長期的な定着につながる保証がないという懸念や、他自治体が実施している貸付制度との整理など課題も多く存在しております。このことから、いちかわ手当や家賃補助等の既存の仕組みのほかに、どのような支援が人材確保において最も効果的であるかについて課題を整理し、現場のニーズや他自治体の取組等を見極めながら調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　今御答弁いただいたように、何が最も効果的なのかということを常に考え続けることが重要だと思います。今の学生がどのような状況に置かれて、どのような視点で就職先を検討しているのか。保育科のある各大学に足を運んで話を聞いてみたり、新卒の学生に市川市内の保育園を選んでもらえるように、ぜひいろいろと調査をしていただけたらと思います。

私は、修学資金制度は修学を希望する学生及び保護者支援と同時に、市内の幼保の各施設に就職していただくことによって、中長期的な人材確保策として有効と考えております。ぜひ今後も御検討をお願いしまして、次に進みます。

次に、２として現場を支えるための幼保人材支援センターの創設についてです。先ほどは採用について伺いましたが、今回は定着を重視した働く職員の目線に立った現場の支援策について伺います。

先日、千葉市の千葉市幼児教育・保育人材支援センターを視察しました。設立までの経緯として、公立保育園の民営化に伴い、浮いた予算の使い道と保育の質の向上の議論を加速させ、人材の定着や離職防止のために、まず現場の保育士6,600人に実態調査を行い、約4,000件近くの回答を受け、その調査結果を基に、現場の孤立や負担感、相談先不足が大きな要因と捉え、現場を支える仕組みづくりが改めて必要と結論づけたそうです。その後、令和６年４月にセンターを設置し、現役保育士の相談支援、研修、就労マッチング、潜在保育士の復職支援などを総合的に実施しているそうです。具体的な取組として、市内の大学とも連携し、幼保有識者でＮＰＯ法人を設立し、年間約2,000万円で業務委託をされ、弁護士資格を持つセンター長と数名の園長経験者のスタッフが12時から夜７時まで相談体制に当たっていまして、ＬＩＮＥからも相談を受け付けておりました。対面や電話での相談も多いそうで、１回１時間ぐらい相談されるそうです。ただし、相談事項については直接園との介入はしないそうで、悩みを聞き、アドバイスや、どうしても離職となってしまった場合でも同じ市内の施設への再就職支援なども行っているそうです。

年間2,000万の予算をどう捉えるかですけれども、私は子どもたちや保護者に対する質の向上や、現場の職員の離職防止に向けてしっかりとしたビジョンを持って取り組んでいるなという印象を持ちました。

そこでまず伺いますが、直近の市内で働く幼稚園教諭及び保育士数の推移と、年間の退職者数について把握をしていたら教えてください。併せて、本市が実施しているいちかわ手当の予算状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

市内の私立幼稚園における幼稚園教諭の人数につきましては、毎年５月１日時点の配置状況を確認しており、令和５年度は499人、６年度は533人、７年度は557人となっております。また、市内の私立保育施設における保育士の人数につきましては、毎年４月１日時点の配置状況を確認しており、令和５年度は2,531人、６年度は2,593人、７年度は2,704人となっております。なお、年間の退職者数については、職員の採用や異動、退職の時期が施設ごとに異なるほか、年度途中の雇用形態の変更などもあり、市として一律に把握はしておりません。

続いて、保育士等職員処遇改善加算、通称いちかわ手当の当初予算の状況といたしましては、令和６年度が約16億5,700万円、７年度が約17億5,000万円、８年度が約17億3,600万円を計上しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　いちかわ手当については、処遇改善であったり定着であったり、毎年17億円以上の多額の予算をかけているので、せめて年度ごとに各園の退職者数や採用数を含む入れ替わりの数字は、今後分析をする上でも重要な数字となりますので、ぜひ把握をできるようにお願いをいたします。

次に、再質問として、市川市が実施している職場で働く方への支援策について伺います。

市立、私立、幼保問わず、保護者対応や発達支援対応など業務が複雑化している中で、現場で働く方の悩みやメンタル不調、人間関係等を相談できる専門相談窓口の有無、特に若手や中途採用保育士へのフォロー体制について、市の認識を伺います。

併せて、現場の不安事項や声を拾い、離職防止のために現場で働く幼稚園教諭や保育士を対象としたアンケート調査を行うべきと考えますが、見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、保育現場への支援や相談として、新任園長など園長が交代した園への訪問支援や、発達に心配のある児童が在籍する園への巡回支援を行っております。また、市主催による研修として、中途採用保育士を含む若手や中堅等を対象とする職域別、職階別の専門性を高める研修や、施設長を対象とする離職防止等のマネジメント研修などを行っており、これらの研修ではスキルアップだけでなく、他園の保育士との横のつながりづくりも図っております。また、千葉県が設置する広域的な相談窓口として、福祉のしごとこころの相談窓口が千葉市内にあり、保育士を含む県内の福祉従事者が不安や悩みを相談できることとなっております。このことから、本市としては、現場で働く保育士への支援はおおむね対応できているものと認識しておりますが、昨今の保育現場は、多様化する保護者のニーズや配慮を必要とする児童への対応など、保育士に求められる役割が非常に複雑化しており、保育士が専門性を十分に発揮するためのフォロー体制の充実は重要であると認識しております。

なお、千葉県に確認したところ、福祉のしごとこころの相談窓口の昨年度の相談実績のうち、保育士からの相談件数は少ないとのことでした。このことから、まずはこの窓口をはじめとする活用できる既存の制度の周知を図ることで、現場で働く保育士の悩みや不安の解消につなげていきたいと考えております。その上で、現場から相談体制が不足しているとの声が大きいようであれば、実態を調査した上で、次に対応する方策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　今御答弁いただいた千葉県の相談窓口の周知がどの程度浸透されているのか分かりませんが、

福祉だけのジャンルだと幅が広すぎて専門的な窓口とは言えない側面もありますので、直接わざわざ千葉市に相談に行かれる方は少ないのではないかなというふうに思います。また、私ですら保育士の方から相談を受ける機会がありますので、そもそも不足しているという意識より、職場以外に相談窓口がないと捉え、相談体制が不足しているという声を発する前に静かに退職、転職をされてしまう方が圧倒的に多いのではないかなと思います。しかし、現場の声としてどのような不安の声があるのか実態調査を試してみることは、今後のためにも非常に有効だと思いますので、ぜひこちらを要望とさせていただきます。

その上で、現場を支えるための市川市版幼保人材支援センター創設について、さらに再質問させていただきます。

県内の市町村でも、今〇〇手当みたいな取組というのはどこの自治体でも一般的になりつつあります。しかし、先ほども御答弁いただいた、本市でもいちかわ手当、毎年17億円近く組んでおりまして、離職率が上がり人材が定着していなかったら、穴が開いたバケツのように結果として事業効果がなくなってしまいます。

そこで、人材定着、離職防止に特化した相談支援として、千葉市のようなサポートセンターを構築することで、さらなる離職防止や質の向上に寄与すると考えますが、市の認識を伺います。

〇にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

〇山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、これまで潜在保育士の方々の就労支援事業をはじめ、公立、私立を問わず、広く保育士等を対象とした研修、就職希望者と市内の認可保育園等のマッチングの場である幼保就職ナビなど、幼児教育・保育の人材の確保と質を向上させる取組を実施してまいりました。本市としましては、保育士等の定着や離職防止は、原則としては各施設や運営法人が担うものと考えておりますが、市全体の教育、保育の質を向上させるためには、現場の保育士等を支える仕組みづくりが大切であることも認識しております。

今後は、先進的な人材定着策や離職防止策を導入している他自治体の事例を調査研究するとともに、国や、既に同様のサポートセンターを導入している千葉市の動向などを注視してまいります。

以上でございます。

〇にしむた　勲副議長　中町議員。

〇中町けい議員　先ほど私が少し紹介しました保育学部がある大学で私が見た限りですと、近隣の市町村や東京23区を含む10自治体以上の〇〇手当みたいなのが書いたチラシがありまして、大抵の自治体でも上乗せ手当や家賃補助の取組も実施しておりますので、特段優位性があるわけでもなく、そこにいちかわ手当のチラシは、他市の取組の中でも埋もれているような状況でした。また、チラシの内容としては、各自治体ともに、やっぱり手当が幾ら上乗せされますみたいな内容でしたけれども、そこにもし市川市では手当のほかに独自の相談窓口やフォローアップ体制が整っているので安心して働けますという内容があるだけでも、人材確保という点でも差別化につながると思いますし、先ほどの答弁では、市内の幼保施設における幼稚園教諭及び保育士合わせると約3,300人近く、さらにそこに公立で働く方を含めると多くいるわけですので、いかにこの方々にフォローアップをして、離職という出口を押さえて市川市にとどまっていただけるかは、この先、質の確保を考える上で非常に大きいと考えます。

幼稚園教諭及び保育士不足は、取れないだけではなく辞めてしまう問題でもあり、現場では特に若手が孤立し、相談相手がいないまま離職するケースも多いと伺っております。したがって、市川市として専門人材を増やすだけではなく、支え続ける視点が今まさに求められ、まずは期間限定でもよいと思いますので、そんなに予算をかけなくても比較的始めやすいＬＩＮＥを活用した相談支援なども検討していただけたらというふうに思います。

また、単体の事業としても、第１子からの保育料の無償化や、いちかわ手当を含めて、毎年相当額の予算を今後組むわけですので、同時に公立保育園の民営化についても今後議論をしていく上で、公立保育園から民営化にすると国や県からの補助金の対象となり、一般的におおむね60人規模で１園当たり１億円くらいの行政負担が軽減されると言われておりますので、よりその確保へと課題のフェーズが変わってくると思います。

園児や保護者、そこで働く方々のために、今後は中身である質の向上を強くお願いをいたしまして、この質問を終了いたします。

次に、３つ目の大項目になります。本市職員の休暇制度を取り巻く状況についてです。

本市の休暇制度は、制度自体は非常に整っている一方で、取得しにくい運用が課題になっております。主な要因や背景として考えられるのが、１つ目に、制度はあるが休めない。現場では周囲に迷惑をかける、繁忙期に休めない、管理職が取りづらい空気などにより取得率が低いケースが考えられます。２つ目に、属人化が強い。担当制によって、その人しか分からない状態になりやすい。結果として、休むと業務停止や引き継ぎ困難などにより休暇取得抑制につながりますので、仕事の在り方そのものを見直す必要があります。３つ目に、管理職が取得率より業務維持を優先。現場では様々な対応が迫られ、人員不足を優先せざるを得ず、結果的に休ませたいけれども回らない状態が考えられます。４つ目に、男性の育休が進みにくい。近年は改善しておりますが、自治体でもまだ昇進への影響不安、前例不足、消防技術職の代替不足などあります。特に、男性管理職が取得していない組織では進みにくい傾向があります。これらの課題を踏まえて質問に入らせていただきます。

１として、本市正規職員の休暇取得についてです。様々な休暇制度がある中で、特に年次休暇や育児休暇について、職員みんなで支え合い計画における数値目標に対する現状について伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市では、職員が仕事と家庭の両立等を図ることができるよう、通称職員みんなで支え合い計画を策定し、年次休暇や育児に関する休暇などについて数値目標を掲げ、取組を進めております。御質問の年次休暇につきましては、令和11年までに取得が５日未満となる職員をなくすとともに、10日以上となる職員の割合が80％以上となることを数値目標としております。実績でございますが、取得５日未満の職員の割合は、令和６年は7.1％、令和７年は3.7％となっており改善傾向にありますが、目標には達していない状況となっております。一方で、10日以上取得できた職員の割合は、令和６年は77.1％、令和７年は80.5％と、こちらは目標を達成しております。なお、比較的年次休暇の取得率の高い非管理職の中でも、取得５日未満の職員の割合が令和７年には2.5％となっていることや、10日以上の取得率は全体として目標に達していても、主幹以上の管理職の取得率は64.3％にとどまっていることなど、課題もあるものと認識しております。

次に、育児に関する休暇につきましては、令和11年度までに配偶者出産休暇または男性の育児参加休暇を合計して５日以上取得する男性職員の割合を100％とするとともに、消防職員を除いた男性職員の２週間以上の育児休業取得率を85％以上とすることを数値目標としております。実績でございますが、配偶者出産休暇等の合計５日以上の取得率は、令和６年度は84.7％、令和７年度は77.5％で目標に達しておりませんが、２週間以上の育児休業取得率は、令和６年度は81.5％であったものが令和７年度は89.4％となり、こちらは目標を達成しているところでございます。

いずれの休暇制度につきましても、数値目標の達成に向け、引き続き取得しやすい職場環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。

再質問させていただきます。配属先によっては、管理職の取得率の低さや、非管理職でも年次休暇について５日未満も昨年と比較しては改善しているものの、依然として目標には達しておりません。

そこで具体的な改善策として伺いますが、１点目に、総務部としての改善策、２点目に各部、各課としての改善策について、それぞれ伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

総務部では、本市全体の数値目標の達成に向けて、所属長に対し所属職員への積極的な休暇取得を働きかけることや、所属長自らが率先して休暇を取得する姿勢を示すことを周知するほか、年次休暇計画表の活用により確実に年５日以上の取得を促すなどの取組を進めております。また、７月から９月までの夏季休暇の期間に年次休暇を計画的に取得することを呼びかけることや、新たに課長、主幹に昇任した管理職向けの研修の中で、休暇の管理など勤怠管理に関するマネジメントを学ぶ機会を設けるなどの取組も行っております。各所属におきましては、総務部からの通知等に基づき管理職による適切なマネジメントが実践されることで、職員が年次休暇を取得しやすい職場環境づくりが進められているものと認識しております。

これらの取組により、これまでのところ年次休暇の取得率は改善傾向にありますが、未達成の数値目標の達成に向けて、引き続き年次休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　現時点での目標達成状況と対策について伺いました。令和11年度までの目標となっておりますが、管理職自らがまずは達成しないと浸透しないと思いますので、年次計画を立てないとマネジメントできないと思いますので、しっかり目標を意識して改善するようお願いしまして次に進みます。

次に、２として休暇取得に伴う人事評価についてです。

これまでも改善策はいろいろと講じていると思いますが、取得率が向上しない場合のマネジメント評価、いわゆる管理職評価への反映について、どのようにあるべきなのか伺います。併せて、育児休業など長期休業や短時間勤務をしている職員へのサポートを行った同僚職員についての評価については、具体的にどのような評価として反映されるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

年次休暇の取得をはじめとする職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総労働時間の短縮につきましては、職員自らが公務能率の向上を図るとともに、管理職員が自らの組織に与えられた業務について、部下職員に対し割り振りを行い、指示をし、進捗を管理するとともに、効率化を図るマネジメントが重要であると認識しております。

そこで、年次休暇の取得に係る管理職員の評価につきましては、令和８年度から管理職である課長・主幹級の職員の人事評価において、評価項目の１つである組織統率、人材育成の着眼点としてマネジメントを実行し、年次休暇の取得促進を図っていたかを加え、部下職員の休暇取得の促進についても評価に反映するよう周知しております。また、育児休暇などの休業や短時間勤務をしている職員のサポートを行った職員についても、休業や短時間勤務をしている職員の業務を代替するなど、組織目標の達成に向けた貢献が見られた場合には、人事評価の各評価項目において評価することとし、その評価結果につきましても、フィードバックの場などにおいて、評価者である管理職員がその職員と共有するよう周知しているところであり、人事評価において適切に評価され、勤

務成績に応じて支給する勤勉手当に反映されているものと認識しております。

今後も引き続き人事評価制度を含む年次休暇の取得促進のための取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場全体のサポート体制が機能する勤務環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　今御答弁いただきました。今年度から課長・主幹級管理職の人事評価において、評価項目の一つである組織統率、人材育成の着眼点にマネジメントを実行し、年次休暇の取得促進を図っていたかを加えられたとのことでしたので、対象の管理職の方々にはぜひ意識をしていただけたらと思います。

それでも達成が今後まだできていないようであれば、そもそも人員不足という側面も大きいと思いますので、早期に必要な人員の補充をお願いいたします。

また、育児休業などの長期休業や短時間勤務をしている職員へのサポートを行った同僚職員についても、評価が結果的に処遇改善につながるようお願いをしまして、次に進みます。

次に、３として消防職員の休暇取得について伺います。

先ほどは市長部局における数値目標について伺いましたが、消防局についても同様に、数値目標の計画の現状と課題をどのように認識しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

消防局におきましても、職員みんなで支え合い計画に基づき、年次休暇や育児関連休暇の取得促進に取り組んでおります。数値目標に対する現状でございますが、年次休暇につきましては、令和11年までに取得日数が５日未満の職員をゼロに、また、10日以上取得する職員の割合を80％以上とすることを目標としております。５日未満の職員の割合でございますが、令和６年が1.6％、令和７年が0.8％で、一方10日以上取得した職員の割合は、令和６年が90.9％、令和７年が92.2％です。

次に、育児に関連する休暇につきましては、令和11年度までに配偶者出産休暇または男性の育児参加休暇の合計５日以上の取得率を100％に、また、育児休業取得率を85％以上とすることを目標としております。

次に、配偶者出産休暇等の合計５日以上の取得率でございますが、令和６年度が94.4％、令和７年度が87.5％で、育児休業取得率は令和６年度が11.1％、令和７年度が58.3％となっております。

最後に課題でございますが、消防署の勤務は24時間の交代勤務体制としていることから、必要な人員の勤務体制を維持しながら休暇を取得できる持続的な人員運用の在り方についての検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。１点再質問させていただきます。

消防局については、市民の命を守るために365日、24時間の交代勤務体制の特殊な環境下において、休暇制度の取得や、育児休業をはじめ長期休業にも対応するために、代替の人員確保や現場体制維持について、今後どのように改善を図っていくのか。併せて計画的付与や制度利用の働きかけについて、当局の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

育児休業の取得につきましては、対象となる職員に対し、各所属の管理職が事前に面談を実施し、取得意向や取得時期を確認しております。これにより、計画的な人員配置や勤務調整を行うことで勤務体制の維持に努めて

おります。今後につきましても、若手職員をはじめとした職員へのさらなる制度周知や理解促進を図るとともに、職員が安心して制度を利用できる環境づくりに努め、育児休業を取得しやすい職場風土の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　消防局の場合は、24時間、市民の命と向き合いつつも、一方で、勤務体系や資格保持者等の兼ね合いもありますので、先ほど答弁でもおっしゃっていたように、計画的な配置や調整が欠かせず、よりマネジメント能力が問われる部署であると思っております。また、近年消防職員の中には女性の職員も増えているとのことで聞いておりますので、職場環境の整備については当然のことですが、休暇制度についても、数年単位での育児休業や不妊治療などの休暇も考えられますので、一層の余剰も踏まえて計画的な対応が求められます。

休まず働くのが美徳より、持続可能な組織運営が現在は重視されております。危険と隣り合わせ、そして非常に特殊な勤務体系だけに、家族との時間や健康面を大切にしてほしいと思うからこそ、特にワーク・ライフ・バランスについて意識を向上し、取得率のさらなる向上をお願いいたしまして、この項目の質問を終了いたします。

最後の項目になります。ゼロ歳から２歳までの児童発達支援等の無償化についてでございます。

これまで何度か議会でも度々要望させていただきましたが、先日可決しました今定例会の補正予算でも計上いただきましたゼロ歳から２歳までの児童発達支援等の無償化について、田中市長をはじめ、関連部署の御尽力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

障がいや難病を持つ未就学児が通う児童発達支援所等については、保護者負担の軽減以外にも、事業所支援など様々な課題はありますが、そこの部分はまた今後の機会に質問させていただき、今回の無償化に伴い、確認も踏まえまして、以下３点について質問させていただきます。

１つ目に、現在の無償化の対象となる児童発達支援所等を利用している直近の利用者数の推移について伺います。

２つ目に、無償化に伴い、例えば保育園には週２回、児童発達支援所等に週３回など併用されている方もいらっしゃいます。そのような場合でも無償化の対象となるのか。

３つ目に、今後の周知についてです。現在の対象者は受給者証などで把握をされていると思いますが、今後に向けての無償化のチラシも含めてどのように周知を広めていくのか。

以上３点について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援のうち、未就学児の利用者数は、令和５年度は約900人、令和６年度は約1,000人、令和７年度は約1,100人となっております。また、保育所に通いながら児童発達支援等を利用されている方につきましても、無償で御利用いただけます。

今後の周知につきましては、現在、児童発達支援等を利用されている御家庭には個別に御案内するとともに、無償化の開始以降、新たに児童発達支援等を利用される御家庭には、御相談の際に無償化制度について御案内をいたします。また、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」のほか、チラシを作成して関係窓口に設置し、無償化制度について周知してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　中町議員。

○中町けい議員　個人差はあると思いますけれども、療育やリハビリを通して、少しずつ動けるようになったり、少しずつ食事ができるようになったり、少しずつ発語ができるようになったりなど、保育園や小学校の集団生活に向けて、未就学児のこの６年間の時間というのは非常に大切ですし、早ければ早いほうが効果的です。したがいまして、今回の無償化により、何より子どもたちの早期支援にも結びつくと思いますし、健常児と比べて経済的負担も大きいので、保護者の負担軽減にもつながります。

これは私自身の経験や思いでもありますが、未来の子育て世代のために、いかに早期支援と負担軽減の道筋を用意できるかが、安心して子どもを産み育てる次世代のためにとても重要だというふうに思っております。今回の無償化は、本市にとって大変大きな一歩であり、私も陰ながら見守っていきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終了します。それぞれに御答弁ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後３時15分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員　公明党の久保川隆志でございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

１つ目の大項目は、道路行政についてです。

(1)税務署通りの歩道バリアフリー化について伺ってまいります。

鬼越１丁目と北方１丁目を南北に結ぶ鬼越北方税務署通りの歩行空間の安全対策については、これまでも幾度となく質問をして、提案と要望をしてまいりました。その上で、これまで電柱を移設するなど様々検討、対応していただいておりますが、本年度に実施が予定されてくる本区間の歩道のバリアフリー改修工事について、具体的な整備内容を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えいたします。

市道0223号、通称鬼越北方税務署通りにつきましては、国道14号から市川税務署北側交差点までの区間が令和元年７月に国土交通大臣により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法における特定道路に指定されております。この特定道路は、移動の円滑化が特に必要とされ重点的にバリアフリー整備を行う道路であり、当該区間につきましては、今年度歩道のバリアフリー改修工事を実施する予定であります。現状の当該区間の歩道は車道より一段高くなっているマウンドアップ式であることに加えて、交差点部においても車道との段差が生じたままであることから、歩行者や車椅子利用者の通行に支障を来しております。このことから、今回の改修工事では、歩道と車道との段差がバリアフリー法による基準の２㎝を超える３か所の交差点において、切下げブロックの敷設替えを行うとともに、縦断勾配を緩やかにする工事を実施いたします。なお、改修により交差点内の段差はフラットになるため、視覚障がい者が車道と歩道との境界を識別できるよう、切下げブロックの表面に凹凸のついた視覚障がい者誘導用ブロックも併せて設置し、安全性の確保に努めてまいります。

本改修工事の実施時期につきましては、７月中に施工業者を決定し、10月末の完成を目指しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。特定道路に指定されている道路のバリアフリー改修工事を実施するとのことで、バリアフリー法に適合するよう歩道と車道の交差点部の段差が２㎝を超える３か所の切下げと、緩やかな勾配となるようなスロープの改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を行って部分的にバリアフリー化を図っていくことは理解いたしましたが、現状、狭い歩道の中に電柱があって通行を妨げていたり、側溝蓋やその接続部との段差につまずく方を多く目にしております。大変危険な箇所でもあります。

全面的なバリアフリー化への改修が必要と考えますが、整備における課題について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

当該区間の歩道は、電柱や照明、標識などがあり、最も狭い箇所で有効幅員は約50㎝と狭隘であることから、歩行者の円滑な通行が確保されていないものと認識しております。これを解消するためには、現状での幅員構成の見直しや道路拡幅などが考えられますが、幅員構成の見直しはバス路線の変更等が必要になること、また、既に家屋が建ち並んでいるため用地買収を伴う拡幅には多くの費用と時間を要することから、早期の全体的な改修は難しいものと考えております。

しかしながら、このような当該区間の現状におきましても、今後、開発行為などにより沿道でまとまった形での土地活用が図られる際には、歩道用地として土地の一部提供をお願いしてまいります。また、歩道の経年劣化により側溝と舗装との間に段差が生じている箇所については補修を行うなど、歩行者等の安全な通行の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　本市でも現状の認識はされているということでありますが、多くの課題が山積をしていて、早期の全体的な改修は難しいとのことでしたが、狭い歩道幅が変わらない限り、擦れ違いができない歩道ゆえに、車道に降りて再度歩道に上がるとなると、10㎝ある高さは上がれないとの声もあり、歩車道の境に段差をなくして全面をフラットにしてほしいとの意見も聞いております。課題をいま一度整理していただいて、せめて歩道上の側溝と舗装との間の段差については、先んじて段差解消の整備をお願いいたしまして、次に移ります。

次に、⑵木下街道の整備進捗状況と、現状での安全対策について伺います。

大変長い期間を経過している道路計画ではありますが、現在の木下街道の整備進捗状況についてお聞かせください。また、京成踏切からアーデル通り交差点部分までは歩道が狭く、側溝蓋のがたつきや欠損等で危険な状態が見受けられますが、現状の安全対策について、それぞれ伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

都市計画道路3･5･26号鬼高若宮線、通称木下街道は、鬼高３丁目の県道若宮西船市川線から若宮３丁目の県道松戸原木線に接続する延長約3,000ｍの、幅員は15ｍから39ｍとして都市計画決定されております。千葉県では、平成12年１月より、国道14号から中山小学校手前までの延長465ｍ区間について、交通渋滞の緩和や歩行者等の安全確保を目的として踏切を除去し、京成本線をアンダーパスする立体交差の整備を進めているところでございます。

事業の進捗状況といたしましては、これまで用地取得を進めてきており、令和７年度末の取得率は約98％となっております。今年度も引き続き残りの用地取得を進めるとともに、道路修正設計やガス、水道など地下埋設管の占用者と協議を実施していくとのことでございます。また、現状の安全対策につきましては、本工事着手まで

の間、歩行者の安全確保のため取得した事業用地を活用し、順次暫定歩道の整備を進めております。しかしながら、暫定整備から時間が経過している箇所もあるため、側溝蓋のがたつきなどにより歩行者等が通行しにくい場所があるほか、ガードレールが一部設置されていないなど、安全対策の必要な箇所が見受けられます。この点について、千葉県では利用者からの要望を受け付けており、本年度も適宜修繕等の対応をしているとのことでございます。

本市といたしましては、引き続き千葉県へ本工事の早期着手を要望していくとともに、必要な安全対策についても働きかけてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　都市計画道路3･5･26号鬼高若宮線が平成11年12月に鬼高３丁目から若宮３丁目までの総延長3,180ｍが都市計画決定され、その一部区間である国道14号、鬼越２丁目交差点から中山小学校正門までの465ｍ区間が、国からの事業認可を平成12年１月に受け、令和14年度までの事業期間として整備が進められております。用地取得は約98％と、この５年間では進展が見受けられませんが、ここ最近、用地交渉が進んできているように見て取れますので、事業期間が令和８年度までだったものが、令和14年度までに６年間延長されております。早期の工事着工と完成及び国道14号線から事業区間の安全対策をさらに県に働きかけをお願いいたします。

しかしながら、中山小学校正門前から、この先のアーデル通りに交差する箇所までの歩道は大変狭く、側溝蓋が欠けているなど、歩行者も自転車も通りにくい状態が散見され、バス停を歩道上に置かざるを得ない状態にもなっており、危険な箇所もあります。木下街道の京成本線踏切からアーデル通りに交差する箇所までの区間における現状での安全対策について再質問いたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えいたします。

当該路線の事業化区間以外における安全対策についても、同様に千葉県へ要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　アンダーパスが完成しようとしまいと、都市計画決定がされている中山小学校正門から先の安全対策に関しては、通学路でもあり、擦れ違い困難な狭い歩道でカーブが続いておりますので、引き続き私自身も注視してまいりますので、その点よろしくお願いいたします。

次に、(3)木下街道と接続道路の安全対策について伺います。

木下街道の整備は県事業となっておりますが、木下街道に接続してくる市道の安全対策についてとなります。具体的には、中山小学校正門手前にある横断歩道がある箇所の交差点となります。登校、見守りのボランティアの方々からは、レベルの高い緊張感のある定点とのことであります。道路形態にも課題があるとは思いますが、本市の認識と、どのような安全対策を講じているのか。県との連携も必要となってくると思われますが、今後の対策について、それぞれ伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

木下街道と中山小学校近くで接続する市道4358号との交差部については、木下街道側は直線的な道路線形で見通しがよく、緩やかな坂道となっていることから、車両のスピードが出やすい状況となっております。一方の市道4358号側は、木下街道へ鋭角に接続することから見通しが悪く、木下街道を走行する車両や歩行者との接触事故が発生している危険な交差点となっております。このため、本市では木下街道の交差点付近に危険を知らせる

電柱幕を設置し、車両に対し注意喚起を行っております。また、同交差部の歩道は木下街道側が高く、最大約70cmの段差が生じているため、転落防止の措置としてブロック積みとガードパイプが設置されております。この点について千葉県に確認しましたところ、現在、木下街道の歩道は暫定整備であり、今後、市道4358号とのすりつけについて修正設計の中で検討するとのことでありますので、本市としましては、市道の安全性が確保されるよう県と情報共有を図りながら、安全対策について協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　場所はアンダーパスから上がってきて合流する部分でもありますので、県との連携の下、最大70cmほどの高さ調整をどう修正設計していくのか注視しつつ、沿道の民有地に影響を及ぼさない配慮も必要と考えますので、その点よろしくお願いいたします。

また、すりつけの修正設計と改修までは危険な状態には変わりがありませんので、見えにくくなってきている横断歩道や路面標示を引き直すことや、道路ハンプや注意看板など、さらに必要に応じた対応をお願いいたしまして、この質問は以上とさせていただきます。

次は大項目、福祉行政についてであります。

(1)高齢者、障がい者などの居住支援について。

ここ最近、住まいを確保できなく困っているとの相談が増えてきております。築年数が古いアパートは、老朽化を理由に安価な賃貸アパートの建て替えや取り壊しが相次ぎ、低廉な家賃の住居を探すのも一苦労となってきていますが、相談のあった一例として、アパートの立ち退きの連絡が入り、管理会社から紹介してもらった物件に当たる中でも、最終的には大家さんから入居を拒否されてしまって困っているとのことでした。令和７年９月定例会でも質問はさせていただいておりましたが、高齢者や障がい者、ひとり親家庭や低額所得者などの住宅確保要配慮者への住まいの問題に対する本市の現状認識と取組について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、高齢者、障がい者、低所得者など、住宅の確保が困難とされる方に対し様々な支援を行っております。高齢者につきましては、市内15か所の高齢者サポートセンターで相談支援を行っており、昨年度は393件の相談が寄せられております。具体的には、住宅の老朽化や身体機能の衰えなどにより現在の住まいに住み続けることが難しくなったなどの相談であり、関係機関と連携し住み替えを支援するほか、介護保険サービスや成年後見制度の利用につなげております。

障がい者につきましては、本市の障がい福祉の総合相談窓口である市川市基幹相談支援センターえくる――以下えくると申し上げます――におきまして住宅入居等支援事業を実施しており、昨年度の相談件数は延べ425件となっております。支援内容としましては、例えば、不動産仲介業者に対して物件のあっせんを依頼することや、相談者に同行して対象物件の内見や入居契約手続に同席するなど、相談者に寄り添った支援を実施しております。また、生活に困窮している低所得者などにつきましては、本市の自立相談支援機関である市川市生活サポートセンターそら――以下そらと申し上げます――において、相談者から現在の住居の状況や家賃滞納、立ち退きのリスクなどを確認し、今後の居住先の検討、関係機関との調整、不動産業者の紹介、民間賃貸住宅が見つからない場合の施設入所の調整などの支援を行っております。そのほか、本市では転居費用や家賃相当額を一定期間支給することにより、住居喪失を防ぐことを目的とした住居確保給付金を支給するほか、市が不動産仲介業者に物件の紹介を依頼する民間賃貸住宅のあっせん制度による市独自の住まいの支援を行っております。

このように様々な取組を通して支援につなげられているものと認識をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　基幹相談支援センターえくるや、生活サポートセンターそらにおいては、入居に至るまで寄り添った支援が行われているおかげで、おおむね入居ができていることは理解いたしました。一方、高齢者に対する支援や民間賃貸住宅あっせん制度での支援については、住まいが見つけられずにいる困難な状態でもあります。本市独自の住まいの支援と言われている民間賃貸住宅あっせん制度による支援では、入居に至らない方もいると聞いております。

本制度利用者の人数と成約件数、立ち退き要求など転居を迫られていた方の中で、入居に至らなかった方がどれだけいるのか。また、把握している範囲で構いませんので、その数を伺います。また、入居できなかった方に継続して入居ができるまで支援を行うべきと考えますが、現状の対応と今後の対応について、それぞれ伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

昨年度、民間賃貸住宅のあっせん制度を利用された方は77名で、入居が決まった方は６名でございます。利用者のうち、立ち退き要求などにより転居を迫られた方は33名で、そのうち入居が決まった方は４名、条件に合う物件がないため物件の紹介ができなかった方は４名、希望に合う物件を紹介されたものの紹介を断った方は25名でございます。条件に合う物件がないために紹介ができなかった４名の方につきましては、県営住宅や市営住宅の紹介と併せて、支援機関である居住支援法人を紹介しております。また、25名につきましては、御本人の意思により入居しない選択をされており、緊急性は高くないものと認識しておりますが、高齢者には高齢者サポートセンター、障がい者にはえくる、そのほか住まいの相談窓口であるそらを紹介するなど、適宜支援機関につないでおります。

民間賃貸住宅のあっせん制度を利用する方に対しましては、今後も丁寧な聞き取りを心がけ、希望に沿った物件の紹介に努めるとともに、必要な支援が行き届くよう引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　なかなか成約に至らない現状が浮き彫りにされておりますが、ただ、このマッチングして成約に至らなかったとしても条件を広げて再検索してあげるなど、継続して寄り添った支援ができるような居住支援の強化を図るべきと考えます。少子・高齢化に伴い、今後ますますニーズは高まってくると思いますので、市川市も掲げている誰一人取り残すことのない、住み慣れた市川で安心して暮らし続けたい、また、人生の最期まで自分らしくありたいという方々へのサポート体制をぜひともつくっていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

(2)単身高齢者に対する支援についてです。

家族など頼れる身寄りがなくても安心して老後を暮らせる環境整備は、地域共生社会の実現を目指す本市にとっては欠かすことのできない取組と考えます。高齢者の方からは、病気や認知症になったら身の回りはどうしたらいいのか、また、自身が亡くなった後のペットの管理はどうなるのか、さらに、身寄りのない方からは、遺言書の書き方や納骨についてなどの相談が私自身も増えてきております。

そこで、単身高齢者の現状及び地域で暮らし続けるための本市の支援内容や体制について伺います。さらにまた、身寄りのない高齢者への支援を強化する社会福祉法の改正案が６月19日に可決がされましたが、新制度の概要や今後の本市の対応について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市の高齢者は、本年３月末時点において約10万7,000人で、そのうち単身高齢者は約３万5,000人となっております。単身高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安全、安心に生活が送れるよう様々な支援を行っております。高齢者サポートセンターでは、介護や健康など日常生活に関する相談を受けるほか、配食と見守りのサービスを提供する食の自立支援事業や、緊急時にガードマンが駆けつける高齢者見守り支援事業を案内しております。また、医療機関やケアマネジャーなどと連携し入退院に関する支援を行っており、退院後、自宅で円滑に生活が送れるように介護保険サービスの利用調整を行っております。介護施設に入所が必要となり、御自身で契約が難しい場合は、成年後見制度の利用につなげております。

御本人が亡くなった後の支援としましては、死後事務委任契約などの制度説明や、死後事務を行う事業者に関する情報提供、終活についての個別相談や講座の開催などを行っております。また、頼れる身寄りのない高齢者を支援する社会福祉法の改正案が今月19日に可決され、２年以内に施行されることとなっております。この改正により、都道府県の社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を拡充させて、生活上の課題となる日常生活支援、入院・入所手続支援、死後事務支援などを無料または低額で行うこととなります。法改正によって利用できるサービスが拡充することから、社会福祉協議会などの関係機関と連携を深め、円滑なサービス利用につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　高齢者サポートセンターが相談窓口となって取り組まれている支援内容については理解をいたしました。先ほど答弁いただいた、６月19日に可決成立した社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の強化の中の一つとして、身寄りのない高齢者への支援が制度化されてまいります。各都道府県の社会福祉協議会に取組が義務づけされ、2028年６月までに執行とのことで、現在は高齢者サポートセンターが相談支援を担っていただいておりますが、より一層の支援体制を強化するためにも、人員の確保を含めて円滑なサービス利用につながる体制整備をぜひともお願いをいたします。

川崎市では、2024年度より未来あんしんサポート事業を本格実施しており、市社会福祉協議会が担い、死後事務や月１回の見守りサービスなどを提供しており、また、岡崎市では、コーディネーターを配置して相談窓口を設置し、身元保証の代替や死後事務などの民間サービスを情報提供して契約や手続をサポートしており、手法は市によって様々ではありますが、このような終活支援が実施されていくものと期待をしておりますので、新しい事業が決まりましたら幅広い周知に努めていただいて、この制度の概要についても周知をお願いできればと思います。

再質問をいたします。単身高齢者の相談を高齢者サポートセンターで受けているとのことでしたが、誰から相談が入り、どのような相談が寄せられているのか、現状について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

単身の高齢者に関する相談は、御本人のほか、近隣住民や病院関係者などからでございます。御本人からは、緊急時に頼れる人がいなくて心配、体が思うように動かなくなりどうしたらよいかといった相談が寄せられております。また、御本人以外からの相談としては、近隣住民からは郵便物がたまっているので心配、最近姿を見かけなくなったといった相談や、病院関係者からは、独り暮らしのため退院後の生活支援をお願いしたいといった相談が寄せられております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　では、続けて伺いますが、先ほど紹介いたしました川崎市では、本市と同様の私と家族の終活べんり帳の配布をし、併せて川崎市未来あんしんサポートノートとしてエンディングノートを作成しております。また、鹿児島市では、社会福祉法人にて今年よりおひとりさま終活支援ガイドブックを作成し、自立期から死後までの家庭ごとの状況や、準備すべきこと、事例などを解説し、就活に向けて役立つ各種制度の説明までも盛り込んでおります。

単身高齢者向けに、高齢期から死後まで鹿児島市のような終活支援ガイドブックを作成することができないのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

現在、相続や葬儀など、終活に活用いただける私と家族の終活べんり帳や、終活に関連する相談先をまとめたチラシを作成し、窓口やイベントを通じて配布をしております。今後、社会福祉法の改正内容を踏まえた、より身近で活用しやすいものとなるよう、他の自治体の事例なども参考に、適宜見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　見直しを行っていくと、また作成をしていくという方向でありますので、ぜひよろしくお願いをいたします。大事なのは孤立・孤独対策、先ほどの支援が関わって人が支援されている環境の下では問題ないですけれども、いろんな支援につながりますが、孤立、孤独で何の支援も届いていない、そういったところにも手を差し伸べられるように、こういうガイドブックの発行にて家庭訪問しながらも、配布しながらつながりをつくっていく、そういったことも大事だと思いますので、今後の作成に期待をしております。よろしくお願いいたします。

次の質問は、(3)権利擁護支援についてです。

単身高齢者や認知症高齢者が増加する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、高齢者の権利や尊厳を守ることはとても重要と考えますが、本市ではどのような取組を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

高齢者の権利と尊厳を守るための主な取組としましては、介護者などからの虐待への対応や、日常生活に必要な契約や手続を行う成年後見制度の利用促進のほか、悪質な訪問販売、特殊詐欺などの消費者被害の防止がございます。

まず、１つ目の虐待への対応につきましては、市内15か所の高齢者サポートセンターが、御本人やケアマネジャーなどの関係者から虐待や、虐待が疑われる事例を把握した場合には、速やかに高齢者の御自宅を訪問し、事実確認を行い、虐待の有無や緊急性を判断しております。その上で、高齢者の安全確保を最優先に、必要に応じてケアマネジャーなど関係機関と連携しながら、虐待の要因となる介護負担の軽減を図るため、介護サービスの導入や、介護者家族の支援などを行い、虐待の再発防止に取り組んでおります。

２つ目の成年後見制度の利用促進につきましては、認知症などによって判断能力が十分でない方が財産の侵害などを受けることのないよう、高齢者サポートセンターや市川市後見センターにおいて成年後見制度を利用できるよう、家庭裁判所への申立てを支援しております。

３つ目の消費者被害の防止につきましては、高齢者サポートセンターにおいて消費者被害に関する相談を受け

ているほか、詐欺などの消費者被害の現状や対策方法を学ぶ消費者被害防止講座を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　３つですね。高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害の防止、それぞれの取組について御答弁いただきました。この２つ目の成年後見制度については、６月17日に民法の改正案が可決をされ、家庭裁判所が認めれば制度の利用を途中で終えられることとなり、改正前では、配偶者の遺産相続を機に制度を利用した場合でも、相続が終わって本人の判断能力が回復しない限りやめられなかった、そういったものが大きな前進となり、それ以外でも利用しやすい制度への改正が行われております。

高齢化の進展、中でも単身高齢者の増加により成年後見制度を必要とする方が増えると見込まれるため、後見人の確保や体制強化を行うためにも、市民後見人の養成が大事となってまいります。市民後見人とはどのような人なのか、また、活動するまでの流れや養成状況と活動状況について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の地域の方で、市民後見人として活動するためには、市の委託する市川市社会福祉協議会の市民後見人養成講座を修了し、候補者名簿に登録した後、法人後見支援員としての経験を経て家庭裁判所から選任されることとなります。本市では、これまで市民後見人養成講座を３回開催しており、修了者は45名で、そのうち家庭裁判所から成年後見人などの選任を受けている方は本年３月31日時点で６名でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　養成講座の修了者は45名、そのうち家庭裁判所から選任された方は６名とのことで、受皿づくりが進んでいること、理解をいたしました。利用者に対する視点では、成年後見制度の認知がされていなければ、必要とする方が制度を利用できずにいることになりますので、周知啓発と利用促進を図るべきと考えますが、制度を理解し円滑に利用するための本市の取組と課題について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

成年後見制度の利用促進につきましては、令和５年３月に策定した市川市成年後見制度利用促進基本計画の３つの施策目標に基づいて実施をしております。１つ目の制度への理解の促進では、市川市後見支援センターにおいて制度の概要や手続などの問合せを受けるほか、市民向けの講演会や出前講座、パンフレットの配布などによる周知啓発に取り組んでおります。

２つ目の安心して利用できる制度の運用では、御本人や親族が申立てできない場合は、御本人などに代わり市が申立てを行うほか、後見人などへの報酬の負担が困難な方でも制度を利用できるように報酬の助成を行い、制度利用を支援しております。

３つ目の中核機関の機能の充実と地域連携ネットワークの仕組みづくりでは、本市と市川市社会福祉協議会が中核機関となり、司法・医療・福祉分野の専門職などが参加する市川市成年後見制度等地域連携ネットワーク会議を開催し、支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行っております。

本市における成年後見制度の課題につきましては、65歳以上の方を対象に昨年度実施した健康と暮らしの調査によりますと、成年後見制度をよく知っているは9.8％、少し知っているは39.5％となっており、全体の約半数にとどまっていることから、制度の認知向上のための周知の在り方が課題であると認識しております。

今月改正された成年後見制度の改正点を踏まえ、さらなる周知啓発と利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　65歳以上の方を対象にした調査結果では、制度を知っている人は約半数にとどまっているということで、周知が課題との答弁でもありました。６月17日に民法改正が可決、成立した利用しやすい制度を、改正点を含めてぜひとも周知をしていただいて、啓発と利用促進に取り組むとのことでしたので、制度が分かりやすく理解されるよう、そして円滑に利用ができるようお願いをいたしまして、この福祉行政に関する質問は以上とさせていただきます。

最後、大項目になりますが、動物愛護について伺ってまいります。

(1)飼い主の責任についてです。

高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する方が増加しており、癒やしや楽しみを与えてくれておりますが、その一方、犬や猫のふん尿被害、ルールやマナーを守れない飼い主、飼い主の都合により多頭飼いや多頭飼育崩壊などといった苦情や意見を耳にするようになってきております。人と動物が幸せに暮らせる社会を実現するために、動物愛護管理法に基づいて遺棄防止策やみだりな繁殖防止のための不妊・去勢手術の実施、そして何より最後まで飼うという飼い主としての責務を確実に果たすことが基本であり、飼い主の適正飼養を徹底していくことが必要不可欠なことと考えます。

そこで、犬や猫の飼い主に対する適正飼養の周知について、本市はどのような取組を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

飼い主の責任に関しては、動物愛護管理法第７条第４項において、動物の所有者または占有者は、できる限りその動物が一生を終えるまでに適切に飼養するよう努めなければならないという終生飼養の努力義務が定められています。また、国は住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインにおいて、犬や猫を飼うことは、その一生について責任を持って面倒を見ることであるとしております。具体的には、犬の放し飼いの原則禁止、猫の屋内飼育やマイクロチップ装着等による所有者明示の推進、繁殖を制限するための不妊・去勢手術の実施のほか、人と動物の共通感染症の予防、高齢の犬や猫を世話をする際の注意事項等を示しております。

市では、これまで市公式ウェブサイトにおいて、ペットの飼い主に向けて終生飼養や屋内飼育、所有者明示の重要性を呼びかけているほか、動物愛護週間のイベント等において適正飼養の啓発に努めてきました。具体的には、例年の環境フェアや、毎年９月20日から26日の動物愛護週間に合わせて開催しているいちかわ動物愛護フェアにおいて、ペットを飼う際のルールなどのパネル展示や啓発チラシ等の配布等を行ってきました。今後も引き続き県や関係団体と連携し、適正飼育の周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　飼い主の都合でペットを手放すことがないよう、最後まで飼う終生飼育の責任があります。また、飼えなくなったからといって動物を遺棄した場合は１年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が科される犯罪にもなります。人間にとっても動物にとっても、命の重さは変わりません。動物の正しい飼い方を学び、知識に基づいてペットとのよりよい関係を築いていく中に、人と動物が共生できる社会があると思いますので、飼う側のルールとマナーの啓発も大事になりますが、より一層の周知啓発に努めていただくことを要望いたしまして、次に移ります。

(2)飼い主のいない猫対策の現状と課題についてです。

飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられたり、不妊・去勢手術をしないで自由に屋外へ出した猫が繁殖して増えたものです。猫を捕獲して不妊・去勢手術後、元の場所に戻すことをＴＮＲといいますが、今以上に飼い主のいない猫を増やさないためには、不妊・去勢手術を実施することが一番効果的であると言われております。

飼い主のいない猫対策としてＴＮＲ活動や地域猫活動がありますが、その活動はどのようなものであるのか。また、地域猫活動の団体がここ最近減少傾向にあるとも聞いておりますが、現状と課題について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

野良猫を減らすための活動には、まず、今後の繁殖を抑制するために、野良猫を捕獲し、トラップ、不妊・去勢手術を施した上で、ニューター、生息していた元の場所に戻す、リターンの頭文字を取ってＴＮＲという活動があります。この活動は、１代限りの命を全うさせることで飼い主のいない猫の数を少しずつ減らしていくものです。このＴＮＲをさらに一歩進めた活動が地域猫活動であり、地域住民が主体となり、ボランティアと行政などが協力して、不妊去勢手術の後、餌やりやトイレの設置、清掃などのルールを決め、地域で猫を管理することで猫の住民トラブルを減らし、人と猫が共生できる環境を整えることを目的としております。

市は、平成28年３月に、飼い主のいない猫の増加の防止を図り、もって市民の快適な生活環境の保持に寄与することを目的として、地域猫活動団体の登録制度を開始しました。登録団体数は、制度開始から１年後の平成28年度末は28団体であり、令和８年５月末時点では57団体となっております。地域猫活動の課題としては、活動団体が負担している猫の不妊・去勢手術や医療費、餌代などの費用増大による資金不足や、活動メンバーの高齢化等による活動の担い手不足などが挙げられます。また、地域猫活動を行うに当たっては地域住民の理解を得る必要がありますが、その活動の必要性や、期待できる効果を説明しても、捨て猫の呼び水になりかねないなどの理由で同意が得られないケースがあることも課題です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ＴＮＲ活動で猫の数を減らす効果はあっても、ここで終わってはふん尿や餌によるトラブルは解決をいたしません。地域住民が猫を見守り、管理を継続することで様々な被害も減り、時間はかかりますが、猫の数もトラブルも減らすことができるのが地域猫活動です。本市の地域猫活動は、登録制度を開始して本年で10年となりますが、現在の団体数は57団体とのことで、制度開始前の平成11年から活動されている方もいます。活動メンバーの高齢化等で活動者数の減少が課題に挙げられていましたが、それ以外では手術費や医療費、餌代などの費用増大による資金不足、活動の担い手不足、地域住民の理解が得られないケースがあることも課題とのことで、時間と労力を費やして地域猫活動に御尽力をいただいている皆様に改めて敬意を表したいと思います。

地域猫活動は、単なる餌やりではなく、地域住民とボランティア、行政が協力をして避妊・去勢手術をして、これ以上増やさないという猫を地域で管理しながら共生を目指す活動ですので、正しい理解が進めば地域住民のコミュニケーションにも役立ち、長い目で見ると、猫が嫌いな人にも大きなメリットがあります。具体的な活動実績などを掲載して、地域猫活動の意義や活動内容、効果などを市が先頭に立って周知をし、地域猫活動の理解と賛同、協力が得られるよう、普及啓発にも力を入れていただきたいと思います。そして、地域から活動支援の輪が広がるよう支援体制も強化すべきだと思いますので、人と猫が共生できる環境整備を何とぞお願いをいたします。

さらに伺ってまいりますが、市公式ホームページでは、無責任な餌やりという言葉が散見され、地域猫活動団

体も無責任な餌やりをしていると受け取られかねないと心配する声を聞いておりますが、表現を改めることができないのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

地域猫活動による餌やりは、時間と場所を限定し、食べ残しはすぐに片づけ回収をする、また、置き餌は決して行わないことなどのルールを決め、適正に管理するよう努めています。しかし、活動メンバーではない餌やりルールを知らない人が餌をあげたまま、後片づけもせずに放置したり、不妊・去勢手術をしないまま餌を与え続けてしまうことで猫が増え、住民トラブルに発展することが懸念されます。そのため、市公式ウェブサイトでは、野良猫に餌を与えている方へ向けて、餌やり場所に関する注意点や、置き餌をしないこと、餌やり後の容器の回収と清掃のお願いといった注意喚起を行っております。また、同サイトにおいては、地域猫活動による餌やりルールについて説明しているとともに、猫による被害を防ぐため、無責任な餌やりについて注意を促す掲示物を市民の皆様がダウンロードできるよう掲載もしております。

これらの表現について、地域猫活動による餌やりが無責任な餌やりと誤解されないよう、地域猫活動団体の皆様の御意見等も聞きながら改めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　表現については改めていくということでございますので、今後の改善を見守りたいと思います。

飼い主のいない、管理もされていない猫に対する単なる餌やりの行為により、地域住民とのトラブルが発生していますが、その方とは違い、地域猫活動は、地域の理解と協力を得て、対象となる猫を把握しながら餌やふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切に管理をし、これ以上数を増やさず、１代限りの命を全うさせるために活動をされています。このような活動をされている方も含んでいる言葉ですので、例えば、恣意的な餌やりとか、不適切な餌やりに改めるなり、餌やりマナーを守ってくださいとかが適切ではないかと思いますので、御参考にしていただきながらも、地域猫活動に支障を来さない、誤解されない表現への改善をぜひともお願いいたします。

次に、人の身勝手な都合により不幸な運命を背負わされた野良猫の最後の受皿が地域猫活動でありますが、市内の公園や河川敷、霊園などに住みついた猫がおります。早期に不妊・去勢手術をして繁殖の抑制をしないと猫が繁殖してしまいます。現在、本市では公園での地域猫活動は認められておりませんが、近隣市で言えば、船橋市や松戸市のように、地域の実情に合わせて公園での地域猫活動を認めることができれば、さらに活動が広がるものと考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

地域猫活動に取り組むことで、野良猫による被害を減らし、住民トラブルを少なくすることが期待できます。しかし、猫が嫌い、アレルギーを持つなど様々な考え方や体質を持つ方がいる中で、誰もが安心、安全に利用できる環境を確保するためには、活動の場となる公園の立地、広さやレイアウト、利用者数等により、それぞれの公園ごとの課題があると思われます。

地域猫活動は、地域住民の理解を得て行うことが前提であるため、公園を活動の場とする場合は公園の管理者及び自治会、子ども会、ボランティアグループなど、公園の維持管理協力団体と協議、調整の上、地域の合意を得る必要があります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　所有者等のない動物への公園での不適切な餌やりにおいては、京都市で取扱い基準を設けて、まちねこ活動の団体に対しての公園における給餌を認めており、大阪市では、公園猫適正管理推進サポーター制度を設け、公園における飼い主のいない猫対策を推進されております。近隣市の船橋市は試験的に行われている最中とも聞いておりますが、松戸市では、町会及び自治会等の承認が得られ公園使用許可が下りた場合は、公園での地域猫活動を認めております。田中市長は、所信表明にて地域猫活動への支援をさらに改善し、中核市に移行した際にはと述べられておりますので、地域猫活動への公園での餌やりにおける他市の推進事例を調査研究をしていただき、地域猫団体として活動しやすい環境整備への検討を強く要望いたします。

また、地域猫団体登録の申請の際には、活動場所の相談があれば寄り添った支援をぜひともお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

(3)地域猫活動支援拠点の現状と課題について伺います。

地域猫活動支援拠点いちにゃんサポートが昨年12月20日、鑑賞植物園の２階にオープンをいたしました。地域の猫活動をしている団体同士がつながることで情報共有がされ、活動の輪がより一層広がっていくことを期待しておりますが、現状と課題について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

令和７年12月20日にオープンした地域の猫活動支援拠点、いちにゃんサポートは、譲渡可能な地域猫の一時預かりと里親探し、活動団体間の相互交流や連携、情報発信の役割を担っております。猫の譲渡に関する実績は、令和８年５月末日現在で、譲渡成立が１件です。また、拠点でのミニ譲渡会を１回開催しております。来館者数は伸びてきていることから、徐々に市民の皆様へいちにゃんサポートの存在が知られてきていると認識しております。

しかし、現状の課題は拠点を利用する活動団体が限られており、拠点が十分に活用されていないことです。その主たる要因は、市が設定した拠点の運用ルールと活動団体のニーズに差異があるためと捉えております。現在、多くの活動団体が拠点を活用していただけるよう、拠点の運用ルールについて意見交換を行い、見直しを進めているところです。なお、このような対話の場を持つことは、市にとって地域猫活動の実情を知る貴重な機会となっております。

今後は、猫の譲渡数を向上させ、市内の飼い主のいない猫を減らせるよう活動団体の拠点活用を促してまいります。また、猫の適正な飼養について、市民の皆様が理解を深めるための情報発信の場となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　先日、私自身も支援拠点に伺った際、３匹の猫がおりまして、入れ替わり立ち代わり来館者もあり、支援拠点に、その職員の方々も積極的に歩み寄って説明をされておりました。来館者はもう笑顔になって帰られる、その姿を拝見もさせていただきましたが、獣医師会も猫の健康管理に協力をいただいているということでありますので、譲渡成立までのフォローアップ体制も確認することもできました。現状の課題として、先ほど答弁にもありましたが、拠点を利用する活動団体が限られているとのことであります。多くの団体が拠点活用できるように運用ルールの見直しを、意見交換を行って進めているとのことであります。しっかり進めていただければと思います。

その上で、コロナ前までは市内の活動団体が一堂に会して意見交換会があった、そのような過去を通しながら、復活を望む声も出てきております。活動団体の相互交流や連携、また情報発信の役割を担う機能強化のためにも、団体がつながる交流の場を、行政が間に入って進めるべきであると思いますので、相互交流が図れる意見交換会の開催を要望いたしまして、また、この地域の猫活動支援拠点が人と動物が共生できる動物愛護の推進と情報の発信拠点となり、飼い主のいない猫がなくなる支援拠点となることを期待いたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時13分散会

第　　８　　日

令和８年６月 26 日（金曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第８号）

令和８年６月 26 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　冨家　薫議員、稲葉健二議員、石原たかゆき議員、大場　諭議員、中村よしお議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　39　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
石　原	みさ子
宮　本	均
大　場	諭

稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　　2名

青山　ひろかず	
増田　好秀	

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	吉田　一弘
企画部長	西村　直
財政部長	田中　雅之
管財部長	松丸　宏
情報管理部長	佐久間　剛
文化国際部長	日暮　真司
スポーツ部長	小島　信也
市民部長	山影　聡香
経済観光部長	高橋　一三
こども家庭部長	山室　繁央
福祉部長	寺島　崇
保健部長	横山　京子
環境部長	湯本　明男
街づくり部長	小林　英樹
道路交通部長	磯部　高志
下水道部長	仙波　俊郎

行徳支所長	小川	広	行
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	小林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内		徹
事務局次長	米津	孝	成
議事課長	野村	憲	一
（議事担当）			
主幹	金子	貴	一
副主幹	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	金谷	健	史
主査	青木	聖	也
主任	菅野	裕	樹
主任	荒木	智	貴
主任	伊藤	祥	太
書記	古木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

冨家薫議員。

○冨家　薫議員　おはようございます。地域政党チームいちかわの冨家薫です。通告に従い、一問一答形式にて順次質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の大項目、災害時における要配慮者の避難について。

(1)です。本市は、市川市避難行動要支援者支援プランにおいて、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿として、災害時に自力で避難することが困難な方の情報をまとめた全体名簿と自治会などが災害時の安否確認等に活用するために情報提供を行う共有名簿を作成することとされております。要支援者の安全を確保するためには、地域における共有名簿の有効活用が極めて重要な課題であると考えますが、現在の全体名簿の登録者数及び自治会等に提供している共有名簿の登録者数はそれぞれ何人でしょうか、また、個別避難計画の登録者数とその具体的な記載内容について、併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

災害対策基本法に基づき作成している全体名簿の登録対象者につきましては、要介護認定３以上の方、また、障害者手帳をお持ちの方、障がい福祉サービスを利用されている方などでございます。本年４月１日時点で全体名簿の登録者数は約２万9,000人で、そのうち地域の支援を必要として自治会などへの情報提供に同意をされている共有名簿の登録者数は約3,000人となっております。また、全体名簿の登録者から具体的な避難方法などを定めた個別避難計画を提出いただいており、個別避難計画を作成された方は約1,900人となっております。個別避難計画には、避難場所、避難経路、避難の際に支援をする方などの情報が記載されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。本市における全体名簿の登録者数２万9,000人、そのうち地域の支援を必要とし、自治会等への情報提供に同意されている共有名簿の登録者が3,000人、さらにその中で個別避難計画が作成されている方が約1,900人ということでした。共有名義の登録者のうち約６割の方が個別避難計画を既に提出されているという現状を理解いたしました。ここで、本市の立ち位置を客観的に把握するためにも参考としてお伺いしますが、近隣都市における個別避難計画の作成人数は現在どれくらいなのでしょうか、教えていただけますか。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

各市における個別避難計画の作成状況としましては、死亡及び転出をされた方を除き、船橋市は約300人、柏市は約1,000人、松戸市は約200人、浦安市は約500人と伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　近隣都市の状況を御説明いただきました。他市と比較すると、本市における個別避難計画の作

成は比較的進んでいる状況であるということが確認できました。しかしながら、本市では、地域での支援を必要とされているにもかかわらず、個別避難計画が未提出のままとなっている方が1,000人ぐらいはいらっしゃるのかなということも分かりました。

そこでお伺いしますが、本市として今後、個別避難計画の作成をさらに推進していくために具体的にどのような取組を行っていく予定か、お聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、これまで自治会と協働して、地域にお住まいの避難支援の優先度の高い方などと意見交換を行いながら、個別避難計画の作成を推進してまいりました。昨年度は、さらなる推進を図るため、自治会などに情報提供の同意をいただいている方を対象として、新たに個別避難計画を作成していただけるよう御案内をいたしました。これにより、昨年４月時点では作成者は25人でありましたが、本年４月時点では約1,900人に大幅に増加いたしました。今年度は、さらなる取組として介護や障がい等の通知の際などに個別避難計画に関する御案内を同封することを予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。今年度は介護保険被保険者や障がい者への通知にこの案内を同封されるとのことで、ぜひその発送による周知をしっかりと進めていただきたいと思います。

ここで皆さんにお見せしたいのは、これが共有名簿というものなんです、この緑の紙。ここに御本人の住所と氏名を書けばいいんですけれども、この裏のほうが個別避難計画の書類になっております。ここまでは書けたとしても、ここが書けない理由は見ると分かるんですけれども、自分の自宅からの避難先までの簡単な地図を描かなければいけなかったり、ほかの方誰か必要なときの緊急連絡先――その方々に同意が必要ですよね――があったりとか、自分の地域の土砂災害のリスク、浸水のリスクがあるのかどうかとか、ここを書くときに判断するというのがとても難しいのかなというふうに私は感じました。

しかも、これを書く方々は、皆さん避難に何らかの支援が必要だと思っていらっしゃる方々なので、やはりこれをお１人で用紙に向かい、そして全てを記載するというのは少しハードルが高いのかなというふうに感じます。私の地元の地域ケアの拠点でも、スタッフの自主的な計らいでこの申請用紙を設置して皆さんで頑張っていらっしゃるんですけれども、その自主的なところはとても大事だと思います。しかしながら、それだけでは限界があると思われます。先ほどの御答弁にありました周知と併せて、やはり作成を一緒に支援してくれる身近な協力者の存在が不可欠かと考えます。

ちなみに、他の市町村の先進的なモデル事業の報告書というのがございまして、そちらを拝見したところ、例えば板橋区は、個別避難計画作成事業として、在宅介護支援者、特定指定相談事業者等の事業者へ委託をして実施をすることというふうにあります。ほかにもたくさんの事例がございますけれども、本市としてもぜひこうした手法を研究していただきたいと要望して、次の⑵に移りたいと思います。

⑵避難行動要支援者への支援体制を真に地域で構築していくためには、住民に最も身近な存在である自治会が、この共有名簿をいかに活用していくかというところが重要です。そこで、現在自治会において共有名簿がどのように活用されているのか、その具体的な活用方法と実際に活用している自治会数についてお伺いします。また、共有名簿を活用していない、あるいは受け取りを希望しない自治会からはどのような意見や懸念が寄せられているのか、そして市として今後どのように対応していくか、その方針についてもお聞かせください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

災害時に避難行動要支援者を御支援いただける自治会や民生委員などの支援者は、日頃から共有名簿及び個別避難計画に基づき情報を共有するよう努めております。これにより、災害時の安否確認だけでなく日頃の地域における見守り活動や防災訓練への参加の呼びかけにも活用されており、事前に個別避難計画を共有することで、実効性の高い避難体制の構築につながるものと考えております。自治会において共有名簿を活用していただく場合には、本市と共有名簿の取扱いなどを定めた覚書を締結していただき、毎年、本市から最新の名簿を提供しております。本年４月１日時点の共有名簿につきましては、市内全226自治会のうち147の自治会に提供しており、全体の約７割となっております。

共有名簿の提供を望まない自治会からは、自治会内の高齢化により要支援者への対応に不安がある、共有名簿を預かることに負担を感じるなどの声が寄せられております。こうした不安や心理的負担を軽減するため、適宜自治会に出向き、自治会は要支援者への対応に法的な責任は負わないことや、御本人や御家族などの安全を確保した上で、可能な範囲で安否確認を行うものであることを丁寧に説明しております。また、避難行動要支援者支援活動の手引きを併せて配付することでさらなる理解促進に努めております。こうした取組により、今年度は新たに７自治会と覚書の締結を見込んでおり、共有名簿のさらなる活用促進につながるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。近所付き合いが全体的に希薄化している現代において、災害時の共助を機能させるためにも日頃の見守り活動、そして安否確認に直結するこの共有名簿の存在意義は極めて大きいものと考えます。現在、約７割の自治会で提供が進んでいる一方で、残り３割がまだ自治会の共有が図られていないということでした。自治会自体も、ちょっとずつ自治会の数が減っていくということ、それから、自治会の中の会員数も少し減ってきているという状況、そして、それをつかさどる理事さんが高齢化しているとか、そのような問題があって、この名簿をお願いしますといっても、本当に負担が大きいのかなというのは私も感じております。無理にというわけではなく、その名簿を預かることに対する自治会の不安、心理的な負担を軽減するためにも、引き続き法的な責任は負わなくてもいいということ、そして可能な範囲でいいというようなことを丁寧に伝えて、負担感の払拭に努めていただきたいと思います。

ただし、こうした名簿は、転出入や入退院、それから施設へ入所してしまう、それから支援者が変更することがある、それから御本人が亡くなってしまうなど、日々の情報が結構変化していってしまうという特性を持っております。せっかくの名簿が形骸化しないよう提供する情報の精度を高めていくことも今後の重要な課題として、市のほうでもしっかりと認識しておいていただくようお願いいたします。

では最後に、(3)になります。避難行動要支援者をはじめとする要支援者、要配慮者の方々が災害時に首尾よく避難所へ行ったとしても、受入れ側の体制が整っていなければ、避難先で体調を崩される、もしくは最悪の場合は災害関連死につながるおそれが生じてしまうかと思います。そこで、本市において避難所や福祉避難所として指定されている施設において、要配慮者の避難を想定した受入れ訓練は現在どの程度実施されているのかをお伺いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市では、避難に当たり、特に支援や配慮を必要とする要配慮者につきましては、小学校等の避難所で受入れ、ほかの方との避難生活が難しいときは、学校内に福祉避難室を別途設けることとしております。また、避難所を巡回する保健師や介護福祉士などが健康状態を把握した上で、福祉避難室でも避難生活が難しいと判断され

た場合は、より環境が整った福祉避難所を開設して対応いたします。

要配慮者の避難を想定した受入れ訓練としましては、防災拠点協議会や地域住民の参加の下、各小学校で毎年実施している避難所開設運営訓練において、地域の実情に応じて要配慮者の受付や福祉避難室の設置等を訓練項目として取り入れています。そのほかにも、昨年度は福祉部の職員を中心に、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯと八幡市民交流館ニコットにおいて福祉避難所の開設訓練を実施し、備品や受付方法の確認を行ったところです。今後も市川市障害者団体連絡会などの関係団体と連携し、より実践的な訓練が実施できるよう様々な意見を伺いながら進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。当事者団体ともしっかり連携を図りながら、今後も訓練を展開していく、その方向性については理解いたしました。私が参加している学校でも毎年避難所開設運営訓練を行っております。現状としては、要配慮者の受付の設置と福祉避難室のスペースを確保するという段階までにとどまっております。まだその先の実践的な訓練までには至っていないと感じております。地域ケアの現場としても、次の段階へとステップアップできるよう、今後、協議会等でもしっかり話し合っていきたいと考えております。

この個別の計画書というのは、それぞれの訓練をする場所で、皆さんの知恵で、次はこれをステップアップしていこう、ここをステップアップしていこうと、その地域地域でステップアップの方法、順序が、皆さんの話合いで次はこれをしましょうと進めていくものだというふうに私は考えておりますので、それはやっぱりその地域地域で特性を持ったものを積み重ねてつくっていただければというふうに考えています。

また、昨年度は、福祉避難所として指定された２つの新しい施設、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯ、それからニコットの開設訓練が行われたということですが、市のホームページを確認しますと、本市の指定福祉避難所は、市の公共施設が22あって、民間の福祉施設が26か所、合計48か所ということでございます。有事の際は、これらの48か所のどこであってもスムーズに開設ができるような体制を整える必要があると思います。そのためにも、今後は、先ほど議論いたしました個別避難計画を実際に活用し、計画に沿った実践的な受入れ訓練を各施設で実施していくことを強く提案いたしまして、次の大項目に移りたいと思います。

次の大項目、現在、学校現場には、特別支援を必要とする子どもたちだけではなく、外国にルーツを持ち、日本語でのコミュニケーションや学習に課題を抱える子どもたちも増えております。そして、特別支援学級や通級指導教室の計画的な全校設置は決して特定の対象児童生徒だけのものではありません。通常の学級の中で、言葉の壁や特性による困り感を抱えたまま適切なサポートが受けられずにいる子どもが複数いると、クラス全体の授業の進行、そして学級運営にも多大な負担がかかることがあります。結果として現場の先生方が対応に追われ、通常学級の多くの子どもたちの学びの時間が削られてしまうという構造的な課題が生じてしまいます。

つまり、日本語クラスや通級、特別支援学級といった子どもたちの困り感に特化した専門的な学びの場が学校内にしっかりと機能していることが、通常学級の教育を円滑に進め、全ての児童生徒の学習権と落ち着いた教育環境を守るための絶対的な防波堤になると考えています。特別支援教育や日本語指導の充実は、支援を必要とする子どもたちの未来を広げるだけではなく、学校全体の多様性への理解を育み、何より通常学級全体の教育の質を担保するという極めて大きな意義を持っていると考えます。それを踏まえて、大項目、特別支援教室についての質問をいたします。

近年、全国的にも、そして本市においても特別支援を必要とする児童生徒の数が増加傾向にあり、個々に応じたきめ細やかな教育環境の確保は大変重要な課題となっております。こうした背景を踏まえ、まずは現在の本市における特別支援学級の在籍児童生徒数及び通級指導教室の利用児童生徒数の現状についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

市立学校に通う児童生徒のうち、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校が570人、中学校が292人、合わせて862人になります。同様に、通級指導教室を利用する児童生徒数は、小学校が295人、中学校が55人、合わせて350人になります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。先ほどの御答弁により、合わせて1,200名を超える子どもたちが特別支援学級や通級で支援を受けながら学んでいるということが分かりました。保護者の皆様は、一人一人の我が子は大丈夫だろうかとか、そういう深い葛藤を持ちながら、そして学校での現場での気づきなど、この1,200人一人一人にやはりドラマがあるのかというふうに感じております。特に就学するときのタイミング、それから通級から転学を検討するとき、保護者がどのような相談窓口につながり、どのようなプロセスを経て決定に至るのか、そのプロセスの透明性、安心感は極めて重要と考えます。なので、どのような経緯や相談窓口を経て就学相談が行われ、最終的にどのような決定に至るのかを、一連の流れについてお伺いしたいと思います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室への就学については、保護者が学校の職員や教育センターへ相談するケースが主であります。保護者は、特別支援学級や通級指導教室への就学を検討する場合、相談員との就学相談を行います。相談後、保護者が就学を希望する場合は、13名以内の委員で組織されている教育支援委員会で審議を受けます。児童生徒の就学先については、審議結果を基に保護者と合意形成を図った上で教育委員会が決定します。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。就学先を決定するに当たっては、保護者と教育委員会がしっかりと向き合い、丁寧な合意形成を図っているとのこと、大変重要な取組だと認識いたします。しかし、保護者の立場からすると、その委員会でどのような専門家がどのような基準で我が子の就学先を審議しているのかというところに不安感を抱く方もいらっしゃるかと思います。

そこで、専門的な見地から重要な役割を果たす教育支援委員会の設置根拠、そして組織構成、また、年間を通じた審議の運用状況などをお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校教育法施行令第５条等に基づき、就学先は教育委員会が決定しております。教育委員会は、就学先の決定の参考とするため、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づく教育委員会の附属機関として教育支援委員会を設置しております。教育支援委員会では、教育委員会の諮問に応じて特別の支援を必要とする幼児、児童生徒の就園、就学や転学についての調査審議、建議を行っております。教育支援委員会は年10回程度開催し、委員は、医師、学識経験者、特別支援教育の関係者で組織されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。法的な位置づけ、そして専門的な組織構成、そして年間に10回に及ぶ

丁寧な審議の状況について伺いました。ここで割と時間がかかってしまうというようなことで、前の質問で御説明を受けましたけれども、やはりそういう丁寧な審議をしているということがよく分かります。子どもに最適な学びの場を調査審議していただいていること、大変重要であり、敬意を表します。

今回の御答弁をいただいたとおり、就学先の最終的な決定権限が教育委員会にあるからこそ、委員会には専門的な判定を下すだけではなく、その子が通級であれば通常学級と通級を行き来しながら、また、支援学級の子どもたちがいかに安心して学校生活を送れるかというところを考えていただいて計画を進めていただきたいと思っております。

そこで、(3)本市において学級数や児童生徒数に応じた教員が不足なく配置されているかどうかというところで教育の質を左右する生命線になると思われますので、こちらの配置状況についてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校には、児童生徒数、学級数により、県が任用した県費負担の教員が配置されております。特別支援学級は１学級８人に対し１名の教員が配置されており、通級指導教室は、１学級13人に対し１名の教員が配置されております。なお、本年度当初につきまして未配置はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。今年度当初における教員の未配置はなかったということで、まずは一安心いたしました。関係各所の配置への御尽力に感謝いたします。しかしながら、現場の実際の負担感、困り感が解消されるということはまた別の問題であります。

そこで、現場の特別支援学級や通級指導教室の担当の職員が日々の指導に、学級運営などで壁にぶつかった際、学校内、あるいは教育委員会としてどのように相談に応じ、組織的に支えていく体制が整っているのかを再質問いたします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

特別支援学級や通級指導教室の担当教員は、指導について管理職や学級担任、特別支援教育コーディネーターに相談します。一方、教育委員会では、学校の要請に応じて特別支援教育スーパーバイザー担当職員を派遣し、個別の対応も含め相談に当たっています。また、教育委員会は年数回、特別支援学級及び通級指導教室担当者の研修会を開催しており、教員同士が情報交換を行う機会となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。多角的なサポート体制があることが確認でき、心強く思います。このような専門的な職務に就いていらっしゃる方、本当に皆さん熱意のあられる方を多く私は見てきました。ですので、そのような方々のお心が折れてしまわないように、どうか教員の方々への精神的な、技術的なサポートを引き続きお願いしたいと思います。と同時に、(3)の配置で、今年度の当初の未配置はないというお話でしたが、最初は学級数が決められていて、そこで兼任をお願いして、必ず教員が確保できるというのが、それも、とても教員が少ない中、ありがたいことだとは思いますけれども、その後スタートしてから、例えば通級なり、支援学級なりに子どもがだんだん増えていく、そして教室が増えるとなったときに、またその確保が大変だというふうに思います。

また、例えばせっかく配置された職員の方が何らかの都合で、病気だったり、産休だったり、そういう都合で

抜けてしまう場合があります。そこで、市費で配置されている特別支援学級支援員というのが大いに期待されるところだと思います。教員が１人の児童生徒に対応が追われている間に、ほかの子どもたちの安全や学習をサポートする支援員の役割というのは、教室の安全、安心を保つ上で絶対に欠かせません。

そこで、本市の市費による特別支援学級支援員の配置の基準はどのようになっているのか、配置の現状についてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、全校の特別支援学級に教員の補助をする市費の特別支援学級支援員を１名配置しております。１校に２つの障がい種の特別支援学級がある学校には、障がい種ごとに１名ずつ配置しております。なお、今年度は、特別支援学級支援員として、市内全体で59名を配置しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　学級ごとには１名、そして障がい種ごとにまた１名の配置で全体として59名ということでした。特別支援教育を必要とする子どもたちは確実に増えており、この傾向は今後も続くと予想されます。全ての子どもたちが住み慣れた地域の身近な学校で、その特性に合った最適な教育を当たり前に受けられるようにするためには、単に現状の体制を維持するだけではなく、さらなる設置校の拡大、それに見合った人員配置の中長期的な展望が求められます。

そこで、最後に伺います。児童生徒が増加し続ける現状を見据え、教育委員会として、今後、特別支援学級の計画的な設置及び支援員の適切な配置を含め、これからどのように質を充実させていくのか、今後のビジョンについてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、全ての学校に特別支援学級を設置するため、過去３年間、毎年三、四校ずつ設置していることから、今後も毎年３校をめどに計画的に整備を進めてまいります。また、特別支援学級の増設に合わせて、新たな特別支援学級支援員の配置に努めてまいります。なお、引き続き特別支援学級設置校訪問を実施し、現状の課題等を把握し、特別支援学級支援員の適材適所による配置にも努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。過去３年間でも毎年三、四校ずつ設置しているということ、そして毎年３校ずつぐらいをめどに進めているということでありました。この項目の最初にも申し上げましたとおり、困り事のある子どもたちの支援、それは通常学級を含む本市全体の教育環境の充実につながります。本市全体の教育環境の充実と、誰一人取り残さない温かい教育の実現へ向けて歩みを進めていただくことを強く期待いたしまして、次の項目に移りたいと思います。

最後の項目は、塩浜１丁目整備、活用についてです。

近年、行徳臨海部では着々と整備が進められており、特に市川漁港のある塩浜１丁目では、新たな施設整備、環境改善により、以前と比べて明るく安全な印象のエリアへと変わってきております。現在も工事は進められておりますが、市民の皆様からも、今後どのような町になっていくのかという期待の声を多くいただいております。

そこでまず、市川漁港及び市道0103号の整備状況についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

初めに、市川漁港の現状について御説明いたします。市川漁港は、千葉県による市川二期地区埋立計画を前提として、50年以上前に暫定的に建設された漁港であります。平成13年に県が埋立計画を白紙撤回して以降、護岸や防波堤の鋼矢板の一部に穴が開くなど老朽化が進行しております。漁港施設の早急な更新が求められる状況となっているところでございます。このような状況を踏まえまして、令和２年度には、漁港の西側に新漁港を整備し、漁港機能の維持と安全性の確保に努めてきたところでございます。一方、既存の漁港施設につきましても、令和５年度に各施設の更新順位を定め、計画的に整備を行う市川漁港機能保全計画を策定し、国の補助金を活用しながら更新工事を進めているところでございます。整備状況の進捗につきましては、令和７年度より、臨海部の物流倉庫や工場等を高潮や波浪から保護するために重要な役割を担う護岸の工事に着手しております。今年度は約100ｍの区間の改修を予定しております。また、そのほかに50年以上前に整備しました既存の防波堤や船の係留施設、物揚げ場などにつきましても老朽化が著しいため、護岸工事と並行して令和７年度より設計業務を進めております。

次に、市道0103号の現状について御説明いたします。市川漁港に面する市道0103号は、慢性的な路上駐車や放置車両による交通事故の発生が危惧されていたことと併せて、ごみの不法投棄による環境の悪化も懸念されている状況であります。これらの問題を早期に解決するため、車道を４車線から２車線に減らし、歩道や自転車道の整備を行う道路改良工事に令和７年度より着手しております。今回の道路改良工事により、行徳警察署とも連携協力しながら安全、安心の確保、維持を図るとともに、市川漁港をはじめ塩浜１丁目を訪れる市民の方が快適に過ごしていただけるよう環境に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　御答弁ありがとうございます。50年以上前に暫定で造られた場所が今こうして安全な形へと生まれ変わることは、臨海部の安全確保や環境改善の面からも非常に重要です。ここで１つ要望ですが、今回整備された市道0103号の周辺には多くの大規模な物流倉庫や工場などの企業が集積しているエリアでもあります。この新しくなった道路を再び慢性的な路上駐車やごみの不法投棄の場に戻さないためには、行政や警察の監視だけではなく、塩浜１丁目を拠点に置くこれらの倉庫や企業との関連が不可欠だと思われます。日々このエリアの道路を業務で利用し、多くの従業員や関係車両を抱えている企業こそが地域の美化、そして交通安全を維持するための最も強力な現場のパートナーとなり得ると考えます。ですから、残る防波堤や残留施設の改修を計画的に進めていただくことと、１丁目のみならず２丁目、３丁目の物流倉庫や立地企業の皆様へ丁寧な声かけを行い、官民が一体となってこのエリアの安全と環境を守り、共に価値を高めていくための協力体制、ネットワークづくりを進めていただくようお願い申し上げます。

次に、(2)市川漁港や周辺道路の整備が進むことで海辺の景観や安全性が向上し、市民が訪れやすい環境が整いつつあります。一方で、せっかく整備された空間をより多くの方に知っていただき活用していただくためには、人が集まる仕掛けづくりも重要であると考えております。

そこで、市川漁港で開催されているイベントの実績や内容についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

市川漁港では、水産業に親しんでもらうことを目的としたいちかわ三番瀬まつりを令和５年度から開催して以降、年に一度の恒例行事となっております。この三番瀬まつりは、市川漁業協同組合及び三番瀬の環境保全や再

生に関する活動を行う地元の環境団体の御協力により令和７年10月３日に３回目が開催され、約1,500人の来場者が訪れました。イベントの内容といたしましては、大漁旗が掲げられた漁船が並ぶ中、漁師による水揚げの実演や販売、あら汁の試食、漁場クルーズ、塩作りやノリすきの体験などを行いました。また、漁業協同組合の主催により、令和７年２月から毎月第１日曜日に漁港朝市が開催され、これまで２年５か月の間に26回開催され、毎回約400人を超える多くの方が訪れております。ノリ摘み体験やボサ漁、海の生物を生きたまま展示、漁場クルーズのほか、活魚やホンビノスガイ、ノリなどの水産物の販売を行っております。また、キッチンカーでは、海にちなんだ食材を扱った商品も販売しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　どうもありがとうございます。年に１回の三番瀬まつり、本年度で３回目になるかと思います。そして、漁業協同組合の主催の朝市、月１で行われておりますけれども、こちらはもう私はほぼ毎月参加しております。寒い日もあり、雨の日もあり、暑い日もありなんですけれども、そこで私が見て分かったことがあります。まず、買物を目的とされる方、その方は割とリピーターの方が多いですね。それと、お子様連れといろいろな方々がいらっしゃるんですけれども、内容を御存じで、その目的に応じて来られる方というのがもう定着してきたんではないかというような実感を覚えております。特に子どもたちの海の生き物を観察したり、クルーズ船、ホンビノスの詰め放題、そして最近では、魚のさばき方教室などに皆さん参加する様子を拝見していると、単なるイベントにとどまらず、環境学習、そして食育の場としても大変価値の高い取組であると感じています。また、これだけ多くの市民が継続的に訪れていることを考えると、市の施策や情報発信の場としても有効に活用できるのではないかと考えております。

そこで、この漁港の朝市を市としてどのように活用していくお考えなのかをお伺いいたします。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

昨年は、本市が進める海辺での取組を広く市民に周知するため、漁港朝市におきましてパネルの展示を行いました。また、本年４月からは市が導入した災害用トイレカーを配置しております。このトイレカーを利用していただくことで市民への啓発や使用水量などの目安が分かることから、実際の災害時において非常に参考になるものと考えております。今後も漁港朝市を市の情報や施策を広くお伝えする場、また、市民の声を直接聞ける場として活用してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。

進出事業の周知、そして災害用のトイレカーの活用など、市としても朝市を有効な情報発信の場として活用していただいていることが分かりました。私は、特にこの４月から災害用のトイレカーの配置については大変興味深く拝見しております。平時のイベントにおいて市民が実際に災害用のトイレカーを目にして、そして体験できるというのは、災害時の心理的なハードルを下げ、身近な防衛意識を高める上で有効だと思います。さらに、多くの市民に使っていただくことで、実際の使用水量とかタンクの詰まり具合とか、いろいろなところでの貴重な運用データが蓄積することができるんだと考えています。いざというときの避難所開設における重要な判断基準となるはずです。加えて、現場で立ち会う市の職員の皆さんにとっても、平時からの設置、そして維持管理、トラブル対応などの扱い方を肌で体験し、習熟しておくということは、災害時の初動対応力を高める何よりの訓練になるかと思います。

そこで要望ですが、このトイレカーの配置をただのお披露目ということだけではなく、市民の体験機会の創出、そして実践的なデータの収集、検証、そして職員のオペレーション能力の向上、この３つの目的を明確に持って今後の防災計画へ確実にフィードバックしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

朝市を通じて、市川にもこんな海があったのか、三番瀬の魅力を初めて知ったという声もまだまだお聞きしております。塩浜１丁目の整備活用は、漁業振興だけではなく、市川のシティープロモーション、そして観光振興の観点からも大きな可能性を持つ取組であると考えております。漁港の朝市は、市民、民間団体、漁業者、行政をつなぐ貴重な交流の場へと成長していると感じております。そのことが三番瀬まつりと漁港朝市の魅力を創出するために重要なことと考えております。

では、市としては今後どのような広がりを考えているのかをお伺いします。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

イベントに訪れた方の多くの方は、満足度は高いと感じているところでございます。今後はさらに若い世代の参加を増やしていきたいと考えております。そこで、今年度開催を予定しておりますいちかわ三番瀬まつりでは、包括連携協定を結んでいる千葉商科大学にお声がけをして、イベントのお手伝いやブースの出展など、学生のフィールドワークの場としても参画していただく方向で調整を進めているところでございます。イベントをきっかけに、市川の海に訪れた方が、水産業に触れた方も含めこれからも関心を持っていただきリピーターとなるよう、そして、より多くの方に市川の海の魅力が伝わるよう取り組んでまいります。

また、市域の様々な店舗で本市の水産物を実際に購入していただける機会を設ける事業を展開しております。その一つに、市川市鮮魚商組合と連携をして、市川漁協で水揚げされたスズキや市川産の生ノリを旬の季節に市内の鮮魚店で販売しております。さらに、令和７年10月10日に包括連携協定を締結いたしましたイオン株式会社の店舗におきましても、スズキやヒラメ、クロダイ等の鮮魚や市川産のノリを使ったノリ弁当の販売を行いました。今後も、漁業協同組合や環境団体、学術機関、企業等の協働により本市の水産業を振興してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。イベントに訪れた多くの方の満足度が高く、さらに若い世代の参加拡大へ向けて取り組まれていることを大変心強く感じました。特に千葉商科大学との連携により学生の皆さんがイベント運営やブース出展などに参画するという方向で調整を進めているとのことですが、若い世代が市川の海、そして三番瀬に直接触れ、その魅力を学び発信していくということは、将来の地域づくりにつながる大変意義のある取組であると考えます。また、市川市鮮魚商組合やイオンとの連携により、市川港で水揚げされた魚やノリを市民の皆様が身近で購入できる機会を広げていることも高く評価いたします。

市川の海の魅力を伝えるためには、漁港を訪れていただくことはもちろんですが、地域で取れた水産物を知り、そしてじかに購入をして味わっていただくということも大切です。その積み重ねが市川の漁業、三番瀬への理解と関心を深めることにつながると思います。塩浜１丁目では漁港整備や道路整備が進み、海辺の環境が大きく向上しつつあります。今後は、こうしたハード整備と併せてイベントや情報発信などソフト事業も充実させることでより多くの方が市川の海に親しみ、何度も訪れたくなる魅力のあるエリアへと発展させていただきたいと思います。

この港というか海ですね、ずっとずっと放置されたまま、私はそのそばに住んでいる住人ですが、皆さんやは

り埋立てが頓挫してから、みんな黙って待っていたんですね。それがやっと、やっと動き出しました。そしてこうやって２年たってだんだん続いて、動いてきているということが今回とてもよく分かりました。そのような、そこにずっと住んでいる、埋立てがないときに買っている方がいますよね。そういう方々はもう何も言わずにずっと待っておられるので、そこが進んでいくことを望んでいかれていると私はすごく感じています。なので、少しずつですが進んでいっていることを実感し、私はとてもうれしく感じております。引き続き、漁業協同組合や環境団体、大学、企業など様々な主体と連携しながら、市川の海と三番瀬の魅力発信、そして水産業の振興、そして地域の活性化に取り組まれることを要望し、地域政党チームいちかわ、冨家薫の一般質問を終わりたいと思います。御答弁どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　稲葉健二議員。

〔稲葉健二議員登壇〕

○稲葉健二議員　創生市川・自民党、稲葉健二であります。一般質問を行います。

初めに、市民に貸出しをしている公共施設についてお聞きします。

市川市が市民の方に貸し出し、利用していただいている施設は多くあります。その中で利用者が多い施設や市民の方からの声を多く聞いている施設を中心にお聞きします。

それでは、施設予約システムの現状と課題についてお聞きします。この施設予約システムでは、ほとんどの施設はネットで予約や抽せん申込みができ、大変便利なものです。しかし、施設ごとに利用申請が必要であり、施設ごとに利用するためのＩＤとパスワード設定が必要です。同じ団体であっても施設ごとにＩＤを取得し、利用しています。Ａ施設を会議で利用しようとして、その日時が埋まっていた場合に別の施設を探します。その際に、施設予約システムをＡ施設のＩＤで入っていた場合は、一度ログアウトしないとＢ施設の予約には進めません。同じＩＤで施設を切り替えていかれれば、幾つもＩＤを使い分ける必要はなく、スムーズに施設間を動いていくことができると思います。以前も同様の質問をしていますので、その後の検討状況も含めてお答えください。

また、現在の予約システムの操作では、パソコンでの操作はスムーズに分かりやすく進みますが、スマホでの画面操作では、画面表示もスライドして画面表示の確認をしなければならなかったり、通信環境の状況ではフリーズしたりする話などを聞きます。市が捉えている状況と今後に向けた考え方をお聞かせください。

次に、市民のニーズや時代の流れに応える施設についてお聞きします。多くの施設は設置からかなりの年月がたっています。設置した時代とは使用目的なども含めて変化が見られています。そのためには利用者のニーズに応えられるように改修したり、設備を改善していく必要があると思います。公民館、勤労福祉センター、いきいきセンターなどでは市民の方からどのような声を聞いており、対応はどのようにしているのかお聞かせください。

次に、貸出し施設の現状と課題及び改修や修繕計画についてお聞きします。施設によって改修計画は様々であり、内容によっては短期、中期、長期と分けて進めなければいけないと思います。急で大きな改修は補正予算などでの対応になるかと思いますが、毎年どの部分を考えていくなどの改修計画はどのようにしているのかお聞かせください。その際に、優先順位などの考え方や課題などをお聞かせください。

次に、公民館図書室の現状と課題についてお聞きします。以前にもこの質問をしています。公民館図書室は、地域や現状の運営の状況によっては改善や使用目的などを見直すべきと考える部分があると思います。設置されたときと現状では、図書室としての役割は時代に合った形に変わるべきだと思います。現状と課題をお聞かせください。

次に、休館日の考え方についてお聞きします。市民に貸出しをする施設は、基本的に多くの市民の方が使いやすいように休館日を考える必要があると思います。ただ、多くの施設は設置した時期からかなりの期間がたっており、市民のニーズに合わせた休館日を考えるべきだと思います。また、設置管理条例を実際に運用していく際に、考え方も施設によって違いを感じます。市として全体的に休館日を考える必要があると思います。市としての考え方をお聞かせください。

次に、今の質問とつながる部分ですが、いきいきセンター、こども館、勤労福祉センター、公民館の休館日についてお聞きします。ここに挙げた施設の休館日は、一部異なっているところもありますが、月曜日を全週か、一部休館日に充てています。施設によっては、施設が入っている施設の設置管理条例などと関連して違う運用をしているところもあるようです。月曜日を全て休館日として運用している施設ですが、今後、利用者のニーズや意見を聞いて、月曜日を開館することを検討していくことはできないか、市の考え方をお聞かせください。

次に、利用率を上げるための課題及び取組についてです。前段の部分と一部重複しますが、各施設ができた時代と、現在利用者が求める施設に変化があると思います。欲しい設備やバリアフリーなど多方面にわたっていると思います。そのようなニーズを吸い上げ、利用者が使いやすいようにしていくことはとても大切であると思います。市の考え方をお聞かせください。

次に、保育士の支援についてです。

まず、子育て支援員の活用及び支援についてです。保育士が充足できていない園の話を多く聞くことがあります。保育士の余裕がないためになかなか休暇が取れない、子どもの参観などにも出席できないなどの話や、早朝、夕方の勤務は家庭を優先したいなどの話を聞きます。現在、子育て支援員の方は特例で早朝、夕方の配置が可能と聞いています。この子育て支援員の活用で職員の生活スタイルの支援ができないかお聞かせください。

次に、休暇や病気などの際に代替職員を活用する支援についてお聞きします。規模の大きい保育園や、系列の園がある場合などは、臨時的に起こることに対して人の手配や代替が可能になるところもあるようですが、規模があまり大きくない園では、職員の急病や家族の急病で休む際に余裕の職員がないため、配置基準を満たすために苦労している話を聞きます。民間の派遣などもあるとは思いますが、急な対応には難しいとも聞いています。そこで、保育所ＯＢなどの方たちを相談員として園などの巡回相談や個別相談などの仕事をしてもらいながら、園の臨時的な要請に派遣して支援をすることは考えられないかお聞かせください。

次に、地域限定保育士の積極的活用についてお聞きします。千葉県では、令和８年度より、通常の保育士試験の後期試験において千葉県地域限定保育士試験を実施します。この地域限定保育士制度とはどのようなものであり、保育士不足の解消や、前段で取り上げた子育て支援員のステップアップなどに活用できるものなのかも含めてお答えください。

次に、自治会との情報共有についてお聞きします。

２次元コードの活用による掲示物のデジタル化についてお聞きします。以前の質問で自治会の掲示板について取り上げました。自治会の掲示板に貼る掲示物の数が多く貼る手間がかかる、風で飛んでしまったり、カバーがついていない掲示板は雨で掲示物がぼろぼろになったりしています。掲示物によっては裏面も内容があり、スペースの関係で掲示されないなどが現実です。そこで、前回の質問で、市が掲示物をネット上に上げて、掲示物を見るために自治会の掲示板に２次元コードを貼って、ネット上で詳しい情報を得ることができないかお聞きします。

次に、電子回覧板の活用方法についてお聞きします。今回の補正予算に計上された電子回覧板です。この電子回覧板は具体的にどのような効果が考えられ、従来の回覧板の役目にどのような部分がプラスになっていくと考えているのかお聞かせください。

次に、情報発信に関わる補助金の考え方についてです。自治会が情報の発信をするのには費用が発生します。パソコンやスマホなどのハード面での費用、通信やサーバーにかかる継続的な費用などが考えられます。聞いている話の多くは、個人所有のハードや維持費も個人での負担、ハードは個人のものを利用して、サーバーなどの維持費は自治会が持っているところもありました。この事業は単発的に考えるものではなく、継続して続けていくことが必要であるわけですから個人の負担に頼っていくことは難しく、また、担当者が替わったときにハードなどの用意やスキルが対応できないことも考えられます。市としての自治会コミュニティーのデジタル化に向けて補助金を出すことはできないか、市の考え方をお聞かせください。

次に、市からの情報発信の考え方についてです。市の新しい情報などは、ホームページやＳＮＳで市民の方たちに発信されています。しかし、こちらから情報を取りに行ったり、登録をしている方が対象になるものです。新たに自治会サイトをつくり、そこに市の情報をリンクさせて１つのサイトで情報を見られる入り口をつくり、そのサイトの中で自治会情報、掲示板情報、市政情報、「広報いちかわ」などが見られるようにすれば簡単にいろいろな情報を受け取れるようになると思います。いろいろな自治会関連情報を登録しないでもサイトに入りやすくなったり、自分の自治会の独自のホームページに飛べるようになるかと思います。このような情報発信に対して市の考え方をお聞かせください。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○大久保たかし議長　情報管理部長。

○佐久間　剛情報管理部長　私からは、大項目１つ目、市民に貸出しをしている公共施設についての(1)施設予約システムの現状と課題についてお答えいたします。

現行の施設予約システムは、平成22年度から稼働し、利用者が施設の種類ごとにＩＤを取得することで、公民館やスポーツ施設など47施設についてインターネットにより予約できるシステムであり、現在は約9,000の個人や団体が登録し、昨年度は約47万件の利用がされております。御質問のとおり種類の異なる施設の予約については、別のＩＤでログインし直す必要があるなど煩雑な面があることを認識しております。ＩＤ統合の検討状況につきましては、利用登録されている約１割の方が複数のＩＤを保有していることや、その中には連絡先など登録情報が完全に一致していない方がいることなどが分かり、これらの状況を整理した上で、ＩＤの名寄せ作業や利用者への統合に関する意向確認を行う必要があると考えております。本システムは令和10年度にサポートが終了するため、現在システムの入替えを検討しているところでありますが、まずは現行システムで対応可能な範囲でＩＤ統合を希望する方を対象として、統合に向けて必要な手続等について関係課と協議を進めてまいります。

スマートフォンでの画面操作につきましては、利用者から改善を求める声もあり、課題と認識しているところです。現状のシステムはパソコンでの利用を想定しており、スマートフォン向けに最適化されていないため、今後の新システムへの入替えに合わせ操作性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　私からは、大項目、市民に貸出しをしている公共施設についての(2)、(3)及び(7)についてお答えいたします。

初めに、(2)市民のニーズや時代の流れに応える施設についてです。公共施設のマネジメントにおいては、市民ニーズに対応した施設を整備することが利用者の満足度のほか、市民サービス全体を向上する上で重要であると認識しております。公民館などの貸出し施設において市民からは、空調機器の設置や修繕、古くなったブラインドやカーテンの交換、サークル活動のための鏡の設置など、各施設に共通して設備や備品についての要望が多く寄せられております。このような市民ニーズについては、施設を管理している各部署が予算などの状況を踏ま

えてそれぞれ対応しております。

次に、(3)貸出し施設の現状と課題及び改修や修繕計画についてです。改修などの計画の現状としましては、屋上防水や外壁改修といった大規模な改修については、市川市公共施設個別計画において、各施設の構造と築年数に基づいて実施時期を定めております。照明や扉の不具合への対応など小規模な修繕については、各部署で施設の実情を踏まえて計画をしており、優先順位は、安全性の確保や利便性の向上などの観点から総合的に判断をしております。課題としましては、リフォームを伴う修繕のように技術的な知識や経験が必要となる事案において、各部署での対応の早さや方法に差が生じてしまうことが挙げられます。そこで、例えばトイレの洋式化など全庁的な課題については、管財部が技術的な事項や積算について、各部署からの相談を受け支援をするなどの後押しを行っております。

最後に、(7)利用率を上げるための課題及び取組についてです。公共施設の将来の在り方や管理の指針である市川市公共施設等総合管理計画においては、ニーズへの対応を基本的な方針の一つとして掲げ、変化するニーズに対応し、快適に利用できる施設整備を市民とともに進めることとしております。利用率向上のためには、市民のライフスタイルや価値観の多様化などに伴って、各施設を整備した当初と比べて変化している利用者のニーズをはじめ、社会的な要請にも対応していくことが課題であります。このことから、寄せられる市民の声にきめ細かく対応していくとともに、バリアフリー水準の向上やカーボンニュートラルの推進など時代に即した取組を進めていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは、大項目、市民に貸出しをしている公共施設についての(4)公民館図書室の現状と課題についてお答えをいたします。

公民館図書室は、本市の15公民館のうち７館に設置がされております。各図書室にはそれぞれ約7,000冊から約１万8,000冊が蔵書されており、開室日は週２日から週６日までと公民館により異なりますが、年間ではそれぞれ約2,000人から約２万人、７館全体では約７万人以上の方に御利用いただくなど、身近な図書室として長年地域住民の方々に親しまれております。一方で、公民館図書室を取り巻く環境の変化にも対応をしてまいりました。例えば市川公民館では、平成21年に市川駅南口図書館が開館し利用者数が減少傾向にあることや、会議室などの貸室需要が大きいことを踏まえ、平成28年に図書室を縮小の上、新たな会議室を設置いたしました。しかし、コロナ禍を経た近年の利用者数は年間2,000人程度にとどまっているのが現状でございます。公民館図書室を必要とする利用者がいる中、公民館の限られたスペースを有効に活用していくことは引き続きの課題であると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　私からは、市民に貸出しをしている公共施設についての(5)休館日の考え方についてお答えいたします。

公共施設の休館日設定につきましては、基本原則として、市民利用の視点、行財政管理の視点、安全、保守の視点という３つの視点から総合的に勘案する必要があるものと認識しております。まず、市民利用の視点といたしましては、例えば高齢者が主に利用されるいきいきセンターや集会施設は平日の昼間に高い需要がある一方、こども館や体育施設は学校の放課後や土曜日、日曜日、祝日、夏休みなどの長期休業期間中に多くの利用者が訪れます。そのため、特に多世代が集う複合施設では利用者層によって活動のピークが異なることから、休館日を決定するに当たっては、多世代の利用に配慮した分かりやすさとそれぞれの個々の利便性の両立が求められま

す。

次に、行財政管理の視点といたしましては、公共施設である以上、管理運営経費の効率化を図ることは重要となります。限りある財源の中で施設を利用しない市民の視点も持ちながら、公費負担と利用者負担のバランスの取れた運営を加味していく必要がございます。

最後に、安全、保守の視点といたしましては、施設を将来にわたって安全かつ快適に御利用いただくため、施設の適切な維持管理と運営体制の整備に向けた計画的な点検と定期的な保守作業が不可欠です。これらの作業は館内全体の停電や立入り制限を伴うことも多く、どうしても建物全体を一括して休館とせざるを得ない場合もあるなど、日常の安全を守るための計画的な保全措置として一定の休館日は避けて通れない場合もございます。このように、休館日は施設ごとに市民利用の視点による利便性の追求と、行財政管理の視点、安全、保守の視点による持続可能性、安全性の確保というある意味相反する視点を調和させながら決定していくこととなります。そのため、例えば同じこども館でも、生涯学習センター内にある中央こども館とその他のこども館では休館日が異なるなど、利用者の方にとって分かりづらく御不便をおかけしている状況があることは認識しております。今後は、施設の利用特性と管理運営の実情を踏まえながら、より分かりやすく、また、利用しやすい施設となるよう、休館日の在り方について関係部門と連携して検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは、大項目、市民に貸出しをしている公共施設についての(6)いきいきセンター、こども館、勤労福祉センター、公民館の休館日についてお答えいたします。

休館日につきましては、各館の設置及び管理に関する条例に基づき定められております。いきいきセンター、こども館及び勤労福祉センターにつきましては、月曜日及び年末年始のほか、国民の祝日に関する法律に規定する休日、以下、祝日と申し上げます。この祝日が月曜日に当たるときは、その翌日を休館日としております。生涯学習センター内にある中央こども館につきましては、他のこども館と異なり、併設している中央図書館や文学ミュージアムに合わせて、月曜日及び毎月の末日、年末年始を休館日としており、月曜日が祝日に当たるとき及び毎月の末日が土曜日、日曜日または祝日に当たるときは、その日を開館しております。公民館につきましては、毎月の最終月曜日と祝日及び年末年始を休館日としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは、大項目、保育士の支援についてにお答えします。

初めに、(1)子育て支援員の活用及び支援についてです。子育て支援員となるためには、国が定める一定の要件を満たす研修を受講し、かつ修了認定を受ける必要があります。このための主な研修として、県が主催する子育て支援員研修がありますが、この研修は費用がテキスト代の1,000円のみで安価なこと、ｅラーニング研修を併用していること、研修会場として市川市内の会場が含まれていること、研修内容が充実していることなどから、本市の子育て支援員の多くはこの研修を受講しております。子育て支援員になると、朝夕などの児童数が少なくなる時間帯などにおいて、保育士の配置基準の緩和に係る特例の適用対象者として配置基準を満たす人数に数え入れることが可能となります。このため、子育て支援員が増えることは、保育所の安定的な運営に寄与するとともに、保育所で働く職員全体の生活スタイルの支援にもつながることが期待できます。本市といたしましては、まずは引き続き県主催の子育て支援員研修について市内の各保育所に対して周知していくとともに、職員が研修に参加しやすい配慮をしてもらえるようお願いしていきたいと考えております。あわせて、研修に参加するための支援など、子育て支援員を増やすために本市としてできる支援策については今後検討していきたいと考え

ております。

次に、(2)についてお答えします。現在、保育士が自分自身や子どもの急病などで出勤ができない場合には、各保育所の責任において保育士の配置の調整等を行っていただいており、これは小規模な保育所についても同様です。現時点においては市の職員を派遣するといった制度、いわゆる保育士派遣制度のようなものは本市で行っておりませんが、他市の事例では、福井県の勝山市において保育士派遣制度が設けられていたことを確認しています。しかしながら、実際には派遣された実績がなく、令和８年３月末をもって当該制度は廃止されたとのことでした。勝山市は子どもが少ないという事情があり、本市とは保育を取り巻く状況も異なることから実情は把握しかねますが、同制度を本市で運用した場合はまた状況が異なってくるものと推察できます。一方で保育士派遣制度については、保育所等からの要請がないときの派遣、保育士の業務内容、ニーズの把握や派遣するためのルールづくり、費用対効果、また、ふだん保育業務を行っていない保育所で派遣保育士が突発的に業務に当たった場合のリスクや責任の所在など詳細かつ十分な検討が必要であると考えることから、今後はまずは調査研究が必要と考えております。

最後に、(3)についてです。千葉県で令和８年度から開始された地域限定保育士試験は、通常の保育士試験の筆記試験の合格後に、実技試験の代わりに県が実施する保育実技講習会の受講を修了することで試験合格とするものです。合格者は地域限定保育士として登録され、登録後３年間は受験した自治体、つまり千葉県内のみで保育士として働くことができます。なお、登録後３年間が経過し、１年以上かつ1,440時間以上の勤務経験があれば、申請により全国で働ける通常の保育士登録を受けることができます。本市内の保育所等で既に勤務している保育士の資格を持たない職員が地域限定保育士試験の筆記試験を受験、合格し、保育実技講習会の受講をすれば、当該職員がそのまま勤務する保育所等に保育士の立場で残ってもらえることが期待できることから、保育士不足の解消や保育士確保策として有効と考えられます。また、保育所等で既に勤務している子育て支援員が次のステップアップとして地域限定保育士試験に挑戦することは、子育て支援員自身の今後のスキルアップとなるとともに、保育士不足の解消にもつながると考えられます。本市としては、例えば筆記試験合格後の保育実技講習会に参加しやすい環境づくりなど、どのような支援ができるのか、今後検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　私からは、大項目３つ目、自治会との情報共有についてお答えいたします。

初めに、(1)２次元コードの活用による掲示物のデジタル化についてです。自治会掲示板につきましては、御指摘のとおり、掲示物の多さによるスペースの制約や風雨による掲示物の劣化といった課題を認識しております。このため、掲示物について閲覧する方が時間や場所にとらわれることなくスマートフォンなどで容易に情報へアクセスできるよう２次元コードを活用した掲示物のデジタル化について検討を進めているところです。具体的には、市公式ウェブサイト内に掲示物の電子データなどを集約した専用ページを新設し、この専用ページへのリンク情報を記載した２次元コードを自治会掲示板に貼ることを想定しております。そして、この取組を推進するため、本年度予算において、掲示板に貼る２次元コードシールの作成費用を計上いたしました。現在は２次元コードシールのデザイン案及びリンク先となる専用ページのデザイン、内容を検討している段階でございます。専用ページの作成及び２次元コードシールのデザインが確定次第、紫外線などによる劣化防止加工を施したシールを作成し、各自治会を通じて掲示板への貼り付けを依頼する予定としております。

次に、(2)電子回覧板の活用方法についてです。本市が導入を予定しております電子回覧板システムは、現在、自治会掲示板や紙の回覧板で周知しております夏祭りや餅つき大会などの地域情報を自治会から会員の皆様

へＬＩＮＥで直接配信することを可能とするものです。また、画像の配信やアンケートフォームを活用したアンケートの実施も可能となることから、多様な情報発信やイベントへの出欠確認など幅広い使い方が見込まれます。これにより、紙の回覧板では時間を要しておりました情報伝達がＬＩＮＥで瞬時に行えるようになり、特に若年層や共働き世帯の方々にも手軽に情報へアクセスいただけるようになります。さらに、アンケート実施時における集計作業の効率化も期待されます。

次に、(3)情報発信に関わる補助金の考え方についてです。昨年度本市が自治会を対象に実施いたしました自治会活動のデジタル化に関するアンケートでは、ＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用した役員間での連絡や自治会ホームページの開設、電子回覧板による情報発信など、積極的にデジタル機器を活用し、コミュニティー活動に取り組んでいらっしゃる自治会が一定数存在することが明らかになりました。一方で、デジタル化を進める上での課題としましては、デジタルに詳しい人材の不足、情報更新、発信作業の負担増、紙媒体との併用による業務増に加え、機材の導入や維持にかかる費用負担が挙げられておりました。また、一部の自治体において、インターネット回線や電子機器のレンタル費用、パソコンやタブレットなどの備品購入費用、アプリケーションやソフトウエアの月額利用料などに対する補助といった支援策が講じられていることも承知しております。

先ほどのアンケートでは、デジタル化に向けた本市への支援希望として最も多かったものは、市によるデジタル回覧板、掲示板の導入であり、次いでパソコンやタブレットなどの電子機器購入費用への補助、自治会ホームページの開設環境整備という結果でございました。これらの結果を踏まえ、本市としましては、まずは自治会の皆様からの御要望が最も高かった電子回覧板システムの導入を最優先に推進してまいります。そして、電子機器購入費用のほか、通信費用やサーバーなどの維持費に関する補助などの支援策につきましては、今後の電子回覧板システムの導入状況や、自治会の皆様からの具体的なニーズなども考慮し、優先順位をつけて検討、対応してまいりたいと考えております。

最後に、(4)市からの情報発信の考え方についてです。先ほど申し上げましたとおり、現在、市公式ウェブサイト内に自治会の皆様向けの専用ページを新設する予定であります。そして、この専用ページには、自治会に毎月１回掲示を依頼しております情報に加え、自治会の皆様へ臨時的にお知らせする必要のある情報につきましても随時掲載していく方向で準備を進めているところでございます。市公式ウェブサイトの情報ページへのリンクを自治会専用ページに設置することで、自治会掲示板に貼る２次元コードから、自治会関連情報のみならず、市の最新情報を一元的に御確認いただけるようにすることにつきましては、市民の皆様の情報アクセシビリティー向上に資するものと認識しており、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、施設の予約システムから再質問をさせていただきます。やっと同じＩＤで、館ごとに行き来できるような形に進みそうな形だと思いますが、令和10年にシステム全体が改修されるということで、そこのときにはもっとどのような形になるか、スマホにも対応できるようなものになって、すばらしいものを期待しています。ただ、現在、更新をするときは、更新書類を各館の窓口で出して、Ａの館に出すときはＡの館、Ｂの館はＢの館に出す。ところが、ネットでそれを出すと、市のほうでそれを各館に割り振って、更新登録は複数館できるというのを、割と市民の方が知っていないというような形だと思います。ただ、これがネットで全部出せとかということももちろんなんですけれども、各館が受け付けたものを結局お互いの必要な館で、例えば希望する館に、要するに、市役所の中でそれを回せばそれが可能であると思います。これについての考え方はいかがでしょうか。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

公共施設の利用に当たっては、施設ごとに設置目的や対象、運用方法が異なっておりますことから、施設ごとの利用規約、それに基づく利用者登録や更新時における提出書類も異なります。利用者ＩＤを施設ごとにそれぞれ付与しておりますこともあり、これら利用者にとって煩雑な手続が課題であると認識しております。そのため、これまでも関係課と連携しながら利便性向上のための協議を重ね改善を図ってまいりました。具体的には、令和５年度分の利用者登録更新手続から、男女共同参画センター、市川公民館、市川駅南公民館の３施設を利用している14団体を対象に利用者ＩＤを一本化するとともに、一度の申請で手続が完了する運用といたしました。さらに、令和７年度分の更新手続からは、スポーツ施設を除く公民館などにオンライン申請を導入し、翌８年度分からはスポーツ施設にも対象を拡大したことで、現在はこれら全ての施設においてオンライン申請が可能となり、利用者は施設に出向くことなく24時間いつでもどこからでも更新手続ができるようにするなど利便性の向上を図ってまいりました。今後も、手続の簡略化を含めたさらなる市民サービスの向上と事務の効率化が図られるよう、令和10年度に予定しております施設予約システムの更新に向け、関係課と連携、協議を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひそのようによろしくお願いします。平成22年からもう16年たっているシステムがやっと新しいシステムとセキュリティーになるということは非常に喜ばしいと。ただし、それでもやはり手作業で窓口に持っていって、その館の人が受け取ってというのをやっているところもあれば、ネットで出したところによって、ほかの館にも全部それが配信されていくというやり方がもうできているんであれば、もっとアナウンスをして、市民の方に分かりやすくしてほしいと思います。この項目は以上で結構です。

続いて、市民のニーズや時代の流れに応える施設についてです。これは(2)と(3)がまとまっているので、両方関わっているので１つの質問としてお願いします。基本的には、先順位者の中でも出ているように、管財部の人たちがどのように各所管と関わっていくかによって非常にスピードが変わっていく、これはもうそのとおりだと思います。それには、要するに各所管が求めているものをどうやって集約して、そしてどうやって助けていくというシステムをつくらないと、単発で所管と管財が１個ずつをただ協議しているのであればやっぱりスピード感もなくなったり、あと予算案を立てづらくなったり、そういうところを要するに切り分けて考えて、所管と管財がどのような形で大規模改修とか、もちろん小破修繕とか小さな修繕は個別な所管で構わないと思うんですけれども、それ以外の部分にどうやって連携して、いろんな館の部分を、公共施設のもちろんそういう形を取れるかどうか、そういう考え方で今後できないかどうかをお聞きします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

技術的に専門性の高い修繕については、引き続き管財部による支援に努めてまいります。今後の管財部の関わり方については御指摘を踏まえて研究していきたいと考えております。また、各施設に寄せられたニーズのうち、全庁的に共通する課題に関わるものにつきましては、管財部でもしっかりと情報共有していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひいろいろ検討してもらいたいと思いますけれども、単純なそこが、その所管のみの館の場合と、現実的に複合施設の場合に、どこの所管が責任を取っていくとか、そこが請け負っていくという現実的な

ものが出てきます。例えば勤労福祉センターの入り口であったときには、勤労福祉センターの貸館の部分なのか、例えばいきいきセンターなのか、こども館なのか、そういうところのどこの所管がそれを持つのか。そこから入っていって、奥のいきいきセンターのところに手すりとかをつけたいといったときに、いきいきセンターがそこのお金でつけなきゃいけないのか、そういうことをトータルで考えないと、要するに建物というものの中において、複合的に各所管が入っているときに、どこの部分でそれをやれば一番効率がいいのかというのを考えなければいけないと思っています。それにはやはりそこをリードするというか、トータルの見地ができるのはやはり管財部なりが、そこの部分に必要な部署といろいろ協議をするという、常設的な会議体みたいなものを設けていかないと難しいかと思います。これについての考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

複合施設の修繕は現状では所管ごとに関係部署と調整をして対応しておりますが、現在の課題について整理をしていきたいというふうに考えております。また、将来的な複合施設の管理の在り方につきましては、他の自治体の事例も参考に研究していきたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひよろしくお願いします。各個別には聞きませんけれども、ここで挙げている施設において、例えば壊れたから直すという考え方と、利用しやすくするために直していこうという考え方では市民ニーズの捉え方が違うと思うんですね。その辺は、そういうニーズをぜひ取りまとめるのは企画さんがやっていただけるかどうかは分かりませんけれども、そういう声をちょっと取りまとめた上で、いろいろな考え方を整理していただけたらありがたいと思います。これは答弁結構です。

続いて、公民館図書室の現状、いろいろ説明を受けました。一応いいなと思っているのは、例えば市川の駅南公民館が前に２階に公民館図書室があって、発達センターの事務室の隣にあって、いろいろ相談室が足りないとかそういう状況があったときに、今、公民館図書室は１階に移動してもらって、そこで２階は使えるような形になったり、そういういろいろな応用が利いていたりというのはあると思うんです。ですから、これから公民館図書室をどうしていこうというのを全体的に考えていかないと、例えば北部で図書館要望があるので、北部の図書館を建てるのか、公民館図書室の例えば大野公民館の公民館図書室とか、例えば西部公民館図書室とか割と規模の大きいところ、こういうところを充実させることによって、図書館機能としては十分ではないかもしれないけれども、今かなり多くの方が利用されているところ、そういうところに力を入れて、逆に、ちょっとここの部分は整理してもいいのかなというところが必要かなと思っています。

市川公民館についてお聞きします。半分にしたということが分かった、かなり狭い状態になったというのも現地で感じています。それでは、この残った半分をまた貸室にしていくのが正しいのか、公民館図書室のただ貸出しの場所なのか、これから例えば、そこを子どもたちの蔵書のリユース施設として要らなくなった図書はここに展示したり、持って帰ってもらったり、例えば所蔵の除籍図書があり、そういうものをいろんな形でコミュニケーションをつくれるようなリユース図書室みたいなものは考えられないかお聞きします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えいたします。

市川公民館図書室の利用者が現在どのような本を必要としているのか、利用者のニーズの把握に努めるとともに現在利用されている高齢者等の利用者のニーズの把握に努めた上で今後の方向性を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　それでは、曽谷公民館の図書室のほうなんですけれども、あそこは１階にあって、左側にかなり大きなスペースがあります。ここのスペースに関して、こども館は２階にあって、割と狭いスペースかなと感じています。それでは、こども館を１階に移して、手前のほうを市民の交流ゾーンにして、ニコットの曽谷版みたいな形の市民の、子どもと大人たちが交流できるようなそういう施設に変えることも、図書室が上に行ってという形の勝手な考え方なんですけれども、こういうことはできないでしょうか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　曽谷公民館図書室では、学習もできる閲覧室や子ども向けの読書席を設けており、平日は高齢者、休日は家族連れや学生など年間約１万2,000人の市民の方に御利用をいただいております。御質問の１階にある図書室と２階にあるこども館の入替えにつきましては、利用者の動線が大きく変わることによる影響のほか、移設後のスペースがそれぞれの機能に求められる要件を満たせるかなど部屋の入替えによる影響や実現可能性を見極める必要があるものと考えます。そこで、今後、曽谷公民館図書室、こども館それぞれの利用者のニーズ把握に努めるとともに関係部署とも調整しながら効果や課題を整理、調査していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひよろしくお願いします。この項目は結構です。

続いて、休館日の考え方です。休館日というのは、先ほど答弁にもあったように月曜日を休む館について今回はターゲットになっているんですけれども、月曜日というのは普通に開いている日で、日曜日開けているから代休というような考え方なのかも分からないですけれども、やはり月曜日、平日に使いたいゾーン、例えばいきいきセンターだと、割と土曜、日曜の利用者が少ない、でも平日はそれなりにいたりする。逆にこども館にしても、例えば平日で居場所を欲しいという子どもたちが、月曜日がお休みというゾーンをわざわざつくらなくても、開けてあげることによって、今、中央こども館に関しては空いている状態でも近隣のこども館は閉まっている。このような現状を直すために、トータルでそれを議論する場所を設ける必要性があると思います。これについてはどのように考えますか。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

市民の皆様にとってより分かりやすく、また、真に利用しやすい施設となるよう、先ほど私が申し上げましたように、休館日の在り方を考えていく中で、今御指摘いただいた点につきましても併せて検証し、利便性向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひ検討してもらいたいと思います。それは、例えば公民館という１つの箱があった中に、そこにこども館が入っていたり、地域ケアが入っていたり、そうすると、公民館は月に１回、最終月曜日がお休みですけれども、ほかの月曜日は３つ開いているわけですね。そこにこども館やいきいきセンターが使える状態にすべきだと。これもぜひ皆さんで検討してもらいたいと思います。この項目は結構です。

続いて、いきいきセンターの各館の休館日について、これは今トータルで考えているように、各いきいきセンター、こども館、勤労福祉センター、そしてその中で公民館等も含めて休館日の在り方というのを一度議論して

いただいて、月曜日開館に向けてどのようなことができるのか、また、どういうものだからできないのかを含めてよろしくお願いします。これは答弁結構です。

続いて、利用率を上げるための課題。これはやっぱりニーズ、例えば市民の方が窓口で言った、こういうものがいいなとか、こういうところを直してほしいなとか、なかなか直らなかったり、結構いろんな声を聞いたり、畳がぼろぼろになっていたりとか、いろんな声を聞いたりしますけれども、予算がとか、この計画にないとかいろいろ細かいところが出てきます。でもそういうニーズが１回その所管の中で上に上がって、先ほど言ったように大きいものであれば今度管財とトータルの個別計画まで考えていくのかというようなことをしていただきたいという形でお願いしたいと思います。これは答弁結構です。

続いて、保育士の支援についてに移ります。

保育士の支援ですけれども、子育て支援員の活用はぜひアナウンスをしていただいて、保育園だけではなくて、いろいろな形で、こういうやり方もあって、こういうところから保育士とか、子どもの育てる環境に入ることができますよというアナウンス、または逆に朝というだけ、アルバイトじゃないんですけれども、パートとして成り立つように補助金を出して、そうすると、朝夕を通常の保育士の方がそこに出勤しないで済むという形の応援ができるように、ぜひこれは検討していただきたい、この部分は結構です。

続いて、代替保育士なんですけれども、先ほど他市の事例では駄目になってしまった、ただ、市川に関しては、これからどういうふうに検討できるかというのはぜひ考えた上で、どういうものならできるのか、どういうやり方だとできるのかとかを考えていただきたい。それと加えて、地域の中で保育園が点在している中で、地域の中の保育園同士が連携して、貸し借りじゃないんですけれども、今日、例えば応援ができる方、そういう連携を市がアシストしてできることは考えられないか、これについてお聞かせください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

同じ地域にある保育所間の連携については、現在でも、例えば同一法人が運営する系列の保育所などにおいては、そういったシステム化がされて、保育士が急遽できなくなった場合に、他の系列の保育所と連携して協力し合うといった仕組みがあると伺っております。一方で、法人をまたいで、給与体系が違う中ですとかそういった中で、こういった連携のシステム構築が可能かどうか、そういったところについては今後調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。

それでは、地域限定保育士のほうに移ります。これは新しい制度で、全くそういう学部とか、そういう専門部を卒業していなくても、保育士としての道ができるという形だと思っています。その代わり、受けたその地域に限定３年間、そして、その後には全国の保育士資格として動けるというものだと思います。ということは逆に言うと、現存のこれから保育士を取りたいということよりも、逆に現状から、保育士としての道を歩んで、そういうことで活躍してみたいという方たちをゼロからスタートする、そういうトータル的な応援ができるかどうかの考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

まずは子育て支援員ですとか、保育士でない形で勤務をいただいて地域限定保育士を目指すというのは、本人にとっても施設にとっても有効な手段だと思われます。今年度から始まった試験でございますので、市内の保育

施設の実情や意見なども伺いながら、市としてこの地域限定保育士を目指す方にどのようなバックアップができるのか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　もちろん新しく保育士が入っていただければそれにこしたことはないんですけれども、やはりいろんな形で潜在保育士の方もいるし、いろんなそういう形を活用できるのも一つ、そしてゼロから育てるという活用も一つだと思います。ぜひ研究していただきたいと思います。

それでは、自治会との情報共有に移ります。

自治会というのは、もう言うまでもなく、市と市民の方の一番接点の強い場所、そして一番頼りにしている場所でもあるし、逆に情報を提供して、そこにお互いが安心できるような仕組みをつくるべきだと。１番の２次元コードの活用については、ぜひそのシールができることを期待しています。ただ、現況は、来ている自治会掲示物だけではなくて、本当は持っていきたいけれども、所管の都合で、なかなか持っていけないというチラシも山ほどあると思うんです。それは文化のチラシがあったり、いろんなイベントのチラシ、それを掲示板に貼れるには、それを一緒に努力しなければ配ってもらえないシステムが今市役所にあるわけですから、それをクリアした上で、逆に言うと、それをしないでも配れるチラシとか配布物を引き受けられるような考えはないでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

現在、自治会に掲示を依頼していないものといたしまして考えられるものとしましては、市が主催、共催するイベントなどの情報が挙げられるかと思います。こちらの情報を自治会の皆様に広く周知することにつきましては、情報の有効活用ですとか、あとイベントの参加者の増加につながるものと認識しております。しかし、対象情報が多岐にわたりますことから、認定基準の策定ですとか、迅速かつ正確な掲載のための体制構築が課題であるとも思っております。しかしながら、これからの情報提供の在り方につきましては今後研究してまいりたいと考えております。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。今の掲示板の掲示物の考え方ができれば、例えば自治会が行っている夏祭りとか、盆踊り、何とかという、そういう今自分たちの掲示板に貼っているものも、八幡地区なら八幡地区、菅野地区なら菅野地区の今の配信する２次元の先にそこにも入れてもらえれば、掲示物プラスアルファで見てもらえる可能性ができます。こういう考えを今後広げていくというものはいかがでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

今年度市公式ウェブサイト内に新設する自治会専用のページの中で、そういった情報も発信できないか、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　媒体は例えば今言ったように物でとか、紙でとかというものはもちろんなくすということではなくて、プラスアルファで見られるような状況をつくってあげれば、やはり地域の活動も知ってもらえる率は高くなるわけなので、そういうところにも視点を置いてぜひよろしくお願いします。

続いて、情報発信に係る補助金の考え方です。現況はやっぱりすごく温度差があると思うんですね。自治会によってはすごくネットワークとか、例えば掲示物、そして回覧物、そして自分のところの自治会のニュースみた

いなのを発行しているのを、デジタル化にすることによって印刷物を半減させた自治会もあります。そのぐらいニーズに応じて動いている。それに対してはやはりスキルとか、例えば費用がかかる部分を、先ほど言ったようにどのように市が見てあげたり、どのように応援ができたりというところを考えてもらいたい。そうすると、デジタル化という部分において、自分たちでできなかった場合には外注したり頼んだりすることも費用の概念としては出てきたりします。そういうところも含めて考えていくことはできないでしょうか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

専門業者への外注費用の助成につきましては、他市の事例は認識しておりますが、公平性や継続的な財政負担の観点からは慎重な検討が必要であると考えております。まずは本年度導入いたします情報発信ツール電子回覧板システムの普及に注力し、その活用状況や自治会からのニーズを踏まえ、今後の支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　電子回覧板に期待したいと思うんですけれども、ただ、やっぱり登録をするとか、その自治会のとかという、１個の最初のハードルがあったり、全ての人がぱっと入って全部がという部分と、またちょっと違う形も検討していかないと、特定の人には有益だけれども、誰もが見れるかという部分とか、その場合がうまく誰もがなったときに、市のプッシュ型の情報とか、緊急時の情報提供などが早くできるようになると思います。だから、それも含めて併合的に検討するべきだと思います。これについてはどのように考えますか。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

災害時など緊急時の情報提供は重要なことでありますことから、その在り方につきましては、庁内関係部署と連携し協議してまいります。また、できる限り今年度新設する自治会専用ページにおいて様々な情報を提供できないか、工夫できないかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　自治会のツールというのは、やはり多くの方たちが安心して簡単に、そして分かりやすく伝えるものであると思っています。それには各所管の方を含めて、どういうものだったら市民の方に分かりやすいもの、そして、その窓口をどこにして、どういう形にやっていくかということを検討すべきだと思っています。それを進めることが一番身近な自治会とやっぱり市民をつなぐ１つのツールになると考えています。それをぜひ検討してください。

以上で終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

〇石原たかゆき議員　創生市川・自民党の石原たかゆきです。通告に従いまして、一問一答にて一般質問を行います。

市内施設の暑さ対策について伺ってまいります。

近年、日本の夏はこれまでにない異常な暑さが続いています。気象庁の観測によれば、2025年、昨年の夏の平均気温は1991年から2020年の基準値より2.36度も高く、統計開始以来最も暑い夏となったそうです。そこで、2015年と2025年、10年前の夏の気温を気象庁の船橋市のデータですが比較してみました。具体的には、気象庁の日別気温区分では、最高気温35度以上を猛暑日、30度以上を真夏日、25度以上を夏日としておりますが、2015年と2025年の７月から９月の３か月間、92日間の日別気象分布を比べてみました。結果は熱さを裏づけしたものとなりました。

猛暑日35度以上が10年前７日だったのに対し、2025年は17日、真夏日が10年前31日だったのが53日に増えています。猛暑日と夏日、真夏日、いわゆる35度以上の日数の割合を比べてみますと、10年前は44.3％だったのが、2025年は78.1％と倍近く増えているのが分かりました。暑いわけです。さらに驚いたのは、比較的涼しい25度未満、この日数です。10年前は３か月間で23日ありましたのが、何と2025年はゼロ日でした。2025年だけが特別かもしれませんので前年の2024年も同様に調べてみましたが、ほぼ同じ結果でした。日本の夏が異常に暑くなっており、これからもますます暑くなっていくということだと思います。市として暑さ対策は喫緊の課題として継続的に取り組まなければならない課題となったというふうに思います。

市の現在の暑さ対策としては、避難場所の確保としてクーリングシェルター、涼みどころを設けておりますが、避難とまではいかなくても、駅前の人の集まるスペースや公園にミスト設備のようなちょっとした暑さ対策も必要に思います。そこでお伺いします。市のミスト設備設置の考え方と実際の設置状況をお聞かせください。

〇にしむた　勲副議長　道路交通部長。

〇磯部高志道路交通部長　お答えします。

ミスト設備は、細かい霧状の水を大気中に噴霧し、人工的な霧を発生させるもので、液体から気体に気化する際に、周囲の熱を奪う気化熱を利用して気温を下げる効果が期待できるものであります。現在、市内鉄道駅の駅前広場はミスト設備はありませんが、設置した場合の効果としましては、駅前広場利用者の体感温度を下げ、熱中症リスクを軽減させるほか、視覚的にも涼しげな印象を与え、駅前空間の快適性が向上するものと考えております。

しかしながら、設置には電源、水源の確保が必要となることや、設置後におけるミストの発生量や噴霧時間の調整のほか、水質、配管の衛生的な維持など課題があります。また、設置場所についても、駅前広場は多くの方々が利用いたしますので、衣服や頭髪がぬれることや車椅子利用者などの通行を妨げないよう配慮することも必要となりますので、選定には慎重な対応が求められます。今後、設置の可能性については、鉄道、バス、タクシーの公共交通事業者や地域の活動団体等へのヒアリング及び他市の事例などを調査してまいります。

次に、公園におけるミストの設置状況につきましては、昨年度新たに大洲防災公園、広尾防災公園、ぴあぱーく妙典に簡易的なミストを設置いたしました。公園の選定に当たりましては、設備の維持管理及び運営上の観点から管理人が常駐していることやミストを設置するパーゴラなどの近くに水道設備があることといたしました。昨年度の運用においては、ミストがあってよかった、稼働時間を長くしてほしいなど御好評をいただいた一方で、ミストによって服がぬれてしまったという御意見も一部寄せられております。今後の課題といたしましては、ミスト周辺では衣服などがぬれる可能性を周知するほか、運用に係る一定の目安を設けることが必要なものと認識しております。今年度も７月から運用開始に際し、これらの課題を踏まえた適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。これからますます暑くなっていくことは間違いありません。ミスト設備が当たり前に必要になる日が来るかもしれません。公園での知見を生かして、必要となったときにすぐに対応できるように準備をしておいていただきたい。よろしくお願いいたします。

次に、スポーツ関係施設、学校開放施設の暑さ対策に関わる施設設備や利用の工夫について伺います。まず、国府台陸上競技場について２点伺います。１点目、国府台陸上競技場の観覧席は屋根のない状態が続いています。現状、観戦に来た人が避けられない状態にあることは、このところの暑さを考えて大きな問題と考えます。どのように暑さ対策を考えているかお聞かせください。

２点目は利用の工夫についてです。現状は９時からの使用としていますが、先ほどの暑さの異常さについて申し上げたとおり日中は利用が困難です。比較的気温の低い時間から利用できないでしょうか。７、８、９月の夏場だけ朝８時からの使用とできないか伺います。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

スポーツ施設の暑さ対策につきましても、日よけによる直射日光の遮断やミストによる気化熱の冷却効果が有効であります。国府台陸上競技場のスタンドにつきましては、ミストシャワーに必要な部品を手配し、職員の手により管理棟のひさしに設置しており、運用を開始しております。また、日よけにつきましても、観客席に設置できるよう、移動可能なテントを貸し出すなど運用をしているところです。

なお、早朝の利用につきましては、近隣に病院や住宅などがあることから、施設利用に伴う音響や声援など音に対する課題を整理し、利用条件などを踏まえ検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ミストの設置等を要望しておりましたけれども、既に設置されたと、それから、テントの手配もしていただいているということで、ありがとうございました。ミストにつきましては、私もよく現場に参りますので、現場の利用者の声を聞いて報告したいというふうに思います。

早朝の利用については検討するとのことですが、暑い時間帯を避けたほうがよいことは明白です。現実的な対応をお願いいたします。

続いて、学校開放施設について伺います。

まず、校庭の使用について伺います。こちらも暑さ対策の観点から、現状は９時からの使用をもっと早められないか伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本市の学校施設開放事業では、市川市学校施設の開放に関する規則により、小学校の部活動から地域展開した団体も含め学校の運動場の利用時間を午前９時から午後９時までと定めております。暑さ対策として学校の運動場の利用開始時間を朝８時に前倒しすることにつきましては、多くの学校が住宅に隣接しているため、現状の利用時間帯であっても運動場利用時に発生する声や音に関する御意見を近隣の方よりいただいております。小学校の部活動から地域展開した団体も現在は朝９時からの利用としておりますことから、運動場の利用開始時間を前倒しすることによりさらなる苦情につながることが懸念されます。学校の運動場の利用開始時間を前倒しすることにつきましては、こうした懸念があることを踏まえ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　何度も申し上げていますとおり、10年前と比べものにならない異常な暑さでございます。これが毎年続きます。夏場の７、８、９月の屋外での活動は、暑い日中を避けることは必須になるというふうに思います。小学校の利用団体だけでも、なるべく声を出さないことを条件に朝８時から利用できないか御検討ください。よろしくお願いいたします。

次に、体育館について伺います。体育館の冷房につきまして、令和７年２月定例会において中学校の体育館での体育の授業の現状をお話しし、早期の冷房化をお願いしたところですが、ヒアリングでは本年度中に中学校の冷房化が実現するとのことで安心いたしました。これで市川市は全小中学校の体育館が冷房化されるということで、大変喜ばしいというふうに思います。そこで、これは確認ですが、学校開放で体育館を利用する場合も冷房等の空調設備を利用できるのかを伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

学校施設開放の利用団体は、市川市学校施設の開放に関する規則に基づき、体育館に空調設備が設置された学校におきまして、６月１日から10月31日までの期間、原則として空調料を負担の上、空調設備を使用することが可能でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。適温でのスポーツ活動ができるということで安心いたしました。

続いて、塩焼小学校に設置された人工芝の暑さ対策について伺います。校庭の人工芝化につきましては、その効果について、本会議において何度かお話しさせていただき要望してまいりましたが、実現し、現場に立ってみますとやはりいいもんだなというふうに思います。実際、知り合いの塩焼小学校の子どもたち、保護者に聞きましたが、とても好評です。子どもたちは学校の誇りと思っているようでした。勤務している教員にも聞きましたが、けがが少ない、転んでもけがをしませんので、休み時間は外で遊ぶ子が増えた、雨がやんだらすぐ使えるのでありがたい等の声が返ってきました。また、学校開放の利用団体にも聞きましたが、けがが少ない、運動しやすく競技意欲が向上したとのことでした。

このような人工芝の校庭ですが、昨今の暑さにより表面温度が上がり、使用不能となることがないか心配です。人工芝の暑さ対策については、スプリンクラー等で水をまく、冷却チップの整備等が考えられますが、塩焼小の人工芝についてはどのような対策を取られているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

人工芝の暑さ対策として、埋め込み式のスプリンクラーなどの整備を行うことは、多額の工事費がかかることや、教職員が装置を作動させる必要があること、さらに、気温が高くなることが予想される日には、早朝に水をまかなければ効果がないことなどが挙げられます。一方、冷却チップは、スプリンクラーなどの整備よりも費用が抑えられ、チップ自体を人工芝の整備時に敷いており、装置を作動させる必要もなく、かつ、グラウンドの表面温度から５度程度下げる効果があります。このことから、教育委員会としては、人工芝の暑さ対策として冷却チップが有効であると判断し、導入したところです。引き続き、この冷却チップの効果を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　冷却チップによる対応、よく分かりました。効果を見守るとのことですが、夏の間、暑さにより使用に支障がないか、学校現場にも利用団体にも確認する手だてを取っていただき、必要に応じて適切な対応を取っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、大問２番目、部活動の地域展開について伺います。

部活動の地域展開は、令和２年の国の方針、提示を起点に、令和４年のガイドライン策定、令和５年から７年度の実証、準備期間を経て、令和７年の最終取りまとめで地域展開として正式に整理されました。令和８年度からは国が定める改革実行期間が始まり、地域クラブ活動の本格的な実施段階に入ると承知しております。市川市も改革実行期間に合わせ、第四中学校をモデル校として休日の地域クラブ化を推進する、教育委員会内に調整組織を立ち上げ市川市全体の地域クラブ化を進める、地域展開に関わる様々な課題解決のため関係団体で構成する部活動地域移行検討会を設置するなど、具体的な体制整備を進めていると承知しております。

そこで、改革実行期間を迎えた本市の状況や今後の見通しについて詳しく伺ってまいります。まず、現在の進捗状況についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市は、令和６年９月から第四中学校をモデル校として、女子バスケットボール、剣道、男子ソフトテニス、陸上の４つの部活動で休日における活動を地域クラブとして開始しました。令和７年度には教育委員会内に調整組織を立ち上げ、地域展開を市内全域に拡大しました。本年４月には卓球部やサッカー部なども加わり、現在は11校、26の地域クラブで地域展開を行っております。さらに、９月からは文化系部活動にも着手し、モデル校として２校の合唱部を地域展開する予定となっております。また、将来的に部活動地域展開の運営をお願いする総合型地域スポーツクラブの代表やスポーツ協会、ＰＴＡ連絡協議会等の各代表で構成する市川市部活動地域展開検討会――以下検討会とします――を令和７年度に立ち上げ、指導者確保や受益者負担などについて、それぞれの立場から意見をいただいているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　運動系の地域クラブ数の種目数やクラブ数が着実に増加しているということがよく分かりました。本年は文化系の地域クラブにも着手するということですが、文化系は全国的にもあまり例がないと思いますので、ぜひ軌道に乗るように丁寧な対応をお願いいたします。

また、将来的に、部活動の地域展開の運営をお願いする総合型地域スポーツクラブの代表の方を交えて検討会を実施しているとのことで、ここでの活発な議論が極めて重要になるというふうに思います。論点を整理して合意形成を図っていただきたいというふうに思います。

また、令和７年２月定例会で今後の部活動地域展開をただしたところ、教育委員会内に調整組織をつくり、総合型スポーツクラブとの調整や各校からの指導者の要請に応えていくとのことですが、これは令和７年度から立ち上げたということでございました。では次に、この調整組織について伺います。この組織に関わる職員と役割についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

調整組織は、部活動地域展開に係る事業を専属に担う職員２名を中心とし、管理職等を加えた５名で業務を行

っております。調整組織の主な役割は、検討会の運営や、将来的に部活動地域展開の受皿となっていただく各総合型地域スポーツクラブとの協議、指導者の確保、受益者負担などについて検討するなど今後の地域展開の仕組みづくりを行うことです。また、地域展開を行う部活動の指導者の募集や面接及び研修の実施、指導者への謝礼金の支払い、指導者と保護者をつなぐ連絡用アプリの管理、地域展開を行う部活動に所属する保護者への説明など実務的な業務も並行して行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　役割として、仕組みづくりと各地域クラブの運営業務、大きく分けて２つの業務があることが分かりました。このうち指導者の募集、面接、研修、謝礼金の支払い等の実務等の各地域クラブの運営業務に関わる役割は、将来部活動の地域展開の運営をお願いする総合型スポーツクラブに引き継ぐことを想定しているわけですから、この点ではこの調整組織は将来を見据えた仮の運営主体と言えると思います。市川市は部活動の地域展開を単なる部活動の外部化ではなく、総合型スポーツクラブに組み入れ、将来的に一体化した地域スポーツシステムを目指しているわけですから、その仮の組織としてのこの位置づけの役割は非常に重いというふうに思います。この２つの業務と役割の重要さに比して、また、全市16校の中学校をカバーすることを考えると、専属２人では少ないのではないかなというふうに思います。

次に進みます。さて、調整組織の業務として人材確保を挙げておられましたが、人材をどのように確保するおつもりか、お聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

指導者の確保に当たっては、調整組織が保護者の方や既に中学校の部活動をサポートしている部活動地域指導者の方に声をかけさせていただいております。また、各総合型地域スポーツクラブに対して所属している指導者の紹介を依頼しています。ほかにも学校から紹介していただいており、その中には現役の大学生もいます。さらには、小学校を含む全ての市立小学校で働いている教職員に対して、兼職、兼業の制度を活用した指導者募集の案内を行うなど指導者の確保に努めています。確保が必要な指導者の人数は、令和10年度末には運動部活動では約140人、文化部活動では約20人を見込んでいます。今後も、休日の部活動を地域クラブにしたいと要望している学校に対して指導者を派遣できるよう、引き続き指導者の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　140人と20人ということで、かなりの人数だというふうに思います。ヒアリングではおよそ35人ずつ、４年間を目途に増やしていきたいというお話でございました。国は地域展開の理由として、少子化への対応、生徒の多様なニーズへの対応、教師の働き方改革への対応の３点を挙げていますが、本市では少子化への対応は置いておくとして、生徒の多様なニーズへの対応、教師の働き方改革への対応は急務であるというふうに考えます。生徒の多様なニーズへの対応を目指し全体で140人を見込んでいるとのことですが、これだけの人数を集めるのは大変なことだというふうに思います。小学校の教員を含めた兼職兼業制度を活用した人材確保にも着手ということで、人材確保が大変なのは分かります。教師の働き方改革の対応ということを考えますと、兼職、兼業による教員の参加が多くなるのは本末転倒にも思います。兼職、兼業の申出があった場合は、校長等が本人の意思をよく確認していただきたい、このように思います。

また、大学生をということもありましたが、ぜひ、市内の大学等にも呼びかけて若い人材をそろえていただければというふうに思います。

続いて、財政面の現状と今後について伺います。令和８年度は当初予算において部活動地域展開事業として約2,100万円の予算措置がなされています。この内訳をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和８年度の部活動の地域展開に係る予算の主な内訳としては、指導者と生徒を対象とした保険の加入費用として、生徒１人当たり800円の2,100人分、指導者１人当たり2,000円の70人分の合計約190万円、また、地域クラブの指導者に対して１時間当たり1,600円、１日最大３時間、かつ月４回までの謝礼金として約1,300万円、さらに、各地域クラブに年間３万円を上限とし、ボールやミニハードルなど活動で必要となる消耗品費として約230万円などです。これらの予算は、国、県、市で３分の１ずつ予算措置をしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　私は、令和７年２月定例会において、地域クラブとして新たに活動を始める際に、選手や指導者は新たに保険に加入しなければならず、既に部活動を地域展開している場合は二重に保険に加入しなければならない状態になることから改善を要望いたしました。今回、選手や指導者の保険料も確保していただいたということで大変ありがたく思います。

さらにお伺いいたします。保険料、謝礼、消耗品など現在は予算措置されており、保護者の負担を抑えているということでございますが、今後どのように継続していくのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現在、休日の地域クラブ活動の活動費等について、国、県、市で予算措置していることから保護者負担はありませんが、国が令和７年12月に策定した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインでは、地域クラブ活動をするための受益者負担の金額を「月額1,000円から3,000円程度を参加費用のイメージとする」としております。一方で「参加費を徴収せず、参加費相当額を地方公共団体が負担し、全て公費負担で運営することもあり得る」とも示されております。いずれにしましても、今後につきましては国の動向を注視しながら、教育委員会として受益者負担の方向性をお示しできるよう検討してまいります。また、方向性をお示しできるまでの間は現状を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　恐らく運営主体が調整組織の間はなかなか難しいかというふうに思います。その間、継続が必要に思います。次の方向を示すまで現状維持ということですので、よろしくお願いいたします。

続いて、安全管理について伺います。先般、新潟県で部活動の移動中のバスがガードレールに衝突し、生徒がお亡くなりになるという痛ましい事故がありました。この場合の管理責任は、部活動ですから学校となります。市川市は今後、今までの平日の学校部活動と休日に活動する地域のクラブ活動の２つの形態で進んでいくことになります。平日と休日、活動する生徒は同じでも形態は違うということになりますが、責任の所在はどのようになるかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

平日の部活動に伴う責任はこれまでどおり学校となります。一方、部活動の地域展開として休日に活動している地域クラブは教育委員会の事業として行っていることから、活動に伴う責任は教育委員会となります。教育委

員会は、指導者が適切に指導を行えるよう活動前に指導者研修を実施し、指導する際の心得やハラスメントの防止のほか、事故が発生した際の対応方法を伝えています。また、地域クラブの指導者が活動を実施する土日に調整組織へ連絡できるよう緊急連絡先も伝えています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　２つの責任ということがあるということを、やはり保護者、それから生徒もよく知らないといけないと思いますね。ぜひ全市的にこのことをアナウンスしていただきたいというふうに思います。

それでは続いて、保護者への周知、理解について伺います。保険や責任の所在、市川市の目指す方向性や調整組織の役割を含めてどのようにしていくのかお聞かせいただけますか、よろしくお願いいたします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

これまで地域展開を開始する当該部活動に所属している保護者に対し、部活動地域展開の概要や地域クラブとなった場合、学校の活動外となることから新たな保険に加入する必要があることなど、御理解いただけるよう説明会を実施してきました。今後、夏の総合体育大会後に中学２年生が中心となって活動を始める９月に合わせて、本市が目指す地域展開の形や調整組織の役割、現状の責任の所在等、地域展開の内容や進捗状況が分かるものを作成し、保護者や地域に対し丁寧に周知をしてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　目指す最終系の運営主体が総合型スポーツクラブであることや、それに向かい仮の運営体として調整組織があることなど、本市の目指すものから逆算して今があることが分かるもの、これをぜひつくっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

最後に、今後の展開について伺います。市川市のロードマップでは、令和10年度までに休日の地域展開を完了するとしています。その後はどのようにして展開していくのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

国が令和７年12月に策定した部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインでは、休日の部活動について、令和８年度から令和13年度までに原則全ての学校で地域展開を目指すとしています。また、平日の展開については、まずは国が実現可能な方法を検証していくとされています。本市の令和11年度以降の計画については、国の動向を注視しつつ、まずは10年度までの成果と課題を生徒、保護者、教職員、地域クラブの指導者を対象としたアンケート調査を踏まえて分析を行ってまいります。今後の部活動の地域展開については、現在調整組織が担っている生徒の競技レベルに応じたクラブの設置や指導者の確保、指導者への謝礼の支払いなどの運営業務を総合型地域スポーツクラブ等の地域に担っていただくことや、指導者の育成など新たな課題に対応できるよう、検討会からも多くの御意見をいただきながら検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。最後に、ヒアリングや本日の答弁をお伺いして私が理解したこと、それから、課題と感じられることや要望をお話ししてこの項を終わりにしたいというふうに思います。まず理解したこと、市川市は部活動の地域展開を学校部活の代替サービスの外部化ではなく、地域スポーツの核となる総合型クラブの育成を目指し、地域スポーツクラブ化を目指しているということ、これは近隣他市にはない理

想的な形であり、単なる部活動改革ではなく、地域スポーツ政策そのものの再設計に踏み込んでいるというふうに私は理解いたしました。

そういうふうに考えますと、一番の課題は、そのような総合型クラブとなるため総合型クラブの運営力を高めることというふうに考えます。そのために、調整組織において地域クラブ活動を活発にしつつ、運営主体を少しずつ調整組織から総合型クラブに移行していく道筋をつくることが課題というふうに考えます。また、多様な子どものニーズに応じるには、運動系地域クラブでは、そのコンセプトを生徒の地域レベルに応じたクラブの設置、平日の地域クラブ化、平日と休日の指導の継続性、文化系の地域クラブの立ち上げ、障がいを抱えた生徒のスポーツ等を踏まえ、調整組織として地域クラブを育成していくことに加えて、今のうちから調整組織と総合型クラブがこのような子どもたちのニーズに合わせ丁寧に合意形成を図っていくことも大きな課題というふうに考えます。さらに、市川市の大きな理念に基づいた部活動の地域展開をもっと広く市民に知らしめることも課題というふうに思います。単なる外部化ではないことはなかなか伝わりにくい、工夫が必要に思います。

最後に、要望を２つ申し上げて終わります。周知の面で大変でしょうけれども、部活動の地域展開便りのものを作成し、地域スポーツクラブ化という大きな理念と今後の方向性を示しつつ、個々の地域クラブの紹介を順に掲載してはどうかと思います。地域クラブとしての士気も上がるでしょうし、保護者の安心も生まれます。さらに、指導者のコメントを入れることで新たな人材の確保にもつながると思います。そして何より、回を重ねることで市川市の大きな理念に基づいた部活動の地域展開という方向性を理解し、応援しようとする人が増えてくると思います。ぜひ御検討ください。

２つ目は、部活動の地域展開推進室の設置です。今までも議会において要望してまいりましたが、本市の取組は近隣他市にはない理想的な形であり、単なる部活動改革ではなく、地域スポーツ政策そのものの再設計に踏み込んでいるというふうに思います。今後の運営主体の実務の増加や運営主体を引き継いでもらう総合クラブの育成まで考えてまいりますと、スポーツ行政の知見も常に必要になってくるというふうに思います。これらを勘案すると、地域展開推進室として学校教育部とスポーツ部合同の推進室を設置するべきだというふうに私は考えます。ぜひ御検討ください。以上でこの項目は終わりまして、最後の項目に移ります。

最後に、大問、教育振興大綱具体化パッケージについて伺ってまいります。

議長にお願いします。(1)と(2)を合わせて質問させていただきます。

○にしむた　勲副議長　では、よろしくお願いします。

○石原たかゆき議員　以後、教育振興大綱具体化パッケージは、具体化パッケージというふうに略させていただきます。私は昨年の12月定例会において、具体化パッケージの突然の発表による教育現場や教育関係者の混乱について、さきの２月定例会においては、法的な根拠とこの手法の危険性についてただしてまいりました。混乱を招いたのは事実で現在も引きずっておりますし、法的な根拠の説明についてはいまだに納得しておりません。しかるべきところに問合せるというべきであるという気持ちは変わりませんが、今回は皆さんの具体化パッケージは法や通知の粒度の範囲内であるとする側の論に入り質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

さきの２月定例会において、具体化パッケージの２の項目、「パッケージの位置づけ・大綱・計画とパッケージの関係」の項目にあるパッケージの位置づけのイメージ図に「毎年見直しを行う。」と小さく記されてあることから見直しについてお尋ねしましたところ、原則毎年度見直しを行うこととしておりますとの御答弁でございました。具体化パッケージを毎年見直す法的な規定はないわけで、市川市として独自により実効性の高いものにするため、また、新たな教育課題や社会情勢などの変化に対応したものにするため毎年見直していくということだと思います。具体化パッケージは、さきの２月定例会でも指摘しましたとおり、これがほぼそのまま教育振興重点施策となる大変重要なものです。見直した結果は市川市の教育行政の根幹となります。何をどのような方法

で見直すのか、毎年見直すことに法的な定めはありませんから、市川独自の方法となると思います。この重要な見直しについて詳しく伺ってまいります。

原則、「毎年見直しを行う。」としていますが、目的、対象とその方法についてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

教育振興具体化パッケージは、教育振興大綱を推進するため、重点的に講ずべき施策と具体的な取組について、市長と教育委員会が方向性を共有し一致して執行に当たるために令和７年度に策定したものでございます。そのため、具体化パッケージは取組の実効性を高めること、また、新たな教育課題や社会情勢等の変化にも対応していくことが求められますことから、原則毎年見直しを行うこととしております。

なお、現在の教育振興大綱の対象期間が令和８年度までであることから、今年度は新たな大綱を策定し、併せてこれを踏まえた新たな具体化パッケージの策定を行いたいと考えております。新たな具体化パッケージの策定に当たりましては、取組の実効性を高めるため、現在の具体化パッケージに位置づけている既存事業について、事業の進捗等を踏まえ取組内容や取組期間について見直すこと、また、新たな大綱を踏まえ、教育課題、社会情勢等の変化や国の制度改正などに対応した新規事業を位置づけることを想定しております。新たな具体化パッケージの策定に当たりましては、総合教育会議におきまして市長と教育委員会が十分に協議を尽くした上で市長が策定するものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　目的については先ほど私も申し上げたとおりでした。対象につきましては、事業の進捗状況を把握した内容や期間の見直しや教育課題、社会情勢の変化や国の制度改正などに対応するため、事業の見直しをすると、こういうことだと理解しました。また、方法については教育総合会議で十分協議を尽くすことというふうに理解いたしました。さらに詳しく伺ってまいります。

事業の進捗状況の把握について伺います。把握したことを協議することになりますので、市長や教育長、教育委員にとってとても重要になるというふうに思います。事業の進捗状況の把握については、主観でなく客観的な評価を基に把握することが求められると思います。教育委員会では、法令にのっとり教育振興基本計画で定めた施策について点検評価を毎年しております。これを具体化パッケージの進捗状況の把握に取り入れる考えはないか伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

教育委員会の権限に属する事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定に基づき、管理及び執行の状況につきまして毎年点検及び評価を行うことが義務づけられております。本市では、教育振興基本計画で定めました31の施策ごとに評価を行っております。その方法は、事業の進捗状況等による事業の評価、アンケート等による成果指標の評価、その２つの評価結果を組み合わせた施策の評価を行っております。なお、評価には全国学力・学習状況調査やアンケート調査などによって教職員や保護者、児童生徒の回答も反映をしております。教育振興基本計画の点検及び評価は、教育施策の評価方法として一定の実績があることから、具体化パッケージに位置づけた事業のうち進捗状況を共有すべきと教育委員会が判断した事業については、これを参考として、総合教育会議で教育委員会から報告することとなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ＰＤＣＡの検証サイクルの考え方からも、具体化パッケージの見直しには点検評価の手法を取り入れるべきというふうに思います。また、教育振興基本計画に位置づけられた事業と重なりのある具体化パッケージの具体的な取組については、例えば英語に関する取組のＡＬＴの増置は、法的に義務づけられた点検評価の外国語指導助手派遣事業の評価を参考にするということになると思いますので、こういうことは続けていただきたいというふうに思います。

では、教育振興計画に位置づけられていない具体化パッケージの具体的な取組についてはどのように進捗状況を把握するのか伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　令和６年度の教育振興基本計画の点検評価では事業の評価として、担当課が実績を踏まえた自己評価を行った上で今後の方向性を示しております。教育振興基本計画に位置づいていない具体化パッケージの事業につきましても、同様に担当課で自己評価を行うことを想定しております。これを基に共有すべきと教育委員会が判断した事業については総合教育会議で教育委員会から報告することとなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　今の御答弁では、自己評価という点では教育振興基本計画には位置づけていなくても同じという考え方だというふうに思います。しかし、透明性という点では雲泥の差があるというふうに思います。少なくとも点検評価であれば、いつでも誰でも、その事業についてどのように評価したかが分かります。具体化パッケージの事業のうち、点検評価にないものはそれを知ることができません。これは大きな問題だというふうに思います。

さらに具体的に伺います。教育振興基本計画には位置づけていない言語探究科の新設や中学校ブロックごとの運営協議会の設置に関する事業の進捗はどのように進捗状況を把握していくのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　言語探究科や中学校ブロックごとの学校運営協議会の設置につきましては、各担当課で設定した事業計画に基づき事業を推進しております。これにつきましても共有すべきと教育委員会が判断した場合は総合教育会議で教育委員会から報告することとなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　今の御答弁は、協議のためには進捗状況の把握は必須ですから、市長へ報告するのは分かりました。どのように進捗状況を把握するかは、先ほど申し上げました担当者の不透明な自己評価ということになると思います。それでは、協議のために教育委員も進捗状況の把握は必須というふうに考えますが、教育委員はどのように進捗状況を把握するのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　事業の担当課から教育長及び教育委員に適宜進捗状況を報告し把握することとなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　具体化パッケージを見直す際には事業の進捗状況を把握しなければならず、どのように把握するかについて私は伺ってまいりました。具体化パッケージの事業のうち、教育振興基本計画にもあり、法的に義務づけられた点検評価を参考にした進捗状況の把握は理解しますが、教育振興計画にないものについては透

明性の薄い自己評価に頼っており、これは改善すべきと考えます。この把握が教育行政に直結しますので一考をお願いいたします。

進捗状況の把握には現場の状況や声を市長や教育委員会が把握することも重要に思います。どのように現場の状況や声を把握するのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　事業の実施に当たりましては、学校現場とともに進めていくことが重要であると認識をしており、担当課が学校との調整を行う中で状況を把握し、教育委員に報告した上で総合教育会議において市長と協議を行うこととなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　現場の声を聞くことは、私はとても重要というふうに思います。その方法として、会議録による把握、これが生の現場の声を知ることができとても有効というふうに思います。先般の公明党の代表質問で、言語探究科の進捗についての質疑に対し、検討会を開催し、校長会等から意見を伺ったとの答弁がなされました。言語探究科の推進を把握する上で、この検討会における校長の意見はとても重要に思います。教育委員がこの検討会の言語探究科の新設に向けた検討会等の議事録を読むことは可能なのか伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　教育委員会では、言語探究科の新設に向け、校長と教育委員会事務局職員で構成する検討会や国語や英語、総合的な学習の時間を担当する教員で構成される実務者会議を立ち上げたところでございます。ここで話し合われた内容につきましては、必要に応じ教育委員へ提供するものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　私は議事録を読むことができるか聞いております。議事録は作成しているのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　作成しているものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　見られるようにしていただければというふうに思います。

具体化パッケージの見直しについて、事業の進捗状況の把握という点から伺ってまいりました。ＰＤＣＡの考え方でいくと、やはりＣのチェックに当たる部分だと考えますが、まだしっかりと構築されていない感は否めません。しかし、チェックが甘いと思わぬ方向に進んでしまう可能性もあるわけですから、市川市として独自の具体化パッケージのチェック、評価方法を構築すべきというふうに私は考えます。

次に、十分に協議を尽くすとしている協議の方法について伺います。総合教育会議では具体的にどのような協議を行うのか、考えをお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　総合教育会議では、共有すべきと教育委員会が判断した事業の進捗状況等について教育委員会から報告した上で、市長と教育委員会が協議をすることとなります。なお、総合教育会議での協議では、教育委員の専門的知見からいただいた意見を基に活発な議論が行われることを期待しており、これにより新たな教育振興大綱とそれに基づく具体化パッケージを実効性のあるものとしてまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　昨年は３回総合教育会議が行われました。活発な議論ということ、活発な議論にするために具体的に何かお考えがあればお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　まず、教育委員の皆様に現状の教育委員会の施策の進捗状況について丁寧に御報告をすることと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　進捗を伝えるということですね。分かりました。

教育総合会議の協議調整をもって大綱の具体化パッケージを作成するという手法で一番重要なのは、私はこの協議にあるというふうに思います。後ほど何点かこれについては要望させていただきます。

(2)の見直し後の運用と周知について伺います。７年度に具体化パッケージの策定を行った際には、いち早く市民に知らせるべきと判断し、記者会見での発表が先になり、教育現場や関係機関に大きな混乱を招きました。関係者への事前の周知がなく記者会見で発表され、大きな混乱を招いたというふうに思います。今後そのようなことがないようにしていただきたいというふうに思います。

教育現場を含め関係者等にどのように周知等を行っていくのか、また、具体化パッケージに定められた事業を実施していくに当たりどのような運用を考えているのか、教育委員会の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えいたします。

新たな教育振興大綱と具体化パッケージの周知に当たりましては、校長会や社会教育に関わる団体などの関係者に対して、丁寧な対応に努める考えでございます。また、関係者への周知を行うとともに市民にも広く周知を行ってまいります。具体化パッケージに基づく各事業の実施に当たりましては、学校教育や社会教育に関わる方々と協力、連携して進める必要があると認識をしており、現場の意見聴取や研修会の実施をはじめとしたボトムアップの手法を取り入れることも検討するなど、共通理解を図りながら一体となって取り組む考えでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　記者会見やユーチューブによる動画配信は時期を誤ると逆効果です。くれぐれも教育現場や教育関係者が新しい教科の創設や、今までと大きく構造を変える施策を記者会見や動画配信で初めて知るということのないようにしていただきたい。よろしくお願いいたします。この周知についても後ほど提案、要望させていただきます。

運用についてはボトムアップによる方法を取り入れるということでございますので、各事業ということは評価いたします。各事業はトップダウン型では進んでいきません。現場の主体性を尊重したボトムアップ型であるべきです。一体となって進めるということでありますので期待しています。

さて、市川独自の具体化パッケージの毎年の見直しについて、見直した結果がほぼそのまま教育振興重点施策となる大変重要なものであるため、また、見直しの方法については見直しの法的な規定がなく、市川市として独自の方法になるため詳しく伺ってまいりました。ヒアリングや本日の質問でおおよそ理解しましたが、ＰＤＣＡの検証サイクルで考えると、まだ構築途中という感が否めません。

質問はもうありませんが、残された時間、進捗状況の把握、総合教育会議での協議、具体化パッケージの周知の３項目について幾つか提案、要望させていただきたいというふうに思います。まず、進捗状況の把握について、より客観的な評価による把握とするため、点検評価による評価を重視し具体化パッケージの取組を教育振興基本計画に組み込む方法を考えていかれたらどうでしょうか。具体化パッケージにある教育課程に関わる部分は教育振興にない部分もあるわけで、これを何とか入れ込むということで客観的な評価ができるのではないかというふうに思います。

それから、現場の声を把握するため、教育振興計画がない具体化パッケージの事業に関する検討会や会議では、先ほど会議録を作成しているというふうにおっしゃいましたけれども、よく調べたほうがよろしいかと思います。会議録を必ず作成して閲覧できるようにするのも大事なことかというふうに思います。

続いて、教育総合会議での協議についてお話をいたします。これは粒度の範囲とする考えの私は肝だというふうに思います。地方行政の例の改正のときの通知ではこのように書かれております。「大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である」と、これをそのまま考えていただきたいというふうに思います。

それで、具体的には、昨年の反省から申し上げます。昨年、最初の会議では大綱の具体化の指示が市長からありました。これは指示では駄目だというふうに思います。依頼です。なぜかというと主従関係にはありませんので、この本会議においても、市長の指示を受けてこうしましたという理事者の発言が多数ございました。教育委員会と市長はそういう関係にはないと思いますので、これは改められたほうがいいというふうに思います。

それから、最終稿を必ず協議、その後、市長が策定した、そういう形を取っていただきたい。昨年は骨子案をつくり、意見具申、臨時代理の後、完成形を作成し、この完成形は教育委員も知らなかったという状況でした。そして、第３回でこれは皆さんが報告をしたという形ですね。これは改めていただきたい。

次、活発な協議のため、協議の場では教育委員や教育委員会からの内容や具体的取組の提案をする、これもあったほうがいいと思います。ぜひ御検討ください。

協議に教育委員として出席するものは、教育委員会で議題として上げ、そして決裁されたもの、これをぜひそのようにしていただきたい。

そして最後、具体化パッケージの周知については、いつ、どのように周知するかというのは具体化パッケージの策定とは全く別の問題だというふうに思います。危機感を持って市民や教育現場が混乱しないような周知をお願いいたします。

粒度の範囲とする皆さんの論に沿って、市川市独自の手法であることから、どこから見ても誰が見ても筋が通ったものにするためには、こうあるべきと思われる点についてお話ししました。御検討いただければというふうに思います。

最後に、ヒアリングでは、本年度新しい大綱を策定し、具体化パッケージも新しくなるということでございました。ということは、本日伺った毎年の見直しではなく、新しい大綱に沿った見直しというふうになると思います。その手法はというと、市川独自ですから、まだ構築されていないというふうに思います。その際には、本日提案いたしました把握、協議、周知についてぜひ加味していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時59分休憩

午後２時10分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

大場論議員。

○大場　諭議員　公明党の大場諭でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大項目１番目、市民サービスの提供に伴う業務委託の現状と今後のガバナンス強化についてお伺いします。

現在市川市では、窓口業務をはじめ数多くの市民サービスが民間事業者によって支えられています。市川駅行政サービスセンターでは、開庁時間の延長や経費削減など明確なメリットが生じています。しかし、サービスの外部化が進化するにつれ、全国の自治体と同様に本市においても、委託しているが市が適切に管理できているかというガバナンスの課題が浮き彫りになっています。総務省などの地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書の視点を踏まえ、以下の４点について市の現状認識と今後について伺います。

初めに、(1)業務委託の効果と現状の課題認識（モニタリング体制の長期契約のリスク）について伺います。契約して終わりではなく、現場確認や利用者評価などのモニタリングは十分に行われているのか、また、長期間同じ事業者が受託することで競争率が低下し、サービスが停滞するリスクをどう認識し、競争環境を維持するよう努めているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

行政事務は多岐にわたり、また、近年の多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、業務委託等を通じた民間事業者の活用が必要不可欠であると認識しております。また、御質問のとおり委託中の現場確認や利用者評価などのモニタリングによる業務実施状況の確認は、行政サービスの品質確保の観点からも必要なものと考えています。本市においては、業務委託の適正な履行を確保する観点から、職員が適宜立会い等で実施状況を確認すること等を庁内通知、契約事務に関するマニュアルの作成、監督職員向けの研修により周知し、所管課において適正な業務の監督や検査が実施されるよう取り組んでおります。

履行確認については、契約期間中の途中段階で行う技術管理課による中間検査制度を利用したサンプリング調査や業務完了時の検査により実施しています。また、一部の業務委託ではアンケート調査による利用者評価を取り入れ、業務の見直しを行っています。特定の事業者が長期にわたり同一業務を受注することは、入札の形骸化や競争性の低下、あるいはサービス、品質の低下といった弊害が生じるおそれがあるため対策が必要不可欠であると認識しています。そのため管財部では、入札参加資格要件を定めるに当たり、競争性の低下につながるような過度の資格要件を付すことのないよう所管課を指導しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。業務委託の効果及び長期契約のリスクについてお伺いしました。お伺いする限りは、現場の立会いを実施している等々、ほぼ漏れのないように取組を行っているように思いますけれども、これはこちら側とすれば、今後検証させていただくところだと思います。また、2017年の６月に地方自治法の一部改正の法律では、やはり適切な役割分担によるガバナンス、いわゆる内部統制について法制化をされていますが、市川市においては一般市ですから努力義務になっておりますので、この辺はやはり様々な取組を今後もこの改正に基づいた形をするべきだと思います。

では、次に移ります。委託先の労働環境（人手不足)、物価上昇への対応と適正な価格転嫁の推進についてお

伺いいたします。物価高騰により現場では人員確保が極めて困難になっています。市の調達において事前の適正な民間コスト比較の実施や、過去の単価のまま契約を据え置き、いわゆる買いたたきを生じていないか、また、価格転嫁に向けた協議は適切に行われているのか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

本市の業務委託においては、毎年、国等が公表する労務単価や資機材単価等を用いて積算を行っています。この労務単価等については実勢価格を反映しており、近年上昇傾向が続いています。発注時には直近の単価で積算を行っており、過去の単価のまま設計金額を据え置くことがないよう対応しています。契約後に労務単価等の変動があった場合の対応としましては、契約約款に、契約締結日から６月を経過した後、賃金または物価の変動に基づく委託金額の変更を請求することができるものとしており、受託者からの申出により委託金額の変更について協議を行っています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。設計単価の設定、そして価格転嫁に向けた協議について御答弁いただきました。それでは、再質問をさせていただきます。年度をまたぐ契約においても、賃金や物価上昇などに伴う委託料の増額について協議日を設定し、契約途中であっても協議に応じる姿勢を明確にすべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

賃金や物価の上昇に伴う委託料増額について協議日をあらかじめ設定しておくことは、受注者が市に相談しやすくなることにつながると考えられます。一方で、入札時に低い金額で受注し、契約期間中に過度な増額を求める事案が生じないよう、判断基準となる評価指標の設定など契約管理体制が重要となることから、今後、近隣市の状況を踏まえ調査研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。

判断基準となる評価の指定、契約管理体制は非常に重要であり、ありましたけれども、増額を求める事案について、それが本当に適正なのかどうか、また、逆に言うと、買いたたきになっていないかというような基準もやはりつくるべきだと思いますので、これはまた将来伺ってまいりたいと思います。

次に移ります。(3)業務のブラックボックス化、職員のノウハウの空洞化及び情報セキュリティーの対策について伺います。業務の丸投げによるノウハウの空洞化、ブラックボックス化の懸念についてどう対策を講じているのか、また、過去のサイバー攻撃事案も踏まえ、委託先や再委託先の情報セキュリティーを市としてどう監査し、情報漏えい時の責任の所在をどう明確化しているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

業務委託の実施においては、職員が適宜履行状況の確認を行うとともに、不明点や疑義が生じた事項についてはその都度受注者と協議を行い、業務に必要な知識やノウハウの取得に努めることが重要であると認識しています。そのため、受託者から提出された書類の確認だけではなく、業務の各段階において適宜立会いによる確認をする等の対策を講じており、庁内通知や研修を通じ適正な業務体制の確保を徹底するよう職員に周知しておりま

す。

契約約款においては情報セキュリティー取扱い特記事項を明記し、受託者に適正な管理体制の整備を求めています。さらに、令和３年度に受託者がサイバー攻撃を受けたことを踏まえて、受託者が必要なセキュリティー対策を講じていることを定期的に確認することを定めた情報セキュリティー対策チェックリストの提出を求め、遵守状況を確認しております。また、受託者または再委託先がこの特記事項に定める規定を遵守せず、情報漏えいが生じた場合は受託者の責任とすることとしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。ノウハウの空洞化、これは非常に重要な問題で、特に専門性が進めば進むほど職員がついていけないということになって、業者の言いなりになったり、丸投げになったりが、これから特に業務委託が増える中での心配事であります。また、情報セキュリティーについては、今御答弁をいただきましたけれども、各自治体もそうです、国もそうですけれども、どういうふうに対応すればいいのか、まだ模索中としか言えませんけれども、本市においてもきちっとやれることをやっていただきたいと思います。

それでは、もう一つここにて再質問いたします。長期契約において新規事業者との競争性を確保しブラックボックス化を防ぐため、業務のマニュアル化や市職員への確実な引継ぎを行うことを契約上の義務とし、実効性を担保すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

成果物として業務のマニュアルを作成することや市職員への確実な引継ぎを行うことは、ノウハウの空洞化を防ぐ上で有効な方法の一つであると認識しています。一部の業務においては市で業務マニュアル等を作成し、新規事業者や経験が乏しい職員でも業務内容が把握できるよう実効性を担保する対応も行っています。業務マニュアルの作成や市職員への確実な引継ぎを仕様書で義務づけることは、必要性やコスト面を含めて研究が必要でありますが、個別に業務内容や特性に応じて精査し、必要と認められる案件については方法等を含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。ノウハウの空洞化を防ぐ上で有効な方法を早急に構築していただきたいと思います。

もう一つ再質問をいたします。住民票などを扱う委託契約では、ＩＳＭＳ等の第三者認証の取得の提出を仕様書に盛り込むべきであると考えています。さらに、万が一受託者や再委託先が不法行為を起こした場合に備え、市からの求償、要するに補償を求める、それを確実にするため第三者への損害に備えた保険加入の義務づけを契約に明記すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

一部の業務委託においては、情報セキュリティーの観点から、業者選定の際の条件にＩＳＭＳ等の第三者認証取得を付している案件があり、今後も必要に応じて関係部署と協議してまいります。受託者の責めによる情報インシデントが発生した場合は、受託者に多大な賠償金が発生することから、第三者への損害に備えた保険加入の義務づけについては、他の自治体の情報を収集するとともに関係部署と協議し研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。ぜひＩＳＭＳの第三者認証の取得、それから、第三者への損害に備えた保険加入の義務づけについては考えていただきたいと思います。これでなくても別に、市民の個人情報が漏れた場合とかそういった補償という意味では、こういう保険加入というよりは、市としてやはりそういったインシデントが発生したときにどういうふうに対応するのかという仕組みをきちっとつくっていくということになりますので、そういった取組ができているかどうかというのが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。(4)今後のガバナンス強化、ＳＬＡ、ＫＰＩの導入、調達専門人材、組織の育成についてお伺いします。例えばですが、窓口サービスで待ち時間10分以内といった具体的な成果指標を定め、ＳＬＡ――サービスレベル合意やＫＰＩを契約に標準整備していくべきと考えます。また、仕様書作成や事業者評価を適切に行える調達専門員、いわゆる発注管理官のような人材の育成、配置が必要ではないかと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

業務を委託するに当たりサービスレベル合意、いわゆるＳＬＡや、重要業績評価指標、いわゆるＫＰＩを設定することについては、業務の品質を客観的に評価する有効な方法の一つであると認識しております。本市においては、サービスレベルを確保するため、市公式ウェブサイトの運用委託契約など、主に情報システムに関する契約内容にＳＬＡを取り入れています。一方で、業務の性質によっては適切な指標の設定が難しく、対象業務の特性や実効性を十分に検討する必要があります。今後、他自治体の事例等も参考にしながら導入の可能性について研究してまいります。

仕様書作成や事業者評価を適切に行うためには、職員の専門知識や経験の蓄積が重要であると認識しています。一方で、発注形態の多様化や契約事務の複雑化が進む中、専門的な知識や経験を有する人材の育成及び配置を行うことは容易でない状況です。そのため技術管理課では、技術専門員として国や地方公共団体が実施する事業に精通した資格保有者を配置し、主に業務委託に関する仕様書及び設計書について精査を行っています。また、情報管理課では、情報システム調達専門員として情報システムの開発や調達の経験や知識を有する者を配置しており、職員に対し仕様書の作成や見積り金額の妥当性などについて助言を行っています。現段階では発注管理官のような人材を配置するのではなく、専門員による精査を引き続き実施する方針であります。今後の在り方については、他自治体の状況を踏まえ関係部署と調査研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。ぜひＳＬＡ、そしてＫＰＩ、それから専門員を検討していただきたいと思います。

そこで、再質問ですけれども、例えばですけれども、市川駅行政サービスセンター市民窓口等業務委託の窓口業務をモデル事業とし、例えば待機時間などをＫＰＩとしてＳＬＡを試験導入するというような形はできないでしょうか。その際、事業者の自主管理ではなく、利用者アンケートや随時の調査など複数の方法を多面的に組み合わせ、その結果に基づき委託先にインセンティブ、報奨とペナルティーを付与する仕組みを構築すべきであると考えます。あわせて、専門性を有する契約事務を担当者任せにせず、専門の発注管理官のような役割を庁内に設置するということで、例えばそういうモデルケースをつくってはどうでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

御質問の業務では、来庁目的、手続、待ち時間等の統計を取り、受注者と共有することで課題を把握し、例えばスムーズな手続を行うよう努めて、来庁者の待ち時間の減少につなげるなどの改善につなげております。ＳＬＡ及びＫＰＩの導入については、試験的な導入も含めて調査研究をしてまいります。

受託者へのインセンティブとペナルティーを付与する仕組みについては、評価手法を明確にすること、財政面に係る市民の理解や事業者負担に配慮することが必要であり、現段階での導入は難しいと考えています。専門性を有する契約においては、事業担当課だけでなく、契約課や技術管理課を含めた協議を行っており、引き続き技術専門員による精査と併せて庁内で連携して対応してまいります。しかしながら、複雑化しつつある契約事務については、より専門的な知識を有する職員の育成が課題であります。専門的な役割を担う職員の配置については、近隣市の状況の調査も進めながら、現在の専門員制度の見直しを含め、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。専門の発注管理官というのは、いろんなところでこういうのが必要ではないかというふうに今言われておりますけれども、やはり公務員の方の人事のことがありますから、どこまでこれを一般の人事の中でできるかというのが検討を今されているところもあります。

これまでの御質問をちょっとまとめますと、本日の質問で明確にしたかったのは、市川市の課題が委託するかしないかではなくて、委託した業務を市が適正に統治、ガバナンスできるかどうかというのが、私たち市民から見ていて様々なやはり委託先での課題が見えてくる中で感じるところであります。今回提案した中の幾つかをやはり一つ一つもしくは試していく中、制度の改善、また制度設計をしていただきたいとこのように強く要望して、質問を終わります。

次の大項目、市川市の官公需における価格転嫁と公共調達の適正化について。

⑴政府が令和８年７月に全国の中小企業、小規模事業者に実施する予定の調査に対する本市の認識、準備について。政府は、令和８年７月から全国の中小企業14万社を対象に、地方公共団体を含む約2,000機関が発注する公共工事、物品調達において買いたたきがないか調査し、結果を公表する方針を示しました。また、全市区町村に対して価格転嫁の対応状況を自己点検させる調査も実施するとしています。本市はこの調査対象機関に含まれると考えておりますが、現時点での本市の認識と準備状況をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

御質問の調査は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、いわゆる官公需法に基づき、毎年度、国が策定する基本方針において中小企業庁が実施するとされたものです。この調査は、受注側の目線で官公需の状況を評価し、官公需発注の改善につながること等を目的として、実際に受注している中小企業、小規模事業者に対して、価格交渉、転嫁に関する措置の実施状況を調査するために行われるものと認識しております。本市におきましては、令和８年６月５日付で発出された中小企業庁からの依頼文書を受け当該調査に対応するべく、現在、必要なデータの整理、抽出を行っているところです。今月下旬にはデータの入力及び提出の依頼が見込まれることから、期限までに対応できるように準備を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。本市の認識と準備状況についてお伺いいたしました。

では、次の(2)令和５年１月に中小企業庁が公表した令和３年度地方公共団体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果を踏まえた令和４年から６年の中小企業、小規模事業者向け契約比率と低比率の原因分析についてお伺いします。中小企業庁の調査、令和３年度によると、本市の官公需における中小企業、小規模事業者向け契約比率は42.5％、377億のうち160億であり、全国地方公共団体平均73.2％、千葉県平均61.5％、近隣の船橋市は64.6％、流山市が82.6％と比較して著しく低い水準にあります。令和４年度、５年度、６年度の最新の数値はどうなっているか、また、この低い比率の原因をどのように分析しているかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

本市の官公需における中小企業、小規模事業者向け契約比率について、令和４年度の割合は43.1％、５年度は48.9％、６年度は42.9％となっております。官公需の対象となる工事、サービスや業務の提供を受ける役務、物品を購入する物件の３種類のうち、工事と物件につきましては50％台から90％台で推移しているところですが、役務については20％台と比較的低い水準で推移しており、これが本市全体の契約比率を低くする要因となっておりますが、その原因についての明確な分析はできておりません。国が本年４月に策定した基本方針におきましては、中小企業、小規模事業者の受注機会を拡大させるために必要な措置として、適切な地域要件の設定や調達手続の簡素合理化、分離分割発注の推進といった項目が掲げられており、本市においてもこうした措置については現在でも取り組んでいるところでございます。引き続き、他市における取組状況を参考に本市における契約比率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。最新の数値及び原因分析についてお伺いしましたけれども、問題はやはりこの原因について明確には分析できていないということですので、これは早急に原因の分析を求めたいと思います。

それでは次に、(3)最低賃金上昇に対応した予定価格積算とスライド条項の活用実績についてお伺いします。全国的に官公需における価格転嫁率52.1％、これは令和７年度９月の時点でとどまっておりますけれども、民間取引を下回っています。本市においては令和３年から５年の間で千葉県最低賃金が925円から1,140円、約24％上昇しておりますが、業務委託の予定価格に最新の物価、労務費を適切に反映しているか、インフレスライド条項の適用件数、金額について、直近３年間の実績をお示しいただきたいと思います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

本市におきましては、公共工事や業務委託の設計段階において最新の物価や労務費等により積算を行っており、予定価格へ適切に反映させているものと認識しております。インフレスライド条項の適用件数と金額の実績につきまして直近の３年間の状況を申し上げますと、令和５年度は２件で約１億2,700万円、６年度は３件で約６億円、７年度は３件で約4,700万円となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。インフレスライド条項の適用件数、それから金額ですけれども、少ないように思います。スライド条項は制度として存在することと、実際に活用されているかということになりますが、実際にこれを知らない事業者さんもいたりしますので、そこも今後どうするかだと思います。

時間もあれですから、次に、(4)令和７年度６月の本市における入札制度の見直し後の競争環境、価格適正化の改善状況についてお伺いします。令和７年６月から下水道工事をめぐる贈収賄事件を受け、建設工事に関わる入札制度の抜本的見直しが行われました。市のコンプライアンス調査では、業者の21.1％が適正な競争関係が保たれていないと回答していましたが、制度改正後、入札参加業者数や落札率の変化など、競争環境の改善状況と評価についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

本市は、令和６年に発覚した事件を受けて、市長のリーダーシップの下、再発防止策の一環として建設工事に係る入札制度の抜本的見直しを行ったところです。落札率につきましては、事件発覚前の令和５年度と入札制度の見直しを開始した令和７年６月から本年３月までの結果等を比較しますと、５年度の平均落札率が94.81％であったのに対し、７年６月以降は92.62％と2.19ポイント低下しており、約１億7,000万円の節減があったと推定されますことから、入札制度の見直しによる効果が現れていると思われます。一方で、入札参加業者数につきましては、令和５年度における１社入札の割合が約15％であったのに対し、７年６月以降は約33％に増加している状況も認められます。これらの結果は、入札制度の見直し後10か月間と比較的短期間の結果との比較であることから、今後も入札状況を注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。入札制度の見直し、そして競争環境の現状について、また、評価についてお伺いしました。分かりました。

では次に、(5)令和４年から６年度の契約の価格転嫁の実施件数、金額について、中小企業向け契約比率を引き上げるには、大型案件の分離分割の発注の推移が有効とされております。国の契約の基本方針でも分離・分割発注の推進が盛り込まれていますが、本市における取組はどうなっているか、可能な範囲で令和４年から６年にかけての分離、分割の発注の実施件数、金額をお示しください。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

本市では、工事において工種別分離発注を基本として取り組んでおりますが、役務や物件であっても、契約内容の効果的、効率的な執行に資すると判断される場合には分離・分割発注に努めているところであります。本市におきまして、分離発注の集計が可能な工事における工種別分離発注の実施件数、金額及び総契約金額における割合はそれぞれ、令和４年度は36件、約29億1,000万円で約26％、５年度は28件、約41億円で約35％、６年度は17件、約９億8,000万円で約５％となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。本市における取組と分離発注の集計が可能な工事における実績をお伺いしました。36件、そして26％、35％、６年度は５％とかなり低い。近隣の数字は私のほうでも調べておりますが、かなり低いですね。分析が必要だと思います。今後に、またこれは質問を移したいと思います。

では、次の質問に移ります。(6)令和８年７月に政府が実施する予定の調査の対応方針について、政府は令和８年度中に調査結果を公表する方針です。調査結果への本市の対応方針についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

調査の開始前の段階であるため、現時点におきましては調査結果に対する本市の具体的な対応方針についてお答えすることは困難でありますが、調査結果が公表された場合には課題の分析を行うとともに、さらなる状況の改善に向けた施策の実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。まとめます。いろいろお伺いしてきました。ここで３点だけ指摘をさせていただいて、本市の課題は、１つは中小企業向け官公需契約比率が42.5％と全国平均を大きく下回る、浦安もすごく低いんですけれども、県内でも最低水準にあること、地元事業者が排除されているとは言いませんけれども、なかなか入りにくいのかなというそういった根本的是正も要すると、それから２番目としては、贈収賄事件を受けた入札制度改正の効果検証が不十分ではないでしょうか。適正な競争が保たれているかデータでの検証を求めたいと思います。第３番目に最低賃金が上昇する中での価格転嫁への対応です。インフレスライド条項の単価見直しが機能しているか、フォローアップが必要ではないでしょうか。特に東京都と隣接するところは、委託業の労務単価が東京のほうが圧倒的に高い。ですから、東京に働きに出る方も多いというふうに聞いております。令和８年度内の政府の調査結果の公表を待たずに市が自主的に具体的な改善行動を示して、中小企業、そしてまた市民に応えられる行政を進めていただきたいと要望し、この質問は終わります。

３番目の市内企業における社員の心のケアと人材定着支援について。

(1)若手社員やビジネスケアラーの心の不調と離職の現状認識について。我が国の生産年齢人口が減少する中、本市経済を支える中小企業は深刻な人手不足に直面しています。とりわけ若手社員の早期離職と働き盛りの介護離職――ビジネスケアラーですね――は、企業の持続的な経営を揺るがす死活問題です。全国健康保険協会のデータによれば、精神的な理由で傷病手当を受け取った25歳から34歳の若年層は過去10年間で約３倍に急増しています。また、共働きの育児や親の介護など、働き盛り世代が抱える事情も多様化し、企業の対応は一層難しくなっています。本市における中小企業の若手社員のメンタル不調やビジネスケアラーの増加による離職の現状について市はどのように実態を把握し認識されているのか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

国が実施している労働安全衛生調査の直近のデータでは、メンタルヘルス不調により連続１か月以上休業した労働者、または退職した労働者がいた事業所の割合は12.8％、このうち退職した労働者がいた事業所は6.2％となっております。また、同調査によりますと、現在の仕事や就業生活に関して強い不安や悩み、ストレスを感じている労働者の割合は全体で68.3％、二十歳から29歳の年齢層においても64.9％と多くなっております。

次に、仕事をしながら家族等の介護に従事しているいわゆるビジネスケアラーにつきましては、国の資料によりますと、日本全体で毎年約10万人が離職しているという報告がございます。2030年には、家族介護者のうち約４割に当たる約318万人がビジネスケアラーになることが見込まれており、経済損失も約９兆円に上ると試算されているところです。これら国の資料からも、若手社員のメンタルヘルス不調やビジネスケアラーの介護を理由とした離職は国全体の重要な課題となっていると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。強い危機感を同じように持っていただいているという、心強く思います。

再質問いたします。かつての心の不調は、長時間労働やハラスメントなどの職場の問題が主でしたが、現在は

キャリア不安やテレワークなどによる孤立、そして親の介護といった職場外の私生活での要因が複雑に絡み合っています。つまり、もはや企業単独の労働問題としてではなく、行政の福祉施策として連携して支えなければ解決しないフェーズに入っていると考えますが、この点について市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本市では、労働者や雇用者を対象とした労働なんでも相談を実施しており、社会保険労務士が労働時間、休暇、パワハラなど働く上での様々な悩みに対応しております。相談の中で寄せられる様々な課題についても丁寧に聞き取り、関係部署と連携してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。社員の心のケアや介護問題、個人の弱さや家庭の問題として片づける時代は終わったと思います。これからは、経営のリスクそのものであり、行政が分野横断的に介入すべき地域経済の課題であると確認をさせていただきました。

次の質問に移ります。(2)中小企業と大企業におけるメンタルヘルス対策の現状と課題について、企業規模による対策の格差についてお伺いします。大企業では、産業医や保健師の配置や外部ＥＡＰですね、いわゆる従業員支援プログラムの活用などがありますけれども、多層的なケアシステムを整備されています。一方で中小企業は、人事、総務担当が兼任しているなど対策のための人、物、金、ノウハウが不足しています。しかし、実態として、厚生労働省の調査では、50人から99人規模の事業所において、メンタルヘルス不調により休業、退職した労働者がいる割合が19.7%に達し、大企業に迫る勢いで増加しています。特に本市企業の大半を占める50人未満の事業所では産業医の選任義務もなく、客観的なケアへのアクセスが閉ざされています。この大企業と中小企業の間にある資源の格差と課題について、市の認識をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

近年、働く人の心の健康に関する意識が高まり、国などによる支援制度も整えられてきていることから、企業におけるメンタルヘルス対策の取組が進められております。労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場は産業医を選任すべき事業場と位置づけ、メンタルヘルス対策に取り組んでおります。国の令和６年度労働安全調査によると、労働者50人以上の事業所は94.3%がメンタルヘルス対策に取り組んでおりますが、労働者30人から49人の事業者は69.1%、労働者10人から29人の場合は55.3%となっております。従業員の多い大企業では、産業医や保健師などの専門職の配置、相談窓口の設置、復職支援体制の整備など比較的充実した体制が整備されている一方で、中小企業では経費の負担や人員の確保などの理由から、メンタルヘルス対策に十分に取り組めない企業も多い傾向にあると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。認識を共有いただいたということでありがとうございます。中小企業は、企業だからといって片づけなくて、１人欠けたら事業は成り立たないというのが実際にあります。１人の離職が命取りになる中小企業だからこそ、大企業以上の支援策が必要であると。

それでは、次の項目に移ります。(3)既存の公的資源を統合した市川市版中小企業人材定着支援パッケージの創設について。独自の資源を持たない中小企業に対し、市がハブとなって既存の公的資源を仲介し届ける仕組みが必要だと考えます。そこで、大規模な新規予算をかけずに今すぐ実行可能な市川市版中小企業人材定着支援パ

ッケージとして以下の４点を提案します。アとして、よろず支援拠点を活用したノウハウの補完について。よろず支援拠点に社会保険労務士による労働＆心の健康特別相談デーを常設することについて市の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

よろず支援拠点は、国が全国47都道府県に設置した企業経営等に関する無料の相談所です。運営は千葉県となりますが、中小企業を対象に経営のあらゆる悩みや従業員の心のケアに関する相談に社会保険労務士が対応しており、アドバイスを受けることができます。また、本市が実施している労働なんでも相談におきましても、よろず支援拠点同様、社会保険労務士が相談に対応しておりますので積極的な利用を呼びかけているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。本市の労働なんでも相談も社会保険労務士が相談に応じていると、これは心強いことだと思います。ありがとうございます。

では、次の小項目でイの地域産業保健センターを活用した人の補完について。人の補完として、50人未満の事業所に無料で医師の面接指導などを提供する国、県の地域産業保健センターの存在を市内の企業に周知できないかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

地域産業保健センターは、産業医の選任義務のない従業員50人未満の事業所等を対象として、医師や保健師等による健康相談や保健指導、メンタルヘルスに関する相談対応などを実施しております。そのため、産業医や専門スタッフを独自に確保することが難しい中小企業が従業員の心のケアに取り組む上で有効な支援機関であると認識しております。地域産業保健センターを活用して従業員の心身の健康増進を図ることは、中小企業の人材定着にもつながる重要な取組と考えておりますので広く周知してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。今後市内では、ぜひいろんな形で周知をお願いしたいと思います。

では、次の小項目、ウの高齢者サポートセンターを活用した介護離職防止について。従業員が介護に直面した際に、社内で相談できずに介護離職に至ってしまう事例もあり、早期の相談は重要であると考えます。高齢者サポートセンターを知らず相談につながらない方もいると考えます。そこで、介護離職防止のために市内15か所の高齢者サポートセンターが企業の朝礼などに15分間借りて、相談窓口があるよという周知を、ミニ出前講座なるものを実施するということはいかがでしょうか、市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

高齢者サポートセンターでは、自治会や地域住民からの要望を受け、地域に出向いて高齢者サポートセンターの役割を周知するほか、介護保険制度に関する講座などを開催するとともに、個別の出張相談なども行っておりますことから、企業からの御要望がありましたら対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。要望があれば企業に伺って相談窓口の周知をしていただけるという

ことで、これはよろしくというか、そういうことができるということですね。

次の質問、エとして、市川市こころの健康相談窓口を活用した金の補完について。金の補完として、企業が、市が在住在勤を対象に無料で運営しているこころの健康相談窓口をメンタルヘルスケアの相談窓口として活用することは可能か、また、速やかな対応のため、既存のチラシなどを企業が活用して社員に周知できないかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

個人が抱えている心の悩みについては、早期に相談につなげ、不安の軽減や問題解決を図っていくことが重要です。そのため本市では、市川市こころの健康相談窓口を設置し、臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職が電話や面接、ウェブメールによる相談を行っています。本事業は本市に在勤の方も対象としており、夜間や土日の対応も行っていることから、就労形態にかかわらず利用することが可能であり、市内企業が本事業を活用することは、職場におけるメンタルヘルスケアの推進の観点から有効であると認識しています。周知につきましては、市が作成しているチラシやポスターなどを市公式ウェブサイトに掲載し、各企業がこれらを利用し従業員に周知していただくことにより本事業の普及が図られるものと考えます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。市川市のこころの健康相談窓口、企業にとってはまだ知らないところもありますし、当然社員は知らない方もあると思いますので、非常に重要であると思います。

ここで再質問させていただきます。市内企業における社員の心のケアの人材定着の支援として、既存の公的資源を活用した市川市版中小企業人材定着支援パッケージ、これは私が勝手につけておりますけれども、それの創設ができないかということで、アからエを伺いましたけれども、市の見解は理解しました。市内事業者に対しておのおのの制度をまとめて情報提供して、困っている若者のまた介護離職を防ぐことにつなげたいと思います。そうしたことへの市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

市内事業者に制度の利用をしていただけるよう、ウェブページ上でそれぞれの制度の内容や連絡先をまとめ掲載し、周知を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。市公式ウェブサイトにてポータルサイトを設けていただけると、それぞれの制度の内容は、連絡先まで掲載していただければ周知が図られることと思いますので、これは感謝を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、これまでの質問をまとめます。市内中小企業の若手社員のメンタル不調や介護離職は、技術継承を妨げ、事業継続を阻む最大の経営リスクです。市川市にはよろず支援拠点や国の地域産業保健センターなど無料の公的医療資源が既にそろっています。課題は、これらの福祉、保健、労働の点在するインフラを行政の縦割りを排して産業政策として統合し企業へ届ける、市がつなぎ役の、不在しているつなぎ役として市のハブとなり、商工会議所と連携することによって、企業のコストがかからない予防のためのネットワークがつくられるのではないかというふうに考えます。ぜひこの人材定着支援パッケージができることを期待しております。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後３時６分休憩

―――――――――――――――――――――――

午後３時40分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

中村よしお議員。

○中村よしお議員　公明党の中村よしおでございます。通告に沿って一般質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

最初に、カラス被害防止についてであります。

私は、令和６年の12月定例会の一般質問でカラス被害防止条例の運用について質問をしました。今回の質問では、そのときの質問や提案に対して市はその後どのように対応されたのか、そして、条例施行から７年が経過したことから、その後の進捗等について質問します。

まず、カラス被害の現状についてお答えください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本市ではかねてよりごみ出しルールの徹底、カラスネットの普及啓発など、ごみの集積所――以下、集積場所と申し上げます――におけるカラスによる被害の低減に努めてまいりました。しかしながら、継続的に発生するカラス被害に対して、平成31年１月、議員発議により市川市民が安全で安心して快適に生活することができる環境の向上のためのカラス被害の防止等に関する条例、いわゆるカラス被害防止条例の施行に至ったものでございます。本条例は、カラス被害の防止と低減を図り、もって市民等が安全で安心して快適な生活を送ることができる環境の向上に寄与することを目的としております。カラス被害の現状として、カラスに関する相談件数につきましては、カラス被害防止条例施行直後の令和元年度が124件であったのに対し、令和７年度は118件とほぼ横ばいの状況でございます。相談の内容としましては、カラスの巣の撤去要望が87件で最も多く、そのほか、威嚇、攻撃に関して15件、集積場所に関することが７件などとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問を行います。カラスに関する相談件数について、条例施行前の令和元年度と令和７年度の比較について理解をいたしました。相談に当たっては、令和５年１月に開設したいちかわ環境ダイヤルや、カラスからの威嚇の相談にはまちの相談直行便等があると認識をしておりますが、市民からの相談窓口にはどのようなものがあるのでしょうか、また、これらの相談に対する対応状況について伺います。担当部局と併せてお答えください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

カラス被害に関する相談手段としましては、各課宛ての電話や問合せメールがあり、集積場所のごみの散乱等については清掃事業課、カラスからの威嚇や攻撃、巣の撤去については総合市民相談課のまちの相談直行便が対応しております。また、餌やりやカラスの生態など総合的な相談についてはＬｏＧｏフォーム、環境ダイヤルなどからも相談を受け付けており、自然環境課が窓口として対応しております。これらの相談に対しましては、担

当各課で現場を確認するとともに巣の撤去の実施や、集合場所に関しては、被害の状況に応じて適正な管理等の指導を、集合住宅の所有者や集積場所の利用者等に対して行っております。相談先が細かく分かれておりますことから、それぞれの担当窓口に異なる相談があった場合には、お話をお伺いして担当部署から再度御連絡するなど、相談者に御不便をおかけすることのないように対応するよう努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　(1)については理解いたしましたので、この(1)の答弁を踏まえて(2)に移ってまいります。(2)カラス被害防止条例の運用について、ア、調査結果の分析について質問してまいります。各相談について手段と担当部署を確認しました。しかしながら、ごみの集積場所の被害相談が実態よりも少ないように感じています。条例ではおおむね４年ごとにカラスの生息実態や被害の状況等について調査することとしていますが、集積場所に関するカラス被害状況調査の結果を伺います。また、その結果から相談件数をどのように捉えているかお答えください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

御質問のとおり、市では市域におけるカラスの生息実態や集積場所の被害状況等の調査を行い、その結果に基づきカラス被害対策指針を策定しており、指針に基づく各施策を実施しております。直近では令和４年から５年にかけて調査を行いました。集積場所の調査結果については、カラス被害があった割合が、令和元年に行った前回調査では、調査地点775か所中16か所で2.1％であったのに対し、令和５年調査では1,247か所中15か所で1.2％と約１％改善しております。しかし、令和５年に併せて調査したごみの出し方やカラスネットの使い方など集積場所の使用方法の不備については、同様に調査地点1,247か所中324か所と、市内全域の26％の集積場所において何らかの不備が見受けられたところでございます。これらの結果から、カラス被害が生じているのは、使用方法に不備のある集積場所のごく一部であることが分かりました。また、市で相談を受けた集積場所においても、ごみの収集の際に、作業員が散乱したごみを清掃していることなどの理由で顕在化していない被害も存在する可能性がございます。こうしたことから、カラス被害の相談件数は実際の被害件数より少ないと考えられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問を行ってまいります。答弁ではカラス被害の割合が改善しているとのことでありました。令和６年12月定例会の答弁でも同様に改善しているという答弁でありました。カラス被害の相談件数が実際の被害件数よりも少ないというのは、これはある意味当然だと思いますけれども、私も同じ考えであります。さらにお聞きしますが、令和元年と令和５年の調査で、集積場所の使用方法の不備とカラス被害が生じた集積場所はそれぞれ一致するのでしょうか、そうであれば特定の集積場所でカラス被害が生じていると言えると思います。そこで、その関連についての認識をお聞きいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

カラス生息調査は、カラス対策指針の見直しのために、ねぐらの場所や生息の痕跡、個体数のほか、市内の集積場所の防除対策の有無やカラス被害の状況を把握するための調査であり、個別の集積場所の改善と改善を目的とする定点調査ではございません。また、令和５年の調査ではより広範囲に状況を把握するために調査地点を増やしたことなどから、令和元年調査とは調査地点や地点数、報告様式も異なっております。このようなことから、集積場所ごとの経年劣化を比較、分析することは困難であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　カラス生息調査の趣旨について答弁がありました。その内容は市内の集積場所の防除対策の有無やカラス被害の状況を把握するための調査であって、個別の集積場所の改善を目的とする定点調査ではないということでありました。この調査の目的だけで言えば、確かにそういうことになると思います。しかしながら、カラス対策指針見直しのための調査であるという本旨にのっとれば、市内の集積場所の防除対策の有無、あるいは集積場所の使用方法の不備の場所の一部でカラス被害が生じたのであれば、どのエリアのどの箇所で生じているのかということを記録するのは私は当然だと考えています。

つまり、例えば当該調査について説明しますと、ごみ出しの不備の調査は市内を４エリアに分けています。エリア区分は、北東部、北西部、中部、南部となります。調査結果から、ごみ出しに不備があった地点は写真つきで記録をされているところもあります。調査地点1,247か所中324か所でありますが、一方、カラス被害のあった地点は1,247か所中15か所で1.2％と１％改善しているということではあります。このごみ出し不備324か所のうち、カラス被害のあった地点15か所はどこなのか、北東部が多いのか、南部が多いのか、その地点が特定できれば、その地点周辺にカラス被害が生じやすい、何かそういう原因があるのではないかというふうに考えられると私は思います。それを踏まえて調査をしていくべきではないかと考えています。当該調査の費用対効果を最大化するためには、やはりそのような視点も必要であると私は考えております。今後、集積場所ごとの経年変化を比較、分析することができるように調査方法を改善していただければというふうに考え、要望しておきます。

次に、イ、運用について質問いたします。集積場所でごみを散らかす被害については私も相談を受けておりまして、この解決まではなかなか時間がかかっております。そして改善が難しい問題でもあります。指針において対策をまとめておりますけれども、具体的な内容と状況について伺います。また、条例には指導だけではなく、改善勧告、命令、公表といった対策の実効性を高めるための規定があります。それらを適用した実績はあるのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

指針では、集合住宅以外の集積場所に関するカラス被害に対しては、カラスネットや金網式ごみ箱の貸与、また、集合住宅においてはごみストッカーの設置指導、排出状況が悪い集積場所での注意啓発やごみ出しルールの周知などの対策をまとめております。現状においては、カラスネットの貸出しなど取組が進んでいる対策もございますが、指導や周知など取組が十分でない対策も散見されております。具体的に申しますと、中部及び南部の地域において、集積場所の使用方法の不備が多く確認される傾向がございます。その要因としましては、集合住宅が多く立地していることや、賃貸住宅が多く自治会加入率が低いことなどからごみ出しルールの周知が浸透しにくいこと、集積場所のスペースに対してごみの量が多いことなどが考えられます。

条例の規定の適用につきましては、これまでは集積場所の管理指導をすることで改善を促してきたことから、集合住宅の所有者等が指導に従わない場合の改善勧告、改善命令の発出及び違反者が命令に従わないとき等の違反事実の公表を行った実績はございません。本条例は、市と事業者、市民等が相互に協力してカラス被害対策を推進することを基本理念としていることから、自らがカラス被害についての認識を深めることで積極的に対策を講じるよう、今後も技術的な助言など丁寧に指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　これはこれで結構であります。

(3)より実効性のある取組について議論を進めてまいりたいと思います。(3)より実効性のある取組について、ア、集合住宅の所有者等への不利益処分等強い指導を行うことについてであります。公表実績等がないことが分かりました。自分が相談を受けているケースでは、集合住宅のごみの集積場所の使用方法に関するものが多いと感じております。このことはカラス被害防止条例を立法する際にターゲットにしておりましたので、その見込みどおりであったなというふうに感じているところであります。集合住宅の場合、所有者等のごみの集積場所の管理者に指導することになりますが、所有者や管理会社が都内など市外にあり、対応が遅かったりして難航するケースを私は何度か経験をしております。やはり集合住宅の所有者等に丁寧に指導するだけでなく、より実効性を高めるために抑止力を発揮するような強い指導も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、市民に対してもより効果的な周知が必要と考えますが、見解をお示しください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

違反事実の公表といった不利益処分を科す場合には、集積場所のごみの散乱等の問題がカラスを起因することを立証する、例えば被害の現場に居合わせ写真などの証拠資料を確保する必要がございます。現時点では現場に居合わせることは極めて困難であり、課題であると認識しております。しかし、課題はあるものの、集合住宅の所有者に対しては、指導の際に改善が見られない場合には勧告、命令、公表といった措置もあることを伝えることは抑止力となり、より実効性を高めることが期待できることから、今後の指導に活用してまいりたいと考えております。

また、市民に対しては、現在、ごみ出し時のカラス対策の情報を市公式ホームページで公開しているところでございますが、取組の進捗状況などを整理することでより啓発効果が高くなるように掲載内容を見直してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の御答弁で、市民に対してはホームページでこの情報を公開しているということですけれども、取組の進捗状況などを整理することでより啓発効果が高くなるよう掲載内容を見直していただくということで、これは前向きな御答弁、大変にありがとうございます。一方、公表といった不利益処分について、集合住宅の所有者等にそれを伝える場なんですけれども、そのタイミングなんですけれども、今の御答弁だと、指導の際に改善が見られない場合にということでありました。それはそれで、そのときにも言う必要はあると思いますけれども、ただ、抑止力というところを考えると、これはそれが起こらない前の段階で抑止させるものでありますので、これは実効性をより高めるために、抑止力としての実効性を高めるために事前に伝えていく、こういった工夫をぜひしていただきたいというふうに考え、また、要望するところであります。ぜひ早期の実行をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。次に、イ、ごみ収集の現場の声を取り入れた効果検証を行い、より具体的で効果的な施策を実施することについて、さらに議論を進めてまいりたいと思います。より具体的で効果的な施策を実施するためには、ごみ収集の現場の声を取り入れた、この現場の声というのは市民でもありますし、あと、ごみを収集していただいている事業者の方のことを言っておりますけれども、現場の声を取り入れた効果検証を行うことが必要と考えますが、ごみ収集の現場ではどのような相談を受け対応を行っているのかについてお答えください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

ごみ収集における現場の声といたしましては、収集がいつもの時間には来ていない、ごみの分別ができておら

ず回収されていない、カラスによる被害と思われるごみが散乱している等の連絡、相談をいただいております。その際の対応としましては、必要に応じて現地の確認を行い、戸建て住宅についてはカラスネットや金網式ごみ箱の貸与を行っており、令和７年度にはカラスネット713枚、金網式ごみ箱22基を貸与しております。集合住宅については、管理会社、所有者に対して分別ガイドブック、多言語対応の分別カレンダーを入居者に配布していただくことや、独自に啓発文書を作成し、掲示、配布していただくこと等の対応策を提案し、ごみの分別の徹底や集積場所の清潔保持をお願いしております。

また、現地を確認した際に、カラスネットを使用しているものの、おもり等を使用しておらず、カラスにネットをめくられて被害に遭っているケースがございます。このような場合には、利用者に対し、カラスネットを使用する際に効果的な使用方法を説明するなどの対応を行っております。これらの指導に対し、管理会社、所有者においてもカラスネット周知文書の投函等の対応をしていただいているものの、周知の徹底に至らず解決に時間を要している案件もあるのが実情でございます。今後につきましては、これまでの経緯と現場の状況を詳細にまとめておくことで、次の段階において迅速かつ適切な指導につながるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の答弁の特に最後のところでありますけれども、今後これまでの経緯と現場の状況を詳細にまとめておくことで、次の段階において迅速かつ適切な指導等につながるものと考えるとおっしゃっていただきました。これまさしくそのとおりだと思います。現場はただでさえ多忙を極めていると思いますけれども、それらの取組をぜひよろしくお願いいたします。

次のウに移ってまいります。ウ、カラス被害対策指針の見直しについてです。集合住宅の所有者等への実効性を高めるための指導に関し、具体的な取組は検討しているのでしょうか、また、来年がカラス被害対策指針の見直しの年というふうに認識をしておりますが、どのような見直しを考えているのかお示しください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

集合住宅の所有者等の中には、カラス被害防止条例に基づき、集積場所におけるカラス被害を防止する責務があることや、指導後に改善が見られない場合の勧告、命令、公表といった措置があることを認識していないケースも考えられます。そのため、指導の際に提示できる本条例の概要と、ごみの出し方のルールをまとめたチラシなどを作成し、カラス被害の低減に努めてまいります。また、不動産業界団体にも情報提供するなど、集積場所の管理と入居者のごみ出しマナーの向上の両面で、カラス被害防止条例の認知度の向上を図ってまいりたいと考えております。

現在のカラス被害対策指針は令和６年１月に作成されており、約２年半が経過しております。指針の見直しに向け、今年度末から市域におけるカラスの生息実態や集積場所の被害状況等の調査を行う予定となっております。調査結果を検証するとともに、ごみ収集の現場の声も精査し、清掃事業課や自然環境課など関係各課とも連携し、具体的な対策に取り組んでいくことでより実効性の高いカラス被害対策指針の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　大変力強い、前向きかつ実効性を高めるための具体的な御答弁をいただきました。指針の見直しについては、まだこれは確定ではないようですけれども、令和10年１月ぐらいになるのかなというふうに考えております。今回の議論を通じて明らかになったことや課題を生かしていただき、答弁にもありましたが、よ

り実効性の高いカラス被害対策指針の見直しに取り組んでいただきますようお願いいたします。私も、清潔で美しい町市川の実現に向けより一層一生懸命に取り組んでまいります。

最後に、カラス被害防止条例が施行されて７年を経過し、指針も見直しの時期に来ています。この重要なタイミングで環境部の皆様の条例の実効性を高め、市民生活をさらによくしていこうという御意思を強く感じるものであります。立法は議員でもできますけれども、議員立法できますが、運用は行政の皆様にお任せするほかありません。環境部長、次長、課長をはじめ市民部等関係各部局の皆様に日々御尽力いただいていることに敬意を表し、今回のカラスに関する質問を終えます。ありがとうございました。

次に、大項目、都市公園政策について伺ってまいります。

(1)本市の公園政策の特徴について、ア、政策体系について質問をしてまいります。私は、直近では2019年、2022年９月定例会にて、それ以前からも公園について一般質問を行ってまいりました。私が公園政策について取り組んでいる根底にある動機は、公園はシビックプライドを育む都市の象徴であることから、市川市のまちづくりにおいて公園を１つの大きな政策の柱にすべきであるという強い思いからであります。すなわち、公園は市民が日常的に触れる最も身近な公共空間であり、都市の魅力や価値を象徴する存在であります。安全で美しく、地域の個性を反映した公園は市民の誇りを育み、町への愛着を強めます。また、公園づくりに市民が参加することでシビックプライドはさらに進化し、地域コミュニティーの力を高める基盤ともなります。

そこで、(1)本市の公園政策の特徴について、ア、政策体系について質問します。本市はみどりの基本計画を策定し、アクションプランに基づいて施策を実行していると認識していますが、他市と比較して特徴的な政策があるのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市のみどりの基本計画は平成16年に策定しており、この計画では「潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち」を将来像とし、その実現に向けた基本方針の一つとして魅力ある都市公園の創出を位置づけております。この方針を具体的に推進するため実施計画としてアクションプランを定めており、公園の再整備の推進や特色のある都市公園の整備などの取組を進めています。具体的な取組として、公園の再整備では、南行徳公園の大型滑り台など施設を更新することにより公園利用者の安全性の向上を図っております。また、特色ある都市公園の整備としては、多様な世代や利用者が交流できる地域の拠点として、こども地域交流館や遊具広場、野球場などの複合施設を併せ持つぴあぱーく妙典を整備しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　他市と比較しての本市の特徴的な政策があるかについて、えんぴつ公園の大型滑り台の更新とぴあぱーく妙典について挙げられました。これは行徳は都市公園の母とも言われる土地区画整理事業から多くの公園が生まれたことからそういった特性があるのかなというふうに私は感じております。また、ぴあぱーく妙典について大変に評判のよい施設と認識をしております。これはこれで結構であります。

次に、イ、公園の整備について質問します。公園整備目標の根拠として、みどりの基本計画等に基づく公園整備の水準、１人当たりの公園面積、公園種別等と整備の実績について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市の市民１人当たりの公園面積は、みどりの基本計画の基準年次である平成15年は2.7㎡、目標年次である令和７年の目標値を4.7㎡と定めています。この目標値は、都市公園法施行令において示されている住民１人当

たり都市公園面積10㎡以上という長期的な目標に近づけていくことを目指し、本市の実情を踏まえながら設定したものです。これに対して、令和７年度末時点の本市の実績は3.6㎡となっております。また、本市の都市公園の総数は現在435か所となっており、その内訳としましては、街区公園364か所、近隣公園12か所、地区公園３か所、総合公園１か所、運動公園３か所、歴史公園３か所、都市緑地49か所で、全体面積としましては約180haとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問となります。令和７年度の目標を達成していないことについての分析及び評価について伺います。また、都市公園の各種別の面積及び増減についてお示しください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園緑地の面積については、みどりの基本計画策定以降約56ha増加しており、計画の目標値には達していないものの一定の整備は進んだものと認識しております。この内訳としましては、街区公園が64か所、約３ha、近隣公園が１か所、約３ha、地区公園が２か所、約８ha、運動公園が１か所、約４ha、総合公園が約４ha、都市緑地が22か所、約34haとそれぞれ増加しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　令和７年度の目標を達成していないことについての評価については理解をいたしました。全体として約56ha増加したと。内訳は街区公園が64か所、約３ha、近隣公園が１か所、約３ha、地区公園が２か所、約８ha、運動公園が１か所、約４ha、総合公園が約４ha、都市緑地が22か所、約34haそれぞれ増加しているというものでありました。これはある意味、市川市は他の自治体と同じような傾向にあるのではないかなというふうな印象を受けております。この内容を見ますと、都市緑地の増加により緑の量を確保してきたというふうに受け止めました。ただ、他の自治体とつぶさに比較をしたわけではありませんけれども、近隣公園や地区公園、運動公園、総合公園のような街区公園と比べて、比較的大きな公園の数や面積が増加したことは都市の拠点機能を増やすことができたのであり、今後この質を高めるそういった基盤ができたというふうに言えるのではないかというふうに考えております。外形的な評価にはなりましたけれども、評価に値すると考えます。

次に移ります。(2)予算決算の内容について、ア、工事請負費について、近年の新たな公園の整備と整備状況について予算決算の観点から伺います。御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

近年の新たな公園整備としましては、令和２年度から３年度にかけて、外環道路と堀之内貝塚公園に挟まれたどうめき谷津を小塚山公園の一部として整備しました。また、令和３年度から４年度にかけては、ぴあぱーく妙典の野球場や駐車場、遊具広場、管理棟、芝生広場などを整備しております。令和５年度からは真間山緑地や中山東公園、大野緑地、大野第２緑地などにおいて斜面緑地の崩壊対策を進めています。この崩壊対策は、土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された箇所の整備工事を行うもので、市内18か所で対策を実施する計画となっています。対策としては地質調査、実施設計、工事を順次進めており、これまでに５斜面の工事が完成しており、今年度新たに３斜面の工事に着手する予定です。工事請負費としましては、決算額で令和２年度と３年度がそれぞれ約６億3,000万円、令和４年度が約11億3,000万円、令和５年度が３億8,000万円、令和６年度が３億5,000万円で推移しており、各年度に実施した工事の規模により増減があります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　これはまとめます。工事請負費について伺いました。令和５年度からは真間山緑地や中山東公園、大野緑地、大野第２緑地等において斜面緑地の崩壊対策を進めております。崩壊対策は土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された箇所の整備工事を行うもので、18か所で対策を実施する予定であるということでありました。これからしばらく、しばらくというのはもう何年かにわたって、斜面緑地の崩壊対策関連費が工事請負費の多くを占めるというふうに、私はそういった印象を受けました。これはこれで結構であります。

次に、イ、施設修繕料についてであります。近年の施設の修繕等、施設管理の状況について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園には、遊具のほかにベンチや公園灯、水飲み場やトイレなどの施設を設置しております。このうち遊具については、職員の日常点検のほかに年に１度、専門業者が定期点検を行い、破損が確認されたものなどについては迅速に修繕を行っています。また、その他の施設については、職員による巡視や市民の皆様からの電話やメールなどによる通報を受け修繕を行っております。修繕の主な内容としましては、遊具の部品交換や塗装、公園灯の電球やカバーの交換、水飲み場の水栓交換やますの清掃、トイレの詰まりの解消や便器等の修繕などとなっております。

修繕料としましては、決算額で令和２年度及び３年度がそれぞれ約7,000万円、令和４年度が約7,500万円、令和５年度が約8,000万円、令和６年度では約7,500万円となっており、過去５年間はおおむね7,000万円から8,000万円の範囲で推移しております。公園施設の老朽化は進んでおり、今後、施設修繕料の増加が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問いたします。公園施設の修繕について計画的に修繕を行っているのでしょうか、行っている場合はその進捗状況を伺います。また、施設修繕についてのモデルケースとして、例えば南行徳公園、通称えんぴつ公園のジョギングコースの根上がりや路面塗装の剥がれや断裂等、老朽化が進んでおります。このような少し大きな修繕についても、人気のある施設でありますので修繕をしていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園施設の修繕につきましては、施設修繕料と規模によっては工事請負費で対応しており、みどりの基本計画のアクションプランにおけるユニバーサルデザインの公園整備や安全、安心の公園整備として公園灯の改修などを計画的に実施しています。ユニバーサルデザインの公園整備につきましては、令和７年度の目標である入り口の段差解消40公園、車椅子対応の水飲み場設置27公園の目標をいずれも達成しています。公園灯の改修につきましては、令和３年度から７年度の間にＬＥＤ化及び新設を22公園、127基実施しています。また、アクションプランの位置づけにはないものの、トイレの洋式化につきましても、公園及び公衆トイレ170棟のうち71棟に洋式便器を設置しており、引き続き改修を進めていく計画です。

南行徳公園のジョギングコースにつきましては、市街地の中で安心して安全にジョギングやウオーキングができ、健康寿命の延伸に寄与する施設であることから、部分的な修繕を行いながら将来的な改修についても検討し、引き続き安心、安全に御利用いただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　私は、過去の議会における質問でユニバーサルデザインの公園整備について訴えました。計画の目標は達成をしたということでありました。工夫した遊具を設置しても、そこまでたどり着けなければ意味がありません。今後もユニバーサルデザインの公園整備を推進していただくよう要望いたします。

南行徳公園、通称えんぴつ公園のジョギングコースについても、早朝から夜まで老若男女様々な方が利用しております。先日は公園緑地課長が現場確認を念入りにしていただいておりました。ありがとうございます。樹木の根上がり箇所も散見されたことから、抜本的な改修が必要と思います。できる限り早期の改修を強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、ウ、委託料について、近年の施設の清掃等施設管理の状況について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

委託による公園の維持管理は、主に草刈りや清掃、樹木の剪定などであります。草刈りや樹木の剪定は造園業者に委託しており、草刈りは年５回、樹木の剪定は市民からの要望を踏まえ適宜対応しております。また、一部の公園においては福祉団体に委託し、機械を使用しない草刈りや清掃を行っております。このほか、トイレの清掃、夏季に開催する駅前公園及び南行徳公園などのプールの監視などを行っており、委託料の費用は、決算額で令和２年度が約６億200万円、令和３年度が５億7,800万円、令和４年度が６億6,400万円、令和５年度は９億300万円、令和６年度は８億8,200万円となっており、増加傾向となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問を行います。草刈りや樹木剪定の委託料が増えているというふうに考えますけれども、その理由について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

委託料の増加は、田中市長が生活に密着した現場の声をお聞きする機会が重要と考え開催しているタウンミーティングでの多くの御意見を受け、草刈りの回数を４回から５回に、また、樹木剪定の本数を増やしたことによるものであります。このほか、労務単価の上昇、草刈り機や作業車の燃料費や資材費の高騰によるものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　草刈りや樹木剪定の委託料が増えている理由について、田中市長が開催しているタウンミーティングの市民意見を受けて、草刈りの回数を４回から５回に、また、樹木剪定の本数を増やしたこと等によるものであるということを理解いたしました。市民からの要望が多い草刈りや樹木剪定の本数を増やしたことについて評価をいたします。これはこれで結構であります。

次に移ります。(3)テーマごとの整備状況について、ア、遊具の整備状況及び維持管理状況について質問してまいります。老朽化した遊具の交換に当たっては、例えば私の近所の公園で、老朽化したジャングルジムが新しいジャングルジムに入れ替えられているのを見ました。私の認識ではそれほど人気がないといいますか、子どもたちが利用していないという印象だった遊具がそのまま自動的に同じものに交換されているような印象を受けましたが、このことは市民ニーズに必ずしも合っていないのではないかというふうに考えます。遊具の交換につい

ての考え方についてはどのようになっているのでしょうか。

また、市民から健康遊具を増やしてほしいとの声を受け、かつて一般質問で要望し、整備をしていただいたことがあります。健康遊具の設置状況はどうか気になるところであります。そこで、遊具の整備状況及び維持管理状況について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

遊具の整備につきましては、公園を新たに整備する場合と、既存公園において老朽化に伴う更新と、増設する場合があります。公園を新たに整備する際は、設計に先立ち地元自治会などの地域の方々に御意見を伺いながら、遊具を含めた整備内容を検討しています。一方で老朽化した遊具につきましては、市川市公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用し計画的に更新する場合と、毎年実施している点検結果などにより、安全上使用を継続することができないと判断された場合に更新しております。遊具更新の際に国の交付金を活用する場合は、交換前と同等の遊具であることが要件となっております。また、設置場所についても、既存の施設と配置関係からスペースが限られるために、交換前と同じ場所に同規模の遊具を設置することが多い状況となっております。

一方で、現地の状況により健康遊具や誰もが一緒に遊べるよう配慮して設計されたインクルーシブ遊具などの設置も検討しており、令和６年度に健康遊具を３基設置しました。また、昨年度はインクルーシブ遊具を１基設置しております。また、遊具の維持管理状況につきましては、専門業者による目視や触診等による点検により破損や腐食の状況、可動部の安全性を確認し、不具合の早期発見に努めております。この点検結果を踏まえ適切に修繕を行うとともに、利用者の安全が確保できないと判断した場合には直ちに使用禁止の措置を講じ、遊具の更新に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　遊具の更新に際し国の交付金を活用する場合は、交換前と同等の遊具であることが要件となっているということで、このことは、これではいつまでも公園遊具の三種の神器、つまり昭和から平成初期にかけてほぼ全国どこの公園にも必ずあったブランコ、鉄棒、砂場を更新し続けるというのは私は賛同できません。国の交付金の仕組みを改善すべきであります。また、設置場所についても、既存の遊具等の配置関係からスペースが限られることから、交換前と同じ場所に同規模の遊具を設置することが多いというのは、公園の魅力を高めていこうという考えに立っているというふうには私には感じられませんでした。

一方で、現地の状況により健康遊具や誰もが一緒に遊べるよう配慮して設計されたインクルーシブ遊具などの設置も検討しており、令和６年度に健康遊具を３基設置し、昨年度はインクルーシブ遊具を１基設置したとのことですが、この数が少ないというふうに、私はちょっとそういう印象を受けていますが、前段のこの行政の考え方、ルールによるものだというふうに感じています。遊具の設置場所から、もっと言えば公園の設計思想そのものから検討していただきますようお願い申し上げます。

次に、イ、トイレの整備状況及び維持管理状況について伺います。公園のトイレは幾ら整備や清掃をしても、市民からきれい、清潔になったとの声を聞く一方で、汚い、臭いなどの理由でそれほど利用されていないように見受けられます。今後どのように整備を進めていくのか伺います。また、清掃委託はどれくらいの基準、仕様で発注しているのかお答えください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

トイレの整備につきましては、現在、和式便器から洋式便器への交換を計画的に進めています。また、洋式化と併せて、建物の状態により壁や屋根の塗装、照明のＬＥＤ化、換気扇の設置など快適に御利用いただくための整備も同時に進めていく考えであります。

次に、トイレの維持管理としましては、利用者の多い大洲防災公園などは１日１回、それ以外の公園は週に２回から３回の清掃を行っております。作業の内容は、トイレに設置されたチェックリストに沿って、便器や洗面台、床や壁の清掃を行っております。作業状況の確認は２か月から３か月に１回、作業状況が分かる写真とチェックリストを報告書として提出していただき確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問してまいります。トイレの維持管理については理解をしました。改めてトイレの維持管理費について伺います。また、市の基準でのトイレ維持管理について、実際の市民からの声や具体的な利用状況について効果測定を行う必要があると考えますが、現状はいかがでしょうか。また、仮に費用対効果が得られないのであれば、トイレの維持管理について、例えば近隣のコンビニエンスストアのトイレ利用を促すことや公衆トイレの有料化についても検討してみてはいかがでしょうか。以上、新たな視点から公園トイレの在り方を検討することも重要であると考えますが、見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

トイレの維持管理費は、令和７年度決算額で清掃や浄化槽等の点検などの委託料が約2,500万円、詰まりの解消など施設修繕料が約800万円となっております。

次に、トイレの維持管理に関わる市民からの声は、令和７年度に約50件あり、その内容は主に施設の破損等への改善要望であります。このほか、便器の洋式化やトイレ新設といった要望も寄せられております。公園のトイレは、利用者から様々な御要望をいただく一方で、近隣にお住まいの方からは防犯面や衛生面に不安があるとの声をいただくことが多くあります。このようなことから、既存のトイレ維持管理につきましても、清掃だけではなく、施設の老朽化への対応や防犯面にも配慮する必要があると認識しております。今後は維持管理を含めた公園トイレの在り方を研究する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今後は維持管理を含めた公園トイレの在り方を研究する必要があると考えているということでありました。ぜひ研究をお願いいたします。このテーマはこれで了といたします。

次に、ウ、狭小公園の状況について伺います。一定規模の宅地開発では公園の整備が行われますが、狭小公園が整備され市が維持管理をすることとなり、財政が圧迫されているのではないかと心配をしております。そこでまず、宅地開発条例に規定されている公園整備の緩和について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

市川市宅地開発条例においては、良好な住環境の形成を図るため、道路や消防施設などの施設整備と併せて公園の整備を求めています。その内容としましては、事業区域の面積3,000㎡以上の場合に、その面積の３％以上の規模の公園を整備することとしております。一方で、事業区域から250ｍ以内に相当規模の公園があり、事業区域に居住する方が支障なく御利用いただける場合については、この規定を適用しない旨が定めてあります。また、事業区域の面積により整備する公園が小規模なものに対しては、既存の公園や緑地が隣接している場合、こ

れらと一体となる位置に公園を配置するなど良好な居住環境の形成が図られるよう事業者と協議しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問いたします。答弁にありましたけれども、既設の公園や緑地が隣接している場合、一体となる位置に公園を配置した具体例として本市においてどういったものがあるのかお示しください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

近年の事例としましては、令和６年度に柏井緑地に隣接するミモザ公園、令和７年度には鬼高西公園に隣接する鬼高西第２公園があり、既設の公園緑地と一体的な空間の確保に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。今ありました鬼高西第２公園、あとミモザ公園ということで、現場には行けていないんですけれども、写真を見せていただきまして、ああ、こういう感じなんだなと。特に鬼高西公園の場合だと、マンションの提供公園２つがフェンスを挟んで配置されておりますので、例えばこのフェンスが取れればそれだけ大きな公園にして利用することもできるのかなと、そのような印象も受けました。

しかし、狭小公園でもこういう利用をされている場合がありますけれども、ただ、一般的に言って100㎡程度の公園が増加すると当然比例して維持管理費は大きくなります。狭小公園をつくらない、引き受けない、まとめていくというのはコスト面からの行政の課題であるというふうに考えております。今後、これら狭小公園の課題について取り組んでいただくようお願いいたします。

次に移ります。(4)今後について、ア、市川市公園ガイドマップの発展的活用について伺ってまいります。議長からお許しをいただいたので、市川市公園ガイドマップなんですけれども、これを見たときに、とてもすてきだなというふうに思って、でも思ったより印刷していなくて残念だなというふうに思ったんですが、この中には、いっちとかっちじゃなくて、リアルなコツメカワウソとレッサーパンダの写真が写っていて、これもすごいかわいいなというふうに思いました。これは余談でありますけれども。この公園ガイドマップは分かりやすくて非常によいマップであるというふうに私は感じております。そこで、どのようなコンセプトで作成し、紹介されているこの14公園はどのように選定したのかお答えください。また、今後スマートフォンでも見られるようにして、公園の情報だけでなく、例えば周辺の飲食店などともひもづけるなど、公園をただ管理するだけではなく、資産として活用していくべきであるというふうに考えますが、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園ガイドマップは、公園の場所案内だけではなく、公園の魅力や利用方法を伝え、利用者の満足度を高めることを目的に作成したものです。このマップで紹介している14の公園は、動植物園を有する大町公園をはじめ、交通ルールを学べる公園やプール、バーベキュー施設などを備えた公園など、それぞれ特色のある公園を選定しております。今後は、利用者が公園へ足を運びたくなるような情報発信として、お勧めの散策コースや新たに設置された遊具の紹介などを掲載するとともに、ＳＮＳ等を活用した発信方法についても検討し、公園の利用促進や地域の魅力発信につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の御答弁よく理解をいたしました。ぜひとも今の御答弁のように進めていただきたいこと

をお願いいたします。これはこれで結構であります。

次に移ります。次に、イ、都市緑地法等の改正への対応状況について伺います。平成29年の都市緑地法の改正により、みどりの基本計画に都市公園の管理方針を取り込む等、地域の公園緑地政策の全体のマスタープランの充実が図られました。武蔵野市では、緑の基本計画に公園・緑地リニューアル計画を位置づけ、小規模な公園緑地が近接して立地していることから公園区を設定し、エリア内の公園の機能を分担、特化し、公園緑地を有効活用する計画を策定しております。翻って、本市ではこの法改正を受けどのように対応しているのかお示しください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

平成29年の都市緑地法改正では、みどりの基本計画に、これまでの公園の整備方針に加えて官民連携による公園の活性化や公園施設の適切なメンテナンスなど都市公園の管理の方針を定めることとなりました。本市では、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランが昨年度に改定されたことから、現在、みどりの基本計画の改定作業を行っているところであります。改定に際しては、これら都市緑地法の改正内容などを踏まえ検討を進めているところでございます。また、本市も武蔵野市と同様に小規模な公園が多いことから、武蔵野市をはじめとした他市の事例を参考に、公園施設の計画的な更新などみどりの基本計画に反映させることも検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　最後、まとめます。先ほどの答弁で、本市も武蔵野市と同様に小規模な公園が多いことから、武蔵野市をはじめとした他市の事例を参考に公園施設の計画的な更新など、みどりの基本計画に反映させることも検討していくということでありました。法改正に対応して管理から経営、市川市民のシビックプライドが具現化された公園経営にシフトすることを強く要望いたします。５月の行徳での「令和８年度タウンミーティングさらに子育てしやすい街いちかわへ!!」でも、子育て世代の市民から、伝統的な遊具はあるが、知育遊具が欲しいとか、芝生を養生してほしいなどの要望が田中市長に寄せられておりました。武蔵野市のように市内の公園の機能分担を検討する単位として公園区を設定して、その公園区単位で公園の機能を分担したり、特化する取組を研究したり、名古屋市のように市民ニーズを考慮した公園経営を第一とし、公園を市民の資産として捉え、多くの人々の関わりの中で市民全体が公園経営の成果を享受できるように、管理する資産から経営する資産へと公園の管理運営の在り方を大きく変えていくという名古屋市公園経営基本方針についても参考にしていただけたらと思います。

最後に、公園政策を市川市の政策の大きな柱の一つにしていただきたいことを改めて要望し、今回の公園政策に関する中村よしおの一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時36分散会

第　　９　　日

令和８年６月 29 日（月曜日）

令和８年６月市川市議会定例会議事日程（第９号）

令和８年６月 29 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　門田直人議員、とくたけ純平議員、越川雅史議員、にしむた　勲議員

第２　発議第２号　核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について

第３　発議第３号　住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書の提出について

第４　発議第４号　全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出について

第５　発議第５号　国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議について

第６　発議第６号　いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議について

第７　発議第７号　太田丈之議員に対する問責決議について

第８　委員会の閉会中継続審査の件

第９　委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　発議第２号　核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出について

日程第３　発議第３号　住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書の提出について

日程第４　発議第４号　全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出について

日程第５　発議第５号　国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議について

日程第６　発議第６号　いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議について

日程第７　発議第７号　太田丈之議員に対する問責決議について

日程追加　発議第８号　いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議について

日程第８　委員会の閉会中継続審査の件

日程第９　委員会の閉会中継続調査の件

出　席　議　員　　40　名

門　田	直　人
野　口	じ　ゅ　ん
丸　金	ゆ　き　こ
冨　家	薫
沢　田	あ　き　ひ　と
太　田	丈　之
小　山　田	な　お　と
川　畑	い　つ　こ
国　松	ひ　ろ　き
や　な　ぎ	美　智　子

とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

青山　ひろかず

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一

教育長	高木	秀	人
危機管理監	今井		隆
市長公室長	後藤	貴	志
総務部長	吉田	一	弘
企画部長	西村		直
財政部長	田中	雅	之
管財部長	松丸		宏
情報管理部長	佐久間		剛
文化国際部長	日暮	真	司
スポーツ部長	小島	信	也
市民部長	山影	聡	香
経済観光部長	高橋	一	三
こども家庭部長	山室	繁	央
福祉部長	寺島		崇
保健部長	横山	京	子
環境部長	湯本	明	男
街づくり部長	小林	英	樹
道路交通部長	磯部	高	志
下水道部長	仙波	俊	郎
行徳支所長	小川	広	行
消防局長	吉村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	岩佐	伸	幸
会計管理者	岩井		滴
教育振興部長	根本	泰	雄
学校教育部長	小林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内		徹
事務局次長	米津	孝	成
議事課長	野村	憲	一

（議事担当）

主幹	金子	貴	一
副主幹	神谷	尊	正
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任	三澤	啓	成

（調査担当）

主	幹	金	谷	健	史
主	査	青	木	聖	也
主	任	菅	野	裕	樹
主	任	荒	木	智	貴
主	任	伊	藤	祥	太
書	記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、去る６月16日のとくたけ純平議員の議事進行に関する発言に対し、議長において調査した結果を御報告いたします。

自由民主の会の代表質問中における細田伸一議員の発言につきまして、その趣旨は、多様性の尊重や多文化共生の重要性を認めた上で、その実現の難しさについて、多様性パラドックスに言及しつつ、本来の市民生活の安全を守る政策に取り組んでもらいたい旨を述べているものでありました。質問において言及された事例には、一部事実である確証がないものが含まれてはいるものの、ある特定の文化圏の方を言っているのではない旨の発言があったほか、イスラム教やムスリム一般を排除するような発言は認められませんでした。議長といたしましては、言論の府であり、また、多様な考えを持つ議員の集合体でもある議会という場は、可能な限り自由闊達に議論できる場であるべきというふうに考えております。

この際、議員各位に申し上げます。公序良俗に反するなど、議会の品位を欠くような言動は厳に慎みながらも、議事進行を含め、互いの考えや意見を尊重し合って会議に臨んでいただくようお願いを申し上げます。

以上のとおりでありますので、とくたけ純平議員におかれましては御了承願います。

〔「はい、議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。議事進行について発言をいたします。言論の自由は最大限尊重されるべきものは当然と認識した上で、議長御指摘のとおり、議事進行のこの発言も言論の一部であり、同様に尊重されるべきものとした上で申し上げたいと思います。

先ほど議長は、事実である確証がない点があったというふうにおっしゃいましたが、今回のような犯罪の加害者の属性という機微な事柄に関して、その上でも議事録から削除しないとなっては、議会の秩序と市民からの信頼が保てるのかという疑念を抱くところです。異なる意見の尊重が重要なのも言うまでもありませんが、多様性社会の推進において、一部の属性の排除やその扇動につながりかねない発言に関しては慎重に臨む必要があるというふうに考えております。

以上を踏まえて、１点、議長に求めたいと思います。全国的に外国人への差別や偏見が課題となっている中、本市議会においても、今後、より慎重な議事運営を行っていくことを求めます。

以上です。

○大久保たかし議長　御意見として承ります。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。順次発言を許可いたします。

門田直人議員。

○門田直人議員　おはようございます。会派新しい流れの門田直人でございます。

では、通告に従いまして、一問一答にて一般質問させていただきます。

まず、初めの大項目、子どもたちのＳＮＳ利用や規制について。

(1)、現状についてお伺いします。

世界で初めて16歳未満の子どものＳＮＳ利用を法的に禁じたのは昨年12月のオーストラリアでした。デンマークとギリシャは15歳未満、インドネシアも今年３月に16歳未満で規制を始めました。フランスも９月から15歳未

満のＳＮＳ利用を禁止します。しかしながら、日本では年齢での一律規制はせず、年齢確認の厳格化にとどめる方針としています。児童生徒の教育環境を考えて、不安を感じている保護者も少なくありません。

そこで、市川市内の公立小中学校のＳＮＳの利用の現状についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会では、市内の児童生徒、教職員、保護者を対象に、インターネットトラブル防止出張授業を学校からの要請により行っております。令和７年度には児童生徒、教職員、保護者合わせて約9,000人以上に対して実施いたしました。実施前には児童生徒に対して事前アンケートを行っており、令和７年度には約5,300人の児童生徒から回答を得ました。事前アンケートの結果では、スマートフォン所持率は小学生が約60％、中学生が約95％となっております。ＳＮＳの利用時間については、小学生の約60％が１日１時間以上、中学生の約50％が１日２時間以上となっております。児童生徒のＳＮＳの利用については、ＳＮＳを利用する児童生徒と利用しない児童生徒とで二極化している状況です。ＳＮＳを利用している児童生徒では、メッセージアプリの利用率が高いという結果となっております。また、ＳＮＳを利用している小学生６％、中学生７％が、今までにＳＮＳ等に関することでトラブルや嫌な思いをしたことがあると回答しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。いわゆるネットいじめについては、文部科学省、2023年度の調査では、全国で２万4,678件と過去最多になっております。ＳＮＳを介したいじめは目に見えにくく、学校外の時間帯や場所でも継続するために被害が潜在化しやすいという課題がございます。具体的には、ＳＮＳのＬＩＮＥグループの上での悪口や人工知能ＡＩで悪意ある画像加工などがございます。学校でのＳＮＳいじめ対策として、情報モラル教育、教職員の監視体制強化などのほか、生徒が匿名でＳＯＳを出せる連絡システムの導入が不可欠と思われます。

次に、(2)児童生徒や保護者に向けた啓発について。

ＳＮＳに熱中して勉強不足になったとか、偏差値が下がりそうで心配という保護者も少なくありません。

そこで、児童生徒や保護者に向けたＳＮＳ利用の啓発についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

市立学校では、情報モラルについて、学習指導要領の特別の教科道徳、技術、家庭科を中心に児童生徒の発達段階に応じた指導を行っております。小学校では、道徳の教科書にＩＣＴ機器の適正な使い方、情報発信やＳＮＳで交流するときのルールやマナー、情報確認の大切さを考える教材が取り上げられています。それらの学習を通して、児童に情報を正しく活用する資質、能力を育んでおります。中学校では、技術、家庭科や道徳の授業において、情報の特性を理解して安全に利用することやネット依存、スマホやＳＮＳとの付き合い方などについて学んでおります。また、教育委員会では、インターネットトラブル防止出張授業を令和７年度、延べ36校の小学校３年生から中学校３年生を対象に実施いたしました。そのほかに、県が派遣している情報モラル教育研修講師や警察関係者、企業、大学職員などのゲストティーチャー等によるＳＮＳに関する授業を行っている学校もあります。保護者に向けた啓発活動としては、教育委員会で行っているインターネットトラブル防止出張授業を家庭教育学級や保護者会、オープンスクール等でも実施しております。また、教育委員会主催の家庭教育講演会では、家庭教育指導員や専門家等によるメディアリテラシーの講座を毎年実施するなど、広く保護者に向けた啓発活動も行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　詳細な御答弁ありがとうございます。再質問いたします。

千葉県はネットパトロールなどに取り組んでいると伺っていますが、その実施状況と市との連携についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

千葉県では、外部事業者による、児童生徒が利用するＳＮＳを監視する青少年ネット被害防止対策事業であるネットパトロールを実施しております。ネットパトロールでは、書き込み内容を個人情報漏えいやわいせつな表現、自殺に関する内容など、緊急性に応じてそれぞれの事案に対応しております。令和７年度の県内の中学生、高校生の問題のある書き込みは969人でした。そのうち、学校行事の集合写真や特定の人物に対する誹謗中傷の投稿など、特に問題がある書き込みは93人でした。教育委員会では、県から本市に関わる書き込みの情報が入った際には、情報の内容を確認した後、該当する学校を通じて書き込み内容の削除依頼や対象となる生徒への指導、心のケアなどを含め丁寧に対応しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　どうもありがとうございます。問題のある書き込みにはネットいじめなど、フェイクニュースといいましょうか、ガセネタも少なくないと思われます。しっかり精査して対応していただきたいと思います。

次に、⑵児童生徒や保護者に向けた啓発について、特に教員の研修について再々質問いたします。

ＡＩや新たなＳＮＳアプリの流行に伴って、教員の指導スキル向上に向けた研修体制についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会では、年３回実施している情報主任研修会でインターネットトラブルの現状や防止策、対処法について伝えております。また、月１回実施している生徒指導主任会で、ＳＮＳのトラブルも含めた児童生徒の問題に対する指導、助言を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

次に、⑶今後の方針について。

総務省の有識者会議による報告書案が６月２日まとまりましたが、海外で進んでおります年齢による一律規制は盛り込まれませんでした。自己申告となっている利用者の年齢制限を厳格化するよう、事業者に求める方針です。

そこで、国や県の動きに対する今後の方針について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

こども家庭庁のインターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループでは、令和７年８月の課題と論点の整理の中で、子どもの年齢や成長によって利用コンテンツや利用時間を法律で一律に制限することよりも、子ども自身が情報を適切に取捨選択する等の力を伸ばすことが基本的な方向性として示されて

おります。教育委員会といたしましては、今後も国や県の動向を注視し、児童生徒にとって正しいＳＮＳ利用の在り方について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。欧米などと異なって、日本では年齢規制を先送りする形となっております。ほとんどの子どもにとって、ＳＮＳを利用する時間は楽しいものであり、友達とつながる大切な手段でもあります。情報収集の手段としても役立っておりまして、制限されると情報へのアクセス手段が限られることになります。具体的には不登校など、居場所のない子どもやいじめられている子どものセーフティーネットになるというメリットもあります。

その一方で、中高生による個人情報流出も起きております。第三者が個人を簡単に特定できるだけでなく、犯罪に巻き込まれるおそれもあるため、学校やＰＴＡなどによるネットリテラシー――これは情報を正確に理解し、適切に活用する能力を指しております。ネットリテラシーを子どもたちに教える必要性を強く感じております。

次、２番目の大項目に移ります。これも子ども関連ですが、児童福祉法の改正等を踏まえた児童相談所の業務に係る本市の認識について。

⑴一時保護された子どもに対する意見聴取について。

田中市長は、所信表明の結びで「中核市への移行に向けて検討を進めたい」とした上で、これまで県が担ってきた児童相談所などを市独自に設立すれば、市民生活に密接に関わる分野で表面化しにくく、家庭や地域の中で埋もれがちな課題にも責任を持ち、スピーディーな対応ができるようになると述べられています。

そこで一般論としてですが、児童相談所に一時保護された子どもの声を誰が聞くことになるのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

令和４年の児童福祉法改正により、児童福祉法第33条の３の３において、児童相談所長等は一時保護の決定や解除を行う場合、児童の最善の利益を考慮し、児童の意見または意向を勘案するために、原則として、あらかじめ子どもの年齢や発達の状況、その他の事情に応じて意見聴取をしなければならないと義務づけられております。そのため児童相談所においては、職員である児童福祉司、児童心理司などが中心となって子どもと面接を行い、子どもの声を聞くこととなります。また、第三者である意見表明等支援員が子どもの意見を聞き取り、子どもの最善の利益と権利擁護を支援する取組である意見表明等支援事業の実施が努力義務となっており、千葉県では令和６年度から実施されております。このように、児童相談所では子どもの意見を丁寧に聴取した上で専門的な立場から安全で最善な支援をしているものと、市としては認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。ここで出てきました意見表明等支援員、これは今後の児相に関しても非常にキーワードであると感じております。

次に、⑵一時保護時の司法審査について。

現在、市川にございます、県児相が対応している一時保護の妥当性について、児相だけではなくて第三者が確認する仕組みはあるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

令和４年に児童福祉法が改正され、一時保護の適正性の確保や手続の透明性を確保するための一時保護開始の判断に関する司法審査が令和７年６月１日から導入されております。具体的な手続については、親権者等の同意がない一時保護を行う場合、児童相談所が事前に裁判所へ一時保護状を請求し、裁判官による審査を経て実施することが原則となっております。

なお、子どもの生命や身体の安全を迅速に確保する必要がある場合には事後の請求も認められており、保護を開始した日から数えて７日以内に請求を行う必要があるとされております。このように司法審査が導入されたことにより、第三者による確認も含めた適正な一時保護が実施されているものと、市としては認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。司法審査の導入が適正な一時保護につながっているか、今後も注視していきたいと思います。

最後に、(3)子どもの権利制限について。

一時保護中の子どもの面会制限、通信制限、通学制限はどのようになっているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

こども家庭庁の一時保護ガイドラインによると、外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とするとされております。加えて、正当な理由がある場合にやむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、子どもに対して事前にその理由について十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならないとされております。児童相談所は、この一時保護ガイドラインにのっとり、子どもの権利制限について適切に対応されているものと、市としては認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。お隣の船橋市では、本県中核市として初めて、市の児相が７月１日、あさってに開設されます。この児相の最大の特色は、嘱託が大半でありますが、医師と弁護士を常勤させるという点でございます。本市の場合も中核市となり、市の児相を設置することになった際には一時保護の妥当性を第三者に適宜確認するといった意味で、船橋市の経験が参考になるのではないかと思います。児相をめぐる問題は山積しております。虐待相談件数は増加し、里親の成り手もまだまだ足りません。子どもが幸せに生きられる社会の実現を願い、今後も児相に関心を持ち続けていきたいと思っております。

次、３番目の大項目、いわゆる国保逃れへの対策について。

(1)脱法性の認識について。

いわゆる国保逃れについて、私は２月定例会でも一般質問いたしました。首都圏などでは、その後も一般社団法人等において、極めて低額な役員報酬を設定し、本来負担すべき高額な国民健康保険税の支払いを免れるという脱法的な手法が、本市議会議員を含む地方議員の間で横行していたことが明らかになりました。

そこで質問いたします。厚生労働省は令和８年３月18日付で通知を出しました。国保逃れについて、使用関係の実態がない役員の社会保険加入は健康保険法違反と指摘しております。これは脱法性があるとの考えを明らかにしたものと認識しています。厚労省の通知内容や国保逃れについての市の認識については、先順位者への御答弁により理解いたしました。この質問に対する御答弁は不要でございます。

次に、(2)独自の調査姿勢について。

社会保険の被保険者については、社会保険の保険者、調査権を有する日本年金機構により資格適用や調査が行われるとのことですが、保険者や日本年金機構任せにせず、市も独自に調査すべきだと考えます。市として、不審な国保脱退を把握、抑止する仕組みなどはないのかお答えください。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

健康保険制度は、法令に基づき各保険者により運営されるものとなっており、国民健康保険は国民健康保険法、社会保険は健康保険法に基づき運営されています。社会保険の被保険者の資格は各保険者により認定されるものであり、調査についても、健康保険法の規定により、監督官庁である厚生労働省から委任を受けている日本年金機構によって、必要に応じ被保険者の資格や保険料、保険給付等に関して行われます。このため、国民健康保険の保険者である本市には社会保険の資格について調査する権限はなく、市が個人情報を把握することはできません。いわゆる国保逃れとされる社会保険の被保険者資格に関する不適切な事案については、令和８年３月18日付の厚生労働省通知に基づき、社会保険の各保険者等により適正に判断されるものと考えます。本市としましては、社会保険制度が適正に運営されることが健康保険制度全体の信用につながっていくことから、引き続き国や社会保険の保険者等の動向を注視し、適正な国民健康保険制度の運営に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございました。今回、国保逃れで離党勧告処分を受けた政党の議員、６府県、計８人ですが――を抱える各自治体の議会では、議員辞職勧告決議案の提出、可決に向けた動きや、政治倫理審査会による事実究明が求められております。特に先行して、同様の国保逃れ問題が大規模に発覚いたしました日本維新の会所属の地方議員のケース、大阪市会などでございますが、これが強力な前例となっており、今回の議員に対する各議会の対応もこの流れを踏襲しております。

既に同様な問題が発覚いたしました静岡県島田市議会などでは、全議員を対象にした加入状況の調査や実態の確認などを行っております。国民健康保険に加入する多くの市民が懸命に納付している中にあって、単に保険税負担を逃れる目的で脱法的に社会保険に加入するのは許される行為ではありません。議員発議の問題ではありますが、議員辞職勧告決議のみならず、政治倫理条例の導入、さらに議員各人が市議選当選直後に市議会事務局に対して、国保か社保のいずれに加入しているか、申告するといったようなシステムの導入の必要性を感じております。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

最後の大項目に移ります。違法建築についてでございます。

(1)建物が建築基準法違反ではと訴える市民からの通報への本市の対応についてでございます。

まず、一般論としてお伺いいたします。本市において、建築基準法等に違反する、いわゆる違反建築が判明した場合、所管部署はどのような流れで、どのような権限に基づき是正指導や是正命令を行っているのか、標準的な手順と対応方針をお示しください。よろしくお願いします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市におきましては、建築基準法の違反等の疑いに関する情報提供をいただいた際には速やかに現地を確認し、事実関係を確認いたします。その上で違反等が判明した場合は、関係法令に基づき適切に指導等を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

再質問いたします。一般的に違法建築を確認する手段として、現況の確認はもちろんのこと、それに対するエビデンス、証拠として建築確認済証、そして建築計画概要書の２つが存在していると思います。こちらの記載内容に応じて市の対応は異なってくると思いますので、それぞれのケースに沿って本市の対応を確認させていただければと思います。

まず、(1)建築計画概要書に記載されている建物の階数と現況何階建てかが異なっていた場合、(2)その結果、建蔽率がオーバーしていた場合の対応、(3)建蔽率が許容範囲内であった場合の対応、(4)計画における建築確認済証、検査済証の完了検査が終わっていないという場合の対応、計画と現況が異なっていた場合の対応、以上の４点をよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

御質問の件につきましては、いずれの場合におきましても、速やかに現地を確認し、事実関係を確認いたします。その上で違反等が判明した場合は、関係法令に基づき、適切に是正に向けて粘り強く指導等を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　どうもありがとうございます。

再々質問いたします。ただいま、それぞれのケースに基づき市の対応を確認しました。本市の対応は、所有者が公人である場合であっても、一般市民や事業者と全く同じ基準、同じ手順で建築行政を運用しているのかどうか。また、公人だから特別扱いしていると思われることがないように、利害関係や透明性の観点から留意している点があればお示しください。併せて、今後も公人だから特別扱いしないという原則を貫く考えがあるのか、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

建物所有者が誰であるかによって、本市の建築行政における対応が変わることはございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　明快な御答弁ありがとうございます。再々再質問いたします。

次に、市民への説明責任について伺います。公人自らが法令遵守を欠いているのではないかとの疑念が生じた場合、行政がどのようなプロセスで事実確認を行い、その結果、対応方針をどのような形で市民に説明していくべきとお考えか、本市としての基本的な考え方をお示しください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

繰り返しとなりますが、建築基準法の違反等の疑いに関する情報提供をいただいた際には速やかに現地を確認し、事実関係を確認いたします。その上で違反等が判明した場合は、関係法令に基づき適切に指導等を行っております。また、調査の結果など、個別の建物に関する具体的な内容につきましては、個人情報保護の観点並びに地方公務員法第34条に規定される守秘義務の観点から第三者へ開示することはありません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございました。

次に、(2)建築基準法に違反する増築がなされ、かつ当該増築部分の固定資産税の課税漏れがある場合の本市の対応について。

市民から、近所の家屋で増築がなされ、かつ当該増築部分の固定資産税を一定期間払わず、納税漏れがあるのではないかとの情報提供があった場合、市ではどのような対応を取るのかお聞かせください。

固定資産税の追徴課税について、市はいつまでにその算定、賦課決定を行うのか。また、延滞金の計算、徴収についてはどのようになるのかお伺いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

市民の方より固定資産税の課税漏れがあるのではないかとの情報提供があった場合には速やかに現地調査等を行うとともに、課税漏れであることが判明した場合には速やかに適正な賦課徴収を行うこととなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。再質問いたします。

固定資産税の課税漏れの可能性があった場合、速やかに現地調査等を行い、事実関係を確認するとのことですが、現況と課税台帳に差異があった場合、本市はどのように差異を確定し、どのように不足分を徴収しているのか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

現況と課税台帳に差異があった場合には、まず家屋の所有者に対し、平面図など家屋評価に必要な書類の提出を求めた上で評価額を算出するとともに、不足分に係る賦課決定を行い、納税通知書を送達することにより納付を求めることとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。再々質問いたします。

再度確認しますが、建物がかなり以前に増築されていた場合、過去の固定資産税についてはどのような取扱いになるのでしょうか。また、建築時から増築が判明するまでは、課税される固定資産税は計画時のままになると思われますが、この間の差異分の固定資産税についてはどうなるのでしょうか。計画と現況が異なっており、固定資産税の課税逃れがあった場合、市はどこまで遡って納付を依頼しているのか。本来は改築時点を特定し、そこまで遡ることが望ましいと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

過去の固定資産税の取扱いにつきましては、地方税法第17条の５第５項において、法定納期限の翌日から起算して５年を経過した日以後においては、することができないと規定されておりますことから、５年より前の固定資産税につきましては、賦課決定できないこととなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。少しまとめたいと思います。

これまでの御答弁を踏まえますと、違法建築が判明した場合、市行政として捉えるべき措置は大きく２つに分

けられると思います。１つは建築行政上の対応、もう一つは課税行政上の対応になると思います。

まず、最初の建築行政上の対応としては、当該増築部分の現地調査を速やかに実施し、建築基準法違反の有無、対応、程度を確認することは第一だと考えます。違反が確認されれば、建築基準法第９条に基づく是正指導――行政指導ですが、これを行い、それでも是正されない場合は是正措置命令――これは行政処分ですが――へと移行いたします。さらに、措置命令に従わない場合は告発、刑事訴追の検討が必要になります。これらの手続は、対象者が誰であれ、機械的、客観的に適用されなければなりません。課税行政上の対応としては、固定資産評価担当が増築部分の実地調査を行い、床面積、構造、用途等を正確に把握した上で、過去に遡った追徴課税――延滞金を含むんですが――を行うことが求められます。課税の公平性の観点から、公人だから見逃すという選択肢は存在しないものと考えます。

さらに、私は述べたいと思います。今回、市民から私に対して情報提供がございました。それについて、今、関連で述べております。公人たる市議会議員が所有または使用する建物について、市の許可を得ず、屋上部分に建て増しを行っているという指摘でございました。これは複数の市民からの指摘でございました。この建物が違法建築かどうか、外見だけでは判断が難しいため、私は以下の書類を確認いたしました。

１つは、まず、建築確認済証の有無です。これは、建築時に法令に適合しているか、完成後に検査をパスしているかを示す証明書です。次に、２つ目は建築計画概要書です。これは市川市の窓口、建築指導課で該当する建物の概要書を閲覧できます。印刷もしてもらえます。現況が届出されている階数などと異なっている場合は違法建築の可能性が高まります。この公人の建物について、違反のある建築計画概要書などを入手して確認させていただきました。

結論を申し上げます。今回の問題の核心は、公人が法を破ったか否かという単純な事実確認にとどまりません。より根本的な問いは、法を監視する立場にある者が法を犯したとき、議会及び行政はいかに対処するかという民主主義制度の自律的修正能力に関わる問題でございます。市民は公人に対して、高い倫理基準と行動基準を期待して１票を投じております。その期待を裏切る行為が明らかになったとき、議会が内輪の論理によって事を小さく収めようとするならば、市民の議会不信はますます深まると思います。逆に議会が自浄作用を発揮し、行政が法令に基づいて毅然と対応するとき、それは市民の民主主義への信頼を回復させる力になるでしょう。

本日の質問は当該公人の責任追及のためだけでなく、市議会が自らの正当性と市民への説明責任を果たすこともできる機関であることを示すために行うものです。市長、担当部局、そして議会全体の誠実かつ毅然とした回答と対応を強く求めるものです。

■■■

門田議員、取消しをされるお考えはありませんか。

○門田直人議員　ありません。

○大久保たかし議長　それでは、議長におきまして発言の取消しをしたいと思います。

発言の取消しにつきまして、賛成の方の起立を求めたいと思います。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　個人を特定した部分について不穏当であるというふうに判断をいたしますので……。

〔「議長が決めることだから、採決はおかしいだろ」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　少々お待ちください。

申し訳ございません。すみません、私の勘違いでした。発言につきましては、会議録を議長のほうで取消しをしたいと思います。不掲載の措置をしたいと思います。

一般質問を継続いたします。

田中市長。

○田中　甲市長　門田議員の質問は議員間の中での倫理観、また、その研さんに当たるものであろうということでお聞きをしておりました。という思いで聞いておりましたので、私、市長が答弁するものではないだろうというふうに考えておりますが、一般論としましては、選挙で選ばれた議員が納税の義務を果たすことがないなどということは到底考えられないと私は思っております。万一、そのような事実があるのでしたら、それは自らが進んで進退を検討する案件に値すると市民の方は考えられるのではないでしょうか。一般論としてお答えいたしました。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。この市議会議員の自宅の建物申請状況について、議長に対しては、今年２月定例会の際、これは令和８年２月９日付で建築確認申請や固定資産税の支払いなど、この議員に対して事実確認をお願いする事実確認についての申入れ書を提出いたしました。しかしながら、２月定例会は議長不信任決議など多忙でしたので、議長は申入れ書の受理はされず、私が今回、一般質問で取り上げ、申し上げることになりました。

いずれにしましても、議会は市民の代表として、市民に対し法令遵守を求める立場にあります。その市議会議員自身が、たとえ私有財産に関することであっても、法令に反する疑惑を持たれたまま説明も是正も行わないということになれば議会全体への信頼が大きく損なわれます。行政による公平公正な建築行政の運用と議会による自浄作用の発揮、この２つを両輪として、市民からの疑念や不信を一つ一つ解消していくことを強く求め、私の一般質問を終わりたいと思います。市長、当該部長の御答弁、誠にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。一般質問を行います。

大項目１つ目、医療的ケア児の保育園入園までの流れについて。

⑴として、全体の流れについて伺います。

現在の運用では、４月入園を想定した場合、まず保護者が市に事前相談を行い、その後、９月１日から30日の間に市の看護師との面談予約を行った上で体験保育及び嘱託医診察、検討会、園の見学、入園申請へと進む流れであると伺っています。医療的ケア児の場合、必要な調整や書類準備が多く、また園の見学にも時間を要するため、時間に余裕を持てる体制が必要です。

そこで、入園面談について随時実施をする、あるいは、少なくとも現在より早い時期から実施をすることがで

きないのか、市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

医療的ケア児の入園に当たっては、看護師による入園面談のほか、体験保育の実施や嘱託医の診察など、幾つかの手続が必要となります。市といたしましても、お子様や保護者の負担を考えると、余裕のあるスケジュール設定が必要であると認識しております。一方で、あまりに早い段階で入園面談を実施した場合、入園までの期間が長くなることから、その間にお子様の成長や病状の変化などにより医療的ケアの状態が変化し、結果として入園の再検討が必要になる場合も生じるものと考えております。このことから、あんまり早い段階での入園面談や随時の入園面談は慎重に行う必要がありますが、状況によっては、一、二か月程度の前倒しであれば、お子様の状態の変化による影響が少ないと考えられることから、来年度の入園に向けては現状よりも早めに入園面談を開始できるよう、保護者にとって負担の少ないスケジュールを検討していきたいと考えております。以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　一、二か月早めるということです。締切りについては、現状の９月30日から繰り上げないようにしていただいて、なるべく相談に柔軟な対応をお願いしたいと思います。

その上で、現在の運用では、利用可能な保育サービスについて協議を行う検討会を11月頃に開催することが多いと認識しています。これでは、検討会から利用申請までの園の見学に十分な時間が取れません。

そこで、希望者や早期相談者がある場合には、早い時期から小まめに検討会を実施することが保護者にとって望ましいと考えます。そのような対応ができないかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

４月入園を希望している医療的ケア児を対象にした検討会につきましては、例年、おおむね11月に開催しております。この開催時期は、９月に行う看護師との入園面談やその後の体験保育の実施といった一連の手続に要する時間を考慮して設定しております。しかしながら、検討会の開催は必ずしも年１回と定めているわけではなく、令和７年度においては年４回開催するなど、入園希望月に応じて随時開催しております。先ほどのケースのように、入園面談の時期を早めた場合は申請の受付期間が長くなり、保護者からの利用申請の時期も分散すると思われますので、検討会を数回に分けて開催するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　相談に応じて柔軟な御対応をお願いしたいと思います。

続いて、(2)受入れ実施施設のリスト化について伺います。

医療的ケア児の場合、居住地域や通勤への利便性だけで候補の施設を絞り込むことは難しいケースがあります。そのような中、200以上ある施設の中から医療的ケア児が利用できる園を探すことは、保護者にとって大きな負担です。

そこで、各施設に調査を行い、医療的ケア児の利用が可能な施設を公式ウェブサイトに公開することができないかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

医療的ケア児の保育施設への入園の在り方につきましては、毎年、部内において見直しを行っているところで

すが、お預かり可能な保育施設一覧を市公式ウェブサイトで公開することは保護者の負担軽減や利便性の向上に資することから、前向きに検討すべき事項と捉えております。

一方で、一覧に掲載されている施設であっても、お子様のケアの種類や看護師の採用状況により受入れが不可となる可能性や、逆に一覧に掲載されていない施設であっても受入れが可能となる可能性もございます。そのため、掲載方法については保護者の皆様や各施設において混乱が生じることがないよう、注釈をつけるなどの工夫も必要であると考えております。こうしたことを考慮した上で、来年度当初の公開を目指し、まずは各施設を対象とした実態の確認や意向調査を実施したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひお願いをいたします。

続いて、(3)入園に至るまでに必要となる提出書類についてです。

保育施設の利用が内定した場合、その後の面談時に提出する書類として、主治医が記入する医療的ケアに関する指示書が必要だというふうに聞いています。しかし、内定決定通知が届いてから、保育施設での面談までは１か月程度の猶予しかない状況が想定されます。医療的ケアの重症度が上がるほど、書類の作成に長い時間を要するケースがあり、１か月ほどでは間に合わないことも考えられます。

そこで、内定面談の際、内定前の書類で一旦面談を進め、正式な書類は入園日までに別途提出するといった柔軟な対応ができないかお伺いします。

また、書類の取得が面談に間に合わない場合の対応として、猶予措置などを検討結果通知に明記することで保護者の精神的な負担が緩和されると考えますが、そのような対応ができないか、併せてお伺いをします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

内定した保育施設におきましては、主治医が作成した医療的ケアに関する指示書により保育の安全性を確認する必要がございます。そのため原則として、内定面談のときまでに医療的ケアに関する指示書の提出をお願いしているところです。しかしながら、御質問にあるとおり、医療機関の都合などにより書類の取得に時間を要するケースもあり、その場合は内定施設側と相談の上で面談の日程を変更するなど、これまでも実情に合わせて柔軟に対応してきたところです。一方で、こうした柔軟な対応が可能であることについて十分な周知が行き届いていなかったため、保護者の皆様に精神的な負担を与えてしまったことにつきましては、反省すべき点であると認識しております。今後は保護者の皆様が安心して手続が行えるよう、通知文へ明記するなど、周知方法の改善を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　よろしくお願いします。

次に(4)ですが、自治体によっては医療的ケア児の保育園入園に関するガイドラインを策定し、公開をしています。本市はそのようなガイドラインを策定しているか。している場合、本市職員や関係者にどのように共有しているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市におきましては、医療的ケア児の保育施設における安全な受入れや庁内における判断基準を明確にするため、令和４年度にガイドラインを策定しております。本ガイドラインは、実務のための基準書として作成したも

のであることから現時点では公開しておらず、医療的ケア児の受入れに関わる関係部署や嘱託医で共有し、活用しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　分かりました。保護者が迷うことなく、また行政側も一貫した対応ができるように、ウェブサイト上にも公開できるガイドラインを策定することが本市の子育て支援や障がい者支援の理念に沿った施策だと考えますが、そのようなことができないかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

医療的ケア児を保育施設等で受け入れるためのガイドラインを公開することは、保護者の皆様の不安感を解消するだけでなく、本市としての考えを明確にし、透明性を高めるものと認識しております。一方で、実務用のガイドラインのままでは保護者の皆様にとって分かりにくい点も多いことから、現在、本市では、ガイドラインを保護者用と実務用の２種類に分けて策定する方向で検討を始めており、今年度中の策定を目標に対応しているところです。今後とも医療的ケア児とその保護者の皆様に安心して本市の保育施設を利用していただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　当事者の声を大切に受け止め、また先例市の取組を積極的に取り入れていただき、改善を重ねていただくようにお願いをしたいと思います。

続きまして、大項目、環境行政の(1)大柏川第一調節池緑地についてのアとして、当該地のコンセプトや成り立ち、現在有している価値や特性、保全すべきと考えている要素、今後の展望について認識をお示しください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

大柏川第一調節池緑地――以下、調節池緑地と申し上げます。大柏川増水時の浸水被害軽減を目的として、平成19年に千葉県が建設した総面積約16haの大柏川第一調節池の上部利用として、調節池の一部約8.7haを都市緑地として整備したものでございます。大小15の棚池と、それを一望できる外周路を整備しており、調節池緑地内の環境学習拠点として大柏川ビジターセンターが設けられております。調節池緑地は、治水施設としての機能と併せて本市の中部における貴重な都市緑地として自然に触れ合う環境学習の場、地域交流の拠点となる緑地としての価値と特性を有しております。調節池緑地の開設時に策定した大柏川第一調節池緑地管理方針では、水辺の自然環境の保全、復元、動植物に触れ合う環境学習の場、流域の歴史を踏まえ、地域、文化の継承と発展を目指す緑地としており、生物多様性を維持するためにも管理方針に沿って保全していくべきと考えております。

令和８年３月に策定した第二次生物多様性いちかわ戦略――以下、いちかわ戦略と申し上げます――では、水辺の拠点と位置づけ、自然と親しみ、学習する場や多様な生物の生息、生育の場として環境を保全するとしております。今後も引き続き適正な維持管理に努め、貴重な自然環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　次に、イ、市民への周知についてです。現在、本市公式ウェブサイトで、当該緑地の価値や魅力などは記載されていません。市公式ウェブサイトでの紹介内容を充実させるとともに、また、当該地に面するコルトンプラザ通り沿いに当該地の価値が分かる案内板を設置することについて、御認識を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

現在、市公式ウェブサイトでの調節池緑地とビジターセンターの紹介は、施設の概要と利用の際の御案内を掲載し、お知らせしております。また、案内板については、コルトンプラザ通り沿いの歩道に施設名の表示をして案内しております。調節池緑地は、生き物の重要な生息・生育場所として保全を行う緑地であると同時に、市民の散策、憩いの場、近年ではビジターセンター内に絵本コーナーも設けることで子育て交流の場ともなっており、市民の貴重な財産でありますことから、調節池緑地に関することを市民に広く周知することも重要であると考えております。しかし、生物多様性確保の観点からは、自然環境の保護のために立入りを制限しているエリアがあるなど、来場者を増やすことで適切な管理に支障が生じる可能性もありますことから、保全と活用のバランスを考慮しながら、周知の充実については慎重に検討を行う必要がございます。まずは、市公式ウェブサイトで調節池緑地の紹介の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続いて、ウ、維持管理についてですが、年間５回に分けて草刈りを行い、管理していると聞いています。本市が作成している資料によれば、草刈りを行う際には毎回計画図を策定することになっているはずですが、策定作業はどのようにして行われているか。また、特に生物多様性の保全や当該地の利用者の安全確保への配慮について、どのような点に留意して策定を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

草刈りガイドラインに沿って前年度の実績などを考慮し、計画を立てて対応しております。天候の状況によって草の生育状況が変化することから現場確認を行い、状況に応じて計画を修正しながら草刈りを実施しております。利用者の安全確保や生物多様性の保全への配慮につきましては、通常の公園緑地の利用を図る周辺部開放ゾーン、自然環境体験のできる自然環境活用ゾーン、生態系を保護することを目的とした生息環境整備ゾーンに分けて管理することとし、貴重な動植物の生態、生育等に支障を及ぼさない時期、手法で草刈りを実施し、人の利用に重点を置くエリアは見通しのよい通路を維持するよう努めるなど、利用者の安全確保及び生息する動植物に配慮しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　施工図の作成に当たっては、各施工前に現地において生物調査が行われるものと認識していますが、一方、以前には十分に行われなかったこともあると聞いています。現在は事前の生物調査をしっかり行っているのか。また、今後も毎回行っていくのか、認識をお伺いします。

加えて、昨年度には一部の場所で草が高く伸び、ビジターセンターから利用者の姿が見えづらく、安全上十分とは言えない状況があったと聞いています。毎回の施工図の作成に当たり、自然環境の変化を把握し、草刈りの実施時期、内容、ともに適切なものとするためには、本市職員だけでなく、当該地で活動している団体にも意見を求め、反映させることが有効と考えますが、この点について、現状と今後の考えを併せて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

緑地の適切な管理に当たっては、各回、草刈りの実施前に現場確認を行い、草の生育状況を確認するとともに、調節池緑地で活動する市民団体の皆様の御意見も参考にし、生物の繁殖状況に配慮し、対応しております。

市民団体の皆様の御意見を十分に反映できていないとの声をいただいたことも認識しておりますが、これまでも市民団体の皆様の御意見を聞きながら草刈りを実施してきているところであり、今後も同様に維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁にもありました、市民団体の意見を十分に反映できていないときもあるということですが、これについては予算が十分ではないということもあるんだろうというふうに思います。本市に残された貴重な自然を保全し、さらに再生するために欠かせないことですから、今後予算を増やすなど、さらに本市として力を入れていただきたいと要望をいたします。

そして、エに移ります。第二次生物多様性いちかわ戦略では、水辺の拠点や緑の拠点をはじめとした生態系ネットワークの拠点を積極的に自然共生サイトへ申請する旨が記載され、さらに、大柏川第一調節池緑地を水辺の拠点と位置づけています。ついては、大柏川第一調節池緑地について、自然共生サイトの認定申請を進めるべきと考えますが、これについて明確な御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

いちかわ戦略では、2030年までに陸地と海の30％以上を保全、保護することを目指す30ｂｙ30（サーティ・バイ・サーティ）の達成に向け、水辺の拠点や緑の拠点をはじめとした生態系ネットワークの拠点を積極的に自然共生サイトへ申請し、登録地域の拡大を目指すこととしております。本市には生物多様性の豊かな拠点が多く、その中で調節池緑地は環境学習や市民に親しまれる水辺の拠点となることを目標としており、国分川調節池緑地に続き、本市２つ目の自然共生サイトの認定を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　自然共生サイトの認定を目指すということですが、申請に向けた今後の展望をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

調節池緑地は幾つかのゾーンに分かれており、自然共生サイトに申請する場合、申請エリア設定の検討や調節池緑地の生態系のデータを収集する必要がございます。調節池緑地では複数の市民団体が活動しておりますことから、エリア設定や生態系の調査について、御意見やデータの提供に御協力をいただくことも考えております。市民団体の意見の集約や今後の維持管理への関わり方についての調整を丁寧に進めながら、申請に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後の取組に期待したいと思います。

続いて、(2)市民プール解体とその後の整備計画に伴う生物多様性への配慮と対策について伺います。

今後解体が予定されている市民プールですが、当該地にはたくさんの木々が植栽され、大きく成長しており、タヌキが生息していたり、渡ってくるカモたちの休息場所でもあると聞いています。これが解体され、これまで夏にしか使用されていなかったものが年中使用される施設となった際、小さな生態系や生育環境に与える影響は無視できないものと考えます。また、第二次生物多様性いちかわ戦略では、公共事業における生物多様性への配

慮が施策の一つとされています。本事業に対して、環境への影響を評価するため、解体設計をする際に市民プール敷地内の動植物の状況を調査し、記録をまとめる必要があると考えますが、御認識をお示しください。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

市民プール敷地内にタヌキが生息しているとの確認は取れておりませんが、大柏川第一調節池緑地に面していることから、周囲に生息する野生のタヌキが市民プール敷地内を往来する可能性はあるものと思われます。また、プールには年間を通して水が張られていることから、カモなどの野鳥が水面に降り立つことはございます。今後、市民プール跡地へのスポーツ施設の整備に当たりましては、まず、現プールの解体工事に向けた設計が必要となります。解体設計時には、現状の建物状況だけでなく、敷地内の植栽につきましても、樹木の種類、高さ、幹回りなどを調査し、記録いたします。解体時、植栽においては、既存の樹木は可能な限り残し、支障となる樹木は移植を検討するなどの配慮をしてまいります。また、往来する動物においても関係部署と連携し、地域住民からの聞き取りや現地確認を行い、結果を取りまとめた上で、周辺環境への影響を考慮して対応していくこととしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　北方４丁目かいわいでも急激に自然が減り、宅地やトラック置場へと姿を変える中、2026年、今年２月頃まで確認されていたフクロウが見られなくなり、カワセミの営巣環境もなくなってきていると聞きます。市民プールを解体し、新施設を建設する場合には生物多様性いちかわ戦略や市川市自然環境保全再生指針を活用し、今生えている木々の樹種の精査、さらに自生郷土種を植樹する場所を確保し、調節池緑地との緑のつながりを目指すべきだと考えますが、本市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

新しいスポーツ施設を検討する際は大柏川第一調節池緑地など周辺と調和し、環境へ配慮した整備とする必要があると考えております。また、スポーツ施設内に樹木による木陰を創出することは、直射日光を遮るだけでなく紫外線対策、そしてプレーヤーや観戦者の快適な環境の確保において極めて高い効果を発揮します。このことから、今後の設計においては大柏川第一調節池緑地との緑のつながりを含め、その土地にもとより生育している樹木を選定するなど、市民に親しみのある施設となるよう検討を進めることとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　過去の公共工事では、樹木の伐採が問題となった例もありました。その反省を生かし、樹木や周辺環境とのつながりを大切にし、自然と共生した整備をお願いいたします。

続いて、市川市動植物園について、(1)動物の暑熱対策について伺います。

気候温暖化による暑熱リスクが年々高まっていますが、日よけ、ミスト、エアコン、スポットクーラーなどの対策状況をお伺いします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

動植物園における飼育動物の暑熱対策として、レッサーパンダ舎、オランウータン舎、猿舎並びになかよし広場、飼育室にエアコンを設置しております。また、移動式冷房装置、いわゆるスポットクーラーにつきましても、昨年５台を導入し、主に牛やポニー、シロフクロウやモルモットなどに活用しております。その他の対策と

して、猿山にスプリンクラーを、オランウータン舎やアルパカ舎にミストシャワーを設置し、動物居住空間の気温低下を図るほか、ほぼ全ての動物展示場に日よけを設置するなど対応しているところです。

なお、今定例会で議決いただきました補正予算により、猿山のバックヤードへのエアコン設置修繕を早急に実施し、ニホンザルの生活環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　日よけだけでは十分でないことは明らかですので、さらなるエアコンなどの空調の整備を急いでいただきたいと思います。

一方で、並行して動物のストレスを考慮しながら、特に暑さに弱い動物を空調の効いた屋内に移し、展示を休止するなどの対応も考えられると思いますが、現状と今後の考えをお伺いします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

動植物園内の動物にも比較的暑さに強いものと暑さに弱いものとがおり、それぞれに対応して適切なケアを進めております。一例といたしまして、ふだんなかよし広場で飼育されているシロフクロウは北極圏を中心として生息しており、暑さには大変弱い種であるため、今月から当面の間、園内の空調が効く部屋へと移動させ、展示を中止したところでございます。今後も動物種ごとの特性や各個体の体調に十分注意しながら、エアコンやスポットクーラーの増設の検討と並行して、空調が効く部屋への動物の移動や展示の一時休止などを含めた暑さ対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　動物の健康やストレス軽減を最優先にお考えいただくようにお願いをいたします。

次に、(2)ニホンザルの飼育環境と教育施設としての考え方についてです。

今定例会で議決された補正予算において、土場や日よけの整備など、猿山の環境改善が目指されていることは確認をいたしました。

その上で伺います。猿山では、今年10頭を超える出産があったとのことです。過密化によるストレスや個体間のトラブルを減らすためにも繁殖制限が必須な状況かと思いますが、本市のお考えを伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ニホンザルの頭数管理につきましては、前年の秋までに計画を立案し、計画に沿って雄の去勢、また、雌に繁殖抑制剤の投与を行うことで出産数のコントロールに努めております。昨年秋については、それまで長期間使用してきた繁殖抑制剤の休薬を実施したため、本年は本日時点で15頭の出産があり、現在、飼育頭数は60頭を超える状況となっております。過去には現在を上回る頭数を飼育していた経験もございますが、状況を踏まえ、今後、当面は繁殖を抑制する方針でございます。今後も動物福祉の観点から適切に頭数管理を行うとともに、補正予算に含まれる猿山バックヤードの拡張修繕を着実に行うことでニホンザルの居住空間の拡大を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　適切な対応をお願いします。

続けて伺います。動物園の役割の１つは教育です。現在、多くの人がニホンザルに関心を抱き、特に人気にな

ったパンチ君に対して応援するような気持ちを持っていただいています。

一方で、ニホンザルは農作物に被害を与えるとして、千葉県だけでも、近年、年間1,000頭以上が有害駆除で犠牲になっているという現実もあり、また、日本において動物実験として子猿が使われているという側面もあります。その是非はさておき、これからの社会を考える上で、ニホンザルにまつわる日本で起きている一側面を来園者が知り、考えるきっかけとなるパネルを展示するなど、教育施設としての役割を補強することも有意義だと考えますが、本市の見解を伺います。

また、以前には、日本の中で動物園で過剰繁殖となったニホンザルが実験用に供給されていた時期がありますが、当該施設からニホンザルを供給したことがあるか。及び今後そういった仕組みがもし再開されることがあったとしても供給を行わないか、お答えをお願いします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

動物園は、動物の飼育及び展示を通じて地域住民に学びの機会を提供する教育施設としての機能を有しております。現在、市川市動植物園には大勢の来園者が訪れており、パンチをはじめとしたニホンザルに大きな関心を寄せていただいている状況です。本市といたしましては、これを機会と捉え、野生のニホンザルの生態、またニホンザルをめぐる様々な社会問題について、専門機関との連携を通じ来園者に紹介し、理解が深まるような企画の実施に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、過去の記録を確認する限り、動植物園から動物実験用としてニホンザルを供給したという事実はございません。また、今後行う予定もございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後の取組、よろしくお願いします。

次に、(3)なかよし広場における動物との触れ合いについてです。

今年３月、よこはま動物園ズーラシアが、近年の酷暑の影響や動物福祉の観点からモルモット等のふれあい体験を終了したことが報じられました。そのほかにも、動物の負担軽減から触れ合いを中止する施設が増えています。市川市動植物園では、ふれあいタイムが２回から１回に減少していましたが、６月から９月は中止するとされています。パンチ君への注目が集まるとともに、当該施設に対し、動物に優しい施設であることを期待する世論が形成されていると感じます。

そこで、10月以降も触れ合いを再開せず、このまま終了とすることが当該施設にとってふさわしい対応ではないかと私は考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

近年、動物たちの身体的、精神的な負担に配慮しつつ快適で健康な生活を送れるようにする、いわゆる動物福祉の推進が世界的な潮流となっております。市川市動植物園におきましても、猛暑が想定される期間中、モルモットに涼しい空間で過ごしてもらうため、また本年、来園者数が大変多く、触れ合いの実施がモルモットに過度な負担とならないよう、今月から９月までは中止としたところでございます。

動植物園はこれまで市民と動物の距離が近いことを持ち味として、モルモットとの触れ合いのほかにも散歩中のアルパカやヤギ、ケヅメリクガメに触れる機会を提供してまいりました。特に幼児や児童は、動物との触れ合いにより動物を身近に感じるとともに、命の大切さを学ぶこと、動物を愛することを通じた人間性の成長など、様々な効果が期待できるものと考えております。こうした園の持ち味を失うことなく、かつ動物たちの健康や負

担軽減に配慮していくことが必要であり、そのバランスをどう取っていくかが大変重要であるものと認識しております。10月以降、モルモットとの触れ合いを再開することにつきましては、園としての持ち味と動物福祉とのバランスに十分留意しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　当該施設には、5,000万円を超える寄附がこの間寄せられていますが、そこには動物の環境改善を願う気持ちが込められていると思います。動物を第一に考えるという姿勢を常に大切にして御判断をいただきたいと思います。

続きまして、市立学校におけるウサギの飼育についての(1)適正飼育に関する対応です。

2023年12月の定例会において、市立学校におけるウサギの適正飼育について取り上げました。その後、教育委員会から各学校に対し、適正飼育についての通知が発出されていると伺っていますが、その内容と回数を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会はウサギの適正飼育について、令和６年７月、令和８年１月に該当校に向けて通知しています。通知の内容は、ウサギを飼育するための適温や暑さ寒さ対策等、適正な飼育環境について周知を図ったものです。具体的には、適温は18℃から24℃くらいであること、暑い時期は校舎内の適温に近い場所に移すこと、屋内で飼育できない場合には暑さ対策として飼育小屋に日よけをつけたり、凍らせたペットボトルを用意したりすること、寒さ対策として、わらを敷き詰めたり、風よけをつけたりすること等です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　続いて、(2)として、現在ウサギを飼育している学校の数とそれぞれの飼育数を伺います。また、１年半前は飼育している全ての学校が屋外で飼育を行っていましたが、屋内飼育に切り替えた学校の数も併せて伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和８年４月現在、ウサギを飼育している市立学校は４校あります。そのうち、２羽飼育している学校が１校、１羽飼育している学校が３校です。また、４校のうち、令和８年４月現在、屋内でウサギを飼育している学校は３校、残りの１校は、本年度より夏季や冬季の期間について屋内で飼育を行う予定です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　昨年の時点では、全校合計で10羽を飼育していたというふうに聞きましたが、それが現時点５羽に減っているようです。その理由をお伺いします。もし死亡した個体がいる場合には死亡の時期、年齢、死因、通院の有無についても併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

ウサギの数が減った理由は、令和８年４月に相次いで亡くなったためであり、亡くなった５羽のうち２羽は高齢であったとのことです。なお、いずれも通院歴はなく、死因は不明であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　亡くなったうち、３羽は高齢ではなかったということかと思います。学校で飼育されているウサギが次々と亡くなるということは、近年、実は他市でも起きています。年々気候が厳しくなっている中、学校という環境でウサギを適正に飼育することが困難であるからだというふうに私は考えます。そのことを真剣に考えていただき、一つ一つのかけがえのない命の重みに向き合っていただくように強く求めます。

その上で、(3)他自治体の動向に対する認識について伺います。

千葉市では、里親への譲渡が進んだことで学校での飼育数がゼロになりました。他市でも同様の動きは広がっており、八千代市でも学校飼育はゼロになったとのことです。こうした他自治体の動向を受けての認識、お考えを伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、動物福祉の考え方も含め、他の自治体の動向を注視しながら、学校を訪問して飼育場所等について指導を行うとともに、学校の意向を尊重しつつ支援の方法についても検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現在、市立学校で飼育されているウサギの中にはシニアの個体もいると聞いていますが、今後、介護や医療が適切に施せるのかというと、飼育動物への医療費さえ予算計上されていない状況では厳しいのではないかと思います。気候温暖化による暑熱リスク、教職員の負担、そして動物福祉の観点を踏まえると、里親への譲渡も含めた今後の方針を検討すべき段階にあると考えます。

そこで、(4)里親への譲渡の仕組みをつくる考えはあるかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現在、市立学校で飼育しているウサギは５羽のみであることから、教育委員会では譲渡の仕組みをつくる考えはありませんが、学校から相談があった場合は個別に対応を協議していく考えです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　５羽だからやらないというのも、私にはよく分かりません。１羽１羽が大切な命であり、１羽のためにも最善の方法を検討していただきたいと思います。

学校から相談があった場合は個別に対応を協議していくということでもありましたが、譲渡先を探すに当たり、教育委員会としてどのような支援ができると考えているのかお伺いをします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は学校の意向をよく聞きながら、保護者や地域、終生飼養できる関連施設への譲渡など、個別に対応を考えていきます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　学校で飼育されているウサギは教材ではなくて、１羽１羽が命ある存在です。適正飼育の徹底、健康管理、そして必要に応じて里親の譲渡について、教育委員会として具体的に支援をしていただくように要望をいたします。

続いて、多文化共生の考え方についてですが、先順位者への答弁で、日本人住民と外国人住民の相互理解を大切にしていくことや外国人に対する偏見や差別の解消を図ることを確認いたしましたので、この項目はこれで終わりとしたいと思います。

続いて、次の大項目になります。公の施設の利用制限に関する法務上の認識についてです。

普通地方公共団体が設置する公の施設については、地方自治法第244条第２項において、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とされています。この正当な理由については、泉佐野市民会館事件や上尾市福祉会館事件の判例が参照されるものと認識しています。

そこで伺います。この正当な理由について、泉佐野市民会館事件の判例から、公の施設の使用制限に当たり、どのような条件が必要と解されるか。

上尾市福祉会館事件の判例から、施設の管理上支障があるとして使用制限をする場合、どのような条件が必要と解されるかについてお示しください。

また、本市は条例や内規について、法や判例を踏まえた上で運用していくということで間違いがないか、併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

御質問の泉佐野市民会館事件及び上尾市福祉会館事件は、いずれも集会の用に供する公の施設の管理者が住民の利用を拒むことができる理由である、地方自治法第244条第２項に規定する正当な理由があるかどうかについて争われた事件です。上尾市の事件は、何者かに殺害された労働組合の幹部の葬儀を行いたい旨の福祉会館の使用許可申請について、当該組合と対立するセクトにより葬儀が妨害されるおそれがあるなどの理由で不許可にしたことに正当な理由がないとされたものです。

一方、泉佐野市の事件は、今の関西国際空港の建設反対の集会を行いたい旨の市民会館の利用許可申請について、反対運動の中心である中核派に対抗する団体が介入するおそれがあるなどの理由で不許可にしたことに正当な理由があるとされたものです。

いずれの判例も、集会の用に供する公の施設の利用を拒否することができる正当な理由とは、公共の安全が損なわれる危険の回避や公の施設の管理上支障が生ずることを理由とする場合、そのような支障等の発生が許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして予測される場合であると判示されています。

次に、本市の条例等の運用についての認識でございますが、法や判例を踏まえた上で運用しているものと認識しております。

なお、判例とは、最高裁判所が示した重要な法律的判断のことでありますが、御質問の泉佐野市と上尾市の事件では、正当な理由の有無の判断が分かれたように、判決における裁判所の判断は各事件の事実認定に基づいていることから、具体的な事案に係る条例等の運用に当たり判例を参照する際には、その事案が判例の事案に類似しているかどうかを慎重に見極める必要があると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　公の施設の利用を拒否する場合、支障等の発生が許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実に照らして予測される場合であるという御答弁ですが、より具体的に補足をいたしますと、泉佐野市民会館事件の判例は、公の施設の使用制限に当たっては、人の生命、身体または財産が侵害され、公共の安全が損なわれる、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される必要がある。上尾市福祉会館事件は、施設の管理上支障があるとして、使用を制限するに当たっては抽象的なおそれや主観的な懸念のみでは足り

ず、客観的な事実に照らして施設管理上の支障が生じることが具体的に明らかに予測される必要があるというのが両判例の趣旨として示されているものと認識をしています。

加えて判例を参照する際には、事案が類似しているか慎重に見極める必要があるということでしたが、判決、結論についてはそうでしょうが、両判例が示す趣旨については、公の施設の利用制限に関する一般的な法務上の考え方として踏まえるべきものと認識をしています。

続けて、伺います。地方自治法第244条第３項において、「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と定められています。

そこで、公の施設の利用に当たり、国籍、民族、宗教、信条等の属性を理由として、合理的根拠なく、他の利用者と異なる不利益な取扱いをすることは、同項が禁じる不当な差別的取扱いに該当すると本市は考えているのか、お考えを伺います。

また、宗教団体であっても、通常の利用許可の枠組みにおいて、他の団体と同じ基準で一時的な利用を認めることは直ちに政教分離原則に反するものでないということは、本市がこれまでも複数の宗教団体に対し施設の利用を許可していることから、その認識を確認できるところでありますが、加えて憲法14条及び20条により、宗教団体であることや宗教的行為を含むこと自体を理由として、合理的根拠なく不利益に取り扱うこともまた、行政は許されないというふうに考えていますが、この憲法の趣旨を守っていくという認識で間違いがないか、本市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

地方自治法第244条第３項は、公の施設の利用関係の継続中における不当な差別的取扱いを禁ずる規定です。この不当な差別的取扱いに該当するかどうかにつきましては、これは個々具体的に判断するものでありますが、一般的には公の施設の利用に当たり、信条、性別、社会的身分等により、合理的な理由なく利用を制限し、あるいは使用料を減額することなどが該当するとされており、本市も同様に考えております。また、個別の事案につきましては、把握した事実関係に基づき判断することとなりますが、本市における公の施設の管理につきましては、憲法や法律等に基づき公平かつ適正に取り扱う必要があると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁いただきましたが、不当な差別的取扱いについて、私は国籍、民族、宗教ということについて聞きましたが、御答弁では信条、性別、社会的身分等ということでした。この信条、性別、社会的身分等の「等」の中に国籍や民族、宗教の属性も含まれているという認識でよいのか、端的な御答弁を求めます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

先ほど公の信条、性別、社会的身分等によりというふうに答弁させていただきましたが、こちらは地方自治法の解説等に書かれている解説でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本市の法務上の認識ということで伺いたいんですけれども、この不当な差別的取扱いにつきまして、国籍、民族、宗教という、そういった属性の方に対して合理的な理由のない不利益な取扱いをすることは、本市は不当な差別的取扱いに当たるというふうに考えているのかどうか。そういった考えの下、運用しているのかどうか、改めてお伺いをいたします。先ほどちょっとお答えがかみ合ってなかったと思いますので、お

願いをします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

繰り返しになりますが、地方自治法の解説等によりますと、地方自治法244条第３項の規定に関する解説といたしましては、信条、性別、社会的身分等によりというふうに記載されているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　この２回ほどの御答弁、やり取りにつきまして、答弁の内容をどうこうということを言うつもりはございませんが、質問への答弁として、私はかみ合っていないというふうに思います。これでは議論になりませんし、私は議会への軽視というふうに言われても仕方ないのではないかというふうに思います。

ちょっと時間がないので、これで進めていきますけれども、こういったことが繰り返されるようであれば、議長から理事者に対して、内容云々ではなくて、質問の内容にしっかり答えるようにということで、今後、続くようであれば求めていただきたいということをお願いいたしまして、次に進めたいと思います。事実上、お答えがなかったということで、国籍、民族、宗教等の属性に対する合理的な理由のない不利益な取扱いについて、本市がどう考えているのか分からないというのは極めて問題がある姿勢だということを指摘したいと思います。

次に進みます。次に、大項目、都市公園制限行為許可申請への対応と考え方についての(1)市川市都市公園条例及び公園使用許可基準についてです。

条例や基準の運用の中で、2025年度、昨年度、どのような行為が許可されているか。また、昨年度の申請件数、許可件数及び不許可件数を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

令和７年度の都市公園条例第２条第１項の規定による制限行為許可を行った行為は、自治会のお祭り、少年野球、グラウンドゴルフ、遠足などであります。また、令和７年度の申請件数及び許可件数は758件であり、不許可はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　次に、(2)2026年５月７日付で申請された南沖公園における都市公園制限行為許可申請への対応と考え方について、アとイをまとめて質問したいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　はい、許可します。

○とくたけ純平議員　行徳モスクによるイードのお祭りのための許可申請において、約30年間にわたり許可されていた集団礼拝が認められなかったという件についてです。

報道では、市長が条例や公園使用許可基準を変えず、解釈によって従来と異なる対応をした旨が述べられたとされています。具体的に条例や基準のどの文言について、どのように解釈を変更したのかお伺いします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

南沖公園における制限行為許可は、３月の開催までは文化交流会として、都市公園条例第２条第４項の規定による公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に該当すると考えておりました。しかしながら、市議会での議論や３月の開催後における市民からの、一部の遊具は利用し難いなどの意見を踏まえ、改めて申請内容を精査しました。その結果、本申請の内容のうち集団的な礼拝の状況は、その方法が地面にシートを敷いて、

そこに参加希望者が集合して行われるもので、この行為の間は、一般の公園利用者がその場所を大幅によけざるを得ないこととなっていました。この状況は、条例第２条第４項に定める公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に該当するとは言えないと考えたものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　解釈の変更ということとは違うように感じますが、重ねて伺いたいと思います。

そもそも都市公園条例に基づいて、公園の全部または一部を独占して利用するとして許可を申請しているものですが、独占的に利用することを前提とした上で、公衆の公園の利用に支障を及ぼすとは一体どういう状況を想定しているのでしょうか。公園の入り口を封鎖している状況のことか、公園内の通路を通行できない状況のことか。独占して利用することが許可された区域を他の利用者が利用できないということを言っているのか、お示しください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

御質問の状況が公衆の公園の利用に支障を及ぼすかどうかにつきましては、申請ごとに行為の内容、場所、方法等を確認した上で判断するものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　内規に示されているこの基準の文言がどういった基準で運用されているのか、はっきりお答えになられないというのはどういうことかなというふうに思いますが、いずれにしても、御答弁によると、公園の入り口を封鎖することさえ、ケースによっては許可され得るということになります。

次に進みます。先順位者への答弁において、３月のお祭りの開催後、市に直接寄せられた意見として、遊具が使えなかった、子どもの遊び場が奪われたなどの意見があり、電話20件、メール119件が寄せられたという説明がありました。しかし、判断に影響を与えた期間、つまり申請の取下げを申請者に相談することを決定した時点までに絞ると、これは何件だったのか。また、遊具が使えなかった、子どもの遊び場が奪われたという意見はそれぞれ何件あったのか。それらは近隣住民からの意見なのか、市外からも含むのか。さらに、それ以外の意見はどのような内容が多かったのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

３月開催後からの申請の取下げを相談する方針を決めるまでの間に寄せられた意見は、電話では３件、メールは９件でございます。そのうち、遊具が使えなかったという意見は１件、子どもの遊び場が奪われたという意見は３件であり、それらは市内外から寄せられたものでありました。また、それ以外の意見としましては、公園の利用に対する不安等の声でございました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　３月の開催から本市が５月に取下げを求める判断を決めるまでには、市外からも含めて合計12件、遊具が使えなかった子どもの遊び場が奪われたという意見は市外からも含めて４件ということでした。

続けて伺います。先順位者への御答弁によれば、今回の判断に至るまでに市議会での議論や、先ほど御答弁にありませんでしたが、先順位者には報道ということも触れられていました。そして、市民からの意見を踏まえたということでした。申請者に対して、申請の取下げを相談する方針が決まった時点までにあった市議会での議論

とは、何人の議員が質問で取り上げ、どのような内容だったのか。また、報道とは具体的にどのようなものだったのか。さらに、今回の申請は、遊具が一切設置されていない場所が指定されており、遊具が使えなかった、子どもの遊び場が奪われたという意見には既に対処された内容だったという認識で間違いがないか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

市議会では、令和８年２月定例会の代表質問において１名の議員から質問がございました。公園での集団的な礼拝について、多くの人が集まって、他の市民が近寄りづらいなどの意見が出ているということに対し申請があった場合、引き続き申請内容等を確認するものとしております。また、開催後には、報道関係者より３月の開催に関する取材を受けております。遊具が使えなかったという市民意見への対応については、協議により申請時には対応されたものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　議会での議論は１件のみで、しかも、内容は申請方針の確認であり、特段公園使用を疑問視しているものではなかったというふうに私は認識しています。また、報道については取材を受けたのみということですので、本市が公園利用の取下げを求めた時点では報道はなかったということです。さらに、遊具が使えないという意見には、既に対処済みの申請であったということです。

先順位者への答弁を含め、本市が説明をしていた精査する根拠は、これまでの約30年間と異なる対応に至るほどの事情があったのか、疑問が残ります。最終的に、本市は集団礼拝の状況が、一般の公園利用者がその場所を大幅に避けざるを得なくなるため許可ができなかったと説明をしております。

これが当該公園の図になりますが、今回申請された場所はここになります。これが拡大図です。ここにあります。先ほどお話ししたとおり、ここには遊具が一切ありません。２方向をフェンスで囲まれている場所です。遊具のある区域や交通公園の区域への通路を妨害するような申請内容でもありませんでした。当然ながら、幾つもある公園の入り口は全て開放がされた状態でありました。しかも、集団礼拝は僅か15分間という申請だったと聞いています。

そこで伺いますが、この申請内容における集団礼拝が具体的にどの時間帯にどのように一般利用者の利用に支障が生じるという判断を行ったのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園は原則として、誰もがいつでも自由に利用できるものであります。当初の申請内容のうち、お祈りの行為については、その方法が、地面にシートを敷いて、そこに約200人の参加希望者が一堂に集まり、行われるものでございました。そのため、お祈り行為の間、一般の公園利用者がその場所をよけざるを得ず、広場内を自由に通行、利用できない状況であることから、条例第２条第４項に定める公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に該当するとは言えないと考えたものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　改めてですけれども、この約12m掛ける15mの区域を、恐らくこのように突っ切ることができなくて、すぐ脇にあるこの通路を通らなければいけないということが許可できなかった理由だということになるかと思います。恐らく突っ切れないことで30秒ぐらいのロスがあるのかも分かりませんけれども、しかも、これは礼拝の時間ということなので15分間のみです。また、広場内を利用できないとも言われましたが、そもそ

も条例第２条第１項は、公園の全部または一部を独占して利用することを前提として提出して認めるというものです。御答弁のような基準で審査をする場合、さきに御答弁があった自治会のお祭り、盆踊りや餅つきだと思いますが、そういったものや野球、グラウンドゴルフなどが許可をされていることのこの整合性というのは果たして取れるのでしょうか。

(3)として、今後の方針について本間副市長に伺いたいと思います。今回の南沖公園の使用申請への対応については、市民、議員、報道、有識者などが本市の判断に疑問を寄せていると認識をしています。市民から市への信頼を保つためにも、今回の判断について、改めて事実関係、判断過程、判断基準、そして他の申請との整合性を整理し、検証することが必要ではないかと考えますが、検証をするということについて本間副市長の認識を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

都市公園条例第２条第１項に基づく制限行為許可は、同条第４項の規定にある、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に該当するものを許可するものであります。今後も申請ごとに行為の内容、場所、方法等を確認した上で、関係法令も含め適正に判断するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　またお答えがちょっとかみ合っていないんですけれども、今回の５月の申請に対する判断について検証を求めたということで、御答弁にならないわけですね。なぜ検証をしたくないのかと不思議に思いますけれども、ちょっと聞き方を少し変えますが、今回の本市の判断については、市民、議員、報道、そして有識者などから疑問や懸念が示されていること自体は認識をされているんでしょうか。これは本間副市長に伺います。

○大久保たかし議長　本間副市長。

○本間和義副市長　先ほど来、街づくり部長から御答弁をさせていただいているとおり、市といたしましては、法令の規定、また施設管理者としての責任に基づきまして適切に判断をしているところでございますので、今後とも今回と同様、適切に判断をしてまいります。

以上です。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今回、度々質問にお答えになられてないんですよね。ちょっと議長から、内容はもちろん理事者の方の判断ですけれども、質問に答えるように求めていただけないでしょうか。

○大久保たかし議長　今と違う答弁はできますか。質問に……。

本間副市長。

○本間和義副市長　御意見は御意見として承りますが、しっかりと判断をして対応していくという答弁をさせていただいております。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後どうするかということよりも、前回、この５月の判断について検証をすべきではないかということを伺っているわけです。

ちょっと時間もないので、もうこれ以上聞く時間はありませんけれども、行政運営の透明性の向上を図る必要が当然本市にはあります。その上で、私も行政の運営をチェックする立場から検証を引き続き求めていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　議長、議事進行発言をさせていただきます。本日、１人目の質問者、19番目の通告者の発言中に、議員の個人名に言及がありました。この点について、議長がそれが不穏当であるということで職権に基づいて取消しされましたが、議員の個人名が出ただけで不穏当というのがちょっと私には理解できないのと、私のみならず、多くの議員が取消しの同意を求められていたときに困っていたかと思います。議員の名前を挙げることそのものが品位を欠く無礼な言葉だとは私は思いませんし、差別的な内容だとも思えません。

私、次の質問通告者なんですが、田中甲市長と言うだけで不穏当だと言われたら質問が成り立たないのではないかなと思いますし、議事進行も今みたいに何とか議員の発言中と言えないで、本日１番目とか19番目の通告者と言わざるを得なかったんですが、議員の発言が不穏当で職権で取消しになるということについて、どのような御認識の下、そのような判断がなされているのか、議長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　ほかの議員の名前を言った時点で不穏当だというふうな判断はしておりません。質問とつながる形で議員の個人名を出されたことが不穏当であるというふうに判断をしております。

以上でありますので、越川議員におかれましては御了承願います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。一般質問を行います。

放課後子ども教室運営事業については、仕様書から逸脱した業務運営が複数年継続されており、本市職員は、この事実を把握しながらも容認していたばかりか、庁内において適切な情報伝達を怠ってきたことは、これまで取り上げてきたとおりであります。私からの指摘を受け、本市も事実確認に努めた結果、事業者から事業費の一部返納を受けるに至ったと伺っておりますが、返納額は幾らだったのでしょうか。御説明ください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和７年度に実施した放課後子ども教室に関する契約履行調査の結果、仕様書と異なる業務運営が認められました。その結果、受託業者からは自主返納の申出があり、返納された金額につきましては約80万円でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　念のため申し上げますと、本市の事務執行にも落ち度があった、本市が事業者のやり方を了承していたという背景があったため、返還請求できるような強い立場になく、相手方の自主返納という体裁に依拠したことから、返納額は81万円程度に落ち着いたものと理解しております。

学校教育部は、昨年２月に私から指摘を受けていたにもかかわらず、９月の決算審査特別委員会に至るまで、書類を照合し、整合性を確認できている、事業者にもヒアリングを実施した、あなた方の勘違いではないかと、

私からの指摘を否定を繰り返していたわけですが、結果的には事業者から事業費の一部返納を受け、関係した本市職員は懲戒処分を受けたとのことです。私が市議会議員として追及を続けていなければ、不適切な事業費の支出は返還されることなく継続し、関係した職員も懲戒処分を受けることなく、昇給と出世を繰り返していたはずです。

その一方で、否定され続けた私は、自らの調査結果の正当性を証明するために半年超の期間、資料をかき集め、何度も読み返し関係者にヒアリングを繰り返すなど、裏づけ調査を余儀なくされました。果たして市長及び教育長は本件につき、どのように総括をしているのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

初めに、本件に関しましては、管理職による対応をはじめとして複数の問題があったことについて、学校教育部として反省しております。

まず、委託契約に関する必要書類の確認を怠り、仕様書と異なる運用を見過ごし、事業者と再協議した後も不適正な運用を見過ごすなど、不適正な事務処理が行われました。次に、情報提供に際して行うべき対応を怠る、報告を行わない、事案に関する認識が欠如するなどの不適切な対応が繰り返されました。さらに、放課後子ども教室の委託開始当初からの契約履行調査を行った結果、契約の仕様と異なる運用が相当数確認されました。これらの不適正な事務処理については、関係した職員に対し懲戒処分等が行われたところです。今後、このような不適切な事務処理を起こさないよう、対応を改めてまいります。

本件は、議員から情報提供をいただいたことにより問題が発覚し、明らかとなりましたことから、誠に感謝申し上げます。引き続き御指導、御鞭撻をお願いいたします。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　今後において、入札業務の適正性や仕様書、契約条項に基づいた業務運営の確保をどのようになされるのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

今後につきましては、市民や議員からの情報提供へ適切に対応すること、委託事業の履行確認を適正に実施すること、技術管理課や契約課へ相談しながら契約の仕様を見直すことなどを徹底してまいります。本件は行うべきことができておらず、教育委員会全体の信用を損なってしまった案件であることから、今年度は組織体制を見直すとともに人員体制も変えました。今後、このようなことが起こらないよう、部全体の管理職をはじめとする職員に、一つ一つの事務処理は市民から負託されているという意識を持たせ、適正に事務を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　昨年度、教育委員会の幹部に昇任された方は、本件に携わっていた部下を伴って昨年４月に私の控室までやってこられました。御本人にとってみたら、昇任の御挨拶が目的だったのかもしれませんが、同行した部下が本件について私から質問を受け、回答に苦慮していたにもかかわらず、その部下をフォローすることもなければ、代わりに回答することもなく、我関せずとばかりに、その場を黙ってやり過ごそうとしていました。私からの質問に部下が十分に回答できなかったわけですから、現状、私は把握できておりませんが、すぐ確認して回答しますとでも言って部下を守るのかと思っておりました。また、その場では事案の概要すら把握していなかったわけですから、すぐに自ら調査して、調査結果を報告してくれるのかと首を長くして待っておりまし

たが、その方はその後も事案の概要を自ら知る努力もなされなかったのでしょうか、私のところに主体的に説明に来ることはありませんでした。

また、昨年９月の決算審査特別委員会においては、答弁者よりも上席にある方がお二人待機していらっしゃいましたが、整合性の取れない答弁について訂正や補足をすることもなく、何事もなかったかのように、お二人とも平然とその場をやり過ごしていらっしゃいました。その結末として、部下たちは懲戒処分を受けることとなりました。幹部の方々が素早く対応していれば、恐らく部下の方々は懲戒処分を受けることもなかったでしょうし、本件事案も議会で公になる前に解決されていたのではないかと悔やまれるところです。

そして、本来であれば監督責任を問われるはずの上席の方々は、部下の方々とは対照的に、はばかることなく昇任してしまったのかどうかは分かりませんが、いずれにしても、そんな上席の方々の姿を見て、ぜひともこのような上司の下で働きたいと思う部下が果たしているのでしょうか。上司が職責を全うする姿を示していないにもかかわらず、上司が部下に対して範を示せていないにもかかわらず、部下だけが率先して職責を果たす努力を懸命にするとは私には思えません。教育長以下、幹部の方々が心を入れ替えて真摯に業務に臨まなければ、再発防止はできずに不祥事は繰り返されてしまうことでしょう。

今回は事務執行の問題でしたが、もしかしたら教育現場でも多種多様な不祥事案が発生しているのかもしれません。小学校の教頭が金銭を横領して逮捕されるかもしれない、あるいは中学校の部活の顧問は部費を着服するかもしれない、小学校の教諭は児童の更衣室を、中学校の教諭は女子トイレをそれぞれ隠し撮りするかもしれませんし、中には16歳未満の少女にわいせつな行為をして逮捕される者もいるのかもしれません。いやいや、もしかしたら、これら全ては田中市長御就任以降、過去３年程度の間に本市の教育現場において実際に発生した不祥事の数々だなどと突っ込まれたら、誰がこれらを否定できるのでしょうか。不祥事が起こるたびに繰り返される、今後はこのようなことが起こらないよう服務規律の遵守を徹底し、児童生徒、保護者をはじめ市民の皆様の信頼回復に努めてまいりますというフレーズがむなしく響いて聞こえるのは私だけではないでしょう。一体、いつになれば服務規律の徹底が図られるのでしょうか。

今のところ小中学校における不祥事が目立っておりますが、現状の教育委員会と教育現場の体質のまま市立高校を新設したところで、今度は市立高校において新たな不祥事が生じないとも限りません。幹部がその責任から逃れ、部下にだけ服務規律の遵守を求めても、組織の体質が変わるはずもないでしょう。半年に１回程度の頻度でこのような不祥事のニュースを聞かされる市民の胸中に思いをはせるのであれば、教育委員会幹部こそ、自ら責任を取る覚悟で業務に臨む必要があるのだと強く訴えます。

言語探究科の新設もそうですが、市立高等学校など新しいことばかりに次々と目を向けていく前に、教育委員会や教育現場の現実を直視し、まずは現存する学校の目の前の課題に注力すべき、新しいことは服務規律の遵守の徹底が実現してからでしょうと指摘をして、次に進みます。

近年の猛暑により熱中症や脱水症状など、外出時のリスクが高まっています。本市は健康寿命延伸を目的として、ゴールドシニアを対象に市内で利用できるバス・タクシーチケットを支給することにより外出を促していますが、現状において、バスの停留所にはひさしやミスト冷房などの設備が整備されていないことから、高齢者がバスを利用したくても、安心して外出することができないとの不安の声が聞かれるところです。そして、このようなニーズは高齢者に限ったことではなく、公共交通機関を利用する全ての市民に共通するものであると考えます。猛暑やひょう、ゲリラ豪雨といった昨今の気象状況に鑑みても、全ての市民が安心かつ快適にバスを待機、利用できるよう、必要な上屋やひさし等の設備を整備していく必要があると考えますが、市長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

近年の高齢化社会の進展に伴い、マイカー等の移動手段をお持ちでない高齢者等が公共交通を御利用するに当たり、バス停留所に上屋を設置することはバス待ち環境の改善に資することから、本市としましても必要なことと認識しております。国は「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」を通知しており、上屋を設置する場合、道路における歩行者等の利用形態から判断し、地域の実情に応じて公益上設置することが妥当な場合は許可するものとしております。また、構造や設置場所としましては、歩道利用者の支障とならない規模や構造で、設置後の有効幅員が２ｍ以上確保できる歩道であることや、視覚障がい者誘導用ブロックと上屋との間に十分な間隔を確保できる場所等としております。このように、バス停留所の上屋は構造や設置場所の基準、費用等の条件が整えば、バス事業者が道路管理者の占用許可を受け、設置することができる施設であるとされております。

そこで、本市内を運行するバス事業者に上屋設置に関するニーズについて確認したところ、利用者から、駅前や利用者が多いバス停への設置を要望する声があるとのことでありました。本市におきましても、過去に市民の意見箱等で設置に関する御要望をいただいており、バス事業者へ申し伝えております。バス事業者では、上屋設置についての必要性は認識しているものの、昨今の原油価格や物価高騰などの影響もあり、設置費用や維持管理の面から慎重な検討が必要であるとのことでございました。本市としましては、バス利用者の利便性向上や利用促進を図ることは有益であるため、バス事業者の検討状況を確認していくとともに活用できる特定財源を調査するなど、上屋設置の支援方法を模索してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　御答弁の趣旨は、バス停留所の上屋は、構造や設置場所の基準、費用等の条件が整えば設置可能な施設であり、バス事業者においても設置の必要性は認識しているが、昨今の物価高騰等の影響から、設置費用や維持管理の観点で二の足を踏んでいるとのことだと理解いたしました。ただ、設置を望む市民の声があることに加えて、本市としても、バス利用者の利便性向上や利用促進の観点から設置を支援したいと考えているのであれば、あとはお金の問題だと思います。

市長の真の姿は、表層的な文字や言葉にではなく、予算の投じ方にこそ現れるはずですが、これまでの市政であれば、こうした一見地味な事業には十分な光が当てられてこなかったかと思いますので、この点、田中市長がどのような御判断を示されるのか、注目されるポイントの一つと考えます。バス停がより快適な待機空間となる、市民が見た目で変化を実感できる、田中市長になってゴールドシニアに優しい市政になった、そう実感していただける大変やりがいのある施策だと思います。

その一方で、バス事業者の検討状況を確認していたら何年もかかってしまった、活用できる特定財源を調査していくなどと悠長なことを言っていたら、結果として、１年たっても２年たってもバス停にひさしがついていないままだったというケースもあり得ることは想像に難くなく、こうした状態が続けば、ゴールドシニアの外出機会の減少や熱中症リスクの増大にもつながりかねません。田中市長のリーダーシップの下、早期に目に見える形で整備が進むことを期待し、次に進みます。

学校運動場は、開校時に整備されて以降は定期的に砂を入れ替えるといった本格的なメンテナンスを行うための基準がないことから、問題が生じた都度、砂を補充する、あるいは地ならしをするといった場当たり的な対応、いわばモグラたたきのような対応に陥っている状況です。このため、幾つかの学校では砂の量が少なく、子どもたちの足に負担がかかる、あるいは下地やくぎなどがむき出しになっていて危険など、安全性に関する指摘が相次いでいる状況です。また、飛散した砂が側溝にたまっていたり、水はけが悪い場所もあるなど、いざ使いたいときに思うように使用できない場面も多いとの声が寄せられているところです。学校運動場は、子どもたち

の教育の場であることはもちろんのこと、施設開放事業や自治会行事、避難場所など、多角的な用途で多くの市民が利用する場所であることから、少なくとも安全性を確保しつつ快適性も可能な限り追求するなど、定期的に維持管理に努めていく必要があるはずです。

そこで、学校運動場の現状の課題について市長及び教育長の御認識を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

学校運動場は体育の授業だけでなく、学校施設開放団体や自治町会での利用など、様々な方に利用されており、安全に使用できる環境を維持することは重要と考えております。市内全ての学校では、年に３回、学校職員による点検を実施し、年に１回、教育委員会職員による各学校の体育施設、遊具点検などを行っております。また、利用者から、運動場にくぎなど危険なものが埋まっているなどの情報をいただいた際には速やかに撤去を行うなどの対応を行ってまいりました。しかしながら、これまでは水はけや凹凸などの不具合の対応として、表層の岩瀬砂の一部補充や転圧、ならし等、部分的な対応をしており、運動場全体の定期的な整備は行っておりませんでした。そのため、多くの学校運動場では、経年変化などにより土が硬化している可能性があるものと思われます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　課題は共有できたかと思います。そこで課題の解消に向けてですが、継続的なメンテナンス基準を整備していくことが不可欠と考えます。砂の量や地面の硬さ、不陸の度合いなどについて、定期的に調査を実施していく。基準に基づいて必要な措置を講ずることで学校ごとのばらつきをなくすとともに、少なくとも安全に、願わくば快適に利用できるよう標準化を図っていく必要があると考えますが、市長及び教育長の御認識を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　今後は良好な学校運動場を維持するため、砂の入替え等、運動場全体の整備や定期的な補修など、整備方針について検討をしていく必要があるものと考えております。日常の点検につきましては、例えば砂の量や硬さ、凹凸の程度などについて目安となる値を定めるなど、客観的に判断できるようにしてまいりたい、そのように考えております。また、水はけに影響する側溝の清掃につきましては、用務員で対応できる程度の清掃は小まめに行うよう、改めて学校に指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　本市には38の小学校、15の中学校、そして義務教育学校、特別支援学校がございます。１年に１校ずつ、安全で快適な運動場となるよう整備をしていくなどと悠長なことを言っていたら55年かかるわけで、そうこうしているうちに次の建て替え時期が到来してしまいます。子どもたちは６年間しか小学校に在籍できませんし、中学校に至ってはたった３年間です。本市の多くの子どもたちが、長らく手入れされることなく放置された運動場しか使えなかったということにならないよう、３年に１度とは言いませんが、せめて６年に１度はきれいに整備された運動場を利用できるよう努めていただきたいと思います。

三番瀬に覆砂をすることで干潟の再生ができるかどうかは今後のモニタリング結果を注視する必要がありますが、学校運動場の砂を定期的に新しいものに入れ替えていただくことで、55の学校運動場は確実に見違えるほどすばらしくなるはずです。もし教育委員会がもたもたしている間に万が一深刻な事故が発生した場合には、人工干潟に砂を入れる前に学校運動場の砂を入れ替えるべきだといった批判が生じないとも限りません。田中市長に

なってから学校運動場が見違えるようにきれいになった、安全に整備された運動場で子どもたちが元気いっぱい駆け回っている、55全ての学校でそのような光景が当たり前の日常となることを期待し、運動場の計画的なメンテナンスと必要に応じた新しい砂への入替えを強く要請して、次に進みます。

田中市長は市立高等学校の設置に向けた意欲を示されております。この点、教育委員会が本気で市長と思いを共有しているのであれば、市民の方々から、今ある学校で不祥事が相次いでいるのだから、新しい学校に目を向けるよりも前に、現存する学校の質を高めてほしいなどといった批判が生じないよう、まずは既存の55校の運営レベルを最大限高めていく必要があることは、さきに述べたとおりです。

そして、学校の質とは、何も授業の質や教員の質だけには限りません。子どもたちが日々通学し、生活する学校周辺の環境も、その重要な構成要素です。しかしながら、現状はどうでしょう。東国分中学校周辺では春木川両岸に、国分小学校周辺では国分川の両岸に壊死した植物が高密度に繁茂しているほか、流木や漂着物の滞留が放置されており、流下能力の低下のみならず、災害時の被害拡大や景観、防犯面への悪影響が強く懸念されているところです。このような状況が放置されたままで、良好な教育環境を形成できていると胸を張ることができるのでしょうか。また、危機管理の重要性を説くのであれば、児童生徒の安全を確保することに抜かりがあってはならないはずです。災害はいつ来るとも限らないわけですし、荒れ果てた河川への不法投棄なども散見されている状況ですが、教育施設周辺におけるこのような劣悪な現状について、市長及び教育長はどのように認識されているのでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

これまでは学校周辺で安全や防犯面に問題があった場合は、学校からの相談を基に対応を行ってまいりました。東国分中学校につきましては、教育委員会では周辺の状況を把握できておらず、具体的な対策は行っておりませんでした。議員からの指摘を受け、今年２月下旬に教育委員会職員が現地の確認や学校からのヒアリングなどを実施いたしました。駐車場と学校の境界近くや、学校周辺から生徒が通学する道沿いにも枯れ草等があり、周辺環境が悪くなっていることを確認しました。また、学校敷地内においても、境界近くの樹木の一部が学校の外に張り出しており、落ち葉が堆積している箇所があることも確認いたしました。運動場につきましては、授業で利用しない敷地境界近くの隅に雑草が残っており、学校周辺の環境の悪さを助長する結果となっている状況であることも確認をいたしました。これらのことから、生徒が安心して通学できるよう、周辺環境の改善が必要なものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　こうした学校周辺の安全点検や環境改善に向けた対応については、これまでは学校現場任せになっていたわけですが、その結果が今日の状況を生んでいるのであって、個々の学校の問題ではなく、構造的な問題であると考えます。

教師は教壇に立って授業をする、児童生徒、保護者とのコミュニケーションを図る、こうした点についてはたけているのだと思いますが、安全点検の着眼点を必ずしも有しているわけでもなければ、ましてや防犯の専門家でも危機管理の専門家でもありません。また、河川や公園、緑地の環境改善に向けては街づくり部や下水道部との連携が不可欠ですが、この点は慣れない学校現場任せにせずに、教育委員会が窓口となるほうがスムーズかと思われます。

そこで、学校運営にふさわしい環境の維持及び安全、防犯の観点から、今後どのような具体的な措置を講じていくのか、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　東国分中学校の敷地内の対応としましては、学校に対しては敷地周辺の落ち葉の清掃及び草刈りの徹底を指導するとともに、４月上旬には敷地境界近くの樹木の剪定を委託業者に依頼し、実施をいたしました。また、運動場につきましては、６月中旬には河川・下水道管理課に作業を依頼し、グラウンド貯留の側溝清掃を実施いたしました。

なお、運動場の隅の草刈りにつきましては、さきに残置している不要物の廃棄作業を行った上で実施する予定であります。今後、学校周辺環境につきましては、学校からの報告だけでなく、教育委員会もパトロールなどにより積極的に状況把握を行い、不安全な状況を発見した場合には教育委員会が取りまとめた上で、迅速に所有者や管理者に対して改善を要請するよう努めてまいります。また、学校に対しては、周辺環境の日常点検について範囲や手順、着眼点などを示した上で実施するよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　こうした教育委員会からの連携を受けて対応するのが、例えばその一つが、河川管理を所管する下水道部かと思われます。

そこで伺いますが、私も下水道部には昨年から指摘をしておりますが、私からの指摘を受け、こうした学校周辺の河川環境の改善に向けて今後はどのように取り組まれるのか。御説明ください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

春木川や国分川を含めた河川環境の改善に向けましては、これまでも市民の皆様からの要望等に基づき現地を確認の上で、河川管理者である千葉県葛南土木事務所に対応を依頼してまいりました。また、本年３月下旬、東国分中学校正門付近における春木川の雑草繁茂の際には、県が直ちに対応できないという回答であったことから、入学式を控えた緊急的な措置として、本市で草刈りを実施しております。御質問のとおり、東国分中学校周辺の春木川及び国分小学校周辺の国分川では、雑草の繁茂や堆積物などが確認されております。これらは河川の流下能力の低下による治水面や景観、防犯面への悪影響を及ぼすといった懸念があり、速やかな改善が必要であると認識しております。

こうした認識の下、今年度からは、職員が機会を捉えて現地に赴き、日時や写真、現場状況を河川パトロール日誌に記録する体制を整え、県への要望の際には、この日誌を提示して具体的な対応を求めております。６月上旬には台風６号の接近に伴うパトロールを実施し、支障となる箇所について、日誌を提示して早期対応を要望いたしました。

また、議員から御提供いただきました現地の情報を基に、地域から強い要望が出されている状況をお示しし、重ねて県へ対応を求めてまいりました。その結果、県からは、６月中旬より順次草刈りに着手するとの回答をいただきました。現在、堤防から管理用通路にかけて幅２ｍ程度の草刈りが実施されており、県としては、これにより景観及び歩行者の安全性が一定程度改善されるとの見解でございます。

なお、流下能力の妨げとなる河道部の伐木については、今後の検討課題とされているところでございます。今後も引き続き春木川や国分川などの河川パトロールにより、治水面、防犯面などに支障が生じるおそれがある場合には、県に対して効果的な働きかけを行ってまいります。しかしながら、市民の安全確保のため緊急を要する場合には、今回、本市が東国分中学校前で行ったような応急措置につきましても、可能な限り対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　下水道部では、学校周辺の河川環境の改善に向けて取組を強化していく旨、御答弁があったわけですから、あとは教育委員会が適切に連携した対応ができるかどうかだと思います。数年後、市民の方々が口をそろえて、田中市長になってから学校周辺の美化が進み、景観が見違えるように美しくなった、そして危険な箇所もなくなり、子どもたちは安心、安全に通学できる、災害にも防犯にも強くなったと評価するようになれば、これなら市立高校もよいものになるのではないかといった期待の声が市民の間でもおのずと広まっていくものと考えます。

ただ、市立高等学校の理想を語るよりも前に、まずは教職員による不祥事を撲滅していくこと、そして現存する学校の運営レベルを最大限高めていくこと、学校周辺の環境改善や防犯・防災対策を強化することが大前提になることは強調しておきます。

私がこの議場において、お見事でした、見違えりましたねと、皆さんの仕事ぶりを称賛せざるを得ない日が到来するのか。それとも、あのとき言いましたよね、何であれほど言ったのに、この間、抜本的な改善に取り組まなかったのでしょうかと再び追及しなければならない場面が生じるのか分かりませんが、数年後に検証の機会があるものと信じて次に進みます。

最後の質問は、執行機関の長としての田中市長の発言等についてです。

執行機関の長である市長の発言は公私を問わず、また発信場所のいかんにかかわらず、市政に与える影響は極めて大きく、重い責任を伴うものと認識しております。また、ＳＮＳ等を通じたメッセージについても、同様の重みを持つはずです。

そこでまずは、執行機関の長としての発言やＳＮＳ等によるメッセージの在り方について、また、市長の発言やメッセージが組織運営や市議会、市民からの市政への信頼に及ぼす影響について、田中市長の御認識を伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

市長は市民の代表であり、その言葉には重みを持つものであります。田中市長は様々な場面におきまして、市民の皆様に理解していただけるよう、また市川市を身近に感じていただけるよう、言葉を選び、発言またはＳＮＳ等によるメッセージを発信されているものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　私は本年１月、田中市長が小学生たちとの会話において、詳細は伏せますが、みんなの学校の運動場の砂を新しいものに入れ替えて、皆が気持ちよくスポーツできる環境を整えてあげるといった旨、約束されたシーンに立ち会う機会に恵まれました。はじけるような笑顔で喜ぶ子どもたちの姿が印象的であったことはもちろんのこと、子どもたちは当然のことながら、サンタクロースを待つかのように、今か今かとその日が来ることを心待ちにしていることは言うまでもありません。

ただ、その一方で私は、これは簡単なことではないと危機感も抱きましたので、直ちに市長から直接指示を受けたスポーツ部、そして市長公室にも、補正予算も組まなければならないし、一定の工期も要するから早急に対応する必要があるのではないかと懸念を伝えたほか、所管部署となる教育振興部に対しても定期的に進捗確認を行い、状況を注視してまいりました。しかしながら、市長が子どもたちに約束したその日からもう半年近く経過しているにもかかわらず、教育振興部は子どもたちに対し、いつまでに工事を完了すると、納期を明確にしないまま今日に至っております。

さすがに子どもたちも徐々に不安を覚え始めたのでしょう。私に会うと、市長さん、卒業までにやってくれるよねと、探りを入れるような表情で私の様子をうかがう子もいて、心が少々痛みます。もしかしたら教育振興部は、自分たちが直接約束したわけではないと、この案件につき、強い思い入れがないのかもしれないと心配になる一方で、いやいや、まさかそんなはずはないだろうと揺れる思い、体中感じてしまうわけですが、いずれにしても、子どもたちが相対したのは田中市長でありますので、仮に教育振興部による進捗がはかばかしくなかったのだとしても、結果的には市長さんが子どもたちとの約束を守らなかったという話になってしまいます。

私の率直な懸念を申し上げると、当時５年生の子たちがメインだったわけですから、万が一、来春の卒業までに工事が完了しなかった場合には、子どもたちはがっかりすること間違いないでしょう。市長さん、私たちとの約束を忘れてしまったのかな、何で約束守ってくれなかったのかななどと、嘆き悲しむ姿が今にも目に浮かんでくるかのようですが、下手をすると、最初の政治不信のきっかけが田中市長との約束ということにもなりかねません。このままでは田中市長のメンツに関わる事態になってしまうことは必至ですが、市長が子どもたちと交わした約束を、市長からの命を受け実現する責任を負っているのは所管部署である教育振興部かと存じます。

そこで確認しますが、今、私が言及した市長と子どもたちの約束が存在するのかどうか、教育振興部長、御答弁を求めます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　今、お尋ねをいただきました、市長とフットベースのサークルの団体とのやり取りにつきましては、市長と懇談が終わった後、速やかに私どものところにグラウンドの整備について、特にくぎがグラウンドに散見される、もしくは凸凹があってとても使いづらい状況といった内容について、速やかに報告をいただいております。報告をいただいた後に市長を含めまして、すぐその小学校のグラウンドに赴き、市長にも御覧いただいた上で、今後の対応方針について御相談をさせていただいたところであります。

まず、危険なくぎにつきましては、その１週間後には学校側にも確認の上、すぐ撤去させていただきました。その後、サークルの団体の代表とも、私どものほうで改めて伺いまして、実際の整備の要望内容を確認いたしました。ですので、今のお尋ねの市長との内容について教育振興部が承知しているのかといったことについては、承知をしているという状況であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　当該地は砂が十分硬くなっていて、抜本的な改善を加えないと状況は変わらないと。過去にも砂を一部入れ替えたとか、掘り起こして転圧をした。簡単なメンテナンスとしてやれることは全部やって、それでも、やっぱり状況が抜本的に改善していないからこその要望だったかと思います。

なので、現状、何もしていないとは言いません。ただ、今の取組というか、現状の進捗だと、果たして約束の実現というのが間に合うのかどうか、そこを懸念して伺っている次第です。卒業を迎える子どもたちの期待を裏切らないよう、年内完工を目標に全力で取り組むと、あえて目標という言葉を使いましたが、そのぐらいの意気込み、力強く明言していただきたいのですが、いかがでしょうか。子どもたちや保護者、このやり取りを聞いている方もいるかもしれませんが、そういった方々が御安心できる御答弁を求めます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　先ほどお答えしたとおり、学校現場におきまして、まず詳細な現状の調査を行わせていただきました。グラウンド整備などを行っております業者に対して、この整備を行った場合の手法や概算の費用などについて聞き取りを行ったところ、整備期間が約３か月から４か月、整備費用として4,000万円程度といった見積りが返ってまいりました。

そこで、ほかの方法なども含めたどのような整備方法が妥当なのかといったこと、そして先ほど御説明をいたしましたけれども、市内の学校の運動場全体のプライオリティーを考えた場合、どのように進めるのかといったことを誠意を持って対応させていただきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　様々な事情があるのは、この間、進捗は確認していますので、私も承知しております。その一方で、やはり待っている子どもたちがいると。卒業してしまったら、せっかくきれいにしていただいたとしても、その運動場で遊ぶことができない、そこの思い出をつくれない。市長さんが約束してきれいになった運動場の思い出を持って卒業してほしいなという観点でこの質問をしておりますので、一刻も早い進捗、よろしくお願いいたします。

運動場の土壌メンテナンスや大量の砂の入替えに当たっては、残土や古い砂等の適切な廃棄処理、環境行政上の専門的知見や法的クリアランスが不可欠であると考えます。現在、教育振興部が対応に苦慮している状況はお聞きいただいたとおりかと思いますが、生活環境保全と資源循環を所管する環境部が初期段階から協力を申し出てスキーム策定に関与していくべきだと訴えます。

大切なのは、どこの部署の所管事項かといった内輪の論理ではなく、市長が子どもたちと交わした約束を市役所全体で実現していく姿勢なのではないでしょうか。他部署の問題として静観するのではなく、環境保全の責任者として、環境部は本件に積極的に関与し、技術的支援や残土処理等の方法の提案など尽力されるべきだと考えますが、環境部長の御認識を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

現在、私はちょっと申し訳ないですが、現場を確認しておりませんので、状況確認をした中で協力できるところは協力させていただいて、やれることからやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　運動場の管理権限自体は教育委員会にあるとしても、市民がスポーツに親しめる環境を整えていくことはスポーツ部のミッションであると認識をしております。また、工事期間中における体育の授業に際しての代替地の確保や学校施設開放事業の利用団体との調整は、スポーツ部の領域であることは論をまちません。大切なのは、どこの部の所管事項かといった内輪の論理ではなく、市長が子どもたちと交わした約束を市役所全体で実現していく姿勢なのではないでしょうか。他部署の問題として静観するのではなく、スポーツ推進の責任者として、工事期間中の代替地の確保など、スポーツ部は本件に積極的に関与していくべきかと私は考えますが、スポーツ部長の御見解を伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

スポーツ部といたしましても、子どもたち、また施設利用者の安全は第一と考えますので、あと、そういう利用もしっかりできるように、教育委員会と連携して進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　私はこの議場において、幾度となく市長の発言は重いと言い続けてまいりました。１度や２度ではありません。この点、毎回のように質問通告もしています。

もちろん、今回の市長選挙で掲げられた公約も大事かと思います。ただ、子どもたちとの約束もそれと同じか、ある意味においては、それ以上に大事な側面も有しているものと考えます。教育振興部にとっては、ある意味大仕事となることは理解しています。だからこそ、私は当初から、これは簡単なことではないですよと。補正予算も組まなければならないし、一定の工期も要するでしょうから、早急に対応する必要がありますよと懸念を伝え、毎月のように進捗確認も行ってまいりました。いざ工事となれば、学校との調整も必要でしょう。施設開放事業をどうするか、利用団体に説明する必要もあるでしょう。また、近隣に説明をし、理解を得る必要もあるかと存じます。ただ、約束は約束ですし、卒業という明確な期限があるわけですから、検討に検討を重ねているということで、いつまでも先延ばしにできるものではないということは念を押しておきたいと思います。

ここで分かりやすいイメージとして、米農家を例に御説明させていただきます。それぞれの部署を米農家、田中市長が掲げる各政策を田んぼに例えるのであれば、各部局が自身の所管する田んぼを責任を持って耕すことは当然の責務であります。しかし、どれだけ個々の農家が自分の田んぼだけに専念したところで、地域全体が豊かな実りという成果を上げられるかどうかは別問題です。なぜならば、田んぼに命を吹き込む水やそれを引き込む水路は、地域全体で共同管理し、融通し合わなければならない共通のインフラだからです。今回の子どもたちとの約束こそが、まさに市役所全体で共有すべき１本の水路なのではないでしょうか。各部署が隣の田んぼのことは関係ないと協力を惜しみ、水門を閉ざしていたら、実り多い収穫どころか、稲を育てることすらできません。組織の内輪の論理で、田んぼに命を吹き込む水路をせき止めるようなことは断じてあってはならない、そう強く訴えます。

いずれにしましても、まだまだ時間はありますので、くれぐれも田中市長が子どもたちとの約束を果たさなかったなどという結末には絶対にしていただきたくないですし、子どもたちにとって、最初の政治不信のきっかけが田中市長との約束だったなどという展開にくれぐれもならないようにお願いします。

繰り返しですが、市長が子どもたちと交わした約束を市役所全体で実現する、みんなで１本の水路に水を通し、全ての田んぼに命を吹き込んでいくという姿勢が問われています。どうか教育振興部長におかれましては、その先頭に立つ覚悟を持っていただきたい。そして環境部長、スポーツ部長も、それぞれの能力、専門性を、隣の田んぼのためにも最大限役立てていただきたい。

田中市長と子どもたちとの約束が必ず実現されることを切に願い、私の質問を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○大久保たかし議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時59分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

にしむた勲議員。

○にしむた　勲議員　会派新しい流れのにしむた勲です。御答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、放課後子ども教室についての質問です。

放課後の子どもの居場所提供という意味では、同じ目的である文部科学省所管の放課後子ども教室と厚生労働省所管の放課後保育クラブは、根拠法も目的も補助金の仕組みも異なる別事業として運営され、１つの学校の中で共存している格好となっています。それぞれに国からの補助金もありますけれども、相当の市税、予算がつぎ込まれていることは言うまでもありません。

私は、２つの事業が併存しているこの現状について率直に奇妙に思うわけです。過去に本会議でも取り上げられた交流型というのは、放課後保育クラブの児童が放課後子ども教室の体験プログラムに参加できるようになっているというもので、両事業の統合ではありません。一体化を本気で進めれば、文科省所管の放課後子ども教室が縮小、吸収される方向に働くからだという指摘は政策研究者の間で繰り返しなされています。

まず、最初の質問ですけども、学校が２つの放課後事業の調整役を担わされている実態を市はどのように把握しているか、お答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

放課後子ども教室――以下、子ども教室と言います――は社会教育法第５条第１項第13号に規定されている事業で、市の実施要綱により、市立小学校の余裕教室等を活用して、放課後に全ての子どもが安全に安心して活動することができる場所を確保し、放課後保育クラブと連携しながら学習の支援、スポーツ、その他の活動、地域と学校との交流活動等の機会を継続的に提供するものと定義しており、保護者の就労形態などにかかわらず、全ての児童が参加できる事業となっています。

一方で、放課後保育クラブ――以下、保育クラブと言います――は、児童福祉法第６条の３第２項で規定されている放課後児童健全育成事業として実施しており、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等々の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされています。保育クラブの利用については、保護者の就労状況等の入所要件を満たすことを確認するための証明書を添付した申請が必要であり、市の承認を受けて利用が可能となるものです。これらの２つの事業はそれぞれの目的や対象が異なることから、同一小学校内で２事業を実施しているものでございます。

それぞれの事業を実施するに当たり、各小学校には、教育委員会から事業に対する協力を依頼しています。協力依頼の内容は、特別な配慮が必要な児童についての情報共有や連携、災害、感染症発生時などの安否確認や対応の共有、お便りなどの学校発行物の提供など、緊急時や特別な配慮を必要とする児童に関することや児童の安全、安心に関わることについての連携や協力を依頼しているもので、日常的な対応について依頼しているものではありません。

各事業者からの施設管理上の要望等については、教育委員会に直接連絡をもらっており、教育委員会において、学校や関連部署等と調整を行っています。教育委員会といたしましては、両事業者の連絡調整についても学校側に調整を依頼している事実はなく、２つの放課後事業の調整役を学校が担っている実態はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今の御説明では、両事業の差というのは、放課後保育クラブのほうが、昼間、親御さんが家にいない家庭に限定されているということぐらいなのかなというふうに理解しました。また、学校に調整役としての負担はそんなにかかっていないということです。

それでは、(2)の質問に移りますけれども、利用率が低いにもかかわらず、多額の費用が発生している放課後子ども教室を並立して継続する合理性があると考えているのか。また、子ども教室の予算を保育クラブに充てることで保育クラブの拡充や利用料の減額など、多くの市民に恩恵が及ぶと考えられますけれども、両事業の抜本的な統合、再編を実現するタイミングが、今年度末に委託が更新される今のタイミングなのではないかと考えますけれども、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和７年度末時点における子ども教室の登録者数は１万3,477人となっており、一方で保育クラブの入所者数は5,140人となっております。令和７年度の市立小学校の児童数２万1,815人に対する両事業の登録者及び利用者に係る割合としては、子ども教室が61.8％、保育クラブが23.6％となっています。１日当たりの平均利用率といたしましては、令和７年６月の実績で、子ども教室は土曜日を含む１日平均として約967人が利用しており、児童数に対する利用率は4.4％となっています。

なお、土曜日を除く平日の平均利用者は約1,118人で、利用率は5.2％となっています。

一方、保育クラブは１日平均約3,707人が利用しており、児童数に対する利用率は17.0％、土曜日を除く平均利用者は4,353人で、利用率は20.0％となっています。子ども教室は、土曜日を除く平日の放課後において、１校当たり１日平均約30人が利用しており、１日平均の利用者が100人を超える学校もあることから、利用者が著しく少ない事業とは認識しておりません。

両事業を統合する考えといたしましては、保育クラブの利用要件について、法的な定義として、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものとされている以上、全ての児童を対象にすることはできません。全ての児童を対象とした場合には、放課後児童健全育成事業としての要件を欠くこととなり、国や県からの補助対象事業から外されてしまうことから財政面での悪影響が生じることとなります。教育委員会において、現在、全ての小学校に保育クラブと子ども教室を設置しており、また、保育クラブに入所している児童を含めた全ての児童が子ども教室に参加できる状況をつくっています。これは、こども家庭庁と文部科学省が連名で示している放課後児童対策パッケージ2026において強力に推進するとされている、いわゆる校内交流型を実施しているものでございます。したがいまして、全ての児童の放課後活動の充実を図るためには、２つの事業を並行して行う必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　答弁では、子ども教室の登録者数は１万3,477人、登録率が61.8％とされていましたけれども、最初にこういう60％あるんだという数字を出されていますが、子ども教室の登録は無料であって、登録して行かないという生徒もたくさんいると聞いています。実際に参加している１日の平均の利用率でいくと、今の答弁の数からいっても4.4％しかありません。こういったことから、本当に３億円以上の予算を使って子ども教室を継続する理由があるのかどうか疑問があるわけですけれども、それはまた次回にして(3)に移ります。

本市の放課後子ども教室は市直営と業者委託が混在化しており、複数の委託業者が事業を実施しているため、サービス格差が生じているとの市民の声があります。市は、この問題を把握しているのか。また、これまで是正措置を講じてきているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

子ども教室は、教育委員会の直営事業と複数の委託事業者による事業を実施しておりますが、放課後の子どもの安全、安心な居場所という事業目的のための根幹となる業務内容は、仕様書における共通事項として規定しています。その上で、直営を含む各事業者が行っている学びや遊び、体験などの各種プログラムや活動におきましては、それぞれの事業者が特色を発揮できることも当該事業の特徴であることから、教育委員会としては、当該活動を尊重し、活動内容への是正措置を講じたことはございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　活動内容への是正措置を講じたことがないということですけれども、その意味としては３つ考えられますけれども、全ての業者が仕様書を完全に遵守していて是正の必要が一度もなかったのか。２番、仕様書の内容が曖昧過ぎて、何が違反で何が適正かを判断できなかったのか。３番、違反不足があったが、是正を求めずに見過ごしてきたのか。考えるに、この３つぐらいしか当てはまらないと思うんですけれども、このうちのどれに当てはまるのか、御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

人員配置については、仕様書と異なる業務運営が確認されたため是正の指導を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　是正措置は講じていなかったということですけれども、仕様書と異なる場合は是正措置はあったということですね。分かりました。

次は、(4)の質問に移ります。この事業はボランティアの支えによって運営されていますけれども、子どもたちと日常的に接するボランティアに対して、性犯罪歴の有無を確認する仕組みを持っているのか。また、その仕組みがないとすれば、子どもたちに対するリスクを認識した上でボランティア活動を掲げているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

子どもに接する場での子どもへの性暴力を防ぎ、子どもの心と体を守るための学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法――以下、こども性暴力防止法と言います――は令和６年６月に成立し、令和８年12月25日に施行される予定です。現時点においては、教育委員会や委託事業者は性犯罪歴の有無を確認する仕組みを持っておりません。本年12月の法律の施行に向け、国の通知等に従って事務手続を進めるなどの準備をしているところでございます。現在実施している子ども教室においては、直営、委託事業、ともにボランティアと協働したプログラムを実施しており、こども性暴力防止法ではボランティアなども対象となると示されていることから、今後はボランティアに関しても事前登録制とし、性犯罪歴を確認するなどの仕組みを検討する必要があると認識しております。

なお、朝の居場所づくり事業については、教育委員会では現時点で事業を実施しておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今の御答弁では、いわゆる日本版ＤＢＳ法が施行、それに対応する今年の12月までは、それを確認するような仕組みはないということでした。そういう仕組みをつくるということは、そういう問題意識があるということですから、あるにもかかわらず、現時点から12月までは何の対応もされていない。この問題について、どう考えるのかということだと思います。例えば何らかの誓約書を提出させるとか、複数人で必ず対応するようなルールをつくるとか、この間、当然危険にさらされるわけですから、そのようなルールをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、ボランティアについても検討する必要があるというふうな答弁でしたけれども、検討している場合じゃなくて、ボランティアは当然そういう危険があるわけですから、対応をしっかりとよろしくお願いしたいということを要望します。これでこの項の大項目の質問は終わります。

次に、公園の使用許可の問題です。先順位者で何度か質問されていますけれども、その答弁で分からなかったところもあるので、ちょっと違う角度から質問させていただきます。

公園内で礼拝しないことを前提とする条件付公園使用許可は、一見すると対話による解決に見えながら、行政手続として深刻な問題を内包していると考えます。行政法の一般原則として、１番、比例原則、２番、平等原則、３番、禁反言の原則が適用される必要があります。

まず、順に伺っていきますけれども、２月の定例会で私が代表質問で質問した際には、礼拝は内規には抵触しないと説明しながら、たった数か月後、今回礼拝を認めなかった理由は何か、伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

南沖公園における制限行為許可は、前回、３月開催後の市民意見や市議会での議論や報道等がきっかけとなって、改めて申請内容が都市公園条例第２条第４項に定める公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合、許可するに該当するかどうか、精査することが必要と考えたものであります。内容を精査した結果、この申請内容にある集団的な礼拝の状況が条例第２条第４項の規定に該当するとは言えないと考えたものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁にもありました、集団的な礼拝の状況が規定に該当するとは言えないと考えたというのは、この議会でもう何度繰り返されたか分からない答弁ですけれども、私には意味がいまひとつクリアには分からないところであります。許可条件には、１番、法令の根拠、２番、比例原則、すなわち目的との均衡、３番、平等原則、同種行為への一律適用、行政法の基本原則だと思いますけども、こういったことがなければ違法となり得ます。礼拝を除外するという条件が、これら３要件を満たすかどうかは極めて疑わしいと言わざるを得ません。答弁の規定に該当しないというものの主語は集団的な礼拝の状況ということでしたけれども、特定の宗教の礼拝だけが問題なのか、何が問題なのか、明確にお答えください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本件は、あくまでも申請内容にある集団的な礼拝の状況が条例第２条第４項に定める規定に該当するとは言えないものと考えたものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それでは、過去に礼拝なしを条件として、礼拝を理由として排除すると、そういう例があったのかどうか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

過去には、そういう事例はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それでは、イのほうに移ります。一般の公園利用者の利用を妨げるということであれば、占有することが問題なのであって、集団でブルーシートを敷いて独占的に公園を利用していることという問題だと思いますけれども、これを解決する手段として、礼拝を除外するという条件が比例的かどうか疑われます。もし問題が独占的占用にあるとすれば、解決手段は占有面積の制限、時間の制限、参加者数の制限であるべきであり、礼拝行為の排除は問題の解決手段として過剰かつ的外れであると思います。目的と手段の間に均衡を欠く以上、比例原則に照らして問題があります。礼拝を禁止したのはなぜか、伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

近隣住民との交流を目的としたお祭りについては、一般の公園利用者の利用を妨げないものと認めるものに該当したことから許可したものであります。一方、集団的な礼拝の状況は条例第２条第４項の規定に該当するとは言えないと考えたものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　礼拝は問題があるということなんですけれども、周知のとおり、約30年間にわたって礼拝を伴う公園使用を許可し続けてきた市の行為は、モスクにとっては許可が得られるという正当な信頼、合理的期待を生じさせます。行政法上の禁反言の原則――エストッペルは、行政が長期間の慣行によって与えた信頼を正当な理由なく裏切ることを制限しています。本件で市が約30年の慣行を変更するには、(1)変更の合理的な理由の明示、(2)相当な予告期間の確保、(3)代替措置の提示という手続要件を充足すべきであったところ、行事８日前での突然の取下げ要請は、これら全ての点で不十分であったと考えます。

これまで約30年間認めてきた行為に対し、条例改正、基準変更、正式な通知を行わず、行政指導によって申請内容を変更させた理由は何か。30年間、支障は生じていなかったから許可してきたのではないか。もしくは30年間――後ろ、議長うるさいので。

○大久保たかし議長　静粛に願います。

○にしむた　勲議員　支障を放置していたということか、市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本件は、３月の開催後の市民意見や市議会での議論、報道等がきっかけとなって、改めて申請内容を精査した結果、集団的な礼拝の状況が条例第２条第４項に定める公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合、許可するに該当するとは言えないと考えたものであります。また、報道等の影響により市内外から注目を集めるなど、周りの状況が変化していることも踏まえ、公園利用者の安全と平穏の確保も考慮し、申請者と協議を行ったものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　これまで30年近くの申請に対しては、申請内容を精査していなかったのでしょうかという疑問が湧きます。今回、精査したら当たっていなかったということで、また、先ほど答弁されたように、マスコミ等の報道によって行政の手続が変更されるようなことがあってはいけないと、当然言うまでもないことですけれども、釈迦に説法ですけれども、そのようなことを指摘させていただきます。

次、エに移りまして、都市公園制限行為許可申請の取下げ要請は、行政指導を用いた事実上の取下げの強要です。本来、行政指導の内容が不合理であれば従う必要のないものであると思いますけれども、合理的な説明はされたのかどうか。行政手続上、問題はないのか。行政手続を変更するには条例を変更する必要があったのではないか、伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

３月の開催までは、市民から具体的に、一部の遊具が利用し難いといった意見が寄せられていなかったことから、都市公園条例第２条第４項に該当するものと考えておりました。その後、市議会での議論や市民意見などを

きっかけとして、改めて申請内容を精査した結果、申請内容にある集団的な礼拝の状況が条例第２条第４項に該当するとは言えないと考えたものであり、条例を変更する必要性があったとは考えておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本件の礼拝なし条件付許可というのは、以下の観点から行政措置として不十分であると評価せざるを得ません。申請取下げ強要は、行政手続法第33条の申請者が取下げを拒否したにもかかわらず、継続して取下げを求め、当該申請者の権利行使の妨害を禁じる条項に抵触するおそれがあります。

それから、不利益変更の事前通知欠如の問題。行政手続法13条では、長年の慣行を変更する実質的な不利益変更につき、事前通知、弁明機会の付与が必要とされます。行政指導の形式による処分の偽装、行政手続法第32条、第33条に鑑み、実質的に不許可にひとしい結果を行政指導の形式で達成することは、処分に対する手続的保障を潜脱するものであると言わざるを得ません。

以上のとおり、今回の行政手続は重大な問題をはらむものとして質問で取り上げましたけれども、答弁では到底納得のいく十分な説明が得られなかったと判断せざるを得ないことを申し上げます。

礼拝という宗教的行為を行政が名指しで排除する行為が従来の政教分離論、国家による宗教への優遇を禁じる方向とは逆向きの行政による宗教への干渉という新たな政教分離問題を提起していると考えられます。この論点は、日本の憲法学においてもほとんど論じられてこなかった領域でもあります。礼拝だけを排除する場合、宗教的行為だから禁止することは、憲法が保障する信教の自由に触れるおそれが高い。したがって、排除する理由としては、占用の対応、継続性、他の利用者への影響等の中立的基準によらざるを得ないと思います。

今回の措置は、他の利用者への影響が大きいからという意味かと理解しますけれども、それであれば過去30年間、なぜ認められてきたのか、疑問が湧きます。今後の対応として、宗教的行為を含む公園使用についての判断基準を透明化する。基準は宗教的行為か否かではなく、占用の対応、継続性、他の利用者への影響等の中立的基準に基づくものとすることが必要だと考えます。

以上でこの質問を終わります。

次は、市長の所信表明について３項目、質問を行います。

まず１点目、民間からの校長招聘についてですけれども、この方針は一見、学校教育の活性化や競技力向上を図る改革として映るかもしれませんけれども、しかし、その実態を厳密に検証すれば、教育行政の基本原則を揺るがし、法的整合性を欠き、歴史的教訓にも反する危険な施策であることが明らかになります。

まず、大阪市の公募校長制度、これは有名ですけれども――が招いた具体的事実。11名の公募校長のうち、６名が不祥事、４名が辞職、免職、経歴詐称による懲戒免職、教頭への土下座強要、生徒を川へ突き落としセクハラの連発など、こういった事実を調査検討したのか。これをどのように捉えているのか。なぜ同じ政策を推進できると判断したのか、大阪との違いは何か、具体的に説明をお願いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

大阪市は小中学校の民間からの校長登用であり、市長の所信表明にあった民間からの校長登用は市立高等学校を対象としております。小中学校については、学校教育法により、市町村には区域内の子どもを通わせるための小中学校を設置する義務があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県教育委員会において任用された教職員を市教育委員会が学校に配置しているなど、高等学校とは仕組みが異なっております。本市としては、他の自治体の高等学校校長の任用方法等を踏まえて、創設する学校の方向性にふさわしい校長の任用について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　御答弁では、大阪とは対象校種が違うと主張されましたけれども、まず大阪では、小中学校だけでなく、府立高校でも民間人校長公募が行われ、そこでも深刻な不祥事が現実に発生しているという厳然たる事実があります。また、第２に仕組みが異なるという説明は、教職員の配置権限の所在についての行政上の区分であって、民間人が学校管理職として適切かという教育的本質論とは全く次元が異なる問題です。さらに、答弁は、他の自治体の高等学校校長の任用方法等を踏まえて調査研究を進めると締めくくったわけですけれども、しかし、市長は既に所信表明という最も公式な政策表明の場において、民間からの校長登用を推進すると明言しています。にもかかわらず、調査研究はこれからだというのであれば、根拠も対策も固まっていない段階で議会、市民に対して政策を公約したことになる、これは本末転倒と言わざるを得ません。

次のイの質問に移ります。学校教育法施行規則では、公立学校の校長資格について、教員免許を有し、かつ教育に関する職に５年以上あった者を原則とするとあります。ただし、2000年の施行改正により、経験ない者を校長に任命採用できる特例が設けられています。この特例とは文字どおり例外であり、あくまでも個別学校の具体的特殊な事情に対応するための最後の手段として位置づけられています。学校の運営上、特に必要がある場合という要件は厳格に解釈されなければならず、民間活力の活用という政策的スローガンや首長の政治的意向を理由として適用することは法の趣旨、目的に反する拡大解釈であります。

換言すれば、市長が招聘を推進する方針として打ち出し、教育委員会の専門的判断を経ずに政治的方向性として民間人登用を推進することは、特例条項の特殊性を骨抜きにすることにほかなりません。法は、個別法の特殊な必要性に基づく例外的措置を認めているのであって、新設校の具体的な特徴や教育内容が定まらないうちに市長が民間人登用を打ち出すなどということは、これまた、本末転倒かつ権限を逸脱した行為と言わざるを得ません。

教育公務員特例法第11条では、校長及び人事の任命については、教育委員会及び教育長の専権的職権権限とされています。市長が教育行政の人事政策に介入することは、教育基本法第16条第１項の不当な支配の禁止条項に照らして厳重な検討を要する問題と考えます。学説上、不当な支配とは、政党や財界など、国民全体ではない一部の勢力が教育に不当に介入する場合を指し、理論的には、国、地方公共団体のような行政機関も不当な支配の主体になり得るとされています。これに対する市長の見解を伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

教育委員会は、教育に関する政治的中立性や継続性、安定性を確保し、首長への権限集中を防止するために置かれた独立した行政委員会であり、公立学校長の採用をはじめとした教育に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律などの関係法令にのっとり、適切に管理執行されるものと承知しております。このたびの所信表明は、今後の市政運営について市長の考えや方向性を示したものでありますことから、御質問にございます、民間からの校長登用についての方針が直ちに教育委員会の権限に介入し、教育基本法第16条第１項に規定された不当な支配に当たるようなものではないと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今の答弁では、直ちにはならないということでしたけれども、裏を返せば、将来はなるかもしれないし、状況が変わればなるかもしれないという意味を含んでいるのではないでしょうか。

その点を指摘してウに移りますけれども、スポーツ指導者の招聘にも触れていますけれども、優秀な指導者の

基準を競技成績のみに置くことは、子どもとの関わり方、安全管理、人格形成の配慮といった教育観点を軽視する危険性をはらんでいると思います。この点についての市長の見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は部活動の地域展開を進めており、指導者研修会などを実施した上で、地域の方等が部活動の指導者として活動できる環境づくりを進めています。今後のスポーツ指導者の招聘については、部活動地域展開の動向を踏まえて調査研究に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今回も調査研究を進めるという表現が用いられていますけれども、同様な問題があるということを指摘しておきます。

次、エに移りまして、現行制度下では、民間からの活用は任期付採用になると思いますけれども、任期満了とともに雇用関係が終了するため、校長としての継続性、安定性が本質的に損なわれるおそれがあります。学校教育においては、教職員との信頼関係の構築、地域、保護者との連携、中長期的な学校運営方針の実施など、継続を要する問題が山積しています。任期付校長でこういったことに対処できると考えられるのか、意見を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

他の自治体における民間からの校長登用については、任期つきだけではなく、任期を定めていない自治体もあることから、他の自治体の市立高等学校長の採用について、今後も調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　任期を定めない自治体もあると答弁されましたけれども、任期を定めない採用はもっと問題が大きく、民間人校長を地方公務員法上の常勤職員として正式に任用することを意味します。この場合、地方公務員法第27条の、職員はこの法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して降任され、もしくは免職されないという強力な身分保障を与えることになります。すなわち問題のある民間人校長であっても、地方公務員法によって免職、降任することが非常に困難になるということであります。この点を指摘して次の質問に移ります。

次は、太陽光パネルについてです。

再生可能エネルギー推進の先進国として世界から注目されていたドイツでは、2025年に新政権が住宅用太陽光発電への固定価格買取り助成金の廃止を決定しました。その理由は、電力システム費用の膨張により市民と産業界が支え切れなくなっているというものです。我が国の2025年度の再生エネルギー賦課金は3.98円kwhと前年比14％増加し、国民全体の年間負担総額は４兆8,000億に達しました。この賦課金は電力料金に上乗せされるため、所得の低い世帯ほど収入に占める負担割合が重くなる逆進的構造を持ち、経済産業省の審議会においても制度の根本的見直しが検討されています。世界のエネルギー政策の現実と我が国の気象的条件、本市の地理的条件、電力の安定供給という課題を踏まえ、今後さらに太陽光エネルギーを推進することの意義について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

世界のエネルギー政策の現状としては、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などのある懸念もある中、エネルギー資源に乏しい地理的条件である我が国は、再生可能エネルギーを主力電源としつつ、特定の電源や燃料源に過度に依存しないよう、バランスの取れた電源構成を目指していくとしております。本市においては、再生可能エネルギーのうち地熱や水力などについてのポテンシャルは小さく、太陽光が主力の再エネ電源になると考えております。このため、昨年度策定した市川市地球温暖化対策実行計画において、太陽光発電設備を主とした再生可能エネルギー等の導入強化を重点施策とし、その取組を進めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

次のイに移ります。廃棄物処理のコストですけれども、廃棄の制度的受皿なしに設置を推進することは、将来の廃棄コストを次世代市民に先送りする無責任な政策です。廃棄物処理の将来コストについて、どう考えているか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本市域のみならず、国全体としても、2030年代後半以降に太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万ｔ程度に達すると予想されております。これらを全て埋立処分とした場合には、最終処分場の容量に負荷をかけ、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることからリサイクルの推進を図る必要があります。しかしながら、現時点では埋立費用とリサイクル費用との差額が大きく、全国的な処理体制が構築途上であることが課題となっております。

こうした中で太陽光パネルの処理コストについて、環境省の調査結果によると、パネルのリサイクル費用は１キロワット当たり8,000円から１万2,000円となっております。しかし、これはパネル自体のリサイクル費用であり、住宅のパネルを実際に廃棄する際にはパワーコンディショナーやケーブルなど、附帯設備を併せた発電システムの解体、屋根からの撤去、処理施設への運搬などにかかる費用も必要となります。こうしたことから、これらを含めた将来的な処理コストを算出するのは現時点では困難であると考えております。

なお、これまで政府において、社会全体のコストの抑制やリサイクルの処理体制構築の観点から太陽光パネルのリサイクル推進に向けた検討を進めてきました。現在は太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律が成立し、６月５日に公布されたところであります。市でも、今後の国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　設置には補助金をつけておきながら、廃棄のコストについては責任を持たないというのは無責任過ぎるのではないでしょうか。それから、今もおっしゃった国の法案というのは、事業用の大規模な太陽光設備を対象としたもので、住宅用の設備は対象としていないということを申し上げます。

時間の関係で次の質問に移ります。ウの日本国内で流通する太陽光パネルの製造業者は、ほぼ90％以上、中国製であるということは自明のこととなっています。本市が血税で補助金をつけている利益が我が国の企業ではなく、中国企業の水銀販売を後押ししているという構図になっているわけです。また、太陽光パネルの製造に不可欠なポリシリコンの製造拠点は中国の新疆ウイグル自治区に集中しているということで、これは有名な人権問題の地域であって、ここで製造されたものは衣服であったりとか、いろんなものが世界で買わないという運動が起こっているような地域であります。こういった中国製の太陽光パネルに対して、税金を使って補助金をつけることについてどう考えているのか、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

国内の動きとしては、太陽光発電の利用技術の確立と普及促進を目的として設立された一般社団法人太陽光発電協会が太陽光発電産業のサプライチェーン等における人権尊重に係る取組ガイダンスを令和５年４月に策定し、公表しております。また、経済産業省では、太陽光パネルに限らず、事業活動全般を対象とした「ビジネスと人権」に関する行動計画を令和７年４月に改定しております。このほかに太陽光発電設備を含む分散型電源のサイバーセキュリティー対策につきましては、送配電網に接続する機器について、ＩｏＴ製品のセキュリティーレベルを見える化するラベリング制度、通称ＪＣ－ＳＴＡＲの取得を要件化することを経済産業省が検討しております。市といたしましては、このような業界団体や国の動向を注視して参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　市としても、積極的に調査して、現に今も補助金をつけているわけですから、これについて責任を持って税金を使えるのかどうか、御判断いただきたいと思います。

次の質問に移ります。中核市移行についてですけれども、所信表明では、保健所を設立することによってきめ細やかな支援が可能となるということがうたわれていますけれども、これが成り立つためには、これまでが不十分だったのかという問いがあると思います。千葉県の配下にあった保健行政がこれまで市民から遠く、情報集約が遅く、意思決定が鈍く、支援がきめ細やかでなかったという事実認定があったのかどうか。このようなことは市長はおっしゃっていませんけれども、これがどのような問題があったのか、まず伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

感染症対策や保健行政におけるきめ細やかな支援論とは、市民おのおのが持つ背景の違いに寄り添い、誰一人取り残すことなく、的確にフォローする行政アプローチのことでございます。本市では、これまでも保健所を設置する県と緊密な連携を図り、公衆衛生水準を満たしながら市民の皆様の健康維持増進に努めてまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が日本で流行し始めた令和元年度に市内で感染者が確認された際、県の保健所と連携して本市も対応に当たったものの、県と市の役割分担の中で、発生源に関する情報を本市が把握できないといったことが起こりました。また、県の保健所職員は本市の指揮命令下にないため、本市が医療専門職に対して直接的な指揮命令を行うことができず、危機管理体制と保健行政との一体的な運用に障壁が存在していることも課題として認識されたところでございます。

そこで、自前の保健所を持ち、本市が感染症などの情報の直接の管轄者となって情報収集や意思決定を迅速に行うことができれば、地域の医療機関や福祉施設等とのネットワークを活用し、これまで以上に強固な危機管理体制が構築できるものと考えております。また、福祉、教育、子育てなどの各行政部門と保健所が連携した包括的な支援体制の確立にもつながってまいります。住民一人一人の顔が見えるきめ細やかなセーフティーネットを構築することがきめ細やかな支援論の目指すゴールであり、これは中核市移行により、本市が目指す方向性と合致するものであると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　次の質問に移りますけれども、中核市に移行することに伴う財政負担、25億とか言われていますけれども、本市は不交付団体ですから、一般の交付団体であれば、この部分はかなり国からの交付金で賄

われるわけですけれども、これ、本市は不交付団体であるから全て自前で賄わなければいけないということであります。すなわち、その分、他の今ある行政サービスが犠牲になるということです。このことはしっかりと直視する必要があると思います。

したがって、先順位者への答弁でもありましたけれども、中核市に移行した不交付団体の都市は２つしかなかったと思いますけれども、本市も中期財政見通しにおいては、扶助費の増大、公共施設更新費の膨張、老朽インフラの修繕費増加が課題としてあります。こうした厳しい財政環境の中で新たな恒常的支出を生み出す中核市移行を選択するほどに市民に対する大きなメリットがあるのかどうなのか、今までの説明を聞いてもよく分かりません。はっきりとは、ああ、そうかというほどの説明ではなかったと思いますけれども、これについて御説明願います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本市の財政状況に鑑みますと、中核市移行により交付団体となり、地方交付税による国の財政措置を受けられる可能性は低いものと想定しております。この普通交付税の算定において交付団体となるということは、自立した財政運営ができる自治体であると見込まれていることであり、それに見合った責任を主体的に果たしていくことが求められるものと考えております。また、コスト意識とともに基礎自治体としての最大の使命は、市民の健康や生命を守り抜くことであると認識しております。特に市民の健康や生命に直結する感染症対策などの際には迅速性が求められます。基礎自治体である本市の事務権限が拡大されることにより、市民一人一人のニーズに寄り添った、誰一人取り残すことのないきめ細やかな行政サービスを提供できるようになることこそが移行による大きな価値であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁でも抽象的、情緒的な答えであったんじゃないかなと。具体的かつ定量的な説明というのはあまり聞かれなかったことが残念であります。

ウに移ります。所信表明における市長の「本来自分たちで担えるはずの権限を県に委ね続けることであり、自治体としての積極的な役割を遠ざけている」という記述がありますけれども、中核市移行を選択してこなかった市川市の在り方を消極的不作為として否定的に評価するとも受け取られかねない表現です。

繰り返しになりますけれども、中核市移行を選択しなかったことは、私は財政規律と市民サービス水準の維持を重視した合理的判断であって、積極的に評価、支持する立場です。また、事実関係の確認として、保健所業務をはじめとする中核市移行に係る事務は、現在、市川市が県に委ねているのではなく、法律上、県が担うべきものとして設計されているのであります。これは市川市が自発的に権限を手放しているのではなく、現行の地方自治法の制度設計に従って適法に執行されている行政の姿です。委ねているという表現は、主体が権限を有しながら、それを他者に預けているかのような印象を与えますけれども、実態は異なります。

一般市においては、当該事務は法律上、県の権限であり、市はその権限を持っていない。したがって、「本来自分たちで担えるはずの権限」という表現も正確ではなく、正確には中核市になることで新たに付与される権限であるということです。この言葉については、ささいなようでいて、実は政策の本質に関わる、既に市の権限であるものを有効活用していないという印象を与えるものです。中核市を取得するために相応のコストと責任を負うべきかどうかというのと議論が混同されるおそれがあります。この所信表明に対する疑問について、市長の説明を求めます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本市は、これまでも社会経済情勢や本市の財政状況を的確に見極め、一般市という枠組みの中で財政規律を堅持し、市民サービスの維持向上に努めてまいりました。市制施行92年で人口50万都市となった今、所信表明における市長の御発言は、これまでの実績を決して消極的、あるいは不作為と評価しているものではなく、従来の枠組みにとらわれず、常に住民に寄り添って、住民のためにどうあるべきか、子どもの未来のためにどうあるべきかを基本に、未来に向けた発展的な問題提起であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

それでは、最後の大項目に移ります。これまで批判ばかりして、批判ばっかりなのかということですけれども、最後だけ提案をさせていただきます。

１つは、財政の持続可能性と行政サービスの高度化は、地方自治体が共通して直面する根本問題です。財政環境の変化に対応するためには、従来型の市債発行に依存した資金調達の枠組みを根本から見直し、より低コストで透明性が高く、幅広い投資家にアクセス可能な新たな手法を模索することが急務であります。その有力な選択肢として、近年急速に台頭してきたのがブロックチェーン技術を基盤とするセキュリティトークンによる債券発行、いわゆるデジタル債、ＳＴ債です。2025年12月22日の日本経済新聞では、政府は自治体が発行する地方債について、デジタル証券での発行に乗り出すと報じています。

そこで、本市の市債発行について、セキュリティトークンによる発行ができないかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

セキュリティトークンとは、ブロックチェーン技術を活用した、デジタル化された有価証券のことであり、コストの削減や取引の迅速性、あるいは少額での取引の実現などを目的に発行されるものでございます。このセキュリティトークンを活用した地方債の発行につきましては、本年５月に地方財政法を含む第16次地方分権一括法案が可決され、令和９年４月１日から発行が可能となる見込みとなっております。セキュリティトークンによる地方債を発行するメリットといたしましては、国などの公的資金や銀行などの民間金融機関からの借入れによらない資金調達が可能となることや、地方債の購入者へ直接アプローチすることで当該団体の施策や事業に関心を持ち、応援いただける方の増加を期待できることなどが考えられるところでございます。

一方、デメリットといたしましては、システムの導入コストやシステム使用料などのランニングコストも必要となることに加えて、資金調達に当たっては、国債などに上乗せした実施設定が必要となることなどが考えられます。本市の市債発行にセキュリティトークンを活用する場合におきましては、主に市民を対象として資金を調達する市場公募債の発行が想定されるところでございますが、本市では現在、市債の発行におきまして、民間金融機関などから安定的に資金を調達できている状況にあることや、利子負担軽減の観点からも、現時点においては直ちにセキュリティトークンの導入を検討する必要性は高くないものとは認識しておりますが、今後は法律の改正を踏まえた他自治体の対応状況等を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁を伺って、全く理解が追いついていないということが分かりました。答弁では、システム導入コストなど追加的なコストが必要となるとされていましたけれども、セキュリティトークン発行の最大のメリットはコスト削減です。40％から60％を現状の市債よりも削減できるという試算もあります。

また、今、民間金融機関などから安定的に資金を調達できている状況とありますけれども、それは現在の本市の安定した財政状態と金融環境によるものであって、近い将来ですら、それが保証されているものでないことは言うまでもありません。本市の財政状態が維持されたとしても、金融環境の変化で、いつ金融機関が地方債を引き受ける余力がなくなるか分からないということであります。そのために、今からしっかりと準備をしていく必要があるということを提案しておきます。

次に、最後の(2)ですけれども、これは関連しますけれども、現行のＩＣＨＩＣＯをブロックチェーン技術を使ったステーブルコインとして発行することについて、私は過去にも提案していますけれども、考えを伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ステーブルコインとは、日本円などの法定通貨と価値が連動するようにつくられているブロックチェーンなどのデジタル技術を活用した通貨システムとされています。このような新しい通貨システムへの移行は、将来的な決済コストの低減や他のデジタルサービスとの連携を見据えた上で高い可能性を持った技術であると認識しております。一方で、現在、国内における新しいデジタル通貨の仕組みは、企業や銀行が様々な方式を試行錯誤している段階であり、共通した規格が定まっていない過渡期であると認識しております。市の事業であるＩＣＨＩＣＯは、高齢者を含めて誰もが分かりやすく、かつ安定して使える仕組みであることが最も重要であると考えており、当面は現在のシステムを用いて、地域経済の活性化のために地域で消費を回すという本来の目的をしっかりと果たしていきたいと考えております。その上で、ステーブルコインのような新しいデジタル技術については、国による法整備や統一ルールの動向、事業者の技術開発、先進自治体の事例などを引き続き注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　現行のＩＣＨＩＣＯの使いやすいところが売りだということでしたけれども、今年発行したＩＣＨＩＣＯカードですら、私のところにも、お年寄りの方が使い方が分からないというような苦情が何件か来ている状況であります。

そのことを付け加えまして、前項で提言したデジタル市債、セキュリティトークン債の発行とＩＣＨＩＣＯ、ステーブルコインを組み合わせることで市川市独自のオンチェーン、地域金融エコシステムが構築できます。これは、世界でもほとんど前例のない先進的な取組となり得ます。デジタル地域通貨の進化は単なる決済の効率化にとどまらず、それは市民と行政の関係を再設計し、地域経済の環境を可視化、強化し、住民自治に新たなデジタル的基盤を与える変革です。本質問を通じて、市川市がプログラマブルなまちづくりの扉の第一歩を踏み出すことを強く求めて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○大久保たかし議長　これをもって一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後３時30分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２発議第２号核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてか

ら日程第４発議第４号全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第２号核兵器禁止条約の第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第３号住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第４号全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第５発議第５号国民健康保険税の納税を回避するために社会保険制度を利用した、太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、太田丈之議員の退席を求めます。

〔太田丈之議員退席〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第５号国民健康保険税の納税を回避するため社会保険制度を利用した、太田丈之議員に対し厳正な対応を求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

―――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第６発議第６号いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　賛成、反対、すみません……。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。ただいま議題となっております発議第６号いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議について、賛成の立場から討論をいたします。

いわゆる国保逃れとは、社会保険制度の趣旨に反して法人の役員となり、社会保険へ加入するスキームですが、日本維新の会や参政党に所属する少なからぬ地方議員が同様の行為に手を染めていた実態が次々と明らかになっている状況です。そして本市議会においても、参政党に所属していた太田丈之議員が過去３年間にわたり国

保逃れと疑われる社会保険の加入状況であったことに加え、法人からの所得についても、所得税法上必要となる申告をしていなかったことが同議員によって明らかにされました。

さらに太田議員は、この問題が発覚した本年５月中旬頃にはまだ党籍があり、何も答えることができないなどと、党籍を理由に説明を拒んでいましたので、正式に離党手続が完了すれば記者会見を開くなりして市民に対する説明責任を果たすものと理解しておりましたが、離党から約１か月が経過した６月23日においても、記者会見等による説明責任の履行につき、依然として明言を避けている状況です。そして、本日をもって今定例会は閉会する見通しです。

この一連の経緯、太田議員の言動に鑑みれば、太田議員は市民に対する説明責任の履行を引き伸ばし続けることで事実上回避し、曖昧な幕引きを図っているものと受け止めざるを得ません。本市議会がこうした太田議員の姿勢につき、厳しい対応を示さずに、どうして市民の理解が得られるのでしょうか。抽象的に責任を問うだけでは、実質的には何もせずに容認していることと同じなのではとの批判が生じた場合、どのように対抗できるというのでしょうか。もしかしたら太田議員は説明会を開催し、質問にも答えた旨、主張するのかもしれませんが、一部の議員だけが出席した非公開の場で一議員の質問を５分間と限定した対応では、市民に対する説明責任を果たしたことには到底なり得ません。市民不在、マスコミ非公開、議事録なしの非公式な説明会では、ていのよいアリバイづくりとの批判を免れないことは言うまでもありません。

つまるところ太田議員は、いわゆる国保逃れのみならず課税逃れ、さらには説明逃れをも疑われている状況ですが、それにもかかわらず、依然として議員としての地位にとどまり続けています。そして、太田議員は国民健康保険に係る事務を所管する健康福祉委員会に所属していることから、国保逃れをしている議員に国保に関連する議案を審査する資格があるのかといった、市民からの厳しい批判の声も寄せられているところです。

私も、当初はいわゆる国保逃れイコール議員辞職が相当とは考えておりませんでした。疑惑が生じたのであれば、住民自治に資する情報提供の観点から、まずは市民に対して速やかに説明責任を履行する。そして、その内容いかんによっては、必ずしも議員辞職が相当とはならない場面も想定し得ると考えていたからです。しかしながら、太田議員は自身に向けられた疑惑につき、一貫して市民に対する説明責任を果たそうとはしておらず、その期間は優に１か月を超えています。そして繰り返しですが、今定例会は本日をもって閉会する見通しです。このままでは、本市議会が太田議員の国保逃れのみならず、説明逃れをも容認しているものと受け取られかねないとの強い危機感を私は抱いております。この間、あらゆる角度から慎重な検討を重ねてまいりましたが、太田議員においては、市議会議員に課せられた最も重要な職責の一つである市民に対する説明責任を果たす意思がないものと判断せざるを得ないことから、本決議案に賛成するものであります。

○大久保たかし議長　これをもって討論を終結いたします。

これより発議第６号いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する辞職勧告決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

○大久保たかし議長　日程第７発議第７号太田丈之議員に対する問責決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　加藤圭一でございます。質疑させていただきます。発議第７号太田丈之議員に対する問責決議でありますけれども、いわゆる国保逃れは、厚労省の通知によりますと、明確に違法行為だとされております。発議第７号を読みますと、市議会議員はやはり法令遵守が求められているという趣旨の文言がございますけれども、あえて辞職勧告ではなく問責決議にとどめている理由ですね。法令違反だとされている事象について、あえて問責決議としている理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　お答えさせていただきたいと思います。

まずは文面、決議文を読んでいただければ、非常に厳しい内容なのかなというのがお分かりかと思います。問責決議というのは、目的、行為への厳しい非難と責任追及、これが大きな目的でございます。この中には、やっぱり強い反省と責任の自覚に迫り、また強く遺憾の意を表し、責任を問うことであります。その中で辞職を求める意思表示というふうにも取られるわけでございますから、非常に重い部分でございます。

以上です。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。では、問責決議をもって辞職を求めているということなんですか。

○大久保たかし議長　竹内議員。

○竹内清海議員　そうですね。そういう意味も含むということでございます。

以上です。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　辞職をするべきだという意味も含意しているということでよろしいですね。かしこまりました。

ちなみに、この発議第７号につきまして、複数の会派、名前を連ねていらっしゃいますけれども、大阪市会におきましては、同様の国保逃れにつきまして、自民党と公明党の連名で出しておるんですけども、こういったところにおきましては、そういった政党に所属する方はどのようにお考えになっているんでしょう。大阪市会では、国保逃れは辞職勧告だと、そうした整合性はあるんでしょうか。

○大久保たかし議長　それはすみません、決議とは関係ない話であると思いますので、質疑を変えていただけますか。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　質疑に直接関係ないということですね。はい。

では、これで質疑は終わります。

以上です。

○大久保たかし議長　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより発議第７号太田丈之議員に対する問責決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

太田丈之議員に対する除斥を解除いたします。

〔太田丈之議員入場〕

○大久保たかし議長　お手元に配付のとおり、越川雅史議員から発議第８号いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議が提出されました。

お諮りいたします。この際、発議第８号いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者全員であります。よって本発議を日程に追加することとし、議題とすることは可決されました。

これより発議第８号いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第８号いわゆる「国保逃れ」を許さず、自らも「国保逃れ」をしていないことを誓う決議を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

お諮りいたします。本日、意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第８委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第９委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和８年６月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後３時52分閉議・閉会

令和８年６月 17 日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

総務委員長　　浅　野　さ　ち

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第２号	市長の退職手当の特例に関する条例の制定について	可　　決	原案妥当
議案第３号	市川市税条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第４号	市川市都市計画税条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第６号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当

令和８年６月 17 日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

健康福祉委員長　　つちや　正　順

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第１号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第５号	市川市敬老祝金支給条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第６号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当

令和８年６月 17 日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

環境文教委員長　　石 原 よしのり

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第６号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当

令和８年６月 17 日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

建設経済委員長　　中　村　よしお

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第６号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第２号）のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当
議案第７号	令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第１号）	可　　決	原案妥当
議案第８号	市道路線の廃止について	可　　決	原案妥当
議案第９号	市道路線の認定について	可　　決	原案妥当
議案第10号	市道路線の認定について	可　　決	原案妥当
請願第８－１号	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の緊急事態の打開を求める請願	不 採 択 （賛成少数）	願意不適当

閉会中継続審査申出書

（令和８年６月定例会）

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申出書

○総 務 委 員 会

1　人事管理について
2　男女共同参画について
3　総合計画について
4　行政改革について
5　行政組織について
6　広報広聴について
7　財政運営について
8　契約及び工事検査について
9　情報政策について
10　ボランティア支援事業について
11　消防行政及び危機管理対策について
12　他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

1　保健・医療・福祉行政について
2　高齢者支援について
3　介護保険事業について
4　児童福祉対策について
5　母子（父子）福祉対策について
6　心身障がい者（児）福祉対策について
7　生活保護について
8　霊園、斎場について
9　国民健康保険事業について

○環境文教委員会

1　文化振興について
2　国際交流について
3　スポーツ振興について
4　環境保全、公害対策について
5　ごみ対策について
6　し尿処理対策について
7　学校施設及び管理について
8　教育振興対策について
9　生涯学習について
10　保健体育について

○建設経済委員会

1　商工業行政について
2　労働対策について
3　農水産行政について
4　観光行政について
5　都市計画事業について
6　建築物に係る紛争の調整等について
7　建築行政について
8　土地区画整理事業について
9　都市再開発事業について
10　住宅行政について
11　交通安全対策について
12　一般土木事業について
13　河川対策について
14　下水道事業について
15　みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

1　議会の運営に関する事項
2　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3　議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長	大久保　たかし
市川市議会副議長	にしむた　勲
市川市議会議員	加藤　圭一
〃	石崎　ひでゆき

令和７年12月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文 105 ページ　34 行目	いちかわ手当	市川手当

令和８年２月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文　50 ページ　22 行目	混入	購入
〃　56　〃　6　〃	今年度	後年度
〃　120　〃　9　〃	市内	市市内
〃　138　〃　22　〃	ふなばし三番瀬海浜公園	船橋三番瀬海浜公園
〃　157　〃　31　〃	機関	期間
〃　159　〃　8　〃	具体化パッケージ	具体パッケージ
〃　202　〃　1　〃	映す	写す
〃　324　〃　31　〃	代表質問への	代表質問のへの
〃　338　〃　13　〃	入札状況	入居状況
〃　357　〃　10　〃	考慮	購考慮
〃　359　〃　39　〃	航続距離	航行距離
〃　492　〃　25　〃	関係	環境
〃　501　〃　31　〃	認知症カフェは	認知症カフェはや
〃　566　〃　24　〃	を切り替えて	をに切り替えて